

Trust Sixty Foundation

アメリカ法律協会
米国信託法リステイメント (第2版)

慶應義塾大学信託法研究会訳

〔上〕

第1条～260条

トラスト60研究叢書

平成8年3月

財団法人 トラスト60

アメリカ法律協会
米国信託法リステイメント（第2版）

慶應義塾大学信託法研究会訳

【上】

第1条～260条

財団法人トラスト60

序

昭和46(1971)年、米国信託法リステイメント(第2版)を翻訳しようと発案されたのは田中寛先生で、当時慶應義塾大学大学院の信託法研究会のメンバーは5名であった。その後10年以上の年月をかけ、最終的にはメンバーも田中先生、新井先生、雨宮の3名になったが継続して会報「信託」に抄訳を掲載し、昭和57(1982)年に460条の翻訳が終了した。この翻訳は、抄訳であったため、本当は必要な事例がかなり省略されてしまったことが、研究会として気にはなっていた。そこで田中先生はこれをすべて見直し、判例に対応する具体的な事例はすべてを網羅し、分かりやすく、また使いやすい翻訳にする必要があることを強調されたのである。しかしながらこの作業はかなりの時間を要することであった。それにもかかわらず(財)トラスト60が、この作業への援助を快くお引き受け頂き、平成2(1990)年から再び、全面的な翻訳の見直しが始まった。しかし翻訳という作業は、意外に時間がかかり、なかなか終わりが見えない上、リステイメントの3版が出版され、そもそも2版をもう一度見直す必要があるのかという事態にも立ち至った。しかしながら田中先生のご意志は固く、ご自分としては、生涯の仕事としたいというご意向で、たとえ3版が出版されようとも、2版の内容を明らかにすることは、信託法研究に重要な意味を持つと言われ、翻訳の見直しのスピードアップ体制を考えることになった。そこで設置されたのが、1ヶ月に1回の研究会のほかに数回行うワーキングで、慶應大学の図書館のセミナー室や各先生の研究室など場所を転々としながら翻訳の見直しをしたことがいまではなつかしい思い出である。この間、(財)トラスト60の副理事長が3人もお変わりになったが、わが慶應義塾大学信託法研究会のメンバーも3人の若手女性研究者が参加することになり、翻訳作業は急激にスピードアップされることになった。しかしながら残念なことに平成5(1993)年7月29日、研究会の代表である田中先生が急逝されてしまった。残されたメンバーとしては、翻訳見直しを完成することが、先生のご恩に報いることと信じながらようやく終了の運びとなった。ここにたどりつくまでには、田中先生のご指導、(財)トラスト60の忍耐強い、また暖かいご支援、不正確な翻訳や誤訳をご指摘下さった海原文雄先生など多くの方々のご支援があった。ここに改めて御礼申し上げる次第である。そして最後に、田中先生の三回忌に本書を捧げ、心よりご冥福をお祈り致します。

平成8(1996)年3月

慶應義塾大学信託法研究会

代表 雨宮 孝子

慶應義塾大学信託法研究会

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| 田中 直（たなかみのる） | 慶應義塾大学名誉教授、信託法学会元理事長
平成5年 没 |
| 雨宮孝子（あめみやたかこ） | 松蔭女子短期大学教授、（財）公益法人協会専門委員 |
| 新井 誠（あらいまこと） | 千葉大学教授 |
| 今泉邦子（いまいずみにこ） | 三重大学専任講師 |
| 中村昌美（なかむらまさみ） | 明治学院大学・拓殖大学非常勤講師 |
| 藤田祥子（ふじたさちこ） | 慶應義塾大学大学院博士課程在籍 |

米国信託法リステイメント（第2版）

【上巻】

第1章 信託の定義および他の法律関係との区別	1
第1節 信託の定義	1
第1条 ホリスティメントの範囲	1
第2条 信託の定義	2
第3条 委託者、信託財産、受託者、受益者	6
第4条 信託条項(terms of the trust)	6
第2節 信託とその他の類似の法概念との区別	8
第5条 信託と寄託(bailment)	8
第6条 信託と遺言執行者の地位(executorship)または遺産管理人の地位(administrationship)	10
第7条 信託と後見(guardianship)	13
第8条 信託と代理	13
第9条 信託と譲渡担保(mortgage)、質権(pledge)、先取特権(lien)	15
第10条 信託と衡平法上の負担	16
第11条 信託と条件	19
第12条 信託と債務	22
第13条 信託と財産譲渡契約	28
第14条 信託と第三者のためにする契約	29
第15条 信託と債権譲渡	31
第16条 信託と債権の一部譲渡	34
第16条の2 法人の幹部役職員と区別される信託受託者	35
第16条の3 財産管理人と区別される信託受託者	35
第16条の4 信託と普通法上の財産権	36
第2章 信託の設定	37
第1節 信託設定の方法	40
第17条 信託の設定	40
第2節 信託を設定するための委託者の能力	43
第18条 信託宣言の場合の委託者の能力	43
第19条 生前行為によって信託譲渡をなす場合の委託者の能力	43

第20条	遺言で信託譲渡する場合の財産権の所有者の能力	44
第21条	指名権(power of appointment)の行使による場合の委託者の能力	44
第22条	信託としての約束をなす場合の委託者の能力	45
第3節	信託設定の意思	45
第23条	意思表示の要件	45
第24条	意思表示の態様	46
第25条	懇願的文言	47
第26条	現在の信託を設定しない意思	49
第27条	特定の指名権	54
第4節	約因(consideration)	57
第28条	信託宣言のための約因	57
第29条	信託譲渡の場合の約因	58
第30条	信託設定の約束をなす場合の約因	58
第5節	受託者に対する財産権の移転	59
第31条	譲受人自身の利益のために、生前行為によってなされる財産権の譲渡	59
第32条	第三者のための信託として、生前行為によってなされる譲渡	61
第33条	遺言による信託譲渡	65
第34条	2人の受託者への譲渡	66
第6節	受託者への通知とその承諾	66
第35条	受託者への通知とその承諾	66
第7節	受益者への通知とその承諾	69
第36条	受益者への通知とその承諾	69
第8節	権限の留保および設定	70
第37条	権限の留保および設定	70
第9節	口頭証拠法則(the parol evidence rule)	71
第38条	口頭証拠法則	71
第10節	書面(written memorandum)の必要	72
第39条	普通法における書面の不必要	72
第40条	詐欺防止法	73
第41条	書面への署名の時期および署名者・信託宣言の場合	73
第42条	書面への署名の時期および署名者・信託譲渡の場合	75
第43条	口頭により設定する信託(oral trust)の履行	77
第44条	委託者のための口頭により設定した信託の不履行の効果	78

第45条	第三者のための口頭による信託の不履行の効果	81
第46条	書面に記載すべき事項	85
第47条	信託設定の書面として意図されたものではない書類	85
第48条	複数の書類から成る書面	86
第49条	書面の滅失または毀損	87
第50条	一部履行	87
第51条	詐欺防止法の要件欠缺の効果を楽しむ者	87
第52条	土地に対する権利以外の財産権の信託	88
第11節	遺言信託の設定	90
第53条	遺言法	90
第54条	遺言による信託の設定	91
第55条	秘密信託(secret trusts)	96
第56条	委託者の死亡を停止条件とする、生前行為によってなされる処分	100
第57条	委託者が、信託の撤回、変更または支配の権限を留保している場合の、生前行為による処分	104
第58条	貯蓄預金についての仮設信託(tentative trust)	107
第12節	信託設定の目的	109
第59条	信託設定の目的	109
第13節	不法性(illegality)	110
第60条	不法性に関する一般原則	110
第61条	犯罪あるいは不法行為	110
第62条	公序良俗に反する履行	111
第63条	詐欺目的	117
第64条	不法な約因	119
第65条	不法性の効果	119
第13節の2	履行不能(impossibility)および不特定(indefiniteness)	121
第65条の2	履行不能	121
第65条の3	不特定	122
第14節	他の要件	123
第66条	信託財産および受益者	123
第15節	ユース法(the statute of uses)の効果	123
第67条	ユース法	123
第68条	ユース法は、いかなる権利に適用されるか	124
第69条	能動信託	125

第70条	動産の信託	127
第71条	二重のユース	127
第72条	遺言による譲渡に基づいて生じるユース（用益）	129
第73条	復帰および擬制信託	129

第3章 信託財産

第74条	信託財産の不可欠性	131
第75条	存在しない権利	133
第76条	不確定な信託財産	134
第77条	確定している目的物に対する制限的な権利	135
第78条	譲渡しうる財産権	136
第79条	譲渡しえない財産権	137
第80条	譲渡不可能な理由が、信託宣言には適用されない場合	138
第81条	信託によって譲渡不可能な権利が生じたり、受託者に譲渡不可能な権利が生じる可能性がある場合	139
第82条	無体財産	140
第83条	衡平法上の権利	141
第84条	消滅するおそれのある権利	142
第85条	不確定な権利	143
第86条	期待	144
第87条	受託者としての債務者	146
第88条	受託者の財産権の範囲	147

第4章 受託者

第89条	自然人の受託者能力	150
第90条	妻	151
第91条	未成年者	152
第92条	心身喪失者	153
第93条	外国人	153
第94条	非居住者	153
第95条	国あるいは州	154
第96条	法人	155

第97条	法人格なき団体	157
第98条	パートナーシップ	157
第99条	信託を管理する能力	157
第100条	受託者としての委託者	159
第101条	信託設定後の受託者の欠落	160
第102条	受託者による信託引受後の拒絶	161
第103条	単独受託者のうちの1人の死亡	162
第104条	単独受託者の無遺言死亡	163
第105条	単独受託者の遺言死亡	163
第106条	受託者の辞任	163
第107条	受託者の解任	165
第108条	新受託者の選任	167
第109条	裁判所による新受託者選任の場合の信託財産に対する権原の帰属	169
第110条	選任権行使の場合の、信託財産に対する権原の帰属	169
第111条	通常譲渡不可能な財産権の新受託者への帰属	170

第5章 受益者

第112条	受益者確定の必要性	171
第113条	複数受益者	173
第114条	委託者が受益者を兼ねる場合	174
第115条	受託者が受益者を兼ねる場合	175
第116条	受託者たりうる能力	175
第117条	受益者たる能力の欠缺	176
第118条	受益者としての既婚婦人	177
第119条	法人格なき団体	177
第120条	受益者としての一定の集団の構成員	179
第121条	受益者としての血縁者(relatives)	180
第122条	受益者としての不特定な集団の構成員	181
第123条	不特定または一般的目的	184
第124条	特定の非公益目的	186
第125条	制限のない処分権	190
第126条	付随的な受益者(incidental beneficiary)	191

第127条	誰が受益者となるのか	193
第128条	受益者の権利の範囲	196
第129条	受益者の権利の範囲の確定	199
第130条	受益権の性質	201
第131条	衡平法上の財産の展観 (equitable conversion)	202

第6章 受益者の権利の移転 205

第1節 任意的移転 206

第132条	任意的移転の権限	206
第133条	譲渡および譲受の能力	206
第134条	譲渡の意思	208
第135条	約因	210
第136条	受託者への通知と同意	211
第137条	譲受人への通知と承諾	211
第138条	書面	212
第139条	詐欺防止法	212
第140条	遺言による譲渡	213
第141条	変更または取消の理由	214

第2節 意思によらない移転 214

第142条	受益者の死亡	214
第143条	共同受益者の死亡	216
第144条	寡婦産 (dower)	217
第145条	寡夫産 (curtesy)	218
第146条	婚姻中の夫の権利	219
第146条の2	生残配偶者の法令による遺産分配	219

第147条 債権者 220

第148条 死亡した受益者の債権者 221

第3節 任意的および非任意的移転に対する制限 221

第149条 差押からの除外 221

第150条 譲渡による権利に対する制限 222

第151条 元木の譲渡に対する制限 223

第152条 収益の譲渡に対する制限 223

第153条	元本譲渡の制限	228
第154条	扶養信託(trust for support)	229
第155条	裁量信託(discretionary trust)	231
第156条	委託者が受託者を兼ねる場合	233
第157条	権利を主張できる特別な債権者	235
第158条	浪費者信託の受益者の無能力または死亡	237
第159条	停止条件としての支払能力	238
第160条	一身専属的信託(personal trusts)	238
第161条	不可分受益者	239
第162条	不特定または不確定受益者(indefinite or contingent interests)	240
第4節	受益者の二重譲渡(successive conveyance)	240
第163条	二重譲渡の効果	240

第7章 信託の管理

第1節	総則	245
第164条	受託者の義務および権限	245
第165条	不能	247
第166条	不法	249
第167条	事情の変更	252
第168条	収益と元本の期限前処分	258
第2節	受託者の義務	260
第169条	信託事務処理の義務	260
第170条	忠実義務	261
第171条	自己執行義務	267
第172条	計算書の整備および提出の義務	269
第173条	報告の義務	270
第174条	善良な管理者の注意義務	271
第175条	支配の義務	272
第176条	信託財産の保存の義務	273
第177条	権利主張の義務	274
第178条	応訴の義務	275
第179条	分別管理の義務	276

第180条	銀行預金に関する義務	278
第181条	信託財産の収益をはかる義務	280
第182条	受益者に収益を支払う義務	281
第183条	各受益者に対して公平である義務	282
第184条	共同受託者に関する義務	282
第185条	監督権を有する者に関する義務	283
第3節	受託者の権限	285
第186条	受託者の権限の範囲	285
第187条	裁量的権限に対する制限	287
第188条	費用負担の権限	293
第189条	賃貸の権限	294
第190条	売却の権限	298
第191条	抵当または質権の設定または金銭借入の権限	303
第192条	和解、仲裁判断および権利放棄に関する権限	304
第193条	株式に関する権限	305
第194条	数人の受託者	306
第195条	残存受託者	307
第196条	承継受託者	308
第4節	受益者の救済方法と受託者の責任	309
第197条	受益者の救済方法の性質	309
第198条	受益者の普通法上の救済方法	310
第199条	受益者の衡平法上の救済方法	312
第200条	受益者以外の者の救済方法	314
第201条	信託違反の意義	316
第202条	信託財産の代位物に対する追及	318
第203条	信託違反によらないで得た利益に対する責任	325
第204条	信託違反によらないで生じた損失に対する無責任	327
第205条	信託違反に対する責任	327
第206条	忠実義務違反に対する責任	331
第207条	利息に対する責任	335
第208条	信託財産の売却による信託違反の責任	336
第209条	信託財産の売却を怠ることによる信託違反の責任	340
第210条	財産買受による信託違反の責任	340

第211条	財産買受を怠ったことによる信託違反の責任	342
第212条	第208条から前条までに述べられた義務の二つ以上に違反した場合の責任	345
第213条	損益相殺	348
第214条	数人の受益者	352
第215条	無能力者の受託者の責任	354
第216条	受益者の同意	355
第217条	権利放棄または契約による免除	360
第218条	追認による免責	361
第219条	受益者の権利の消滅時効 (laches)	363
第220条	裁判所の判決による免責	365
第221条	受託者の破産と免責	366
第222条	免責約款	367
第223条	承継受託者の責任	368
第224条	共同受託者の信託違反に対する責任	369
第225条	代理人の行為に対する責任	371
第226条	受益者以外の者に対する信託財産の支払または譲渡の責任	371
第226条の2	無効な信託のもとでなされた支払または譲渡の責任	373
第5節	信託資金の投資	375
第227条	受託者が適法になしうる投資	375
第228条	損失の危険分散	382
第229条	充渡抵当による貸付の金額	383
第230条	不法な投資を処分すべき義務	384
第231条	後に不適法となる投資	387
第6節	連続受益者	390
第232条	連続受託者に対し公平に取扱う義務	390
第233条	収入および支出の信託財産の元本および収益に対する割合	391
第234条	収益開始の時期	395
第235条	収益の分配 (apportionment)	397
第235条の2	生涯受益者の死亡時の収益の処分	398
第236条	株式より生ずる収益	399
第237条	支出の分配	404
第238条	分配期間中における信託の終了	405
第239条	消耗的財産	406

第240条 非収益的財産	409
第241条 売却遅延の場合における割当(allocation)	411
第7節 受託者の報酬	415
第242条 受託者の報酬	415
第243条 信託違反の報酬請求権におよぼす影響	420
第8節 受託者の費用補償	421
第244条 正当に負担した費用	421
第245条 不当に負担した費用	424
第246条 契約上の責任	427
第247条 不法行為上の責任	428
第248条 権利主体としての責任	430
第249条 受益者から個人的に補償を受ける権利	431
第9節 受益者の責任	433
第250条 受託者個人に対する受益者の責任	433
第251条 信託財産に対する受益者の責任	435
第251条の2 遺言者に対する受益者の負債	435
第252条 受益者の一人が信託に金銭の支払いをなす契約	436
第253条 受益者の一人による信託財産の不当な処分	437
第254条 受益者の一人に対する過払い	438
第255条 受益者の一人に対する信託財産の前払いまたは貸付	439
第256条 受益者の一人が信託違反に同意または関与した場合	441
第257条 受託者を兼ねる受益者の責任負担の範囲	445
第10節 共同受託者間の求償関係	447
第258条 共同受託者からの求償	447
第11節 信託事務処理に関する裁判所の指示と計算の承認	449
第259条 裁判所に対する指示の要請	449
第260条 計算の承認	450

(以下【下巻】)

第8章 第三者に対する責任	451
第1節 受託者の責任	451
第261条 受託者の責任一般	451

第262条	受託者の契約上の責任	452
第263条	受託者が責任を負わない旨の合意	453
第264条	不法行為に対する受託者の責任	456
第265条	所有者者としての受託者の責任	457
第2節	債権者の信託財産に対する執行権	458
第266条	普通法上の訴訟による信託財産の執行	458
第267条	衡平法上の訴訟による信託財産の執行	458
第268条	受託者が信託財産から求償を受くべき権利を有する場合の信託財産の執行	459
第269条	信託財産が利益を得た場合の信託財産の執行	462
第270条	信託条項が財産の責任について規定している場合	463
第271条	契約によって信託財産を拘束する場合	464
第271条の2	信託財産からの弁済を許すことが公平と認められる、その他の事由	465
第272条	第三者に対する義務の特定履行 (specific enforcement)	467
第273条	信託財産に対する第三者の権利の保護	469
第3節	受益者の責任	470
第274条	受益者の責任一般	470
第275条	受益者の契約上の責任	470
第276条	不法行為に対する受益者の責任	471
第277条	権利主体としての受益者の責任	472
第278条	受託者が受益者から個人的に免責を認められている場合	473
第279条	受益者が信託財産の交付を受けた場合	473

第9章 第三者の責任 475

第1節	受託者に対して不利益な行為をなした第三者	476
第280条	受託者による訴の提起	477
第281条	受益者による普通法上の訴の提起	480
第282条	受益者による衡平法上の訴の提起	481
第2節	信託財産の譲受人	484
第1款	総則	484
第283条	譲渡が信託違反でない場合	484
第284条	善意有償取得者	484
第285条	衡平法上の権利の譲渡	486

第286条	信託財産に衡平法上の権利を設定した場合	487
第287条	善意有償取得者でない譲受人から善意有償取得者への譲渡	489
第288条	悪意取得者	490
第289条	無償取得者(donee)	490
第290条	違法行為による譲受人	491
第291条	悪意取得者の責任の範囲	492
第292条	無償取得者の責任の範囲	496
第293条	違法行為による譲受人の責任の範囲	499
第294条	訴提起をなしうる者	500
第295条	受託者および譲受人に対する訴提起の選択	501
第2款	認識(notice)	502
第296条	信託の存在に対する認識	502
第297条	信託違反に対する認識の意義	503
第3款	対価(value)	509
第298条	現存する対価	509
第299条	譲渡前における対価の支払	511
第300条	譲渡後における対価の支払	512
第301条	信託違反を認識した後における対価の支払	513
第302条	対価としての約束	513
第303条	一部支払い	515
第304条	対価としての既存債務の弁済	517
第305条	対価としての既存債務に対する担保供与	519
第306条	債権者のための譲受人	521
第307条	破産管財人	522
第308条	受託者の債権者	522
第309条	脱落人	523
第4款	信託財産に対する権利の移転	524
第310条	信託財産譲渡の債権契約	524
第311条	信託の事実を知った後の譲渡	524
第312条	譲渡前で受託者が信託違反行為を完了した後の信託の認識	525
第5款	受益者に対する禁反言(estoppel)	526
第313条	受益者が禁反言を受ける場合の債権者の権利	526
第314条	受益者が禁反言を受ける場合の衡平法上の権利者の権利	527

第315条	受益者が譲渡に同意した場合の譲受人の権利	528
第6款	善意有償取得者からの譲渡	528
第316条	善意有償取得者からの譲受人	529
第317条	有償による受託者への再譲渡	529
第318条	善意有償取得者から悪意取得者への再譲渡	530
第319条	善意有償取得者から無償取得者への再譲渡	530
第320条	善意有償取得者からの新たな信託としての再譲渡	531
第3節	信託財産の譲渡を受ける以外の方法による信託違反への関与	532
第321条	受託者に対して支払われたものが不当に使用された場合	532
第322条	受託者による第三者に対する権利の放棄	533
第323条	第三者の受託者に対する権利の相殺 (set off)	533
第324条	信託資金の受寄者	535
第325条	受託者が保有する有価証券の移転の登録	537
第326条	受託者とのその他の取引	538
第4節	出訴期限法 (Statute of Limitation) および消滅時効 (laches) の効果	539
第327条	受託者が出訴期限法および消滅時効により権利行使を禁じられた場合の受益者の権利	539
第5節	受益者による義務免除および受益者に対する相殺	541
第328条	第三者に対する権利の受益者による義務免除	541
第329条	第三者の受益者に対する債権の相殺	543

第10章 信託の終了および変更545

第330条	委託者による信託の撤回	545
第331条	委託者による信託の変更	552
第332条	撤回または変更の権限の錯誤による遺脱	554
第333条	取消および訂正	556
第334条	信託期間の満了	558
第335条	信託目的遂行が不能または不法となる場合	560
第336条	緊急の事情による終了	562
第337条	受益者の同意	563
第338条	受益者および委託者の同意	569
第339条	委託者が唯一の受益者である場合	571
第340条	受益者のある者が同意しない場合	573

第341条	混同	575
第342条	受託者が信託財産を受益者に譲渡、または受益者の指図に従って譲渡する場合	579
第343条	受益者が受益権を受託者に譲渡する場合	582
第344条	信託終了の場合における受託者の権限および義務	586
第345条	受託者が信託終了に際して信託財産に対する権利または占有を移転する義務	587
第346条	信託財産の変形の指示	591
第347条	数人の受益者がある場合の信託財産の分配方法	591

第11章 公益信託 597

第1節	定義	600
第348条	公益信託の定義	600
第2節	公益信託の設定	601
第349条	公益信託設定の方法	601
第350条	委託者の能力	602
第351条	信託設定の意思	603
第352条	約因	604
第353条	財産権移転の必要	605
第354条	受託者の了知(notice)と承諾	607
第355条	口頭証拠原則(parol evidence rule)	607
第356条	詐欺防止法	608
第357条	遺言法	609
第358条	遺言による公益信託の設定	609
第359条	隠れたる公益信託	611
第360条	委託者の死亡を停止条件とする場合の生前行為による処分	613
第361条	委託者が信託の取消、変更または支配の権限を留保している場合の生前行為による処分	616
第361条の2	預金の形態の仮の信託	617
第362条	公益信託の設定に対する制限	618
第363条	信託財産	622
第364条	受益者不特定	623
第365条	公益信託の期間	623
第366条	取消及び訂正(reformation)	624
第367条	撤回及び変更(modification)	624

第3節 公益目的の性質	625
第368条 公益目的とは何か	625
第369条 貧困の救済	626
第370条 教育の振興	628
第371条 宗教の発達	629
第372条 健康の増進	631
第373条 行政または自治目的	631
第374条 その他の社会福祉の増進	632
第375条 特定の受益者	635
第376条 個人的な利益	637
第377条 不法の目的	638
第4節 公益信託の事務処理	639
第378条 受益者能力	640
第379条 受託者の義務	641
第380条 受託者の権限の範囲	642
第381条 信託条項の回避	643
第382条 裁量的権限の制限	644
第383条 受託者が数人ある場合	645
第384条 残余受託者	645
第385条 承継受託者	645
第386条 受託者の責任	646
第387条 受託者の解任	646
第388条 新受託者の選任	646
第389条 投資	647
第390条 受託者の報酬	647
第391条 公益信託の履行の強制をなしうる者	648
第392条 救済手段の性質	649
第393条 第三者に対する訴	650
第394条 裁判所に対する指図の要請	650
第5節 信託の効力・可及的近似の原則(the doctrine of cy pres)	650
第395条 委託者が公益目的を表示しなかった場合	650
第396条 公益目的が受託者の選択に委ねられている場合	651
第397条 受託者の欠缺	652

第398条	公益目的と無効な信託	655
第399条	特定の公益目的が無効であっても、委託者が、一般的な公益目的に供する意思を有する場合。可及的近似の原則	661
第400条	残余財産の運用	668
第401条	期間の制限または条件	669
第6節	第三者に対する責任	674
第402条	不法行為に対する責任	675
第403条	契約上の責任	676

第12章 復帰信託 (resulting trust) 678

第1節	一般原則	680
第404条	復帰信託の発生する場合	682
第405条	無償譲渡	682
第406条	詐欺防止法(the Statute of Frauds)	682
第407条	受益者による譲渡	683
第408条	受託者による譲渡	684
第409条	消滅時効	684
第410条	復帰信託の終了	685
第2節	明示信託が効力を有しない場合	686
第411条	一般原則	686
第412条	復帰信託発生が生じない場合	693
第413条	公益信託が効力を有しない場合	695
第414条	特定集団の構成員のための信託	697
第415条	血縁者 (relatives) のための信託	698
第416条	不特定集団の構成員のための遺言処分	699
第417条	不確定または一般的目的のための遺言処分	700
第418条	特定の非公益目的のための遺言処分	701
第419条	特定の受益者の指定がない生前譲渡行為	702
第420条	数人の有効な目的のための信託	703
第421条	公益目的と無効な目的	704
第422条	信託が不法であるために効力が生じない場合	705
第423条	譲受人が譲渡に対し対価を支払った場合	708

第424条	第三者が譲渡に対し対価を支払った場合	710
第425条	信託宣言に対し対価が支払われた場合	711
第426条	一般的指名権 (general power of appointment) を付与された者のための復帰信託	712
第427条	特定の指名権 (special power of appointment) を付与された者のための復帰信託	714
第428条	既存の信託の受益者により新たに設定された信託が効力を有しない場合	715
第429条	口頭による権利消滅行為	716
第3節	明示信託の信託財産に残余が生じた場合	716
第430条	一般原則	716
第431条	復帰信託が発生しない場合	719
第432条	公益信託における残余財産	721
第433条	譲受人が譲渡に対し対価を支払った場合	723
第434条	第三者が譲渡に対し対価を支払った場合	723
第435条	信託宣言に対し対価が支払われた場合	723
第436条	一般的指名権 (general power of appointment) を付与された者のための復帰信託	724
第437条	特定の指名権 (special power of appointment) を付与された者のための復帰信託	724
第438条	既存の信託の受益者により新たに設定された信託	724
第439条	口頭による権利消滅行為	724
第4節	財産権がある人に対して譲渡され、その購入代金が他の者によって支払われた場合	725
第440条	一般原則	727
第441条	復帰信託が生じない場合	729
第442条	血縁者 (relative) の名による買入	732
第443条	血縁者に対する贈与の推定が生じない場合	733
第444条	不法目的	734
第445条	代金の支払いが譲受人に対する貸付としてなされた場合	736
第446条	代金の支払いが譲受人に対して負担する債務の弁済としてなされた場合	736
第447条	代金の支払いが譲受人に対する贈与としてなされた場合	737
第448条	譲受人が購入代金を他人に対する貸金として支払った場合	738
第449条	譲受人が購入代金を他人に対して負担する債務の弁済として支払った場合	739
第450条	譲受人が購入代金を他人に対する贈与として支払った場合	739
第451条	購入代金が譲受人以外の者により支払われ、その支払いが第三者に対する貸金としてなされる場合	740
第452条	譲渡代金が譲受人以外の者により支払われ、その支払いが第三者に対する債務の弁済としてなされた場合	741

第453条	購入代金が譲受人以外の者により支払われ、かつその支払いが第三者に対する贈与として なされた場合	741
第454条	代金の一部支払い	742
第455条	支払いが金銭でなされない場合	748
第456条	信用購入(purchase on credit)	749
第457条	購入後の支払い	753
第458条	立証責任	754
第459条	受益者が禁反言を受ける場合の債権者の権利	755
第460条	口頭による権利消滅行為	755

第1章 信託の定義および他の法律関係との区別

第1節 信託の定義

第1条 本リステイトメントの範囲

第2条 信託の定義

第3条 委託者、信託財産、受託者、受益者

第4条 信託条項(terms of the trust)

第2節 信託とその他の類似の法概念との区別

第5条 信託と寄託(bailment)

第6条 信託と遺言執行者の地位(executorship)または遺産管理人の地位(administrationship)

第7条 信託と後見(guardianship)

第8条 信託と代理

第9条 信託と譲渡担保(mortgage)、質権(pledge)、先取特権(lien)

第10条 信託と衡平法上の負担

第11条 信託と条件

第12条 信託と債務

第13条 信託と財産譲渡契約

第14条 信託と第三者のためにする契約

第15条 信託と債権譲渡

第16条 信託と債権の一部譲渡

第16条の2 法人の幹部役職員と区別される信託受託者

第16条の3 財産管理人と区別される信託受託者

第16条の4 信託と普通法上の財産権

第1節 信託の定義

第1条 本リステイトメントの範囲

本リステイトメントにおいて信託と称されるは次の3種類の信託に限る。

(a) 第2条において定義される信託

(b) 公益信託(第348条～第403条参照)

(c) 復帰信託(resulting trust)(第403条～第460条参照)

注:

a. 本リステイトメント適用の範囲

本リステイトメントは、第2条において定義された信託及び公益信託乃至復帰信託を含むものとする。

【第1章】

本リスティメントにおいては遺言書或いはその他の書面による証書だけでなく、口頭あるいは当事者の他の行為によって設定される信託も含まれる。

b. 本リスティメントの適用範囲外

ビジネスの手段として信託を採用する場合、本リスティメントの範囲外である。また、担保手段として信託を採用する場合の規定も、本リスティメントの範囲外である。

既婚婦人の利益のためだけに用いられる信託に関する特別な規定には、ほとんど既婚婦人財産法 (married women's property acts) が適用されるので、その特別規定は、本リスティメントでは範囲外である。

c. 公益信託

私益信託 (private trust) という用語は第2条に定義されている信託と公益信託とを区別する場合に、前者の信託を指すものとして用いられる。

私益信託と公益信託の根本的な区別は、次の点にある。すなわち、私益信託においては、信託財産は、その信託の受益者として指定された特定の人のためのものであるのに対し、公益信託においては、信託財産は、共同体の利益という目的に奉仕するものである。

d. 復帰信託

明示信託 (express trust) という語は、本リスティメントにおいては、一方では第2条に定義された信託と復帰信託 (resulting trust) とを区別する場合、他方では、第2条に定義された信託と擬制信託 (constructive trust) とを区別する場合は、第2条に定義された信託を示すために用いられる。

復帰信託は、その発生方法、その性質および受託者の義務の範囲において、明示信託と異なる。復帰信託については第404条～第460条に規定されている。

e. 擬制信託

擬制信託は、その者の財産権の取得或いは保有が法律上の根拠に基づかず、その取得或いは保有によって、不当な利得を得ることになるので、その財産権を保有する人をして、それを他の人に譲渡すべきである衡平法上の義務に服させるという財産権に関する関係である。原状回復のリスティメント第160条参照。

明示信託、復帰信託の双方とも、それらを発生させる人の意思の表示の上に成り立っている。明示信託は、委託者の意思の表示によってのみ発生する。第23条参照。復帰信託は、委託者が財産権を取得或いは保有している人に、その権原を与える意思がないという推定が生じる状況のもとで発生する。第404条参照。他方、擬制信託は、当事者の意思の表示によるのではなく、不当な利得を是正しようとするものである。

擬制信託に適用される規則は、明示信託から生じた擬制信託、或いは明示信託を生じさせるもの以外は、本リスティメントでは扱わない。この規則は、原状回復のリスティメントで扱う。

第2条 信託の定義

本リスティメントにおいて信託と称するのは、「公益」「復帰」または「擬制」という文言が付けられてい

る場合を除き、或る財産権を保有する人に、その財産権を他人の利益のために管理・処分すべき衡平法上の義務に従わせる財産権に関する信託関係 (fiduciary relationship) であって、設定の意思表示にもとづき発生するものを言う。

注：

a. 用語

特定の形容詞をつけずに信託という語を用いる場合は、本条で定義される信託を意味する。すなわち、復帰信託、擬制信託ではなく明示信託を意味し、公益信託ではなく私益信託を意味するのである。

b. 信託関係

他人と信託関係にある者（受託者）は、その関係内の事項に関して、その他人の利益のために行為する義務を負う。受託者は、通常第三者に受託者としての義務の履行をさせてはならない。第171条参照。信託関係内の事項に関して受託者は、相手方の犠牲において自己の利益を得てはならない義務および相手方の承諾なしに利益相反するような対立関係に入ってはならない義務を負う。但し、裁判所の許可または信託関係設定時の条項によって認められている時は別である。第170条(1)項参照。受託者が相手方と取引する場合、その取引に影響を与えるもので自己が知り得た全ての事情を相手方に開示しない場合、またはその取引が相手方にとって不公正である場合、相手方はその取引を取消することができる。第170条(2)項参照。

信託関係は、受託者と受益者の関係のみならず、特に後見人と被後見人、代理人と本人、弁護士と依頼人との関係を含むものである。その関係によって影響を受ける取引関係の範囲および課せられる義務の程度は、それぞれ全く同じであるわけではない。信託受託者の義務は、その他の信託を受ける地位に立つ者の義務に比べると、より徹底したものである。信託受託者の義務については、第169条～第185条参照。

二者間の関係が信託関係ではないが、なお、信頼関係 (confidential relation) であるといえるものがある。例えば家族関係・医者と患者・僧侶と信者の関係がそうである。

甲が乙と信託関係ではなく、信頼関係にある場合、甲乙間でなされた取引は、事実上甲が乙を信頼していた場合に乙がその信頼を、詐欺または不当威圧 (undue influence) 或いはその他の方法によって濫用したというのではない限り、一方の申立によって取り消すことはできない。乙との信頼関係にある甲の不当利得に対する救済については第44条注Cおよび第45条注C参照。

信託関係が存在していても、その関係の範囲外にある別の種類の取引が、その当事者の行為であっても、当事者間の信頼関係の濫用がない限り、取消されない。

例：

1. AはBのための甲地の信託受託者である。Aは甲地に関するBの受益権を買受ける。また、AはB所有の乙地を買受ける。甲地の価値に影響を及ぼす事実を、Aの知り得た限りBに明らかにしなかった場合、Bは自己の甲地について有する受益権の売買契約を取消することができる。乙地の売買契約については、AとBとの間に信頼関係があり、Aがこの関係を濫用した場合、たとえば、Bに自由な情報を得させないように妨害したというような場合でなければ、Bはその売買契約を取消することはできない。

c. 財産権 (property)

財産権は、物に対する権利を意味するのであって、物自体を意味するのではない。財産権のリステイトメント第1章序説参照。

「信託財産(権) (trust property)」とは、信託によって保有される権利を意味する用語である。

「信託の目的物 (the subject matter of the trust)」とは、信託によって保有される権利の対象物を示す用語である。

d. 権原 (title) と所有権 (ownership)

「所有者 (owner)」という用語は、本リステイトメントにおいては、その者の利益のために単数、或いは複数の権利が帰属する者を指す。それらの権利の帰属者は、自己の利益のために保有するか、或いは他の者の利益のために保有するかに拘らず、それらの権利についての権原を有する。

或る者が、物につき完全な所有権を有する時、その者は「物の所有者 (owner of a thing)」と称される。さらに、その者がその権利の一部を手離したとしても、たとえば、地役権或いは賃借権を譲渡したような場合でも、なお、その者は「物の所有者」として称されるであろう。物に対する権原 (title to a thing)」という用語は、権原を有す者が、他人の利益のために管理又は処分する義務を負わない限り、物の所有者として有する権利 (an aggregate of interests) と同じ意味になる。

例：

2. 甲地の所有者AはBに甲地の地役権を設定し、Cに対しては、10年間の賃貸借契約を結んだ。Aは地役権と賃借権がついたままの甲地を、Eのための能動信託 (active trust) として、Dとその相続人に譲渡した。Bは甲地における地役権の権原を有し且つその権利を所有するものであるが甲地についての権原を有するのではないし、また、甲地を所有しているのでもない。Cは甲地に賃借権の権原を有し且つその権利を所有するのではあるが、甲地の権原を有したり、所有権を有するものではない。Dは甲地についての権原はあるが、甲地の所有権は有しない。Eは甲地についての衡平法上の権利の権原を有し且つその権利を所有するものであるが、甲地についての権原もないし所有権を有するものではない。

e. 衡平法上の義務 (equitable duty)

衡平法上の義務とは、大法官裁判所またはそれと同等の権限を有する裁判所において強制可能な義務である。

f. 衡平法上の権利

信託においては、信託の目的物について権利が分離されている。すなわち、信託受益者は衡平法上の権利を有し、受託者は通常普通法上の権利を有する。衡平法上の権利とは、大法官裁判所によって発達した原理や規準および法準則に起源をもつような種類の権利を言う。普通法上の権利とは大法官裁判所と区別される普通法裁判所によって発展された原理や規準および法準則に起源を有するような権利である。

普通法上の権利と衡平法上の権利を区別することは、これら2つの権利が、元来、異なる法廷で別の訴訟手続の形式によって実施されてきたものであるという沿革的な事情によるものである。衡平法上の権利に適用される法準則は、大法官裁判所によって展開されてきたため、普通法上の権利に適用される法準則に比べ、より柔軟性

がある。この柔軟性は、良識ある者の行為の規準という観点にもとづく正義の原則を適用し、固定した規則を適用せず、また財産上の権利を保障するというよりはむしろ人的義務を強制した大法官の概念に一部は起因するものである。更に、衡平法における訴訟手続が普通法における訴訟手続とは別のものであることにも起因する。その最も重要な差異の一つは、普通法上の訴においては、裁判の判決が、原告の土地や動産や金銭を回復する権限の有無を、絶対的に宣言し、もしそれが原告勝訴の判決であれば、裁判所の執行官による財産上或いは被告側の者に対する差押えの実行を通じて強制されるのに対して、衡平法上の訴訟における判決は、訴訟の一方当事者に対して、一定の作為ないし不作為義務を課す命令であり、しかもこの命令は絶対的なものでもよく条件付でもよい。

- (1) 衡平法上の権利が設定される方法は、それと類似の普通法上の権利が設定される方法とは異なったものと言える。
- (2) 衡平法上の権利は、設定可能な普通法上の権利の種類とは異なるものが設定される。
- (3) 衡平法上の権利を有する者の第三者に対する関係は、普通法上の権利を有する者のそれとは異ったものである。
- (4) 衡平法上の権利は、普通法上の権利の消滅をもたらさない法律行為により消滅することがある。

g. 意思の表示 (manifestation of intention)

「意思の表示」という用語は黙示の意思と区別される外部的に表示された意思を意味する。第4条参照。

h. 信託の要素

本条で明らかのように信託は3つの要素を包含する。すなわち、(1)「受託者」 この者は、信託財産を保有し衡平法上の義務に従って、それらを他の者の利益のために管理・処分する。(2)「受益者」 この者のために、受託者は、信託財産を管理・処分すべき衡平法上の義務を負う。(3)「信託財産」 これは受益者のために、受託者によって保有されている。

i. 受託者の必要性

受託者が暫くの間存在していなくとも、信託は設定され得るし、設定された信託も継続され得る。財産の所有者が、その財産を信託で遺贈する場合、受託者が遺言中に指名されていない場合、或いは受託者として指名された者が死亡或いは何らかの理由でその財産についての権限を取得できないような場合であっても、信託は成立する。第33条参照。さらに信託は、生存者間の譲渡により、たとえ譲渡証書中に指名された受託者がいないか、或いは受託者として指名された者が死亡若しくは何か他の理由によって財産に対する権限を取得できない場合であっても、設定され得る。第32条参照。受託者として指名された者は、受託者としての行為をすることを否認し又は拒絶することができるが、受託者への通知又は受託者による承認がなくとも信託は設定可能である。第35条参照。さらに、一度信託が設定されたならば、単に受託者がその後死亡したとか辞任したとか、解任されたとか、その他の理由で受託者でなくなったというような理由のみで、効力を失なうことはない。第101条参照。このような場合には、新たな受託者が指名されることになる。第108条参照。

j. 受益者の必要性

【第1章】

受益者が、暫くの間存在しなくとも、信託は設定され得るし、既に設定された信託の継続もできる。

信託設定時に受益者が存在しなくとも、永久権禁止則の期間内に受益者が確定できれば信託は設定できる。第112条参照。例えば、信託設定時に懐胎されているが、まだ生まれていない子の利益のため、又は、信託設定の時には、団体のメンバーがまだ確定されなくとも、その団体の利益のためにも設定可能である。第120条参照。

財産が、私益信託を意図して譲渡され、特定の又は確定し得べき受益者が存在しない場合、信託の設定は認められない。第123条、第124条参照。

k. 信託財産の必要性

信託設定の時に、信託財産が存在せず、または確定できない場合は、信託は設定されない。第74条参照。

信託が設定された後に、信託財産の全部がなくなった場合、受託者は、もはや信託として保有する物はないが、受託者はおも受益者に対し、信託関係にあり、それに基づく義務を負うことはあり得る。第74条注cおよび第87条注b参照。

第3条 委託者、信託財産、受託者、受益者

- (1) 信託を成立させる者を委託者という。
- (2) 信託として保有されている財産権を、信託財産という。
- (3) 財産権を信託として保有する者を受託者という。
- (4) 財産権が、ある者の利益のために信託として保有されている時に、その者を受益者という。

注：

a. 委託者

委託者という用語には、生存者間で信託を設定する者および遺言信託を設定する者を含む。

b. 信託財産(権) (the trust property)

信託財産(権)とは、信託として保有されている権利を言う。信託の目的物とは、信託によって保有される物自体を言う。第2条注c参照。信託財産(権)を全体として表わそうとする場合には「trust estate」という語が使用される。

c. 当事者 (person) の定義

「当事者」という用語は、法人組織および権利能力なき社団を含む。受託者となりうる者の資格については第4章第89条～第111条参照。受益者となる者の資格については第5章第112条～第131条参照。委託者となる者の資格については、第18条～第22条参照。

d. 複数当事者

財産権は複数の受託者によって、また複数の受益者のために保有されることがある。第113条参照。

第4条 信託条項 (terms of the trust)

「信託条項」という用語は、信託に関する委託者の意思の表示を意味し、訴訟手続において、証拠として認められたものを言う。

注：

a. 「信託条項」に含まれるもの

「信託条項」という用語は、本リステイトメントにおいては広義で用いられており、それが書面によると、口頭によると、或いは行為によるとを問わず、信託設定時における委託者の意思の表示を含み、訴訟手続において証拠として認められるものである。

信託条項を明示する書面がない場合、或いは、書面に記載されていなかったり、不明瞭であった場合に、信託条項を決定するにつき重要な諸事情は以下の通りである。(1) 委託者、受益者および受託者の地位、たとえば、年齢、性別、能力、社会的地位、財産状態、当事者相互の関係等、(2) 信託財産権の価格と種類、(3) 信託設定の目的、(4) 慣習、(5) 信託の管理されるべき事情、(6) 意思の表示を含むあらゆる書面の作成についての要式・不要式、過失の有無等。

信託条項を決定する委託者の意思は、信託設定時における意思であり、設定後の意思ではない。しかしながら、信託設定時における委託者の意思は、設定後に生ずる事実によって明らかにされるものであり、事実の証拠によって証拠法上、そのような意思ありと認定する範囲に限る。

b. 信託条項に含まれないもの

信託条項が問題とされている訴訟手続において、委託者の意思の表示の証拠が証拠として採用されない場合、それは、信託条項を構成しないことになる。そこで、その意思表示が、遺言法 (statute of wills) や詐欺防止法 (statute of frauds)、口頭証拠法則 (parol evidence rule) 或いは証拠法上の諸法則によって証拠として否認された場合には、信託条項になりえない。

c. 遺言により設定された信託

信託が遺言によって設定された場合の信託条項は、遺言の一般法則に従い、あらゆる状況を斟酌して決定される。

d. 書面によって生前行為により設定された信託

信託が生存者間の法律行為によって設定され、且つそれが書面による場合の信託条項は、あらゆる状況を斟酌してその書面の状況から解釈され決定される。但し、その信託に関する委託者の意思の表示に対しては、詐欺防止法や口頭証拠法則やその他の諸法則に従わなくてはならない。

e. 生存者間で口頭により設定された信託

信託が生存者間で法律行為により設定され、且つ、書面によらない場合の信託条項は、委託者の意思表示に関する証拠によって決定される。但し、委託者の意思表示の解釈に関しては、詐欺防止法やその他の諸法則に従わなくてはならない。

f. 前後参照

受託者の権限および義務の性質と範囲を決定する信託条項の効力については、第164条参照。

第2節 信託とその他の類似の法概念との区別

序説：

多かれ少なかれ信託に類似している極めて変化に富んだ関係がたくさんあるが、それらは信託ではない。さらに「信託」という語が、時にはそのような関係を網羅するために漠然と使用されることもある。信託に適用される規定は、それらの関係には適用されないので、このような諸々の関係と信託を区別することは重要である。これらの関係のあるものは、大法官裁判所が信託を承認する以前から、信託として裁判所によって認識されており、あるものは、大法官裁判所以後発展した。またあるものは、普通法裁判所によって発展し、あるものは、大法官裁判所によって、あるものは、教会法裁判所 (ecclesiastical courts) によって発展した。

「信託」という用語は、時として、あらゆる信託関係を網羅するためにも使われた。本リステイメントでは、信託という用語は、このような広い意味においては使用されていない。なぜならば、信託に適用される規定の多くは信託関係には適用されないからである。遺言執行者、後見人、法人の役員または取締役などは受託者であるが、それらの関係は、信託とは多くの面で異なる。

さらに、信託と代理とを区別するのは重要であろう。通常、代理人は本人の財産権を取得しない。たとえ、代理人に財産権が与えられても、代理人は、信託に適用される規定よりも、むしろ代理関係に適用される規定の方に従う。代理人が本人の利益のために財産権を保有している場合、その代理人は、ある意味では受託者であるが、その行為はすべて本人のコントロールに服するので、その者は代理人である。このような者は、代理受託者 (agent trustee) と呼ばれることもある。代理法リステイメント第二版第14条の2参照。代理と信託との特質の区別は、第8条で扱う。

次に、金銭債務者は受託者ではない。しかし、金銭債務と信託との区別を扱うことは重要である。なぜなら、時として、金銭債務が設定されたのか、信託が設定されたのかを判定することが困難であり、信託に適用される規定と、金銭債務に適用される規定とは大いに異なるからである。また、信託と譲渡担保、衡平法上の負担 (charge) および財産権譲渡契約のそれぞれを区別することは重要である。

第5条 信託と寄託 (bailment)

寄託は信託ではない。

注：

a. 寄託と信託の区別

動産の所有者が、他人に当該動産の所有権を移さないで、その動産の占有を移す場合は寄託であって信託は発生しない。

寄託と信託の区別は、両者間の起源と発展における相違の結果である。すなわち、寄託は、信託が大法官裁判所によって承認されたよりもずっと以前に、普通法裁判所によって認められていた。寄託を規律する法規は、普

通法裁判所と大法官裁判所が分離して存在していることは別に発展していったのに対し、信託を規定する法規は、2種の裁判所があったため、信託の目的物における普通法上の権利を扱う裁判所、信託の目的物における衡平法上の権利を扱う裁判所というように発展していったものである。

b. 意思の表示

信託が創設されるのか寄託が創設されるのかは、所有者が、所有者或いは第三者の利益のために他人に動産を移転する時の、当事者の意思の表示に基づく。表示された意思が、譲受人がそれによって動産に対する権原（動産の所有権）を取得するということであるなら、その行為は信託である。表示された意思が、それによって動産の所有権を得るのではなく、単に占有権だけを取得する場合であるなら、それは寄託である。

例：

1. Aが自己所有の馬の占有をBに移し、Bの馬小屋で一ヶ月馬を保管し、その後Aにその馬を返すよう指示した。異なる意思を表示した証拠がない限り、信託ではなく寄託が成立したことになる。
2. Aは証書（deed）により、Bに農場とそこで使用している馬全部を譲渡し、且つその農場と馬を売却し、その売却代金をAに支払えという指図をした。馬についての寄託でなく、信託が成立したことになる。

c. 目的物

信託の目的物は、動産でも不動産でもよく、有体物でも無体物でも良いが、不動産や無体財産は寄託の目的物とはならない。寄託の目的物は、動産、或いは社債、株券、保険証券というような権利を具体化した証書である。

d. 受寄者または受託者としての代理人

本人の動産につき占有している代理人は受寄者である。その者が本人のために保有している物について所有名義を有している場合、その者は代理受託者（agent trustee）である。

e. 権利と義務の性質

寄託者の権利は普通法上の権利であるのに対し、信託受益者の権利は衡平法上の権利である。受寄者の権利は普通法上の権利であり、他方、信託受託者の権利は、衡平法上の権利である場合もあるが、通常、普通法上の権利である。

受寄者の寄託者に対する義務は、時には、特殊な動産の事件については、大法官裁判所がそれらを強制するため競合して管轄権を有するが、通常は普通法上の管轄権に服する。受託者の信託受益者に対する義務は、ある場合には、信託受益者が受託者を相手として普通法上の訴を提起することができることもあるが、一般的には、衡平法上の訴を提起するものである。第198条参照。

f. 譲受人

動産の占有だけを有している受寄者は通常、寄託者の権利と関係なく自由にその動産を譲渡するという権原はない。他方、動産の受託者は受益者の利益のためにその権原を有しているとはいえ、信託の目的に従わずに、善意取得者にその動産を譲渡することもできる。その結果、受託者はその動産を衡平法上の権利を無視して譲渡することもあり得る。第284条参照。

【第1章】

g. 責任

受託者も、通常は受寄者も、過失なく信託または寄託の目的物を滅失毀損し、その価値を減少させた場合、責任を負わない。第204条参照。

h. 受益者としての第三者

信託も寄託も第三者の利益のために設定される。

例：

3. Cに馬を売ったAは、その馬の占有をBに移した。Bは貸馬庫屋の管理人で命令にもとづきCへ馬を引渡すよう指示されている。異った意図が示された証拠がない場合、BはCのためのその馬の受寄者であり、受託者ではない。

4. Aは証書で農場とそこで使っていたトラクターを全部売り、その売上げ代金はCに支払うように指示してBに譲渡した。トラクターにつき寄託でなく、信託が設定されたことになる。

i. 信託中の寄託

寄託が特定の信託条項のために設定された場合、例えば、寄託者の意思により終了させられないような寄託の目的物につき受寄者が利益を有する場合、その受寄者は第三者のための受託者となる。

例：

5. AはBのための農場の受託者である。受託者としての義務の履行のために、AはCからトラクターを3ヶ月借り、信託財産から100ドルをCに支払った。Aは、トラクターの受寄者としての権利に関するBの受託者である。

第6条 信託と遺言執行者の地位 (executorship) または遺産管理人の地位 (administratorship)

遺言執行者または遺産管理人の地位は信託ではない。

注：

a. 遺言執行者の地位と信託との差異

遺言執行者は、信託受託者と同様、信託関係における受託者である。それゆえ、遺言執行者は信託受託者と同様、信託関係の範囲内の事項につき、自己の個人的利益を得ることはできない。例えば、遺言執行者が個人の利益のために受遺者と取引関係に入る場合、その者は全ての情報を開示しなくてはならず(170条参照) また、受託者と同様、自己の権限や義務を他人に代理させてはならない(171条参照)。

遺言執行者は、遺言者の債権者、受遺者および最近親者 (next of kin) に対し義務を負う。これらの義務は最初は普通法裁判所および教会法裁判所において強制されていたが、次第に大法官裁判所が管轄するようになった。受託者の義務は大法官裁判所で実施された。遺言執行者の義務を強制した裁判所についてのこの違いが、遺言執行者の地位と信託との差異の大きな原因となっている。

b. 義務

遺言執行者の義務は、被相続人の遺産の清算終了までという限定がなされていて、その性格は一時的なものである。制定法に別段の定めがない場合は、遺言執行者の義務は以下のようなものである。(1) 遺言者の動産の占有を移転させる。(2) 遺言者の債務の弁済をなす。(3) 遺贈をなす。(4) 残余財産がある場合、それを遺言者の最近親者に分配する。

遺言者が受託者と同一人物を遺言執行者として指定した場合、または遺言執行者に受託者としての義務を賦課した場合、その者は上記4種の義務を履行することについては遺言執行者として行為することになるが、その他の附加的な義務については、受託者として職務を行なうのである。

例：

1. AはBに信託として10,000ドルを遺贈し、その内容は、その金銭を投資し、収益をCに支払い、Cが成年に達したときにCに元本を支払うというものであった。Aは自己の残余財産をDに遺贈した。AはBを自己の遺言執行者に指名した。Aの死後間もなく、Bは10,000ドルを分離し、Cの受託者として、自己の名義で投資をした。BがDに財産の残余を支払う前に、Bが投資した有価証券の価値が下落した。その損失はCに及ぶのであって、残余財産に及ぶものではない。

受託者は通常、信託財産が利益を生むように運用し、投資を行なう義務を負うものであるが(第181条参照)、遺言執行者は、通常このような義務を負うものではない。しかし、被相続人の財産の分配が遅れたことについて、正当な理由があるならば、遺言執行者は、投資を行なうについて一定の権利を有し、または義務を負うことがあるが、その許容する投資の範囲は、受託者に許されるよりも狭いものとなろう。

c. 不動産 (real property)

普通法上、遺言執行者は、遺言者の不動産の権利を取得するものではない。遺言者が不動産を売却し、その不動産の売却代金から負債或いは遺贈を支払うように指示して自己の遺言執行者にその不動産を遺贈した場合、その遺言執行者は、受託者としてその不動産を取得する。

d. 共同遺言執行者と共同受託者

遺言執行者が数人ある場合、そのうちのいずれもが単独で遺言者の動産を移転またはその他の処分を行なう権限を行使することができる。受託者が数人ある場合には、通常全員が共同して信託財産の移転或いはその他の処分をなす権限を行使しなければならないが(第194条参照)、公益信託の場合は、受託者の過半数でそのような権限を行使することができる(第383条参照)。

e. 租税

遺言執行者は、受託者とは異なる立場、異なる方法によって課税されることがしばしばある。

f. 信託設定の効果

遺言によって設定された信託の受益者は、信託が適法に設定された後は、死者の一般財産についての権利を有しない。

例：

【第1章】

2. Aは遺言で、総額10,000ドルを分離し、それを投資し、その収益をB生存中はBに支払い、B死亡の場合にはその元本をCに支払う旨の指示をなした。また、Aは自己の残余財産の全額をDに遺贈した。AはEを遺言執行者ならびに受託者に指定している。Eがまだその金額を分離しないうちに、或いは投資をする前にA死亡の時100,000ドルの価値であった不動産の価値の下落によって50,000ドルになってしまった場合でも、BとCはEに対して自分たちのために10,000ドルを分離しておき投資を行なうよう強制できる。

3. 事実は事例2と同様であるが、ただEが10,000ドルを分離して受託者として、自己の名義で、ある有価証券に投資することを信託として設定した後、この有価証券の価値が下落し、その結果、たった5,000ドルの価値しかなくなった。BとCはEに対し、被相続人の残余財産からその損害を填補するよう権利を強制することはできない。例1参照。

4. Aは国法銀行(National Banks)数社の株式をかなり多く所有しているが、そのAがBのために信託として、国法銀行株の10株を遺贈し、自己の残余財産をCに遺贈する。AはDを遺言執行者および受託者に指定し、Dに対し現在自己がBのために信託として保有する10株を選択するよう指示を与えた。Aが死亡し、その遺言が検閲を受けた。それ以外何もしなされないうちに上記の銀行のうちの1社が破産し、賦課金(assessment)が株主に課せられた。その賦課金は残余遺産から支払うべきである。

5. Dが10株を受託者として自分自身の所有に移した後に賦課金が徴収されるという点を除いては、例4で述べた事実の同様の場合、賦課金が、たとえそのような移転がなされた後株主に課せられたとしても、残余遺産から支払うべきものではない。

g. 出訴期限法 (statute of limitations)

遺言者の債権者が遺言執行者に対する権利、または若干の州においては受遺者または最近親者の権利もまた出訴期限法の適用を受けるが、受託者に対する受益者の権利は出訴期限法の適用を受けない。第219条参照。

遺言者は、自己の債権者およびその他の者の利益のために、信託で自己の財産が保有されることを指示できる。このような場合、遺言者の債権者は、その債権の即時弁済を主張しうるか、信託の設定を承認(acquiescence)することもできる。後者の場合、それらの者はその信託の受益者であるから、財産権に対する債権者の債権の申出には出訴期限法は、適用されることはない。

h. 不法行為による死亡

制定法によって、死者が使用しえない損害賠償請求権が、遺言執行者に授与され、そのような損害賠償請求権を行使することによって取得された損害賠償金額が、死者の遺産(一般財産)の一部とならない場合、その遺言執行者は、この損害賠償請求権を遺言執行者としてではなく、受託者として行使するのである。

例：

6. X州の制定法によると、故意または過失により他人を死亡させた者は、死亡した者の住所地において指名された死者の人格代表者に対して責任を負い、損害賠償額が人格代表者により、死者の未亡人や子供達および最近親者に支払われる。Y州のAは、X州のBの過失で死亡した。遺言により、AはC

を遺言執行者に選任していた。遺言執行状は、Y州のCに交付された。CはX州における補助的な遺言執行状の提出なしに、X州においてBを相手として訴えた。X州では、補助的遺言執行状の提出がなければ、他の州で選任された遺言執行者が訴訟を提起することを認める規定がない。にも拘わらずCの損害賠償請求は認められる。Cは、遺言執行者としてではなく、受託者として訴訟を提起したのである。

i. 遺産管理人

遺産管理人は受託者でない。遺産管理人の義務は、遺言執行者と同様であるが、死者が自分の財産を管理するよう指図したのではないという点で、遺言執行者と異なる。

第7条 信託と後見 (guardianship)

後見は信託ではない。

注：

a. 後見と信託の区別

後見人と被後見人との間の関係は、受託者と受益者との間と同様、信託関係である。

しかしながら、受託者は、信託財産(権)に対して権原を有しているのに対し、財産の後見人は財産について権原を有する必要はなく、財産を所有する被後見人のためにそれを処理する権能と義務だけを有する。信託の受益者は、信託の目的物に衡平法上の権利を有し、被後見人は、普通法上の権利を有する。

後見人は、被後見人が法的能力を欠いている場合のみ、裁判所によって選任される。信託の受託者には、そのような限定はない。

b. 権能と義務

後見人の権能と義務は、制定法によって定められるが、受託者の権能と義務は、本リステイトメントに述べられている法準則によって決定される。ただし信託条項およびそれらが制定法で修正される場合は別である。第164条参照。

c. 後見人の種類

後見人に適用される諸規定は、後見人 (guardian)、財産管理人 (conservator)、保佐人 (committee)、補佐人 (curator) 或いは、その他の名称のいかんにかかわらず、同様に適用される。それら等は、被後見人が未成年者、精神病者或いは裁判によって浪費者の宣告を受けた者、また法的能力を欠いていた者であっても、同様に適用される。

第8条 信託と代理

代理は信託ではない。

注：

a. 権原

【第1章】

受託者は、信託財産についての権原を有するが、代理人は、その財産に対して代理権は有するが、本人の財産に対する権原は有しない。

b. 支配 (control)

代理人は本人の利益のために行爲し、且つ、その支配に服する。(代理法リステイメント第2版第1条、第14条B参照) 受託者は、受益者の支配には服さない。ただし、受託者が信託条項に応じて、受益者の利益のために信託財産を処理しなければならないという条件下にあり、この義務の遂行を受託者が強制できる場合は別である。

c. 責任

代理人は、第三者に対する人的責任を本人に負わせることができる。受託者は、受益者にその様な責任を負わせることはできない。

d. 承諾

代理は本人および代理人の同意によって成立する(代理法リステイメント第2版第1条、第14条B参照)。信託は、受益者または受託者の承諾や了解なしで成立することもある。第35条、第36条参照。

e. 終了

代理は、代理人、または本人のいずれかの意思で終了させることができ、いずれかの死亡或いは無能力によって終了する。代理法リステイメント第2版第14条B、第120条～第122条参照。一方、信託は代理と違い、受益者または受託者のいずれかの死亡または無能力によっては終了しない。第330条、第337条参照。

f. 第三者に対する訴訟

本人の財産に関する第三者に対する訴訟は通常、代理人によってではなく、本人が提起する。しかし、本人の財産を占有している代理人は、他人の財産を占有している人が提起できるのと同様な訴を提起できる。他方、信託の場合は、通常、受益者ではなく、受託者がそのような訴訟を提起できる。第280条～第282条参照。

g. 死亡の際の処分

財産の所有者が、自分が死亡した際に、自分の指名する者に財産を与えるよう、また、指名を受けた者には、本人死亡に先んじてはいかなる権利も生じないということを指示して、その占有を代理人に託した場合、その指示は効力を生じない。なぜならば、遺言法の要件に従わずになされた遺言の処分だからである。他方、もし、財産所有者が信託において、委託者死亡の際、指定された者に財産を譲渡するために、それを委託者に引渡した場合なら、たとえ委託者が信託撤回の権限を留保していたとしても、その処分は、遺言法による要件充足を必要とする遺言処分ではない。第57条参照。

h. 代理人が権原を有する場合

代理人が占有だけでなく、本人のために、その財産の権原も託されたというだけの事実では、信託に適用される諸規定は適用されない。代理法リステイメント第2版第14条B参照。

また、代理人が、代理人の名前で預金してある銀行で、本人の金銭を管理処分する権限が与えられていたり、或いは、代理人が自己の名で登録した証券に対し権限が与えられていた場合で、かつ代理人が、本人によりその

指示が取消されない限り、本人死亡の際に、指名された者に金銭を支払ったり、或いは、証券を譲渡するよう指示されていた場合そのような処分はすべて効力を生じない。なぜなら、それは、遺言法の要件を充足することなしに行われた処分だからである。第57条注b参照。

i. 代理人および受託者としての銀行および信託会社

若干の州では、制定法によって、銀行或いは信託会社は、受託者の権能を含む種々の信託関係に基づく業務を行う権限を与えられている。1913年に制定され、1918年に修正された連邦準備法（Federal Reserve Act）により、それが連邦法、州法に違反しない限り、国法銀行に対し、連邦準備制度理事会が、受託者およびその他の信託的關係に基づく業務を行い権限を授与する資格を有することになった。つまり、信託機関は通常、生前行為や遺言で設定される信託にもとづく受託者として行為するだけでなく、カストディアン、代理人、受任者（attorney in fact）或いはエクスロー代理人等としても、その業務を引き受けるのである。

第9条 信託と譲渡抵当（mortgage）、質権（pledge）、先取特権（lien）

譲渡抵当、質権、先取特権は信託ではない。

注：

a. 譲渡抵当と信託の区別

譲渡抵当に関する法は、信託に関する法とは異った起源を有し、異った発展をなしてきた。元来、普通法裁判所だけが譲渡抵当を処理して来たのである。

大法官裁判所は、債務を履行しない抵当権設定者に、いわゆる衡平法上の受戻権（equity of redemption）を与えることにより、抵当権設定者における抵当物権の買戻の権利を創設し、実施した。この結果、普通法裁判所では、抵当権者がその抵当財産の所有者とみなされるが、大法官裁判所では、抵当権者における担保権を認めることを条件として、抵当権設定者が所有者とみなされた。多くの州では、制定法により抵当権設定者が抵当権者に普通法上の担保権を認めることを条件として、財産に対する普通法上の権利を有する。抵当権設定者の権利が普通法上の権利であるか衡平法上の権利であるかによって、この関係は信託と異ってくる。

b. 抵当権者および受託者の権利

抵当権者は、抵当財産の上に担保権を有し、譲渡抵当は、このような権利を抵当権者に与えるために設定される。受託者が、信託財産上に担保権を有することもある。たとえば、信託の管理において、受託者自身の財産から費用を支出したため、その償還を受ける権利を有する場合（第241条注c参照）、或いは、受託者としての自己の仕事に対する報酬を受ける権利を有している場合（第242条注e参照）がそれである。しかしながら、信託はそのような権利を受託者に与える目的では設定されない。

c. 信託関係

抵当財産に関する抵当権者の行為に或る制限が課せられるが、抵当権者は、受託者が受益者に負っているような信託義務（fiduciary obligations）を負わない。そこで、抵当権者は、債務の支払前に、債務および担保に対

【第1章】

する彼の権利を第三者に適法に譲渡できる。信託財産を第三者に受託者が譲渡することは、信託条項、裁判所または事情により受益者によって、そのようにする権限が受託者に与えられていない限り、信託違反である。第171条参照。

譲渡抵当物の占有を有する抵当権者は、それが自己によって占有されており、抵当権設定者の権利に適切な注意を払う信託義務を負っている限り、自己の受領しているものにつき責任を有する。しかし、抵当権者は受託者ではない。

d. 出訴期限法

抵当財産を取戻すための抵当権者に対する抵当権設定者の請求は、受託者に対する受益者の請求が禁止されない場合でも、出訴期限法によって阻止されることがある。第219条参照。

e. 信託として保有された譲渡抵当

譲渡抵当は信託として保有されうる。金銭の受託者が、それを貸し、その貸付を担保するため譲渡抵当を設定した場合、その者は受益者のための譲渡抵当の受託者であるが、債務者のための受託者ではなく、受託者と債務者の間には何ら信託関係はない。

譲渡人の第三者に対する債務を担保する財産が受託者に譲渡された場合、譲渡人は衡平法上の受戻権を有する。しかし、財産が、その財産或いはその収益を、譲渡人の債務の支払のために使用する目的で受託者に譲渡される場合、譲渡人は衡平法上の受戻権を有しない。なぜならば、その取引行為は担保取引ではないからである。しかし、債務支払の後の残余につき、復帰信託がある。第430条参照。

f. 質権と先取特権

質権および先取特権は、普通法上又は衡平法上、譲渡抵当と同様、信託ではない。

g. 売主と買主

若干の州においては、土地に対する権原が、代金支払前に、買主に譲渡された場合、譲渡人は、代金支払前に、代金に関する自己の債権の担保として、買主に対し、引渡した土地の上に衡平法上の先取特権を有するが、買主は売主のための受託者ではない。売主がその権利を譲渡する前の双方の関係については第13条参照。

第10条 信託と衡平法上の負担

衡平法上の負担は、信託ではない。

注：

a. 衡平法上の負担と信託との区別

財産権の所有者が、自己の利益のため、その財産権を、遺言または生前行為によって、第三者に一定額の金銭を支払うことを条件に他人に譲渡することがある。このような場合、その第三者は、当該財産権について、衡平法上の負担あるいは先取特権を有する。この当事者間の関係は、所有者がその財産権の全部または一部を、第三者の利益のために用いる旨の指示を与えている場合の関係、すなわち信託が設定されている場合に生ずる関係と

は異なるものである。

衡平法上の負担が設定されている場合、衡平法上の担保権を有する者は、その財産権に、衡平法上の先取特権をもつが、負担をともなう財産権を保有している者は、当該財産権の所有者であるが、その先取特権についての制約を受けている。受託者の方は、信託財産につき権原を有するが、その信託財産の所有者ではない。第2条注d参照。

衡平法上の負担の支払いがなされた後は、受遺者が、その財産を、制限なしに完全に保有することができる。他方、信託が完全に履行され残余財産が生じた場合、別段の意思表示がない限り、委託者のために剰余金を信託として保有することになる。

b. 意思の表示

衡平法上の負担が設定されている場合であるのか、あるいは信託が設定されているのか、ということは、当該譲渡人の意思表示いかんによる。譲渡人が財産を第三者の利益のために管理処分し、その受益権を第三者に与える義務を、譲渡人に負わせる意思を、譲渡人が明示している場合は、信託が設定されるが、譲渡人が、譲渡人に上記の義務を課すのではなく、その場合の受益権を譲渡人に与え、さらに第三者に対し担保権を付与するという意思の明示があれば、衡平法上の負担が設定される。

通常、「第三者に、一定額の金銭を支払うことを条件に」、あるいは上記の金銭を「支払って」財産権が第三者に譲渡される場合は、衡平法上の負担が設定されるのであって、信託が設定されるのではない。それは、譲渡人が、譲渡人に当該財産権を第三者の利益のために管理処分すべき義務を負わせる旨の意思を明示していないからである。

これに反して、第三者に、財産またはその果実から一定額の金銭を支払うという指図、あるいは「その財産またはその果実から上記金銭を支払うことを条件として」、また「その財産またはその果実から上記金額を支払って」、という指図をなして、財産を他人に譲渡する場合は、信託が設定されているのであって、衡平法上の負担が設定されているのではない。譲渡人が、当該財産権の少なくともその一部でも、第三者の利益のために管理処分すべき義務を、譲渡人に負わせようとする意思が、それによって明らかにされているからである。

例：

1. Aは、甲地をBに、A又は相続人の債務を支払うことを条件に遺贈した。異った意思表示の証明がない限り、衡平法上の負担が設定されたのであって、信託が設定されたのではない。

2. Aは、甲地をBに、或る債務あるいは遺産の支払いを目的とし、又は甲地を売却してその利益から上記債務あるいは遺産の支払をすることを指示して、信託として遺贈した。異った意思表示の証明がない限り、信託が設定されたのであって、衡平法上の負担が設定されたのではない。

譲渡が、「……という条件で」なされ、その条件が当該譲渡によって設定されたものではない場合、信託あるいは衡平法上の負担、そのいずれが設定されているのかという問題は、当該譲渡人の意思表示によって定まる。譲渡人が、第三者のために財産を管理し、そこから生ずる収益を得る権利をその第三者に与えるという義務を、譲渡人に負わせる意思を表明していれば、信託が設定されている。しかし、譲渡人が、譲渡人に対し上記の義務

【第1章】

を課すのではなく、単に第三者に当該財産の担保権を与えるという意思を表明したのであれば、衡平法上の負担が設定される。

例：

3. Aは、甲地をBに、A又は遺産の債務を支払うことを条件に遺贈した。異った意思表示の証明がない限り、衡平法上の負担が設定されたのであって、信託が設定されたのではない。

4. Aは、甲地をBに、甲地を売却してその利益の半分をCに支払うことを条件に遺贈した。異った意思表示の証明がない限り、信託が設定されたのであって、衡平法上の負担が設定されたのではない。

c. 信託関係

信託の受託者と受益者の間には信託関係があるが、衡平法上の負担をともなう財産権を保有する者と、衡平法上の担保権を有する者との間には、信託関係はない。衡平法上の負担をともなう財産権を保有する者が、その負担を条件に譲渡するか、あるいはその負担について第三者に通知すれば、当該財産権の上に有する自己の権利を適法に譲渡することができる。これに反して、信託財産を第三者に受託者が譲渡することは、信託条項、裁判所または事情により受益者によって、そのようにする権限が受託者に与えられていない限り、信託違反である。第171条参照。

例：

5. Aは、Cに1,000ドルを支払うことを条件に、Bに財産権を遺贈した。Bは、財産権をDに負担つきで譲渡した。Bは1,000ドルの支払に対し、Cに義務を負わない。

6. Aは、甲地をBに、甲地を売却してその利益から1,000ドルをCに支払うことを指示して、信託として遺贈した。Bは、信託としてDに甲地を譲渡した。Bの行為は信託違反となる。

衡平法上の負担をともなう財産の所有権を取得する者は、衡平法上の担保権を有する者に対し、当該負担の総額までの人的責任を負うのか、またもしその者が上記の責任を負うものとすれば、負担をともなう財産権を譲渡した後もその者の責任が存続するのか、あるいはその負担をともなう財産権の譲受人が衡平法上の担保権を有する者に対して何らかの人的責任を負うのか、以上の事項に関しては、本リスステイメントの範囲外である。

d. 信託関係—当事者間の譲渡

信託の受託者が、受益権を譲受ける場合、もし受託者が、その受益権の価値に関して自ら知り得たあらゆる事情を、受益者に対して明らかにしない場合、受益者は、当該譲渡を取消することができる（第170条(2)参照）。衡平法上の負担をともなう財産権を保有する者が、担保権者の権利を譲受ける場合は、上記のような諸事情を明らかにしなかったという理由だけでその譲渡を取消することはできない。

例：

7. Aは、Cの生存中は100ドルの年金をCに支払うという条件で、Bに甲地を遺贈する。Bは、甲地の価格に関してBが知っていることをCに告げずに、但し不実表示はせずに、Cに甲地を譲渡した。Cはその譲渡を取消することができない。

e. 出資期限法

信託の受益者が受託者に対して有する請求権が、出訴期限法によって消滅しない場合でも、衡平法上の担保権者の、その負担をともなう財産権の所有者に対する請求権の方は、同法によって消滅することがある。第219条参照。

f. 善意取得者に対する譲渡

受託者と衡平法上の負担をともなう財産権の所有者は、いずれも、その財産権を、善意の取得者に対しては、信託あるいは負担と関係なく譲渡しうる権限を有する、という点で、信託も衡平法上の負担も同様である。受託者および衡平法上の負担をともなう財産権の所有者は、ともに、善意取得者への財産譲渡行為、あるいは、それによって受益者や衡平法上の担保権者の権利を切断したこと、に対して衡平法上の訴訟手続中で責任を負う。

g. 衡平法上の担保権の信託

衡平法上の担保権者は、自己の権利を信託として保有することができる。

例：

8. AはCに対して1,000ドルを支払うことを条件にBに甲地を遺贈した。CはDのためその権利を信託にする宣言をした。CはDのための受託者となる。

b. 譲受人が単に人的責任を負うに過ぎない場合

ある人が、他の人に対し、自己または第三者に一定の支払いをなすべき契約の約因として財産を譲渡する際、譲渡人が、自己または第三者の利益のためにその財産を管理すべき義務を課すとか、その財産に担保権を設定するとかいう意思を明示せず、ただ単に、譲受人に人的責任を負わすという意思表示をした場合は、信託が設定されたのでもなく、衡平法上の負担が設定されたのでもない。

第11条 信託と条件

解除条件付の権利は、その条件があっても信託となるものではない。

注：

a. 解除条件の性質

財産権の所有者は、生前行為又は遺言によって、その財産権を他人に譲渡することができるが、その場合もし譲受人が特定の行為を履行しないときは、譲受人の権利は失われるものとする条件を定めることができる。このような場合の譲受人の権利は、解除条件付の権利であって信託となるものではない。解除条件付権利は、譲渡人のみならず第三者の利益のためにも、譲渡することができる。

その条件違反の場合、譲渡人またはその権利の承継人、あるいは指名された者は、譲受人からその財産権を取り戻す権原を有する。

b. 違反に対する救済手続

財産権が信託として譲渡される場合、受託者が信託の履行を拒んだり、怠ったりするときには、受益者は、衡平法上の訴によってその履行を強制することができる。第199条参照。他方、財産権が解除条件付で譲渡される場

【第1章】

合、譲受人がその条件に違反すれば、その財産権の権原を有する者に、それを譲渡するように強制される。その場合の権原を有する者とは、譲渡人またはその者の一定財産自体、あるいは、条件違反の際に贈与を受ける第三者であるとを問わない。譲渡人又は当該条件の成就によって利益を受ける者は、その条件の成就を強制することはできない。

c. 意思の表示

信託が設定されているのか、条件が付与されているのかは、当該譲渡人の意思表示によって定まる。「条件」という語が用いられているという事実だけでは、条件を意図したものであって、信託を意図したものではないということを必ずしも示しているのではない。財産権の所有者がその財産権を、第三者の利益のために管理・処分すべきであるという「条件で」、生前行為または遺言によって譲渡する場合、譲渡人は、もし譲受人が特定の行為を履行しないときは譲受人の権利は失われる、というよりもむしろ、譲受人は第三者の利益のためにその財産権を使用すべき義務を負うという意思を表示したのであれば、信託が設定されているのである。

例：

1. Aは、その土地の半分をCに譲渡する条件で、Bに土地を遺贈した。異なる意思の表示がなければ、例え「条件」という文言が使われていたとしても、Bはその土地の半分をCのための信託として保有する。

d. 意思の表示—生前行為による譲渡

財産権の所有者が、その財産権を第三者の利益のためではなく、譲渡人の利益になるように管理・処分することを条件にして、生前行為によって譲渡した場合は、信託ではなくて条件を意図したものであると推定するのが容易である。譲渡人の利益になるように管理・処分すべきであるという条件で、財産権が譲渡される際、譲受人が、その財産権を条件通りに管理・処分しない場合、条件付である以上、譲渡人はその財産権を取り戻すことができる。これに反して、第三者の利益になるように管理・処分すべきであるという条件で財産権が譲渡された場合、譲受人が条件通りにその財産権を管理・処分しないならば、条件付である以上、その第三者はその財産から何ら利益を享受することがない。なぜなら、譲渡人または譲渡人の一定財産に対する権利は譲受人から剥奪され、第三者は一定財産に対する権利を持たないからである。また、譲渡人がこのような結果を予定していたとは考えられない。ことに、譲渡が遺言による場合は、なおさらである。それゆえ、土地の所有者が、自己を終身、扶養するという条件で譲受人にその土地を譲渡した場合、信託が設定されているのではなく、条件がつけられているという結論を引き出すことは、譲受人が第三者を扶養することを条件に譲渡される場合に比して、容易である。

e. 意思の表示—相続人に対する遺贈

財産権が、遺言者の相続人に条件付で遺贈される場合のように、財産権の譲受人が条件違反の結果その財産権を取得する場合、条件が意図されているというよりもむしろ、信託が衡平法上の負担（第10条を参照）が意図されていることが、きわめて明白である。

f. 意思の表示—権利喪失条項

譲受人が一定の行為をなすことを条件に、財産権が譲渡される場合、もし、譲受人がその行為を履行しないと

きは、譲受人の権利は喪失するということが明示の規定でなされているならば、その譲渡は、条件付譲渡である。

例：

2. 3ヶ月以内に1,000ドルを支払うことを条件に、Aが土地をBに譲渡し、もしCに支払わなかったならば、Bは土地に関する権利を失うことを明示に規定した。Bは、その土地を解除条件付で有しているものであって、信託として有しているのではない。

g. 信託か負担か

譲渡が「～を条件で」という文言付でなされる場合、設定者が条件を付けるという意味を明らかにしていないときは、信託よりはむしろ衡平法上の負担を設定する意思を、設定者が表示しているものと思われる。第10条注b参照。

例：

3. Aは、Bに対し、「Bは3ヶ月以内に、Cに1,000ドル支払う条件で」、土地を遺贈した。これと反対の意思の存在が証明されなければ、衡平法上の負担が設定されたのであって、信託や条件が設定されたのではない。

h. 受益者の条件付権利

信託条項によって、受益者の権利に条件を付けることができる。例えば、財産権が遺言者の寡婦に、その収益を支払うという信託によって譲渡されることがあるが、その場合もしその寡婦が再婚すれば、その者の信託にもとづく権利は消滅し、その信託は終了するという条項をつけることができる。違法な条件については、第65条参照。

i. 条件付権利の信託

解除条件または停止条件が付与されている権利を信託として保有することができる。

例：

4. Aは、B及びBの相続人に甲地を遺贈し、Bが子供がないまま死んだ場合、甲地に対するBの権利は消滅すると規定した。さらにBは、C及びCの相続人のための積極的信託に基づき、Bの権利を保有できると規定した。Bは、財産を解除条件付でCのための信託として保有している。

j. 条件付信託

財産権の所有者が、その財産権を譲渡する際、特定の事情が生じた場合、例えば、受託者が、信託目的を達成できない場合に、その所有者は、その財産権を取り戻す権利を有するという条件をつけることができる。このような場合には、その財産権は、信託として保有されていると同時に解除条件付で保有されているのである。委託者が受益者である公益信託の場合、受託者が信託違反をおかし同時に条件違反をおかせば、その委託者は選択的救済手段を有するのである。つまり、委託者は、受託者に対して、信託の特定履行を強制することや、信託違反の損害を回復する（第199条参照）ということなどの通常の救済手段を有するほか、受託者に信託財産を返還するよう強制することもできるのである。

k. 不法、不能及び不特定

【第1章】

条件が不法な場合に生ずる事情については、第65条注 e、f 及び第401条注 h～m を参照。

条件が履行不能の場合に生ずる事情については、第65条の2を参照。

また、条件が不特定の場合に生ずる事情については、第65条の3を参照。

第12条 信託と債務

債務は信託ではない。

注：

a. 受益者および債権者の権利の性質

受益者は、信託財産における受益権を有する。債権者は、債務者に対して、債権者としての単なる人的請求権を有するに過ぎない。そして、その請求権は、債務者の財産を差押える訴訟手続によって強制履行されるものである。債務者は支払不能状態（insolvent）で自分の財産を随意に処分（例えば贈与や優先弁済など）することを当然にはなしえないのであるが、信託の受託者ではないのである。本条で、債務というより信託が設定されていると考えられる事情の大部分は、他の人のために金銭を保管し、支払いをなすということが信託の目的になっている場合である。その金銭を受領する者が、他の人の代理人であれば、その者は代理受託者である。注 h 参照。

b. 信託関係

受託者と受益者の間には信託関係がある（第170条参照）が、債務者と債権者との間には、そのようなものとしての信託関係はない。

例：

1. Aは、Cのための信託として保有すべき債券をBに譲渡した。Bは、自己が知っている債券の価格に影響を及ぼす事実をCに開示せずに、Cが債券につき有す受益権を放棄させた。Cは、放棄を取消することができる。

2. AはBに債券を譲渡し、Bはその約因としてCに1,000ドル支払うことに同意した。Bは、その債券の価値に関する事実を知っていたがCには明らかにしないで、別段、虚偽の事実を陳述することもなく、Cにその債券を取得させ、Bに対するCの請求権を放棄するように仕向けた。Cは、その放棄を取消することができないのである。

c. 救済手段

信託では、一定の事情の下に、受益者が受託者に対して普通法上の訴を提起することもできるが、通常、衡平法上の訴によってその実効性が確保される。第198条参照。債権者の救済手続は、通常、普通法上の訴による。

d. 出訴期限法

受託者に対する受益者の請求権が、出訴期限法によって消滅しない場合でも、債務者に対する債権者の請求権は、出訴期限法によって消滅することがある。第219条参照。

e. 過失なくして滅失した場合の責任

信託の目的物が、受託者の過失なくして滅失あるいは毀損された場合、受託者は受益者に対して責任を負うものではない。第204条参照。借入した金銭を、債務者が紛失した場合は、そのことによって債務が免除されるわけではない。

例：

3. Aは、Bに1,000ドルを支払い、その金銭をAのための信託として保有するようBに指示した。Bの過失なくしてその金銭が盗まれた。BはAに対して責任を負わない。

4. AはBに1,000ドルを貸した。前記借入金Bから盗まれた。BはAに対して、なお1,000ドルの債務を負っているのである。

f. 支払不能の効果

受託者が支払不能あるいは破産状態になったとしても、受益者は、もし、同一であるとみなされるならば信託の目的物に存する権利を、またもし果実及びふことが可能であればその果実に対する権利を保留している。さらにまた、受託者の一般債権者に優先する権限を有する。第202条参照。金銭貸借の場合は、その借主が支払不能あるいは破産状態になったとき、借主が、その貸借金をなお保持していても、あるいは果実及びふことができるとしても、貸主が、貸した金銭について、借主の他の債権者に優先する権利を有することはない。

例：

5. Aは、Bに1,000ドル支払い、その金銭をAのための信託として保有するようBに指示した。Bはその金銭を銀行に預けた。Bは破産し、預金を引き落とすことができなくなった。Aは預金総額から1,000ドルを受領する権利を有す。

6. AはBに1,000ドルを貸す。Bはその金銭を銀行に預ける。Bが破産する。Aは、Bの他の債権者に対して優先する権利を有さない。

g. 意思の表示

人が他人に金銭を支払う場合、信託あるいは債務のいずれが創設されているのかは、当事者の意思表示に依って判断される。もし、金銭が支払人または第三者のために保管されているとか、別に分離した一種の資金 (fund) として使用されるものという意思であれば、信託が設定される。もし、その意思が、金銭の受領者は、支払人あるいは第三者のためであると否とを問わず、受領した額と同額の金銭を支払う責任があり、その金銭を無制限に使用することができるということであれば、債務が成立したことになる。

当事者の意思は、諸般の事情に照して、当事者の言動を斟酌することによって確証される。当事者の意思を判断する際、重要と思われる諸般の事情とは次のようなものである。すなわち、(1) 支払われる金銭に利息を支払う合意の有無、(2) 支払われる金額、(3) 受取人がその合意を履行するよう請求されるまでの期間、(4) 当事者の相対的な財政状態、(5) 当事者間の関係、(6) 各人の職業、(7) その取引あるいはそれと類似の取引における慣例や慣習などである。

金銭の支払を受ける者が、それに対して利息（固定的および変動的利率で、あるいは単に投下された金銭が生む利息のみでない場合もありうる）を支払うということが、当事者間で合意にあれば、實際上、その関係は常に

【第1章】

債務であって、信託ではない。その金銭を使用するについて利息が支払われ、受取人がその利息を支払うというのであれば、その受取人は、これと反対の明白な合意がある場合を除いて、自己の目的のためにその金銭を使用する権利がある。

例：

7. AはBを家政婦として雇う。Bは自己の預金のうちの1,000ドルをAに交付し、Aはその金銭をBのために保管して6パーセントの利子をBに支払うことに合意した。これと反対の明白な合意がある場合を除いて、Aは債務者であって受託者ではない。

8. AはBに融資するために、B振出の為替手形を引受けた。手形の満期前にBはAに資金を提供し、Aはその資金が満期までに生ずる利息を支払うことを当事者で合意した。Aは交付された資金についての債務者であって、受託者ではない。

h. 代理人

本人に代わって、代理人として金銭を受領する者は、もし、その金銭に対する権原を取得しているなら代理受託者であるが、単に占有だけで、権原を有していない場合は受寄者である。第5条参照。代理人は、本人が、代理人自身のもとしてその金銭を使用する権利を有するものであるという意思を明らかにした場合でなければ、代理人が本人の債務者であるということはない。このことは、取立をなす代理人の場合にあてはまる。依頼人に代わって金銭を受領する弁護士、依頼人の目的にあてられる金銭を依頼人から受領する弁護士も同様である。不動産仲立人や競売業者についてもあてはまる。

本人のため、財産に対する権原を保有する代理人は、代理受託者であり、代理を規制する規則に従うのであって、信託を規制する規則に従うのではないことに注意を要する。第8条注h参照。しかし、代理受託者は、債務者の地位とは非常に異なる地位にある。本条では、この違いについて述べられているのである。

例：

9. Bの弁護士Aは、Bのために債務の取立をする。反対の意思の証明なき限り、AはBのために取立てた金銭の受託者である。

10. Aは不動産仲立人である。Bは家の購入をAに依頼した。Aはある家をBのために10,000ドルで買うことをCと合意した。Bは購入代金をAに交付し、捺印証書と引換えにCへ支払うよう指示した。反対の意思の証明なき限り、Aはその金銭に関してBのための受託者である。

11. Aは競売業者である。Bは自己の家具の競売をAに依頼した。Aはその家具を売却し、代金を受け取った。反対の意思の証明なき限り、Aはその金銭に関してBのための受託者である。

株式仲立人が顧客から金銭を受領したり、顧客の証券を売って金銭を受領したりする場合、その者はその受領した金銭についての受託者であることもあり、またその顧客の債務者であることもある。その金銭を自己のものとしてではなく、客の指示に従って使用するか、それを直ちに客に送付するか、明示もしくは黙示の合意が、株式仲立人と客との間にあれば、その仲立人は、客のための受託者としてその金銭を保有していることになる。ところが、株式仲立人が、その金銭を自己のものとして使用することが、明示もしくは黙示に合意されてい

る場合は、債務者である。このような合意は、当事者間の取引の過程で、明らかにされるであろう。特に、その株式仲立人が顧客に対して、利息を支払うことを約した場合はなおさらである。

i. 担保としての寄託

ある人が、他人に対して負っている義務を誠実に履行するための担保として、他人に金銭を寄託する場合、その金銭の受寄者を受領する者は、その金銭に存する担保権を有する受託者であるのか、あるいは債務者であるのか、という問題は当事者の意思表示によって定まる。その金銭を他人のために預っていて、その他人が自己の義務を履行したときに、その他人に金銭を返還するものと定めてあると解されるならば、その者は、その金銭の受託者である。

これとは逆に、もし金銭の受寄者がその金銭を自己のものとして使用する一方、その義務の履行がなされたときに、それと同額の金銭を支払うことになっているものと解される場合は、債務者である。

j. 被用者の給料からの天引

使用者と被用者との間の合意にもとづき、使用者は、被用者の給料から一定額を天引し、そのように天引された総額を、被用者の利益のために使用するもの、という合意がある場合、天引された金額が被用者のために分離されている場合か、あるいは、第三者に支払われた場合に限って、信託が生じる。

k. 保険会社

生命保険証券の被保険者または保険金受取人が、支払の据置を選択した場合、その収益を、別個の資金として分離して、保有し、また管理する義務を負い、かつ、現にそのような行為をなす場合でなければ、保険会社が受託者となることはない。

しかしながら、保険会社は、受託者でなくとも、通常の債務関係に適用される規定よりむしろ信託に適用される規定の方が、この種の契約に多く適用される。従って、浪費者信託 (spendthrift trusts) を認める約款が、生命保険契約にも等しく適用されることから、信託にもとづく受益権の譲渡の制限が有効になされる (第152条、第153条参照) と同様、保険金請求権の譲渡制限も有効になしうる。第152条注 p 参照。さらにまた、委託者の知らない事情あるいは予知しえない事情によって、当初の信託条項の遵守がかえって信託目的の遂行を著しく困難にするならば、裁判所が、受託者に信託条項の変更を許したり、あるいは指示したりすることができる (第167条参照)。また受益権の保護に必要であるなら、信託財産からの収益や元本を受益者に享受させる権利を信託条項に定められた時期よりも前に受託者に許可したり、あるいは指示したりすることができる。但し、それによって信託の他の受益者の権利が侵害されてはならない。これと同様、生命保険証券の場合も、裁判所は、このような逸脱行為を許したり、指示したりすることができるのである。さらにまた、委託者は、信託設定行為が遺言による処分でないときも、受託者に通知することによって、信託の受益者を変更する権限を留保しているのと同様、被保険者が保険会社に通知することによって、保険金受取人を変更する権限を留保しているけれども、生命保険契約の締結は、遺言によるのではない。さらに、被保険者死亡の際、その保険金受取人が、保険金受取人本人へ、また受益者死亡の場合は、指定された者へ、据置き支払をなすことを約した場合、保険金受取人は保険会社に通知することによって、保険金受取人死亡のとき、他の者に代わって受領させる権限を留保してはいるが、その処

【第1章】

分は遺言によるものではないのである。

保険信託は、生命保険契約の保険金受取人を受益者とする他益信託である。第57条注 f、第84条注 b 参照。

1. 銀行預金

商業銀行への普通預金は、信託を設定するものではなく、債権・債務の関係を創設するものである。すなわち、預金者は、債権者としての権利に加えて、銀行に対して、特定の契約上の権利を有するのである。預金者が受託者である場合でも、このことは変わらない。例えば、受託者が、信託の金銭を適法に預金する場合、銀行はその受託者に対する債務者であって、受託者は、銀行に対する請求権を受益者のための信託として保有するのである。受託者が、預金する際、信託条項に違反すれば、銀行は、善意の場合を除いて、上記のように預金された金銭についての擬制信託 (constructive trust) の受託者である。第324条参照。銀行の詐欺によって、銀行に預金をさせられた者がいる場合、その銀行は、預金された金銭につき擬制信託の受託者となる。例えば銀行が、支払不能で見込みがないことにつき悪意で、なお銀行が預金を受領した場合、銀行は、その預金された金銭の擬制信託の受託者となる。銀行が、擬制信託として保有する金銭を、銀行の他の金銭と混同した結果については、原状回復のリステイトメント第209条～第215条参照。

金銭が特定の目的のために預金されていても、当事者間に、その預金された金銭を、銀行が、銀行自身の目的のために使用してはならないということが、明らかに約されているのであれば、銀行は、その金銭の受託者でもないし、受寄者でもない。

例：

12. A 会社は、弁済期が間近な利子の支払のために、10,000ドルをB銀行に預金した。反対の意思の証明なき限り、Bはその金銭につきAあるいは利息債権者のための受託者ではない。

信託基金を自らの銀行勘定に寄託する銀行あるいは信託会社の権限については、第170条注 m 参照。

銀行の不履行の場合の優先権の問題については、第202条参照。また、原状回復のリステイトメント第209条～第215条参照。

金銭が第三者に支払われる目的で、銀行に預金されている場合、その金銭を支払う銀行の義務は、その第三者によって強制されるか、あるいは、寄託者のみが強制しうるのか、ということは寄託者の意思表示によって定まる。第14条注 m と比較せよ。

預金がエスクロー（第三者寄託）により行われている場合、すなわち条件成就のときに金銭が支払われ、それまでの間は預金者がその金銭を引き出す権利を有さない場合、銀行が自己のものとしてその金銭を使用してよし、か又はその金銭が信託として保有されているのかは、当事者の意思表示による。この様な預金に関し、銀行はその金銭を自己のものとして使用し条件成就のときにその預金額を第三者に支払えばよい、という意思が推測される。

エスクローにより寄託されている財産権の信託設定に関しては、第32条注 d 参照。

m. 受託者としての債権者

債権者は、債権者としての自己の権利を、第三者のための信託として保有することができる。

例：

13. Aは1,000ドルをBに貸す。AはBに対して自己が有する債権につき、Cのための受託者として信託宣言する。Aはその債権につきCのための受託者である。

14. Aは1,000ドルにつきBの受託者である。AはC銀行にその金銭を預金する。Aは、銀行に対する債権につきBのための受託者である。

ロ、更改—信託による債務の代用

債務者と債権者との間の合意によって更改が行われ、それによって債務が免除され、信託が設定されることがある。

1. その合意は、債務の生じた後になしうる。

例：

15. BはAに1,000ドルの債務を負っている。BがAに1,000ドルを提供したところ、Aはその金銭を受領する代わりに、その金銭で債券を購入しそれをAのための信託として保有することをBに対して要請した。Aの要請に従って、Bはその金銭で債券を購入する。Bはその債券につきAのための受託者である。

16. BはAに1,000ドルの債務を負っている。BがAに1,000ドルを提供したところ、Aはその金銭を受領する代わりに、その金銭で債券を購入しそれをCのための信託として保有することをBに対して要請した。Aの要請に従って、Bはその金銭で債券を購入する。Bはその債券につきCのための受託者である。

2. その合意は、当該債務の成立のときになしうる。

例：

17. AはBに1,000ドルを貸与し、Bが借金をAに返済してもよいし、債券を購入してそれをAのための信託として保有してもよいと認めた。もしBがAのために債券を購入しないならば、BはAの債務者であり、受託者ではない。もしBがAのために債券を購入したならば、Bはその債券につきAの受託者となる。

18. AはBに1,000ドルを貸与し、Bが借金をAに返済してもよいし、債券を購入してそれをCのための信託として保有してもよいと認めた。もしBがCのために債券を購入しないならば、BはAの債務者であり、Cの受託者ではない。もしBがCのために債券を購入したならば、Bはその債券につきCのための受託者となる。

19. Aはその代理人Bに1,000ドルを支払った。それは甲地がその価格で売出されたときは、Bが甲地を購入してAのための信託として保有すること及び甲地が購入されるまでの間はBがその金銭につき6%の利子をAに支払うことを内容とする書面による合意に基づくものである。Bはその金銭の受託者ではない。Bが合意に従って甲地を購入したとき、Bは甲地につきAのための受託者となるのである。

3. 合意が更改を意図する場合、それによって債務が免除され、新たな債務が成立するが、そのような合意がな

【第1章】

されても、信託は設定されない。

例：

20. BはAに1,000ドルの債務を負っている。その債務の弁済期間前に、AはBに対して弁済期にCに1,000ドル支払うように指示した。Bはそれを承諾した。BはCのための受託者とはならない。Aに対する債務が合意によって免除された場合、Cに対する新債務が成立したのであって、信託が設定されたのではない。なぜなら、AとBとの間の合意によって、何ら特定の財産が、Cの利益のために保有されるようになったのではないからである。

o. 更改—債務による信託の代用

信託条項、あるいは、受託者と受益者との間の合意によって、受益者が信託を終了させる権限を与えられているのであれば、それによって、信託を消滅させ、受託者と受益者の債務者にする更改を有効にしうる。

1. その合意は、信託設定後になすことができる。

例：

21. Bは、Aのための受動信託として債券を有している。債券の満期にBがAへ6%の利子を支払うことを条件に、債券の収益をBの事業に用いてもよいと伝えた。Bは同意し、債券の収益を自己の事業に使った。信託は消滅し、BはAの債務者となる。

一定額の金銭を支払うことを除いては、受託者のなすべきことが何も残っていない場合、受益者は、受託者に対して普通法上の訴権を有する（第198条）、という単なる事実だけでは更改があったものとするはできない。

2. その合意は、信託設定のときになすことができる。

例：

22. AはBに、Aのための信託として保有するものとして証券を譲渡したが、信託条項によって、Bは、その証券を売却して、その収益金をAの請求があったときに返済すること、そしてその間Aに利息を支払う、ということにしていた。Bは、その証券の一部を売却し、その収益金を自己のものとして使用した。Bは、その収益金の受託者ではなく、その収益金額についてのAの債務者である。Bは、売却しなかった証券については、なお、その受託者の地位に留まるのである。

第13条 信託と財産譲渡契約

財産譲渡契約は、その契約が特定履行を求め得べきものか否かを問わず、信託ではない。

注：

a. 受益者と譲受人の権利の性質

財産譲渡契約が、特定履行を求め得べきものでない場合、譲渡人は、その不動産譲渡がなされるまでは、その財産権についての権利を取得するのではなく、単に、譲渡人に対する人的請求権を有するに過ぎない。

その契約が、特定履行を求め得べきものである場合、譲受人は、その財産権についての衡平法上の権利を取得

するが、譲渡人と譲受人との間の関係は信託ではない。譲渡人と譲受人との間の関係は、受託者と受益者との間のそれとは異って、信託関係ではないのである。それは、むしろ譲渡抵当に、より類似したものである。

例：

1. AがBに1,000ドル支払う約束の約因として、BはAに甲地を譲渡すると合意した。AはBに売買代金を支払う。Bは、甲地が想像以上に価値があると判明したが、そのことを言明しなかった。しかし不実表示をすることなく、BはAとの契約の合意解除を書面により行い、Aに代金を払い戻した。BはAに対して責任を負わない。

譲受人が、すでに、その売買代金を支払ったとしても、そのことによって、譲渡人が、譲受人のための受託者となることはない。

b. 売買代金についての受託者ではない譲受人

譲受人は、その売買代金の譲渡人に対する受託者ではない。その理由は、信託関係が存在しないからというだけでなく、譲渡人が権利を有するのは特定の金銭についてではないからでもある。それゆえ信託財産が存在するのでなければ、信託が設定されることがありえないのである。第74条参照。

c. 受託者としての受約者

財産譲渡契約の受約者は、受約者としての自己の権利を、第三者のための信託として保有することができる。第26条注n参照。

例：

2. 契約として、AはBに1,000ドルを支払い、BはAに甲地を譲渡することに合意した。Aは、この契約上の権利につきCのための受託者になると宣言した。AはCのための受託者である。

3. Aは1,000ドルにつきBのための受託者である。Aは信託条項に従いその金銭をCに支払う。Cはその約因として甲地をAに譲渡することに同意している。Aは、この契約上の自己の権利につきBのための受託者である。

第14条 信託と第三者のためにする契約

第三者のためにする契約は、信託ではない。

注：

a. 信託および契約の受益者の権利の性質

信託の受益者は、信託財産につき受益権を有する。しかしながら、第三者のためにする契約の受益者は、単に、諾約者に対する人的請求権を有するに過ぎない。またもし契約が特定履行を求め得べき場合であれば、第13条注aで述べたような権利である。

b. 信託関係

受託者と受益者との間には、信託関係が存在する。他方、第三者のためにする契約の諾約者あるいは要約者と、

【第1章】

第三者のためにする契約の受益者との間には、信託関係は存在しないのである。

c. 強制することができる者

第三者のためにする契約（契約のリステイトメント第135条、第136条参照）にもとづいて、受益者と同様、要約者も訴を提起することができるが、信託の委託者は、自己が同時に受益者である場合を除いては、信託の履行を強制することができない（第200条参照）。

d. 出訴期限法

出訴期限法によって、受託者に対する信託の受益者の請求権は消滅しないが、第三者のためにする契約の受益者の諸約者に対する請求権は、同法によって消滅することがある。第219条参照。

e. 諸約者は受託者ではない。

第三者のためにする契約においては、諸約者は受託者ではない。それは、債務者が、自分自身の義務についても、また債務にもとづく債権者の権利についても、そのいずれの受託者でもありえないからである。第87条参照。

f. 意思の表示

その約因として、第三者のため人的責任を引受けるという合意をなした者に対して、ある者が財産権を譲渡する場合、第三者のためにする契約が成立するのであって、信託が設定されるのではない。財産が、ある者によって売却され、その収益あるいはそこから得る一定額を、第三者に支払うという合意をなした者に、譲渡される場合、その財産につき信託が設定される。

例：

1. AはBに1,000ドルを支払い、Bはその金銭をCへ支払うことに合意している。Bは、その金銭につきCのための受託者である。もしBはその1,000ドルを自己のものとして使ってよいが同一金額をCに支払うことが合意内容になっているならば、Bはその金銭の受託者ではない。

2. AがBに甲地を譲渡する約因として、Bは甲地売却による収益から1,000ドルをCに支払い、収益の残余をAに支払うことに合意した。Bは、甲地につきAおよびCのための受託者である。もしBは甲地を任意に売却してよいが1,000ドルをCに支払うことが合意内容になっているならば、Bは甲地の受託者ではない。

3. AはBに1,000ドルを貸し、BはAの生存中は利子をAに支払い、Aの死後はCに1,000ドルを支払うことに合意した。BはA又はCの受託者ではない。

g. 意思の表示—第三者が譲渡人の債権者である場合

ある者が、自分への債務を第三者に支払うように指示して、他人に金銭を支払った場合、信託あるいは代理もしくは契約のいずれが創設されたかということは、当事者の意思表示によって定まる。

金銭を受領する者が、それを自己のものとして使用する権利をもたない場合は、信託あるいは代理が設定されたことになる。

その金銭を受領する者が、それを自己のものとして使用する権利を与えられている場合であれば、債権者である第三者のための契約が設定されたのであり、それは金銭を第三者に支払う者の取消しを受ける場合もあれば、

受けない場合もありうる。契約のリステイトメント第143条参照。

例：

4. AとBは食糧品雑貨販売業を営む共同経営者である。AとBは、共同経営に関する資産（パートナーシップ）をCに譲渡した。Cはその譲渡の約因として、AとBの会社債権者に対して支払をすると同意している。Cはこの様に譲渡された財産の受託者ではない。Cは約束に基づく責任を会社債権者に対して負う。

5. AとBは食糧品雑貨販売業を営む共同経営者である。AとBは、共同経営に関する資産をCに譲渡した。CはAとBの会社債権者に対して、この様に譲渡された財産から支払をするに同意している。Cはその財産につき会社債権者のための受託者である。

h. 受託者としての受約者

第三者のためにする契約と、受約者によって第三者のための信託として締結される契約とは、区別されるものである。第17条(e)、第26条注n参照。

例：

6. Aは証書に署名し印章を押捺しそれを交付して、Cのための信託受託者たるBに総額10,000ドル支払うことをBと約束する。Bはこの契約の受約者として自己が有する権利をCのための信託として保有する。

7. Aは証書に署名し印章を押捺しそれを交付して、Cに総額10,000ドル支払うことをBと約束する。Bはこの契約の受約者としての権利をCのための信託として保有してはいない。しかし、Cはこの契約の受益者である。

i. 受託者としての契約の受益者

第三者のためにする契約の受益者は、その契約にもとづく自己の権利を、信託として保有することができる。

例：

8. Aは、Bが支払った約因に対し、Cに総額10,000ドル支払うことをBに約束する。Cはこの契約の受益者として自己が有する権利につき、Dのための受託者として宣言する。CはDのための受託者である。

9. Aは1,000ドルにつきBのための受託者である。信託条項に従って、Aはその金銭をC銀行に預金し、Aのためにその口座でD銀行への債権を有すべきことをC銀行に指示した。C銀行は、1,000ドルをD銀行へ支払い、D銀行はその額をAの貸方に記入することに合意した。AはD銀行に対する自己の権利をBのための信託として保有する。

第15条 信託と債権譲渡

債権の譲渡がなされた場合、譲渡人は譲受人の受託者とはならない。

【第1章】

注：

a. 譲渡と信託との区別

債権者は、債権者としての自己の権利を、第三者のための信託として保有する宣言を有効になしうるし、あるいは、債権者としての自己の権利を第三者に譲渡することを有効になしうる。債権の信託設定によって生ずる債権者の義務、第三者の権利および債務者の義務は、債権の譲渡によって生ずるそれらのもとは異なっている。契約にもとづいて生ずる権利または契約違反によって生ずる権利の譲渡については、契約のリステイトメント第148条～第177条参照。

b. 受託者としての義務と譲渡人の義務の比較

債権の受託者は、受益者のために、その債権を強制履行する義務およびその収益を保有する義務、あるいは受益者にその収益を支払う義務を負う。

債権の譲渡人は、譲受人に対し、何ら積極的義務を負うものではなく、ただ履行の強制をするかあるいは第三者に譲渡するか、そのいずれかによって、譲受人がその債権を強行することを妨げてはならないという、いわば消極的義務を負うに過ぎない。譲渡人が、その履行を強制した場合、譲渡人はその収益を譲受人のため擬制信託にもとづいて保有することになる。

c. 受益者と譲受人の権利の比較

債権が信託として保有されている場合、受託者が不当にその履行を拒み、あるいは怠ったのであれば、受益者は、受託者に対して衡平法上の訴えを提起することができる。また受託者に対して、債務者を相手に、普通法上の訴を提起させることもできる。あるいは、訴訟の重複を避けるため、受益者は、受託者を相手とする訴訟に、債務者を共同被告として参加させることもできる。もし、受託者を、訴訟の当事者としてすることが不可能あるいは実行不能であるならば、受益者は、債務者のみを相手に、訴訟をなしうる。第282条参照。

債権の譲受人は、債権者の参加なしに、直接、債務者を相手に普通法上の訴を提起しうる。普通法によれば、債権者の名において訴訟を提起することが必要であったが、大部分の州では、州法によって譲受人が自己の名において訴を提起しうるのである。

d. 債務者の義務

債権者によって信託として保有されている債権の債務者は、受託者に支払をなすことによって、その義務を免れるが、受託者が、信託違反をしていること、あるいはそれをしようとしていることを知っていて、受託者に支払をなし、その信託違反に加わる場合に限って、受益者に対して義務を負う。第321条参照。債務者が受益者に支払う場合、受託者に支払うようにさせることが訴訟循環をもたらし場合にものみ、債務者は、衡平法上の抗弁をなしうるのである。第328条参照。

債権者によって譲渡された債権の債務者は、譲受人に支払うことによって自己の債務を免れる。債務者が、その譲渡を知った後、譲渡人に支払をなす場合は、その譲受人に対して債務を負うものである。その譲渡を知らずに、譲渡人に支払った場合には、債務者は譲受人に対して債務を負わない。契約のリステイトメント第170条参照。

例：

1. AはBに1,000ドルの債務を負っている。Bはその債務につきCのための受託者になる。Aは、信託が設定されたのを知りながら、1,000ドルをBに支払う。Bがその金銭を着服した。AはCに対して責任を負わない。

2. 事例は例1と同じであるが、Aは、Bが金銭を着服しようとしているのを知りながら、1,000ドルをBに支払った。AはCに対して責任を負う。

3. AはBに1,000ドルの債務を負っている。Bはその債権につきCのための受託者になる。信託条項により、Aからその金銭を受領したときは直ちにCへその金銭を支払うことが、Bの義務になっていた。AがCに1,000ドルを支払った。もしBがAに対して訴訟を提起するならば、AはCに対する支払を衡平法上の抗弁として主張できる。

4. AはBに1,000ドルの債務を負っている。Bは約因としてその債権をCに譲渡した。AがCに支払をする。Aはもはや何の責任も負わない。

5. AはBに1,000ドルの債務を負っている。Bは約因としてその債権をCに譲渡した。AはCへ債権が譲渡されたことを知りながら、Bに支払った。AはCに対して責任を負う。

6. 事例は例5と同じであるが、Cへ債権が譲渡されたことにつき善意無過失で、AがBに支払った。Aはもはや何の責任も負わない。

e. 信託関係

受託者と受益者との間には、信託関係が存在する。譲渡人と譲受人の間には、信託関係はない。

例：

7. AはBに1,000ドルの債務を負っている。Bは約因としてその債権をCに譲渡した。Bは、Aの債務の支払能力に関して自己が知っている事実を知らせずに、しかし虚偽の事実を供述することなく、Cからその債権の再譲渡を受けた。Cは、その再譲渡を取消すことはできない。

f. 約因の欠缺

債権者が、自分自身を受託者とする信託宣言をなす場合、たとえその者が約因を受けていなくても（第28条参照）、その信託は有効であり、信託条項で取消権を留保していない限り、取り消すことはできない（第330条参照）。無償譲渡にもとづき、譲受人が取得した権利が譲渡人によって取消されうるか、さらにそれは、いかなる事情の下で可能かという問題、およびそれは譲渡人の死亡によって終了するかという問題は、契約のリステイメント第158条において取扱われている。

g. 信託による譲渡

債権は、債権者によって、他人のための信託として、ある者に譲渡できる。その場合、その譲受人が受託者となるのである。

例：

8. AはBに1,000ドルの債務を負っている。Bが約因としてその債権をCに譲渡して取立信託を設定して、その収益をDへ支払うこととした。この譲渡があったことを知りながら、AはBに500ドル、Cに

【第1章】

300ドル、Dに200ドルを支払った。AはCに対して500ドルの債務を負っており、Cはその債権をDのための信託として保有している。Aは、C及びDに支払った額については何ら責任を負わない。

第16条 信託と債権の一部譲渡

債権の一部譲渡がなされる場合、譲渡人は、譲受人のための信託の受託者となるのではない。

注：

a. 債務者の義務

債権が、債権者によって信託として保有されているとき、債務者は、その信託の受託者に支払をなすことになる。債務者が受託者に支払をなすとき、その受託者が信託違反の行為をなすこと、あるいはその行為をなす意思を有することを知っていて、支払を受託者になすことによって信託違反に関与するという場合にのみ、債務者は受益者に対して責任を有するのである。債権の一部譲渡がなされた場合、債務者の義務は、一部譲受人に対しては、その者に譲渡された部分についての支払をなし、譲渡人に対しては、その残余額を支払うことになるのであるか、あるいは、その全額を裁判所に対して支払うことになる。また、債務者はその一部譲渡を知っていて、譲渡人に全額を支払った場合、その一部譲受人に対してはなお責任を負うのである。契約のリステイトメント第15条6条参照。

例：

1. AはBに1,000ドルの債務を負っている。Bは信託宣言をなし、その債権を信託として保有し、収益の4分の1をCに支払う。信託宣言があったことを知りながら、AはBに1,000ドルを支払う。Aはもはや何の責任も負わない。

2. AはBに1,000ドルの債務を負っている。Bは約因として債権の4分の1をCに譲渡した。債権譲渡があったことを知りながら、AはBに1,000ドルを支払った。AはCに対して250ドルの債務を負う。

b. 信託関係

信託の受託者と受益者との間には、信託関係が存在する。債権の全部譲渡の場合と同様一部譲渡の場合にも、譲渡人と譲受人の間には、信託関係はない。

例：

3. AはBに1,000ドルの債務を負っている。Bは約因として債権の2分の1をCに譲渡した。Bは、Aの債務支払能力に関して自己が知っている事情をCに開示しなかったが、虚偽の事実を告げることなく、Aに対する債権の再譲渡をCから受けた。Cはその再譲渡を取消すことはできない。

c. 信託による譲渡

債権の一部譲渡と、債権の一部を譲渡人のための信託として留保する債権の全部譲渡とは、区別されるものである。

例：

4. AはBに1,000ドルの債務を負っている。Cがそのうちの600ドルを自己のものとして保持し残額をBへ払い戻す信託として、Bはその債権をCに譲渡した。Aは1,000ドルをCに支払う。Aはもはや何の責任も負っていないが、Cはそのうちの400ドルにつきBのための受託者である。

第16条の2 法人の幹部役職員と区別される信託受託者

法人の役職員は、信託を受ける地位にある者ではあるが、信託受託者ではない。

注：

a. 法人の幹部役職員は、法人の財産に対する権原を有しない。それ故、信託受託者ではない。しかし、法人に対しては信託関係にある。法人の業務の管理についての、法人の幹部役職員の受託者としての義務の範囲については、本リスティメントには含まれない。

代理人と法人の幹部役職員との区別に関しては、代理についてのリスティメント第2巻第14条c参照。

公益法人の場合の理事会の構成員であっても、その者をディレクター（理事）と称するかトラスティー（受託者）と称するかを問わず、彼は厳密な意味での信託受託者ではない。その理由は、法人の財産に対するその権原は当該法人に在り、理事会構成員に在るのではないからである。

b. 前條参照

信託によって、当該法人の株式を有する法人幹部役職員の義務については、第193条参照。

第16条の3 財産管理人と区別される信託受託者

裁判所によって任命された財産管理人は、信託受託者ではない。

注：

a. 法人または個人が支払不能、およびその他の状態にある場合、裁判所は、当該裁判所の管理のもとに、その法人または個人の財産を管理する財産管理人を任命することができる。上記財産管理人は受託者ではあるが、厳密な意味での信託受託者ではない。財産管理人は、自己の管理している財産についての権原を有するものではない。その義務の範囲は、受託者の義務の範囲とは異なる。

破産の場合の受託者であっても、本リスティメントに述べる範囲における信託受託者ではないのである。

信託の受託者は、たとえ個人的に何ら過失がなくても、信託の管理から生じた損失について、第三者に対する不法行為責任を負うべきものとされるが（第264条参照）、財産管理人あるいは破産の場合の受託者は、自分自身の過失による場合でなければ、個人的には、上記不法行為責任を免れるものである。さらにまた、財産管理人または破産の場合の受託者は、信託受託者とは異なり（第262条参照）、当該財産の管理の際になされた契約について、個人的に責任を負うものではない。

b. 支払不能法人の制定法上の承継人

法人の解散について、幾つかの州では、当該法人の解散を目的として、制定法によって指定された者に、その

【第1章】

支払不能法人の財産を移転させることを規定している。上記制定法上の承継人は、何らかの目的のための受託者とも考えられるが、本リステイトメントに述べられた規定の範囲における信託受託者ではない。

c. 債権参照

契約または不法行為の場合の財産管理人の責任を定める法律抵触の規定については、抵触法のリステイトメント第573条～第575条参照。財産管理人、および制定法上の承継人の、各州において訴訟を提起する権限については、その任命についてのものとは異なり、抵触法のリステイトメント第566条～第568条参照。

第16条の4 信託と普通法上の財産権

財産権が、甲が活着している間は甲に、そして甲の死後は乙にというようにして譲渡される場合には信託は設定されない。

注：

a. 普通法上の承継財産権

財産権が二者あるいは二者以上の者の利益のため承継的に譲渡される場合、その財産権は、それらの者の利益のための信託として保有されるのか、あるいは譲渡された者が普通法上の財産権を承継的に取得するのか、ということは、譲渡人の意思の問題である。このような信託が設定される場合、その受託者が生涯受益者となることも、あるいはその残余権者となることも、あるいはその残余権者もしくは第三者が受益者となることもできる。第99条参照。

証券や金銭の場合、土地や動産とは異って、裁判所の判決または制定法によって、その証券について普通法上の承継的権利を創設するものというよりは、信託を設定するものと解釈されたり、また、たとえ普通法上の承継的権利が創設されるものとしても、信託に適用される規定の多くを適用しうるものとされる傾向が増大している。

普通法上の財産権の承継的な所有者の権利および義務に関する問題は、財産権のリステイトメント第200条～第203条において取扱われる。

b. 証券および金銭の未成年者への贈与

1956年、統一未成年者贈与法が、統一州法委員会全国会議(the National Conference of Commission on Uniform State Laws)によって承認された。これは、ニューヨーク株式取引所と株式取引所連合とが主唱する「未成年者に対する証券の贈与に関するモデル法」にもとづくものである。そのモデル法は、証券の贈与を扱うものであるが、統一法は、証券だけでなく金銭の贈与をも扱っている。統一法は、細部につき幾分モデル法とは異っている。これらの法律によって未成年者は、贈与された証券や金銭に対する普通法上の権利を、取消されることなく賦与されることになったが、その占有と管理についての権利は後見人に賦与されるのである。

合衆国の大部分の州では、これらの法律のうちのいずれかが、すでに制定されている。

第2章 信託の設定

第1節 信託設定の方法

第17条 信託の設定

第2節 信託を設定するための委託者の能力

第18条 信託宣言の場合の委託者の能力

第19条 生前行為によって信託譲渡をなす場合の委託者の能力

第20条 遺言で信託譲渡する場合の財産権の所有者の能力

第21条 指名権(power of appointment)の行使による場合の委託者の能力

第22条 信託としての約束をなす場合の委託者の能力

第3節 信託設定の意思

第23条 意思表示の要件

第24条 意思表示の態様

第25条 懸念的文言

第26条 現在の信託を設定しない意思

第27条 特定の指名権

第4節 約因(consideration)

第28条 信託宣言のための約因

第29条 信託譲渡の場合の約因

第30条 信託設定の約束をなす場合の約因

第5節 受託者に対する財産権の移転

第31条 譲受人自身の利益のために、生前行為によってなされる財産権の譲渡

第32条 第三者のための信託として、生前行為によってなされる譲渡

第33条 遺言による信託譲渡

第34条 2人の受託者への譲渡

第6節 受託者への通知とその承諾

第35条 受託者への通知とその承諾

第7節 受益者への通知とその承諾

第36条 受益者への通知とその承諾

第8節 権限の留保および設定

第37条 権限の留保および設定

第9節 口頭証拠法則(the parol evidence rule)

第38条 口頭証拠法則

【第2章】

第10節 書面(written memorandum)の必要

- 第39条 普通法における書面の不必要
- 第40条 詐欺防止法
- 第41条 書面への署名の時期および署名者－信託宣言の場合
- 第42条 書面への署名の時期および署名者－信託譲渡の場合
- 第43条 口頭により設定する信託(oral trust)の履行
- 第44条 委託者のための口頭により設定した信託の不履行の効果
- 第45条 第三者のための口頭による信託の不履行の効果
- 第46条 書面に記載すべき事項
- 第47条 信託設定の書面として意図されたものではない書類
- 第48条 複数の書類から成る書面
- 第49条 書面の滅失または毀損
- 第50条 一部履行
- 第51条 詐欺防止法の要件欠缺の効果を受とうる者
- 第52条 土地に対する権利以外の財産権の信託

第11節 遺言信託の設定

- 第53条 遺言法
- 第54条 遺言による信託の設定
- 第55条 秘密信託(secret trusts)
- 第56条 委託者の死亡を停止条件とする、生前行為によってなされる処分
- 第57条 委託者が、信託の撤回、変更または支配の権限を留保している場合の、生前行為による処分
- 第58条 貯蓄預金についての仮設信託(tentative trust)

第12節 信託設定の目的

- 第59条 信託設定の目的

第13節 不法性(illegality)

- 第60条 不法性に関する一般原則
- 第61条 犯罪あるいは不法行為
- 第62条 公序良俗に反する履行
- 第63条 詐害目的
- 第64条 不法な約因
- 第65条 不法性の効果

第13節の2 履行不能(impossibility)および不特定(indefiniteness)

- 第65条の2 履行不能

第65条の3 不特定

第14節 他の要件

第66条 信託財産および受益者

第15節 ユース法(the statute of uses)の効果

第67条 ユース法

第68条 ユース法は、いかなる権利に適用されるか

第69条 能動信託

第70条 動産の信託

第71条 二重のユース

第72条 遺言による譲渡に基づいて生じるユース(用益)

第73条 復讐および制限信託

前注：

信託の設定は、財産権の処分をなす方法の1つである。そのほか、財産権の処分の方法には、贈与としての生前行為による譲渡、不動産遺贈または動産遺贈としての譲渡、売買としての譲渡のようなものがある。これらの譲渡の際、譲渡人は、目的物における自己の権利の全部あるいは一部を手離して、他の者の権利を創設することになる。

本章で述べられる規定から明らかなように、信託を設定するための要件は、まったく簡単なものである。信託財産が、土地についての権利であれば、ほとんどの州では、詐欺防止法によって、信託設定の意思表示およびそれを証する書面が必要とされる。第39条～第52条参照。もし信託が遺言信託であれば、通常、遺言法の要件を充足していることが必要である。第53条～第58条参照。これら制定法上の規定および口頭証拠法則(the parol evidence rule)(第38条参照)を除いては、その要件は、委託者が、信託財産と受益者を適法に指定して、信託を設定しようとする意思を適法に表示すべきであるということのみである。第23条～第27条参照。確かに、もし委託者が、信託宣言によってではなく、他人を受託者としてその者に財産を譲渡することによって、信託を設定しようという意思を表示している場合、委託者は、自己の意図していた受託者に財産を有効に移転しなくてはならない。第31条～第34条参照。

信託を設定するにあたり約因は必要ではない。第28条、第29条参照。しかし、もし委託者が、現在の信託を設定する意思を表示しているのではなく、ただ単に、将来、信託を設定しようとする意思を表示しているに過ぎないならば、信託は、現在設定されないし、また契約成立の要件が充足されていないかぎり、委託者はその後、信託を設定しなければならないという義務はない。第30条参照。委託者が、現在の譲渡という文言を用いているが、委託者はまだ、自己が譲渡しようと考えている財産権についての所有者ではない場合の結果も、前と同様である。信託の設定は、現在、財産権を処分することであって、将来処分をなすという約束(undertaking)ではない。信託の設定と契約の成立とを明確に区別することが重要である。委託者が、信託宣言をなす意思を表示した

【第2章】

ときは、委託者は、無償で信託を有効に設定できたとはいえ、約因がないため契約としての拘束力をもたない約束が、無理に信託宣言と解釈されることはないであろう。

信託の設定と贈与とを区別することは重要である。たとえば、委託者が、信託宣言をなす意思を表示したときは、信託の目的物の引渡をせずに、信託が有効に設定されたとしても、贈与の目的物の引渡がないため、無効とされる贈与としての譲渡を、無理に信託宣言であるとこじつけて解されることはないであろう。第31条参照。

第1節 信託設定の方法

第17条 信託の設定

信託は、次の方法によって設定される。

- (a) 財産権の所有者が、その財産権を他人のための受託者として保有することを宣言したとき。または、
- (b) 財産権の所有者が、自己または第三者のため、他人を受託者としてその者に、その財産権を生前行為によって譲渡したとき。または、
- (c) 財産権の所有者が、第三者のため他人を受託者としてその者に、生前行為でその財産権を宣言によって譲渡したとき。または、
- (d) 指名権を有する者が、自己または第三者のため他人を受託者として指名したとき。または、
- (e) ある人が、他人に対してなした合意 (promise) に基づいて生ずる自己の権利を、第三者のための信託として保有するよう合意したとき。

(a)項に関する注：

a. 信託宣言

財産権の所有者が、その財産権を自ら受託者として保有することを宣言した場合は、その財産権についての権原の譲渡がなされなくても、信託は設定される。

例：

1. 社債の所有者Aは、指定された受益者のため、自ら信託受託者となる旨を宣言した。Aは、それら受益者のため、その社債についての受託者となる。

また、財産権の所有者が、自己を受託者として、自己にその財産権を譲渡する旨の捺印証書を作成することによっても同様に信託を設定することができる。このような場合、財産権の所有者はすでにその財産権について普通法上の権原を有するのであるから、実際には、その財産権についての普通法上の権原の譲渡はないが、その証書は、財産権の所有者が単に信託宣言をなしたと同様の効果を有する。

例：

2. 甲地の所有者Aは、指定された受益者のための信託受託者として自分に甲地を譲渡するという証書に署名捺印し、確認 (acknowledgement) を受け、登録した。Aは、その受益者のため、甲地についての受託者となる。

(b)項に関する注：

b. 生前行為による譲渡

財産権の所有者が、他人を受託者としてその者に、その財産権を生前行為によって譲渡した場合、信託が設定される。

例：

3. 甲地の所有者Aは、指定された受益者のための能動信託として、Bに甲地を譲渡した。Bは、その指定された受益者のため、甲地の受託者となる。

財産権の所有者が、信託としてなした不動産譲渡が、財産権譲渡のための効力を生じない場合については、第32条を参照せよ。

(c)項に関する注：

c. 遺言による譲渡

財産権の所有者が、その財産権を他人に遺贈（不動産遺贈(devise)または動産遺贈(bequeath)）した場合、信託が設定されうる。

例：

4. 指定された受益者のための能動信託として、AはBに甲地を遺贈し、また一定の証券を遺贈した。Bは、それら指定された受益者のため甲地およびその証券の受託者となる。

遺言で受託者が指名されていない場合または受託者として指名された者がその財産権についての権原を取得することができないような場合については、第33条参照。遺言者から受取る財産を信託として保有するという合意が、受遺者 (devisee legatee) あるいは相続人 (heir) もしくは最近親者 (next of kin) によってなされた場合の効力については、第55条参照。

(d)項に関する注：

d. 指名権 (power of appointment)

指名権を有する者が、他人を受託者として指名した場合、その指名権が適法に行使される限り、信託が設定される。

e. 一般的指名権 (general power of appointment)

ある人が一般的指名権を有する場合、それが現在行使しうるのかあるいは遺言によってのみ行使しうるのかにかかわらず、それは、自己および自己の財産を含めてその者が選択する何人をも指名することができる権限であるが、その場合、一般的指名権を有する者は自己または第三者のための受託者として、ある人を有効に指名することができる。

例：

5. Aは、甲地につき、生涯権をBに遺贈し、残余権についてはBが捺印証書または遺言で決定するよう指示した。Bは、その残余権につき、指定される受益者のための能動信託の受託者としてCを指名した。Cは、その残余権につき指名される受益者のための受託者となる。

【第2章】

信託が設定され、それに基づいて一般的指名権が授与される場合、指名権者は、指名権を行使する際、指名がなされる財産について新たな受託者を選任する権限が与えられている。ただし、信託の委託者が、自己の指名した受託者によってのみ管理される信託であるという意思を明示しているのであれば、この限りではない。

f. 特定の指名権 (special power of appointment)

ある人が特定の指名権を有する場合、それは、特定の範囲の人々の中から指名しなければならないという指名権であるが、その特定の指名権者は、指名権の対象として選択される範囲にある被指名権者に利益が帰属するよう受託者を指名することを有効にしうる。ただし、指名権を与えた者がこれと反対の意思を明示している場合は別である。財産法リステイメント第358条参照。複数の被指名権者に与えられる権利の範囲と性質に関する限り、特定の指名権の設定者は、指名権者が指名をする際、自己の財産を処分する場合と同程度の裁量権を指名権者に与えたと推定される。

しかしながら、指名権設定者が、すべての被指名権者に、あるいはその者たちの中で財産の配分を行なう指図をなすことによってのみ、指名権者はその指名権を行使しうるという意思表示をした場合は、指名権者が、被指名権者のための受託者を指名することを有効にしえない。

例：

6. Aは、「残余権の帰属者として、Bの定める方法・割合で、Bの定める権利について、Cの子供たちの中から指名する」という指名権つきで、Bの生存間、Bに甲地を遺贈した。Bは、Cの子どもたちの利益のため、均等な割合で、信託としてDを指名した。信託は設定される。

7. Aは「残余権の帰属者として、Bの定めるCの子供たちに限り、その者に譲渡する」という指名権つきで、Bの生存間、Bに甲地を遺贈した。Bは、Cの子供たちの利益のため均等な割合で、能動信託に基づいて、Dを受託者として指名した。この場合、信託は設定されない。

特定の指名権者は、特定の指名権の範囲の人々以外の者の利益のため、有効な指名をなすことができない。財産権のリステイメント第351条～第355条参照。

信託が設定され、それに基づいて特定の指名権が授与されている場合、委託者が、自己の指名した受託者が管理する信託であることの意味を明示している場合でなければ、指名権者は、その指名権を行使する際、指名がなされる財産についての受託者を新たな者に代える権限を有する。

(e)項に関する注：

g. 信託としての合意

甲が、乙を受託者として乙に金銭を支払うとか、あるいは財産権を譲渡するというような強制可能な約束をなした場合、もし両当事者が、受約者の権利について信託を設定する意思を明示するならば、受約者の権利は、受託者たる乙によって保有されることになり、信託が設定される。第14条注h、第26条注n参照。

h. 信託を設定するその他の方法

普通法上の所有権者ではないが、財産権について完全な受益権 (the entire beneficial interest) を有する者は、その財産権について信託を設定することができる。このように、すでに信託がなされている場合で、受託

者が、受益者の指図で信託財産を別の信託に移したとき、あるいは受益者が、その財産権を別の信託で保有するように受託者に指示したときは、新たに信託が設定される。第428条と比較せよ。

1. 制定法上の信託

いくつかの州では、制定法により、不法行為による死亡で訴を提起する権利を、指定遺言執行者、法定遺産管理人、その他の者に与えることによって信託が創設されることがある。第6条注h参照。

第2節 信託を設定するための委託者の能力

第18条 信託宣言の場合の委託者の能力

信託宣言の方法によって信託の設定をなす場合の能力は、生前行為で財産権を譲渡する場合の能力と同じである。

注：

a. 能力 (capacity) の意味

特定の法律関係の設定またはそのような法律関係に入るための能力の欠缺とは、人のある特殊性ゆえに、そのような法律関係を設定したりする能力のないことを意味する。たとえば、普通法上の既婚婦人、未成年者、精神異常者、時には外国人などは、上記以外の人によって保有されるような完全な能力を有しない。

人は、能力の欠缺以外にも、他の理由で、ある法律関係を設定する権限をもたないことがある。つまり、一区画の土地につき何ら権利をもたない者は、その土地につき有効に信託宣言をなすことができない。あるいは、その者には譲渡することができない権利をもつ人は、その権利を譲渡することによって信託を設定することができない。これらの場合、権限の欠缺は、その者の特殊性からくる能力の欠缺のせいではない。

普通法では、夫は妻に財産権を譲渡できないが、夫は、妻のために有効に信託宣言をし受託者となることができる。そのような譲渡する能力の欠缺は、夫の譲渡の能力がないからではなく、夫から権利の譲渡をうける妻の能力の欠缺のせいなのである。

b. 本リステイトメントに含まれない能力の範囲

既婚婦人、未成年者、精神異常者、外国人および財産権移転につき制限的に能力を有する他の者の能力の範囲は、本リステイトメントの範囲外である。

法人、法人格なき団体やパートナーシップが財産権につき信託宣言をなす能力の範囲は、法人、その他の団体等については他に規定があるので、本リステイトメントの範囲外である。

c. 前後参照

受託者の能力については第89条参照。

第19条 生前行為によって信託譲渡をなす場合の委託者の能力

生前行為で他人に財産権を譲渡することによって信託を設定する能力は、生前行為で他人に財産権を譲渡する

【第2章】

能力と同じである。

注：

a. 財産権の所有者が、その者の利益のためにその者が保有するよう、生前行為で財産権を他人に譲渡できる場合には、財産権の所有者は、譲受人が信託として保有するよう、その財産権を生前行為で譲渡する能力を有するのである。生前行為で財産権を譲渡する能力に関する規定は、信託法に特殊なものではなく、その規定の詳細は、本リステイメントの範囲外である。

第20条 遺言で信託譲渡する場合の財産権の所有者の能力

遺言で他人に財産権を譲渡することにより信託の設定をなすについての能力は、遺言で他人に財産権を譲渡する場合の能力と同じである。

注：

a. 財産権の所有者が、その者の利益のために、その者が保有するよう、遺言で財産権を他人に譲渡できる場合には、財産権の所有者は、譲受人が信託として保有するよう、その財産権を遺言で信託譲渡する能力を有する。財産権の遺贈に関する規定は、信託法に特殊なものではなく、その規定の詳細は、本リステイメントの範囲外である。

b. いくつかの州では、制定法によって、遺言が、遺言者の死亡後、ある期間内に執行されたり、あるいは、そのように遺贈された財産権が、財産権は遺言者の財産の一定範囲を越えて執行される場合、公益目的のために遺贈できないことになっている。第362条参照。

第21条 指名権 (power of appointment) の行使による場合の委託者の能力

財産権を信託として指名することによって信託を設定する場合の能力は、信託以外で指名をなす能力と同じである。

注：

a. 財産権の指名権を有する者が、その者の利益のためにその者が保有するよう財産権を指名することができる場合には、財産権の指名権者は被指名権者が信託として保有するよう、財産権を指名する能力を有する。

b. 財産権を譲渡する能力をもたない者が指名権を行使する能力を有することもある。普通法上、既婚婦人は、夫の同意なしには土地を譲渡することができなかったが、夫の同意なしに指名権を行使することはできた。さらに、妻は遺言によって財産権を譲渡することはできなかったが、遺言によって指名権を行使することができた。ただし、いくつかの州では、制定法により、人が財産権を譲渡する能力を有しない場合、その者は指名権を有効に行使できないとされている。指名権行使の能力に関する規定は、信託法に特殊なものではなく、その規定の詳細は、本リステイメントの範囲外である。

c. 指名権行使の能力を有する者でも、その者の指名が権限を越える場合には、信託として有効に指名できない。
第17条注 f 参照。

d. 有効な指名をなすための指名権者の能力については財産権のリステイトメント第345条参照。

第22条 信託としての約束をなす場合の委託者の能力

約束者に対する受約者の権利が第三者のために信託として保有されるよう受約者に約束することによって信託を設定する能力は、契約をなす場合の能力と同じである。

注：

a. 約束者が受約者と、約束にもとづいて生じた権利を、受約者の利益のために、受約者によって保有するよう強制可能な約束をなすことができる場合には、受約者は約束にもとづいて生じる権利が、第三者のために信託として保有されるよう強制可能な約束を受約者となす能力を有するのである。契約をなす場合の能力については、契約のリステイトメント第18条参照。

第3節 信託設定の意思

第23条 意思表示の要件

信託は、委託者が信託を設定しようとする意思を、適法に表示した場合にのみ設定される。

注：

a. 表示されなければならない意思

信託を設定するために、委託者は、第2条で定義された信託を構成するような法律関係を設定する意思を適法に表示しなければならない。その際、そのように意図された関係が、信託とよばれることを委託者が知っているか否か、さらに、信託と称される関係の明確な性格を委託者が知っているか否かは、重要ではない。

意思の表示とは、外部に表明された意思 (external expression) を意味する。第4条参照。詐欺防止法 (Statute of Frauds) (第40条参照)、遺言法 (第53条参照) のような制定法に別段の定めがない限り、信託を設定する意思の表示は、書面ならびに口頭によって、あるいは行為によってなされるであろう。信託設定の意思表示には、特別な形式は必要でない。第24条参照。受益者 (第36条参照) あるいは第三者に対する意思の伝達がなくとも、信託設定の意思表示として十分であることがある (第24条注 c 参照)。

他方、委託者が、強制可能な義務を課する意思を表示しない限り、信託は設定されない。第25条参照。同様に、生前行為で、その表示の後に、信託を設定するという意思表示があっても信託は設定されない。第26条参照。また、財産権の所有者によって、無条件で他の人に贈与するというような財産権譲渡の意思表示は、信託設定の意思表示ではない (第31条参照)。第三者のために、他人を受託者としてその者に財産権を譲渡する意思表示は、譲渡人によるその財産権についての信託宣言の意思表示ではない (第32条参照)。

b. 前後参照

【第2章】

寄託を設定する意思表示については、第5条注b参照。衡平法上の負担を設定する意思表示については第10条注b参照。条件を付す意思表示については第11条注c参照。債務を設定する意思表示に関しては第12条注g参照。その者の利益のために財産権を譲渡する意思表示については第125条参照。

c. 制定法に基づく信託

信託は、委託者の意思表示なしにも制定法により設定されることがある。たとえば、遺言執行者、遺産管理人、あるいは他の人に対する不法行為により死亡した者のため制定法上の訴権が与えられることにより、信託が設定される。第6条注h参照。

第24条 意思表示の態様

(1) 制定法に別段の定めがない限り、信託設定の意思は、書面または口頭で、もしくは行為で表示することができる。

(2) 信託設定の意思表示は、何等特別の方式を必要としない。

注：

a. 解釈に適用される一般原則

生前行為による譲渡、遺言、および契約の証書、その他の書面に適用することができる一般原則についての説明は、ホリスステイメントの範囲外である。

b. 文言の解釈についての諸事情の効力

委託者の意思解釈を明らかにする諸事情は、関連性のあるもので、口頭証拠法則 (the parol evidence rule)、詐欺防止法 (the statute of frauds)、遺言法 (the statute of wills)、その他の法令の定めによって除外される場合以外は、このような諸事情は、証拠として認容されうるものである。口頭証拠法則については第38条参照。土地についての権利の信託や、遺言による処分によって設定される信託の場合のように、制定法で、意思表示に特別の方式を必要とするときとされている場合は、意思表示はその制定法に従わなければならない。第40条、第53条を参照。委託者の意思が信託を設定しようとするものであると判断する際、信託設定の表示がなされたときの行為は勿論のこと、その前後の行為も関連性がありうる。

たとえ、委託者が「信託(trust)」という言葉を用いなくても、信託が創設されることがあるし、委託者が、「信託 (trust)」という言葉を使っているという事実があっても、必ずしも、信託の設定を意図しているということを示すものではない。第23条注a参照。

例：

1. 社債の所有者であるAは、その社債を「Bのため」あるいは「Bの利益のため」保有する旨を宣言した。これと異なる意思であると証明されないかぎり、AはBのため、その社債を信託として保有していることになる。

2. 甲地の所有者Aは、捺印証書によって甲地をBに譲渡した。そしてそのときに、Bに対し、甲地

を売却し、その売却代金をCに支払うよう指図したAの署名ある書面を、Bに交付した。これと反対の意思の存在が証明されなければ、Bは甲地をCのため信託として保有することになる。

3. 甲地の所有者Aは、Bに甲地を遺贈し、Bはその土地からの純収益をCに生涯支払い、Cの死後は甲地をDに譲渡するよう、遺言で指示した。これと反対の意思の存在が証明されなければ、Bは甲地をCおよびDのための信託として保有する。

4. Aは、自分の金銭1,000ドルを「Bのための受託者A」という名義で、貯蓄銀行に預けた。Aは、その銀行に、自己の名義ですでに2,000ドル預けていることが明らかになった。そしてこの2,000ドルという金額は、制定法や銀行の定款で、預金者に認められる預金最高限度額である。さらに、Aが受託者という名目で預金する唯一の目的は、この規則を逸脱することであるとわかった。この場合、Aは、Bのための信託としてその預金を保有しているのではない。

5. Aは株式を購入したが、指示を出して株券の名義を「Bのための受託者A」にした。AがこのことをBに通知してからAはBのための信託を設定する意図であったことが、明らかになった。AがBに通知するまでは、信託は成立しない。

c. 意思の伝達は必要ではない。

意思の外部的表示がなければ意思表示があったといえないが（第2条注g参照）、生前行為による信託設定の意思は、特定の形式で表示されることを法律で要求されていない。信託設定の意思を、受益者（第36条参照）その他の者に伝達すること、あるいは信託設定の意思を証明する書面を他の者に交付することをしないで、信託設定の意思を、有効に表示しうる。信託を発生させようとする委託者の終局的な決定意思を、外部的な表示行為によって表示しなければならないことは、信託の設定に不可欠である。委託者が自己の意思を他の者に伝達しなかったことや自己の意思を宣言して作成した書面を交付しなかったことは、委託者が、信託を設定する終局的な決定意思を有していないということの証拠となる。ただし、それは終結的証拠ではない。

自己の財産権について、自ら受託者であるとする信託宣言をなした者であれば、その者が受益者に通知しなかったことは、直ちに信託設定をなす（第36条注b参照）意思を有していないという証拠ともなりうるし、さらに、信託が設定されていても、その者が信託を取消す権利を留保しているという証拠ともなりうる。

第25条 懇願的文言

信託は、委託者が法的拘束力のある義務を負わせる意思を表示するものでなければ、設定されない。

注：

a. 基準

本条で述べられている法準則は、委託者が譲渡行為を信託とよんでいる場合であっても適用しうる。つまり、裁判所で強制することのできる義務を課すという意思を表示しているのでなければ、信託は設定されない。

b. 懇願的文言

【第2章】

一方で委託者が信託設定の意思を表示したとする。他方でその意思表示が、一定の方法で財産権を譲受人が使用または処分すべき旨の提案または希望に過ぎないとき、譲受人がその提案または希望に従うかは譲受人の任意である。

委託者が単なる道徳的義務を負わせるに過ぎないような意思表示している場合は、信託は設定されない。委託者の意思を判断する場合、特に次に述べるような事情が考慮される。すなわち、(1) 用いられている文言の性格が拘束的(imperative)か、懇願的(precatory)かということ、(2) 財産権の特定の有無、(3) 受益者および受益権の範囲の特定の有無、(4) 当事者間の関係、(5) 当事者の財政的状態、(6) 処分について、委託者が影響されたとと思われる合理的動機、(7) その譲渡行為を信託と解するか信託ではないと解するかによってもたらされる結果を、委託者の立場にある者が、通常望むか否か、などである。

受益者が確定されえない場合、信託は設定されない。第112条参照。このような場合、譲受人は、自分に譲渡された財産権を保有することができるのか、あるいはそれを復帰信託(resulting trust)(第411条参照)として保有することができるのか、ということは、委託者が、信託を設定する意思表示をなしたか否かによって定まる。委託者の用いた言葉が不明瞭であり、その不明瞭さ故に信託が無効になる場合、委託者は信託の設定を意図していたのではなく、譲受人に対する無条件贈与(beneficial gift)を意図していることが多い。

例：

1. AはBに1万ドル遺贈し、遺贈者Aが賢明だと考えるようにその金銭を使うようにと希望した。他に証拠がなければ、Bは無条件で金銭を取得し、信託として保有することはない。
2. Aは、自己の全財産を、「家族のために維持するように希望して」Bに遺贈した。他に証拠がなければ、Bは、その財産を無条件に取得するのであって、信託としてそれを取得するのではない。
3. Aは、妻のBに対して自己の全財産を遺贈し、Bが2人の娘CとDのために維持することを希望した。その後、AとBに息子が生まれた。Aが死亡する。他に証拠がなければ、Bは、その財産を無条件に取得するのであって、それを信託として取得するのではない。
4. Aは、妻のBに対して、自己の全財産を「妻に、そして妻の死亡の場合は、その全財産をAの血族に贈与することを望んで」遺贈をなした。その希望の表示が、Aの財産だけではなくAが信託を設定する権限のないBの財産にまで及ぼされるため、Aは、Aの財産について信託を設定する意思をもたなかったものと推定された。他に証拠がなければ、Bはその財産権に対する権利を無条件に取得するのであって、それを信託として取得するのではない。
5. Aは、自己の全財産を「大部分をCに分け与えるように希望して」Bに遺贈した。他に証拠がない限り、Bは、その財産権に対する権利を無条件に取得するのであって、それを信託として取得するのではない。
6. Aは妻に対して「私は、妻に自分の母と妹の世話と保護を頼み、妻が最良と判断するような扶養を、母と妹に妻が与えることを要求する」ということを付して、自己の全財産を遺贈した。その母と妹というのは、病弱で貧困状態にあった。そしてこのところずっと、Aの援助を受けていた。遺言者は多

額の遺産を残して死亡した。他に証拠がないかぎり、その妻は、遺言者の母と妹に相当な扶養を与えるという信託で、その財産を取得したわけである。

c. 限定のない目的

財産権がある者に、その者が選択する如何なる方法で、如何なる者に対しても処分が許されるというようにして譲渡されるときは、信託は設定されず、譲受人は、その財産権を自己の利益のために取得することになる。第125条参照。

d. 家族のためという目的

財産権が或る者に、その者自身とその家族の利益のために譲渡されるときは、その譲渡人が信託を設定しようとする意思を表示しているのか、あるいは、譲受人に無条件に贈与するという動機を明示して、そのような贈与をなす意思を表示しているのかということは、解釈の問題である。

例：

7. Aは、その兄弟や姉妹たちに「本人とそれぞれの家族の利益のために、10万ドルの金銭を遺贈した。別段の証拠がない場合は、その財産権を、その兄弟姉妹たちは無条件で取得するのであって、それを信託として取得するのではない。

8. Aは、BとBの妻を扶養するための信託として、Bに、1万ドルの金銭を遺贈した。これと異なる証拠が他にないかぎり、信託が設定される。

家族の構成員に賦与された権利があるとしても、その範囲については、第120条注b参照。また、財産権のリストメント第293条参照。

第26条 現在の信託を設定しない意思

生前行為で、その意思表示の後に信託を設定するという意思表示は、信託設定の効力を生じない。

注：

a. 本規定の目的

本条で述べられる規定は、委託者が、受託者としての他人に財産権を譲渡することにより信託を設定する意思を表示する場合および信託宣言をなす場合に適用される。双方の場合に、信託が直ちに生ずるのか、信託が将来生ずるのか問題がある。

信託は、委託者が直ちに生じさせないという意思表示をしたり（注b c参照）、すぐに受益者を指名しないため（注d参照）あるいは、すぐに信託財産を指定しないため（注e参照）、また、すぐに受託者を指名しないため（注f参照）に、直ちには生じないことがある。

信託が委託者の死亡時にのみ生じる場合、その処分は遺言であり、遺言法の要件を充足していないと無効である。第56条参照。

しかしながら、現在の信託は、受益者が将来の利益のみを有するものであっても（注g参照）設定される。さ

【第2章】

らに、委託者が、その信託を取消したり変更する権利を留保するという事実は、信託を無効にさせるものではない（注 h 参照）。また、信託が直ちに生じなくても、将来生じることもある（注 i、j、k、l 参照）。

将来において信託を設定する約束は、強制可能契約（enforceable contract）の要件を満足していれば、強制可能である（注 m 参照）。受約者は、すぐに受託者となるという意思表示を行えば、受約者としての自己の権利を信託として保有することになる（注 n 参照）。

b. 信託として譲渡をなす約束

人が、現に所有している財産権、あるいはその後に取得される財産権を将来、信託として他人に譲渡するという意思を宣言したり、そのような強制不可能な約束をなした場合、その者が信託としてその譲渡をなさない限り、またそのような譲渡をなすまでは、信託は効力を生じない。

例：

1. ある証券を所有している A が、B に、後日、その証券を C のための信託として B に譲渡するつもりだと話す。A が証券を B に信託として譲渡しない限り、またそのように譲渡するまでは、信託は生じない。

2. 財産権の所有者が条件付捺印証書で、目的物あるいは譲渡証書を交付する場合には、信託は、条件付捺印証書で譲渡する時に設定される。第32条注 d 参照。約束が契約として強制可能な場合の条件については注 m、n 参照。

c. 信託宣言をする約束

人が、財産権に関し、後日の意思表示によって信託を設定するという意思を表示し、あるいは、強制不可能な約束をした場合、そのような後日の意思表示がなければ、信託は設定されない。宣言をなし、あるいは約束をする時に、その者によりその財産権が所有されているか、その後に取得されるのかは重要ではない。その者に取得される財産権については第86条参照。

例：

3. ある有価証券の所有者である A は、後日 B のためにその有価証券につき、信託宣言をすると B に話す。A が信託宣言をしない限り、また、信託宣言をするまでは、信託は設定されない。

4. A がある株式を買うとしたらその時に、A は B の受託者として、その株式につき証書により信託宣言をなすと B に約束する。A が株式を取得し、かつ、信託宣言をもなさなければ、信託は設定されない。

d. 受益者が、委託者によって後に指名される場合

財産権の所有者が、その後に指名する人のための信託として、他人に財産権を譲渡する場合その受益者を委託者が指名しない限り、またその指名をするまでは、明示信託（express trust）は生じない。そのような場合、譲受人は、委託者のための復帰信託（resulting trust）にもとづき、その財産権を保有する。そして、委託者が受益者を指名しない限り、またその指名をするまで、委託者は、譲受人に対し、その財産権を自己のもとへ戻すことができる。同様に、財産権の所有者が、後に指名する者のために信託宣言をする場合、受益者を指名しない限

り、かつ指名するまで、信託は生じない。さらに、財産権の所有者は受益者を指名しない限り、またその指名をするまで、信託とは関係なくその財産権を保有する。

例：

5. Aは、AがBに対する通知によって指名する者のための信託として、Bに有価証券を譲渡するという内容の証書を作成し、Bに交付した。Bにその通知を発送する前にAが死亡。Bは、Aの遺産に対する復讐信託にもとづき、その有価証券を保有する。

6. Aは証書によってある有価証券についての信託宣言をし、その信託の受益者は後にその証書で指名するとした。Aが受益者を指名するまで、Aはその財産権を信託とは関係なく保有する。そしてAの債権者たちは、それを差押えることもできるし、債権者たちの債権の満足にそれを使うことができる。

e. 信託財産が、委託者によって後に指定される場合

財産権の所有者が、後日指定する財産権を信託として他人に譲渡するという趣旨の証書を作成する場合、その譲渡証書は不完全であり、その財産権を指定しかつ譲渡しない限り、またその指定をしかつ譲渡するまでの信託は生じない。同様に、財産権の所有者が後日指定する財産権につき信託宣言をする場合、その財産権を指定しない限り、また、指定するまで、信託は生じない。

例：

7. Aが署名しBに引渡す付属明細書で後日Aが指定する有価証券をCのための信託としてBに譲渡する趣旨の証書を、AがBに作成した。Aが、有価証券を指定するまで、信託は設定されない。

8. Aが証書により信託宣言をし、Aが後日作成しその証書に付する明細書で指定する有価証券につき、Bのための受託者となることとした。Aが有価証券を指定するまで、信託は設定されない。

f. 委託者によって、受託者が後に指名される場合

財産権の所有者が、後に受託者として指名する者に信託として譲渡する証書を作る場合、受託者の名が記されていないことは、その譲渡証書作成の時に信託を生じさせない意思があることを意味する。その場合、受託者を指名し、その財産権をその者に譲渡するまで、信託は生じない。そして、財産権の所有者が受託者を指名し、その財産権を譲渡しない限り、また譲渡するまで、信託とは関係なくその財産権を保有する。この状態は、現在の譲渡は意図されているが、証書には受託者が指名されていないとか、受託者として指名された者が死亡するとか、さもなければ、その財産権の権原を取得するのが不可能な場合とは区別される。これらの場合、現在の信託は、受託者がいないために設定されないのではない。第32条(2)参照。

g. 権利享有の延期

他方、財産権の所有者が、その意思表示の時に信託を生じさせる意思を表示した場合、信託は、信託条項によって受託者の利益が、将来のある時期まで享有する効力をもたない将来権であっても、その意思表示の時期に生じる。

例：

9. ある有価証券の所有者Aは、10年満期後に生ずる収入を信託としてBに支払うためその有価証券

【第2章】

につき信託宣言をした。その収入は、10年間、AによりAの利益のために維持される。Bの受益権が、10年満了まで享有する効力を有しなくても、信託は、宣言の時に生じる。

h. 取消権および制限する権利の留保

財産権の所有者が、財産権を譲渡し、譲渡の時に信託を設定する意思を表示した場合、信託条項によって、委託者が、その信託を全部または一部につき取消し、あるいは制限する権利を留保するとしても、意思表示の時に信託は生じる。第37条、57条参照。同様に、財産権の所有者が、その財産権につき信託宣言をなす場合、信託条項によって、その者がその信託を全部または一部につき取消し、あるいは制限する権利を留保しても、信託は、信託宣言の時に生じる。第37条、57条参照。その法律行為は、単に取消し、あるいは制限する権利の留保というだけで不完全なものとなるのではなく、また、現在の信託を設定する意思がないことを示すものではない。

i. 譲渡の結果として信託が生じるのかどうか

人が、信託として他人に財産権をのちに譲渡するという強制不可能な約束をした場合、信託は、その者が事後的に譲渡をした時にのみ生じる。同様に、人が信託として財産権を指定せずに譲渡をする場合、その者が事後的に財産権を指定し、かつ、譲渡をなした時にのみ、信託は生じる。人が受託者を指定せず信託として譲渡証書を作り、その作成の時には信託を生じさせない場合、事後的に受託者に譲渡をなした場合にのみ、信託は生じる。人が財産権を受託者に譲渡するが、受益者を指名しなかった場合、受託者は、その財産権につき受益者が指名されるまで、譲渡人のための復帰信託にもとづいて保有し、その後受益者が指名された場合、その財産権は、そのように指名された受益者のための信託として保有されることになる。

j. 意思表示の結果として信託が生じるのかどうか

人が、財産権につきのちに受託者になるという意思を表示し、あるいは約束したが、それ以上の意思表示はせず、しかも、さしあたっては受託者になる意思表示はしないている場合、後日その者が、ただちに信託を設定するという意思表示をした場合にのみ、信託は事後的に生じる。財産権が宣言の時、あるいは約束した時に所有されているか、後で取得されるかどうかは重要ではない。

例：

10. ある有価証券の所有者が、10年後、Bのためにその証券につき受託者となるつもりであるが、10年満了までは、何ら信託を生じさせるつもりはないことを宣言する。Aが10年満了時に受託者となる意思を表示しない限り、その時に、その証券につき受託者となるものではない。

11. AがBに対し、もしAが株式を相続することがあればその時は、Cのための信託としてその株式をAが保有するという意思を表示した。Aは株式を相続したが、それ以降受託者になるという意思表示をしていない。Aはその株式についての受託者ではない。

k. 後の意思表示

人が将来に受託者になるという意思を表示した場合、その意思表示と関連あると考えられるその後の行為は、その行為の時点で信託を設定する意思表示として充分である。人が現に所有していない財産権につき、信託宣言することを書面に記載し、その後、そこに記載されている財産権を購入する場合、先の信託宣言に結びついてい

る財産権の取得という行為は、その財産権の取得の時点で、信託を設定するに十分な意思表示となり得る。

例：

12. Aが、アメリカン・ステール・カンパニーの株式13株につき、BのためにAが受託者となるという内容の証書を作成した。その時点でAはその株式を所有していなかった。Aは後日、アメリカン・ステール・カンパニーの株式を13株購入した。取得時に異なる意思の証拠がない限り、Aはその株式につき受託者となる。

l. 後日の沈黙の効力

人が、将来に受託者となる意思表示する場合、その最初の意思表示と関連があると思われる時に沈黙していることは、その時に信託を設定するに十分な意思表示となり得る。しかし、通常、単なる沈黙は、そのような表示ではない。黙示の意思表示なのか、そのような表示ではないのかは、意思解釈の問題である。

m. 契約上の責任

将来において信託を設定する約束は、強制可能契約の要件を充足している場合にのみ、強制可能である。第30条参照。信託としての財産権を譲渡する約束、あるいは受託者となる約束が、受約者に、約束違反に対する損害賠償の権利を生じさせるか、そのような約束が特別に強制可能かどうかは、契約を規定する法規によって決定される。契約のリステイトメント第2章～第6章、第358条～第380条参照。例えば、財産権の所有者が、信託として財産権を譲渡し、同じ信託にもとづいて保有すべき金銭を委託者に支払うことを約束する場合、もし、その約束が無償でなされており、印影 (seal) によらない場合 (契約のリステイトメント第19条、第95条参照)、約束者はその金銭を支払わないことに責任を負わない。しかし、その約束が、約因の提供をうけて、印影がなされている場合には、約束者は、それにつき責任がある。

例：

13. AとBは、BがAと結婚するという約因の提供により、書面による合意をなし、Aは1年以内に1万ドルを分割し、Bのための信託として、その金銭を保有することを約束する。Aがその金銭を分離するまで信託は生じないが、もしAがその信託を設定できないと、Aの約束は、約因の提供によりなされているため、Aは約束違反に対し責任を負う。

14. 夫婦たるAとBは離婚の合意をし、その合意により、Aは、両者で選任した受託者に対し10万ドル相当の有価証券をBのための信託として、1年以内に譲渡することになった。Aが証書を受託者に譲渡するまでは証券の信託は成立しないが、Aは、その合意につき約因の提供を受けているので、信託を設定できない場合には、契約違反につき責任を負う。

将来取得する財産権につき信託を設定する約束の効果については、第86条参照。

n. 受託者としての受約者 (promisee)

将来において信託を設定する約束は、将来において締結される約束についての現在の信託の設定とは区別される。将来においてなされる強制可能な約束の受約者は、第三者のために、信託で、受約者としての自己の権利を保有することができる。第17条(e)参照。他人を受託者として、その者に金銭を支払うとか、財産権の譲渡をな

【第2章】

すという強制可能な約束をなした場合、もし、信託を設定しようとする者が、受約者の権利につき直ちに信託を設定する意思を表示し、それが、単に、金銭の支払いの際に、金銭の信託、あるいは、譲渡の際に、財産権の信託を設定するだけではないという意思を表示したなら、受約者の権利は、受託者としての受約者により保有されるのであるから、現在の信託が設定される。

約束が無償でなされ、印影によらない場合、約束者は、通常、それに拘束されない（契約のリステイトメント第19条、95条参照）。そして、受約者は、それにもとづく何らの権利も取得せず、信託も生じない。約束が無償でなされるが、印影にもとづくため義務がある場合、約束者が信託の委託者であり、もし委託者がその約束にもとづく受約者の権利は、信託として保有されるべきであるという意思表示をする場合、受約者は直ちに、その約束にもとづく自己の権利につき受託者となる。

その約束が、受約者によって支払われた約因のためになされる場合、受約者は、信託の委託者であり、その約束にもとづく自己の権利が、信託として保有されるべきだということを表示する場合、受約者は直ちに、その約束にもとづく自己の権利につき受託者となる。

例：

15. BがAになした10万ドル支払いの約因として、Aが、署名した記載証券の中で、Cのための信託として、Bに甲地を引渡す約束をする。Aが約束に違反した場合に、Aから損害を回復してもらう権利および契約を特別に強制する権利をBは得る。これらの権利をBはCのために信託として保有する。

16. Aは、BにX会社の1,000株式を、Cのために信託として譲渡することを、Bに約束する内容の証券に署名、押印し、Bに交付する。Bがそれによって得る契約上の権利については、Cのために信託として保有する。

17. Aは口頭で、かつ無償でCのための信託として1,000ドルをBに支払う約束をする。Bは、その約束にもとづく何らの権利も取得しない。信託は生じない。

o. 前後参照

将来における信託を設定する約束の効力については第30条参照。

信託における無効な譲渡の効力については第32条参照。

委託者の死亡に際し発生させる信託の処分の効力につき第56条参照。

後に取得する財産権の処分については第86条参照。

第27条 特定の指名権

特定の範囲の人々に、あるいは特定の範囲の人々の中から、財産権の帰属者を指名するという権利が、ある者に付与されている場合、指名がなくて明示の贈与がない場合、すなわち指名権不行使の場合は指名権が行使される場合にのみ、その特定の範囲の人々が、その財産権についての権原を有するものという意思を指名権設定者が表示している場合を除き、その特定の範囲の人々が、その財産権についての権原を有する。

注：

a. 指名権設定者の意思

特定の範囲の人々の間で指名するという指名権が或る者に付与されていて、指名がなくて明示の贈与がない場合、指名権設定者の意思が、指名権の行使を指名権者の選択に任せるものであり、特定の範囲の人々は、指名権者が指名権を行使する場合にかぎって権原を取得するものであるという意思であったのか、あるいは指名権設定者の意思が、特定の範囲の人々は、いずれにしても、権原を取得するものであるというのかは、意思解釈の問題である。

指名権者が指名権を行使しないときは、特定の範囲の人々が、その財産権についての権原を有するものと明白に規定されているならば、特定の範囲の人々は、指名がない場合にその財産権についての権利を有する。財産権のリステイメント第279条～第304条参照。

指名権者が指名権を行使しないときは、他の誰かを、その財産権についての権原を有する者とすることが明白に定められている場合、指名がなければ、その指名された者がその財産権についての権原を有する。

指名がなくて明示の贈与がない場合、すなわち指名権不行使の場合、指名権の消滅時にその特定の範囲の人々がその財産権についての権原を有する。

b. 黙示の贈与または指名権の信託

指名権が行使されないときに、特定の範囲の人々が、その財産権についての権利を有するものと判決する際、裁判所は、その結論を、次にあげる2つの理論のいずれか一方に基礎づけている。

つまり、(1) 指名がないときは、特定の範囲の人々に黙示の贈与があったという考え方、もう1つは(2) 指名権が特定の範囲の人々のための信託として保有されているという考え方である。

(1) 第1の理論は、裁判所によって、一般に受け入れられているものである。指名権設定者が、特定の範囲の人々のなかから指名すべき権限を授与する場合、反対の指示がないときは、指名権設定者は、その特定の範囲の人々が、その財産権の利益を有することを意図していたと推定される。特定の範囲の人々のなかから指名すべき権限が設定されたが、指名権が行使されず明示の贈与がないという事実さえあれば、指名権不行使の場合は財産権をその特定の範囲の人々に贈与する旨の指名権設定者の意思表示として充分である。これは財産権のリステイメントにより認められている理論である。第367条参照。

(2) 第2の理論は、裁判所によって時折認められるものである。

指名権設定者が、指名権を行使すべき義務を指名権者に課すという意思表示をなした場合、指名権者は、その指名権を、特定の範囲の人々のための信託として保有しているというのである。指名権者が、指名権の行使を裁判所によって強制されることはなくても、もしそれを怠った場合は、信託違反となる。結論は、財産権についての権原を有する者は誰でも、その財産権を特定の範囲の人々のための擬制信託で保有しているということである。

裁判所が、どちらの理論に基づいて訴訟を続行しようとも、委託者が、特定の範囲の人々はその財産権についての権原を有するものという意思を表示しているならば、それらの者は、いずれにしても、その財産権についての権原を有する。

【第2章】

指名権を与えた者の文言が、指名権者に、指名権を行使すべき義務を負わせる意思を表示するようなものでない限り、信託は義務的なものだと認められないであろう。特定の範囲の人々への贈与という理論に基づくならば、もう一方の理論に基づいた場合衡平法上の権利だけしか取得できないような事情の下で、特定の範囲の人々は、その財産権についての普通法上の権利を取得することができる。

黙示の贈与という理論は、裁判所によって、より一般的に認められているし、また指名権を与えた者の通常の意味とも一致するため、本リステイトメントにおける望ましい理論として認められている。

c. 指名がなければ、特定の範囲の人々は権原を有しない場合

特定の指名権の設定者は、指名権者が、特定の範囲の人々に、あるいはそのなかから、指名しなければ、特定の範囲の人々は、その財産権について何らの権利も取得しないという意思表示をすることができる。特別指名権の設定者は、指名権を付与する際、指名権者が権限行使を選んだ場合にのみ、特定の範囲の人々が、その財産権についての権利を有するものと指示を与えることができる。

例：

1. Aは、遺言により一定の基金を「Bの生きている間はBにその収益を支払い、その時Bが当該基金の全部あるいは一部を、Bの子どもたちに帰属させることを希望するなら、Bの指名したBの子どもたちに、その全部あるいは一部を支払うという信託で」譲渡をなした。Bは指名をしなかった。B死亡の場合、その基金の元本は、Aの遺産に帰属する。

2. Aは、遺言により、一定の基金を「Bの生きている間はBにその収益を支払い、その時、1人または複数のBの姪が立派な社会奉仕をしたとBが判断するならば、その基金につきBの姪達のなかから指名をしてよいという信託として」譲渡をなした。Bは、どの姪も立派な社会奉仕をしなかったと判断し、指名をしなかった。B死亡の場合、その基金の元本はAの遺産に帰属する。

d. 無条件的財産権または絶対的権利の譲渡される場合

土地の所有者が、その土地を無条件に他人に譲渡するとか、動産の所有者が動産を絶対的に譲渡する場合で、しかも、その譲受人が生前行為で、あるいは、譲受人死亡の場合は特定の範囲の人々のなかから、その財産権の帰属者を指名する指名権を有するものとするならば、指名権は創設されない。財産法リステイトメント第325条(1)参照。このような場合、譲渡人が、譲受人に指名をなす義務を負わせる意思を明示しているのでなければ、譲受人は、その財産権を、自己の利益のために保有していることになる。第25条参照。

e. 特定の範囲の人々を決定する時期

特定の指名権が付与されている場合で、明白な文言による指名がなく贈与が行われない場合、すなわち指名権は行使されないが、特定の範囲の人々が、本条で述べられた規定に基づいて、その財産権についての権利を有するという場合、その指名権の消滅時期に、指名がなされた特定の範囲の人々に、その財産権が帰属する。ただし、指名権を与えた者が別段の異なる意思を表示している場合は別である。

f. 前後参照

特定の範囲の人々のなかから指名するよう指示したり権限を与えたりすることの効果については、第120条および

び第414条参照。指定された者の親族のなかから指名することを指示したり、その権限を与えたりすることの効果については、財産権のリステイトメント第367条(3)参照。指定された者の子孫のなかから指名することを指示したり、その権限を与えたりすることの効果については、財産権のリステイトメント第367条(4)参照。

不特定の範囲の人々のなかから指名することの指示やその権限の授与の効果については、第122条および第416条参照。財産法リステイトメント第323条注h参照。

指名がないため明示の贈与がない場合、指名がなされない財産権の処分に関しては、財産法リステイトメント第367条参照。

一般指名権と特定の指名権の区別に関しては、財産権のリステイトメント第320条参照。

第4節 約因 (consideration)

第28条 信託宣言のための約因

財産権の所有者は、信託宣言のための約因を受けなくても、その財産権について信託宣言をなすことができる。

注：

a. 動産 (personalty)

本条で述べられた規則は、動産あるいは債権の信託宣言にも適用することができる。

例：

1. Aは社債の所有者である。Aは無償でその社債についてのBのための信託宣言をなした。Aは、Bのためその社債についての信託受託者となる。
2. Aは自己の金銭 1,000ドルを自己の名義で貯蓄銀行に預金している。後に、Aは、無償で、その預金につきBのための信託宣言をなした。Aは、銀行に対して自己が有する請求権につき、Bのための受託者となる。
3. Aは、自分自身の金銭 1,000ドルを、「Bのための信託受託者たるA」という名義で、Bのための信託を設定する意思を表示して、貯蓄銀行に預金した。Aは何ら約因を受けているのではないが、銀行に対する自己の請求権についてBのための信託受託者となる。(預金者が、信託設定の意思をもっていなかったことを示す諸事情については、第24条例4参照。受益者に指定された者に通知しなかったときの効果については、第36条注b参照。意図された信託が取消しうるものであるのか。また、もし取消しうるなら、そのようなものは有効なのか否か、などの問題については、第58条参照。)

b. 土地賃借権 (leasehold)

本条で述べられた規則は、土地賃借権についての信託宣言にも適用することができる。

例：

4. Aは、甲地について、10年間の定期賃借権を有する者であるが、この賃借権を、無償で、Bのための信託として保有する旨、書面で宣言した。Aは、Bのため、その土地賃借権の受託者となる。

【第2章】

c. 自由保有権 (freehold)

本条で述べられた規則は、土地の自由保有権についての信託宣言にも、それが能動信託であると受動信託であることを問わず、適用することができる。第69条参照。このような信託は、それが受動信託であり、しかも売買契約および代金支払、あるいは信託保有契約の要件と一致するものでなければ、ユース法 (Statute of Uses) によって履行が禁止される。もし、これらの要件と一致するならば、それによって設定されたユースあるいは信託は、ユース法によって直ちに効力が生じる。第68条参照。

例：

5. 甲地の所有者Aは、甲地の賃料等をBに支払うこと、およびB死亡時に甲地をCへ譲渡することを、無償で証書に署名して信託宣言をした。Aは甲地につき、BおよびCのための受託者である。

6. 甲地の所有者Aは、甲地につきBおよびBの相続人のため保有することを、無償でかつ約因なしに証書に署名して信託宣言をした。A B間には血縁関係も婚姻関係もない。Aは甲地につきBのための受託者となる。

7. 甲地の所有者Aは、Bが支払う10ドルを約因として、Aが、BおよびBの相続人に対し、甲地の売買契約を結び代金支払を受けることを文書にしたための証書を作成した。しかし、實際上、Aは約因を受けなかった。甲地についての普通法上の権原は、Bにある。

第29条 信託譲渡の場合の約因

財産権の所有者は、その財産権の譲渡以外何ら約因がなくても、その財産権を信託として他人に譲渡することによって、その財産権の信託を有効に設定することができる。

注：

a. 信託による無償譲渡

財産権が信託として譲渡される場合、そのような譲渡がなされたこと自体が重要であって、受益者から、譲渡人あるいは譲受人に約因の提供がないということは重要なことではないのである。譲受人への譲渡行為 (conveyance) が有効であれば、信託は設定されるのである。譲受人の信託拒絶 (disclaimer) の効果の問題について、第35条注 b および第102条参照。

例：

1. ある証券の所有者たるAは、Cのための信託として、Bにその証券を無償で譲渡した。信託は設定される。

2. Aは甲地をCのための信託として遺贈した。信託は設定される。

第30条 信託設定の約束をなす場合の約因

信託を将来設定しようとする約束は、強制可能な契約の要件と一致する場合にかぎり、強制することができる。

注：

a. 意思表示

財産権の所有者が、信託を宣言しているのか、あるいは、将来受託者となるか、将来他人を受託者としてその者に財産権を譲渡するというような約束をなしているのかということは、その財産権の所有者の意思表示によって定まる。第26条参照。

b. 信託を設定しようとする約束

財産権の所有者が、将来受託者となることを約束したり、あるいは将来他人を受託者としてその者に財産権を譲渡しようとすることを約束したりするが、そのような約束が、約束違反のために生じた損害を回復する権利を受約者に与えるか否かについては、契約に適用される法律によって決定される。契約のリステイトメント 第148条～第177条参照。前記の約束が、特定履行を求め得るかという問題については、契約のリステイトメント 第358条～第380条参照。たとえ、前記の約束が特定履行を求め得るとしても、その後、信託宣言がなされるか、特定履行を求める衡平法上の訴訟における判決があるものでなければ、自動的に強制しうる信託が生じることはないのである。第26条参照。

c. 受託者としての受約者

財産権の所有者が、将来、他人を第三者のための受託者としてその者に財産権を譲渡しようとする約束について、当事者がただちに信託を設定しようとする意思を表示しているときは、受約者は、それによって取得する権利があるならそれを、第三者のための信託として保有することになる。第26条注 n 参照。

第5節 受託者に対する財産権の移転

第31条 譲受人自身の利益のために、生前行為によってなされる財産権の譲渡

財産権の所有者が、生前行為でその財産権を譲渡し、譲受人自身の利益のため保有されるようにした場合、その譲渡行為（conveyance）が、財産権移転の効力をもたないときは、信託関係は生じない。

注：

a. 財産権を与える方法

財産権の所有者が、その財産権についての受益権を他人に与えようとする場合、(1) 他人にその財産権を無条件に贈与する、(2) 他人のための信託として受託者にその財産権を移転する、(3) 他人のための信託を宣言する、という3つの方法の1つによる。これらの方法のうちのいずれか1つを用いて、財産権についての受益権を他人に与える場合、その方法によってなされる処分の有効要件を充足していなければ、その処分は認められない。信託としての譲渡行為が無効である場合の結果については、第32条参照。

b. 無償譲渡

財産権の所有者がその財産権を贈与しようと思図したが、普通法上の贈与の要件を充足しなかったため、その

【第2章】

財産権についての権原が、意図された受贈者に帰属していない場合、その所有者は、意図された受贈者に対し、贈与を完全に履行する義務を負わない。すなわち、目的物の引渡または捺印譲渡證書の交付がないため意図された贈与が不完全である場合、信託は設定されず、その財産権についての権原は、信託とは関係なく、所有者に残存する。所有者が意図された受贈者のため、その財産権について信託宣言をなすときは（第28条参照）目的物の引渡あるいは贈与の捺印證書の交付がなくても、信託は設定される。したがって、財産権の所有者が、贈与をなすのであって、その財産権についての信託宣言をなすのではないという意思を明らかにしているときは、意図された受贈者のための信託の受託者になるのではない。それゆえ、意図された贈与が無効であれば、受贈者が、その意図された贈与を信頼してすでに地位を変更した場合以外は、意図された受贈者は、その目的物の普通法上の権利および衡平法上の権利も、何ら取得しない。注 f 参照。

例：

1. 甲地の所有者Aは、Bに甲地を贈与するという趣旨の手紙を書いた。Aは甲地を信託とは関係なく保有する。
2. 債券の所有者Aは、Bにその債券を贈与すると口頭で表示した。債券の引渡はなされていない。Aは、その債券を信託とは関係なく保有する。

c. 契約上の権利の無償譲渡

契約にもとづく権利が、或る者の利益のため、その者に無償で譲渡される場合、信託は設定されない。第15条参照。たとえ、その債権譲渡（assignment）が、契約のリステイトメント 第158条で述べられている規則にもとづいて、譲渡人の死亡によって取消しうるもの或るいは終了しうるものであっても、その譲渡を、あたかも信託宣言であるかのように看做すことはできない。

b. 夫から妻への無償譲渡

普通法上、夫は、財産権についての普通法上の権原を妻に譲渡する権能をもたなかったのであるが、いくつかの州では、普通法上、夫が妻に財産権を譲渡できないという理由だけで無効とされる妻への譲渡が、その財産権の所有者によってなされる場合、夫は妻のための受託者となることが認められた。これらの州の大部分では、現在、夫は妻に対し有効に財産権を譲渡することができると制定法に規定されているので、この法理（principle）は、もはや適用されていない。

e. 約因を受けてなされる譲渡

所有者が譲渡のための約因の提供を受けているときは、財産権の譲渡契約をなしたときに課せられる義務と同様の、譲渡行為を有効になすべき義務を負うものであり、しかるべき場合には特定履行が行われなくてはならない。上記のような義務が存することによって信託が設定されるのではない。第13条参照。

f. 地位の変更 (Change of position)

財産権の所有者のなした贈与が効力を生じない場合、しかもその贈与を信頼した受贈者が、その地位を変更して、その財産権を取得できなくなるような不公平な結果を生ずるような場合、贈与者は、衡平法上、財産権を移転するよう強制されることがある。かかる義務が存することによって、財産権の所有者がその財産権について受

託者となるのではない。第13条と比較せよ。原状回復のリステイトメント第164条参照。

g. 贈与者死亡の効果

財産権の譲渡が、財産権移転の効力をもたない場合、衡平法裁判所によって、譲渡をなした者の死亡後、もし、その譲渡が贈与者の恩恵の対象として、自然なものであれば、その相続人に、証書を訂正し譲渡行為を有効にするよう命令がなされた州もいくつかある。贈与者の相続人は、上記の場合、擬制信託で保有しているのである。原状回復のリステイトメント第164条参照。

h. 前後参照

契約上の権利の譲渡の効力要件については、契約のリステイトメント第148条～第177条参照。

第32条 第三者のための信託として、生前行為によってなされる譲渡

(1) (2)項の場合を除いて、財産権の所有者がその財産権を第三者のための信託として保有する目的で、生前行為で他人に譲渡するとき、その譲渡行為が財産権移転の効力をもたない場合、その財産権についての信託は成立しない。

(2) もし、譲渡証書中に受託者が指定されていないか、あるいは受託者として指定された者が死亡その他の事由によって、その財産権についての権原を取得することができないという理由だけで、譲渡行為が効力を生じないときは、そのために信託の成立が妨げられることはない。

注：

a. 譲渡が効力を生じない場合

財産権の所有者が、他人を受託者としてその者に譲渡行為をなす場合、目的物の引渡しあるいは譲渡捺印証書の交付を欠くため、また、ただちに効力を生ずることが意図されていないためにも、その譲渡行為が財産権についての権原の移転の効力を生じないことがある。注 b および c 参照。

しかし、たとえ信託財産についての権原がただちに受託者に移るものでなくても、条件付捺印証書による引渡しがあれば、信託が生じることがある。注 d 参照。また、受託者に指定された者が、死亡その他の事由によって信託財産についての権原を取得できないか、あるいは受託者が指定されていないという理由で、信託財産についての権原が委託者に残存している場合であっても、完全な引渡しがあれば、信託は発生しうる。注 j 参照。

たとえ譲渡が信託財産についての権原を有効に移転できないとしても、受益者が譲渡を信頼して地位を変更したため、贈与者に財産権の移転を強制できないとすれば不公平な結果を生ずる場合、意図された信託が生じることもある。注 h 参照。たとえ意図された信託が贈与者に対して強行できないとしても、贈与者の死後、その者の権利を相続した者に対しては、意図された信託が強行可能になることもある。

(1)項に関する注：

b. 引渡しがないため無償譲渡が効力をもたない場合

財産権の所有者がその財産権を信託として無償譲渡しようとして意図したが、目的物の引渡しあるいは譲渡捺印証

【第2章】

書の交付がなされないため、その財産権についての権原の移転の効力が不完全である場合、信託は設定されない。またその財産権についての権原は、信託とは関係なく所有者に残っている。

例：

1. 債券の所有者Aは、Cのための信託として、その債券を譲渡するとBに口頭で伝えた。Aは、その債券の引渡をしていない。その債券に対する権原は、信託とは関係なく、Aに残っている。
2. 甲地の所有者Aは、Cのための信託として甲地をBに譲渡するという趣旨の捺印証書を作成した。Aは、その捺印証書の引渡をしていない。甲地に対する権原は、信託とは関係なくAに残っている。
3. 甲地の所有者Aは、Cのための信託として甲地をBに譲渡するという趣旨の手紙を書いた。その手紙は、Bに甲地を譲渡する効力をもたない。甲地についての権原は、信託とは関係なく、Aに残っている。

しかしながら、受託者に、ただちに譲渡する意思で、第三者に引渡しが行なされた場合、受託者に目的物の引渡しあるいは譲渡捺印証書の交付がなされなくても、引渡しの効力が生じることがある。

土地の譲渡捺印証書の場合は、それが誰かに手渡されず譲渡人に保留されているとしても、譲渡人がただちに効力を生ずべきものであるとの意思表示をなしたならば、引渡しの効力が認められることがある。

しかし、意図された受託者自身に引渡しを試みられたが、受託者が引渡しを受けることを拒絶した場合、その財産権についての権原は受託者には帰属せず信託も生じない。ただし、意図された受託者に引渡しが行なされ、受託者も、その財産権についての権原が自己に帰属するのを認めているが、受託者としての行為を受け取るについてこれら拒絶する権限を留保することを譲渡人が同意している場合、たとえ受託者が引渡しを受けた後で拒絶したとしても、意図された信託の効力は失われず、代わりに受託者が指名されることになるのである。第35条注c、第102条参照。

c. ただちに移転をなす意思がない場合

財産権の所有者が、目的物を引渡しあるいは、贈与の捺印証書の所持を放棄するとき、通常は財産権移転の効力を生ずるが、その財産権をただちに移転する意思を明示しなければ、財産権はただちに移転することはなく、信託も設定されない。第26条参照。

つまり、財産権の所有者がすでに信託として譲渡をなす証書を作成し、すでにその証書を記録したという事実によって、その記録の時点でその者は移転をなす意思を有していたものと推定されるのである。しかし、その推定は、その者が、証書中に受託者として指定した者にその証書を引渡すまで、その譲渡は効力を生じないことを意図していたものと立証できれば、その推定をくつがえすことができる。

d. 条件成就までの (in escrow) 寄託

受寄者は、ある一定の事実が発生した場合、目的物あるいは証書を、第三者を受託者として引渡し、財産権の所有者は撤回の権利を留保していないという意味を明示して、財産権の所有者が、エスクローへの目的物あるいは譲渡証書をエスクローに引渡す場合、そのエスクローへの引渡しの時、信託は設定されない。その事実の発生まで、財産権についての権原は受託者に帰属せず、その間受託者は、エスクローへの寄託の結果自己に生じた権

利を、信託として保有している。信託財産は、初めエスクローによる寄託に基づく権利であって、その後条件の成就があって、信託財産が、譲渡された財産権となるとしても、エスクローへの引渡しの時、信託の効力はただちに生ずるのであって、将来生ずるのではない。しかし、寄託者が撤回の権利を留保している場合、あるいは特定された事実が、単に、寄託者の将来における精神上的願望や意向に過ぎない場合であれば、寄託の時、信託は生じない。契約のリステイトメント第103条と比較せよ。

e. 撤回および変更の権限の留保

財産権の譲渡は、財産権の所有者がその財産権を信託として他の人に譲渡する場合、委託者となる者が信託を全面的にあるいは一部分撤回する権限や変更する権限を留保することを信託条項に定めていたとしても、譲渡の効力は不完全となるものではなく、信託は、譲渡の時に生ずる。第26条注h、第37条、第57条参照。

f. 契約上の権利が無償で譲渡される場合

契約に基づく権利が、ある者を受託者としてその者に無償で譲渡される場合、譲渡人がその譲渡 (assignment) を撤回することができたり、契約のリステイトメント第158条の規定で、譲渡人死亡の場合消滅するものであっても、その譲受人は、譲受人としての自己の権利を信託として保有するのであり、その撤回あるいは譲渡人の死亡による消滅がないかぎり、信託は有効である。

g. 約因を受けてなされる譲渡

所有者が財産権譲渡 (conveyance) の約因を受けるときは、その財産権譲渡契約をなすときに課せられる義務と同様、財産権の移転をなすべき義務を負う。そして、しかるべき場合には特定履行が行われなくてはならない。上記の義務があるため、財産権の所有者が、その財産権について明示信託の受託者となるのではない。第13条参照。譲受人はその所有者に対して取得する自己の権利についての受託者となる。

h. 地位の変更

財産権の所有者が第三者のための信託としてなした無償の譲渡行為が、効力を生じないけれども、その譲渡行為を信頼した受益者が地位を変更してその財産の譲渡を強制できないような不公平な結果を生ずるときは、衡平法上、贈与者は、意図された信託に基づいて財産権を移転するよう強制される。あるいはまた、受益者が遺言で意図された信託を終了させることができるものであれば (第337条参照)、贈与者はその財産権を直接受益者に移転するよう強制されることもある。以上のような場合、上記のような義務があるため、財産権の所有者がその財産権についての信託の受託者となるのではないが (第13条と比較せよ。)、その財産権の所有者は、その財産権を擬制信託によって保有するのである。原状回復のリステイトメント第164条参照。

i. 贈与者の死亡の効果

ある人が財産権の無償譲渡をなすとき、その財産権移転が効力をもたない場合、衡平法裁判所は、その譲渡人の死亡後、その相続人に対して、もし、その譲渡が、贈与者の恩恵の対象として、自然なものであれば、証書を訂正し、譲渡行為の効力を生じさせる州が、いくつかある。第31条注g参照。これらの州では、もしその譲渡が信託としてなされ、その相続人が、受益者または受託者に対して擬制信託の受託者としての責任を負わされるものであれば、その財産権を意図された信託に基づいて移転するよう強制されることがある。原状回復のリステイ

【第2章】

トメント第164条参照。

(2)項に関する注：

j. 受託者を欠くため、譲渡が効力をもたない場合

財産権の所有者が、その財産権を信託としてただちに譲渡しようとして、目的物を引渡すとかあるいは財産権移転の効力を生じる贈与の捺印証書を引渡したが、その証書中で受託者を指定しなかったか、受託者として指定された者が死亡その他の事由によって、その財産権についての権原を取得できないという理由のため、譲渡の効力を生じないとしても、信託は生じる。財産権の所有者が、受託者となる意思がないため明示信託の受託者とならないとしても、その者が、擬制信託の受託者としての責任を負い、受益者によって提起された衡平法上の訴訟で新たに指名される受託者に、その財産権を移転するよう強制されるか、または、意図された信託が、信託条項その他で、受益者に遺言で信託を終了させることを認めているものであれば（第337条参照）、所有者は、その財産権を受益者に直接移転するよう強制されることもある。委託者が死亡した場合、その者の権利を承継する者に上記の移転をなすよう強制されることもある。

例：

4. 債券の所有者Aは、その債券をCのための信託としてBに譲渡するという趣旨の証書を作成した。引渡をなす意思でその債券と証書をAはDに渡した。Bが死亡する。その債券についての権原はAに残っているが、Cのための新しい受託者に債券を譲渡するようにAは強制されることがある。

5. 甲地の所有者Aは、甲地をCのための信託として、ある法人格なき社団に譲渡するという趣旨の捺印証書を作成した。Aは、引渡しをなす意図で、その捺印証書を、その社団の構成員の1人に渡した。その社団は、その土地についての権原を取得することができなかった。たとえ甲地についての権原がAに残っていると、AはCのための新たな受託者にその権原を移転するよう強制されることがある。

これに反して、財産権の所有者が、受託者として自己が後に指名する者に信託として譲渡するとき、もしその所有者が受託者を指定しないなら、譲渡の時に信託を発生させない意思が明らかになる。従って、受託者を指名するまで、その者は信託とは別にその財産権を保有しているのであるから、信託は生じない。第26条注 f および第56条注 d と比較せよ。

k. 受託者を欠くため意図された信託の効力が生じない場合

自己の指名する者が受託者としての行為をなすまでは、信託は生じないという意味を、信託の委託者が明示した場合、または委託者の指名した者が受託者としての行為をなすまでは、信託目的が遂行されえないときに、受託者として指名された者が受託者としての行為をなさない場合、意図された信託は生じない。第35条注 i 参照。

l. 譲渡行為後に受託者を欠く場合

財産権が信託としてすでに譲渡され、その後に受託者を欠くときは、その信託設定を無効にするものではない。第101条参照。

m. 信託宣言

財産権の所有者が、自らその財産権について受託者となる旨宣言をなす場合、財産権の移転つまり信託目的物あるいは信託証書を受託者または第三者に引渡すことは必要ではなく、適当でもない。その者は、ただちにその財産権についての受託者となるという意思表示で足りる。信託宣言は無償でなされたとしても有効である。第28条参照。

g. 前後参照

公益目的のための信託としての譲渡が無効な場合について、第353条参照。

第33条 遺言による信託譲渡

財産権の所有者が遺言によりその財産権を信託として譲渡するとき、たとえ遺言中で受託者が指定されていないとか、または受託者として指定された者が死亡その他の理由によって財産権を取得することができない場合であっても、信託の効力は生ずる。

注：

a. 遺言信託は、受託者を欠くため無効となるものではない。

遺言信託の場合、本条に述べられた事情の下では、遺言者の相続人あるいは人格代表者に帰属している財産権についての普通法上の権原は、遺言中で指名された受益者のための擬制信託に基づいて保有されている。相続人あるいは遺言執行者は、上記の擬制信託の受託者として、意図された信託で保有されるよう新たに指名される受託者に、その信託財産を移転すべき義務を負う（第108条参照）。受益者が遺言によって信託を終了させることが認められているならば（第337条参照）、直接受益者に、その信託財産を移転しなければならない。

しかしながら、多くの州では、制定法により、新たな受託者が指名されるまで、権原は裁判所にあるかまたは不確定な状態にある。

例：

1. Aは甲地をCのための信託としてBに遺贈する。BとAが続いて死亡した。Cのための信託は成立する。
2. Aは、X州に位置する甲地をCのための信託としてB会社に遺贈した。X州の制定法によって、法人は遺贈によって土地を取得することができないとされている。しかし、Cのための信託は設定される。
3. Aは甲地をCのための信託としてAの遺言執行者に遺贈した。Aは遺言の中で遺言執行者を指名しなかった。Cのための信託は成立する。

b. 受託者を欠くため意図された信託が効力を生じない場合

遺言者の指名した者が受託者としての行為をなすのでなければ信託の効力が生じない旨遺言者が明示している場合、あるいは遺言者が指定した者が受託者としての行為をなさない限り、信託の目的は遂行されえないものである場合、遺言者によって指名された者が受託者としての行為をなす能力があり、かつその意思がある場合でなければ、意図された信託は効力を生じない。第35条注 i 参照。

第34条 2人の受託者への譲渡

財産権の所有者が、その財産権を2人の受託者にその者らの合有として譲渡する場合、その1人が譲渡行為のとき死亡その他の理由によってその財産権についての権原を取得することができないのではあるが、その譲渡はその他の点では有効であるならば、他の1人の受託者が信託としてその財産権を取得し、保有することができる。

注：

a. 生前行為による譲渡

受託者が2人もしくはそれ以上いる場合、それらの者は合有者 (joint tenants) として保有する。合有者としての2人の者に、生前行為による譲渡がなされ、そのうちの1人が譲渡行為の当時死亡しているときは、他の1人にその権原は与えられる。譲渡が信託としてなされるとき、その意図された信託に基づいて他の1人が保有する。

b. 不動産あるいは動産の遺贈

不動産または動産が信託として2人の者に遺贈されるとき、そのうちの1人が死亡その他の理由で、その不動産または動産についての権原を取得できない場合、他の1人が単独の受託者として、その財産権についての権原を取得する。

c. 前後参照

追加的に受託者が指名されるか否かについては第108条参照。

第6節 受託者への通知とその承諾

第35条 受託者への通知とその承諾

信託について受託者への通知またはその承諾がなくても信託は成立しうる。

注：

a. 財産権の移転が受託者への通知なしに効力を生ずる場合

目的物の引渡しあるいは譲渡捺印証書の交付がなく信託としての財産権移転の効力が生じないため、財産権についての権原は信託とは関係なく所有者に残っているのであるが、たとえ受託者がその移転を知らなくても、第三者に対する引渡し (delivery) があれば、その財産権についての権原は受託者に帰属し、信託は設定される (第32条注b参照)。その第三者が譲受人の代理人であるか否かにかかわらず、上記の引渡しは効力を有する。ただし、その第三者が譲渡人の代理人で、その引渡しを受ける際譲渡人の代理人としてのみ行為をなすときは、その財産権は、まだ贈与者の支配権の範囲内にあるため、信託の効力は生じない。

一度設定された信託は、その後、その信託について受託者への通知とその承諾前に、受託者が死亡したり、精神異常あるいは破産の状態になったりしたとしても、また、受託者が信託の撤回を試みたとしても (受託者が撤回の権限を留保している場合は別)、信託の効力に影響はない。第330条参照。

b. 拒絶する場合

第三者に対する引渡の如き生前行為でなされる譲渡によって信託が設定される場合、受託者が、受託者としての行為をなすことについて文言または行動で同意を示したのでなければ、その受託者は拒絶をなしうる。第102条参照。譲渡によって受託者に帰属した権原は、その者の拒絶によって譲渡人に戻る。拒絶は、受益者に対する受託者としての責任や信託財産についての権原を有する受託者の責任を遡及的に免除する効力をもつのである。それによって譲渡人は意図された受益者のための擬制信託の受託者となり、意図された信託に基づいて保有されるよう新たに指名された受託者に、その財産権を移転すべき義務を負う。あるいは、受益者が信託条項その他によって遺言で信託終了をなしうるような場合ならば（第337条参照）、直接受益者に移転しなければならない。これは、一度設定された信託は、受託者を欠くことによって効力を失うことにはならないという法理の適用である。第101条参照。

例：

1. 甲地の所有者Aは、Cのための信託としてBに甲地を譲渡するという趣旨の捺印証書を作成した。Aは、その証書をDに渡すことにより引渡を行い、甲地をBに譲渡した。その引渡時にBはこの譲渡を知らなかった。Bがその譲渡を知り拒絶した。Cのための信託としてBに移転していた甲地に対する権原は、拒絶によりAに復帰し、Cのための擬制信託としてAにより保有される。財産権が複数受託者に譲渡され、その受託者全員が拒絶をした場合も結果は同じである。

c. 承諾の拒絶が移転の効力を妨げる場合

たとえ受託者がその移転を知らなくても（注a参照）、贈与の目的物もしくは捺印証書が第三者に引渡されることによって移転の効力は生じるのであるが、意図された受託者自身に引渡しがなされたときは、その受託者が引渡しを受けることを拒絶すれば、信託財産についての権原は移転しない。この場合信託は生じず、その財産についての権原は、信託とは関係なく所有者に残っている。

例：

2. 甲地の所有者Aは、Cのための信託としてBに甲地を譲渡するという趣旨の証書に署名捺印をした。Aがその証書をBに渡したところ、Bは引渡しを受けることを直ちに拒絶した。その証書の有効な引渡が行われなかったため、甲地は譲渡されず、信託は生じない。

しかし、信託者に財産権についての権原は帰属するが、受託者としての行為をなすことを拒絶する権限を受託者に保留させることを設定者が認めているならば、後にその者が受託者としての行為をなすことを拒絶しても、意図された信託が効力を失うことはない。第32条注b、第102条参照。

d. 数人の受託者のうちその1人が拒絶した場合

財産権が、当事者が知らないうちに、2人の者を受託者として、生前行為で譲渡される場合、その権原はそれらの者を合有者として信託で譲渡される。もしそれらの者のうちの1人が拒絶をなしたとしても、その財産権はそれによって、もう1人の者を単独の受託者としてその者に与えられる。

例：

【第2章】

3. 甲地の所有者Aは、Dのための信託としてBおよびCに甲地を譲渡するという趣旨の捺印証書を作成した。Aは、その証書をBへ渡すことにより引渡を行い、BおよびCに甲地を譲渡した。引渡の時点でCはこの譲渡の事実を知らなかった。Cは譲渡を知り、拒絶した。Dのための信託としてBおよびCに移転した甲地に対する権原は、Cの拒絶により、Bに帰属し、Bが単独でDのための信託として保有する。

拒絶をなした者に代わる新たな受託者が指名されるかという問題については、第108条注b参照。

e. 遺言信託の受託者によってなされる拒絶の効果

遺言信託が受託者によって拒絶された場合、財産権についての権原は、遺言中で指定された受益者のための擬制信託に従って、遺言者の相続人または遺言執行者に帰属する。上記の擬制信託の受託者としての相続人または遺言執行者は、新たに指定される受託者に信託財産を移転すべき義務を負う。または、受益者に、信託条項その他により遺言で信託終了が許されているならば（第337条参照）、直接受益者に信託財産を移転しなければならない。

しかしながら、多くの州では、制定法により、新たな受託者が指名されるまで、権原は裁判所にあるかまたは不確定な状態にある。

f. 数人の遺言信託受託者の1人が拒絶をした場合

財産権が、遺言で、2人の者を受託者として譲渡され、そのうちの1人が拒絶をした場合、その権原は他の1人に単独の受託者として与えられる。

拒絶をなした受託者に代わる新たな受託者が指定されるかという問題について、第108条参照。

g. 金銭支払契約の受託者が拒絶をなす場合

一定額の金銭を、ある者を受託者としてその者に支払う契約が、その者への通知なしになされた場合、その者は、契約に基づく受託者としての自己の権利を、信託として保有するが、拒絶によって自己の権利を消滅させることができる。それによって、約束者は、意図された信託に基づいて保有されるように指名された受託者に、同額の金銭を支払う衡平法上の義務に従うことになる。信託条項その他によって、受益者が遺言で信託を終了させることができる場合であれば（第337条参照）、直接受益者にその金銭を支払う衡平法上の義務を負う。衡平法裁判所は、信託が一度設定されたならば拒絶の結果、約束者が利益を得て、受益者が損失を蒙ることを認めない。拒絶は、結局普通法上の義務の消滅をもたらすが、それによって、約束者が擬制信託に基づいて保有する財産権を取得することにはならないため、約束者は、擬制信託の受託者ではない。

例：

4. 捺印された証書により、AはBに、Cのための信託として1,000ドル支払う約束をした。Aは、それをDに渡すことによって証書の引渡をなした。それによってA B間の債務が生じた。引渡がなされたときBはその約束を知らなかった。Bがそれを知らされたとき、拒絶した。債務は解除されたが、Aは、Cに1,000ドル支払うかまたは裁判所で指名されるCのための信託の受託者に1,000ドル支払うという衡平法上の義務を負っている。

h. 財産権譲渡契約の受託者が拒絶をなす場合

注 g に述べた規則は、土地その他の財産権を、他人を受託者としてその者に譲渡する契約あるいはある人の利益のための受託者としての債務に適用可能である。

例：

5. 捺印された証書により、A は C のための信託として甲地を B に譲渡する約束をした。A は、その証書を D に渡すことによって引渡をなした。それによって A B 間に債務が発生した。引渡がなされたとき、B はその約束を知らなかった。その約束を知らされたとき、B が拒絶した。債務は解除されたが、A は、C に甲地を譲渡するか、または、裁判所で指名される C のための信託の受託者に甲地を譲渡する衡平法上の義務を負っている。もし A の約束に約因があれば、その衡平法上の義務は強行不可能であるが、C は、衡平法裁判所において、約束違反の損害賠償額を C に支払うよう A に対し強制するか、または、衡平法裁判所で指名される C のための信託の受託者に支払うよう A に強制することができる。

i. 受託者を欠くため撤回された信託が生じない場合

受託者として指定した者が信託を承諾しなければ信託の効力は発生しないという意味を信託の委託者が明示している場合、または委託者が受託者に指定した者でなければ遂行することができないような信託目的である場合、委託者によって指名された受託者が信託を拒絶するときは、その信託の効力は生じない。第101条と比較せよ。

第7節 受益者への通知とその承諾

第36条 受益者への通知とその承諾

信託について受益者への通知または受益者の承諾がなくても信託は成立しうる。

注：

a. 通知は必須要件ではない。

財産権の所有者が、他人のために信託宣言をし、あるいは、その財産権を信託として譲渡する場合、受益者が、その信託について通知しなくても、または承諾しなくても、信託は生じる。そのように設定された信託は、その信託が受益者に知らされ、あるいは、受益者がそれを承諾する前に、委託者が死亡することによって、影響を受けない。同様に、受益者への通知または受益者の承諾前に委託者が精神異常または破産状態になったとしても、また、信託撤回の権限を留保していない限り、信託の撤回を試みたとしても、信託の効力に影響はない。第330条参照。

b. 委託者の意思

受益者に対する通知が、信託の設定に必須のものでないとしても、信託宣言をした財産権の所有者が、信託宣言をしたことを受益者に知らせないことは、その者が、直ちに信託を設定するのではないという何らかの証拠となり、さらに、信託は設定されるが、所有者が、信託を撤回する権限を留保するという証拠になることもある。第24条注 c、第58条注 a、第330条注 d 参照。

【第2章】

c. 受益者による拒絶 (disclaimer)

受益者が、文言または行為によって、その受益権を受けるという意思表示をしないなら、受益者は、拒絶したことになろう。受益者の拒絶は、自己の利益のために信託を終了させ、受益者の義務を、さかのぼって免れさせる効力を有する。

消費者信託の受益権を承諾した受益者は、自己の権利を放棄することはできないが、受益権を承諾していないならば受益権を拒絶できる。受益者が拒絶する前に、その他の者が干渉することがある。

d. 拒絶の効果

財産権の所有者が信託宣言をなし、受益者が、それを拒絶した場合、それにより、所有者は、その財産権を信託とは関係なく保有する。

財産権の所有者が、それを信託として譲渡し、受益者が拒絶した場合、譲渡人の反対の意思表示の証拠がない限り、受託者は、譲渡人またはその者の財産のための復帰信託にもとづいて、その財産権を保有する。第411条参照。

第8節 権限の留保および設定

第37条 権限の留保および設定

委託者が信託の撤回または変更の権限を留保し、あるいは信託事務処理 (the administration of the trust) に関する権限を留保している場合、また、これらの権限が委託者以外の者に与えられている場合であっても、信託は有効に設定される。

注：

a. 委託者によって権限が留保される場合

財産権の所有者が、受益者と共に普通法上の権原を他人に譲渡する場合、その者は通常は、財産権を取戻す権限またはその使用につき、譲受人を監督する権限を留保できない。例えば、株式を無条件に贈与した者は、その贈与を撤回する権限またはその株式の売却につき譲受人を監督する権限を留保できない。この点につき、信託としての譲渡や信託宣言は、贈与や売買により財産権の譲渡とは異なって、委託者は、その財産権に関して、それが違法でないかぎり（第60条～第65条参照）、自己の欲する如何なる権限であっても、自己に留保しておくことができる。しかも、その権限が留保されていることによって信託は当然に無効となるということはないのである。第57条参照。

委託者が留保しうる権限の性質や範囲に特別の制限はない。たとえば、信託を撤回する権限、撤回する権限を含めて信託に変更修正を加える権限、撤回を除いて信託に変更修正を加える権限、あるいは、受託者の投資、投資の処理について監督する権限、特定の投資を禁ずる権限、また受益者を変更する権限、受益者の取得すべき権利そのもの、その性質、各々の割合に変更を加える権限など、委託者が望むだけの数量、性質など特に制限なく信託条項に包含することができるのである。

b. 委託者以外の者に権限が与えられる場合

委託者は、自ら、その権限を留保する代わりに、受託者、受益者またはその信託とは関係のない第三者など委託者以外の者に、その権限を授与することができる。設定される権限の数や性質について何ら特別の制限はないが、委託者自ら留保する場合と同様、委託者が望ましいものと考えようなものが定められる。上記の権限が2人もしくはそれ以上の者によって行使される場合、委託者は、適当と考えるならば、その者らの中に、委託者自身あるいは受託者または受益者を加えることもできる。また、委託者は、その権限をその者ら全員あるいは過半数の同意で行使しうると規定することもできる。

c. 前後参照

委託者以外の者に監督権が与えられているか留保されている場合の受託者の義務や責任については、第185条を参照。信託の撤回あるいは修正の権限についての規定は、第330条および第331条に述べられている。

第9節 口頭証拠法則 (the parol evidence rule)

第38条 口頭証拠法則

(1) 財産権の所有者が、譲受人は、自己の利益のためにその財産権を取得すべきであるという記載のある書面によって、他人にその財産権を生前行為で譲渡する場合、詐欺 (fraud)、強迫 (duress)、錯誤 (mistake) その他の変更または取消の理由がない限り、譲受人が、その財産権を信託として保有する趣旨であることを示すために、外部証拠を用いることはできない。

(2) 財産権の所有者が、生前行為で、譲受人は、特定の信託のために、その財産権を保有すべきであるという記載のある書面によって、他人にその財産権を譲渡する場合、詐欺、強迫、錯誤その他の変更または取消の理由がない限り、譲受人が、他の信託にもとづいて、その財産権を保有、あるいは、権利を得てその財産権を取得する趣旨であることを示すために、外部証拠を用いることはできない。

(3) 財産権の所有者が、譲受人は、自己の利益のためにその財産権を取得するとか、信託として、その財産権を保有すべきであるということが記載されていない書面によって、他人に財産権を生前行為で譲渡する場合、譲受人が、その財産権を譲渡人または第三者のために信託として保有すべきであるという趣旨を示すために、外部証拠を用いることはできない。

(4) 財産権の所有者が、書面によって、その財産権を、特定の信託のために自ら保有する旨を宣言する場合、詐欺、強迫、錯誤その他の変更または取消の理由がない限り、その者が、他の信託のため、または、信託とは関係なく、その財産権を保有すべきであるという趣旨を示すために、外部証拠を用いることはできない。

注：

a. 口頭証拠法則

口頭証拠法則とは、証書が、委託者の意思の完全な表示として、委託者により採用される場合、詐欺、強迫、錯誤その他の変更または取消の理由がない限り、それを否認したり、変えたりするために、外部証拠が認められ

【第2章】

ないことである。記載の意味が不正確またはあいまいな場合、情況証拠が、その解釈の決定に用いられる。

b. 譲受人の「利益のため」(“to the use of”)の譲渡

土地の譲渡が、譲受人の「利益のため」になされる場合、この文言は、その譲渡が、譲受人自身の利益のためになされるべきことを示しているのではない。なぜなら、この文言は、通常、譲受人が、ユース法によって、普通法上の権原を取得するように譲渡する際に使われ、今では、しばしば、その目的(第67条参照)に必要な時でさえ使われる。そして、この文言は、譲受人が、その財産権を信託として保有すべきであるという外部証拠の利用をさまたげるものではない。

c. 約因の記述

譲渡証書は、譲受人が約因を支払ったことを示しているが、口頭証拠法則は、譲受人が約因を支払わず、その譲渡が、譲受人自身の利益のため(譲受人を受益者として)なされたのではなく、譲渡人または第三者のための信託にもとづいてなされたという趣旨の証拠の利用を除外するものではない。また、口頭証拠法則は、約因が実は第三者によって支払われたことおよびその者の利益のために復帰信託が生じたことを証明することを禁じるものではない。第410条注d参照。

d. ある者に対する「受託者として」の譲渡

財産権が、ある者に譲渡され、信託という用語は用いられずに、譲受人の名前の後に、「受託者」あるいは「受託者として」という文言が入っている場合、口頭証拠法則は、信託が設定されることを意図していなかったということを示すための外部証拠を除外するものではない。

e. 詐欺防止法

外部証拠は、詐欺防止法の規定のみによって除外されることがある。第40条参照。

f. 前後参照

信託条項に対する口頭証拠法則の効果については、第164条参照。

第10節 書面(written memorandum)の必要

第39条 普通法における書面の不必要

制定法に別段の規定がない限り、書面の作成を要せずして、有効に信託の設定をなすことができる。

注：

a. 普通法および制定法の規定

いくつかの州では、この条項が信託の設定に適用のある英国の詐欺防止法(statute of frauds)7条のような制定法がない。第40条参照。そこで、これらの州のあるところでは、土地に関する契約の場合に、書面によることを要求する制定法の規定が、信託の設定に適用される。

土地に関する権利についての信託の設定に書面を要さない州では、口頭による土地についての信託の規定は、明確で、確信のある証拠によって証明されなければならない。

第40条 詐欺防止法

(1) 制定法により、すべての土地に関する信託宣言または信託の設定は、法により、そのような宣言をなすことを認められる当事者によって署名された書面、または書面に記載された遺言によって表示され且つ証明されることを要し、もし、これがなければ、全く無効で何らの効力も生じないという規定がある場合は、第41条～第52条の規定を適用する。

(2) そのような規定を有する制定法を、本章では詐欺防止法という。

注：

a. 詐欺防止法

本条で用いられる文言は、英国の詐欺防止法（29Charles II ,c.3）第7条の文言である。米国の多くの州には、ふつう詐欺防止法とよばれる英国法に基礎をおく制定法が存在する。

b. 信託設定の方法

詐欺防止法は、土地に関する信託が、その土地の所有者が信託宣言をすると、他の人にそれを信託として譲渡するのを問わず、適用される。

c. 不動産賃借権 (leasehold interest)

詐欺防止法は、自由土地保有権および不動産賃借権を含む土地に対するいかなる権利の信託にも適用がある。詐欺防止法の意義の範囲内での土地に対する権利とは何かについては、契約のリステイメント第195条参照。

d. 復効 (resulting) 信託および擬制 (constructive) 信託

書面は、復効信託および擬制信託の成立には必要ではない。

e. 前後参照

口頭による土地の収益についての信託が強制可能であるかに関しては、第52条参照。

第41条 書面への署名の時期および署名者—信託宣言の場合

土地に対する権利の所有者が、その権利について信託宣言をなす場合、信託を証明する書面は、その者によって署名されていれば、詐欺防止法の要件を満足するに十分である。そしてその署名は、

- (a) 宣言と同時にまたはそれ以前になされるか、または、
- (b) 宣言の後であっても、権利をその者が他へ譲渡する前であることが必要である。

注：

a. 委託者による書面 (memorandum)

土地に対する権利の所有者が、信託宣言をなす場合、信託設定と同時に、または設定以前にせよ、設定後にせよ、財産権の所有者のみが適法に書面に署名することができる。

(a)項に関する注：

【第2章】

b. 信託宣言の前に署名がなされた書面

土地に対する権利の所有者が、口頭で、その権利について信託宣言をする場合、その信託を設定する前に署名された書面は、その書面が、その宣言に関して作成されたが、または、宣言と同時にしくは、宣言後でその権利を他へ譲渡する前に、その書面を所有者が採用するのでなければ、詐欺防止法の要件を充足するに十分でない。

(b)項に関する注：

c. 委託者がその権利を譲渡した後で署名した書面

土地に対する権利の所有者が、口頭でその権利について信託宣言をする場合、その権利を第三者に譲渡した後、所有者が署名した書面は、詐欺防止法の要件を充足するに十分ではない。所有者がその土地を売買、または贈与ないし譲渡抵当によって、第三者に譲渡し、その後、信託を宣言する書面に署名した場合、第三者は、譲渡前に、口頭による信託があったことを知っていたとしても、そのように譲渡された土地に対する権利を、その信託とは関係なく保有しうる。

例：

1. 甲地の所有者Aは、口頭で甲地につきBのために信託宣言をする。Aは、善意取得者でない（悪意の）Cに甲地を譲渡した。その後AがBのための信託に関する書面に署名した。Cは、その信託とは関係なく当該財産権を保有する。

d. 信託宣言の後ではあるが、委託者がその権利を譲渡する前に署名した書面

受託者がその権利を他へ譲渡する前に署名がなされたならば、信託宣言後に署名された書面でも十分である。債権者がその権利を差押えたり、判決後に差押えをしても、書面への署名の前に、その権利が強制執行にもとづいて売買されたり、禁反言（estoppel）や不動産取引証書登録法（recording act）によって、債権者が善意取得者の地位にいない限り、その書面は、要件を充足している。第308条、第313条参照。受託者が結婚した後で署名したとしても、書面は要件を充足している。

例：

2. Aは口頭でBのために甲地につき信託宣言をする。その宣言は、債権者を詐害するものではない。5月か後、Aの債権者が、甲地を差押える。その後Aは甲地をBのための信託として保有している旨の書面に署名した。Bはその信託を強制しうる。
3. 結婚する予定のない未婚者Aが、口頭でBのために甲地につき信託宣言をする。Aが結婚した。その後、Aは甲地をBのための信託として保有している旨の書面に署名する。Aの妻は甲地につき寡婦産権を有さない。
4. Aが口頭でBのために甲地につき信託宣言をする。その後、Aは書面により甲地をCへ譲渡する契約をした。Aが、甲地をBのための信託として保有している旨の書面に署名した。Bは信託を強制し得る。

第42条 書面への署名の時期および署名者—信託譲渡の場合

土地に対する権利の所有者が生前行為で、その権利を信託として他人に譲渡した場合、信託の設定を証明するに相当する書面に署名があるときは、その書面は、詐欺防止法の要件を充足するに十分である。そしてその署名は、

- (a) 譲渡人によって譲渡の前、または譲渡と同時になされるか、または、
- (b) 譲受人によって、
 - (i) 譲渡の前または譲渡と同時になされるかまたは、
 - (ii) 譲渡後であっても、譲受人がその権利を第三者に譲渡する前になされる必要がある。

注：

a. 書面に誰が署名するのか

詐欺防止法は、その法によって必要とされる書面は、法令により信託を宣言することを認められた当事者によって署名されることを要すると規定する。譲渡人は、譲渡をなすまではいつでも、信託を宣言することが、法令によって可能とされる当事者である。また、譲渡の前でも、譲渡と同時に、その後でも、譲受人は、信託によって拘束される当事者であるから、信託を宣言できる。

(a)項の注：

b. 譲渡と同時に、譲渡人によって署名された書面

譲渡時に譲渡人によって署名された、信託を証明するに相当する書面は、譲渡証書と同一の紙面になさるよう別個の紙面になさるよう、詐欺防止法の要件を充足するに十分である。

例：

1. Aは、甲地をCに譲渡するための信託として、Bに甲地を引渡すという内容の証書に署名し、封印し、それをBに渡した。これは詐欺防止法の要件を充足するに十分である。
2. AはBに甲地を無償で譲渡するという証書に署名し、封印し、それをBに渡した。但し、その証書には、信託については宣言されていない。同時に、Aは、Bへの譲渡が、甲地をCへ譲渡するための信託であることを示す証書に署名し、Bに手渡した。これは詐欺防止法の要件を充足するに十分である。

c. 譲渡人により譲渡の前に署名された書面

土地に対する権利の所有者が、生前行為で他人にその権利を信託として譲渡することを口頭で表示した場合、譲渡の前に譲渡人によって署名された書面は、それが信託としての譲渡に関して作成されるか、あるいは、それが譲渡と同時に譲渡人によって採用されるのであれば、詐欺防止法の要件を充足するに十分である。もし、譲渡人によって署名された書面が譲渡証書と同一の紙面ではなく別個の紙面あるいは、その書面が譲渡人により実際に署名されたことを証明するに不十分である。なぜなら、譲渡後に譲渡人によって署名された書面は、詐欺防止法の要件を充足するに十分ではないからである。口頭証拠法則の要件については、第38条参照。

d. 譲渡人により譲渡の後に署名された書面

【第2章】

譲渡の後に譲渡人によって署名された書面は、詐欺防止法の要件を充足するに十分ではない。

(b)項の注：

e. 譲渡と同時に譲受人によって署名された書面

譲渡と同時に譲受人によって署名された信託を証明するに相当なる書面は、詐欺防止法の要件を充足するに十分である。

f. 譲渡の前に譲受人によって署名された書面

土地に対する権利の所有者が生前行為で、他人にその権利を信託として譲渡することを口頭で表示した場合、譲渡の前に譲受人によって署名された書面は、その書面が信託としての譲渡に関して作成されたか、または、それが譲渡と同時、もしくは、譲受人がなおその権原を有している間に限り、譲渡の後でも、譲受人によって採用されるなら、詐欺防止法の要件を充足するに十分である。

g. 譲渡の後に譲受人によって署名された書面

土地に対する権利の所有者が、生前行為で信託として他の人にその権利を譲渡することを口頭で表示した場合、譲受人がその権利を第三者に譲渡した後に、譲受人によって署名された書面は、詐欺防止法の要件を充足するに十分ではない。すなわち、譲受人がその土地を売買または贈与等によって他の人に譲渡し、その後口頭で設定した信託についての書面に署名する場合、譲渡を受けた者は、たとえ、自分への譲渡の前に口頭による信託があることを知っていたとしても、譲渡された土地に対する権利を、信託とは関係なく保有することができる。譲渡人のための擬制信託があるかどうかの問題については、第44条、45条参照。

例：

3. 甲地の所有者Aは、Cのための信託としてBに甲地を譲渡することを口頭で表示した。Bは、善意取得者でない悪意のDに甲地を譲渡する。その後BはCのための信託に関する書面に署名した。Cはその信託を強制することはできない。(Aのための擬制信託があるかどうかの問題は第45条参照)。

ただ、譲渡後に署名した書面でも、譲受人がその権利を他へ譲渡する前に署名したのなら、要件を充足するに十分である。譲受人の債権者がその権利を差押えるか、または判決を得てその権利の強制執行を行ったとしても、そのような書面は要件を充足する。ただし、署名前に強制執行に基づき売却された場合または不動産取引証書登録簿もしくは禁反言により譲受人の債権者が善意取得者となる場合は除く。第308条、313条参照。譲受人が結婚後に署名した書面はこの要件を充足する。

例：

4. AはCのための口頭による信託にもとづき、Bに甲地を譲渡した。Bの債権者がその財産権を差押えた。その後BがCのための信託として甲地を保有することを示す書面に署名した。Cはその信託を強制することができる。

5. Aは、口頭により設定したCのための信託として、未婚のBに甲地を譲渡した。Bが結婚する。その後、BがCのための信託として甲地を保有することを示す書面に署名した。Bの妻は甲地につき寡婦産権を有さない。

同様に、1938年に破産法 (bankruptcy act) が改正される以前は、譲受人が破産後に署名した書面により、強制可能な信託が成立した。しかし、1938年のチャンドラーアクト (Chandler act) により改正された法律 (註釈付合衆国法律集28巻第110条 (c) 項では、破産した受託者は、詐欺防止法を含め、破産に際して援用し得る全ての抗弁を第三者に対して主張することができ、かつ破産後に破産者がそのような抗弁を放棄したとしても受託者を拘束しない、と規定されている。

しかしながら、委託者のための擬制信託として財産権を受託者が保有する場合 (第44条注 a 参照)、破産者が書面に署名すると否とに拘わらず、破産した受託者がその財産権に対する権原を取得することはない。

h. 異なる信託を口頭で設定した場合に、譲受人が署名した書面

土地に対する権利の所有者が、生前行為でその権利を自己または第三者のための口頭で設定した信託として他人に譲渡し、それとは異なる信託としてその財産権を保有することを明言して譲受人が書面に署名する場合、そのような口頭で設定した信託は強制可能とはならない。その場合に、書面がなくても、譲受人が譲渡人または第三者のための擬制信託 (第44条、45条参照) にもとづきその財産権を保有することを強制できる事情があるならば、そのような書面の署名は、譲渡人または第三者のための擬制信託の成立をさまたげることはない。書面がなく、譲受人が信託とは関係なく財産権を保持することが認められる事情があるならば、書面への署名はその譲受人による信託宣言として有効である。但し、譲受人がその権利につき信託を設定する意思を表示すること及び署名時に第三者が信託を設定する権利を侵害しないことを要する。

i. 代理人による署名

書面に署名を要する者の代理人の署名が有効かどうか、またもしそうなら、代理人は、書面により授權がなされなければならないのかどうかは法令の文言と解釈による。

j. 前後参照

詐欺防止法の要件を充足していない場合、譲受人が譲渡をうけた財産権を保有する権原があるのかどうか、または、譲受人が譲渡人または指定された受益者のどちらかのための復帰または擬制信託として保有するのかどうかについては、第44条、45条参照。

第43条 口頭により設定する信託 (oral trust) の履行

土地に対する権利についての口頭による信託が、生前行為で設定される場合、受託者はその権利を他に譲渡しない限り、その信託を適法に履行することができる。但し、受託者がそれを履行する義務はない。

注：

a. 受託者が他に財産権を譲渡しない場合

土地に対する権利についての口頭により設定した信託として、受託者がその権利に対する権原を有する限りは、受託者は、その信託を履行することができる。譲受人が信託を設定する証書に署名し信託が強制可能な場合と同じ状況で、譲受人は信託を履行できる。第41条注 c、第42条注 g 参照。

例：

1. Cに甲地を譲渡するための口頭により設定した信託として、AはBに甲地を譲渡した。Bの債権者がその財産権を差押えた。その後BがCに甲地を引渡す。Cは甲地を保有できる。
2. Cに甲地を譲渡するための口頭により設定した信託として、Aが未婚者Bに甲地を譲渡した。Bが結婚する。その後Bが甲地をCへ譲渡する。Bの妻は甲地につき寡婦産権を有さない。
3. Aは甲地につき受託者となることを口頭で表示した。その後、Aは書面により甲地をCへ譲渡する契約をした。Aが甲地をBへ譲渡する。Bは甲地を保有することができる。

b、受託者が財産権を譲渡した場合

口頭により設定した信託の受託者が信託財産を第三者に譲渡した後は、受託者はもはやその信託を履行する地位にはない。

C. 前後参照

信託を履行すべき旨の遺言が、遺言法 (the statute of wills) の要件を充足しないため無効である場合の譲受人の権限については、第54条注a参照。

第44条 委託者のための口頭により設定した信託の不履行の効果

(1) 土地に対する権利の所有者が、生前行為で自己のための信託としてその権利を他の人に譲渡し、詐欺防止法によって必要とされているような信託を設定する意図を証明するに相当する書面に署名がなく、かつ、譲受人がその信託の履行を拒絶し、以下の各号に該当する場合には、譲受人は譲渡人のための擬制信託にもとづき、その権利を保有する。

- (a) その譲渡が、詐欺 (fraud)、強迫 (duress)、不当威圧 (undue influence) または錯誤 (mistake) にもとづいてなされたとき、
- (b) 譲渡当時において、譲受人が譲渡人に対し信頼関係 (confidential relation) にあつたとき、または、
- (c) 譲渡が譲渡人の負担する債務の担保のためになされたとき

(2) 土地に対する権利の所有者が、自己のための信託として生前行為でその権利を他の人に譲渡した場合で、譲渡人の信託を設定する意図は表示されているが、受益者が誰なのかについては相当なる方法で表示されず、しかも譲受人が信託の履行を拒絶したときは、譲受人は、その権利を譲渡人のための復帰信託として保有する。

(1)項の注：

a. 譲受人が譲渡人のための信託として土地を保有することを口頭で同意した場合

土地に関する口頭による信託の設定に、書面を必要とする詐欺防止法のない州では、口頭により設定した信託は、明示 (express) 信託として強制可能である。第39条参照。口頭証拠法則によっても強制可能である。

しかしながら、その明示信託が、詐欺防止法の要件を満たさないために強制不可能である場合、譲受人は、その財産権を信託とは関係なく保有するのか、それを譲渡人のための擬制信託として保有するのかどうかという問

題が生ずる。

以下の注で示すように、譲渡人のための擬制信託は、その譲渡が詐欺、強迫、不当威圧または錯誤（注b参照）によってなされた場合、譲受人が譲渡人と信頼関係にあった場合（注c参照）、あるいはその譲渡が担保としてなされた場合（注d参照）に強制される。譲受人が単なる口頭によって約束し、後で履行を拒絶した場合に擬制信託を強制できるかどうか先例ではそれほど明確ではない。こういう事情では、擬制信託が課せられるという先例が形成されつつある。擬制信託を強制するための論拠は、譲受人が履行を約束したにも拘らず、譲受人がその財産権を保持することを認めると、譲受人が不当に利得をしたことになるということであり、口頭による約束の証拠が、そのような不当な利得を示すために容認されるということである。裁判所は約束を強制しないが、財産権を譲渡人へ返還するよう譲受人を強制することにより、当事者を譲渡以前の地位にする。

詐欺防止法によって強制不可能である口頭による合意についての証拠を、約束者を不当に利得させないようにするために示すことができる事情は多くある。

例えば、債務履行のために売られる土地に対する権利の所有者が、他人にその権利を買戻してもらい再譲渡をしようという口頭の約束をしたため、その売買を行ったか又はその権利を守ることをやめた場合、その約束は詐欺防止法により強制不可能なので、約束の相手方が権利を買戻した後約束の履行を拒んだならば、譲受人はその権利を所有者のための擬制信託として保有する。原状回復のリステイトメント第181条参照。

土地に対する権利の所有者が、その代わりに他の土地を譲渡することに口頭で合意した他の人に、その権利を譲渡し、かつ、その合意が詐欺防止法で強制不可能であり、譲受人がその履行を拒絶した場合、譲受人は、自己のところへ譲渡された権利を譲渡人のための擬制信託として保有する。原状回復のリステイトメント第180条参照。

また、土地を譲渡するという口頭による合意にもとづいて代金が支払われ、または、役務（services）がなされ、かつ、その土地の所有者が詐欺防止法によって、その土地を譲渡することを拒絶した場合、買主は、支払った代金の返還または準契約上の訴訟（quasi-contractual action）における役務に相当するものを返還請求する権原を有する。契約のリステイトメント第355条参照。

(1)項(a)号の注：

b. 譲渡が不法になされた場合

土地に対する権利の所有者が、生前行為で自己のための信託としてそれを譲渡するが、信託を設定する意思を証明するに相当する書面に署名がない場合、その譲渡が詐欺、強迫、不当威圧または錯誤によってなされたものであるなら、譲受人は譲渡人のための擬制信託にもとづいてその土地を保有するよう強制される。詐欺防止法の要件を充足しないためその明示信託は強制することができないが、その土地を保有することを認められるとすれば譲受人が不当利得をしてしまう。例えば、譲受人が譲渡と同時に、譲渡人のための信託として土地を保有することを口頭で合意をなし、かつ、その約束をした時には、それを履行する意思はなかったような時、約束をすることが、その約束を履行するという現在の意思の表象であるため、譲受人の行為は単なる約束違反はなく、詐欺に相当する。また、もし譲受人は約束を履行する意思がなかったとすれば、譲受人は意識的に誤った事実の表示

【第2章】

をしたのである。譲渡後に譲受人が約束を履行しなかったことは、確定証拠でないにしても、譲渡時に譲受人が約束を履行する意思がなかったことの証拠になる。

詐欺、強迫、不当威圧および錯誤によって生ずる擬制信託に関する規定は、原状回復のリステイトメント第163条～171条に詳しい。

例：

1. Aは、自己のための信託として甲地を保有することを口頭で合意したBに甲地を譲渡した。譲渡の時に、Bはその約束を履行しようとしなかった。BはAのための擬制信託にもとづいて甲地を保有し、Aのもとへ甲地を戻すようBを強制することができる。

(1)項(b)号の注：

c. 譲受人が譲渡人と信頼関係にある場合

土地の所有者が生前行為で、自己のための信託として、その権利を他人に譲渡する場合で、信託を設定する意思を証明するに相当なる書面に署名がなされていない時、譲渡の時に譲受人が譲渡人と信託関係にあったならば、譲受人は譲渡人のための擬制信託にもとづいてその土地を保有するよう強制されることになる。

このような信託関係は、弁護士と依頼者、受託者と受益者、後見人と被後見人といった者の間に存する信託関係 (fiduciary relation) がある場合だけでなく、家族関係などのようなもののために、譲渡人が譲受人の判断に影響され、または、譲渡人の利益のために譲受人が行ふであろうと正当な事由により信じた場合にも存する。第2条注bと比較せよ。確かに、譲受人が、自分に譲渡された財産権を譲渡人のための信託として保有することを口頭で合意した時はいつでも、もし、譲受人がその約束を破ったなら、譲受人に擬制信託を成立させることが正当となる、十分な信頼関係があると考えられる。しかし、いくつかの裁判所では、擬制信託を成立させる前に、譲渡人譲受人間の関係における付加的な信頼の証拠を必要としているようである。注a参照。

例：

2. Aは、自己のための信託として甲地を保有するという口頭による合意のもとに、父であるBに甲地を譲渡した。ところでAは、いつも父の忠告にそうようにしていた。譲渡の時Bはその約束を履行するつもりでいたが、後に心変わりして、その履行を拒絶した。Bは甲地をAのための擬制信託として保有し、AはBに、Aのもとに甲地を戻すよう強制することができる。

3. Bが常に約束を履行しようとしていたが無遺言で死亡したことを除き、事実は例2と同様である。Bの相続人達は甲地をAのための擬制信託として保有し、Aは相続人達にAのもとに甲地を戻すよう強制することができる。

(1)項(c)号の注：

d. 担保として譲渡がなされた場合

土地の所有者が、それを生前行為で他人に譲渡し、譲受人が譲渡と同時に、譲渡人が負っている債務に対する担保としてその土地を保有することに同意し、もし債務が履行されれば、譲受人が譲渡人にそれを戻し、あるいはもし譲受人がその土地を売却したら、その代金を債務の免責を得、もし差額があれば、それを譲渡人に返すと

いうことに同意している場合、その土地に対し譲受人が有する担保権の目的に従って、譲渡人のための擬制信託として土地を保有することを譲受人に強制できる。譲渡人のための擬制信託は、譲渡人が第三者に負っている債務の担保として土地が譲渡された場合も課せられる。

例：

4. AはBに1,000ドルの債務を負っている。Aは捺印証書によって甲地をBに譲渡し、Bは口頭で、債務の担保として甲地を保有し、AがBに債務を支払った時は、Aにそれを戻すことに同意した。Bは、Bが有する担保権の目的に従って、Aのための擬制信託として甲地を保有する。

5. Aが甲地をBに譲渡する。Bは甲地を売却し、その収益でAのCに対する1,000ドルの債務を弁済し、もし差額があればAに支払うことを口頭で合意している。その後AがCに1,000ドル支払い、Cに対する債務を弁済した。Bが甲地を信託とは関係なく保有すると主張した。Bは甲地をAのための擬制信託として保有し、AはBに、Aのもとに甲地を戻すよう強制することができる。

(2)項の注：

e. 不助産譲渡が信託としてなされた場合

土地の所有者が、生前行為で他人にそれを証書によって譲渡し、譲受人が譲渡と同時に譲渡人のための信託としてその土地を保有することを口頭により同意し、その証書にはその譲渡が信託としてなされ、または、譲受人を受託者とする旨記載されているが、受益者は指名されていない場合、譲受人は、譲渡人のための復帰信託にもとづき、それを保有する。しかしながら、そのような証書に関して、口頭証拠法則は、信託が意図されていなかったことを示す外部証拠を排除していない（第38条参照）。信託が意図されていなかったことが証明された場合、譲受人は財産権を保持することができ、復帰信託も擬制信託も生じない。第三者のための信託が意図された場合については、第45条注 e 参照。

例：

6. AはBに捺印証書によって甲地を譲渡し、その捺印証書には、その譲渡はBを受託者とするところがあるが、誰が受益者なのか、あるいは、信託の目的は何なのかは示されていない。譲渡のとき、Bが口頭で、Aのための信託として甲地を保有することに同意する。後にBが約束を履行することを拒絶した。BはAのための復帰信託にもとづき甲地を保有し、AはBに甲地をAのもとに戻すよう強制できる。

f. 前後参照

意図された信託の無効原因が詐欺防止法ではなく、委託者の詐害目的である場合については、第63条参照。

第45条 第三者のための口頭による信託の不履行の効果

(1) 土地に対する権利の所有者が、その権利を生前行為で、第三者のための信託として他人に譲渡し、但し、詐欺防止法によって必要とされるような信託の設定を証明するに相当なる書面に署名はなく、かつ、譲受人が信託の履行を拒絶したとき、譲受人は、以下の場合においてのみ、その権利を第三者のための擬制信託として保有

する。

(a) 譲受人が、詐欺、強迫、不当威圧によって第三者のために強制しうべき権利を譲渡人が設定しようとするのを妨げた場合、または、

(b) 譲受人が譲渡の当時、譲渡人に対し信頼関係にある場合

(c) 譲渡が譲渡人の死亡の場合を考慮してなされた場合

(2) 前項の (a)、(b)、(c) の場合を除き、土地に対する権利の所有者が、生前行為で第三者のための信託としてその権利を他人に譲渡し、かつ、譲渡人の信託設定の意思は表示されているが、受益者が誰なのかは相当な方法によって表示されておらず、しかも、譲受人が信託の履行をなすことを拒絶した場合、譲受人は、その権利を譲渡人のための復帰信託として保有する。

(1)項の注：

a. 譲受人が第三者のための信託として土地を保有することを口頭で同意した場合

土地に関する口頭による信託の設定のために書面を要求する詐欺防止法がない州では、その口頭による信託が、明示信託として第三者により強制可能である。第39条参照。口頭証拠法則によっても強制可能である。第38条参照。

明示信託が詐欺防止法の要件を満たしていないために強制不可能な場合、譲受人はその財産権を信託とは関係なく保有するのか、受益者または譲渡人のための擬制信託にもとづいてそれを保有するのかどうか、という問題が生ずる。

以下の注で示すように、第三者のための擬制信託は、譲渡が不法に行われた場合（注b参照）、譲受人が譲渡人と信頼関係にあった場合（注c参照）、あるいは、譲渡が、譲渡人の死亡を考慮してなされた場合（注d参照）、強制できることになろう。しかし、口頭による約束があったとしても、後で譲受人がその履行を拒絶した場合、その約束は詐欺防止法により強制不可能であるため、第三者は、その財産権に対し権原を有さないことになる。

その場合、譲受人に、約束があっても、その財産権の保有を許すべきなのか、譲渡人またはその相続人のための擬制信託としてそれを保有するよう強制すべきなのかという問題がある。

その場合は、本条で述べられている場合を除き、一般的に第三者は財産権に対して権原を有さないと考えられているが、譲受人が財産権に対する権原を取得するの否かは明らかでない。譲渡人のための擬制信託を強制するために必要なことは、譲受人にその財産権を保有することを許可すると、譲受人が不当に利得をしたことになってしまうという状況があることであり、口頭による約束についての証拠が、第三者のために意図された信託を強制するためではなく、譲渡人にその財産権を戻すために認容されることである。

(1)項(a)号の注：

b. 譲渡が不法に行われた場合

土地の所有者が生前行為で、それを第三者のための信託として譲渡するが、信託の設定を証するに相当なる書面に署名がない場合、譲受人が、詐欺または不法な行為によって第三者のために強制すべき権利を譲渡人が設定するのを妨げた場合、譲受人に、第三者のための擬制信託としてその土地を保有するよう強制される。そのよう

な事情では、権利侵害(wrong)が譲渡人に対してのみならず第三者に対してもなされている。この場合、特に衡平法裁判所では、もしその違法行為がなかったら、当事者がそういう状態にあったらという状況に当事者をおくことによって、違法状態を回復する。例えば、譲受人が譲渡時に譲渡人とある土地を第三者のための信託として保有することを口頭で合意したが、その時点で約束を履行する意思が譲受人になかった場合、譲受人は約束違反だけでなく、詐欺も行っている。なぜなら、約束の締結とは、その約束を履行するという現在の意思の表示であるし、またもし約束を履行する意思がなかったとすれば、譲受人は意識的に誤った事実の表示をしたことになるからである。譲受人はこのことにより第三者に対して権利侵害を行っている。なぜなら、譲受人が欺罔されることがなければ、土地に対する受益権を別の方法で有効に第三者に譲渡したと考えられるからである。このような場合、譲受人は第三者のための擬制信託としてその土地を保有するよう強制される。

譲渡が詐欺によってなされた時ばかりでなく、強迫または不当威圧によってなされた時も、それにより譲渡人が第三者のために強制すべき権利を設定することが阻止された場合、譲受人に、第三者のための擬制信託にもとづき、その権利を保有するよう強制できる。

譲受人がそのような不法な手段で自己のところへ財産権を譲渡させたが、第三者のために強制すべき権利を譲渡人が設定するのを阻止しなかった場合、第三者は、自己のための擬制信託を強制できない。しかしながら、そのような場合には、譲受人にその財産権の保有が許されるのではなく、譲渡人のための擬制信託としてそれを保有することが強制される。例えば、第三者が困窮しているという内容の不実の表示を譲受人が行ったことにより、土地の所有者が、その土地を第三者のための信託として譲受人へ譲渡させられた場合、譲受人に、譲渡人のための擬制信託としてその土地を保有することを強制され得る。

またその譲渡が、無効となる錯誤にもとづいてなされた場合、譲受人は第三者のためでなく、譲渡人のための擬制信託にもとづいてその財産権を保有するよう強制される。そのような場合、第三者に対する権利侵害はなく、また譲受人が第三者の犠牲により不当に利得してもいない。

(1)項(b)号の注：

c. 譲受人が譲渡人と信頼関係にある場合

土地の所有者が生前行為で第三者のための信託としてそれを他人に譲渡したが、信託を設定する意思を証するに相当なる書面に署名がない場合、譲受人が、譲渡の当時、譲渡人と信頼関係にあるとき、譲受人に、第三者のための擬制信託としてその土地を保有するよう強制できる。このことは、譲渡当時、譲受人が口頭による信託を履行しようとしていたとしても、また、譲渡人が不当威圧をしたり、その譲渡に際し、譲渡人との信頼関係を悪用しなかったとしても同じである。そのような場合、譲渡人に対してのみならず、第三者に対しても権利侵害が行われている。従って、特に衡平法裁判所では、もしその権利侵害がなかったら、当事者がそういう状態にあったらという状況に当事者を置くことによって、違法状態を回復する。

例：

1. Aは、自己の父親BがCのための信託として保有することを口頭で同意したことによって、甲地をBに譲渡した。AはBの忠告にいつもそうようにしているという状況がそこにはある。譲渡当時、B

【第2章】

は約束を履行しようとしていたが、後に心変わりして、その履行を拒絶した。BはCのための擬制信託として甲地を保有し、Cは、自分のところへ甲地を引渡すようBに強制することができる。

2. 事実は、例1と同じだが、Bは、約束を履行するという遺言をしないで、死亡した。Bの相続人達は、Cのための擬制信託にもとづき甲地を保有し、Cは、相続人達に甲地をCの方へ引渡すよう強制することができる。

(1)項(c)号の注：

d. 譲渡が死亡の場合を考慮してなされた場合

土地の所有者が生前行為で、それを第三者のための信託として他人に譲渡したが、信託設定の意思を証するに相当なる書面に署名がない場合、その処分が死を予期してなされ、遺言による財産処分の代わりに意図された場合、譲受人は、第三者のための擬制信託としてその土地を保有するよう強制される。この事情は、遺言者が、その財産権を信託として保有するという合意をあてにして、ある人に財産権を遺贈する場合に類似する。第55条参照。

例：

3. すぐに死亡することを予期しているAは、長男Bに甲地を譲渡した。Bは、Aの死亡に際し、Bがその土地を兄弟姉妹に平等に分けるということに口頭により同意している。Aが死亡。Bは、BおよびBの兄弟姉妹のための擬制信託として甲地を保有する。

(2)項の注：

e. 譲渡が信託としてなされた場合

土地の所有者が、その譲渡が「信託」としてなされ、あるいは譲受人を「受託者」とするとは記載されているが、受益者の指定はなされていない証書によって、それを生前行為で他人に譲渡し、かつ、譲渡当時、譲受人が第三者のための信託としてその土地を保有することに口頭で同意した場合、譲受人は、信託とは関係なくその土地を保有することは認められない。(1)項(a)、(b)、(c)に述べられた事情のもとでは、譲受人は第三者のための擬制信託にもとづき、その土地を保有するよう強制される。

(1)項(a)、(b)、(c)に述べられた事情のないとき、もし譲受人が第三者のための口頭による信託の履行を拒絶し、口頭による信託の履行をするよう拘束する書面内容の実施を拒絶したなら、譲受人は、譲渡人のための復帰信託としてその土地を保有するよう強制される。第411条注p参照。しかし、譲受人が口頭による信託を履行するなら、適法にそうすることができ(第43条参照)、そうなれば譲渡人は自分自身のための復帰信託を強制できない。また、口頭による信託を証明するに相当なる書面に譲受人が署名したら、信託は第三者により強制できる(第42条参照)。そうなれば譲渡人は、自己のための復帰信託を強制できない。しかし、口頭により設定した信託とは別の信託としてその土地を保有することを示す書面に譲受人が署名した場合、その書面は詐欺防止法の要件を充足せず、その信託は強制され得ない(第42条注h参照)。この場合、譲渡人は自己のための復帰信託を強制できる。

例：

4. Aは、その譲渡が、Bを受託者とするとは述べているが、誰が受益者なのか、その信託の目的は何であるかは示していない捺印記書によって、Bに甲地を譲渡した。譲渡当時、Bは口頭でCのための信託として甲地を保有することに同意したが、後でその履行を拒絶した。Bがその譲渡を、詐欺または他の不法な行為によってさせた場合、あるいは、BがAと信頼関係にあった場合、あるいは、その譲渡が、譲渡人の死を予想してなされた場合、BはCのための擬制信託として甲地を保有し、かつ、CはBに甲地をCの方へ引渡すよう強制できる。これらの事情がない場合、BはAのための復帰信託にもつぎ甲地を保有し、Cは、BがCのための信託に関する書面に署名しない限り、Cのところへ甲地を引渡すよう強制することはできない。しかし、BがCへ甲地を譲渡するなら、Aは自己のため復帰信託を強制することはできない。

f. 前後参照

委託者の債権者を詐害する目的で、第三者のための信託が設定された場合については、第63条(2)項参照。

第46条 書面に記載すべき事項

信託財産、受益者、信託の目的が相当な明確さをもって記載されているかぎり、適法に署名された書面は、詐欺防止法の要件を充たすに十分である。

注：

a. 受動信託 (passive trust)

財産権の所有者が、その財産権について、信託を宣言し、あるいは指定された者にその財産権を信託として移転する場合、信託の目的を特に定めなくても、その書面は意図された受益者のためその財産権について受動信託を宣言することになるため、信託の目的を指定するものとして十分である。契約のリステイトメント 第207条と比較せよ。

b. 予備的な書面

後日、より正式な証書の作成が予定されていることを示したものであっても、信託財産、受益者、信託の目的が相当な明確さで示されているのであれば、その書面は有効である。

第47条 信託設定の書面として意図されたものではない書類

信託設定の書面として意図されたものではない書類であっても、詐欺防止法の要件を充たすに十分である。

注：

a. 信託を認めているがその履行を拒むという内容の書面

受託者が、書類の中で、信託に拘束されないし、信託の履行も拒絶すると述べてあっても、その書類は効力を十分有する。契約のリステイトメント第209条と比較せよ。

b. 手紙

【第2章】

受託者によって署名された手紙は、受益者宛のものでもその他の者へ宛てたものでも、または郵送されようと思われまいと、信託設定の書面として十分である。

c. 遺言

受託者が署名した遺言は、それが遺言としての効力をもたないときでも、信託設定の書面として十分である。

d. 訴答書面

受託者の署名のある訴答書面は、その中で受託者が、信託を強制するため提起された訴訟の抗弁として詐欺防止法を主張する場合を除いて、信託設定の書面として十分である。

e. 制定法によって異なる規定の用語

最初のイギリスの詐欺防止法(29 Charles II, c.3)第7条では、土地についての信託の宣言または信託の設定は全て書類によって「表示され証明されることを要する」と規定されている。アメリカの制定法もこれと同様の文言を用いているのが多いが、「書面によるのでなければ、土地についての信託は設定しえない」と規定している州もある。制定法がこの文言を用いている場合でも、署名者が書面に署名する時に信託設定を意図していなくても効果は同じで、後に作成される書面は信託を強制しうるものとして十分であると判断される。

第48条 複数の書類から成る書面

書面が複数の書類から成る場合であっても、その書面は詐欺防止法の要件を充たすのに十分である。

注：

a. 複数の書類

契約のリステイメント第208条に述べられている規則は、信託が複数の書面によって証明される場合に生ずる事情について適用しうる。この条文は、以下の、書面が複数の書類からなる場合について規定している。各々に署名された書類が同一の契約に関連している場合、あるいはそのうちの一つにのみ署名されているだけであっても、署名者がそれを署名されてない他の書類に添付したとか、それが署名のない書類に関連するものである場合、書面は複数の書類から成るとしても妨げはないと規定されている。

第49条 書面の滅失または毀損

書面が滅失または毀損されたとしても詐欺防止法の要件を充たす書面としての効力が失われるものではない。また、証拠法の法則で排除される場合でなければ、その内容について口頭の証拠を用いることが許される。

注：

a. 最良証拠法則 (best evidence rule)

ある一定の事情の下では、最良証拠法則によって、書面の内容について証拠の提出が排除されることがある。例えば、受益者の詐欺により書面が毀損した場合である。この法則に関する法律については、本リステイメントの範囲外である。

第50条 一部履行

土地に対する権利の信託が口頭で設定され、書面に署名がなされていない場合であっても、受益者が、受託者の承諾を得て、受益者としてその土地の占有を取得したり、その土地に改良工事を行ったり、あるいはその信託を信頼して自己の地位を回復しえない程度に変更せしめたのであれば、その信託は強制しうるものとされる。

注：

a. 法則の適用

本条に述べられている法則は、土地に対する権利の所有者が他の者のため信託宣言をなす場合、また自己の権利を自己または第三者のための信託として譲渡する場合のいずれにも適用しうる。

例：

1. 甲地の所有者Aは、甲地につきBのための受託者となることを口頭で宣言した。BがAの承諾を得て甲地の占有を取得した。その信託は強制しうる。
2. 甲地の所有者Aは、甲地をAに再譲渡すべき信託として甲地をBに譲渡した。Bの承諾を得てAは占有を保持し改良工事を行った。その信託は強制しうる。
3. Cの結婚が間近なことを考慮して、家屋の所有者Aは、Cを受益者とする口頭の信託としてその家屋をBへ譲渡した。その信託を信頼してCが結婚した。その信託は強制しうる。

b. 占有の保持

信託が生ずる前に受益者が既に土地を占有している場合、受託者の承諾があったとしても、受益者がその占有を継続することによって自動的に信託が強制しうるものとなるのではない。

c. 改良

受益者によってなされる改良工事は、受託者の承諾があったとしても、それが本質的なものでなければ不十分である。

d. 約因

信託の成立のため約因が支払われたことは自動的にその信託を強制しうるものとするに不十分である。

e. 契約の一部履行

本条に述べられた法則は、口頭でなされた土地の贈与または土地の売買契約が一部履行を理由に強制しうるものとされる法則に類似している。口頭でなされる土地の贈与については第31条注fを参照せよ。口頭による土地売買契約の強制と「一部履行」の効力との関係については、契約のリステイメント第197条を参照せよ。

第51条 詐欺防止法の要件欠缺の効果を享受しうる者

土地に対する権利の信託が口頭で宣言され、書面には何ら署名がなされていない場合であっても、受託者または受託者の権利を承継する者でなければ、その信託が強制しうるものではないことの利益を享受しえない。

【第2章】

注：

a. 受託者または受託者の権利の承継人

受託者または受託者からその権利を譲受けた者あるいは受託者の権利の差押債権者は、信託が強制しうるものでないことの利益を享受しうる。

例：

1. 甲地の所有者Aは、甲地につきBのための受託者となることを口頭で宣言した。Bのための信託が口頭で設定されたことにつき悪意のCへ、Aが甲地を譲渡した。Cは信託とは関係なく甲地を保有し得る。

2. 甲地の所有者Aは、Bのため甲地についての信託を口頭で宣言した。Aの債権者Cは、甲地を差押えた。Bはその口頭で設定した信託をCに強制することはできない。(差押後、Aによって署名された借入の効力については、契約のリステイトメント第41条注c参照)

b. その他の者

受託者および受託者の権利の承継人以外の者は、その信託が強制しえないものであることの利益を享受できない。契約のリステイトメント第218条と比較せよ。

例：

3. Aは、Cのための信託としてBに甲地を譲渡することを口頭で表示した。Cは甲地上の自己の建物に対する権利に火災保険をかけた。その建物が火事で滅失した。保険会社は、保険契約に基づく訴に対して、信託の詐欺防止法の要件欠缺に基づく抗弁をなすことはできない。

第52条 土地に対する権利以外の財産権の信託

詐欺防止法は、土地に対する権利以外の財産の信託の宣言あるいは信託の設定が書面によって表示され証明されることを要件とするものでない。

注：

a. 制定法の規定

2、3の州を除く大多数の州では、制定法は、土地に対する権利の信託の場合以外は、書面を要件としない。

b. 土地の譲渡抵当によって担保される債務証券

土地の譲渡抵当によって担保される債務証券の所有者が、その債務証券について受託者となることを宣言したり、あるいは信託としてその証券を他人に譲渡するとき、その債務証券の信託は強制しうるものとして設定される。この場合、別段の意思表示がない限り、担保権は法的に債務に随伴し、担保権について信託を設定する必要はない。従って、担保権は受益者のための擬制信託として保有され、受益者が担保権についての受益権も取得する。

c. 人的財産の信託がなされた後にその信託に関して土地が取得される場合

動産、金銭あるいは債権の所有権者が、信託を口頭で宣言し、また他人に信託として譲渡した後に、受託者がその動産、金銭、債権とともに土地に対する権利を取得する場合、受益者は受託者が土地を取得するについて信託違反をおかしたか否かに拘らず、受託者にその土地を信託として保有することを強制しうる。第202条参照。

d. 信託宣言後に土地が売却される場合

土地の所有権者が、その土地について信託を口頭で宣言した後売却した土地の収益金について受益者は信託を強制することはできない。しかし、所有権者が土地の収益金を受領した後、それについて口頭で信託を宣言したときは、受益者はその収益金についての信託を強制しうる。

例：

1. 甲地の所有者Aは、甲地につき口頭で受託者となることを宣言し、その収益をBへ信託として支払い、A死亡の場合は甲地をCへ譲渡する旨表示する。Aが甲地を売却した。売却による収益金につき強制可能な信託は設定されない。

2. 事実は例1と同様であるが、売却による収益金を受領した後、Aがその収益金につき口頭で受託者となることを宣言したとする。売却による収益金につき強制可能な信託が設定される。

e. 土地および収益金についての信託

土地の所有者が口頭で信託宣言を行い、その土地を売却し、その収益金を信託として保有する旨表示した場合、受益者はその土地を売却するよう受託者に対し強制することはできない。土地の所有者がその土地を売却したとしても、その土地の売買の収益金を受領後、土地の所有権者が自ら受託者となる旨を宣言したとき、あるいは所有権者がその収益金を信託として保有するという約束の約因が存在するとき以外は、受益者が、土地所有権者に対し、その土地の収益金を信託として保有するよう強制することはできない。約束の約因が存在する場合、人的財産について、その収益金を信託として保有すべき契約が成立し、その契約は詐欺防止法により書面でなされることを要件とするものではない。第30条参照。

例：

3. 甲地の所有者Aは、甲地につき口頭で受託者となることを宣言し、甲地を売却してその収益金をBのための信託として保有する旨表示した。Bは甲地を売却するようAに対し強制できない。

4. 事実は例3と同様であるが、Aが甲地を売却し収益金を受領していたとする。Aは強制可能な信託としてその収益金を保有するのではない。Aが信託宣言についての約因を受領している場合、その収益金を信託として保有すべき契約上の義務がAに課される。Aが約因を受領していない場合、Aはそのような義務を課されない。

f. 口頭信託に基づいて譲渡された後に土地が売却される場合

土地の所有権者が、その土地を口頭で設定した信託として他人に譲渡した後、譲受人が売却した場合、受益者は、その収益金についての信託を強制することはできないが、譲受人が収益金を受領後自ら受託者となる旨を口頭で宣言したならば、受益者はその収益金についての信託を強制しうる。譲受人がその土地あるいはその土地の収益金について擬制信託の受託者となるかという問題については、第45条および第55条参照。

【第2章】

例：

5. 甲地の所有者Aが甲地をBへ譲渡した。BはCのための信託として甲地を保有する旨、口頭で表示している。Bが甲地を売却した。Cは収益金についての信託を強制することはできない。

6. 事実は例5と同様であるが、売却による収益金を受領後、Bが収益金につきCのための信託として保有する旨口頭で表示したとする。Cは収益金についての信託を強制し得る。

g. 土地および収益金についての口頭で設定した信託として土地を譲渡する場合

土地の所有者が、土地を売却しその収益金を信託として保有する旨口頭で表示し、他人に、その土地を譲渡する場合、受益者は譲受人に対し土地の売却を強制することはできない。しかし、譲受人が土地を売却し、その収益金を信託として保有するという契約が有効に存在し、土地の譲渡がその契約の約因であるならば、その収益金は人的財産であり、その契約は、詐欺防止法によって書面でなされることが要件とされるものでない。

例：

7. 甲地の所有者Aは、甲地を売却しその収益金をCのための信託として保有することを口頭で約束したBに対し、甲地を譲渡した。CはBに対しその土地を売却するよう強制することはできない。

8. 事実関係は、例7と同様であるが、Bは甲地を売却し、その収益金を受領した点が異なる。Bには、Cのための信託としてその収益金を保有すべき契約上の義務が存在する。

第11節 遺言信託の設定

第53条 遺言法

遺言法の要件を充足しているのでなければ、遺言による処分によって信託を設定することはできない。

注：

a. 遺言による処分

遺言による処分とは、その処分をなした者の死亡の時に効力を生じ、その者が死亡の時まで実質的に完全な支配を有したものであるものについての処分をいう。それが遺言あるいは遺言の趣旨を有する書面による処分または生前行為、例えば、捺印証書、封印のない書面、または口頭でなされた宣言や譲渡による処分、そのいずれによるものかを問わず、遺言によるものとされる。遺言による財産権の処分の内容を決定する一般原則について述べることは、本リステイトメントの範囲外である。信託設定に関するものに限って、遺言による処分について本節で斟酌される。

本条に述べられている法則は、遺言による処分（第54条）だけでなく、委託者の死亡の時に効力を生ずるような生前行為による処分（第56条参照）にも適用される。遺贈された不動産および動産、また無遺言相続によって取得した財産権を信託として保有するように、受遺者、法定相続人あるいは最近親者によってなされた合意の効力については、第55条参照。

第54条 遺言による信託の設定

遺言による信託の設定は、信託を設定する意思、受益者および信託財産の同一性、信託の目的が、下記の方法によって確認されるのでなければ、その効力は生じない。すなわち、

- (a) 遺言書自体による、または、
- (b) 遺言書に引用されたことによって適法に遺言書と一体となった現に存在する書面による。あるいは、
- (c) 遺言による財産権の処分の効力とは別の意味を有する事実による。

注：

a. 遺言信託の宣言が適法になされない場合

遺言書自体、または遺言書に引用され適法に遺言書と一体となった書面、あるいは財産権の処分とは別個の意味をもつ遺言書とは別の事実によって、受益者および信託財産の同一性や信託の目的が確認されえないときは、意図された信託は無効となる。その場合、遺言書の中で、遺言者の信託設定の意思が明示されていれば、受遺者はその財産権を、遺言者の遺産のための復讐信託として保有するよう強制されることがある。第411条注q参照。受遺者が意図された信託を自発的に履行しようとしても、適法になしえない。

例：

1. 遺言書と一体となったB宛の手紙により指名する者のための信託として、AがBに1,000ドルを遺贈した。Aの死亡時、Cをその信託の受益者として指名する書面がAの遺言書に付されていたが、その書面は遺言法の要求する方式を欠いていた。Cのための信託は成立しない。

これに反して、遺言書が一通以上の書面から成り、これら全ての書面から、信託の条項が遺言法の要求する方式で全て作成されていることが明らかになれば、信託は有効である。

例：

2. 遺言書と一体になったB宛の書面により指名する者のための信託として、AがBに1,000ドルを遺贈した。Aの死亡時、Aの遺言書に付された書面が、遺言法が要求する方式に遵っており、Bが遺贈された金銭を信託として保有し、Cが成年に達した時にCへ支払うよう指示していた。Cのための信託が成立する。

公益信託に同様の法則が適用されるが、それについては、第358条参照。

b. 受託者が指名されていない場合

遺言書に受託者が指名されていない場合であっても、遺言信託は成立する。第33条参照。

c. 引用によって一体となる書面

真正の証明を欠く証書でも、遺言書作成の時に存在し遺言書で引用されることによって、遺言書と一体となりうるし、遺言書の一部として検認を受けることが許されるものと規定している州が幾つかある。上記のような州では、遺言書による信託宣言が不十分であっても、引用によって、適法に遺言書と一体となる書面で信託の宣言がなされる場合は、有効とされる。

【第2章】

d. 受益者または財産権が、独立の意味をもつ事実によって確認される場合

財産権の所有者がその財産権を信託として遺贈するとき、その信託の受益者の同一性、信託財産および信託の目的が、遺言による処分の効力とは別個の意味を有する事実によって確認されることがある。上記の意味を有する行為とは、信託財産の処分について生ずる効力以外の理由で自然になされたもので、当該財産権の処分自体とは少しも関係のない行為であるが、他の財産権の処分に関するものであってもよい。例えば、人を雇用する行為でもよい。それは、遺言者あるいは第三者によって、遺言者の死亡前であれば、遺言書作成の前後を問わず、いつなされた行為であってもよい。

例：

3. Aの死亡時にAが雇用していた人々へ収益を支払うべき信託として、AがBに10,000ドルを遺贈する。CおよびEがAの死亡時に雇用されていた。C、DおよびEへ収益を支払うべき信託は有効である。なぜなら、C、DおよびEが雇用者であるという事実は、財産処分の効力とは別の意味をもつ事実だからである。

4. Aの死亡時に生きているAの子供達へ収益を支払うべき信託として、AがBに10,000ドルを遺贈する。C、DおよびEがAの死亡時に生きている子供であった。この信託は有効である。

5. Aは、Cのための信託として、Aの家具、銀行預金およびAの金庫の中の有価証券をBへ遺贈した。この信託は有効である。

e. 遺言による処分が、遺言者の生前行為で設定された信託に従ってなされる場合

生前行為で信託を設定した者が、その死亡のとき、遺言により、その信託に財産権を付加するよう希望することができる。あるいは、信託に追加的な財産の注ぎ込み (pour over) を希望する、という表現が用いられるときもある。この場合、第一に遺言処分が、次に単一の信託が設定されるかを考慮するのが妥当である。

f. 同一遺言による処分の有効性

生前行為で設定された信託条項が遺言書に明記されている場合、または、信託設定の書面が遺言書作成に要求される方式を完全に具備して作成された場合に、遺言による処分は有効である。その場合だけでなく、引用によって一体となることを認める法則、または、独立の意味を有する事実の援用を許す法則の要件が充たされている場合にも有効である。

引用によって一体となると認められるには、その書面が現に存在するもので、遺言書作成の時、既に存在するものとして遺言書に引用されていることが必要である。他方、独立の意味を有する事実の援用を認める法則の要件は、その事実が、遺言書作成の時の前後を問わず、遺言者死亡の前におけるものでなければならないということである。

引用によって一体となることを認める法則および独立の意味を有する事実の援用を許す法則によれば、生前行為で設定された信託が、委託者の信託宣言により設定されたか、または受託者たる他人への信託譲渡により設定されたのかは重要ではない。

生前行為による信託の趣旨で設定されたが、遺言者が死亡するまでは、何ら財産権が信託の中に含まれてい

ない場合、独立の意味をもつ事実の援用の法則を理由に遺言による処分が認められることは許されない。つまり、遺言者の死亡前には、信託が事実上存在するのでないからである。引用によって一体となることを認める法理の要件が具備された場合のみ、遺言による処分を認め得る、生前行為により設定された信託の信託財産が名目的な類しかない場合、遺言による処分が独立の意味を有すと考えられるかは疑問である。

以下に挙げるような事情については考慮される。

- (1) 生前行為による信託が撤回または変更を受けない場合
- (2) 撤回または変更される権限が留保されているが、撤回または変更がなされない場合
- (3) 変更される権限が留保されているが、その後に変更がなされた場合
- (4) 撤回される権限が留保されているが、その後、撤回がなされた場合

g. 同一生前行為による信託が撤回または変更を受けない場合

受託者が、信託の撤回または変更をなす権限を書面の中で留保していないとき、その書面で生前行為による信託が設定され、その信託に基づいて保有されるように財産権を遺言によって処分する場合、次の2つの理由から、その遺言による処分は有効とされる。まず第1に、その書面は、遺言書作成のとき、既に存するものとして遺言書に引用されたため、遺言書と一体となっているという理由。第2に、その生前行為による信託は、受託者が既に成立している信託に財産権を付加しようとするに過ぎないから、独立の意味を有する事実であるという理由である。

例：

6. 1927年1月1日の、遺言法で要求される方式を欠く捺印証書中に、Aは撤回または変更をなす権限を留保していない。1927年1月1日付でAが作成した信託設定の証書に示され、その条項に従うべき信託として、Aが有効に作成された遺言により、Aの残余財産をBへ遺贈した。残余財産の信託は有効である。

h. 同一生前行為による信託が撤回または変更される権限が留保されているが、撤回または変更がなされない場合

委託者が、後日書面を作成して信託を取消したり変更したりできるという権限の留保を明記した書面で、生前行為による信託を設定し、遺言で、その信託に財産権を付加しようとする場合、その後撤回も変更もなければ、その遺言による処分は、次の2つの理由から有効である。第1に、生前行為による信託設定の書面は、遺言書作成のとき、既に存在するものとして遺言書に引用され、遺言書と一体となる。後日作成されるかもしれない、信託を撤回または変更する書面を引用したとしても、その処分は有効である。第2に、信託の受託者は、遺言書作成のとき、および委託者死亡のときに既に存在する信託に財産権を付加するに過ぎないのであるから、生前行為による信託は、独立の意味を有する事実である。

例：

7. 事実は例6と同様であるが、Aが信託を撤回する権限を捺印証書により留保した。信託を撤回せずにAが死亡する。残余財産についての信託は有効である。

【第2章】

8. 事実は例6と同様であるが、Aが信託を撤回または変更する権限を捺印証書により留保した。信託を撤回または変更せずにAが死亡する。残余財産についての信託は有効である。

i. 同一生前行為による信託に変更する権限が留保されており、その後に変更された場合

信託の委託者が、後日書面で変更をなしうる権限の留保を示した書面で、生前行為による信託が設定され、さらに委託者が遺言でその信託に財産権を付加する場合、その後信託を変更する書面が作成されても、遺言による処分は有効である。

遺贈する財産権は、遺言書作成のとき既に存在している信託条項の下に保有されるべきであるという意思が遺言書に明記されていれば、その処分は、既に存在する信託の書面が、引用によって遺言書と一体となったものとして認められる。また、遺言書作成のとき、既に存在していた信託は、独立の意味を有する事実を理由に、その処分が認められる。

遺言者死亡時の信託条項の下に、遺贈する財産権は保有されるべきであるという意思が遺言書に明記されていれば、独立の意味を有する事実を援用したことを根拠に遺言処分は有効となる。この場合、引用による一体化は根拠にならない。なぜなら遺言処分を決定する証書、すなわち信託を変更する証書が遺言書作成時に存在しないからである。他方、信託が、遺言書作成後に変更されたということは重要ではない。独立の事実を援用したことを根拠として、遺言処分は認められる。なぜなら、生前行為による信託は、委託者死亡時に存する、独立の意味を有する事実だからである。

例：

9. 1954年1月1日付の、遺言の方式を欠く捺印証書により、AはCのための信託として有価証券をBへ譲渡した。その捺印証書により、Aは、署名後Bへ交付する証書によって信託を撤回または変更する権限を留保した。その後有効に作成された遺言により、Aが1954年1月1日付で作成した捺印証書にA死亡時に明記される信託として、Aは全財産をBへ遺贈する。遺言書作成の1年後、1954年1月1日付の捺印証書によりBへ譲渡した財産権を、CのためではなくDのための信託として保有すべき旨指図する証書にAが署名しBに交付した。Aが死亡する。遺贈された財産につき、BはDのための信託として保有する。

しかしながら、生前行為による信託に、遺言者の死亡前は何ら財産権が包含されていない場合であれば、独立の意味をもたない。上記の場合、遺言によって処分される財産権が、変更された信託で保有されなければならないという遺言者の意思は、引用による書面への組み込み、あるいは独立の意味を有する事実の援用のいずれの根拠も認められないため、効力を失なう。しかし、その場合、もし、その処分を全く失効させるよりも、遺言書作成のときに信託が既に存在していたことを理由にして、その信託の条項に基づいて財産権を保有するものとする方が、遺言者の意思に密接に合致するのであれば、相互関連取消の法則 (the rule of dependent relative revocation) の基礎となる法理の適用によって、そのように扱われる。

j. 同一生前行為による信託に撤回する権限が留保されており、その後撤回がなされた場合

委託者が、信託を撤回する権限の留保を明記した書面で、生前行為による信託を設定した後、遺言書でその信

託に財産権を付加する場合、信託の撤回がなされなければ、その信託による処分は有効である。

信託が撤回されるならば、その処分は効力を失なう。ただし、遺言者が、遺贈しようとする財産権がその信託の条項に基づいて保有されることを要する旨の意思を、遺言書の中で表示している場合にかぎって、その後信託が撤回されても、その処分は、引用によって遺言書と一体となった書面を理由に、効力は失われない。しかしながら、遺言者が、信託が撤回されない場合にのみ、遺贈しようとする財産がその信託条項に基づいて保有されることを要する旨の意思を表示している場合は、遺贈される財産は信託として保有されず、残余財産または最近親者へと帰属する。遺言者が信託を撤回することにより遺言処分に影響を与えることができるという事実は重要ではない。

k. 同一個の信託が設定されている場合

生前行為で信託を設定した者が、遺言で、その信託に財産権を付加しようとする場合、一個の信託が設定される。この信託は、遺言によって財産権が付加されるのではあるが、遺言によって設定されるのではないから、遺言信託としてではなく、生前行為による信託として管理される。

1. 同一保険信託

本条に述べられる法則は、遺言で保険信託に財産権が付加される場合にも適用される。受託者は、被保険者死亡のときまで能動的義務を何ら負うこともなく、被保険者は、保険金受取人の変更、信託の撤回変更をなす権限を留保しているが、保険信託自体は有効である。第57条注f参照。

m. 第三者の指図に従ってなされる処分

遺言者が、遺贈される財産権は第三者の指図に従って処分されることを要すると、遺言で指示を与えている場合、第三者に指名権を授与していることになる。このような指名権は、遺言によって行使されるべきで、指名権が、遺言者の死亡後、指名権を行使する遺言書を作成して死亡したときは、指名権は適法に行使される。指名権者が、遺言者の死亡する前に、遺言書を作成し、続いて遺言者が先に死亡した場合、指名権者は、別段の意思が表示された場合を除いて、指名権を適法に行使することができる。財産法リステイトメント第344条参照。

これに反して、指名権者が遺言者により先に死亡したときは、指名権はそれが設定される前に行使することはできないため、遺言者が与えようとした指名権を行使しえない。財産法リステイトメント第348条第1項参照。しかし、これは、必ずしも、遺言者によって遺贈される財産権が、意図されていた指名権者の遺言書の規定に従って帰属することはないということを意味するのではなく、その処分は、次の3項目の根拠のうちの1つによって、効力を有するものとされることがある。

(1) 遺言者が、自己の財産権を既に死亡している者の遺言の条項、あるいは、自分より先に死亡するかも知れないが現に生きている者の遺言の条項に従って処分されると指示している場合、その処分は、引用によって遺言書と一体となることを認める原則（注c参照）に基づいて有効とされる。財産権のリステイトメント第348条注d参照。

(2) 遺言者が、自己の財産権を遺言で、これとは別の遺贈で財産権を取得しようとする者に与える場合、独立の意味を有する事実（注d参照）によって、処分が有効とされることがある。上記の処分は、その者が遺言者に

【第2章】

より先に死亡するか否かにかかわらず、その者の固有の財産権の処分が、遺言者の財産権の処分とは別の意味を有するため、有効とされるのである。財産権のリステイトメント第348条注e参照。

(3) 引用による文書結合の原則、あるいは独立の意味を有する事実の援用の原則によらなくても、遺言法が課す保護が保たれているとすれば、その処分は認められる。それ故、遺言者より先に死亡した指名権者が、遺言者より先に死亡するか否かを問わず遺言者から取得することになっている財産権の処分の趣旨で遺言した場合、その処分は有効である。財産権のリステイトメント第348条注1参照。

ロ. 前後参照

遺贈される財産権を、遺言書中に述べられていない信託で保有することを、遺言者と約した受遺者の合意の効力については、第55条参照。

第55条 秘密信託 (secret trusts)

(1) 遺言によって財産権の譲渡を受ける者が、その財産権を信託として保有するという合意をなし、その合意を信頼して、遺言者が財産権を遺贈する場合、受遺者は、合意した信託の受益者のための擬制信託として、その財産権を保有する。

(2) 相続人または最近親者が、無遺言相続によって取得する財産権を信託として保有する場合、その合意を信頼して、無遺言で死亡した者の相続人または最近親者は、合意した信託の受益者のために、その財産権を、擬制信託に基づいて保有する。

注：

a. 擬制信託 (constructive trust)

本条に述べられた規定に基づいて課せられた擬制信託は、意図された信託が遺言法の要件を充足していないため強制できないような、明示信託の信託違反によって生じる。財産権を信託として保有することを受遺者が合意したことによって遺贈がなされる場合、受遺者がその財産権を保有できるものと認めるならば、その者は不当に利益を得ることになる。それ故、その者は、擬制信託の受託者としての責任を負うのである。その責任は、意図された信託の受益者に対するというより、むしろ遺言者の財産権 (estate) に対するものであるという論証も可能であるが、判例の大部分は、意図された信託の受益者のための擬制信託として、その財産権を保有するという判断をしている。

(1) 1項に関する注：

b. 受遺者が、信託として保有するという合意をなした場合

遺言者が、意図された信託とは関係なく、無条件で、ある者に財産権を遺贈したが、遺言者の死亡前に、受遺者が遺言者と、一定の信託に基づいてその財産権を保有することを約した場合、受遺者は、その財産権を、指定された受益者のための擬制信託として保有するよう強制される。

c. 合意の時期

受遺者の合意は、それが遺言者の生前になされたものであれば、遺言書作成の前であるか、同時であるか、または後であるかということは重要ではない。遺言者に遺言を撤回させないようにする合意は、遺言者に遺言を作成させる合意と同様に有効である。

d. 明示または黙示の合意

受遺者のなす合意が、特定の文言、あるいは書面または口頭によるものか、また、受遺者の行動 (conduct) によって表示されるものであるか、は重要ではない。受遺者が黙示の意思を表示しているに過ぎないとしても、信託を設定するという、遺言者の意思と、その意図されている信託の条項が、遺言者によって受遺者に伝達され、受遺者がその財産権を意図された信託に基づいて保有することを拒絶しないならば、それは、通常、受遺者がその財産権を意図された信託として保有するという合意を示すに十分である。

例：

1. Aが、もしBにAの全財産を遺贈したら、Bは特定の信託としてその財産権を保有するかとBに尋ねたところ、Bは承諾した。Aが全財産をBへ遺贈する旨の遺言を作成して死亡した。Bは、意図された受益者のための擬制信託としてその財産権を保有する。

2. Aは、自己の全財産をBへ遺贈する旨の遺言を作成した。Aは、BにAの財産を特定の信託として保有するように言った。Bが同意する。A死亡。Bは、その財産権を意図された受益者のための擬制信託として保有する。

3. Aは、自己の全財産権をBに遺贈した。AはBに、その財産権を信託として保有するように指示してBに遺贈するという内容の手紙を出した。Aの手紙をBは受取ったが返事はしなかった。Aが死亡。その財産権を、意図された受益者のための擬制信託として保有することをBが強制されることがある。

e. 受益者の指定

受遺者が、自己に遺贈される財産権を、遺言者が後日指定する受益者のための信託として保有すると、遺言者に約した場合、遺言者が受益者について受遺者に通知せず死亡すれば、受遺者は、その財産権を、意図された受益者のためではなく、受遺者の財産権 (estate) のため、擬制信託の受託者として保有するよう強制されることがある。しかし、受遺者がその財産権を、遺言者の生前、遺言者が受遺者に交付した証書に指定されている者のための信託として保有するという合意をなしたときは、たとえ、その証書が封印された書状で、遺言者死亡まで、受遺者は、受益者の同一性を知り得ないとしても、意図されていた信託受益者は、自己のための擬制信託を強制することができる。

例：

4. Aは自己の全財産を遺贈するという内容の遺言書を作成した。Bは、Aが遺言書に付した書状で指定する者のための信託としてその財産権を保有する旨、Aと合意した。Aの死亡時、Aの遺言書に付されていた遺言法の要件を満たさない書状により、その信託の受益者としてCが指名されていた。Bは、その財産権を、Cのためではなく、Aの財産のための擬制信託として保有する。

5. Aは自己の全財産権をBに遺贈するという内容の遺言書を作成した。Bは、AがBに交付する封

【第2章】

印された書状で指名する者のための信託としてその財産権を保有する旨、Aと合意した。Bは、Aの死後その書状を開封するまで、受益者が誰であるか知らなかった。Bは、その財産権を、その書状で受益者として指名されている者のため、擬制信託として保有する。

f. 受遺者による合意がなされない場合

遺言者が、ある者に財産権を、意図された信託に関係なく無条件に遺贈するとき、受遺者が、その財産権を信託として保有することについて明示または黙示の合意をなしたのでなければ、たとえ遺言者は、受遺者がその財産権を一定の信託として保有すべきであると意図しても、受遺者は、信託とは関係なくその財産権を保有することができる。もし、委託者が生存中に信託を設定する意思を誰にも伝えなかった場合は、遺言者の死後、遺言者の財産権を信託として保有するよう指示する、遺言者の書いた書状が見つかったとしても、信託は設定されない。

もし、委託者が、受遺者はその財産権を信託として保有すべきであるという意思を第三者に伝達し、その第三者が、受遺者は、信託に基づいてその財産権を保有するものであるということを保証しても、その第三者が受遺者の代理人であるとか、第三者が信託の履行をなす旨の合意をしたことによって、受遺者に代って遺言者に遺贈をなさしめるという場合は別として、受遺者は、信託とは関係なくその財産権を保有することができる。

受遺者が、指定された受益者のため遺言者の遺贈することになっている額であれば如何なる額をも保有するという合意をなしている場合は、受遺者は、自己に遺贈される全額を信託として保有するのであるが、遺言者が、遺言補足書によって、遺贈の額を増加したがその増加についての受遺者に伝達しなかったならば、その受遺者は、自己に伝達されていた最初の額について、意図された信託として保有するが、増加分については、信託と無関係に保有する。

g. 法律上の義務 (legal obligation) を課す意思ではない場合

遺贈者が、意図された信託とは関係なく、無条件で財産権をある者に遺贈するとき、遺言者は、その財産権はある一定目的にむけられるべきものであるが、受遺者には何ら法律上の義務を課す意思ではないということ、受遺者に述べた場合、その受遺者は、信託とは関係なく、その財産権を保有することができる。

h. 信託設定の意思が、遺言書に表示されている場合

遺言者が、ある者に財産権を遺贈し、遺言書には、受遺者が遺言者と合意した信託に基づいてその財産権は保有されるものであるということが示され、受遺者が、特定の信託に基づいてその財産権を保有することを合意しているとき、受遺者が合意した、財産権保有の目的のための擬制信託に基づいて、その財産権を保有するように受遺者は強制されることがある。上記の場合、受遺者は、その財産権を自己のために取得するのではないことが遺言書に表示されており、受遺者にその財産権を保有することを認めるなら、受遺者は不当に利益を得ることになるため、受遺者がその財産権を保有することは認められないことは明白である。遺言者の遺産のための復帰信託を課すことは可能であるとしても、意図された目的のための擬制信託にもとづいて財産権を強制的に受遺者に保有させる理由が、遺贈が完全である場合と同様に強いからである。注b参照。

受遺者が、信託に基づいて財産権を保有するということを遺言者と合意しない場合、受遺者は、擬制信託として保有することも強制されないし、その財産権を保有することも認められない。なぜなら、遺言により受遺者が

自己の利益のために取得できないことは明らかであるし、復讐信託が遺言者の財産のために課されるからである。また、受遺者が、その財産権を保有することは許されない。第411条注q参照。受遺者が、意図された信託を任意に履行することもできない。

遺言者が、その財産権を一定の目的にあてることを望むが、受遺者に法律上の義務を負わせる意図はないということが、遺言書の条項によって明らかである場合、受遺者がその財産権を信託として保有することを合意したのでなければ、その受遺者は、信託とは関係なく、その財産権を保有することができる。

例：

6. Aは、既に示した目的のための信託として、Bに全財産を遺贈する遺言書を作成した。遺言書作成前、AはBに対し、遺言により取得する財産を特定の受益者のための信託として保有することを要求し、Bはそのことに合意していた。Aが死亡。Bは、その財産を意図された受益者のための擬制信託として保有するよう強制され得る。

i. 遺言による処分についての制限

制定法によって、ある特定の範囲の人々に対する財産権の遺贈の禁止が規定されている場合、またはその遺贈の総額が制限されている場合、受遺者は上記の範囲以外の者であっても、受遺者が、上記の範囲のある者のための信託として財産権を保有するという合意をなしたならば、意図された信託の受益者のためではなく、遺言者の遺産 (estate) のための擬制信託として、その財産権を保有することになる。遺言者は、自己の財産権の4分の1以上を、自己の内縁の妻あるいは非嫡出子に遺贈することができないと、制定法に規定されている場合、ある者が、自己の内縁の妻あるいは非嫡出子のための信託として財産権を保有すると口頭で合意した第三者に、自己の全財産権を遺贈するならば、受遺者は、遺言者の財産権の4分の1については、その内縁の妻あるいは非嫡出子のための擬制信託として保有し、残り4分の3については、遺言者の遺産 (estate) のための擬制信託として保有する。

遺言者が公益目的のための遺贈をなすうる遺産の割合を制限する規定がなされている州がある。また、ある州では、この制限は、遺言者が一定の近親者を残して死亡した場合のみ適用されるものとする。第362条注bを参照。遺言者が、遺言者の死亡前の一定期間内に、例えば1カ月あるいは1年以内に、作成されたものは、公益目的のための遺贈が効力を生じないという規定が制定法によってなされている州が若干ある。第362条注cを参照。これらの制定法は、遺言による公益信託の設定だけでなく、遺言書の中で公益信託設定の意思を表示せずに、遺言者が財産権を他人に遺贈したり、受遺者が遺言者の生前、遺言者と、その財産権を公益信託に基づいて保有するとの合意をなした場合にも適用することができる。

このような場合、受遺者は、意図された公益目的のための明示信託または擬制信託としてその財産権を保有するよう強制されることはないし、その財産権を信託とは関係なく保有することも認められないが、遺言者の遺産 (estate) のための擬制信託として保有することを強制されることがある。

j. 遺産税および相続税 (estate and inheritance taxes)

自己に遺贈される財産権を信託として保有するという受遺者の合意に課せられる、遺産税や相続税の負担の効

果に関する問題は、本リスティメントの範囲外である。

(2)項に関する注：

k. 相続人あるいは最近親者が、信託として保有するという合意をなした場合

相続人あるいは最近親者がなした、無遺言相続によって取得する財産権を信託として保有するという内容の合意を信頼して、無遺言で死亡した者の相続人あるいは最近親者は、指定された目的のための擬制信託に基づいてその財産権を保有するよう強制されることがある。遺言書で、信託を設定しようとする死者の意思が証明されない場合でも、死者の無遺言相続により相続人あるいは最近親者が取得した財産権の保有をその者に認めると、その者は不当に利益を得ることになるため、その者の保有は認められないのである。

相続人または最近親者による合意が特定の言葉で行われたか、または書面によるのか、口頭によるのか、もしくは行為によって示されたのかは重要ではない。注dと比較せよ。

例：

7. 自己の土地を相続させた場合には特定の受益者のための信託としてその土地を保有することを承諾するかと、嫁夫Aがその唯一の子Bに尋ねた。Bが承諾する。Aが無遺言で死亡した。Bは、その意図された受益者のための擬制信託としてその土地を保有するよう、強制され得る。

第56条 委託者の死亡を停止条件とする、生前行為によってなされる処分

委託者の死亡まで、受益者には何ら権利を移転させないという信託は、遺言による処分であり、遺言法の要件を充足する場合でなければ、その効力は生じない。

注：

a. 本条の適用範囲

財産権の譲渡が、委託者の死亡まで、移転の効力を生じない場合や、譲渡行為は、財産権移転の効力を有するが、委託者の生存中に受益者が指名されない場合、委託者が財産権を信託として譲渡したが、意図された信託は、委託者の死亡まで効力を生じないという理由で履行されないことがある。例えば、以下に述べるような事情がある場合、意図された信託は効力を生じないことがある。すなわち

(1) 譲渡行為が、引渡を欠くため、あるいは委託者の死亡まで効力を生じないという意図であるため、不完全である場合

(2) 委託者の生存中は、信託財産が指定されないため、譲渡行為の効力がない場合

(3) 委託者の生前に、受託者が指名されないため、譲渡行為の効力がない場合

(4) 譲渡行為は有効であるが、委託者の生前に、意図された受益者が指定されていない場合、である。これらの4つの事情については、以下の注でそれぞれ考慮される。これらの事情がある場合、委託者の生存中は委託者を受託者とする信託が成立しない。その根拠は、委託者が将来における信託を設定する意思を表示していたこと（第26条参照）、または取引が必要な要式を欠くため不完全であること（第32条参照）である。遺言法の要件が満

たされない限り、委託者死亡時に信託は生じない。

b. 委託者死亡の時、譲渡行為が不完全である場合

財産権の所有者が、その財産権を信託として他人に譲渡しようとするが、引渡を欠くため譲渡行為が不完全であるため、財産権についての権原が、意図された受託者に帰属しない場合、委託者の生前に信託は生じない（第32条注b参照）。またその者の死亡の時にも、信託は、効力を生じない。財産権の所有者が、意図された受託者にその財産権あるいは捺印譲渡証書を引渡したが、自己の死亡まで、その譲渡行為の効力は生じないという意味を表示した場合、また、財産権の所有者が、もし自己の生存中別段の指図をなさずに自己が死亡した時は、意図された受託者に、その財産権または捺印証書を引渡すように指図して、第三者にそれを引渡した場合、いずれもその処分は遺言による処分であるため、遺言法の要件を充足していない限り、財産権の譲渡は、所有者死亡の時、不完全であり、信託は生じない。

これに反して、委託者死亡の時まで、財産権についての権原が受託者に帰属しない場合であっても、条件成就までのエスクローに対する引渡（delivery in escrow）は、信託設定の効力を十分有する。

c. 委託者の死亡まで、信託財産が指定されない場合

委託者の生存中に、信託として財産権の譲渡行為がなされても、財産権の同一性が確認されないため、効力を生じないことがある。第26条注c参照。譲渡人が死亡時に有する財産権を、受託者としての他人に譲渡することが意図されている場合は、遺言信託であるから、遺言法の要件を充足しないかぎり、意図された信託は効力をもたない。そのような信託を意図した譲渡がなされる時、信託財産が確認されないことを理由に信託は生じない。第76条参照。譲渡人死亡の時、譲渡証書が遺言法の要件を充足している場合に限り、信託が生じる。

例：

1. Aが死亡時に有する人的財産をCのための信託としてBに譲渡することを意図して、Aが証書を作成してBに引渡した。Aが無遺言で死亡する。証書の作成時にも、Aの死亡時にも信託は成立せず、Aの遺産管理人がその財産権に関する権原を有す。

d. 委託者死亡の時まで受託者が指定されない場合

財産権の所有者が、その財産権を信託として譲渡するとき、譲受人を遺言で指名する趣旨の場合のように、委託者死亡まで受託者が指定されないならば、受託者の同一性が確認されないため、譲渡行為は効力を生じない。意図された信託は、遺言によるものであるから、遺言法の要件を充足していない場合は効力を生じない。上記の場合、所有者が受託者を指名しなかったということは、自己の生存中に有効な譲渡をなす意思ではないことを示している（第26条注f参照）ので、これは遺言による処分である。

例：

2. Aは、ある証券をCのための信託として、Aが後日遺言で指名する者に譲渡するという内容の証書を作成したが、その証書は、遺言法の要件を充足していない。Aは遺言書を作成しなかった。信託は、譲渡がなされた時にもA死亡の時にも生じない。
3. 事実は例2と同様であるが、Aが過去に遺言を作成してBを受託者として指名したとする。遺言

【第2章】

書が信託条項を示しているか、または引用による一体化が認められる場合に遺言書が譲渡証書を引用により一体化しているのでなければ信託は成立しない。

この注で述べられている事情は、現在の信託が設定されている場合の事情とは区別される。すなわち、現在の譲渡がなされているが、証書に受託者が指定されていないとか、受託者に指名された者が、死亡その他の事由で、財産権についての権原を取得できなくても、現在の信託は効力が失われるものではない。第32条(2)項参照。

遺言証書による処分の場合でも、遺言法の要件を充足していれば有効である。

例：

4. Aは、その遺言書で受託者として指名する者に対し、Cのための信託として、ある有価証券を譲渡することを意図して、Aは証書を作成した。その証書は遺言法の要件を満たしている。Aがその証券による処分を取り消さない限り、Aがその後遺言書を作成したか否かに関係なく、Aの死亡時に信託は成立する。遺言書自体が遺言として有効であるので、受託者が指名されていないことは重要でない。第33条参照。

e. 委託者死亡の時まで、受益者が指定されない場合

委託者が財産権を信託として譲渡するとき、譲渡行為は、委託者の生前に効力を有するとしても、受益者を、遺言で指名するときは、その処分は遺言によるもので、遺言法の要件を充足しているのでなければ、受益者が遺言法に指名されないため、意図された信託は効力を生じない。

例：

5. Aの死後に発見される書面^①で指名される者のための信託として、Aが有価証券をBへ譲渡する。Aの死後、Cをその信託の受益者として指名する、Aの署名ある書面^②が発見されたが、真正ではなかった。Cのための信託は無効である。

他方、信託証書作成後であっても、委託者の生前に受益者が指名されれば、その処分は遺言による処分ではない。

例：

6. Aは、ある有価証券をBへ信託として譲渡し、Aの生存中はその収益をAへ支払い、Aの死亡後はその証券をAがBへ後日引渡す書面で指名する者へ譲渡すべきこととした。A死亡時にその有価証券の譲受人としてCを指名する書面を、Aが後日Bへ引渡した。Aの生存中に権利がCへ移転しているので、Cのための信託は成立する。

f. 委託者の死亡まで享有が延期される場合

委託者の生存中に信託の権利が信託条項によって受益者に帰属するが、その利益の享受(enjoyment or possession)が生じない場合は、遺言信託ではない。第57条参照。受益者の権利が、委託者死亡の時の一定事実の存在を条件にしているとしても、その処分は遺言によるものではなく、意図された信託は有効である。

例：

7. 甲地の所有者Aは、Bへ甲地を信託として譲渡し、Aの生存中は賃料と利子をAに支払い、A死

亡時に甲地をCへ譲渡することとした。Cは衡平法上の確定的残余権を有しており、この信託は遺言信託ではない。

8. Aは、有価証券をBへ信託として譲渡し、Aの生存中は収益をAに支払い、CがAの死後も生存するならば、A死亡時にその有価証券をCへ譲渡することとした。Cは、条件付の衡平法上の残余権を取得し、その信託は遺言信託ではない。もしCがAの死後も生存するならば、Cは、当該有価証券を自己へ移転するよう、Bに強制することができる。

委託者の生存中に受益者が特定されている限り、委託者が受益的生涯不動産権ならびに信託を撤回および変更する権限を留保していたとしても、譲渡は遺言処分によるものではない。

g. 遺言によらない行為から確定することのできる受益者

財産権の所有者がその財産権を信託として譲渡するとき、受益者が、遺言以外の事実によって、後日確定される場合は、遺言法の要件を充足する必要はない。ある行為が権利処分の効力に関係がないならば、その行為は遺言処分ではない。第54条注d参照。

例：

9. Aは、有価証券をBへ信託として譲渡し、Aの生存中は収益をAに支払い、A死亡時にはAがその時に雇用していた者達へ支払うこととした。A死亡。その時点でCとDがAに雇用されていた。CとDを雇用しているということは、財産処分の効果とは異った意味を有する行為であるが、CとDのための信託は有効である。

10. 甲地についての生涯不動産権の所有者Aは、一定の証券を、Aの生存中はその収益をAに、Aの死亡の時は甲地の所有権 (ownership)を承継することになっている者に譲渡するという信託としてBに譲渡した。甲地の所有権の承継は、信託財産の処分の効力とは別個の意味を有するけれども、その信託は有効である。

h. 信託宣言

本条に述べられた規則は、財産権の所有者がその財産権を信託として他人に譲渡する場合と同様、その者がその財産権の信託を宣言した場合にも適用できる。従って、財産権の所有者がその財産権につき受託者となることを宣言する場合、その者の死亡前に信託財産もしくは受益者が特定されないか、または信託の効力が生じないならば、その信託は成立しない。

例：

11. 真正の証明のない証書によって、Aは、自己の死亡の際所有しうる財産権について、Bのための信託を宣言した。意図された信託は遺言信託であり、有効ではない。

12. Aは、ある有価証券につき受託者となることを宣言し、Aの生存中は、その収益を自己に支払い、A死亡時には、自己の死亡後に発見される書状で指名する者のための信託として、その有価証券を保有することとした。Aの死亡後、その財産権をCのための信託として保有する旨表示する書状が発見された。その書状はAの署名はあるが、遺言法の要件を充足する形で真正の証明がされていなかった。その

【第2章】

信託は無効である。

第57条 委託者が、信託の撤回、変更または支配の権限を留保している場合の、生前行為による処分

信託財産に対する権利が、委託者以外の者を受益者として設定されているが、委託者が、生涯受益権 (beneficial life interest) を留保しているとか、これに加えて、信託の全部または一部を撤回する権限、信託を変更する権限および信託の管理について受託者を支配する権限を留保しているという理由だけから、その処分は遺言によるもので、遺言法の要件を充足していないため効力を生じない、ということはない。

注：

a. 委託者が撤回、変更の権限を留保している場合

財産権の所有者が生前行為によってその財産権を信託で譲渡するとき、受益者の権利が委託者の生存中は、その利益の享受が及ばない（第56条注f参照）とか、委託者がこれに加えて、信託の撤回または変更の権限を留保している、という理由だけで、その処分は遺言によるものであるとすることはできない。上記の場合、委託者の死亡まで信託は存在しないというのであれば、それは遺言による処分であるといえるが、委託者の生存中に信託が設定されるのであるから、単に、委託者が信託を撤回したり変更することができるという事実だけで、遺言による処分であるとすることはできない。第56条参照。

例：

1. 真正の証明のない書面により、Aは生前行為で財産権をBへ譲渡し、その財産権の保持・投資および再投資はBの判断に任せ、Aの生存中はAにその収益を支払うか、またはAの指示に従い、Aの死亡時には元本をCへ支払うこととした。Aはその信託を撤回または変更する権限を留保している。Aは信託を撤回または変更することなく死亡した。Cは、その財産権についての権限を有す。その処分は遺言処分ではないため、遺言法の要件を充足していなくとも有効である。

委託者が遺言によっても信託を撤回することのできる権限を留保していても、それは遺言による処分ではない。委託者が生前行為による撤回と同様、遺言による撤回の権限を留保している意思表示をなしたか否かは、使用された文言やあらゆる事情を考慮して決定される意思解釈の問題である。第330条注j参照。

b. 委託者が支配の権限を留保している場合

委託者が信託の撤回、変更の権限に加えて信託の管理について、受託者を支配する権限を留保している事実から、その処分は遺言によるもので、遺言法の要件を充足していなければ効力をもたないとするものではない。

例：

2. 適法に作成され真正と認められ登録された捺印証書により、Aは甲地をBへ信託として譲渡し、Aが生存中は甲地を管理し、賃料および収益を保持し、かつ甲地を売却またはそれに譲渡抵当を設定する権限およびその収益を保持する権限を有するが、Aの死亡時には、甲地が売却されていなければ、B

が甲地をCへ譲渡することとした。Aは、その信託を撤回または変更する権限を有する。この処分は遺言処分ではないため、遺言法の要件を充足していなくても、有効である。

3. 信託捺印証書により、Aは株式をBへ信託として譲渡し、Aの生存中はAにその配当を支払い、A死亡時に、その株式をCへ譲渡することとした。Aは、その株式の議決権、売却権限および売却益の投資を指示する権限を留保している。また、信託を撤回または変更する権限も留保している。その処分は遺言処分でないため遺言法の要件を充足していなくても、有効である。

これに反して、ある者を代理人としてその者に対し、自己が死亡したときは、財産権を第三者に引渡すよう指図して、その代理人に財産権の占有を引渡す場合は、本人死亡の時消滅するという内容の代理権が創設されたに過ぎず、このような第三者のためにする処分は、遺言による処分であり、遺言法の要件を充足していなければ、無効である。

例：

4. 株式の所有者Aは、B信託会社に対し、その株式の証券を保管者（custodian）として保有し、およびその事務を取扱い、収益を受取ってAに支払い、株式の売却や利益の再投資をなす権限を与えて、証券をB信託会社に引渡した。Aが生前に別段の指図をしないで死亡した場合は、その株式をCに譲渡するよう指図する内容の書状を、B信託会社に宛てて出した。A死亡。Cのための処分は、遺言による処分であるから、遺言法の要件を充足していなければ、Cは、その株式についての権原を取得しえない。

代理または口頭で設定された信託（informal trust）と通常の遺言信託または生前信託との区別については、第8条参照。また投資については第227条注x、報酬については第242条注g参照。

c. 遺言による処分についての制限

本条に述べられた法準則は、遺言によって設定しえない信託にも適用される。たとえ、制定法によって財産権の所有者が遺言で信託を設定することはできない場合であっても、委託者が、生涯不動産権の受益権や信託の撤回・変更の権限を留保しているという理由だけで、意図された信託が無効であるということはない。

遺言者の妻は、遺言者の財産の一定割合については、遺言によって奪われることのできない権原を有するものと制定法が規定している場合（第146条A参照）であるにもかかわらず、婚姻中の夫は、生前行為による信託として譲渡することができ、たとえ、夫が生涯不動産権や信託の撤回・変更の権限を留保しているとしても、夫が死亡した時、その寡婦は、上記の譲渡のなされた部分について、その財産権に権原を有することがない。しかしながら、無条件贈与により、妻が遺産に対して有す権原を奪うことができない場合、同一の状況で設定された信託も、同様に無効である。

例：

5. 婚姻中のAが、財産権をBへ信託として譲渡し、Aの生存中はAに収益を支払い、A死亡時にはCへその財産権を譲渡することとした。信託条項により、Aはその信託を撤回または変更する権限を留保している。制定法により、妻は夫の死亡時に夫が有する財産権の半分につき権原を有し、その持分についての妻の権限は遺言によって排除することはできないと、規定されている。Aの寡婦は、信託財産

につき、如何なる権原も有さない。

遺言者が少くとも一定の範囲の近親者を遺して死亡したときは、公益目的のための遺贈をなしうる割合が制定法によって制限されている州がある。第362条b参照。また、遺言書が遺言者の死亡前の一定期間内（例えば1カ月あるいは1年内）に作成された場合の公益目的のための遺贈を無効とする、という規定が制定法によってなされている州も若干ある。第362条注c参照。本条の規則は、上記の如き制定法がある州においても、公益目的の生前信託に適用がある。従って、公益目的の生前信託が、遺言による公益目的の贈与の場合に認められる以上の割合の遺産を取り込んでいたとしても、あるいは公益目的の遺贈を有効にし得ない死亡前の時期に信託を設定したとしても、その信託は有効である。第362条注k参照。

d. 委託者の目的

委託者が生涯不動産の受益権や信託の撤回・変更の権限を留保してなされた信託の設定の目的が、遺言法の要件・遺産管理の検認および遺言による処分についての制限を回避するためであるという理由だけで、遺言法の要件欠缺のため無効であるとするものではない。

e. 相続税および遺産税 (Inheritance and estate taxes)

委託者が生涯権の受益権や信託の撤回・変更の権限を留保してなす生前行為による信託の設定の際の相続税や遺産税についての問題は、本リストメントの範囲外である。

f. 保険信託 (Insurance trusts)

第三者を受託者として、その者に支払をなしうるような生命保険契約の場合、その信託は、受益者が自己の権利を信託として保有しているのであり、被保険者が、保険契約の受益者を変更する権限や信託の撤回・変更の権限を留保しているとしても、遺言による信託ではない。第84条注b参照。

被保険者の死亡まで、受託者は履行についての能動的義務を何ら負うものではないが、その処分は無効ではない。

保険契約が一定の範囲の親族のみを受益者となしうるという内容である場合の事情については、第79条注g参照。

g. 受託者に通知をなすことによって受益者を変更する権限

信託条項によって、委託者は、その生存中はいつでも、信託の受託者に通知することにより受益者を変更することができる定められている場合、委託者のなした受益者の変更は効力を生ずる。

受益者が、受託者に書面で通知することによって受益者の権利の承継人を指名する権利を有すると信託条項に定められている場合の事情については、第140条参照。

h. 信託宣言 (declaration of trust)

本条に述べられた法準則は、財産権の所有者が、その財産権について信託宣言をなした場合にも適用される。委託者兼受託者が、生涯受益権、信託の撤回・変更の権限を留保していることや、委託者が受託者としての信託の管理を支配するという事実から、その信託を無効とすることはない。

第58条 貯蓄預金についての仮設信託(tentative Trust)

ある者が、他人のための受託者として自己の名義で、銀行その他の貯蓄機関の貯蓄口座(saving account)に預金し、自己の生存中はいつでも、その預金の全額または一部を引出し、引出した金額を自己のために使用するか、あるいはその他の方法によって信託を撤回する権限を留保する意思を有する場合、預金者が信託の撤回をなさず死亡すれば、受益者は、預金者の死亡の時残存する預金について、意図された信託を強制することができる。

注：

a. 預金者の意思

ある者が、他の者のための「受託者として」自己の名義で銀行に預金する場合、その者は、(1)撤回可能な信託を設定する、(2)撤回不可能な信託を設定する、(3)信託を設定するのではない、といういずれかの意思を有する。それは証拠によって明らかにされる。

別段の意思を有するという証拠がなければ、預金者は、他の者のための受託者として銀行に預金したという事実のみを以て、撤回可能な信託を設定する意思であることを十分に示しうる。本条に述べられた法原則は、上記のような、仮設信託と称されるものに適用することができる。この有効性を確定したリーディング・ケースが Totten事件(ニューヨーク州最高裁判所判例集179巻11頁、ノース・イースタンリポータ71巻748頁(1904))であるため、上記の信託を「Totten trust」と呼ぶことが多い。

なお、預金者が、撤回不可能な信託を設定するか信託を設定するのではないという意思を有していた場合も、証拠によって明らかにされる。第24条例4参照。

受益者への通知が信託設定の必須要件ではない(第36条参照)が、預金と同時にまたはその後に預金者が受益者に通知したということが、預金者は撤回不可能な信託を設定する意思を有していたという証拠になる。また受益者に預金通帳を引渡したり、第三者に撤回不可能な信託を設定する意思を伝えた場合なども、上記の証拠となる。

他方、撤回可能信託または撤回不可能信託を設定する意思が、預金者になくことの証明も認められる。従って、預金者が、制定法あるいは銀行の普通定款によって預金額が制限されている場合、その制限を免れる目的で受託者としての名義で預金したに過ぎないというのであれば、信託設定の意思を有していないものと、証明される。

これらの法理は、銀行だけではなく、建築資金貸付組合のような貯蓄機関の預金にも適用される。

b. 仮設信託の有効性

「Totten trust」の委託者が、実質的に、その預金については自己の生存中は完全な支配権を留保しているという事実にかかわらず、それは遺言による処分として無効であるとするのではない。裁判所は、これらの信託を金銭処分の便利な方法と認め、遺言法の要件を充足していなくても、その処分は効力を有するという判断を支持してきた。

c. 仮設信託の撤回

貯蓄預金についての仮設信託は、信託の撤回の意思表示をなすことによって、預金者は、その生存中いつでも

【第2章】

撤回することができ、その意思表示も特別の方法を必要としない。預金者が、生前引出した額について、撤回の効力が生じ、受益者は預金者の死亡の時の預金残高についてのみ権原を有するのである。

貯蓄預金についての仮設信託の受益者が預金者より先に死亡すれば、たとえ、預金者が、信託を撤回する旨の意思表示をせず、かつ預金を引出さなかったとしても、信託は終了し、受益者の人格代表者が受益者の権原を取得することはない。

仮設信託の撤回は、遺言によってもなしうる。預金者が、受益者以外の者のために、その預金を遺言により処分した場合、仮設信託は撤回されたことになる。

預金者が精神異常になった場合、その後見人は裁判所に対し、その信託の撤回を認めるよう請求することができる。裁判所は、預金者の福利のために預金の使用が必要である場合に限り、その範囲で上記の許可を認めるものである。

d. 預金者の債権者

委託者の債権者は、委託者が撤回の権限を留保しているという理由だけで、信託財産に差押をなしうるのではないが（第330条注o参照）、委託者は、実質上預金について無制限に所有する者として扱うことを正当とするような広範囲の権限を有するのであるから、仮設信託委託者の債権者は、利子を差押えることができる。預金者死亡の時、預金者の債務の支払に必要であれば、その債権者は預金にも差押をなしうる。また、預金者の葬式費用の支払や遺産管理の費用のため、他に充当する財産が不十分であれば、必要に応じて、その預金を充当することもできる。

e. 遺言による処分についての制限

死者の財産権に対する、生存配偶者の持分請求の権原は、死亡配偶者が、たとえ信託撤回の権限を留保していたとしても（第57条参照）、生前に自己に生涯権を、他の者達に残余権を信託として譲渡した財産権には及ばないのであるが、生前に譲渡した範囲にはおよばないのであるが、仮設信託に基づいて貯蓄預金した者の生存配偶者は、自己に権原ありとされる持分算定の場合に、この預金をその範囲に算入することができる。

ただし、まず死亡配偶者の所有していた財産権が、第一に、生存配偶者の請求権の弁済に充当される。その事情は、遺言によって一般指名権を行使した死者の財産権に対して、債権者が差押を求める場合に多少類似している。財産法リステイメント第329条参照。

公益目的の遺言処分をする際、財産に対する割合や有効な遺言書を作成できる期間が制定法により制限されている場合、公益目的のための貯蓄預金の信託が、その制定法に含まれるか否か、判例で明確にされていない。第57条注cと比較せよ。第362条注k参照。

f. 制定法の規定

他人のための受託者という名義で預金がなされていて、しかもその預金者が、銀行に対し、その信託の存在および信託条項について、書面で通知することなく、死亡した場合、銀行は、受益者として指名されている者に支払いをなしうるということが、制定法によって規定されている州が多い。しかしながら、このような制定法は、支払をする銀行を保護する趣旨であって、預金者の財産権に対する受益者の権利に影響を及ぼすものではないと、

州によっては、解釈されている。

第12節 信託設定の目的

第59条 信託設定の目的

信託は、それが不法でない限り、如何なる目的のためにも設定することができる。

注：

a. 信託の柔軟性

信託は、その起源が、信託の目的物の普通法上の権利は普通法裁判所が扱い、その衡平法上の権利は衡平法裁判所が扱うということからも、柔軟性 (flexibility) がある。

衡平法裁判所は、衡平法の権利を取扱う場合、普通法上の権利を有する者に強制することによって衡平法上の権利を強制できるのであるから、普通法上の権利に適用される普通法上の技術的規定に従うよう拘束されることはないという見解をとってきた。しかし、現行の公序良俗の概念に基づけられた普通法の規定には拘束されるとしていた。したがって、信託は、それが不法でなければ、如何なる目的のためにも設定することができる、というのが衡平法裁判所の判断である。

不法な信託や信託条項の規定については、第60～65条参照。

b. 信託の目的

信託設定の結果、信託の目的物についての普通法上の権利と受益権とが分離される。

委託者が、普通法上の権利と受益権とを分離する最も一般的な理由は、財産権の管理と支配の権限を受益権から分離しようとする要求と、同一目的物に対する継続的権利を設定しようとする委託者の要請である。

c. 信託条項の規定が無効ではない場合

将来のある時期までは、受益権が帰属しないという信託条項の規定は、その受益権が、永久権禁止則 (the rule against perpetuities) の期間内に帰属するのでなければ、効力をもたない。その期間は、普通法上、信託設定の時現存する者の一生の間および21年間である。その受益権が永久権禁止則の期間内に帰属しないという条項については、第62条注1参照。

信託財産の収益は、受託者によって積立られなければならないという信託条項の規定は、制定法によって別段の定めがないかぎり、永久権禁止則の期間よりも長期にわたる積立期間であれば、無効である。永久権禁止則の期間を超える期間の積立を定めた規定については、第62条注t参照。

受益権の譲渡は、それが任意であると否にかかわらず制限するという信託条項の規定の有効性については、第152条、153条参照。

d. 制定法の規定

土地に対する権利は、特定の目的のためにのみ設定しうるものと、制定法が規定している州がいくつかある。これらの州においては、制定法が特定した目的以外の目的で、土地が、生前行為による信託あるいは遺言信託と

して譲渡される場合、信託の目的物についての権原は、受託者に帰属せず、通常、委託者あるいはその相続人に残存しているが、その信託の目的が不法なものでない限り、受託者は、委託者またはその相続人の有する権限を信託として取得する。意図された信託の条項によって、受益者が占有および地代・利益の收受の権原を有するものであるとされるならば、その受益者にその権原が帰属する。第68条注 e 参照。これらの制定法に関する考察は、本リステイトメントの範囲外である。

第13節 不法性 (illegality)

第60条 不法性に関する一般法則

意図された信託または信託条項の規定は、不法であれば、無効である。

注：

a. 不法性の種類

意図された信託または信託条項の特定の規定は、次のような場合は、その不法性によって失効する。すなわち、

- (1) 意図された信託または信託条項の規定の履行が、受託者による犯罪あるいは不法行為の遂行を伴う場合。
- (2) 意図された信託または信託条項の規定が、たとえその履行に、受託者による犯罪あるいは不法行為の遂行を伴わなくても、公序良俗に反する場合。
- (3) 信託設定時の委託者の目的が、債権者や第三者を詐害することになる場合。
- (4) 信託設定のための約因 (consideration) が不法である場合。

これらの4つの場合は第61条～第64条で扱われる。

b. 委託者によって不法に取得された財産

もし信託が不法でない目的のために設定されるなら、その信託財産が不法な取引において譲渡人に取得されたものであるというだけの事実によって、当該信託は無効とはならない。従って、不法な取引によって財産権を取得した者が、その財産権を自己または第三者のための信託として譲渡した場合、その信託は強制可能である。その委託者が、財産権を不法に奪われた者にその財産権を返還する義務を負う場合、善意取得制度に抵触しない限り、財産権を奪われた者は、受託者が支配する財産権を追及することができる。第284条参照。

c. 前後参照

信託条項の不法な規定に関する受託者の義務については第166条参照。意図された公益信託の不法性については第377条、第399条、第401条注 h、m 参照。

意図された信託が不法であるため失効する場合、復帰信託 (resulting trust) が生じるかどうか、およびいかなる条件下で復帰信託が生じるかという問題については第422条、第444条参照。

第61条 犯罪あるいは不法行為

意図された信託または信託条項は、もしその信託または信託条項の履行に、受託者による犯罪あるいは不法行為の遂行を伴うならば、無効である。

注：

a. 原始的な不法性

信託条項によって信託財産が犯罪目的に使われるような場合、その意図された信託は無効である。たとえば、特定の職業に従事している数人が、信託として保有されている資金に、その者達の利益となるように贈収賄禁止法を脱法する目的で出資する場合、その意図された信託は無効である。

例えば、酒の不法な販売など不法な事業経営のための信託は無効である。また、無免許の医療のための信託も無効である。意図された信託が完全に無効になるか否かの基準は、信託設定時の委託者の目的が達成不能にならないように、不法な条項のみを分離できるかにかかっている。第65条参照。

b. 後効的な不法性

財産所有者は財産を信託として譲渡し、受託者は信託設定当時適法であった行為をなすようにと信託条項に規定されている。しかし、法律の改正あるいは事情変更により、信託設定当時適法であった行為が違法になれば、当該規定は強制不可能となる。たとえば、ウィスキー製造業を営めという受託者への指示が信託設定当時適法であっても、もしその後、酒類の製造、販売が法律により禁止されると、それは強制不可能となる。

c. 前後参照

目的が違法である公益信託の無効に関しては、第377条参照。

第62条 公序良俗に反する履行

信託または信託条項の規定は、たとえその履行が受託者による犯罪や不法行為の遂行を伴わなくても、公序良俗に反する場合は無効である。

注：

a. この法原則の適用

受託者が、それ自体犯罪あるいは不法行為であるような行為をなすよう信託条項により命じられていなくても、当該信託または信託条項の規定は、その履行が公の秩序に反するものであれば無効である。公の秩序に反するとは、次の5つの場合のことをいう。すなわち、(1) その履行が違法な行為の遂行をもたらすような場合。(注b参照)(2) その履行が良俗に反する行為の遂行をもたらすような場合(注c参照)。(3) その規定を履行する際に、その行為自体は違法でも良俗違反でもないが、ある不当な動機によって当該行為をさせることが公序良俗に反することとなるのに、そのような不当な動機によって当該行為をさせる場合。(注d～j参照)(4) その履行が公の秩序に反する信託財産の処分を伴う場合(注k～w参照)。(5) その履行が信託の適法な事務処理を妨げるような場合(注x参照)。

b. 犯罪あるいは不法行為の誘因(inducement)

信託は、たとえその履行が受託者による犯罪あるいは不法行為の遂行を伴わなくても、それが刑法違反を誘発するという理由で無効となる。

【第2章】

例えば、ある犯罪組織の誰かが有罪と決定した場合、その罰金を支払うための信託は無効である。罰金の支払は違法ではない。しかし罰金を課す目的は、人々が犯罪を犯すことを制止することであるから、罰金を支払うための信託の強制は、罰金を課す目的である犯罪を犯すことを制止するという効果を破壊するだろうし、その信託の受益者に犯罪を犯させる誘因となる。したがって、犯罪遂行を業としている人に罰金を支払うための信託は無効である。

また、偽証 (perjury) その他不適切な方法で離婚した者へ金銭を支払うべき信託条項は無効である。なぜなら、その条項は、犯罪を行った者に報酬を与えることになるからである。同様の理由で、子供を扶養する義務、または国民としての義務 (public duty) 例えば選兵されたときに従軍する義務などに違反した者に対して金銭を支払う旨の条項も無効である。無効原因は、報酬の対価となる行為が、犯罪ではないとしても、公序良俗に犯するという点にある。(注 d～j 参照)。

c. 良俗違反行為の奨励

信託または信託条項の規定は、その履行が良俗違反行為を奨励することになるという理由で無効となし得る。たとえば、もしある人が非嫡出子をもてば信託財産上の利益を享受し得るが、非嫡出子をもたなければその利益享受は終了するという信託条項の規定は無効となし得る。したがって、信託設定後に懐胎するであろう非嫡出子のためにする信託も無効となし得る。そのような規定が無効か否かは、その地域会社の公序良俗という概念による。

d. それ自体は違法でも良俗違反でもない行為を誘発すること。

その行為自体は違法でも良俗違反でもないが、ある不当な動機により当該行為をさせることが公の秩序に反する場合に、信託条項の規定を履行することがそのような不当な動機を与えることにより上記のような行為を遂行させることになるならば、当該規定は公序良俗に反し、強制不可能である。たとえば信託条項の規定は次のような理由により無効になり得る。すなわち、配偶者との離婚または別居に対し、あるいは親としての義務の懈怠に対し、あるいは婚姻を妨げることにし、あるいは、宗教上の信念を変えさせることにし、あるいは国家や州に利益になる行為の遂行を妨げることにし、ある人に経済的な報酬を与えるという理由である(注 e～j 参照)。

そのような規定が無効か否かは、その地域会社の公序良俗の概念による。しかし、両性の関係や宗教上の事柄に関する道德観は変遷するものであり、それぞれの地域社会によって観念が異なるため、これらの事柄を画一的に述べることは得策ではない。したがって、注 e～j で述べることは、信託や信託条項の規定を違法となし得る根拠のいくつかを指摘するために述べられるにすぎない。

e. 離婚あるいは別居の奨励

信託または信託条項の規定は、その履行が家族関係を終了させる不当な動機を抱かせることによって、家族の崩壊を導くという理由で無効となり得る。

もし配偶者と離婚あるいは別居できれば、受益者に一定金額を支払うという信託条項の規定は、無効となり得る。同様に、もし配偶者と離婚または別居しないならば、受益権を剥奪するという信託条項の規定も無効となりうる。また、夫婦が別居している場合、別居状態を解消するならば、夫または妻が受領し得る信託の収益を支払

わないという内容の規定も無効となりうる。

他方、夫がいないか、夫と別居しているならば、婦人を扶養しようという規定は、それが離婚や別居を奨励する傾向をいくぶん有しているというだけの理由で、無効となるわけではない。

離婚あるいは別居を奨励する規定の効力については財産権のリステイメント 第427条参照。

f. 親としての義務の懈怠の奨励

信託条項の規定は、その履行が子供に対する親の義務の懈怠を両親に奨励する傾向があるという理由で無効とされることがある。たとえば、もし両親が子供と同居すれば受益権を奪うとか、あるいは、子供が両親と同居すれば子供の受益権を奪うという規定は無効となし得る。このことは、たとえ子供を扶養すべき両親の義務に違反していない場合も同様である。

両親と子供の関係に影響を与える規定の効力については財産権のリステイメント第433条参照。

g. 他の家族関係の分裂

信託または信託条項の規定は、その履行が夫婦間や親子間とは別の家族関係を分裂させる傾向を有するという理由で無効となし得る。たとえば、もしある人がその兄弟・姉妹と何らかの接触を有する限り、その人に与えられるべき受益権は取り上げられるというような条件は無効となし得る。

h. 婚姻の制限

信託条項の規定は、その履行が受益者の婚姻を制限する傾向があるという理由で無効となし得る。従って、結婚するならば受益権を剣奪するという規定は無効となりうる。しかしながら、未亡人の再婚に関する規定は有効である。結婚に不当な制限を加えないならば、条項は無効ではない。しかしながら、もし特定の人物と結婚すれば、あるいは成年に達する前に結婚すれば、あるいは受託者の同意なしに結婚すれば、あるいは受益者の宗教とは異なる宗教の人と結婚すれば、その人の受益権は奪われるという規定は、通常は無効でない。また、委託者が、受益者の権利を制限するのではなく、受益者が独身である間扶養している旨の表示をしているならば、信託条項の規定は有効である。

婚姻を制限する規定の効力については、財産権のリステイメント第424～426条参照。

i. 信教の自由の制限

信託条項の規定は、その履行が、受益者に不当な誘因を与えてその宗教上の信念を変えさせるというような信教の自由を制限する傾向があるという理由で無効となし得る。例えば、受益者が改宗しさえすれば金銭を受領できるという規定、または宗教上の信念を変更しないならば受益権を剥奪するという規定は無効となりうる。

宗教に関連する規定の有効性については、財産権のリステイメント第434条参照。

j. 国民としての義務の履行の制限

信託条項の規定は、その履行が受益者に国民としての義務を果させないような傾向があるという理由で無効となし得る。たとえば、もし受益者が陸軍か海軍に入れば、あるいは受益者が陪審義務を果たせば、その受益権を奪うという条件は無効となし得る。受益者側に義務違反がなかったとしても、条項が無効となることはある。例えば、徴兵により受益者が陸軍または海軍に入ったならば受益者から受益権を剥奪しないが、自発的に入ったな

【第2章】

らば剥奪するという条項は、無効となり得る。

k. 公序良俗に反する財産処分

信託条項の規定は、その履行が公序良俗に反する方法での信託財産の処分を伴うならば無効となし得る。例えば、信託条項により、遠い将来に帰属する権利を実現すること、収益を蓄積するまで長い期間信託財産を拘束すること、または一定の場合に受益権の譲渡を制限することは公序良俗に反する(注 l ~ r 参照)。また社会的に有害な目的あるいは遺言者の気まぐれな (capricious) 目的のために財産を使わせる旨の遺言者の指示の実現を強制または認容することも、公序良俗に反する(注 v、w 参照)。

1. 期間が長いこと (remoteness)

信託は、永久権禁止則の期間内に明確に確定し得る受益者が存在しなければ無効である。第112条参照。普通法上は、この期間は、信託設定時に現存する者の一生の間およびその者達の最後の生存者の死後21年間である。財産法リステイトメント第374条参照。もし信託が数人の受益者のため設定され、そのうちの1人または2人以上の権利が永久権禁止則期間内に帰属しないならば、その信託は、それらの権利に関する限り失効する。その信託が全体として失効するか否かは、失効する規定が委託者の目的をそこなわずに他の規定から分離することができるか否かによる。第65条参照。

m. 期間が長いこと、撤回可能な信託

信託が生前行為で設定され、委託者が撤回権を留保している場合、信託期間中または信託期間満了後、当該信託の将来の利益の帰属につき許容される期間は、信託設定時よりはむしろ委託者の死亡時より始まる。そして、この時に委託者の撤回権は消滅する。その理由は、撤回権を有する委託者は生きている限り本質的に当該財産の所有者だからである。また、現在行使し得る一般指名権を有する者が死亡するまでは、この許容期間は進行しない。財産権のリステイトメント第373条、第374条参照。

生命保険信託が設定され、委託者の生存中にその信託を終了させる権限を留保しており、例えば、委託者死亡時に保険の収益を受託者に取得させない権限を留保している場合、この許容期間は、委託者死亡時から、進行する。財産権の法リステイトメント第374条注 c 参照。

撤回権限が委託者死亡前に放棄された場合は、放棄のあった日から、この期間は進行する。

n. 信託の期間

全ての受益権が永久権禁止則期間内に必ず帰属するならば、信託の存続期間が永久権禁止則の期間を越えているというだけの理由で、信託は全体的にも部分的にも無効となるわけではない。たとえば、遺言者が、息子の生存中は息子に、息子が死亡した場合は息子の子供達に収益を支払うため、またその子供達がそれぞれ死亡した場合は、遺言者死亡時に生存している指定された人物に子供達の持分の元本を支払うため、信託として財産を遺贈するならば、そのような規定は全て有効である。なぜならば、その信託は、遺言者死亡時にまだ生まれていないかもしれない子供達の死亡まで存続するけれども、全ての受益者は永久権禁止則期間内に確定可能であり、その期間内に受益権が受益者に帰属するからである。財産権のリステイトメント第378条参照。

信託を強制する受益者がいない、徳義上の信託 (honorary trust) については、第124条注 f、財産権のリステイトメント

テイメント 第379条参照。法人格なき非公益社団のための信託の存続期間については、第119条注c、財産権のリステイメント 第380条参照。公益信託の存続期間については、第365条、第401条、財産権のリステイメント 第398条参照。

o. 期間が長いこと、終了に関する制限

受益者が1人の場合はその1人が、受益者が複数の場合はその全員が、信託を終了させたいと望んでも、当該信託は終了しないという信託条項の規定は、明示であれ、黙示であれ、当該信託の存続期間が永久権禁止則期間内であれば有効である。第337～340条参照。しかし、当該信託が永久権禁止則の期間を越えている場合、そのような規定は、永久権禁止則期間を越えた部分に適用される限り無効であり、その規定が分離できないならば、全体として無効である。そのような規定は無効であるが、信託は失効するわけではない。存続期間が永久権禁止則の期間を越える信託につき、受益者が終了権限を有さない場合、その信託は公序良俗に反するが、無効となるのではなく、受益者が終了権限を取得する。

信託が数人の受益者に対して設定されている場合、その信託は、信託条項に別段の定めなき限り、受益者全員の同意なく終了させることはできない。第340条参照。このことは、信託が永久権禁止則の期間を越えて存続する場合も同様である。そのような信託は、信託条項に別段の定めなき限り、受益者の1人または多数がそれを終了させたいと望んだというだけの理由で終了させることはできない。

p. 期間が長いこと、譲渡に関する制限、浪費者信託

信託が永久権禁止則の期間内に制限されている場合、収益を受けるべき受益権の譲渡を制限している規定は、それが任意によるものであろうとなかろうと、有効である。第152条参照。信託の期間が上記のように制限されていないが、全ての利益が永久権禁止則期間内に帰属するため有効である場合、収益を受けるべき受益権の譲渡に関する制限は有効である。たとえば、信託が遺言によって設定され、その遺言によると、収益は、遺言者の長男の生存中は遺言者の長男に、その者が死亡した場合はその長男に支払われ、また、さらにその死亡のときは、その元本は、指定された人あるいはその遺産 (estate) に支払われるというような場合、その孫の行う譲渡を制限する規定は、その人が遺言者死亡時にまだ生まれていなくても有効である。

他方、元本を受取るべき受益権の譲渡を制限する規定は、それが任意によるものであろうとなかろうと、第153条で述べられる範囲では有効であるけれども、そのような制限は、永久権禁止則の期間に限定されなければ無効である。

q. 期間が長いこと、裁量信託 (discretionary trusts)

信託は、単に永久権禁止則の期間よりも長く存続したからといって無効であるわけではないが、受益権が永久権禁止則の期間経過後に行使される、受託者の裁量権限の行使を停止条件とする場合、その停止条件が付された範囲で受益権は無効である。

例：

1.

Aは、100,000ドルを信託として遺贈し、その収益を、Aの未婚の息子Bに支払い、B死亡後は、受託者

【第2章】

が差し当たり決定した額を、受託者に決定した子供達へ支払うこととした。Bの子供達に関する規定は無効である。

しかしながら、第1受益者の死亡時に子に帰属する割合の財産が、子に贈与された場合、処分を変更する受託者の権限は無効であり、受益者は、その割合を取得する。

r. 期間が長いこと、信託事務処理の権限 (administrative powers)

永久権禁止則の期間を越えて存続するが、全ての受益権が永久権禁止則期間内に帰属するため有効である信託においては、受託者に授けられた事務処理の権限、例えば売却、賃貸、モーゲッジの設定、投資の権限は、永久権禁止則期間経過後行使されるかもしれないが有効である。

s. 前後参照

永久権禁止則に関する法規についての詳細な説明は、財産権のリステイメント第370条～403条参照。

t. 積立 (accumulations)

信託財産の収益が受託者により積立てられ、その積立てられた収益が信託として保有されるものとするという信託条項の規定は、その積立期間が永久権禁止則で許される期間を越える時は、無効である。財産権のリステイメント第439条～444条参照。

州によっては、制定法により、積立期間がより短くされていることもあり、あるいは制定法の規定する事情のない限り、積立に関する条項は無効とされていることもある。財産権のリステイメント第445条～449条参照。

州によっては、制定法により、従業員信託には永久権禁止則を適用しないとしている。

収益受益者への最終の支払後に積立てられた元本収益につき、受益者へ支払をすべき旨の指示が無効か否かについては、第235条A注b参照。

公益信託の積立については、第401条注k参照。

積立に適用される法則は、すべて財産権のリステイメントで扱われているため、本リステイメントは扱わない。

u. 譲渡に関する制限

受益者による受益権の譲渡に関する制限を課す信託条項の規定は、受益者の任意によるものであろうとなかろうと、第152条、第153条、第156条、第157条に述べられている範囲で無効である。

普通法および衡平法上の財産権に関する譲渡制限の効力については、財産法のリステイメント第404条～417条参照。

v. 社会にとって不利な財産処分

信託条項の規定は、その履行により受益者のみならず社会にも損失を生ずる場合は無効である。たとえば、遺言者が長期にわたり土地を信託にし、その土地のどの部分にも3階建以上の高さの建物を建ててはならないと指示したとする。この場合、当該土地が都市の商業地域の中心部にあるならば、そのような規定を履行すれば、受益者のみならず、社会にとっても大変不利益なので、当該規定の履行は公の秩序に反する。第166条注b参照。

w. 気まぐれな目的

財産が特別な非公益目的のための信託を意図して譲渡され、指名されるべき受益者を確定できないならば、信託は設定されていないことになるが、譲受人は指定された目的に財産を充てる権限を有する。第124条参照。しかしながら、もし財産が気まぐれな目的のために遺贈されるなら、その意図された信託の規定が公の秩序に反するので、当該信託は強制不可能であるばかりでなく、受遺者あるいは遺産譲受人は、たとえ自らそうしようとしても、その財産を指定された目的に適法に充てることはできない。従って、20年間閉鎖すべき旨の指示と共に家が遺贈された場合、または海に投ずべき旨の指示と共に金銭が遺贈された場合、その指示は公序良俗に反する。第124条注g参照。

x. 信託の事務処理に関する規定

信託の事務処理に言及する信託条項の規定は、もしそれを強制することが信託の適正な事務処理を妨げるならば、公序良俗に反するとして強制不可能となる(第107条注g)従って、適正な信託執行のために、裁判所が受託者を更迭することが必要な場合に、更迭を妨害するような条項は無効である。また、計算書の備置及び提出の義務から受託者を免れさせる条項(第172条参照)、または、受託者が不誠実な行為をしたとしても免責される旨の条項(第187条注k、第222条2項参照)は無効である。

第63条 詐害目的

(1) 本条の(2)項の場合を除き、信託設定に際し、信託の目的が債権者またはその他の第三者を詐害する場合、信託は無効である。

(2) 信託の受益者が、信託設定当時、委託者の詐害目的を知らない時、詐害された者の権利の主張により排斥されない限り、受益者は、その信託を強制することができる。

(1)項の注：

a. この規則の適用範囲

信託は、その信託の条項の性格のためではなく、それが設定された状況および信託設定の際の委託者の動機のため、本条にもとづき無効とされる。

b. 債権者詐害

財産権の所有者が、自己のための信託としてその財産権を保有し、後に自己のもとに戻すことに同意しているある者に、その財産権を譲渡する場合、その信託を設定する際の委託者の目的が、現在または将来、委託者の債権者の追求を免れる一すなわち、債権者を詐害する目的であるなら、その意図された信託は無効である。財産権の譲渡が、特定のある債権者の追及を免れる目的で行われた場合も同様である。

同様に、ある者が財産権を買い、自己の債権者を詐害する目的で自己のための秘密信託として、他の人の名義で、その財産権に対する権原を取得する場合、その意図された信託は無効である。

また、譲渡が、特定の者のその財産権に対する請求の強制を阻止する目的でなされ、しかも、強制しえないものであった場合、たとえ、譲渡人はその財産権に対する請求が強制しうるものと考えていたとしても、譲渡人は

【第2章】

譲受人にその信託の履行を強制することができる。特定の債権が不成立であった場合、または強制可能であったとしてもその特定の財産に対し強制がなされなかった場合も同様である。同様に、被用者の行為のために第三者に対し不法行為の責任を負うと信じ、雇用者が、自己の財産権を、自己のための信託として保有することに合意した者に譲渡し、その譲渡の目的が、その財産権に対する第三者の差押えを免れるためであった場合、実際は、雇用者が第三者に不法行為上の義務を負わない時、譲渡人は譲受人にその財産権の返還を強制できる。土地の所有者が、その土地をその所有者のための信託として保有すると同意した者に譲渡し、その譲渡の目的が、その土地に対する判決債権者（judgment creditor）の差押えを免れるためであった場合、その土地が債権者は差押えることはできない、譲渡人の家産であるならば、譲渡人は譲受人に対し、その土地の返還を強制しうる。

意図した信託を強制するためではなく、意図した信託の不成立により発生した復帰信託を強制するために、債権者詐害の目的で、自己のための信託として、財産権を譲渡した者が、譲受人に財産権の返還を強制できる事情については、第422条参照。

債務者が詐害的な譲渡をした場合の債権者の権利に関する説明は、本リステイトメントの範囲外である。

c. 他の詐害行為

(1)項で述べられている規定は、詐害の意図をもって譲渡人の権利を隠すために譲渡がなされる場合だけでなく、譲受人に外見上の財産権を与える目的でなす場合も、それが詐害目的でなされる限り、適用される。たとえば、ある者が他の人に金銭を払い、金銭受領者が、その金銭を支払者のための信託として保有し、後に支払人に返すということに合意しており、しかもそれが、受取人の信用をふやすことで、第三者を欺き、受取人に金銭を貸すようにさせる目的でなされている場合、支払人は、通常、意図された信託を強制できない。

この結果は、譲渡が、制定法を回避するために、譲受人に譲渡された財産権の外見上の所有権を与える場合も同じである。例えば、制定法により、譲受人が一定額以上の財産を有するのでなければ、保証を適格になし得ない場合に、債務証券の保証を債務者がなしうようにさせる目的の譲渡がそうである。

譲渡人が復帰信託にもとづいて、その財産権を返還するよう譲受人を強制できる状況については 第422条参照。

d. 国に対する詐害行為

国の土地（government land）を取得する権原のない者が、その土地を買い、国を詐害する目的で、自己のための秘密信託にもとづき他人の名を借りてその土地に対する権原を取得する場合、その信託は無効であり、たとえ国が詐欺による売買の取消をしなくても、強制しえないものである。

e. 前後参照

不法性のためではなく、詐欺防止法のために、委託者のための信託が、強制不可能である場合に生ずる事情に関しては、第44条参照。

(2)項の注：

f. 受益者が第三者の場合

信託設定の際の委託者の目的が、債権者あるいは他の人を詐害するものであるが、その信託が、委託者自身のためではなく、第三者の利益のために設定された場合、その受益者が信託設定当時、委託者の詐害目的を知らな

かった時は、その信託がその他の点で違法なものでない限り、受益者はその信託を強制できる。しかしながら、もしその受益者がその信託の設定に対し、対価を支払わなければ、その受益者の権利は詐害された者の請求に従う。つまり、財産権の所有者が、それを第三者のための信託として譲渡し、その信託設定に際しての所有者の目的が、所有者の債権者のその財産権に対する追求を免れるためである場合、その受益者が、委託者の詐害目的を知らず、かつ、委託者の債権者の請求が、他の財産で満足される時は、受益者はその信託を強制しうる。

その受益者が信託設定当時、委託者の詐害目的につき悪意であった場合は、受益者は意図された信託を強制しえない。

意図された信託の設定当時、受益者が、設定者の詐害目的を知らず、かつ、信託の設定に対し対価を払った場合、彼は善意取得者 (a bona fide purchaser) となるので、彼は、詐害された者の請求にはかかわりなく取得する。第284条参照。

g. 前後参照

不法性のためでなく、詐欺防止法のために、第三者のための信託が強制不可能である場合に生ずる事情に関しては、第45条参照。

第64条 不法な約因

不法な約因にもとづき設定された信託は無効である。

注：

a. 財産権の所有者は、信託設定のための約因を受けなくても、信託を設定できる。このことはその財産権につき、所有者が信託宣言をなす場合だけでなく（第28条参照）、信託として譲渡する場合（第29条参照）も同じである。しかしながら、所有者が信託設定のための約因を受けても、提供された約因の不法性のために、その信託が失効することもありうる。たとえば、犯罪を犯した者が、その犯罪の告訴をしないことおよび重罪私和 (compound a felony) の合意を約因として、財産権を他の人に信託として譲渡する場合、その信託は無効である。また、ある女性が無法に同棲することの対価として、ある者が財産権を信託として譲渡した場合、その信託は無効である。

他方、委託者が過去の不法な取引のために、その信託を設定しようとしても、信託は無効ではない。たとえば、ある者が、ある女性と不法な同棲をする合意を約因として、信託設定した場合は無効であるが、委託者が、過去に不法な同棲をしていた人のために信託を設定するという事実だけでは無効ではない。契約法リステイトメント第589条参照。

提供された約因の不法性による契約の失効については、契約のリステイトメント第512条～609条参照。

信託が無効または不法である場合に、委託者が復讐信託を強制しうるか、という問題については、第422条参照。

第65条 不法性の効果

【第2章】

信託条項の規定が不法な場合、その不法な規定が、信託設定の際の委託者の目的をそこなわずに、他の規定から分離することができない時に限り、その信託は全部無効である。

注：

a. 不法な方法

信託設定の目的が適法である時、不法な方法でその目的遂行がなされるという事実だけでは、その信託を無効とできない。委託者が、不法な方法を信託条項に表示または指示したという事実だけでは、信託の目的の大部分が他の適法な方法により達成できる限り、その信託が無効となることはない。ただし、委託者の指示した方法が、委託者の目的の本質的な部分であり、適法な目的と不法な目的を分離できない場合は、無効となる。

信託条項によって、受託者が、たとえば、法律違反の酒類販売というような不法な商売の経営に信託財産を使うよう指示されている場合、そのような商売の経営が、他の方法でその信託財産を使うとしたら、信託設定の目的をそこなうことになるというような委託者の目的の本質的部分とならない限り、信託は全部無効となるわけではない。委託者の目的が、受益者に収益を与えるためであるが同時に、その収益が不法な手段で生ずべきことを意図していた場合、その信託は無効とならず、ただ、受託者が、その信託財産から適法な手段で利益を生じさせるべき義務を負う。第166条参照。

b. 期間の長いこと (remoteness)

受益者が、永久権禁止則の期間内に、明確に確認しえない場合、信託は全部無効となる。第62条注1、第112条参照。信託が、数人の受益者のために設定される場合、永久権禁止則の期間内にその者たちの1人または数人の権利が与えられない場合、その信託は、その権利に関する限り失効する。信託が全部失効するかどうかは、失効した規定が、信託設定の際の委託者の目的をそこなわずに、他の規定と分離できるかどうかによる。

期間の長いことが根拠で、部分的に無効となる処分の効果については、財産権のリステイトメント第402条～第403条参照。

c. 積立 (accumulations)

信託条項によって、受託者が、収益を積立てるよう指示されており、その規定が違法な場合（第62条注1参照）、積立の規定が、信託設定の際の委託者の目的の本質的な部分でない限り、その信託は、全部は無効とならない。

積立の規定のため一部無効となる処分の効果については、財産権のリステイトメント第443条参照。

公益信託の場合の積立に関する規定の効力については、第401条注1参照。

d. 譲渡の制限

受益者が意思によると否とに拘わらず、受益権を譲渡することを制限する信託条項の規定が、無効とされる場合（第62条注 p、u、152条、153条参照）、その信託が失効するのではなく、受益権が譲渡可能となるのである。

e. 不法な解除条件 (illegal conditions subsequent)

財産権が信託として譲渡され、ある事実が実現したら、信託は終了すると規定されている時、その条件が不法な場合、信託が無効となるのではなく、その条件が無効となる。たとえば、受託者がある人の生存中その者に収益を支払うよう指示され、万一、その者が未成年の子供を扶養したら、その支払を中止するという信託条項によ

り信託が設定された場合、その者が子供を扶養してもしなくても、その者はその収益に対し権原を有する。

f. 不法な停止条件 (illegal conditions precedent)

財産権が信託として譲渡され、信託条項によって、受益者は、ある事実が生ずるときにのみ、信託にもとづく権利を取得するとされた場合で、しかも、その条件が不法な場合、たとえ条件が成就しても、受益者はその権利を取得しないか、または条件が失効し、たとえ条件が成就しなくても、受益者はその権利を取得するか、どちらか一方である。その条件が不法とされる時、財産権に関してなされる処分についての意思表示を、委託者が適法になした場合、委託者の意思表示は、条件が成就しなくても、その権利を受益者が取得するのか、条件が成就しても、その権利を取得しえないかを決定する。

委託者の妥当な意思を決定するについて重要な事情としては、条件の性質、条件が成就しない時の財産権の処分の性質、当事者の関係、財産権の性質などがある。

すべての事情に照らし、その条件が成就されない限り、受益者に受益権を取得させない意思を委託者が有していたと考えられるならば、条件が成就したとしても、受益者は受益権に対する権原を取得しない。そのように考えられない限り、条件が成就すると否とに拘らず、受益者の権利は絶対的で、かつ受益者は受益権を取得する権原を有す。

遺言者が、受託者に金銭を遺贈し、ある人が妻と離婚したら、その収益をその者に支払うようにし、その条件が不法な場合、受益者は、離婚しようがしまいが、その収益に対し権原を取得する。ただし、すべての事情に照らし、その条件が無効だとしたら、遺言者は、受益者に権原を与えない方が妥当だと考えていたことが、遺言の文言から明らかな場合はこの限りではない。

g. 前條参照

意図された信託が不法性のために失効する場合、復帰信託が生ずるかどうかについては、第422条参照。

公益信託に付された解除条件の不法性の効果については、第401条注h参照。

公益信託に付された停止条件の不法性の効果については、第401条注m参照。

第13節の2 履行不能および不特定

第65条の2 履行不能 (impossibility)

信託または信託条項の規定は、履行不能のため、強制しえないことがある。

注：

a. 信託の失効

信託設定の目的全部が履行不能である場合、信託は終了する。第335条参照。財産権が受益者に帰属するのか、それとも委託者に復帰するのかは、信託設定時の委託者の意思表示による。

b. 特定の規定の失効

信託条項の特定の規定が、履行不能のため失効する場合、通常、裁判所は、信託の終了を指示するのではなく、

【第2章】

信託を管理する受託者に、その信託条項からはずれるよう指示する。第165条、第167条参照。

c. 条件の成就が不能な場合

信託条項によって、受益権が解除条件または停止条件にかかり、そのどちらの場合にも、その条件の成就が不能となることがある。その場合、委託者の反対の意思表示がない限り、履行は免除される。財産権のリステイトメント第275条注g、第438条参照。例えば、信託条項により、受益者の権利は、もし受益者が特定の行為を行わなければ剥奪されていたとしても、その行為の実行が不可能である場合、その行為を実行しなかったからといって、受益権が消滅することはない。ただし、委託者が反対の意思表示をした場合は別である。また、信託条項により、受益者が特定の行為を行えば、受益権を取得する旨規定されていたとしても、その行為の実行が不可能である場合、受益者は受益権を取得する。但し、委託者が反対の意思表示をした場合は別である。

d. 公益信託

公益信託が履行不能である場合の「可及的近似の原則 (doctrine of cy pres)」の適用については、第399条参照。

公益信託に解除条件が付された場合、権利喪失 (forfeiture) に対する衡平法上の救済については、第401条注e参照。

第65条の3 不特定 (indefiniteness)

信託または信託条項の規定は、不特定のために強制しえないことがある。

注：

a. 信託の失効

信託設定の目的が全部特定できず、強制しえない場合、意図された信託は失効する。信託は、受益者あるいは設定の目的が特定できないために失効することもある。第122条、第123条参照。

b. 条件が不特定の場合

信託条項によって、受益権が、解除条件または停止条件にかかり、そのどちらの場合も、その条件が成就するものかどうか決められない性質を有することがある。ある事実が生じたら財産権に関する権原を取得する者が、立証責任を負う。もしその者が立証できなかったとしても、第一受益者の権利は剥奪されない。

信託条項によって、ある事実が実現したら、受益権を剥奪すると規定されている場合、その条件は、ある情況のもとではその事実が起きるかどうか決定できないということだけでは、無効ではない。受益者が、その事実の発生につき立証責任を負う。立証できた場合は、その信託にもとづく受益権を取得する権原を得る。立証できなかった場合は、取得する権原を得ない。例えば、信託条項により、受益者が特定の宗教を信ずる者と結婚するならば、受益権または元本に対する権限を取得する旨規定されていた場合、その者がこれを証明できれば権原を取得するし、証明できなければ権原を取得しない。

信託条項によって、その収益は受益者に支払われるが、受益者が、特定の宗教を信ずる者以外の人と結婚した

ら、その収益に対する受益者の権利は終了し、他の人がその収益に対し権原を取得すると規定されている場合、後者は、前者が、特定の宗教を信じている人以外の人と結婚したことを立証しない限り、その収益に対する権原を取得しない。

c. 公益信託

明確な公益目的を委託者が示さない場合の効果については、第395条、396条参照。

第14節 他の要件

第66条 信託財産および受益者

信託は、信託の客体として適法な信託財産と適法な受益者がなければ、設定できない。

注：

a. 信託財産

信託財産に関する規定については、第74条～第88条（第3章）参照。

b. 受益者

受益者に関する規定については、第112条～第131条（第5章）参照。

公益信託の受益者に関する規定については、第364条、第375条参照。

c. 受託者

信託は、受託者がなくても、設定しうる。受託者の必要性に関しては、第32条、第33条参照。

第15節 ユース法 (the statute of uses) の効果

第67条 ユース法

(1) ユース法は、或る人が他人のために「ユース（用益）、信任（confidence）または信託として」土地を所有している場合、後者（受益者）は、その土地を、そのような制限なしに有している財産権と同様に、占有または所有すると規定する。

(2) ユース法の効果は、その適用を受ける権利を、その適用がなければ衡平法上の権利にすぎないものを、普通法上のものとしたことである。

(3) ユース法は、それが、ユース（用益）また信託の受益者の権利を普通法上のものに転換する。

注：

a. ユース法

ユース法は、1535年にイギリスで制定され（27 Hen VIII, C 10）、1925年イギリスにおける財産法の全面改正のときに廃止された。

このユース法は、アメリカでも、制定法として、あるいは、普通法の一部として、多くの州の法律の一部を形成した。

【第2章】

b. ユース法適用の効果

ユース法が、ユース（用益）または信託に適用される場合、受益者の権利が普通法上のものとされるだけでなく、ユース（用益）または信託によって保有していた人の権利は消滅させられてしまう。つまり、ユース法は、或る人の衡平法上の権利を普通法上の権利とし、他の人の普通法上の権利を消滅させるという二重の効果をもっている。

c. ユース（用益）と信託

ユース法の制定前は、土地に関する「ユース」や「受動信託（Passive trust）」という言葉は、同じ意味であった。ユース法の制定後「ユース」という言葉は、ユース法の下で譲渡方法を示す言葉として用いられる場合を除いては、「受動信託」という言葉によって不用なものとした。これに対して受動信託は、ユース法後も発達を続けた。現代の受動信託の付随条件の多くは、ユースの付随条件と異なる。それは、17世紀末では「エクイティはコモンローに従う。」という法原理が完全に浸透していなかったことによる。

第68条 ユース法は、いかなる権利に適用されるか。

(1) (2)項の場合を除き、ユース法は生前行為で設定された土地に関する自由保有権のユース（用益）または受動信託に対して効力を及ぼし、二重のユースの方法によって設定されたものに対しては効力を及ぼさない。

(2) 土地の自由保有権の所有者が、無償で他人のために自己を受託者と宣言したとき、占有の移転を要さない土地売買契約または信託保有契約*（covenant to stand seised）の要件に適合しない限り、ユース法は、その信託に効力を及ぼさない。

[訳注]

*信託保有契約…もとは信託（trust）が成立するにすぎなかったが、ユース法によりユースの受益権が普通法上の権利に転換させられたため、この契約は土地の譲渡の効力をもつに至り、占有移転の方式を採らず、statute of enrolmentsによる登録もせずに、簡易に土地を譲渡する方法となった。

愛情を約因とし、妻子や親族のために自己が受託者として土地を保有する旨の捺印契約。

注：

a. ユース法の効果

本条第(2)項と第69条～第71条で述べるものを除き、ユース法は生前行為で設定されるすべてのユース（用益）または信託に効力を適用される。

b. 信託宣言および信託としての譲渡

ユース法は、土地所有者が、その土地を他人のために信託宣言する場合、または、譲渡人あるいは第三者のために他人に土地を譲渡することにより、ユース（用益）または信託が設定される場合に適用される。

c. 口頭による信託

ユース法は、詐欺防止法の要件を充足しないために強制不可能な、土地に関する信託には適用されない。詐欺

防止法の要件に関しては、第39条～第52条参照。

例：

1. 甲地所有者Aが、約因として、口頭で甲地をBのために信託として保有することを宣言した。甲地は詐欺防止法が実施されている州にある。ユース法は、この口頭による信託に適用されない。

2. 甲地所有者Aは、Cとその相続人のための口頭による信託として、Bとその相続人に甲地を譲渡した。甲地は詐欺防止法が実施されている州にある。この口頭による信託にユース法は適用されない。

d. 後日の書面

土地に関する口頭による信託は、たとえ、後になって一部履行（第50条参照）の規定により強制可能となっても、あるいは、詐欺防止法による抗弁が放棄されて、強制可能となっても、ユース法は適用されない。しかしながら、詐欺防止法（第41条、第42条参照）の要件を満足する信託の設定のための書面に後日署名がなされた場合、その信託が詐欺防止法とはかかわりなく適用されるものであれば、その信託は、ユース法の効果を受けることになる。

e. 法律の規定

本条で述べられている規則を制定法により修正している州がある。

第69条 能動信託

ユース法は能動信託には適用されない。

注：

a. 能動信託の場合

受託者が信託条項によって積極的な行為義務を負わない時、その信託は能動信託ではなく、受動信託である。信託条項によって受託者が積極的な行為義務を負う能動信託には、ユース法は、適用されない。

受託者の唯一の義務が受動的である場合、すなわち受益者による財産権享受に全く影響を及ぼさない場合、その信託は受動信託である。ユース法制定以前、他人のユースのために土地を保有する者は、受動的義務の他に、次の2つの積極的な義務を負っていた。（1）財産権を受益者以外の第三者から守る義務、及び（2）財産権を受益者に移転する義務または受益者の指示に基づいて移転する義務である。これ以外の積極的な義務を課す意思表示がある場合、その信託は能動信託とされていた。

ユース法制定後、ユース法がユースの受益者に普通法上の権利を付与する以上、受託者にこのような積極的な義務を課す必要はなくなった。なぜなら、受益者は普通法上の権原を有すので、財産権を自ら守ることができ、かつ、受益者への譲渡も不要となったからである。不動産賃借権の信託あるいは二重のユースの場合のように受動信託にユース法が適用されないならば、受託者は、財産権を保障する義務及び受益者もしくは受益者の指図する者に譲渡する義務を負う。しかしながら、ユース法制定後、これらの義務の一方または両方が信託条項により特に受託者に課せられるならば、信託にはユース法の適用がない。

【第2章】

例：

1. 甲地所有者Aは、Cに甲地を譲渡するための信託として、甲地をBとその相続人に譲渡した。この信託は能動信託なので、ユース法の適用を受けない。従って、Cの権利は衡平法上のものであって、普通法上のものではない。

2. 甲地所有者Aは、C生存中はCに甲地からの収入を支払い、C死亡後はDに甲地を譲渡するための信託として、Bとその相続人に甲地を譲渡した。この信託は能動信託なので、ユース法の適用を受けない。CとDの権利は衡平法上のものであって、普通法上のものではない。

b. 一定期間、信託が能動信託である場合

いくつかの積極的な義務が受託者に課せられていても、ユース法は、積極的な義務が課せられていない範囲で、直接、適用されることがある。ある一定期間に限って、受託者に積極的な義務が課せられている場合、ユース法は、残余権に関する信託に適用されることがある。

例：

3. 甲地所有者が、ユース法の適用を受けない譲渡によって、C生存中はCにその収益を支払い、C死亡の場合は、Dとその相続人のための信託として、甲地をBとその相続人に譲渡した。この場合、Cのための信託は能動信託であり、Dのための信託は受動信託であるから、ユース法は直接、Dのための信託に適用されるが、Cのための信託には適用されない。つまり、Bは、C生存中はCのための信託として普通法上の権利を保有し、Dは残余権とし普通法上の権利を有する。

c. 一定期間後に信託になる場合

反対に、受託者に課せられた積極的な義務が、一定期間満了するまで生じない場合は、ユース法は、その期間中、その信託に適用される。

例：

4. 甲地所有者Aが、ユース法の適用を受けない譲渡によって、Cの生存中はCのための信託として、Cの死後は甲地を売却してCの子供達にその収益を分け与えるための信託として、BとBの相続人に甲地を譲渡した。この場合、Cのための信託は受動信託なので、ユース法の適用を受ける。しかし、Cの子供達のための信託は能動信託なので、ユース法の効果を受けない。Cは生存中、普通法上の権利を有する。さらにBは、Cの子供達のための信託として保有する単純封土権につき、普通法上の残余権を有する。

d. 能動信託が受動信託になる場合

ある信託の下で受託者に積極的な義務が課せられ、そのような義務がなければその信託にユース法が適用される場合、ユース法は、そのような義務が全部の履行された時に適用される。

例：

5. 甲地所有者Aがユース法の適用されない譲渡によって、C生存中はCに甲地からの収益を集めて支払い、その後はDとその相続人のための信託として、Bとその相続人に甲地を譲渡した。その信託条

項によって、BはC生存中はいつでも甲地を売る権限がある。Bがその間に売却の権限を行使しなければ、Cの死亡により、Bはもはや何らの積極的な義務を負っていないので、Cの死亡の時から、Dは普通法上の単純封土権を取得する。

e. 受託者の財産権の範囲

受託者の財産権の範囲は、ユース法だけでなく、委託者の意思表示によっても制限される。第88条参照。

f. 前後参照

ユース法の適用とは別に、信託の終了については、第330条～第347条（第10章）参照。信託期間の満了時に、当然に信託財産が受益者に帰属するという信託条項の規定の効力について、第345条注 a 参照。

第70条 動産の信託

ユース法は、土地の自由保有権以外のいかなる権利につき設定されたユース（用益）または信託に対しても適用されない。

注：

a. 自由保有権の信託

ユース法は、或る人が他人のために占有（seised）している場合にのみ適用され、その「占有（seised）」という用語は、土地の自由保有権についてのみ使用できる。

b. 一定期間を条件とする信託と一定期間の受働信託とは区別される。

ユース法は、自由保有権に設定された一定期間の受働信託には適用されるが、一定期間を条件とするユース（用益）または信託には適用されない。ユース法がその信託に効力を及ぼすかどうかは、受益者の権利の性格ではなく、ユース（用益）または信託として財産権を保有する人の権利の性質による。

例：

1. 甲地所有者AがCのための信託として10年間Bに有効な譲渡を行った。この場合Cの権利は衡平法上のものであって、普通法上のものではない。

2. 甲地所有者Aが、ユース法の適用ない譲渡により、Cのための10年間の受働信託として、Bとその相続人に甲地を譲渡した。この場合、Cの権利は普通法上のものであって衡平法上のものではない。

c. 他の動産

ユース法は、動産に対する権利や債権または無体財産権には適用されない。

d. 前後参照

信託期間の満了時に、信託財産が受益者に付与されるものとする信託条項の規定の効果については、第345条注 a 参照。

第71条 二重のユース

【第2章】

ユース法は、ユース（用益）または信託の上に設定されたユース（用益）または信託に対して適用されない。

注：

a. 二重のユース（use on a use）

ユース（用益）または信託の上に、ユース（用益）または信託が二重に設定される場合、ユース法はもともなるユース（用益）または信託に対し適用されるか、その上に設定されたユース（用益）または信託には適用されない。

例：

1. 甲地の所有者Aが、ユース法の適用ない譲渡により、Dとその相続人のユース（用益）のため、Cとその相続人のユース（用益）を重ねて、Bとその相続人に甲地を譲渡した。Cにおけるユース（用益）は、ユース法によって転換され、Cは普通法上の単純封土権を有することになる。Dに対するユース（用益）は、ユース法によって転換されず、Dは衡平法上の単純封土権を有する。

2. 事実は、Cとその相続人のユース（用益）のため、Bとその相続人のユース（用益）を重ね、Bとその相続人に譲渡がなされたこと以外、上記1と同じである。Bは普通法上の単純封土権を有する。Cにおけるユース（用益）は、ユース法の影響を受けず、Cは衡平法上の単純封土権を有する。

b. ユース法の適用ある譲渡行為

土地に対する所有者が、ユース法の適用ある譲渡行為によりその所有権を譲渡した場合、譲渡証書に記載されている第三者のためのユース（用益）は、二重のユースとしてユース法の適用を受けない。

例：

3. 甲地の所有者Aが、捺印証書売買契約によって、Cとその相続人のユース（用益）のため、Bとその相続人に甲地を譲渡した。Bにおけるユース（用益）は、ユース法の適用を受け、Bは普通法上の単純封土権を有する。二重のユースとなっているCにおけるユース（用益）は、ユース法の適用を受けず、Cは衡平法上の単純封土権を有することになる。

4. 甲地の所有者Aは、Cとその相続人のユース（用益）のため、Bとその相続人のために甲地の信託保有契約（covenant to stand seised）をした。BとCはAの息子である。Bにおけるユース（用益）は、ユース法の適用を受け、Bは普通法上の単純封土権を有し、二重のユースとなっているCのユース（用益）は、ユース法の適用を受けず、Cは衡平法上の単純封土権を有することになる。

c. ユース後のユースとは区別される二重のユース

二重のユースは、他の者のために設定されたユースの後、或る者のために設定されたユースとは区別される。

例：

5. 甲地の所有者Aは、ユース法の適用のない譲渡行為によって、C生存中はCのために、C死亡後はDとその相続人のために、Bとその相続人に甲地を譲渡した。Cはその生存中、普通法上の権利を有し、Dは普通法上の残余権を有する。

d. ユースの歴史

ユース法制定前および制定後ほぼ一世紀の間、二重のユースは、大法官裁判所により、いく分、抽象的で矛盾のある根拠で無効とされていた。普通裁判所が、ユース法は二重のユースには適用されないと考えていた頃、二番目のユースは無効だと考えていた。ユース法制定後一世紀たって、大法官裁判所は二番目のユースは有効だと考えるようになった。普通法裁判所は、その後も、ユース法は二番目のユースには適用されないと考えを維持したが、その根拠は以前と異なるものであった。

e. 制定法

州によっては、不動産の受働信託は、二重のユースの形をとろうととるまいと、制定法の適用をうける。ニューヨーク州不動産法第92条、第93条参照。

第72条 遺言による譲渡にもとづいて生ずるユース（用益）

遺言により設定されたユース（用益）または信託は、遺言に別段の意思表示がない限り、生前行為で設定された場合と同一の範囲内で適用がある。

注：

a. 遺言によるユース（用益）

遺言により設定されたユース（用益）または信託については、遺言の解釈についての一般原則に従い、使用された文言の形式というよりはむしろ意思表示が重要である。遺言中に異なる意思が表示されない限り、遺言により設定されたユース（用益）または信託は、生前行為により設定された同様のユース（用益）または信託と同一の範囲で適用がある。遺言中で、遺言者が、遺言によって設定されるユース（用益）または信託には適用ないと意思表示をするなら、生前行為で設定された同様のユース（用益）または信託に適用される場合でもそれには適用ないのである。

第73条 復帰および擬制信託

復帰信託または擬制信託は、ユース法の適用を受けない。

注：

a 復帰信託 (resulting trust)

普通法では、ユースを明示しないで、不動産の所有者が対価なしでまたは対価の陳述をせずに普通法上の譲渡をした場合、復帰ユースが譲渡人につき生じる。かつて、その復帰ユースにはユース法が適用された。現在の法律によれば、復帰信託はこの場合生じない。第405条参照。

明示信託 (express trust) の全部または一部が失効したり、信託財産全部は消費せずに信託目的が達成されたり、或る者が土地を買い、他の人の名前で権限を取得する場合、復帰信託が生じる。第411条～第460条（第12章）参照。これらの復帰信託はユース法の適用を受けるのではなく、受託者は、その復帰信託の受益者に信託財産を引渡すよう強制されうる。

b. 擬制信託

財産権に対する権原を保有している人が、もしそれを保持することが認められるとするならば不当な利得をすることになるという理由で、それを他の人に引渡すべき衡平法上の義務に服するとき、擬制信託が生じる。原状回復のリステイトメント第100条参照。擬制信託は、ユース法の適用を受けるのではなく、その財産権に対する権原の保有者は、その擬制信託の受益者にそれを譲渡することを強制される。

第3章 信託財産

- 第74条 信託財産の不可欠性
- 第75条 存在しない権利
- 第76条 不確定な信託財産
- 第77条 確定している目的物に対する制限的な権利
- 第78条 譲渡しうる財産権
- 第79条 譲渡しえない財産権
- 第80条 譲渡不可能な理由が、信託宣言には適用されない場合
- 第81条 信託によって譲渡不可能な権利が生じたり、受託者に譲渡不可能な権利が生じる可能性がある場合
- 第82条 無体財産
- 第83条 衡平法上の権利
- 第84条 消滅するおそれのある権利
- 第85条 不確定な権利
- 第86条 期待
- 第87条 受託者としての債務者
- 第88条 受託者の財産権の範囲

第74条 信託財産の不可欠性

信託財産が存在するのでなければ、信託は設定されない。

注：

a. 財産権処分の一方法としての信託

信託の設定は、財産権の処分方法の一つである。既述したように（第2条参照）、信託は、財産権についての関係であり、財産権に対する権原を有する者、すなわち受託者は、他の者、つまり受益者のために、その財産権を管理する場合、衡平法上の義務を負う。

信託の設定（the creation of a trust）と契約の成立（the formation of a contract）とは、各々の場合の要件が異なるため、区別することが重要である。財産権の所有者は、信託設定のための約因を受けなくても信託を設定することができる。第28条、第29条参照。ところが、将来、財産権の処分をなすという約束は、契約成立の要件が充足されている場合のみ拘束力を有する。信託の設定は、信託の目的物に対する受益者の権利を設定するだけでなく、受益者に対する受託者の義務をも生じさせる結果となるが、しかし、それらの義務は、信託関係から生じるもので、しかも合意や契約に基づくものではないため、受託者が約因を受けないときですら、強制可能である。

また、受益者の権利に対して裁判所が与える保護の範囲の差異があるため、信託と、単に人的な義務を設定す

【第3章】

る契約とは区別することが重要である。信託の目的やその収益が処分される場合、信託の受益者は、それらについて、受託者の一般債権者の請求権や善意取得者でない譲受人に対して優先性が与えられているため、衡平法上の権利を有する。第202条、第288条～第290条を参照。これに反して、契約に基づく単なる人的請求権を有する者には、上記のような保護は与えられていないのである。その契約が、特定の財産権の処分についての契約で、特定履行を求め得べきものであるときは、他方当事者は、その財産権について権利を取得するし、また、その権利は、債権者や善意取得者ではない、その後の譲受人に対して保護されるが、このような契約は、信託ではない。第13条参照。

受託者と受益者との間の関係は、信託的法律関係 (a fiduciary relation、第2条注 b、第170条参照) であるが、上記の契約の当事者間の関係は、信託的法律関係ではない (第12条注 b、第13条参照)。受託者に対する受益者の権利は、通常、時の経過によって消滅することはないが (第219条参照)、契約上の権利は、出訴期限法 (第12条注 d 参照) に定められた期間の経過によって消滅する。信託の受託者に対する、受益者の救済方法は、通常、もっぱら衡平法上のものである (第197条参照) が、契約上の権利は、通常、普通法裁判所で強制されるのである。ただし、普通法上の救済方法が相当でない場合に、衡平法裁判所が、特定履行をなすように強制する判決を与えることもある。契約のリステイトメント第358条参照。

b. 信託として保有しうる財産権

財産権には、直接の贈与や遺贈または売買の方法で譲渡行為の目的となるような諸権利が含まれるのであるが、これらの権利は、信託として保有することができる。ところが、身体の拘束を受けない自由権や他の人格上の権利 (不法行為のリステイトメント第2章参照)、親の子に対する権利、配偶者相互間の権利などのように財産権ではない権利も存在するが、これらは、贈与や売買などの方法で譲渡することができないし、信託の目的とすることもできない。

人が有する知識や技術は、財産権ではない。その者が自己の知識を伝達したり、自己の技術を用いたりする合意をなしうるのはたしかであるにしても、しかし、そのような合意は、財産権の譲渡の合意ではないから、契約成立のための要件が充足されているのでなければ、拘束力をもたない。同様に、いまだ存在するに至らない権利とか、すでに消滅した権利は、財産権ではなく、信託として保有することはできない。第75条参照。単に、贈与または遺贈をうけたいと希望し、または相続したいと希望するだけの者は財産権の所有者ではない。人が、現在は譲渡しようものを有していないが、もし、それを受取るならば、その時にその受取ることになっているものを譲渡するというような合意をすることは可能であるとしても、そのような合意は、現在の譲渡ではないから、契約成立の要件が充足されている場合にのみ、拘束力を有する。第86条参照。

ところが、無体物に対する権利は、それが譲渡しようものであれば、信託として保有することができる。第82条参照。たとえば、債権 (a chose in action) や著作権あるいは営業の暖簾や業務上の秘密は、個人の財産 (estate) の一部分であり、それを生前行為あるいは遺言による贈与の方法で譲渡することができるし、信託として保有することもできるのである。

しかし、人が、例えば国から支給される年金あるいは、不法行為にもとづくある種の訴権のような、譲渡しえ

ない財産権を有する場合、これらの権利は、個人の財産（estate）の一部であり、その者によって所有されている財産権であると当然いえるのであるが、公益上の理由から、譲渡したり、信託として保有したりすることができないのである。第79条参照。

どのような権利が財産権であるのかに関する問題は、その権利を有する者が、それを、贈与や遺贈または信託の方法で、任意に処分をなす場合だけでなく、その者の債権者が、その権利を差押えようとする場合にも生ずるが、適用される法理は、必ずしも同一ではない。たとえば、家産に対する権利や業務用の道具類などのように、譲渡可能ではあるが、債権者が差押をなすことはできないという財産権を有する場合がある。同様に、たとえ、債権者が差押えができなくても、著作家が未刊の原稿や書簡類を信託として遺贈することができるのである。しかし、一般に、個人の財産（estate）の一部であり、その者によって譲渡がなされうる権利であれば、その者の債権者は、差押えをなしうる。信託の受託者が債務者であるとき（第147条参照）を除いて、債務者の権利を差押える債権者の権限については、ホリステイトメントの範囲外である。

c. 信託財産が不存在になる場合

信託は設定されたのであるが、信託財産の全部が不存在となる場合、受託者は、もはや信託としては何も保有するものがないことになる。もし、受託者が、その信託財産の滅失の原因を与えたり認容したりして、信託違反をおかした場合、あるいは、信託条項によって許されているため、信託財産を自己に売却したり、信託の基金を自己に貸付けたりした場合には、受託者は、受益者に対して人的責任を負う。第87条注b参照。上記の場合、受託者が支払不能であれば、受益者は、受託者の一般債権者に対する優先権をもつものではない。第202条参照。しかし、受託者は、受益者に対して、なお信託的法律関係にある。したがって受託者は、譲渡に関して自己の知り得た全ての事情を通知するのでなければ、受益者の権利を適法に譲受けることはできない。また、その譲渡は公正なものでなければならず、もし、そうでなければ、受益者はそれを取消することができる。第170条2項参照。

第75条 存在しない権利

未だ存在するに至らない権利、あるいは、すでに消滅した権利は、信託として保有することができない。

注：

a. 未だ存在するに至らない権利

権利の目的物となるものが存在せず、あるいは、そのものは存在するが、それについて権利をもつ者がいないために、権利が現存しないことがある。上記の場合、そのような権利について、信託を宣言したり、信託として他の者に譲渡したりすることはできない。或る者が、後日、取得することになっている権利について、信託を設定するよう自らを拘束するという契約をなすことは、勿論可能であるが、上記の合意は、契約法の要件を充足している場合でなければ、契約としての拘束力をもたない。注b参照。

たとえば、或る者が、未だ組織されていない法人の株式を取得することになっているのであるが、その株式について、無償で信託を宣言したり、他の者に信託として譲渡したりする約束をなしたとしても、約因を欠くため、

【第3章】

契約としての拘束力をもたない。次に描く絵または次に生まれてくる牛について受託者となる信託宣言をしても信託は設定されない。注 b 参照。

意図された信託の目的物は現に存在するのであるが、それについての権利を取得していない場合の結果も同様である。たとえば、猟師がこれから狩をして捕える野生動物とか、漁師が捕える魚について信託宣言は設定されない。

意図された信託の目的物に対して、他の者が権利を有していて、委託者はまだその権利を取得していない場合も同様である。このことは、たとえ将来権利を取得するという期待権を有するときでさえ、信託は設定されない。第86条参照。

b. 契約にもとづく責任

或る者が、現存しない権利について信託を宣言したり、あるいは他の者に上記の権利を信託として譲渡するという意思を持っている場合、その者は、契約法の要件が充足されているときにのみ、信託設定契約にもとづく責任を有する。第30条参照。

c. 委託者が後日権利を取得する場合

或る者が、現に存在しない権利について、信託を宣言したり、その権利を信託として他の者に譲渡する意思をもっていても、その時に、その意思の表示がなければ、たとえ権利が存在するに至った場合であっても、信託関係は生じない。第26条、第86条参照。

d. 前後参照

信託財産が消滅する場合に生ずる事情については、第74条注 c 参照。

第76条 不確定な信託財産

信託は、その信託財産が確定している場合、あるいは確定しうる場合でなければ、設定されない。

注：

a. 不確定な信託財産

信託財産が、委託者の支配の範囲に実質的には完全に残っているかとか、目的物が確定しえない場合、信託は設定されない。

例：

1. Aは、「自己の株式の大半について」Bのための信託を宣言した。信託は設定されない。

2. 甲地の所有者Aは、甲地の「小部分」を、Cのための信託としてBに譲渡する意思をもっていった。信託は設定されない。

しかし、現に存在する事実から、信託の目的物が確定されうるのであれば、必ずしも、当事者が、目的物が何であるかを了知していなくてもよい。

例：

3. Aは、株式仲買人Bに対して、アメリカ鉄鋼会社の株式を1,000株、あるいは同じ額面に相当する範囲で買うように命じた。仲買人が500株買った後、Aは、自分のために何株買ったか知らないまま、自己が買ったアメリカ鉄鋼会社の株式について、信託を宣言した。その500株についての信託が、設定されたことになる。

受益者は、必ずしも、目的物に対する受益権の全てを有していなければならないのではない。

4. Aは、A所有の10種類の債券のうちBが1ヶ月内に選ぶ5種類の債券をBへ譲渡する信託の受託者となることを宣言した。その10種類の債券を信託財産とする信託が設定されるが、受益権は受益者が選択したときに内容が確定する。

5. Aは、貯蓄銀行に1,000ドル預金した。その預金から500ドルをBに支払うという信託を宣言したが、預金から500ドル以上引出すことができるという権限を留保していた。Bが、500ドルの限度で受益者となるという内容の信託が設定されているし、またAは、当然、500ドルを超える額を引出すこともできるのである。

信託の目的物は確定しているが、受託者は、信託から、財産権を取戻す権限を留保しているため、信託終了の際、受益者が受取る財産権が不確定であるという理由だけで、その信託は、効力を有しないということはない。

第37条、第57条参照。

b. 後日、信託の目的物が確定される場合

信託の目的物が不確定ないしは確定しえない場合、信託は設定されないのであるが、その後、受託者が、目的物の確定あるいは確定しうるようになった時に、信託を設定する意思を表示した場合に、信託が生じることがある。第26条注k参照。第86条と比較せよ。

受益者の権利の範囲は、永久権禁止則 (the rule against perpetuities) に定められた期間内に確定されうるのであれば、当該信託の設定の時に確定していなくてもよい。第129条参照。

第77条 確定している目的物に対する制限的な権利

ある物に対する権利は、たとえ、それが、その物に対する完全な財産権でないとしても、信託として保有することができる。

注：

a. 制限的権利

信託として保有される権利が、生涯不動産権や賃借権あるいは分割されない持分権や上限の額または下限が付された権利である場合がありうる。

例：

1. 甲地の所有者Aが、Bに生涯その土地を譲渡した。Bは、その権利につき、Cのための受託者となることを宣言した。信託は設定される。

【第3章】

2. AとBは、甲地の共同土地保有者である。Aは、自己の権利について、Cのための信託を宣言した。信託は設定される。

3. 1,000ドルの債権を有するAは、600ドルの金額の債権を、有償でBに一部譲渡した。Bは、自己の権利については、有効に信託を宣言することができる。Aも、自己の権利について、有効に信託を宣言することができる。

b. 受益権の範囲

受益者は、必ずしも、信託の目的物に対する権利を完全に有している必要はない。第76条注a参照。

c. 将来権 (future interests)

権利は、確定、不確定を問わず、将来権であってもよい。第85条参照。権利の範囲について不確定であるということもありうる。

例：

4. 甲地の所要者Aは、Bに甲地の生涯不動産権を、Cとその相続人に対して、その残余権を譲渡し、Cは、Dのための信託としてその権利を保有するよう指図した。Cは、確定残余権をDのための信託として保有している。

5. 甲地の所有者Aは、Bに対し、B死亡の際、Bに相続人がなければ、CはDのための信託として甲地を取得するが、Bが1子を残して死亡したなら、CはDのため甲地の2分の1を、もしBが2子以上を残して死亡したならば、CはDのため甲地の3分の1を信託として保有するという内容の条項を付けて、甲地の所有権を譲渡した。Cは、Dのための信託として、Cに遺贈される権利を、Dのために取得する。

d. 複数信託

信託財産全体が、たとえ、それを一括して保有する権限を、明示的あるいは黙示的に与えられているひとりの受託者によって保有されている場合であっても、それらは、別個の信託として存在することもありうる。

第78条 譲渡しうる財産権

財産権は、所有者がそれを任意に譲渡しうるのであれば、信託として保有することができる。

注：

a. 譲渡しうる財産権

財産権の所有者が、その財産権を譲渡することができる場合であれば、それを信託として譲渡したり、それについての信託を宣言することができる。たとえば、無体財産権（第82条参照）、衡平法上の権利（第83条参照）、消滅するおそれのある権利（第84条参）、不確定な権利（第85条参照）は、それが譲渡しうるものであれば、信託として保有することができきる。

b. 制定法によって禁止されている信託

制定法によって、或る一定の財産権に対する普通法上の権利と衡平法上の権利を分離することが禁止されている場合、上記の権利を信託として保有することはできない。

例：

1. 船舶に対する普通法上の権利と衡平法上の権利は、ともに、登記された船舶の所有者によって保有されていなければならないと、制定法が規定している。登記されている所有者Aは、その船舶について信託を宣言した。信託は設定されない。

第79条 譲渡しえない財産権

第80条および第81条の場合を除き、所有者が、その財産権を譲渡しえないときは、信託としてそれを保有することができない。

注：

a. 本規則の適用範囲

財産権の所有者が、その財産権を譲渡しえないときは、その財産権を信託として譲渡したり、その財産権について信託を宣言したりすることもできない。通常、財産権の譲渡を妨げる事由は、その財産権についての信託の設定にも適用される。財産権の性質または公序良俗の理由で、所有者が有効に財産権を譲渡しえない場合、その財産権につき信託を設定しても、その受益権を所有者が有効に譲渡することはできない。

b. 人的権利

たとえば、官職 (office) のような、全く人的な権利は、信託として保有することができない。

c. 公序良俗

たとえば、国家から支給される年金のように、公序良俗にもとづく法律の規定によって譲渡しえない権利は、信託として保有することができない。

d. 不法行為によって生じた請求権

不法行為によって生じた、譲渡しえない訴権を有する者は、その訴権について信託を設定することはできない。

e. 契約上の権利

契約に対する権利を有する者は、その契約から生じた権利が譲渡不可能な範囲で、その権利について、信託を設定することはできない。

f. 受益者信託

受益者が、その受益権を譲渡できない場合（第152条～第162条参照）、受益者は、自己の権利について、信託を設定することはできない。

g. 譲渡しうる範囲が制限されている場合

ある特定の範囲の人々にもみ譲渡しうる権利であれば、その範囲外の人のため、その権利について信託を設定することはできない。

【第3章】

例：

1. 制定法によって、共済組合は、組合員の親族にのみ、死亡給付金を支払うことができ、もし、死亡給付金の証書に、その親族が指名されていないとき、あるいは指名された親族が、それを取得しえないときには、その組合員の最近親者に給付金を支払うことができるとされている。上記の組合の組合員であるAは、自己の死亡給付金の証書の受益者として、いとこのBを指名していた。Bは自己の受益者としての権利を、Cのための信託として保有することをAと約束していたのであるが、Cは、Aの親族ではなかった。Aは、最近親者Dを残して死亡した。Cのための意図されていた信託は無効であり、Dが、死亡給付金の収益を取得する権原を有するものである。

2. 1940年の軍人生命保険法(the National service life insurance act)により、1946年改正法(38U. S. C § 802(g))以前は、この法により兵隊の加入した保険は、一定範囲の被保険者の親族に支払う旨、規定されていた。兵士Aが一定範囲の親族たるBに支払うべき保険契約をし、Bは保険金をCのための信託として保有する旨、Aと合意したが、CはAの親族ではなかった。Aが最近親者Dを残して死亡した。Cのために意図されていた信託は無効であり、Dが保険金に対する権原を有する。

h. 権利が譲渡によって消滅する場合

権利設定の際、それを譲渡しようとしたときは、その権利は消滅するものとする、と規定され、その規定が効力を有する場合、上記の権利は、譲渡をなそうとした段階で消滅するのであるから、信託として保有することはできない。第75条、第150条参照。

例：

3. Aは、甲地をBに10年間、残余権をCにというようにして譲渡をなした。その譲渡の条項に、もしBが甲地に対する自己の権利について信託の設定を試みた場合、その権利は消滅するものである、と定められていた。Bは、その権利についてDのための信託を宣言した。Bの権利は、消滅したので、信託は設定されない。

第80条 譲渡不可能な理由が、信託宣言には適用されない場合

財産権に対する普通法上の権原の譲渡にのみ適用される事由にもとづいて譲渡しえないような財産権は、信託として保有することができる。

注：

a. 譲渡しえない財産権を、信託として保つ場合

特定の財産権が譲渡しえないものとされる理由が、その財産権に対する普通法上の権原の譲渡にのみ適用され、受益権に適用されない場合、上記の財産権の所有者が、たとえ、その財産権を信託として譲渡することはできないとしても、それについての信託を有効に宣言することはできる。

b. 指名権

生前行為または遺言による財産権についての一般的指名権は、指名権者によってのみ行使され得るから、その性質上譲渡しえないものであるが、信託として保有することができる。指名権者が、たとえば、債権者のため、あるいは婚姻承継的不動産処分(marriage settlement)やその他の既に成立した信託の受託者のために、その指名権を行使するという内容の捺印契約を有効になしうると同様、指名権者が指名権についての信託宣言をなすことによって、指名権を行使するよう自らを拘束することも有効になしうる。

例：

1. Aは、甲地の生涯権をBに、残余権をBが捺印証書または遺言書で指名する者に、遺贈した。Bは結婚し、特定の財産権を、自己の婚姻承継的不動産処分の受託者に譲渡し、自己の指名権について、その婚姻承継的不動産処分の受託者のための受託者となる信託宣言をした。指名権についての信託は設定されている。

これに反して、指名権の行使方法を指名権者の遺言に限定した指名権設定者が、指名権者は死亡まで指名権行使の義務を負わないとの意思表示をしたという根拠により、遺言によってのみ指名権を行使する一般的指名権者が、指名権者死亡の時まで、指名権を特定の方法で行使するという捺印契約で自らを拘束することは、有効になしえない場合、その指名権者は、指名権についての信託を有効に宣言することができない。上記の指名権の行使を内容とする捺印契約の効力に関する問題は、本リスティメントの範囲外である。

c. 契約上の権利

契約にもとづいて生じる権利は、有効に譲渡することができないのであるが、譲渡不可能である事由が、信託宣言の場合には適用されないのであれば、上記の権利についての信託の宣言は効力を有する。上記の権利を譲渡することによって、債務者の義務に重大な変更を加えたり、契約によって債務者に課せられた責任や危険を著しく増大させたり、また、債務者が反対給付を受けることを著しく侵害したりすることになるという理由で、譲渡不可能である場合、もし、信託の宣言によって、債務者の義務が著しく変更したり、責任や危険を増大させたり、債務者の反対給付を受ける機会を著しく侵害するのでなければ、信託の宣言は有効になしうるのである。契約のリスティメント第151条と比較せよ。

第81条 信託によって譲渡不可能な権利が生じたり、受託者に譲渡不可能な権利が生じる可能性がある場合

ある者が、自己の利益のために保有している権利が譲渡不可能であるとき、その権利は、以下の場合に信託として保有することができる。すなわち、

- (1) その権利が信託として設定された場合、または、
- (2) 既に設定されている信託の受託者に、その権利が発生した場合。

注：

d. 権利が信託として設定される場合

【第3章】

権利が設定された後、それを自己の利益のために保有する者は、たとえ、それが、譲渡しえない性質をもった権利であっても、その権利につき、受託者となりうる。

例：

1. 甲地の所有者Aは、甲地を、Bにはその生存中、そして不確定残余権はDのための信託としてCに、譲渡した。甲地が位置する州の法律によって、不確定残余権は譲渡不可能であり、不確定残余権の所有者は、それについての信託を有効に宣言することはできないと定められているのにかかわらず、甲地に対するCの権利は、信託として保有することができる。

b. 現に存在する信託の受託者に生じた権利

信託が既に設定されている場合、信託財産に対する受託者の権原によって、受託者に権利が生ずることがあるが、このような権利を自己の利益のために保有している者はそれを譲渡したり、信託宣言をなすことができないのであるにもかかわらず、受託者は、その権利を信託として保有するのである。

例：

2. 甲地が在る州の法律では、土地に対する不法侵害にもとづく訴権は譲渡不可能であるとされている。Aは、甲地についてBのための信託の受託者であった。Cが、甲地に不法侵害を行った。Aは、Cに対する訴権について、Bのための受託者である。

3. Bのための甲地の信託の受託者Aは、信託条項によって与えられた権限にもとづき、甲地をCへ譲渡したが、契約条項違反があった場合の取戻権を留保していた。甲地が在る州の法律では、契約条項違反にもとづく取戻権は譲渡しえないものであるが、Aは条項違反にもとづく取戻権を信託として保有する。

c. 承継受託者に対する譲渡

或る者が、自己の利益のため保有している権利は譲渡しえないのであるが、信託として保存されている権利は、承継受託者に対して譲渡することができる。第111条参照。

第82条 無体財産

無体財産はそれが譲渡しうるものであれば、信託として保有することができる。

注：

a. 債権 (chose in action)

負債に対する債権者の権利や契約上の権利は、それが譲渡しうるものであれば、信託として保有することができる。

例：

1. AはBに100ドルの債務を負っている。Bが、Bの債権につき受託者となる旨宣言した。信託が設定される。

b. 生命保険

生命保険契約の保険金受取人に指定されている者の権利は、信託として保有することができる。第57条注 f、第84条注 b 参照。

c. 特許権または著作権

特許権や著作権は、信託として保有することができる。

d. 営業の暖簾または商標

営業の暖簾や商標を信託として保有することができる。

例：

2. Aは食料品の小売業を営んでいる。Aは、暖簾を含む営業を、Cのための信託としてBに譲渡した。Bは、その他の営業資産とともに、暖簾についてもCのための信託として保有している。

営業の暖簾や商標は、営業の譲渡と別個に信託として譲渡したり、その営業の信託宣言と別個に、営業の暖簾や商標の信託を宣言することはできない。

e. 業務上の秘密

業務上の秘密は、信託として保有することができる。

例：

3. Aは、軟膏の製法を発明し、その軟膏の製造販売を始めた。Cの利益のためにその軟膏をその製法により製造販売することに合意しているBへ、Aはその製法を伝授した。Bは、その業務上の秘密につきCのための信託の受託者である。もし、Bが信託に違反して、その製法を第三者に売却するおそれがあるが、または、自らの利益のためにその製法により軟膏を製法により軟膏を製造しようとするならば、CはBの差止命令を請求することができ、Bは受託者を解任され、その製法をCまたはCのための新受託者へ譲渡することを要求される。

f. 文学作品

たとえば小説や詩のような文学作品は、版權がとられていないものであっても、信託として保有することができる。

g. 発明

まだ特許権を得ていない発明でも、信託として保有することができる。

h. 前後参照

譲渡しえない権利を信託として保有しうる場合の事情については、第80条、第81条参照。

第83条 衡平法上の権利

衡平法上の権利は、それが譲渡しうるものであれば、信託として保有することができる。

注：

【第3章】

a. 本条に述べられた法準則は、土地・動産・普通法上の債権、その他の無体財産および衡平法上の債権に適用しうる。

信託の受益者が自己の権利を譲渡しうる場合（第132条参照）、その権利を信託として譲渡することによっても、またその権利については信託を宣言することによっても、信託を設定することができる。

例：

1. Aは、CとDのための信託として、Bに甲地を遺贈した。Cは信託にもとづく自己の権利をFのための信託としてEに遺贈した。Eは、Cの甲地に対する衡平法上の権利について、Fのための信託の受託者となる。

2. Bが、Aに対して有する1000ドルの債権を担保するため、AはX州に所在する甲地にBのための売渡抵当（mortgage）を設定した。X州の法律によれば、売渡抵当設定者は、売渡抵当の目的物に対する衡平法上の権利しか有さない。Aは甲地に対する自己の権利につき受託者となることを宣言した。Aは、受戻権につき、Cのための信託受託者である。

3. 債券の所有者Aは、その債権につきBのため受託者となることを宣言した。Bは、債券に対する自己の権利につき、Cのための受託者となることを宣言した。Bは、その債券に対してBが有する衡平法上の権利につき、Cのための受託者である。

4. 証券の所有者Aは、その証券をCのための信託としてBに譲渡した。Bは、その証券を善意取得者に売却し、その代金を浪費してしまった。CはEのための信託としてDに、自己の全ての財産権を遺贈した。Dは、Bに対する衡平法上の請求権について、Eのための信託の受託者となる。

b. 前後参照

譲渡しえない権利が信託として保有されうる場合の事情については、第80条、第81条を参照せよ。

第84条 消滅するおそれのある権利

消滅のおそれのある権利は、それが譲渡しうるものであれば、信託として保有することができる。

注：

a. 消滅するおそれのある権利

権利が、一定の事実の発生した場合、その権利は消滅するという解除条件つきであるという事実だけで、信託として保有することができないということはない。

例：

1. Aは、自己の寡婦Bに、自己の全ての財産権を遺贈したが、遺言書で、もしBが再婚する場合には、Bの権利は消滅し、その財産権はCに帰属するものと定められていた。Bは、自己の権利についてDのための信託を宣言した。BはDのための信託として、解除条件付きの権利を保有している。

b. 生命保険

第三者に支払いをなす生命保険の場合、たとえ、被保険者が、保険契約の保険金受取人を変更する権限を留保しているとしても、その第三者の保険契約の保険金受取人としての権利は、信託として保有することができる。その信託は、被保険者、保険契約の保険金受取人のいずれによっても、設定されうる。従って、保険金受取人が保険契約の中で受託者として指定されている場合、または保険契約は信託について触れていなくても、保険金受取人が保険証券または保険金を指定された者のための信託として保有すること被保険者と同意していた場合、または保険金受取人が保険契約上の自己の権利につき受託者となることを宣言する場合、信託は設定される。保険証券にもとづいて留保していた保険金受取人を変更する権限を、被保険者が行使することによって、受取人の権利が消滅することがありうるにかかわらず、生命保険契約の保険金受取人は、単なる期待権以上のものを有する（第86条参照）。

上記の信託は遺言による処分ではない。第57条注f参照。

保険契約が一定の範囲の親族のみを保険金受取人となしうるものである場合の事情については、第79条注gを参照。

例：

2. Aは、妻のBに支払いをなす生命保険契約をした。Aは、保険金受取人を変更する権限を留保している。Bは、自分たちの息子Cのため、その保険契約の受益権について信託を宣言した。Bは、Cのための信託の受託者となる。

3. Aは、妻のBに支払いをなす生命保険契約をし、Aは保険金受取人を変更する権限を留保している。Aは、Bと、その保険証券および保険金を、自分たちの息子Cのための信託としてBが保有するというのを合意した。Bは、Cのための信託の受託者である。

4. Aは、B生存中はBのための、B死亡後は公益目的のための信託として、信託会社Bに支払いをなす生命保険契約をした。Aは受益者を変更する権限を留保している。BはCおよび公益目的のための信託の受託者である。

c. 前後参照

譲渡しえない権利が信託として保有される場合の事情については、第80条、第81条を参照せよ。

第85条 不確定な権利

不確定な権利であっても、それが譲渡しうるものであるならば、信託として保有することができる。

例：

1. 不確定な残余権の譲渡が認められている州に在る甲地につき、AがBに生涯権を、CがBよりも長生きすることを条件に残余権をCとその相続人達に遺贈した。Bの存命中、Cは甲地に対する自己の権利を、Eのための信託として譲渡した。信託は設定される。

注：

【第3章】

a. 不確定な権利が、どの程度まで譲渡可能であるかということについては、本リステイトメントの範囲外である。財産法リステイトメント第162条参照。受益者の不確定な権利に差押をなす債権者の権限については、第162条参照。

譲渡しえない権利が信託として保有されうる場合の事情については、第80条、第81条参照。

第86条 期待

将来において財産権を取得する期待または希望は、信託として保有されない。

注：

a. 遺言または無遺言相続により財産権を取得する期待

受遺者として、また無遺言相続により、将来財産権を取得する期待を有する者は、信託として保有したり、譲渡できる現在の権利を何ら有してはいない。その者は、不確定権（第85条参照）を有するのではなく、単なる期待を有するにすぎない。不確定権と単なる期待との間に線を引くことは時として困難である。しかし、不確定権は信託その他の方法で処分することができるが、期待は処分できない。また、不確定権は差押の対象となるが（第147条と比較せよ）、期待は差押えることはできない。

遺言者が、特定の人が、ある出来事により遺言者の財産権を取得する権原を有するという遺言を残して死亡した場合、たとえその特定の者がその権原を有することになる期待がずっと後に来るとしても、その者は信託として保有できる権利を有する。他方、遺言者がまだ死亡していない場合、その遺言書に指定された遺産受取人は、たとえ遺言者が、遺言の内容を変える意思がなくても、また全く回復の見込みのない精神病になり、遺言を変えることができないとしても、遺言者の財産権に対して何らの権利も取得しない。同様に、財産権の所有者が遺言していない場合、その者の死亡により相続人となるべき人々は、信託を設定できる財産権に対し、たとえ所有者が遺言をする可能性がないとしても、現在の権利を有しない。

ある者が権利を有し、その権利は、いつでも他の人の遺言で剥奪されるという事実だけでは、その権利が確定のものであれ、不確定のものであれ、その権利につき信託を設定する妨げとはならない。第84条参照。たとえば、遺言者が、或る者に生涯権を遺贈し、その生涯権者が捺印証書または遺言により指名する者に残余権を遺贈し、その指定がなされなければ、特定の者または遺言の相続人に遺贈するとして死亡した場合、特定の者または遺言者の相続人は、その権利が生涯不動産権者によって奪われるとしても、信託として保有できる権利を有する。この場合、特定の者または遺言者の相続人は、遺言者の財産権に対し権利を有するのであって、単なる期待だけを有するものではない。

b. 契約上の義務

単なる期待しか持っていない者が、信託を設定できる権利がないとしても、その者がその後権利を取得したならばその時に、契約によって信託を設定すると自分を義務づけることもできるし、その財産権を処分すると約束することもできる。期待しか持っていない者によりなされた財産権に対する信託設定の同意は、その者がそれに

対する正当な約因を受けない限り契約として拘束されるものではない。もしその者が正当な約因を受ければ、信託設定の約束にもとづくものとしての義務が生じ、その契約は通常、その者がその財産権を取得した時に、強制可能なものとなる。このことは、その合意が将来信託を設定する約束の形成ではなく、将来取得する期待が持てる財産権についての現在の信託宣言の形式をとってしようと、または、そのような財産権についての信託譲渡の形式をとってしようと、あてはまる。もし、その者が正当な約因を受け取っていたならば、まだ取得していない財産権につき信託を設定する旨の意思表示をすると、その財産権を取得した時点で、大法官裁判所により、契約の履行または信託譲渡につき強制をうける。

他方、たとえ将来取得する財産権につき信託を設定する約束をしたとしても、または将来取得する期待が持てる財産権につき信託宣言をし、もしくは信託として第三者に譲渡する旨の意思表示をしたとしても、もし期待しなかった者が正当な約因を受けなければ、その者は何らの義務もない。

g. 財産権が後日取得される場合

或る人は、将来取得したいと思っている財産権について、自己が受託者となる信託宣言をなしたり、そのような財産権を信託として他の人に譲渡することを約束した場合、または、そのような財産権につき現在受託者となる旨の宣言をするか、またはそのような財産権を第三者へ信託として譲渡する旨の意思表示をしたとしても、その者がその財産権を取得した時に、意思表示がなされないと、信託は何ら生じない。第26条参照。

例：

1. Aは莫大な財産の所有者である。Aの死亡前、Bは、A死亡に際しAから遺言または無遺言相続で受領しても、Cに信託として譲渡するという内容の印章のある証書を無償で作成した。Aが死亡。BはAの相続人で最近親者であるので、Aの財産の一部をAの遺言により、一部を無遺言相続により受領した。信託は設定されず、BはB自身のためにその財産権を保有できる。

財産権を委託者が取得した時に、信託が自動的に生ずるのではなく、財産権取得後に、委託者が信託設定の意思表示をすれば、信託は設定されるのである。履行拒絶をしないことは、信託設定の意思が失われていないことの十分な証拠となる。その意思を証明するには、新たな証書は必要ない。

d. 生前贈与により財産権を取得する期待

本条に述べられている法準則は、生前贈与により取得したいと思っている財産権につき、ある者が信託宣言をし、あるいは、その財産権を信託として他の人へ譲渡するという場合にも適用される。

e. 契約にもとづく将来権 (future rights)

雇傭契約にもとづいて将来生ずることを期待される権利が有効に譲渡できる限り（契約のリステイトメント第154条参照）、そのような権利についての信託は、信託宣言によるか、または信託譲渡によって設定される。

f. 前後参照

期待遺産相続人 (expectant distributee) の詳細については、財産法のリステイトメント第316条参照。

g. 期待の違法な妨害

人は、取得することを期待している財産権については何らの権利も持たないが、不当な手段によって、その者

の財産権取得を妨害した者は、不法行為責任を負い、その不法行為者が自己のためにその財産権を取得した場合、その者は、他人のための強制信託の受託者として責任を負わなければならない。従って、他人から詐欺、強迫又は不当威圧により財産権所有者の第三者に対する贈与を妨害した者は、第三者のための強制信託の受託者としての責任を負う。原状回復のリステイトメント第133条第1項、第169条注c参照。不法行為により、被相続人が他の者に財産（権）を残すことを妨害した者が、遺言又は無遺言相続により財産権を取得した場合にも、この原則は適用される。原状回復のリステイトメント第184条、不法行為のリステイトメント第870条参照。

第87条 受託者としての債務者

債務者は、自己が債権者になっている債務について受託者とはなり得ない。但し、有効な信託が設定されている場合、受託者が債務者となったということで、受託者としての義務を免かれるものではない。

注：

a. 信託の設定

ある人が、他の人によって作成された強制可能な約束手形を保持している場合、保持者は無償で第三者のために、その手形について信託宣言をなすことができる。しかし、或る人が、第三者のため受託者として、自分自身に支払われるべき手形を作成したり、持参人払いの手形を作成し、その手形につき第三者のため、自己が受託者となる信託宣言をした場合、信託は設定されない。

同様に、銀行預金者が、第三者のための受託者として、自己に支払うべきその銀行の小切手を作成したり、持参人払いの小切手を作成し、その小切手につき、第三者のため、自己が受託者となる信託宣言をした場合、信託は設定されない。しかしながら、銀行預金者は、自己の銀行に対する債権について、無償の信託宣言をなすことにより信託を設定することはできる。

約束に対して約因が支払われ、従ってその約束が拘束力を有するとしても、約束者が信託宣言を行った財産を有するのであれば信託は設定されない。従って、ある者が他の者から自己のものとして消費しうる金銭を受領し、同様の金額を第三者に支払う約束をした場合信託は設定されず、第三者のための契約が成立する。14条参照。同様に、金銭受領者が、その金銭を自己のものとして消費するが、後日同様の金額を分離し、第三者のための信託として保有する旨合意したとしても、その金額を分離し、信託宣言をするまで、信託は設定されない。上記の場合、約束をした者は債務者であり、受託者ではない。

保険会社と被保険者または保険金の受取人との合意で、保険会社は、保険証券の満期に総計金額を一時に支払うかわりに、据置払いにして、しかも、その証券の受取額を分離しておくという合意がない場合、保険会社は合意通り支払う債務を負うが、受託者ではない。しかし、信託に適用される規定の多くが、このような合意に適用される。第12条注k参照。

b. 受益者が債務者になった場合

信託条項または、受託者と受益者の合意により、更改（novation）がなされ、それにより信託が消滅し、受託

者が受益者の債務者になることがある。第12条注o参照。

しかしながら、有効な信託が設定されている場合、受託者が債務者になったということだけで、受託者としての義務を免れるものではない。たとえば、一定額の金銭の受託者が信託条項によって、自己にその金銭を借りることが認められ、受託者がそうした場合、受託者はもはや信託として金銭を保有するのではないが、受益者に対する単なる債務者として取り扱われるものでもない。受託者は信託として第三者に対する債権を持っている場合に負っている義務とだいたい同じ義務を受益者に負っている。そして受託者は、未だ、受益者と信託関係にある。それゆえ受託者はその取引に関して知りうる全情報を開示しなければ、受益権を適法に買うことができず、その取引は公正でなければならない。さもなければ取消しうるものとなる。第170条(2)項参照。受益者の権利は、単なる債権の場合とは異なり、出訴期限法により消滅しない。受託者は信託条項に違反した場合、受益者に対して責任を負う。

信託会社が一定額の金銭を信託として保有し、しかも、信託条項または制定法に従って、その金銭をその会社の預金部門（第170条注m参照）に預金している場合、信託会社は、受益者に対する単なる債務者ではなく、受託者として受益者に負っている義務に服するものである。信託会社は、信託として第三者に対する債権を有する場合に負っている義務とはほぼ同様の義務を受益者に対して負っている。

受託者としての銀行が自己に対する債権を独立に有するという表現は、厳密には正確でないが、完全な誤りではない。銀行が破産した場合、受益者は別段の法律の定めがない限り、銀行の一般債権者に優先することはない。第202条参照。

第88条 受託者の財産権の範囲

(1) 別段の意思表示がない限り、土地に対する権利の信託においては、受託者の取得する権利の範囲は、その財産権所有に附随する権限を行使することにより、信託の履行が可能となる程度にとどまる。

(2) 別段の意思表示がない限り、動産の受託者は、期間の制限のない権利を取得し、信託の期間に制限された権利を取得するのではない。

(1)項の注：

a. 受託者の財産権

財産権の所有者が、信託として受託者に譲渡し、その受託者に譲渡された権利の範囲に関し意思表示をした場合、受託者の取得する権利の範囲はその意思表示に従う。受託者の取得する権利の範囲について何らの意思表示もない場合、その財産権が生前行為で譲渡されようと、遺言による場合であろうと、本条で述べられる法準則が適用される。

受託者が単純對土権または動産について所有権を取得しても、信託条項によって、信託期間の満了にもとづき、その信託財産が受益者に帰属するとされる場合、受託者の権利は、信託期間満了で終了する。第345条注a参照。

b 財産権 (estate) と権限 (powers)

【第3章】

土地の所有者が信託を設定して、受託者に土地に対する普通法上の権利 (legal estate) と、それに付随して、そのような権利の所有者が通常有している権限を与えることができる。このような場合、その権利は信託として保有される。しかしながら、その所有者は、受託者に権利 (estate) を譲渡しないで、単に権限 (powers) だけを与えることもできる。この場合、その権限は信託として保有される。所有者が受託者に権利を与えたのか、権限を与えたのかは、意思表示による。

例：

1. BはCのための基金の受託者である。甲地の所有者Aは、Bが信託として保有している資金が一定額以下に下がった場合、甲地を売る権限をBに与える証書に記名捺印し、甲地を売る場合その売上金をCのために同じ信託として保有するものとし、Bが甲地を売る権限を行使するまでは、甲地の普通法上の権利はAにあるものとした。BはCのための信託として売却の権限を保有する。

c. 権限の授与による財産権 (estate) の設定

信託を設定する証書の条項によって、代理権が受託者に授与される場合、その証書により、特別な文言で、受託者に普通法上の権利が移転すると明示されていなくとも、反対の意思の証拠がない限り、受託者は財産権を取得し単なる権限を取得するものではない。

例：

2. Aは遺言により、Aの遺言執行者たるBに、Aが残す土地全部を賃貸したり、管理したり、譲渡する権限を与え、その総収益をCの生存中はCへ支払い、C死亡後は、Dへその土地を譲渡するか、またはその収益を支払うことを命じた。反対の意思を表明した証拠がない限り、Bは信託として単純封土権を取得したことになる。

d. 権利の範囲

受託者が土地に対する権利を取得する場合、取得する権利の範囲は、譲渡人の意思表示による。譲渡人の反対の意思を表明した証拠がない限り、その範囲はその権利の所有に付随する権限の行使により、信託の履行が可能となる程度である。

例：

3. 甲地の所有者Aは、C生存中はCへ甲地からの収益を支払うため、Bに、甲地を売却する権限と、その売上高を投資し、その収益をCへ支払う権限を付して、甲地を信託として譲渡した。Bは、信託として単純封土権 (fee simple) を取得する。

4. Aは、既婚婦人であるCと、Cの相続人と将来の譲受人のための既婚婦人のためのユースとしてBに土地を遺贈した。Bは信託として単純封土権を取得する。

5. 甲地の所有者Aは、10年間、その収益をCに支払うため、Bとその相続人に信託として甲地を譲渡した。信託条項によって、それ以上の権限はBには付与されていないし、また、それ以上の義務も課せられていない。Bは、10年間、信託として財産権を取得する。

6. 甲地の所有者Aは、C生存中はCへ収益を支払うため、Bとその相続人に甲地を信託として遺贈

した。遺言者の異なる意思を表明した証拠がない限り、C生存中、Bは信託として財産権を取得する。

e. 受動信託

本条で述べられている法準則は、受動信託にも適用される。

例：

7. 甲地の所有者Aは、売買契約により、Cとその相続人のために、Bに（Bの相続人は入れない）信託として甲地を譲渡した。Bは信託として単純封土権（fee simple）を取得する。

ユース法が適用されるとしても、受動信託に対して本条で述べられている法準則が適用される。第68条参照。

例：

8. 甲地の所有者Aがユース法の適用されない譲渡証券により、Bの相続人を除きBのみへ甲地をCとその相続人のための信託として譲渡した。ユース法は、その信託に適用され、Cは普通法上の単純封土権を取得する。

設定時は能動信託だったが、その後受動信託となった信託を終了させるユース法の効果については第69条注d参照。

(2)項の注：

f. 動産

動産の所有者が、他の人に信託としてそれを譲渡する場合、譲渡人の異なる意思表示がない限り、受託者は、期間の制限のない権利を取得するのであり、信託期間により制限された権利を取得するのではない。従って、動産または有価証券が、ある者を生涯権の受益者とし他の者を残余権の受益者とする信託として譲渡された場合、受託者は期間の制限されない普通法上の権利を取得し、生涯受益者の生存期間に制限された権利を取得するのではない。

第4章 受託者

第89条 自然人の受託者能力

第90条 妻

第91条 未成年者

第92条 心神喪失者

第93条 外国人

第94条 非居住者

第95条 国あるいは州

第96条 法人

第97条 法人格なき団体

第98条 パートナーシップ

第99条 信託を管理する能力

第100条 受託者としての委託者

第101条 信託設定後の受託者の欠落

第102条 受託者による信託引受後の拒絶

第103条 単独受託者のうちの1人の死亡

第104条 単独受託者の無遺言死亡

第105条 単独受託者の遺言死亡

第106条 受託者の辞任

第107条 受託者の解任

第108条 新受託者の選任

第109条 裁判所による新受託者選任の場合の信託財産に対する権原の帰属

第110条 選任権行使の場合の信託財産に対する権原の帰属

第111条 通常譲渡不可能な財産権の新受託者への帰属

第89条 自然人の受託者能力

(1) 自然人が財産権を受託者として取得できる能力 (capacity) は、その財産権を自己のために取得できる能力と同じである。

(2) 自然人が財産権を受託者として保有できる能力は、その財産権を自己のために保有できる能力と同じである。

(3) 自然人が財産権の信託を管理する能力は、その財産権を自己の所有として管理する能力と同じである。

注：

a. 能力の意味については、第18条注 a 参照。

b. 本条の適用

本条では、(1) 信託として財産権を取得する場合、(2) 信託として財産権を保有する場合、(3) 信託を管理する場合の、自然人の能力欠缺の効果について一般的規則を述べる。

(1)項の注：

c. 財産権取得の能力

財産権を取得する能力をもたない者へ、財産権の譲渡がなされた場合、その者は受託者とならない。しかし、それでもなお、信託は設定される。第32条、33条参照。

いくつかの州では、外国人は土地に対する権原を取得する能力なしとされている。それゆえ、そこでは、外国人は、信託として土地を取得する能力はない。第93条参照。

(2) 項の注：

d. 財産権を保有する能力

財産権を取得する能力はあるが、それを保有 (hold) する能力がない者に、財産権の譲渡がなされた場合、その財産権は、信託としてその者に移転する。しかし、その者が財産権を保有することをやめた時に受託者をやめたことになり、裁判所による解任は必要ない。

普通法において、既婚婦人は、財産権を取得する能力を有していたが、その財産上の権原は夫の方に移転してしまうので、それを保有する能力はもっていなかった。第90条参照。若干の州においては、外国人は、財産権を取得する能力を有するが、土地を保有する能力はなく、土地は州に没収されてしまう。そのような州においては、外国人は土地を信託として保有する能力を有しないわけである。第93条参照。

(3) 項の注：

e. 信託を管理する能力

人が、財産権を取得したり、保有したりする能力を有していても、完全に有効な譲渡や契約をなすというような、信託の処理に必要な行為をする能力がなければ、その者は、その財産権についての信託を管理する能力をもたない。

財産権が、ある者に信託として譲渡され、その者がその財産権を取得し、保有する能力を有している場合、信託は設定され、譲受人が、その財産権の受託者となる。しかし、譲受人に、その信託を管理するに必要な能力がない場合は、その者の能力の欠缺が、受託者を解任させる理由となる。第107条参照。

未成年や精神病者は妻は(妻についてはある程度だが)、財産権を取得したり、保有する能力を有してはいるが、信託を管理するに十分なる能力は有していない。第90条～第92条参照。

第90条 妻

(1) 妻が財産権を信託として取得し、保有する能力は、妻が自己のために財産権を取得し、保有する能力と同じである。

【第4章】

(2) 妻が財産権に関する信託を管理する能力は、自己のために所有する場合に、財産権を管理する能力と同じである。

(1)項の注：

a. 財産権を取得し、保有する能力

普通法では、妻は財産権を取得する能力を有したが、夫が妻の財産権に対し、或る権利を取得した。さらに夫は、妻が信託として保有している財産権に対しては、妻自身のために保有している財産権に対し、夫が取得するのと同じ範囲で、権利を取得した。但し、夫が取得する権利というのは、その信託に従って保有するものであった。

独身者と同じように、既婚の婦人に財産権を保有する権限を与える法制の下では、妻も、信託として財産権を保有できる。

(2)項の注：

b. 信託を管理する能力

完全に有効な譲渡や契約をするという信託を管理するために必要な行為をする能力が妻になれば、妻は信託を管理する能力をもたない。普通法では、妻は、契約もできず、夫へ譲渡する場合を除き、財産権を譲渡できなかったため、信託を適法に管理することはできなかった。それ故、通常妻は受託者を解任され、制定法により裁判所が権限を新受託者に帰属させない場合、妻と夫は、共同して新受託者へ譲渡するよう強制される。

妻が財産権を取得・保有し、夫以外の者へ譲渡し、未婚女性と同様に契約を締結できる制定法の下では、妻は信託を管理しうる。このような制定法によれば、妻は夫と契約する能力を持たないが、そのことは信託を管理する能力になんら影響しない。

c. 義務

受託者たる妻の信託違反の責任の問題については本リステイトメントの範囲外である。第215条参照。

第91条 未成年者

(1) 未成年者は、信託として財産権を取得し、保有する能力を有する。

(2) 未成年者が財産権を信託として管理する能力は、未成年者が、自己のために所有として有する場合に、財産権を管理できる能力と同じである。

注：

a. 未成年者は、財産権を自己のため、あるいは信託として取得し、保有することができる。しかしながら、未成年者による財産権についての契約や譲渡は、取消しうるものであるから、未成年者は、信託を適法に管理することはできない。未成年である受託者は、通常、少なくとも成年に達するまでは、裁判所により、受託者としての地位を解任させられる。

b. 普通法上では、裁判所が、未成年である受託者に対し、信託財産を新受託者に引渡すよう強制はしていない。

しかし、制定法により、裁判所は、信託財産を新受託者に帰属させることはできる。第109条参照。

c. 未成年者の信託違反の責任については、ホリステイトメントの範囲外である。第215条参照。

第92条 心神喪失者

(1) 心神喪失者は信託として財産権を取得し、保有する能力を有する。

(2) 心神喪失者は、信託を管理する能力を有さない。

注：

a. 心神喪失者は、自己のため、あるいは信託として財産権を取得し、保有することができる。しかしながら、心神喪失者による契約や財産権の譲渡は、無効または、取消しうるものであるため、心神喪失者は、信託を適法に管理することができない。心神喪失者は、裁判所によって解任させられ、新しい受託者が選任されることになる。

b. 裁判所は、信託財産を新受託者に引渡すよう、心神喪失者を強制しない。制定法により、裁判所は、その信託財産を新受託者に帰属させることができる。第109条参照。

c. 心神喪失者の信託違反の責任については第215条参照。

第93条 外国人

(1) 外国人が財産権を信託として取得し、保有する能力は、外国人が、財産権を自己のために取得し、保有する能力と同じである。

(2) 外国人が財産権を信託として取得し、保有する能力がある場合、信託を管理する能力を有する。

注：

a. 財産権を取得し、保有する能力

ほとんどの州では、外国人は、動産と同様、自己のため、あるいは信託として不動産を取得し、保有することができる。土地に対する権限を外国人が取得できない州では、外国人は、土地について受託者となることはできない。

b. 信託を管理する能力

外国人が財産権を取得し、保有する能力をもつ場合、その外国人は、財産権を譲渡し、契約を締結する能力があるので、信託を管理する能力を有する。

c. いくつかの州では、制定法により、外国人は受託者になれないとされている。また、ある州では不在者たる外国人は受託者となれないとされている。

第94条 非居住者

信託が設定され、信託が管理され、信託財産が存在する州に居住していない者でも、受託者になることができ

る。

注：

a. 受託者としての非居住者

普通法では、信託が生前行為で設定されるにせよ、遺言で設定されるにせよ、受託者が信託が設定される所に必ずしも住んでいなければならないというのではない。非居住者が、委託者あるいは遺言者によって、受託者と指定されることもある。そのように指名された者が信託を管理することができる。受託者がいなくなった場合、裁判所は後任受託者を選任するよう要求される。新受託者は不在者であってもよい。

居住者が受託者として指名され、その後にその者が非居住者となった場合、このこと自体が、その者を受託者から解任する理由とはならない。ただし、そのことで、その者が信託を管理できなくなった場合は別である。

ある州では、非居住者が遺言により受託者となった場合には、令状を送達するための居住者の選任を必要とする。一部の州では、裁判所が、遺言により受託者となった不在者につき、管轄権を有する旨の規定がある。また一部の州では、そのような受託者の選任につき、裁判所が裁量により承認を拒否する旨の規定がある。

b. 前後参照

受託者としての州外法人の能力については第96条参照。

第95条 国あるいは州

合衆国または各州は、財産権を信託として取得し、保有する能力を有する。但し、法令に別段の規定がない限り、その信託は、合衆国または各州に対し、履行を強制できない。

注：

a. 主権免責 (sovereign immunity)

イギリスでは国王は受託者ともいうべきものであるが、国王に信託を強制する訴訟は提起できず、国王に対する受益者の救済方法は、唯一請願のみである。合衆国または各州に対する受益者の唯一の救済方法は、立法府の特別訴訟による。ただし、法令により、請求裁判所 (court of claims) または他の裁判所での訴訟手続が規定されている場合は、別である。

b. 国からの譲渡人

合衆国または州が信託財産を善意取得者でない者に譲渡した場合、その譲受人は、信託を条件に取得する。

c. 合衆国

合衆国は、合衆国憲法によって与えられた権限の範囲内で、明示または黙示になされた目的のためにのみ信託を管理することができる。

d. 州

合衆国憲法あるいは州憲法や法令の規定により制限されない限り、州は、どのような目的のためにも信託を管理することができる。

第96条 法人

(1) 財産権を信託として取得し、保有する法人の能力は、法律の制限がない限り、自然人と同じである。

(2) 法人が信託を管理する能力は、法律によって法人に与えられた権限の範囲に依る。

注：

a. 法人への遺贈

イギリスにおいて、1540年及び1542年遺言法（32 Hen. VIII C. 1. and 34 & 35 Her. VIII. C. 5）の制定前は、不動産の所有者は不動産を遺贈する権限を有さなかった。これらの制定法により、遺贈は一般的に認められていたが、法人への遺贈は明文上認められていなかった。法人への遺贈は、州により、許可されているところもあるし、法令によりあるいはその定款上、明確に認められるものでなければ、法人が不動産を遺贈により取得できないところもあった。また、一部の州では、一定額以上の不動産遺贈の場合、法人が、その不動産を取得できないところもあり、これと同じことを動産遺贈についても定めているところがある。これらの制定法は、法人が財産権を保有する権限のほか、取得する権限にも制限を加えている。これらの州では、法人が遺贈により自己のために取得できない財産権を、法人が遺言信託として取得できない。しかし、信託は失効しない。第33条参照。第397条比較。

b. 法人への生前行為による譲渡

英国における初期の死手法（statute of mortmain）のもとでは、生前行為により、不動産を譲渡しても、その財産権を法人が保有することにつき国王の許可がない限り、その財産権は国王に没収された。この法はアメリカでは採用されなかった。

c. 法人が保有できる総額についての法令上の制限

一部の州では、ある種類の法人は、財産権を取得するについて制限されなくても、法令により一定額以上の財産権は保有できないとされている。これらの州では、一定額以上の財産権が信託としては法人に譲渡された場合、その州によってなされた訴訟手続で、その財産権の放棄が強制されることになろう。これらの制定法は、法人が、財産権を保有する権限には制限を課しているが、財産権を取得する権限には制限を課していない。これらの州では、許容額以上の財産権が信託として、権限が制限された法人に譲渡された場合、州の提起する訴訟手続にもとづき、その財産権の放棄を強制される。しかしながら、その信託が無効となるのではない。第32条、101条参照。第362条、397条比較。

d. 法人が財産権を取得あるいは保有できる目的

一部の州では、法人が財産権を取得し、あるいは保有する能力は、その財産権がその法人に引渡された目的によっている。そのような州では、特定の信託にもとづき財産権を取得し、保有する法人の能力は、その目的が、そのような信託を管理する権限の範囲内かどうかによっている。

例：

【第4章】

1. X州の法律により、法人設立証書（定款）に指定された目的のためのみ、法人は土地に対する権原を取得する能力があるとされている。X州において、Aは、州法に従って設立されたB法人に、甲地からの収益をCに支払うための信託として、甲地を遺贈した。甲地に対する権原がB法人に帰属するかどうかは、法人の定款にもとづき、その法人が、その信託を管理する権限があるかどうかによる。

法人が信託財産を取得または保有する権限を有さないとしても、信託は失効しない。第32条、第33条参照。一部の州では、法人が自己のために財産権を取得し、保有する能力を有する場合は、その法人が、信託を管理する能力がなくても、信託として、財産権を取得し、保有する能力がある。このような州では、その法人は、受託者を解任させられることになろう。第107条参照。

e. 信託を管理する能力

信託を管理する法人の能力の範囲は、憲法または制定法の規定や、法人の定款によって決定される。信託を管理する権限が法人に明示的には付与されていないとしても、法人は、信託目的の達成に必要な範囲または法人の能力の範囲で、受託者として行為する権限が与えられる。財産権が、法人設立の目的と密接な関係がある目的のために信託として法人に譲渡された場合、法人は信託を管理する能力を有する。

財産権が法人に、一部は自己のため、一部は他人のために譲渡された場合、その法人は信託を管理する能力を有する。

例：

2. Aは、B教会に1万ドルを信託として譲渡し、C生存中はCにその収益を支払い、C死亡後は、それを教会の目的に充てることとした。Bは、Cのための信託を管理する能力を有する。

f. 信託会社および銀行

信託会社や州法銀行は、信託受託者として行為をなす権限が法令により与えられている。連邦法の下では、連邦準備制度理事会在が国法銀行に対し、州法に違反しない範囲で受託者権限を付与する。信託会社または州法銀行が受託者となり得る州では、その州にある国法銀行に対して連邦準備制度理事会在が受託者権限を付与することができる。

g. 州外法人

或る州の法律にもとづき成立され、受託者として行為をなす能力をもつ法人は、他の州で、それを禁じていない限り、その他の州でも、受託者として行為を有する。

多くの州では、その州で州外銀行または州外信託会社が受託者として行為できるか否か及び行為するときの条件につき、制定法がある。

h. 地方公共団体 (municipal corporation)

地方公共団体も、教育の推進、貧困の救済、健康の保護、公共のための公園や施設や工場などの建設や維持というような公益目的のための受託者として行為をすることができる。しかし私益信託は含まれない。

地方公共団体の権限の範囲については、明文の規定のある場合が多い。

第97条 法人格なき団体

法人格なき団体が、自己のために財産権を取得し、または保有する能力がない場合は、法人格なき団体は、信託として財産権を取得し、または保有する能力がない。

注：

a. 財産権を取得し、保有する能力

普通法では、法人格なき団体は、土地に対する普通法上の権原を取得あるいは保有することができず、そのため、信託として土地を取得、あるいは保有することができない。しかしながら、その信託は失効しない。第32条、33条参照。

法人格なき団体への財産権の譲渡が、その法人格なき団体のメンバーに財産権の権原を与えるものとするならば、信託として財産権を譲渡した場合、その財産権は、信託としてメンバーに有効に帰属する。

b. 信託を管理する能力

法人格なき団体は、法令等により、自己のために財産権を取得し、保有できると同じ範囲で、そのような財産権を信託として取得し、保有できる。

c. 法人格なき公益団体

法人格なき公益団体への遺贈の有効性については、第397条注f参照。

第98条 パートナーシップ

パートナーシップが自己自身のために財産権を取得し、または保有する能力を有しない場合は、財産権を信託として取得し、または保有する能力を有しない。

注：

a. 財産権を取得し、保有する能力

普通法上では、パートナーシップは土地に対する普通法上の権原を取得し、あるいは保有することができないので、信託として土地を取得し、あるいは保有することはできない。しかしながら、その信託は失効しない。第32条、33条参照。

自己自身のための財産権の譲渡により、財産権の普通法上の権原が構成員に帰属するならば、パートナーシップに対してする信託としての譲渡は、構成員に対して信託として財産権を譲渡したことになる。

b. 信託を管理する能力

パートナーシップは、法令等により、自己のために財産権を取得し、保有できる範囲で、そのような財産権を信託として取得し、保有できる。

第99条 受託者としての受益者

(1) 数人の受益者のある信託では、その受益者の1人が、複数いる受託者の1人となることができる。

【第4章】

- (2) 数人の受益者のある信託では、その受益者の1人が、その信託の唯一の受託者となることができる。
- (3) 単独受益者は、その信託の複数いる受託者の1人となることができる。
- (4) 数人の受益者がいる場合、受益者全員が受託者となることができる。
- (5) 単独受益者が、その信託の唯一人の受託者となることはできない。

(1)項の注：

a. 複数受益者の1人が複数受託者の1人になる場合

複数受益者の1人が複数受託者の1人である信託は可能である。この複数受益者は、合有者（joint tenant）としてその信託財産に対する普通法上の権原を保有し、複数受益者—そのうちの1人は受託者ともなっている—は、信託条項によって決められている範囲内で衡平法上の権利を有する。普通法上と衡平法上の権利が部分的に混同するのではない。

例：

1. Aは財産権を信託としてBとCとDに譲渡し、その収益の半分はBに、その残りはEに支払うことを内容とした。そして、B死亡の際には、その元本はEに支払われるものとし、万一、BよりもEが先に死亡した場合には、Eの遺産に入れられるものとされている。信託は設定され、Bは衡平法上の権利を有する。

(2)項の注：

b. 複数受益者の1人が、単独受託者となる場合

複数受益者の1人が単独受託者である信託は可能である。この受託者は、信託財産に対する普通法上の権限を保有し、受託者ともなっている人も含めて、受託者は、信託条項によって決められた範囲で衡平法上の権利を有する。普通法上と衡平法上の権利が部分的に混同するのではない。受託者を兼ねている受益者は、その財産権のある部分を、信託とは関係なく保有する、というわけではない。この受益者の債権者は、衡平法上の権利を差押えるための適法な手続によってのみ、その受益者の権利を差押えることができる。但し、浪費者信託の場合、債権者はその受益者の権利を差押えることはできない。第152条注m参照。

例：

2. Aは、B、C、Dに平等の割合で収益を支払い、10年後、その元本をB、C、Dでわけけるための信託としてBに財産権を譲渡した。信託は設定され、Bは衡平法上の権利を有する。
3. Aは、B生存中はB自身に収益を支払い、B死亡の際には、その元本をCに引渡すための信託として、Bに財産権を譲渡した。信託は設定され、B生存中は、Bはその収益を受領するための衡平法上の権利を有する。

(3)項の注：

c. 単独受益者が、複数受託者の1人である場合

単独受益者が複数受託者の1人である信託は可能である。この複数受託者は、合有者として、その財産権に対する普通法上の権原を保有し、受益者は、衡平法上の権利を有する。

例：

4. Aは、Bが30才になるまではBにその収益を支払い、30才になったら元本をBに支払うこととし、万一、Bが30才になる前に死亡したら、Bの遺産にその元本を入れるという内容の信託として、B、C、Dに財産権を譲渡した。信託は設定され、Bは唯一の受益者である。

(4)項の注：

d. 複数受益者が全員受託者となる場合

このようなケースでは、受益者の各々が、全員によって保有されている普通法上の権利とは別に、衡平法上の権利を有する。この受託者達は、合有者としてその信託財産に対する普通法上の権限を保有し、かつ、信託条項によって決められている範囲で衡平法上の権利を有する。どの受益者も、他の者と同時になければ、信託とは関係なく未分割の普通法上の権利を自分のところへ譲渡するよう強制できないし、一部分、信託を終了させることもできない（第340条参照）。また、信託の終了が信託目的をそこなうような場合には、たとえ、全員の同意があっても、裁判所は、信託の終了を命ずることができない（第337条参照）。複数受益者の1人に対する債権者は、衡平法上の権利を差押えるための適法な手続によってのみ、その受益者の権利を差押えることができる。但し、消費者信託の場合、債権者は、その受益者の権利を差押えることはできない。第152条、第153条参照。

例：

5. Aは、BとCが生存中は、等しく収益を分け、どちらか一方が死んだ場合は、その財産権の半分をその者の遺産に入れ、残りは残存者に引渡すという内容の信託として、BとCは財産権を譲渡した。信託は設定され、BとCは衡平法上の権利を有する。

(5)項の注：

c. 単独受益者が、単独受託者とされた場合

1人で、財産権に対し普通法上の権原と、衡平法上の権利との両方を有する場合、その者は、それを信託とは関係なく保有する。自分自身に義務があるわけではなく、自分自身に対し何らの権利も有するわけではない。その者は、誰にも妨げられることなく、所有者として、その財産権を処分しうる地位にあり、その者がその財産権を譲渡した場合には、譲渡の対価を得たとしても責任を問われることはなく、譲受人の支配するその財産権が第三者に差押えられることもない。また、譲渡人も自ら行った譲渡行為に基づき譲受人に対して訴訟を提起することはできない。

普通法上の権利と受益者とは同一人に帰した場合は、信託の終了については、第341条参照。

第100条 受託者としての委託者

委託者は、その信託の受託者となることができる。

注：

a. 第17条で述べたように、財産権の所有者が、他人のための受託者として、その財産権を保有することを宣言

【第4章】

することにより、信託は設定される。それは生前行為または遺言により受託者たる他人に財産権を移転して、信託を設定できることと同様である。財産権の所有者が無償で受託者となる旨宣言する場合、その者は委託者兼受託者である。

委託者が、自分で所有している財産権については信託宣言をするか、受託者としての自分自身に財産権を譲渡すると宣言したかどうかは重要ではない。

委託者が、複数受託者の1人となることもある。同様に、自己を含む複数の者を受託者として財産権を譲渡した場合、委託者が複数受託者のひとりとなる。委託者が財産権を第三者に譲渡し、その第三者がさらに共同受託者へ譲渡したのか、あるいは委託者が直接に自己を含む共同受託者へ譲渡をしたのかは重要でない。

第101条 信託設定後の受託者の欠落

信託条項に別段の定めがない限り、信託設定後に受託者として指定された者が何らかの理由で、受託者となれなくなった場合でも信託は無効とならない。

注：

a. 一般規則

信託がひとたび設定されたなら、注bの場合を除き、受託者の死亡、無能力、解任、辞任、信託拒絶 (disclaimer) などによって、信託は無効とはならない。

例：

1. Aは、Cに甲地からの収益を支払い、死亡の際には、甲地をDに引渡すことを内容とし、信託としてBに甲地を譲渡した。Bが死亡、あるいは心神喪失し、あるいは、信託違反により解任され、または、受託者が辞任ないしは信託を拒絶したとする。信託は効力を失わない。

受託者として指名された者が、不存在または権原を取得できない場合に、信託が成立しないのかについては、第32条および第33条参照。

b. 受託者の欠落により信託が失効する場合

委託者が、受託者として指名された者が受託者としての行為を続けない場合は、その信託を存続させないという意思表示をした場合、あるいは、その指名された者が受託者としての行為をしないうと、信託の目的が遂行できない場合、その信託は受託者の欠落により失効する。第35条注iと比較せよ。

例：

2. Aは、Bが選んだ慈善団体 (charitable corporation) に支払うため信託として1万ドルをBに遺贈し、その際Bがその選択をすることができない場合は、その信託は終了すると規定していた。Bはその基金のうち5千ドルを或る慈善団体に支払って死亡、あるいは、心神喪失し回復の見込みがなくなってしまった。この公益信託は失効する。

第102条 受託者による信託引受の拒絶

(1) 受託者は、明示または黙示の意思表示によって信託引受をなしたのでなければ信託の引受を拒絶できる。

(2) 受託者がすでに信託引受をなしたときは、それが明示の意思表示によってなされたか、黙示の意思表示によってなされたかにかかわらず、その後、受託者は信託引受を拒絶することはできない。

(3) 信託が生前行為によって設定された場合、受託者は、その引受を拒絶した以上は、その後、これを引受ることはできない。遺言によって信託が設定された場合は、引受を拒絶した受託者であっても、裁判所の許可があれば、その後においてさらに信託を引受ることができる。

(4) 受託者は、信託の一部を引受け、一部を拒絶するということはできない。

注：

a. 引受がなされなければ義務は生じない。

たとえば、第三者に引渡しがなされ、それによって信託が設定される場合（第36条参照）のように、受託者たるべき者に、その通知または引受がなくても、財産権は移転されうるが、しかし、その者は、自己が引受をなした場合でなければ、受託者としての行為をなす義務を負わない。

b. 方式 (formalities)

受託者によってなされる信託拒絶 (disclaimer) は、特別の方式を必要としない。引受拒絶の意思表示は書面でも口頭でもなしうるし、明示でも黙示でもなしうる。信託が捺印証書により設定されたとしても、拒絶は、口頭または捺印なき書面で行っても充分である。受託者のなす引受は、信託条項に別段の定めがないかぎり、何等特別の方式を要件としない。

c. 信託の引受または拒絶の意思表示

信託の受託者が引受をなすか拒絶をなすかということは、当該受託者の意思表示によって定まり、各々の場合の事実関係が問題となる。たとえば、譲受人が受託者であるときのみ適法にその財産権を管理できるという場合は、信託引受を構成する。しかし、単に、受託者が指名されるまでの暫定的な財産権の保護というだけでは、信託の引受を示すものではない。

財産権が信託としてある者に譲渡されたが、その者が長期間、信託の引受を履行しないということは、信託拒絶の意思を示す典型的なものである。信託成立前に受託者が信託を引受ける旨の約束をした場合、信託拒絶の意思表示をしない以上、信託を引受ける旨の意思の表示であるとされるが、そのような約束をしたとしても信託拒絶をなしうる。制定法や信託条項によって、受託者が信託引受承諾書 (bond) を与えるという要件が課せられているとき、その信託引受承諾書を与えることを拒絶したり長期にわたって懈怠することは、信託拒絶を構成しうる。財産権が信託として譲渡されるとき、譲受人が信託引受をなさずに、譲渡人にその財産権を再譲渡した場合は、信託拒絶とされる。

d. 引受後の信託拒絶

受託者は、一度信託を引受けた以上、その後拒絶することはできない。ただし、受託者は、第106条に述べら

【第4章】

れているように、辞任 (resign) することができる場合もある。

c. 信託拒絶の撤回

財産権が生前行為によってある者に譲渡されたが、その者が信託拒絶をなした場合、その財産権に対する権原は、譲渡人に再帰属し、譲受人は、その後に信託引受をなすことによって、その権原を自己に帰属させることはできない。ただし、裁判所が管理する遺言信託の場合は、裁判所によって受託者の信託拒絶の撤回が許容されることもある。裁判所は、受益者の権利を害するような撤回を許さない。

f. 信託の一部拒絶

受託者が、信託の一部を引受け、一部を拒絶する意思表示したときは、信託の全部を引受けたものとしての効力を生ずる。受託者が信託財産の一部分についての引受をなしたとしても、それは信託財産全体についての引受となる。

2つの別個の信託が設定され、双方の受託者に同一人が選任されていても、委託者が別段の意思を信託条項によって表示している場合を除き、一方を引受け、一方を拒絶することはできない。

遺言執行者と受託者に同一人が指名されている場合、委託者が別段の意思表示をなしたのであれば、遺言執行者を引受け、受託者を拒絶することができるし、また逆に、遺言執行者になることを拒絶し、受託者を引受けすることもできる。

受託者が信託財産の権原を取得した場合、同時に受託者が信託の履行を拒否する旨表明したとしても、権原の取得は信託の引受を意味する。受託者は財産権を取得しておきながら、義務の履行を拒絶することはできない。

g. 信託拒絶の効果

受託者が信託拒絶をするならば、拒絶の効果は、権原を譲渡人またはその者の一定財産 (estate) に再帰属させ、受益者に対する受託者としての責任、および信託財産の権原を保有する者としての一般人に対する責任を、遡及的に解除することである。しかし、信託の効力は失われない。第35条参照。

第103条 複数受託者のうちの1人の死亡

複数受託者のうち1人が死亡した場合、信託財産に対するその者の権原は残存受託者に帰属する。

注：

a. 合有者 (joint tenants) としての受託者

受託者が2名もしくは2名以上の場合、それらの者は、合有者として保有し、一方が死亡したとき、残存者の方は、生存者への権利の帰属 (survivorship) により、信託財産に対する権原を保有する。

制定法で、合有不動産権、あるいは合有不動産権の推定、または合有者間の生存者への権利の帰属が廃止されている州が大部分であるが、これらの制定法は、受託者には適用されない。

本条に述べられた規定は、法人と個人とか共同受託者である場合にも適用され、個人が死亡したときには、法人が単独受託者 (sole trustee) となる。

b. 死亡した受託者に代わる新受託者の選任については、第108条注 b 参照。

第104条 単独受託者の無遺言死亡

単独受託者が無遺言で死亡したとき、信託財産に対する権原は、信託が附けられたまま、それが物的財産権であれば相続人に、それが人的財産権であれば、死亡受託者の遺産管理人に帰属する。ただし、信託条項もしくは制定法にこれと異なる規定がある場合は別である。

注：

a. 普通法の規則

信託財産に対する権原は、相続人または遺産管理人に帰属するのであるが、相続人または遺産管理人は、信託財産を管理する権限を、信託条項によって与えられているのでなければ、信託の管理をなしえない。もし、信託を管理する権限が与えられていないときは、新たに受託者が選任される。第108条参照。

b. 制定法の規定

単独受託者死亡のとき、信託財産に対する権原は、裁判所に帰属するか、あるいは、裁判所によって新受託者が選任されるまで停止するものと、制定法によって規定されている州が多い。

第105条 単独受託者の遺言死亡

信託財産を遺言で譲渡した単独受託者が死亡したとき、信託財産に対する権原は、信託が附けられたままで受遺者に帰属する。ただし、信託条項もしくは制定法にこれと異なる規定がある場合は別である。

注：

a. 普通法の規則

信託財産に対する権原は、受遺者に移転するのであるが、受遺者は、信託条項によって認められていないかぎり、信託の管理をなしえない。もし、その権限が受遺者に与えられていないときは、新受託者が選任されることになる。第108条参照。

b. 制定法の規定

制定法によって、受託者に、信託財産を遺贈する権限が信託条項で与えられているのでなければ、受託者は信託財産を遺贈する権限をもたないと規定されている州が多い。これらの州では、受託者にこの権限が授けられていないとき、信託財産に対する権原は裁判所に帰属するか、あるいは新受託者が選任されるまで停止される。制定法によって受託者の遺言執行者に、信託財産の管理権を与えている州もある。

第106条 受託者の辞任

信託引受をなした受託者は、以下の場合に該当するのでなければ、受託者を辞任することができない。すなわち、

【第4章】

(a) 相当な権限を有する裁判所の許可がある場合

(b) 信託条項にもとづく場合

(c) 受益者全員の同意がある場合、ただし受益者が上記の同意をなしうる能力を有する場合に限る。

注：

a. 不適法な委任(delegation improper)

本条に述べられている諸事情の下でなされる場合以外、受託者が新受託者に信託財産を譲渡することは、信託違反となる。第171条参照。

b. 後任受託者への譲渡義務

受託者が辞任する場合、制定法あるいは信託条項で、信託財産に対する権原が、譲渡なしに新受託者に帰属するものとされているのであれば、受託者は、後任受託者に対して、信託財産を譲渡すべき義務を負う。信託財産に対する権原の、新受託者への帰属については、第109条および第110条参照。

もちろん、受託者を辞任したとしても、辞任以前に犯した信託違反に対する責任を受託者は免れることができない。

(a)項についての注：

c. 裁判所の許可

受託者にその辞任を許可するか否かは、裁判所の自由裁量の範囲内の問題である。通常、受託者の辞任が、信託財産の管理に不当に不利益をもたらすものではなく、また、特に受託者に対し受託者としての行為の継続を強制することが、受託者に甚しく負担となるような場合には、受託者の辞任は許可される。受託者が、信託の一部についての辞任をなすことは、普通許されない。しかし、複数の信託がある場合、ひとつだけ辞任し残りの信託については辞任しないということが許される。

(b)項に関する注：

d. 信託条項

信託条項によって受託者の辞任が認められることがある。受託者の辞任は、信託条項にしたがう場合にのみ効力を有する。したがって、受託者が複数いる場合、各受託者はいつでも、自己の署名をした証書を自己の共同受託者に引渡すことにより辞任できる旨の信託条項の規定が許される。

(c)項に関する注：

e. 受益者の同意

受益者は、財産権に関する契約や財産権の譲渡をなす能力を有するならば、受託者の辞任についての同意をなす能力をも有する。受託者の辞任に同意する能力を有する受益者の全員が、かかる同意を与えると、もはやだれも受託者に対し、辞任の際の信託違反の責任を問うことができない。

信託条項に反するような受益者の同意の効果について、第216条を参照せよ。

第107条 受託者の解任

受託者の解任は、

(a) 相当な権限を有する裁判所、または、

(b) 信託条項によって、受託者を解任する権限

を与えられている者、がなしうる。

(a)項に関する注：

a. 裁判所がなす解任

受託者が、受託者としての行為を継続することにより受益者の権利を害することになる場合、裁判所は、その受託者を解任することができる。それは、裁判所の自由裁量権の行使の問題である。

b. 解任事由

以下の事由は、特に受託者の解任事由とされるものである。

信託財産を管理する能力の欠缺（第89条参照）、重大な信託違反をおかしたこと、証書を要するときにそれを拒絶すること、計算の拒絶、犯罪行為（特に信義則違反を内容とするもの）をおかしたとき、老齢・常習的な醜陋・能力の欠缺その他の理由によって受託者として不適任となること、永久的あるいは長期にわたって州外に居ること、受益者の1人あるいはそれ以上の者のみに偏った利益を与えるようなとき、自己の共同受託者との協力を相当な理由なく、不当に懈怠しているとき、などの事項である。

c. 不和 (friction)

単なる受託者と受益者との間の不和だけでは、受託者を解任する事由にはならない。ただし、かかる不和が、信託財産の適正な管理をなす妨げとなる場合は別である。

d. 支払不能 (insolvency)

受託者が破産あるいは支払不能となったとき、裁判所は受託者を解任することができるが、必ずしも解任しなければならないということではない。すなわち、裁判所は、受託者を解任せず、自由裁量で、受託者に受託者財産の相当な管理をなすについての担保を提供することを要求できる。

信託会社または銀行が破産した場合、その破産時に管理されていた信託に対する影響は、その地方の制定法および政策による。

e. 受託者の選任に対する裁判所の追認

遺言で受託者に指名された者は、裁判所がその選任を追認するまで、信託の管理をすることができないものとする州がある。上記の州においては、受託者選任の時に存する事情が受託者の解任事由に該当すれば、裁判所が追認を拒絶することがある。

f. 委託者が受託者を指名した場合

委託者の指名した受託者を解任する場合、裁判所は、裁判所の指名による受託者や信託条項で指名権を与えられた第三者の指名した受託者を解任する場合よりも、制限的に解任をなす。

【第4章】

一般に、裁判所は、委託者が、受託者を指名する時に既に存在する事由で、しかもそれを知りながら、その受託者を指名したのであれば、たとえ、裁判所がその受託者を選任することはありえないとしても、その者を解任することはない。信託条項によって受託者にかなり広範囲の自由裁量権が与えられているとしても、委託者の指名による受託者が、当該信託の受益者の1人であるという事実だけで、裁判所は、受託者の解任もしくは、受託者の選任の追認拒絶の事由とすることはできない。しかしながら、このような場合、その受託者による信託管理は、綿密な検査をうける。受託者が自己の利益をはかり、またはその他の方法で不当に自己の利益をはかって自己に付与された裁量権を公平に行使していないことが、裁判所に判明した場合、裁判所はその者を受託者から解任する。

例：

1. Aは、自分の全財産を息子のBに遺贈した。それは、自己の妻Cの扶養と慰安に必要なかぎり、自己の指図通り、その財産権の収益及び元本をCに支払い、C死亡のときは、その財産権またはその残余部分は、信託とは別個にBが保有するという内容の信託として、遺贈されたものである。裁判所は、Bの受託者の地位から解任したり、Bが受託者として選任されたことに対する追認を拒絶したりすることはない。しかし、このような権利の抵触は、後日、Bが信託財産の管理をなすについて、Cに対し十分な扶養と慰安に要する支払をBが懈怠するという、Bの管理権濫用に関し、Bの有責を裁判所が判断する一つの要素となりうる。

g. 委託者の了知する事由

極端な場合であるが、委託者が受託者を指名する時に既に存し、しかも了知されていた事由であっても、裁判所は、公序良俗の見地から、その事由にもとづいてその受託者の解任をなすことができる。また、裁判所は、同様の事由にもとづいて、受託者の指名の追認を拒ばむことができる。したがって、委託者の指名した受託者が無能力であったり、不誠実な者または信託の管理に必要な資格を全く有さない者であることを委託者が知っていた場合、その理由を委託者が知っていたとしても、裁判所はその受託者を解任するかまたは指名の承認を拒絶する。

(b)項に関する注：

h. 信託条項

受託者を解任する権限が、信託条項によって、委託者、受益者あるいは第三者に与えられている場合、この権限は、当該権限の行使に関する信託条項の要件にしたがってのみ行使することができる。

例：

2. 受託者が法的に無能力になった場合には受託者を解任する権限を、信託条項により、受益者が有している。その権限は、受託者が不適任となっても能力者である限り行使しえない。もちろん裁判所は、その受託者を解任できる。

i. 受益者がなす解任

たとえ、受益者全員が、受託者の解任を望んだとしても、信託条項によって受益者に受託者解任の権限が与えられているのでなければ、権限を有する裁判所に対し、明白な事由にもとづく申立をなす以外、受託者の解任を

強制することはできない。

受益者は、信託を終了させ、受託者に、財産権を自己に移転するよう強制する権限を有するならば、受益者は、信託を終了させ、直ちに別の受託者をたてて、同じ信託条項で新たな信託を設定することができる。それ故、受益者が信託終了の権限を有する場合、受益者は事実上、受託者の解任をなしうる。信託終了をなす受益者の権限については、第337条～第340条参照。

第108条 新受託者の選任

信託の設定がなされたが受託者の指名がない場合、あるいは受託者の全員またはそのうち1人が、何らかの理由で受託者でなくなった場合、以下の方法によって新受託者を選任することができる。

- (a) 権限を有する裁判所による選任、
- (b) 信託条項で、受託者を指名する権限を与えられている者であれば、その者によってなされる選任。

注：

a. 受託者の選任が必要な場合

木条の規定は、以下の場合に適用することができる。すなわち、

委託者が受託者を指名していない場合、受託者に指名された者が死亡したとき、受託者としての行為をなす能力を失った場合、あるいは能力を有しない場合、および信託拒絶または辞任する場合、受託者が解任された場合、である。

b. 受託者の欠員の補充

委託者が受託者数人を指名したが、そのうちの1人が死亡したとか、受託者としての行為をなしうる能力をもたないか、能力を失った場合、あるいはまた、信託拒絶をなすとか受託者を辞任する場合、受託者が解任された場合、委託者が、受託者の数を減少させてはならないという意思を明示しているのであれば、新受託者が選任されることになる。信託条項の中に上記のような規定がない場合は、欠員の補充が信託財産の適正な管理を役立つときに限り、欠員が補充される。また、新受託者が選任されないときは、残りの受託者が信託財産を管理できる。

(a)項に関する注：

c. 裁判所のなす選任

裁判所に、新受託者選任の申立をなしうる者は、受託者および信託財産に対する権利を有する者、信託者としての地位を退いた者、引続き受託者となっている者である。なお、公益信託の場合は、法務長官 (the attorney general) が申立をなす。

d. 選任を決定する要案

裁判所は、新受託者の選任について監督する際、以下の事項を考慮する。すなわち、

- (1) 委託者の意思、(2) 受益者各々の権利や要請、(3) 信託財産の適正な管理の促進である。

受託者が、委託者又は信託条項により指名権を有する者により選任されたのであれば、裁判所はその受託者を

【第4章】

解任できないが、そうでなければ裁判所は特定の者を受託者として選任することを拒絶できる。例えば、複数受益者の1人または複数受益者の1人の近親者(relative)などは、裁判所は通常受託者に選任しない。

e. 受託者の追加的選任

裁判所は、単に選任によって欠員を補充するだけでなく、追加的に受託者を選任することが、信託財産のより適正な管理に資するという事情があるときには、追加的に受託者を選任することもできる。

(b)項に関する注：

f. 信託条項

信託条項によって授与される受託者を指名する権限は、信託条項に規定されている事情のもとでのみ、また信託条項に規定されている方法でのみ行使することができる。

例：

1. 信託条項には、原受託者が信託引受を拒絶した場合にのみ、受益者は新受託者を選任する権限が与えられると規定されている。受託者は、信託を引受けその後死亡した。その指名権を行使することはできない。

2. 信託条項により、委託者が受益者の同意を得て新受託者を選任する権限を留保している。委託者は受益者の同意なくして受託者を選任することはできない。

g. 委託者によってなされた選任

委託者は、自己の選択した原受託者が受託者でなくなったときに受託者となる者を、信託設定の書面によって指名しておくことができる。また、予め追加的に受託者を定めておくこともできる。

例：

3. Aは、Cのための信託としてBに財産権を譲渡し、B死亡のときは、D信託会社が受託者となる旨定めておいた。B死亡のとき、D信託会社が受託者としての権限を有する。

4. Aは、自己の全財産権をB信託会社に信託として譲渡した。Aは遺言書に、自分の息子のCが21才に達したときは共同受託者となるべき旨を定めた。Cは、21才に達すると共同受託者としての権限を有する。

h. 制定法の規定

遺言信託の場合、信託条項によって与えられた指名権にもとづいてなされる受託者の選任が、裁判所によって迫られるまで、受託者は、受託者としての行為をなしえないものと制定法に定められている州がある。

i. 受託者によってなされる選任

たとえ、注bで述べられているように、裁判所に受益者の要請を考慮するとしても、信託条項によって受益者に指名権が授与されているのであれば、受益者は受託者の選任を強制できない。

もし、受益者が、信託を終了させ信託財産を自己に移転するよう受託者に強制しうる権限を有するならば、受益者は、信託を終了させ直ちに新受託者を指名し、同様の信託条項にもとづく信託を設定することができる。したがって、事実上、受益者が信託終了の権限を有するときは、受託者の選任することができる。信託終了をなす

受益者の権限については、第337条～第340条参照。

第109条 裁判所による新受託者選任の場合の信託財産に対する権原の帰属

信託条項の規定または制定法等によって、裁判所は、自己が選任した新受託者に、信託財産に対する権原を付与する権限を有し、かつ、その権限を行使したときには、信託財産に対する権原 (title) は、裁判所の新受託者選任の時、旧受託者または信託財産の保有者から新受託者への譲渡を経由せず、直接新受託者に帰属する。

注：

a. 権原の帰属

普通法と衡平法が別個の裁判所で取扱われていた時代は、普通法上、以下のような規定があった。すなわち、たとえ衡平法裁判所が、財産権に対する普通法上の権原を保有する者に対し、その権原の移転を命ずることができるとしても、衡平法裁判所が選任する受託者に、財産権に対する普通法上の権原を帰属させることはできないものとされていた。

今日では、裁判所は一般に、制定法等によって、財産権に対する普通法上の権原を、裁判所の選任した受託者に帰属させることを命ずる権限を有する。

b. 制定法の規定

ほとんど全ての州で、制定法によって信託財産に対する権原を新受託者に帰属させるものと規定されている。また、裁判所の新受託者選任ということだけで、新受託者への権原の帰属がなされるものと規定している州も多い。また、一部の州では、裁判所が判決により権原を新受託者に帰属させることができる。また一部の州では、新受託者に権原を帰属させるための譲渡をなす者を裁判所が選任することができる。

c. 裁判所の管轄権

裁判所は、受託者に対し、新受託者への財産権の譲渡を命じることができるとしても、その財産権が当該裁判所の管轄に服さないときは、裁判所が判決によって新受託者にその権原を帰属させることはできない。裁判所の管轄に関する問題については、抵触法のリステイメント第97条、98条参照。

第110条 選任権行使の場合の、信託財産に対する権原の帰属

信託条項の規定により付与された権限の行使により、新受託者が選任された場合、もしその旨の信託条項の規定があるならば、信託財産に対する権原は、旧受託者またはその他の信託財産に対する権原の保有者が譲渡を行わなくても新受託者に移転する。そのような規定がないならば、裁判所が制定法等により権原を新受託者に帰属させる権限を有しており、その権限を行使する。

注：

a. 権原の帰属

通常、委託者は、後任受託者 (a successor trustee) に言及している場合、財産権に対する権原が、旧受託者

または他の信託財産に対する権原の保有者による譲渡を要件とせずに、選任された者に帰属するものとする自己の意思を明示している。

b. 裁判所の管轄権

裁判所は、受託者に対し、新受託者への財産権の譲渡を命じることができるとしても、その財産権が当該裁判所の管轄に服さないときは、裁判所が判決によって新受託者にその権原を帰属させることはできない。裁判所の管轄に関する問題については、抵触法のリステイトメント第97条、第98条参照。

第111条 通常譲渡不可能な財産権の新受託者への帰属

自己の利益のために保有するならば譲渡不可能な権利であっても、受託者が受託者の地位に基づき保有している権利は、後任受託者に譲渡することができる。

注：

a. ある者が、自己の利益のために、権利を保有しているならば、譲渡不可能なものであるにしても、その権利を信託として保有するように信託の設定をなしうるし、また、既に設定されている信託の受託者に上記の権利が生ずるということもある。第81条参照。その権利についての受託者は、それを後任受託者に譲渡することができるのである。信託条項または制定法によって、信託財産に対する権原が、旧受託者から新受託者へ譲渡されなくても、直接新受託者に帰属するものである（第109条、第110条参照）とされている場合には、上記の権利は、新受託者に帰属する。

第5章 受益者

- 第112条 受益者確定の必要性
- 第113条 複数受益者
- 第114条 委託者が受益者を兼ねる場合
- 第115条 受託者が受益者を兼ねる場合
- 第116条 受託者たりうる能力
- 第117条 受益者たる能力の欠缺
- 第118条 受益者としての既婚婦人
- 第119条 法人格なき団体
- 第120条 受益者としての一定の集団の構成員
- 第121条 受益者としての血縁者(relatives)
- 第122条 受益者としての不特定な集団の構成員
- 第123条 不特定または一般的目的
- 第124条 特定の非公益目的
- 第125条 制限のない処分権
- 第126条 付随的な受益者(incidental beneficiary)
- 第127条 誰が受益者となるのか
- 第128条 受益者の権利の範囲
- 第129条 受益者の権利の範囲の確定
- 第130条 受益権の性質
- 第131条 衡平法上の財産の展観(equitable conversion)

第112条 受益者確定の必要性

信託設定時または永久権禁止則期間内に、確定できる受益者が存在しなければ、信託は設定されない。

注：

a. 受益者が確定しているとき

信託の設定は、財産処分の一方法である。そのような処分は、財産の受益権を享受する人、当該信託を強制する権利をもつ人の存在を必要とする。しかしながら、受益者は、信託設定時に必ずしも確定する必要はない。受益者は、次のいずれかの場合であればよい。(1) 特定される場合。(2) 信託設定時に存在している諸事実から確定可能である場合。(3) 信託設定時には存在しないけれども、永久権禁止則期間内に、必ず存在する事実から確定可能である場合。

普通法上、永久権禁止則期間は、権利設定時に生きている人の死後21年間である。成文法によって、異なる期

【第5章】

間を定める州もある。

b. 書面による確定可能性

受益者は、信託条項で指名される必要はなく、書面で指定されていればよい。

例：

1. Aは、Aの死亡時に、使用人である人に、各々100ドル支払い、また、Cは残りの金額を支払うための信託として、Bに10,000ドルを遺贈した。この信託は設定される。

c. 信託設定後の確定可能性

信託設定時に、不確定あるいは未存在の人のために、信託は設定されうる。但し、永久権禁止則期間内に受益権が帰属することが必要である。

例：

2. Aは、C生存中はCに収益を支払うため、C死亡の場合は、その時生存中のCの子供達に元本を支払うために、ある株式の信託宣言をした。この信託は、信託宣言の時、Cが子供をもっているか否にかかわらず有効である。

3. Aは、Aの息子のうち年取100ドル以下のものに限って、1年につき100ドル支払うための信託として、Bに10,000ドルを遺贈した。この信託は有効である。

4. Aは、Cジョッキー・クラブ主催の競技会で、Aの死後5年以内に開催された競技において、最も速い記録を作った馬の所有者に、元本とそこから生じた収益を支払うための信託として、Bに500ドルを遺贈した。この信託は有効である。

d. まだ生まれていない子供

信託設定時に、胎児であるかあるいは懐胎されていない子供は、信託の受益者となり得る。もし受益権が、永久権禁止則期間内に子供に付与されるならば、信託設定の要件が充足されている限り、その信託は有効である。

例：

5. Aは、以下の内容の信託として、Bに甲地を譲渡した。その内容は、Cが結婚し、1人の子供をもつまではCに収益を支払う。また、Cの第1子誕生の場合は、その子が成人になるまでは、その子の扶養のため収益を当てる。そして、成人になれば、甲地をその子に譲渡するというものである。信託は設定される。

6. 独身者のAは、甲地からの収益を積立て、Aの第1子が成人したときは、その収益とともに甲地をその子に譲渡するための信託として、甲地をBに譲渡した。この信託は有効である。

胎児でもなく、懐胎されていない子供のための信託が、その子供が懐胎される前に終了するかについては、第340条参照。

e. 未設立の法人

法人格、受益権が永久権禁止則期間内にその法人に帰属するならば、信託設定時に未だ設立されていない法人のために、信託は設定されうる。

f. 死者

信託設定前に死亡した人は、当該信託の受益者になることはできない。たとえば、財産が特定人に生前行為で信託として譲渡されたが、その譲渡時に指定された者が死亡している場合は、信託は設定されない。そのような場合、通常、譲受人は譲渡人のために復帰信託にもとづいて財産を保有することになる。第411条参照。それ故に、遺言者が、或る人のための信託として財産を遺贈したが、その人が既に死亡していた場合は、受益権の遺贈は失効し、受託者として指名された人は、通常は、遺言者の財産権のための復帰信託として、その財産を保有する。第411条参照。しかしながら、多くの州では、成文法によって、受益者に子供があることというような一定の条件の下で、遺贈は失効しないことになっている。

g. 非公益目的

財産が、非公益目的のため意図された信託として或る人に譲渡され、指名された受益者が明確でないとか、あるいは、十分に確定できない場合は、信託は設定されない。しかし、譲受人は、指定された目的にその財産権を充当する権限を取得しうる。第122条～第124条参照。

h. 公益信託

この条で述べられる法準則は、公益信託には適用されない。第364条参照。

i. 被傭者信託

多くの州では、以下のような内容を規定する成文法が制定されてきた。その内容は、被傭者のための計画、たとえば、年金、無償株 (stock-bonus) 就業不能給付金、死亡給付金または、利益分配等の計画は、永久権禁止則、譲渡権限停止禁止則 (suspension of the power of alienation) あるいは利子積立禁止則に違反するとして、無効とされることはないというものである。第62条注 i、t 参照。

第113条 複数受益者

信託の受益者は、単独でも、または複数であってもよい。

注：

a. 単独受益者

信託は、単独受益者のために設定され得る。受益者は、委託者自身または第三者であってもよい。第114条、第127条参照。信託が、受益者の生存中設定され、受託者が受益者の生存中だけ財産権を取得する場合、たとえ委託者に普通法上の復帰権があったり、第三者に普通法上の残余権があるとしても、その受益者は当該信託のただ1人の受益者である。第88条参照。

b. 複数受益者

複数の受益者の権利は、同時にまたは相続により、享受され得る。

例：

1. Aは、以下の内容の信託として、Bに10万ドル譲渡した。その内容は、CとDに平等の割合で収

【第5章】

益を支払い、C死亡の場合は、元本の半分をEに支払う。更にD死亡の場合は、残った元本の半分をFに支払う、というものである。この信託は設定される。複数受益者が相続した相抵触する権利については第222～241条参照。

c. 合有者 (joint tenancy) と共有 (tenant in common)

信託が、複数の受益者のために設定されている場合、その受益者たちは、自分達が共同保有者または普通法上の合有者であるのと同じ範囲で、受益権の共同保有者または合有者であることもある。

d. 権利が無効である場合

信託が、複数の受益者に権利を与えることを意図した条項によって設定されている場合、或る者の権利が無効であるとしても、他の者の権利は有効であることがあり得る。無効な権利の消滅により、信託設定時に委託者の有した目的がそこなわれなければ、委託者が信託を設定しようとした権利のいくつかが無効であるという理由だけで、全信託が失効するわけではない。第65条参照。

e. 終了受益者のうちの幾人かが、信託の終了に同意しない場合に、信託を終了させるための受益者の権限については、第340条参照。

第114条 委託者が受益者を兼ねる場合

信託の委託者は、当該信託の複数受益者のうちの1人または単独受益者たることができる。

注：

a. 委託者が受益者を兼ねる場合

既に述べたように（第17条参照）、信託は、譲渡人または第三者のために、財産所有者が受託者へ生前行為で譲渡することによって設定され得る。その譲渡人は、自己の設定した信託の単独受益者である場合もあり、また複数受益者のうちの1人である場合もある。

例：

1. Aは、Aのための信託として、Bに甲地を譲渡した。Aは、当該信託の委託者であり同時に受益者である。

2. Aは、A生存中はAのための信託として、Bに甲地を譲渡し、残余権をCに譲渡した。Aは委託者であり、同時に受益者のうち1人である。

3. Aは、以下の内容の信託として、10,000ドルをBに譲渡した。その内容は、10,000ドルを投資し、その収益をAとCに等しい割合で支払い、両者の一方が死亡した場合は、元本を生存者に支払う、というものである。Aは、委託者であり同時に受益者のうちの1人である。

b. 委託者が受益者を兼ねる場合の権利の性質

ある信託の委託者が、当該信託の受益者を兼ねる場合、その者の権利は、委託者を兼ねていない受益者の権利は、いろいろな点で異なる。第156条（消費者信託）、第339条（信託の終了参照）。受益者の権利の範囲につい

ては第128条参照。

c. 制定法

一郎の州では、委託者のための信託としての譲渡が無効であると規定する制定法がある。そのような制定法は、意図された信託が、委託者1人のためのものである場合に限り適用されると解釈されている。このような制定法のもとでは、委託者の債権者は、たとえ債権者を詐害する意図がなかったとしても、その財産を差押えることができる。

d. 終了

信託を終了させうるただ1人の受益者を委託者が兼ねている場合の委託者の権限について、第339条参照。

第115条 受託者が受益者を兼ねる場合

- (1) ある信託の複数受託者の1人が、当該信託の複数受益者の1人となりうる。
- (2) 複数受益者の1人が、当該信託の単独受益者となりうる。
- (3) ある信託の単独受託者は、当該信託の複数受益者1人となりうる。
- (4) ある信託に複数受託者が存在すれば、その受託者たちは、当該信託の受益者となりうる。
- (5) ある信託の単独受託者は当該信託の単独受益者を兼ねることはできない。

注：

a. この条文で述べられる法準則は、第99条で、他の観点から述べられている。

(1)項の例：

1. Aは、BとDのために信託として、BとCに財産権を譲渡した。信託は設定される。

(2)項の例：

2. Aは、Bのための信託として、BとCに財産権を譲渡した。信託は設定される。

(3)項の例：

3. Aは、BとCのための信託として、Bに財産権を譲渡した。信託は設定される。

(4)項の例：

4. Aは、BとCのための信託として、BとCに財産権を譲渡した。信託は設定される。

(5)項の例：

5. Aは、Bのための信託として、Bに財産権を譲渡した。信託は設定される。

第116条 受益者たり得る能力

普通法上の財産権を取得し、保有する能力のある者は、そのような財産の信託の受益者たる得る能力を有する。

注：

a. 能力の意味

【第5章】

能力の意味については、第18条注 a 参照。

b. 合衆国または州

合衆国または州は、信託の受益者たり得る。

c. 法人

公法人または私法人は、普通法上の財産権を取得し、保有する能力をもつならば、そのような財産権の信託の受益者たる得る。

d. 無能力者

人は、財産権を譲渡したり、契約を締結する能力を持たなくても、信託の受益者である能力を有し得る未成年者または心神喪失者は、信託の受益者になり得る。

第117条 受益者たる能力の欠缺

第118条と第119条で述べられるのを除き、普通法上の財産権を取得する能力をもたない人は、そのような財産の信託の受益者となる能力をもたない。そして、人は、普通法上の財産権を保有する能力を有する範囲でのみ、財産権の信託の受益者になり得る能力をもつ。

注：

a. 法人

法人は、土地の権原を取得できないか、または、一定の価値以上の土地あるいは特定目的のため以外では、土地の権原を取得できない場合には、土地あるいは指定された価値以上の土地あるいは指定された目的以外の目的のための、信託の受益者になることはできない。たとえ法人が受益権を取得できるとしても、州の禁止に反すれば土地の権原を保有できないならば、法人は、州の禁止に反し受益権を保有し続けることはできない。

b. 外国人

外国人は、普通法上の土地に対する権原を取得する能力がなければ、土地の信託の受益者になる能力をもたない。

イギリスの普通法によれば、外国人は土地に対する権原を取得できるが、正当な手続に基づき国王に没収された。同様に、外国人は土地信託の受益者となり得るが、その権利は没収された。

大部分の州では、外国人は土地を取得および保有できる。しかし、制定法により、土地が州へ没収される州もある。そのような州では、外国人受益者の衡平法上の権利は同様に没収される。

敵性外国人の有する権利に対する合衆国の没収については、第157条注 f 参照。

c. 尚後参照

ある権利が、一定の範囲の人々にはのみ譲渡され得る場合に、その権利の信託が、その範囲に含まれぬ人のために設定され得るかどうかの問題について、第79条注 g 参照。

第118条 受益者としての既婚婦人

既婚婦人は、自己のための特有財産としての信託の受益者たる能力を有する。

注：

a. 既婚婦人が無能力である間の夫の権利については、第146条参照。夫の隠財産*に関する権利については、第145条参照。

〔訳注〕

*隠財産 (curtesy) …妻との間に妻の有する不動産を相続することのできる子が生まれると、妻の死後そのすべての不動産に対して夫が優先的に取得した生涯権。その権利は、子の死亡によって消滅しなかった。アメリカでは、廃止または大幅に変更された法域が多い。

第119条 法人格なき団体

法人格なき団体は、信託の受益者たる能力を有する。

注：

a. 財産権についての普通法上の権原を取得し、あるいは保有するための、法人格なき団体の能力を定める法律の説明は、本リスティメントの範囲外である。

法人格なき団体が、財産についての普通法上の権原を取得し、あるいは保有するための、能力を有すると否かにかかわらず、法人格なき団体は、信託の受益者たる能力を有する。

b. 法人格なき団体が受益者の場合

本条で述べられる規則は、個々の構成員でなくて法人格なき団体そのものが信託の受益者である場合に適用できる。もし信託が、存続中の法人格なき団体のためのものであって、その時に生存中の構成員だけのためのものではないならば、当該団体の構成員には、現在のみならず将来の構成員も含まれるので、構成員全員を確定することはできないが、その信託は有効である。

例：

1. Aは、Cクラブの目的を達成するための信託として、Bに10,000ドル遺贈した。Cクラブは、或る学校の卒業生からなっており、卒業生間の親睦を深めるためにつくられたものである。その基金は、理事会の決議により、Cクラブの目的のために使われることになっている。この信託は有効である。

c. 法人格なき団体への直接の贈与

たとえ財産権が、直接に法人格なき団体へ遺贈されたとしても、その処分は失効しない。しかし、その法人格なき団体が、財産権についての普通法上の権原を取得する能力を有しない場合は、裁判所は、その法人格なき団体のための信託として、当該財産権を保有する受託者を任命する。

法人格なき事前団体への直接の贈与の効力については、第397条注 f 参照。

d. 永久権禁止則

【第5章】

法人格なき団体のための信託条項によって、その信託は、永久権禁止則の基礎にある政策に抵触する場合があります。信託条項によって、信託が、信託設定時に生存する人の一生とその後21年間という期間を越えて続くことになっていれば、その信託は永久権禁止則の趣旨に反する。しかし、受託者あるいは構成員の1人または数人が、いつでも永久権禁止則期間内に当該信託を終了させ得ると規定されているならば、当該信託が永久権禁止則期間を越えるという事実だけで、その信託を無効にすることはない。法人格なき団体への永久権禁止則あるいは類似の法則の適用については、財産権のリステイトメント第380条参照。

例：

2. Aは、アルファ・オメガ友愛会(fraternity)のC大学支部の運営資金を、永久に支払う財源に使うために、信託としてBに10,000ドル遺贈した。その校友会は、その時々には会員として選ばれた大学生を含む法人格なき団体である。C大学支部は、その友愛会の、法人格なき一支部である。この信託は無効である。

e. 信託設定時の構成員が受益者である場合

信託が、既に設立されている団体の、信託設定時における個々の構成員のためのものであれば、信託設定時の個々の構成員は、当該信託の受益者であり、団体はそうではない。そして、当該信託は、その構成委員によって提起された訴訟により強制することができる。その場合、当該信託の全ての受益者が確定可能であることは明らかである。第120条参照。

例：

3. Aは、Aの死亡時に、C団体の構成員である者に金銭を配分するための信託として、Bに10,000ドル遺贈した。この信託は、C団体が、公益組織、管理組織、社交クラブあるいは他のいかなる形態をとってしようとも、その構成員が明確に確定できるならば有効である。

f. その時々構成員が受益者である場合

信託が、法人格なき団体の個々の構成員のためのものであり、構成員は、いかなる時でも、構成員の全員あるいは一定割合の同意により財産を分割できるなら、信託設定時における法人格なき団体の構成員は、信託設定時における受益者である。そして、その信託の存続中に構成員の交代があれば、その時には、法人格なき団体の構成員は、譲渡によって、その信託の受託者になる。この信託は、いかなる時でも、受益者が確定できるので、構成員のための有効な信託である。第120条参照。

例：

4. Aは、C団体のための信託として、Bに10,000ドル遺贈した。C団体はパートナーシップである。CとDは、A死亡時にパートナーシップであった。CとDは、その信託の受益者である。その後、EがDのかわり一員として加入し、旧パートナーシップの全財産が新パートナーシップに譲渡されるならば、CとEは、その信託の受益者となる。

g. 誰が強制し得るか

有効な信託が法人格なき団体のために設定されたならば、当該信託は、法人格なき団体の構成員の1人または

数人によって提起された代表訴訟によって、強制し得る。

h. 前後参照

法人格なき団体の解散によって、復帰信託が生ずるかという問題について、第411条注 m、n 参照。

法人格なき慈善団体への直接の贈与の効力について、第397条注 f 参照。

第120条 受益者としての一定の集団の構成員

一定の集団に属する人々は、信託の受益者になることができる。

注：

a. 本規定の適用

人の集団が確定している場合とは、本条において、ある集団の構成員の資格をもつ人すべての同一性が確認される場合をいう。その集団の構成員が、永久権禁止則の期間内に確定できない場合、意図された信託は失効する。その集団が、可変的なグループであったり、入れ替りのあるグループで、その構成員の数が増加したり、減少したりしても、その構成員の同一性が永久権禁止則の期間内に確定すれば、その集団は確定している。

その集団が、たとえば、名前によって特定された人々や特定の人の子または孫、あるいは 甥や姪、直系卑属、最近親者などを含む場合も、その集団は確定している。また権利能力なき団体の構成員を含んだり、その構成員に限定してしまうこともある。第119条注 d、e 参照。

b 家族

特定人の家族の構成員のための信託という場合、誰がその信託の受益者になるのかという解釈上の問題が生じる。特定人の家族という場合、その者自身とその妻や子供、あるいは、その者と一緒に住んでいる子供や他の血縁者などを含むと解されることもあるし、その他の血縁者を含むこともあるかもしれない。とにかく、血縁者一般を含む趣旨でない限り、家族の構成員は明確である。血縁者一般を含む場合は、第121条に該当する。

また、特定人の家族の構成員のための信託の場合では、その家族の構成員に対する受益権の範囲も解釈上の問題となる。つまり、委託者は、その信託にもとづいて、家族の各人に等しい割合で権原を与える意思表示をすることもあるし、あるいは、その家族の他の構成員の扶養に必要な財産以外の全受益権を、その家族の中の一人に与えるという意思表示をすることもある。さらに委託者は、家族の各人の受益権の範囲に対して、受託者に自由裁量権を与える意思表示もできる。

財産権がある人に、その人自身と家族の利益のために譲渡される場合、その譲渡人が信託を設定する意思を表示しているのか、譲受人に譲受人自身のために贈与する動機を明示して、そのような贈与をなす意思を表示しているのか問題である。第25条注 d 参照。

グループに属する者への贈与については、財産権のリステイトメント第303条2項参照。

c. 選択権

信託が、一定の集団の構成員の利益のために設定され、その際、信託条項によって、受託者または他の人が、

【第5章】

その集団の構成員を選択する権限と、各人の受益権の割合を決める権限をもたされていることがある。受託者またはその他の者の裁量権が、各構成員が受領できる信託財産の範囲に限られることもあるし、構成員を減少させることに関するときもある。

d. 誰がその信託を強制できるか

一定の集団の構成員のために信託が設定され、その受託者が信託違反をしたり、信託違反をおかすおそれがある場合には、たとえ、受託者が、その集団の構成員を選択する権限を有していて、まだ、その権限を行使していても、集団の構成員は、その信託違反の救済または差止を求める衡平法上の訴訟を行なうことができる。というのも、その集団の各構成員は、他の構成員のために選択権が行使され、自分が排除されるまでは、その信託の受益者となるからである。最終的には、その集団の構成員の一人である者が、何らの受益権も取得しないという事実が、信託違反の救済や禁止を求める訴訟の提起をさまたげるものではない。なぜなら各受益者は、この立場にあるのであり、もし、誰も訴訟を提起できないとしたら、受託者は、その者による信託違反をおかしても罰せられないことになってしまう。

例：

1. AはBに10,000ドル遺贈し、その信託の内容は、その収益をCに支払い、Cが死亡したら、元本をCの子供に支払い、その際、その支払いをCのどの子にするか、また、その割合をどのようにするかはBにゆだねるというものであった。Cの生存中、Cの同意を得てBは、その信託財産を自分自身で借りた。Cの子供達はだれでも、信託違反に対する賠償をBに強制するために、衡平法上の訴訟を提起できる。

e. 選択権が行使されない場合

一定の集団の構成員について選択権をもつ受託者または他の人が、その権限を行使しない場合、譲渡人が別段の適法な意思表示をしない限り、その信託財産は、その権限消滅時に確定されるその集団の各構成員に等しい割合で分けられることになる。第27条参照。

f. 信託宣言

本条の規則は、財産権の所有者が、信託として、その財産権を他人に譲渡する場合と同様に、自己を受託者として信託宣言をする場合にも適用される。したがって、財産権の所有者が自分の子供達又は信託設定後にその者が指名する他人の子供達のための信託の受託者となる旨、有効に宣言することができる。

第121条 受益者としての血縁者 (relatives)

信託の受益者が特定人の血縁者全体と定められ、受託者が、その中から誰を受益者とし、いかなる割合で受益権を取得させるかを決定する権限をもつ信託も有効である。

注：

a. 規則の適用

信託が特定人の血縁者のために設定される場合、解釈上の問題が生じる。血縁者という言葉は、最近親者を意味することがある。財産権のリステイトメント第307条参照。事情によっては、ある人の家族という意味で使われたり、他の一定のグループをさすこともある。そのようなケースでは、その集団は確定し、第120条に述べられた規則が適用される。

血縁者に、特定人と姻戚関係にある者も含む場合、本条の適用の問題が生じる。通常、それらの集団は、その構成員資格をもつ個々人の同一性が明確でないから、特定しない。血縁者といっても血縁の近い者も遠い者もあるからである。それゆえ、第122条に述べられている規則にてらし、特定人の血縁者に等しく信託財産をわけるといふ信託は無効である。

しかしながら、特定人の血縁者のための信託は、受託者が、その中から誰を受益者とし、どのような割合で受益権を取得させるかを選ぶ権限をもつ場合には、無効とはならない。そのようなケースでは、受託者は、信託条項に従って、その者が特定人の最近親者であろうがなかろうか、ある血縁者の一人または複数の構成員を選ぶことができる。

受託者が、特定人の血縁者から選択をしない場合には、譲渡人が別段の意思表示をしない限り、選択権限消滅時に、分配に関する制定法 (statute of distributions) の定める割合で、その財産権は、特定人の最近親者に分けられることになろう。第27条参照。財産権のリステイトメント第367条3項参照。

特定人には、委託者、受託者、または第三者がなりうる。

b. 信託宣言

本条に述べられている規則は、財産権の所有者が、その財産権を信託として他人に譲渡する場合と同様に、その財産権について自己を受託者とする信託宣言の場合にも適用される。たとえば財産権の所有者がその後を選任する自分の血縁者や他人の血縁者のために自己を財産権の受託者とする信託宣言を有効にすることができる。

第122条 受益者としての不特定な集団の構成員

第121条に述べられている場合をのぞき、財産権の所有者が、不特定な集団の構成員のために、その財産権を信託として譲渡した場合、強制可能な信託は設定されない。ただし、その受託者が選んだ集団の構成員に、その財産権を譲渡する権限を有している場合、その選択は、永久権禁止則の期間をこえてなされたり、何人がその集団の構成員に入るかどうか確定できないほど、その集団が不明確なものでない限り、譲受人は、財産権を譲渡する権限をもつ。

注：

a. 集団が不特定なものである場合

本条に述べられている規則の意味において、ある集団が不特定なものであるというのは、その集団の範囲が不特定なために、そこに入る人全部を決定するのが不可能な場合である。ある集団が特定できるということは、ある人々はその集団に含まれるが、他の人々は含まれないということであり、ある集団が不特定であるということ

【第5章】

は、その集団に含まれるべき全ての人を特定できないということである。たとえば、委託者または他の人の友人というのは不特定な集団となる。同様に譲受人とその遺産以外の全ての自然人を含む集団も不特定な集団となる。

誰も含まない集団も不特定な集団である。たとえば、遺言者が遺言補足書で指名した人々に分配するつもりで金銭を遺贈したが、遺言補足書が見つからなかった場合、その集団は不特定である。注e参照。

b. 等しい割合で分配するよう指示されている場合

遺言者が、財産権を不特定な集団の構成員に等しくわけけるために信託として遺贈した場合、その集団の構成員はだれも、意図された信託を強制する訴訟を提起できない。また他の人もそのような訴訟を提起できない。受遺者には、遺言者の指示を誰かのために遂行する普通法上の義務はないので、強制可能な信託は設定されない。さらに、その集団の全部の構成員資格を確定できないので、たとえ受遺者がその指示を遂行したいという希望をもっていても、その集団の構成員に等しい割合で分配できない。

例：

1. Aは、全財産をAの友人全部に平等な割合でわけけるための信託として、Bに遺贈した。その集団が確定していることが示されない限り、意図された信託は、無効である。

c. 集団のすべての構成員に、特定額が支払われる場合

遺言者が、不特定な集団のすべての構成員に、特定額を支払うよう指示した場合、その意図された信託は無効である。

d. 白山歳屋

受託者の選ぶ不特定な集団の構成員のための信託として、財産権がある者に遺贈された場合、その集団のどの構成員もその信託を強制する訴訟を提起できないし、他の人も、そのような訴訟を提起できない。受遺者は、だれかのために、遺言者の指示を遂行する普通法上の義務はないので、強制可能な信託は設定されない。受遺者が、その選択をしないで死亡した場合、その財産権は、遺言者の遺産のための復帰信託として保有される。

例：

2. Aは、Bの選ぶAの友人達にAの全財産をわけけることを内容とする信託として、Aの財産権をBに遺贈した。Bが何らの選択もせずに死亡。その財産権は、Aの最近親者のための復帰信託として保有される。

遺言者が、財産権をある者に遺贈し、その者の選んだ集団の構成員に、それを分配する権限をその者に与え、その集団の範囲をはっきりと確定しなかった場合、受遺者が、その集団の構成員であることが明白な人にわけようとしても、その処分は効力をもたないのかどうかという問題が生じる。

遺言者が、財産権を分配する権限を受遺者に与える意思表示をし、その際、その処分をなす義務を受遺者に課さないことがある。言いかえれば、遺言者は、受遺者を、その財産権に対する受託者とするのではなく、その財産権に対する指名権を受遺者に与えたのである。このような権限は有効である。財産権のリステイトメント第32条注hでは、どんな大きさのグループであっても、そのグループに対しての指名権は無効とはならないとされている。そして、その権限が、そのグループの一人または複数の構成員のために行使されると、その構成員は、そ

の財産権を取得する権原をもつ。つまり、受遺者が選んだ遺言者の友人達にその財産権をわけると受遺者に与え、その受遺者が遺言者の友人と思われる人を選んだ場合、選ばれた者は、財産権に対する権原を有する。

受遺者が権限にもとづき分配を行う場合、そのような分配を禁止する理由はない。受遺者が分配するための権限を与えられない場合も、分配すべく指示されている場合も、受遺者は分配することを強制されないが、分配することにより遺言者の意思を遂行することを禁止されることはない。

ともかく、受遺者は財産権を保持することを認められることはない。授権され若しくは指示された内容に従って分配をするか、または遺言者の遺産へ返還しなくてはならない。例えば、遺言者が遺産の残余部分を他人に任せ、その者に対して自己の残余遺産を自己の友人達に分配する旨の指示をした場合、最近親者は、その財産権を自分達へ譲渡するよう強制しうることがある。すなわち、裁判所の定めた合理的な期間内、又は遺言書に定められた期間内にその者が分配をしない場合である。換言すれば、その者は、その集団の構成員に分配をしなかったことを条件に、最近親者のための復帰信託としてその財産権を保有するのである。

e. 集団が全く不特定な場合

その集団が非常に不特定なもので、だれがそこに入るのかを決定するのが不可能な場合、その処分は無効である。たとえば、遺言者が、自己の死亡の際に、貸金庫に入れてあるメモに指定された人達にわけよう、財産権を遺贈した場合、そのメモは、遺言法の要件を充足していないので、その処分は無効となる。第54条参照。同様に、遺言者が遺言の補足書で指名した人達に分配するよう財産権を遺贈したがその補足書を書かなかった場合、その処分は無効である。これらの場合、受遺者は財産権を分配する義務を負わないだけでなく、権限も有さない。

f. 永久権禁止則

受益者が、永久権禁止則の期間内に確定できない場合、その処分はこの禁止規定に違反するため無効である。たとえば、ある集団の構成員の中から受益者を選ぶ権限は、権利設定時に生きている人の死後21年以上経て行使された場合、無効である。しかしながら通常は自然人にこの権限が授与された場合、かりにもその生存中に行使されるならば、永久権禁止則に違反することはない。

g. 信託宣言

財産権の所有者が、自己の選ぶ不特定な集団の構成員のために、自分自身が受託者となる場合、信託は設定されず、自己は、信託とはかかわりなくその財産権を保有する。

h. 生前行為による譲渡

その譲渡が生前行為でなされた場合、譲渡人が指定されたように財産権を分配する権限をもつか、また、それはどの範囲か、という問題については、第419条参照。

i. 譲受人の利益のために贈与された場合

本条で述べられている規則は、譲渡人が譲受人に、譲受人自身の利益のために贈与をする意思を表示した場合は適用されない。第25条、第125条参照。そのような場合では、譲渡人が集団の構成員なその財産権を分配しないでも、復帰信託は生じない。譲受人は信託とはかかわりなく、その財産権を保有できる。第416条注b参照。

第123条 不特定または一般的目的

財産権の所有者が、公益目的に限定しないで、不特定または一般的な目的のために信託として、その財産権を譲渡した場合、第398条(2)項～(4)項の場合をのぞき、強制可能な信託は設定されない。ただし、譲受人が、その財産権を上のような目的にあてる権限を与えられていたり、そういう目的にあてるよう指示されていた場合には、その処分が永久権禁止則の期間を超えてなされるよう指示されていたり、その目的が非常に不特定なものであるために、どのような処分がそこに入るのかどうか確定できない場合でない限り、譲受人はその財産権を処分する権限を有する。

注：

a. 第398条(2)項～(4)項は、公益目的のために、意図された信託が無効とならない場合、あるいは、全部が無効となるのではなく、少なくとも部分的には強制可能となるような一定の状況を扱う。

b. 本条の適用範囲

本条は遺言者が、受遺者の選んだ「慈善または公益目的」などの利他的(benevolent, worthy, liberal)な目的のために財産権を遺贈する場合、あるいは、公益目的に限定しない他の用語を用いた場合に生じる問題を扱う。

最初の問題は、使われた用語が、その内容において公益目的に限定する意図なのかどうかという解釈上の問題である。第398条注b、e、d参照。その用語が公益信託に限定する場合は、有効な公益信託が設定される。第396条参照。本条は公益目的に限定しない場合の処分の有効性に関するものである。

c. 処分の義務が課せられていない場合

遺言者が、公益目的に限定しない一般的な目的のための信託として財産権を遺贈する場合、たとえその目的の中に公益目的が含まれていても、その意図された信託を強制するために訴訟を提起することはできない。というのも、その受遺者は、遺言者の指示を誰かのために遂行する普通法上の義務を負っていないので、強制可能な信託は、設定されないからである。遺言条項によって、受遺者に、そのような目的のために、その財産権を利用する裁量権を与えられていても同様である。受遺者が、指定された目的に財産権を利用しないで死亡した場合、その財産権は、遺言者の遺産のための復帰信託として保有される。

例：

1. AはBの選んだ慈善および施しのため、または、公益あるいは他の目的のためにそれを支払う信託として、Bに一定金額を遺贈した。Bは何も選択しないで死亡。その財産権は、Aの遺産のための復帰信託にもとづいて保有される。

d. 処分の権限

遺言者が公益目的に限定しない一般的な目的のために意図した信託として財産権を遺贈した場合、受遺者は、遺言者の指示の範囲内で、その目的の一つないしは複数の目的のために、その財産権をあてることが強制されないとしても許されているのかどうかの問題が生じる。

受遺者に、永久権禁止則の問題をこえて、その財産権を使用する権限が与えられた場合、その処分は無効である。受遺者の一生の間にそれを使用するという場合には、何ら違反はない。

永久権禁止則違反がない場合でも、いくつかの裁判所では、次の三つの理由から、その処分を無効としている。

(1) 遺言者の指示を強制する者がいない。(2) その目的の範囲が非常に不特定である。(3) 遺言者が、自己の遺言の権限を委託している。

上記(1)~(3)の反対理由は、受遺者が遺言者の指示を遂行することを強制されないとしても妨げる十分な根拠とはなり得ない。

その指示が特定の非公益目的のために財産権をあてるという場合には、だれも受遺者にその指示の遂行を強制できないということが、その処分を無効にさせる理由とはならない。第124条参照。

受遺者の行う処分が遺言者の指示に適すか判断するのが難しい、限界的な事情があることは、遺言者の指示に適する目的のために受遺者が処分することを妨げる十分な理由ではない。

復帰信託は、受遺者が、遺言者の指示の範囲内で処分しない場合にのみ生じる。

遺言者が、自己の指示の範囲内で、ある目的のために財産権をあてるという裁量権を受託者に与えるという点は、重大なものではない。實際上、受遺者は、指名権を有し、それが、特定または不特定に集団の構成員、あるいは特定または不特定の目的の中から選ぶ一般的な権限であれ、特定の権限であれ、そのような権限は有効である。

とにかく、受遺者はその財産権を保有することは許されない。受遺者は、与えられた権限または指示に従って、その財産権を充てるか、遺言者の遺産にそれをもどすかのどちらかをしなければならない。たとえば、遺言者が、ある人に自己の遺産の残余部分 (residue) をのこし、その財産権を「慈善」のためにあてるよう指示した場合、その文言が公益信託を設定するつもりのものでないと解釈されるならば、その者が、裁判所によって決められた相当な期間内に、その目的のために財産権を利用しなかったり、その財産権を利用する期間が遺言に決められているにもかかわらず、その期間内に処分しなかった時には、遺言者の最近親者は、その財産権を引渡すことを強制する訴訟を提起することができる。言いかえれば、その者は、遺言条項に従って、その財産権を処分しないことを条件に、最近親者のための復帰信託にもとづいて、その財産権を保有することになる。

e. その目的が全く不特定な場合

その目的が非常に不明確で、不特定なために、どんな処分がその目的に入るのか言うことができない場合、その処分は効力を失う。たとえば、遺言者が、遺言の遺言補足書で指定する目的のために、その財産権をあてるよう財産権を遺贈したが補足書を書かなかった場合、この処分は無効である。同じように、遺言者が、自己の死亡時に貸金庫に入れてあるメモに指定されているような目的のために、財産権を利用するよう遺贈する場合、このメモは、遺言法の要件を充足していないため、この処分は無効である。第54条参照。

f. 永久権禁止則

その処分が、永久権禁止則に違反するため無効となることがある。たとえば、財産権が信託会社に遺贈され、その信託会社が選んだ相当なる目的のために、年に一度、永久にその収益をつかうよう指示されている場合、公

【第5章】

益信託が設定されない限り、この処分は無効である。

g. 信託宣言

財産権の所有者が、公益目的に限らず、不特定または一般的な目的のために、その財産権について自己を受託者とする信託宣言をした場合、信託は設定されず、財産権の所有者は、信託とは関係なくその財産権を保有する。

h. 生前行為による譲渡

その譲渡が生前行為でなされた場合、譲受人が指定されたように財産権を分配する権限をもつか、また、もつとしてそれはどの範囲か、という問題については、第419条参照。

i. 譲受人自身のために贈与がある場合

本条で述べられている規則は、譲渡人が、譲受人自身の利益のために贈与をする意思を表示した場合は適用されない。第25条、第125条参照。このような場合、譲受人が指定された目的のために財産権を用いなかったとしても復帰信託は生じず、譲受人は信託とは関係なくその財産権を保持することができる。第417条注b参照。

第124条 特定の非公益目的

財産権の所有者が、特定の非公益目的のための信託として、その財産権を譲渡したが、指定された受益者が、確定していないか、あるいは確定不可能な場合、その信託は、有効に設定されることはない。しかし、譲受人は、その財産権を、指定された目的に充当する権限を有するが、それは、上記の充当を、永久権禁止則の期間を超えてなす権限または指図が譲受人に与えられている場合、および信託の目的が気紛れなもの (capricious) である場合を除くものとする。

注：

a. 充当すべき義務がない場合

意図された非公益目的のための信託にもとづいて、財産権が、ある者に譲渡され、受益者が不確定あるいは確定不可能な場合、譲受人は義務を負わない。また、その財産権を、指定された目的のために充当するよう、譲受人に強制することもできない。それは、意図された信託を強制すべき受益者が存在しないからである。第112条参照。その目的が、公益目的ではないため、法務長官またはその他州の公務員が、それを公益信託として強制することができないのである。第398条参照。

b. 意図された信託目的に財産権を充当する権限

不動産または動産の受遺者は、指定された目的が、気紛れなものであるとか、あるいは、永久権禁止則に違反するものでない限り、その目的に、その財産権を充当することができる。受遺者が、指定された目的に財産権を充当することを拒絶するとき、その受遺者は、委託者あるいはその遺産のための復帰信託として、その財産権を保有するように強制されることがある。受遺者は、その財産権を指定された目的に充当することもできるし、またその財産権を委託者あるいはその一定財産に引渡すこともできるが、受遺者が、その遺産を保有することを許される場合はありえない。もし、受遺者が、指定された目的に、その財産権を充当しなかったときには、裁判所

は、受遺者に対し、その財産権を、裁判所が相当なものとして決定した期間内に、指定された目的に充当しなければ、それを委託者またはその遺産に再譲渡するような判決を下すことができる。

受遺者が、指定された目的に財産権を充当しない場合に生じる復帰信託に関して、第418条参照。

c. 徳義上の信託 (honorary trust)

ある特定の非公益目的のための信託が、それを強制すべき受益者の不存在を理由に、その目的が強制不可能であることから、それは、本リステイトメントに用いられている用語としての「信託」trust ではない。譲受人がその財産権を上記の目的に充当する権限を有する場合、意図された信託が「徳義上の信託」と呼ばれることがある。しかしながら、譲受人は、その財産権を充当する権限のみを有し、それを充当すべき義務をもたないし、また、本リステイトメントでは、「信託」という用語が、裁判所で強制することのできる義務の存在ということに関連するものであることから、譲受人が徳義上の信託その他何らかの信託にもとづいて保有するというよりは、受託者が権限を有するという方が、正確である。

d. 規則の適用

本条に述べられた規則は、墓碑や記念碑の建立とその維持、墓地の管理、動物の世話などのような目的およびミサを行なうことが、公益的ではないとされている州においてミサを行なう目的などに適用される。目的が、公益的なものである場合に生じる事情については、注 e 参照。不動産または動産の受遺者が、その財産権を永久権禁止則の期間よりも長期にわたって充当する権限を有する場合に生じる事情については、注 f 参照。目的が気紛れである場合に生じる事情については注 g 参照。

例：

1. Aは、自分の亡妻の墓地内に記念碑を建てるための「信託として」Bに1,000ドルを遺贈した。その金銭を上記の記念碑建立に費やすようにBに強制することはできないけれども、Bは、このような目的に金銭を費やす権限は有する。また、Bは、上記の行為によって、責任を負うものではない。Bが、記念碑の建立を拒絶したり、あるいは怠ったりするならば、Bは、Aの遺産のための復帰信託として、その金銭を保有する。

2. Aは、Bの生存中Aの墓の管理にその利子を充てるための“信託として”Bに1,000ドルを遺贈した。Bは、その利子をAの墓の管理に費すことを強制されることはないが、この目的に利子を充てる権限を有する。またBは、その行為によって責任を負うことはない。Bがその利子でAの墓の管理をすることを拒絶したり、または怠ったりするならば、Bはその金銭をAの遺産のための復帰信託として保有する。

3. Aは、自分の犬のファイダーを、20年間飼育するために使用する金銭1,000ドルとともに、Bに遺贈した。その犬を20年間飼育することに、その金銭を使うようBに強制することはできないが、Bは、その金銭をこの目的に使用する権限は有する。また、Bは、上記の行為をなすによって何ら責任を生じない。Bがその犬を飼育することを拒絶したり、怠ったりしたときには、Bは、Aのための復帰信託として、その金銭を保有する。

【第5章】

4. Aは、自分と亡妻Cの鎮魂のミサを行うことに充てるための信託としてBに1,000ドルを遺贈した。元本が直ちにその目的に費されるべき場合である。ミサを行う信託は公益信託ではないとされる一部の州では、Bは、その金銭を指定された目的に充てることを強制されないが、その金銭をこの目的のために用いる権限を有する。またBはその行為によって責任を負うことはない。Bがその金銭でミサを行うことを拒絶したりまたは怠ったりするならばBはその金銭をAの遺産のための復帰信託として保有する。

e. 公益目的

指定された目的が公益的である場合、法務長官の訴訟によって強制することができる永久権禁止則の期間を超えても存続するにもかかわらず無効ではない信託が設定される。たとえば、ある名士の記念碑の建立と維持を目的とした信託または共同墓地の維持のための信託は、公益信託である。第374条注h参照。ある不特定数の貧民の墓地のための墓石の建立とその維持を目的とする信託は、公益信託である。第369条と比較せよ。不特定数の動物の飼育を目的とした信託は、公益信託である。第374条注e参照。ミサを行うことを目的とした信託は公益信託であるという判決がなされている州が大部分である。第371条注g参照。一般的に公益目的については、第368条～第377条参照。

f. 永久権禁止則 (rule against perpetuities)

意図された信託の条項によって、不動産または動産の受遺者が、永久権禁止則に定める期間よりも長期にわたって、その財産権を、指定された目的に充当する権限を与えられているとき、たとえ受遺者が、任意に、その財産権を充当するとしても、適法に、その財産権を指定された目的に充当することはできない。制定法に別段の定めがないかぎり、永久権禁止則の期間は、当該譲渡の当時生存していた指定された者の生存中およびその死後21年間である。たとえば、遺言者がある者に財産権を遺贈し、その収益を、墓石または墓地の永久的な維持に充当するとき、受遺者は、適法にその収益を、その目的に充当することができないのであるが、受遺者は、その財産権を、遺言者の一定財産のための復帰信託として保有する。また同様に、一匹またはそれ以上の動物の飼育のため、不動産または動産の受遺者が、その動物の生存中、その財産権を充当する権限を与えられている場合、その動物の標準的な寿命が人間の寿命より短いか否かにかかわらず、永久権禁止則の期間は、動物の生命ではなく、人間の生命を基準に算定されるのであるから、その条項の規定は無効である。このように信託の場合、各年の費用が分割できることを根拠に、受遺者は21年間その財産権を適当に費すことができるかという問題は本リステイトメントの範囲外である。

墓地、墓石や記念碑の永久維持のための財産権の処分が、制定法によって許可されている州が多い。

永久権禁止則および徳義上の信託の類似の規則の適用に関しては、財産権のリステイトメント第379条参照。

永久権禁止則にもとづいて許可される期間の算定の基準として用いられるものは、人間の寿命であると推定されるという趣旨で、財産権のリステイトメント第334条注h参照。

g. 気紛れな目的 (capricious purposes)

気紛れな性質をもつ非公益目的のため意図された信託にもとづいて、不動産または動産が、ある者に遺贈され、しかも指定された受益者が不確定あるいは確定不可能な場合には、信託は有効に設定されない。また、その不動

産または動産の受遺者は、その財産権を、指定された目的に充当する権限を有せず、遺言者の財産のための復帰信託として、その財産権を保有する。第418条参照。

気紛れな目的とそうでないものとの間を明確に区別することは不可能である。ある目的が、通常人間が、その財産権の処分について通常有すると思われるような希望を充足するようなものであれば、単に、それが、その履行によって、現に生きている人間に何ら利益を与えるものではないという理由だけで、気紛れなものとはいえないのである。つまり、墓碑の建立およびその維持、あるいは犬の世話といったような目的は、これらの目的に充てられる財産権の価額が不当に大きくなければ、気紛れなものとはいえない。これに反して、金銭を海中に投げ込むとか、畑に塩をまくとか、家を板で閉って中に誰も住まわせないようにしておくという規定は気紛れなものであるとされる。ある権限を行使することによって利益を受けるものが存在せず、しかもその権限を与えられた者が、それを行使することによって損失をこうむることがない場合、公序良俗によって、その権限の創設が禁止される。人は自己の財産を気紛れに処分することができるけれども、通常その者の私欲が、そのような行為を抑制させる。上記のような権限の他は何ら利益を与えられていない者に、そのような権限を附与しようとする場合、上記のような抑制がないため、その目的が単なる気紛れなものに過ぎないとき、その者に、その権限の行使を許すことは、公序良俗に反する。

例：

5. Aは1,000ドルを海に投げ入れるための信託として、Bに遺贈した。Bは、その金銭をAの遺産のための復帰信託として保有し、その金銭を海中に投下した場合にはAの遺産に対して責任を負う。

6. Aは、家屋および敷地を、その窓や扉をふさいで、その家を20年間空家しておくという「信託として」、Bに遺贈した。Bはその家屋および敷地を、Aの遺産のための復帰信託として保有し、またBがその家の窓や扉をふさぐならば、Aの遺産に対してBは責任を負う。

h. 信託宣言

財産権の所有者が、ある特定の非公益目的のため信託の宣言をなすが、指定された受益者が不確定か、あるいは確定不可能なときには、信託は有効に設定されず、その者は信託に関係なく、その財産権を保有する。

i. 生前行為による譲渡

生前行為による譲渡がなされる場合、その譲受人は、その財産権を指図に従って処分する権限を与えられているか否か、あるいは、そうであればその範囲はどこかという問題について、第419条参照。

j. 譲受人自身のために権利の贈与がなされる場合

本条に述べられた規則は、譲渡人が、譲受人自身のために権利を贈与する意思表示している場合には、適用することができない。第25条、第125条参照。上記の場合、譲受人が、その財産権を指定された目的に充当しないときであっても、復帰信託が生じるのではなく、譲受人は、その財産権を信託とかかわりなく保有することができるのである。第418条注c参照。

第125条 制限のない処分権

財産権がある者に譲渡され、その者が選択する方法およびその選択する者に対して無制限に処分することができるものとされるときは、信託は有効に設定されるのではなく、譲受人は、自分自身の利益のためにその財産権を取得する。

注：

a. 一般規則

譲渡人がその財産権を信託としてある者に贈与するか、あるいはその者自身の利益のために贈与する意思を明示しているか否かは、諸般の事情から譲渡人の言葉を解釈する問題となる。

譲渡人が譲受人に対し強制しうるような義務を負わせるという意思を明示していなければ、信託は有効に設定されない。譲渡人が、強制的な (mandatory) 文言よりむしろ懇願的な (precatory) 文言を用いているという事実によって、譲渡人は強制可能な義務を負わせているのではないという意思を示すものとみられる。第25条参照。譲渡人が譲受人に対して、その財産権の充當を望む目的が、譲受人個人の利益以外の何かであることが明白であったとしても、委託者が、譲受人に、単なる道徳的義務を課すだけで、譲受人は、その財産権を、その目的に充當すべき普通法上の義務はないという意思を表示している場合には、信託は有効に設定されない。第25条注 b 参照。強制可能な義務を課すのではないとする委託者の意思は、その財産権充當の目的が、譲受人に、その財産権を、その者自身の利益のために用いる権原を与える意思を譲渡人が有することを示すように広いものであるという事実から、明らかにすることができる。

b. 譲受人自身のために権利を贈与する意思

財産権をある者に、その者自身の利益のために贈与するという意思を譲渡人が明示しているときであれば、信託は有効に設定されることはなく、譲受人は、その財産権を、好きなように取扱うことができる。

例：

1. Aは、甲地を、Bの好きなように自由に取扱うよう指図して、Bに遺贈した。Bは、信託とは関係なく、甲地の所有権者となる。

2. Aは、その処分の相手方、方法、金額は、Bが適当と認めるところに従ってなすよう指示を与えて、Bに10万ドルを遺贈した。Bは、その金銭を、自分自身の利益のために取得する。

c. 譲受人のために権利を贈与する意思がない場合

譲受人は、その財産権を自分自身の利益のために処分してはならないとする意思を、譲渡人が特定の文言その他によって明示しているときには、その譲受人は、自分自身の利益のため、その財産権を取得することはない。もし、譲受人が、意図された目的の不定および受益者不存在を理由に効力をもたないような信託にもとづいて、その財産権を取得するときには、第123条に述べられた規則が適用される。

例：

3. Aは、財産権を、Bが適当と認める公益目的またはその他の目的のため処分するという内容の信

託として、Bに遺贈した。その遺言者が、諸般の事情に照らして、Bに、その財産権をB自身の利益のために充当することを許すという意思を明示していると解釈されるのであれば、Bは、その財産権について、自己のための権利を取得せず、第123条に述べられた規則が適用される。

d. 受遺者が遺言執行者である場合

財産権の遺贈を受けた者が、遺言執行者に指定されているという事実は、その遺贈を、その者のためにとする意思ではないことを示すこともあるが、それは、決定的なことではない。財産権のリステイトメント 第323条注 e 参照。

第126条 付随的な受益者 (incidental beneficiary)

委託者がある者に受益権を与えるという意思を明示しなければ、たとえ、その者が、その信託の履行から付随的に利益を受けることがあったとしても、その者が信託の受益者となるのではない。

注：

a. 誰が受益者であるのか

信託の受益者には、委託者が、その信託にもとづいて受益権を附与する意思を明示しているような者又はその権利の承継人だけが含まれる。その他の者については、たとえ、信託の履行によって利益を受けることができるとしても、その者が受益者とはならず、その信託を強制することもできない。

例：

1. Aは、金銭をC会社の社債に投資し、その収益はDの生存中はDに、D死亡のときには、元本をEに支払うという信託としてBに、10,000ドルを遺贈した。C会社は、その信託の受益者ではないから、Bに対し、C会社の社債を購入するよう強制することはできない。

2. Aは、Bに、Cのための信託として、営業中の商売を遺贈し、その信託の管理について生じたもので適正な範囲の負債であれば、それをすべて信託財産から支払うよう、Bに指示を与えた。BはDに対してそのような債務を負担した。Dは、その信託の受益者ではない。(Dの権利については、第261条～第279条参照)。

3. 1年間国を離れる予定があり、かつ支払能力のあるAは、Bに1,000ドルを支払い、Bがその金銭をAの債務の支払いに使うよう指示を与えた。Aはその信託の受益者であるが、Aの債権者は受益者ではない(ある者が、自己の債権者の利益のため譲渡をなす場合のその債権者の権利については、第330条注g、h参照)。

4. AはBに財産権を信託として遺贈し、Aの心神喪失の娘Cがその友人達と暮らしていくのに適切な金額をCが住むX町が毎年支払うならば、Bが適切とする金額を遺贈された財産権から拠出し、Cが心神喪失状態から回復した場合にはCへその財産権を移転することとした。X町はこの信託の受益者ではなく、その信託を遂行するよう受託者を強制することはできない。

【第5章】

5. Aは、Cを特定の私立学校において教育するため、その収益を充当する信託として金銭をBに遺贈した。その学校の経営者は、その信託の受益者ではないから、Bに、Cをその学校へやるよう強制することはできないし、また、BがCをその学校にやらなかった場合、Bに対して、信託違反で訴訟を提起する権限を有しない。偶然に、契約上の利益を受ける者については、契約権のリステイトメント 第133条、第147条参照。

b. 指定した者を雇用することを指示した場合、信託の管理について資格のある者を指定し、受託者に、その者を雇用するよう信託条項によって指示されている場合、委託者が、その者に対し、その者を雇うように受託者に強制する権利を与えるという意味を明示しているのでなければ、指定された者は、その信託の受益者になることはない。ある者を雇用する旨の指示が、単に懇願的なものであるに過ぎないこともありうる。第25条参照。たとえば、上記の指示が命令的なものであっても、それは、指定された者の利益のためではなく、その信託の管理を促進するため、信託証書中に書入れられるのである。上記の場合、受託者は受益者に対する義務のみを負うのであって、指定された者に対する義務を負わない。たとえば、信託の管理について、弁護士を指定し、その者を雇用するように、受託者に指示が与えられているということは、委託者が、その指定した弁護士に利益を与えるというよりも、信託の管理の能率を高めることを意図しているといえる。上記の場合、その弁護士は、受託者に対して自分を雇用するよう強制することもできず、また受託者が自分を雇わなかった場合の損害について、受託者に責任を負わせることもできない。同様に、営業中の商売について、信託が設定されている場合、ある特定の者をその商売の支配人として雇用するという指示を、委託者が与えている場合、もし委託者がそれによって、単に商売の経営の効率を促進させる意思を明示しているに過ぎず、その者を雇うよう受託者に強制できる権利を、その者に附与している意思ではないことを明示しているのであれば、かかる指示を強制することはできない。

たとえば、委託者が、その者を雇用することを受託者に強制する権利を、その者に附与する意思を明示しているとしても、その者は、必ずしも、受託者に対して、自分を雇用することを強制する権利を有するとはかぎらない。その雇いが、信託の管理を適法になす受託者の権限を著しく妨げるような性質のものである場合には、その者は、上記の権利をもたない。つまり、それが、ある者を、信託の管理について弁護士として雇用するように受託者に対してなされる指示であれば、その関係は、性質上、高度に信賴的な (fiduciary) ものであるから、受託者が、自己の選択によらない代理人の忠告に従うことを強制されることになれば、信託の適正な管理を妨げることになるので、その指示は強制不可能である。

たとえば、(その役務が) 指定された者を雇用することを受託者は強制されない (ような内容のもの) であっても、委託者は、その者が、特に定められた役務を自発的に履行するかぎり、少なくとも、その者に報酬を支払べきものとするという意味を、信託証書の条項に明示することはできる。つまり、委託者は、指定された者が一定の役務の履行を拒絶するならば、その者は、自己の有する年金受取権を失うものとするという条項によって、特定額の年金の支払について規定することができる。同様に、諸般の事情から、指定された者の雇用についての規定は、その者に対する贈与または遺贈と同様の趣旨で意図されるのであって、単なる商売取引の基礎として意図されているのではないということが明らかになる場合がある。たとえば、もし、指定された者が、委託者に多年にわた

って雇用されていた老人であるようなとき、委託者は、本来、信託財産で、その者を世話するという意思をもっていたものであることが明らかになることもある。受託者がその者を雇うことを拒絶するときには、その者が雇用されないことによって失う額を、信託財産から賠償請求することができる。

c. 受託者は受益者であるか

受託者は、受託者としての行為についての補償金に対する権原を有するけれども（第242条参照）、その信託の受益者ではない。（第337条注b参照）。しかしながら、受託者が、受益者の一人となることはありうる。第115条参照。

第127条 誰が受益者となるのか

委託者が、ある人に受益権を与える意思を表示した時は、シェリイ事件の法則* によって制限される範囲を除いては、その者が受益者となる。

[訳注]:

シェリイ事件の法則 (rule in Shelley's case) …自由土地保有権 (freehold) の移転があり、同時に被移転者の法定相続人 (heirs) に単純封土権 (fee simple) または限嗣封土権 (estate tail) として権利の譲渡があった場合、その the heirsの語は、権利の範囲を示す限定文言であって権利を与える譲受人指定文言ではないという法理。たとえば、to A for life remainder to B for life remainder to the heirs of A という移転が、Aは estate for life及びB死亡の際有効となるfee simpleを取得し、Aのheirsはなんらの権利も取得しない。

注:

a. 本条の範囲

本条では第一受益権の消滅後、委託者ないし第一受益権者の相続人または最近親者に限定して与える旨、信託証書中に明示してある場合に生ずる問題を主として扱う。たとえば、委託者は、生存中は自分に収益を支払い、死後は相続人に信託財産を移転することを内容とする信託として、財産権を譲渡することがある。この場合に問題となるのは、委託者は、最終的には相続人に附与される普通法上ならびに衡平法上の残余権といっしょに生涯権だけを取得するのか、それとも、生涯権だけでなく、普通法上ならびに衡平法上の復帰権をも取得し、その結果、自分が信託の唯一の受益者となるのか、ということである。注b参照。やや似てはいるが、収益が、第三者の生存事はその者に支払われ、その者の死後は、その者の相続人に、受託者がその財産権を移転することを内容とする信託が設定された場合には、異なった問題が生ずる。このようなケースでは、その第三者は、その者の相続人に対する不確定残余権といっしょに生涯権だけを取得するのか、それとも、単純封土権を取得するのかが問題となる。注c参照。

委託者の相続人に関する問題は、信託が生前行為で設定される場合にのみ生ずるのに対して、第三者の相続人に関する問題は、信託が、生前行為または遺言によって設定される場合に生ずる。

b. 信託にもとづく将来権が委託者の相続人に限定される場合

【第5章】

普通法においては、土地所有者は生前行為たる譲渡によって自己の相続人に残余権を設定することはできず、たとえそれを試みたとしても、誰に対しても残余権が設定されることはなく、自ら復帰権を取得する旨の財産法上の規則が、かつて存在した。このような規則は既になくなった。(現在では)土地所有者が、自分の死後相続人となる者に対して、普通法上あるいは衡平法上、不確定残余権を設定する意思を表示した場合、そのような効果が生じる。反対の意思の証拠がない限り、その所有者は自分の相続人に対して残余権を設定したのではないと推測される。不動産であろうと動産であろうと、財産権の所有者が、一定の期間は自分自身に収益を支払い、期間満了時には、自分に元本を支払うことを内容とする信託として、その財産権を譲渡する場合、その者は信託の唯一の受益者となる。同様に、財産権の所有者が、生存中は自分に収益を支払い、死後は、自分の遺産または自分の人格代理人にその財産権を移転することを内容とする信託として、財産権を譲渡する場合にも、その者は信託の唯一の受益者となる。そして、財産権の所有者が、死後の財産権の処分について何らの指示もせず、生存中は、自分自身に収益を支払うことを内容とする信託として財産権を譲渡した場合は、反対の意思が表示されない限り、その者は信託の唯一の受益者となる。そして、受託者は、財産権の所有者または、財産権の所有者の遺産のための復帰信託として、それを保有することになる。第430条、第431条参照。

他方、受益権が委託者の生存中は委託者に限定され、死後、その財産権が、その者の子供たちの子孫、すなわち直系卑属に移転されることになっているのなら、その者は信託の唯一の受益者となるものではなく、残余権は、その者の直系卑属に取得されることになる。

財産権の所有者が、生存中は自分自身に収益を支払い、死後は、それをその者の相続人または最近親者に支払うことを内容とする信託として財産権を譲渡する場合には、より一層、解釈上で困難な問題が生ずる。反対の意思が表示されていないければ、財産権の所有者が信託の唯一の受益者となり、その者の相続人または最近親者となる人に何らかの権利を設定しようという意思のないことが推測される。財産権の所有者が無遺言で死亡した場合に、その者の財産権に対して権原を有する者、または法定相続及び遺産分配に関する制定法に基づきその財産権を取得する者に対し、元本を支払うべき場合も同様である。

委託者の生存中はその者に収益が支払われ、死後は、元本が捺印証書または遺言書による委託者の指示に従って支払われ、委託者の指示がない場合には、そその者の相続人または最近親者に支払うことになっている時には、委託者が唯一の受益者となると推測される。しかしながら、委託者が遺言のみによって元本の帰属について指示する権限を留保し、かつ遺言による指示を行わないときは自分の相続人または最近親者に元本が帰属すべき場合は、遺言による指示のみによって剥奪できる権利を自分の相続人または最近親者に与えることを委託者が意図していたと推測できなくもない。しかしこの事だけでは、相続人連にはそのような権利を与えず、自ら唯一の受益者となる旨の委託者の意思の推定を覆すことはできない。

例：

1. Aは、10年間、収益を自己に支払い、その後は、Aに財産権を移転することを内容とする信託として、Bに財産権を譲渡した。信託条項によって、この信託は、10年間は解除できないものとされている。Aは信託の唯一の受益者である。

2. Aは、Aの生存中はAに収益を支払い、Aの死後は、元本を、Aの捺印証書または遺言書によって指示するところに従って支払い、指示のない場合には、Aの相続人または最近親者に支払うことを内容とする信託として、Bに財産権を譲渡した。Aは信託の唯一の受益者となる。

3. Aは、Aの生存中はAのために、Aの死後は、それをAの子供達に移転することを内容とする信託として、甲地をBとその相続人に譲渡した。たとえAの子供がまだ生まれてなくても、Aは、信託の唯一の受益者となるものではない。

委託者が信託の唯一の受益者となるかどうかの問題は、いろいろな状況において重要である。委託者が信託の唯一の受益者となるならば、委託者は、信託を解除することができる。第339条参照。他方、もし委託者が、唯一の受益者とならないならば、他の受益者の同意がなければ、それを解除することはできないし（第40条参照）、もし、委託者の相続人が残余権を有しているのなら、委託者の相続人となるすべての人の承諾を得ることは不可能である。制定法に基づき委託者が全ての生存受益者の同意を得ることができる州においても、このことは当てはまる。また、委託者が唯一の受益者となるかどうかの問題は、生前行為または、死亡時に遺言によって、その信託財産を処分しようと思う場合にも、重要となろう。同様に、委託者の債権者や、委託者の死亡後、委託者の相続人または最近親者となる者の債権者が、信託財産上の権利を差押えしようとする場合にも、重要となる。

相続人または最近親者に対する普通法上の権利の譲渡の効果については、財産権のリステイトメント第314条参照。

c. 信託にもとづく将来権が、第三者の相続人に限定される場合

シェリー事件の法則が効力をもたない州では、受益権が、委託者の生存中、委託者以外の第三者に限定され、委託者の死後、残余権は、委託者の相続人または最近親者に限られる場合、委託者によって、受益権をその第三者に与えるという意味表示がない限り、委託者の相続人または最近親者も、委託者とならば受益者となる。他方、受益権が、委託者の生存中、委託者以外の第三者に限定され、委託者の死亡に際しては、委託者の遺産または、遺言執行者あるいは遺産管理人に限定される場合には、委託者は唯一の受益者となる。

例：

4. Aは甲地を、Cの生存中は、Cに賃料および収益を支払い、Cの死後は、その土地をCの相続人に移転することを内容とする信託として、Bとその相続人に譲渡した。シェリー事件の法則が効力をもたない場合は、Cは、その信託の唯一の受益者とならない。

5. Aは、Cの生存中はCに収益を支払い、Cの死後は、元本をCの遺産に支払うことを内容とする信託として、Bに財産権を譲渡した。Cは、その信託の唯一の受益者となる。

シェリー事件の法則のもとでは、土地の信託による受益権が、ある者の生存中はその者に、残余権はその者の相続人に限るという場合、その者は、単純封土権を取得し、その者の相続人は、信託の受益者となるものではない。シェリー事件の法則は普通法上の権利がその生存中はある者に、衡平法上の権利がその者の相続人に限定される場合には適用なく、また衡平法上の権利がその生存中はある者に、普通法上の権利がその相続人に限定される場合にも適用ない。ほとんどの州では、このシェリー事件の法則

は廃止されている。

ジュリエイ事件の法則については、財産権のリステイトメント第312条、第313条参照。

d. 集団の構成員のための信託

信託が、ある集団の構成員のために設定される場合、その集団の各構成員は、たとえ信託条項によって受託者が、その集団の構成員の中から受益者を選択し、その割合を決定する権限を有していても、信託の受益者となる。第120条参照。たとえば、信託が、受託者が選ぶ特定人の子供達の一人または複数の者に、信託財産を移転することを内容とする信託条項によって設定された場合、子供達のそれぞれが信託の受益者となる。また、婦人とその子供達の扶養のために、信託財産を用いるよう受託者に指示する内容の信託条項によって、信託が設定された場合、その婦人と子供達が受益者となる。

他方、委託者が信託設定の動機として、集団の構成員のひとりが他の構成員を扶養することを望んでいるとしても、集団の構成員のひとりだけのための信託は設定しうる。信託が集団の構成員のひとりのためだけに設定されたのか、または全ての構成員のために設定されたのかは、委託者の意思表示により決定される。たとえば、ある一定の金額が、ある婦人のために信託として遺贈され、遺言書には、その遺贈の理由として、婦人が自分自身とその子供達の生活をやっていけるようにするためであると書いてある場合には、婦人がその信託の唯一の受益者であることが推測される。他方、遺言者が、信託財産の一部を子供達の扶養のために使用すべき義務を課す意思を表示している場合には、子供達も、信託の受益者となる。子供達の受益権の範囲は、委託者の意思表示によって決められる。第128条注f参照。

財産権が、集団の構成員のひとりに対して、その者和其他の構成員のために譲渡される場合、たとえば、ある者に対して、ある者とその者の子供達または家族のために譲渡される場合、その譲渡人が信託を設定する意思表示をしているのか、譲受人自身の利益のため贈与する動機を明示して、そのような贈与をなす意思を表示しているのか問題である。第25条注d参照。

贈与を受ける権原を有するグループに含まれる者については、財産権のリステイトメント第279条～第314条参照。

第128条 受益者の権利の範囲

信託受益者の権利の範囲は、ジュリエイ事件の法則* によって制限される範囲を除き、委託者の意思表示によって決定される。

*[訳注]:ジュリエイ事件の法則…第127条参照。

注:

a. 相続という用語

相続という用語は、単純封土権、限嗣封土権に対する衡平法上の権利の設定—それが信託宣言によろうと、生前行為または遺言によろうと、指名権の行使によろうと—にとって必要ではない。

b. 収益の処分

受益者が、信託条項によって、永久に信託財産から収益をうける権原を有し、他に、受益権の処分がない場合は、その者がその信託の唯一の受益権者である。例えば、その信託が土地の信託である場合、その者は単純封土権に対する衡平法上の権利を有し、その信託が動産である場合、その者は完全な衡平法上の権利を有する。

特定の受益者に、その収益を支払う指示が、永久にその収益を支払うのか、ある人の生存中の収益に限られるかは、解釈の問題である。収益の処分が、特定の人の生存中の収益に限定される場合で、しかも、その後で収益を他に処分したり、元本を他に処分することがない場合は、その特定の受益者の死亡に際し、委託者、または委託者の財産のために、元本につき復讐信託が行われる。第430条参照。

c. 元本が、受託者の自由裁量により受益者に譲渡される場合

特定の人に収益を支払い、受託者が妥当と考えた時に元本をその特定の者に譲渡するという内容の信託として、財産権が引渡された場合、その者に全受益権を与えたのか、その者の生存中収益に対する権原だけ与えられ、受託者による元本の譲渡は不確定なものにすぎないのかは解釈の問題である。元本の物権移転文句* (gift over) がなければ、受益者は全受益権をもつと推定され、受託者がその財産権を受益者に引渡す前に受益者が死亡した場合には、その受託者は、受益者死亡に際し、受益者の遺産にその財産権を移転するよう強制される。

*[訳注]: 物権移動文句 (gift over) …遺言書または財産譲渡証書において、特定人への物権の譲渡が無効または失効したとき、この物権を、他の特定人に与える旨を決めるもの。高柳、末延編「英米法辞典」より。

d. 裁量信託

受託者が自由裁量で適当と思われる額を収益または元本から、ひとりの受益者だけに支払うべき旨、信託条項により規定することができる。この場合、受託者が支払う範囲は、委託者の意思表示によって決定される。委託者が、受託者に全くの自由裁量権を与えると意思表示した場合は、受託者が、不正または不当な動機から、受益者に支払わない場合以外、受益者は、受託者を強制して、自己へ収益を支払わせることはできない。第187条参照。

裁量信託の受託者が、受益者死亡後に、受益者の遺産に収益または元本を渡すかどうかの問題は、信託条項による。第235条の2参照。

裁量信託の場合の受益者の権利の譲渡については第155条参照。

e. 養育を目的とする信託

信託条項によって、受託者が、受益者の教育または養育に必要な額を収益または元本から支払うものとするという内容を規定できる。この場合、受益者は、受託者の妥当な裁量によって、教育または養育に必要なと思われる以上の額を、受託者に支払わせることはできない。

受益者が他に資産をもっている、信託財産から養育を受ける権利があるのかどうかは、解釈の問題である。この場合、受益者は、そのような権利を有するとの推論が成り立つ。また、受託者が、受益者の葬式費用を支払う権限を与えられているかどうか、解釈の問題である。この場合、受託者はそのような権限を有するとの推論が成り立つ。

養育を目的とする信託の場合、その受益権の譲渡性について、第154条参照。受託者の自由裁量権の行使に対す

【第5章】

る裁判所のコントロールの権利については、第187条参照。

f. ある範囲の構成員のための信託

信託が一定の人間集団の構成員のために設定された場合、その構成員の権利の範囲は委託者の意思表示による。たとえば、遺言者が、自己の妻と成年に達するまでの子供達の養育のために、その寡婦に財産権を信託として遺贈する場合、子供達は成年に達するまで信託財産から適当な額の養育費を出すよう母親に強制する権限を有し、母親は、この義務によって、信託財産に対する受益の権利を有することになる。

このような信託の場合、受益者の権利の譲渡性については、第161条参照。

集団に対する贈与を受け得る人の範囲については、財産権のリステイトメント第279条～第314条参照。

g. 一身専属的信託 (personal trusts)

信託条項によって、受益権が、特別な方法で信託財産権を享有することに限定されることがある。このような場合には、受益者は、信託財産からの収益、あるいは元本の一部を自己に支払わせる正当な権限がない。たとえば、受益者の権利が、家屋の占有、あるいは部屋への占有に限定されることもあるし、受益者の権利が、土地の一定の区画で家畜を放牧する特権を与えることに限られることもある。

人的財産権の信託の場合、その受益者の権利の譲渡性については、第160条参照。

h. シェリー事件の法則

土地の信託による受益権が、委託者の生存中は自分に、残余権は委託者の相続人に限られる場合、たとえ、委託者は生涯権のみを取得すると意思表示をしても、シェリー事件の法則のもとでは、委託者は単純封土権の上に受益権を取得する。委託者の相続人は、信託の受益者とならない。第127条参照。シェリー事件の法則が拘束力をもたない州では、その者が、単純封土権を取得するのか、生涯権を有するのかは、委託者の意思表示による。

シェリー事件の法則については、財産権のリステイトメント第312条、第313条参照。

i. 基本財産の侵害

信託財産から収益の全部ないし一部を受領する権限を有する受益者が、基本財産（元本）の一部ないし全部を受領する権限を有するのかどうか、また、それはいかなる状況のもとでかとか、どの範囲までかという問題は、信託条項による。受託者が、明示的あるいは黙示的に、受益者の養育に必要な額を収益から支払ったり、元本をそれにあてたりする権限が与えられていることもある。このような場合には、受益者が自己の財産をもっている時に、受託者が、受益者の養育のために基本財産を適法に利用できるかどうか、情況に照らし、信託証書の文言を解釈することになる。受託者に自由裁量権が与えられている場合、受託者に与えられた裁量権の濫用防止のため以外は、裁判所は、受託者の裁量権の行使を妨害しない。第187条参照。同様に、受益者が、元本の一部または全部を自己に支払うよう受託者に請求する権限を与えられていることもある。そのような権限の範囲は、信託条項による。受益者が権限を有するのは自己の生活に通常必要な額に限られていることもありうるし、全く制限されずに元本の一部または全部でもありうるからである。

信託条項によって、受託者が、収益あるいは元本を支払う時期に来ていない時に、受益者の養育のために、収益および元本をあてることを認めないしは命ずる裁判所の権限については、第168条参照。

j. 年金

信託条項によって、受益者は、定期的に一定の金額を受領するものと規定できる。信託財産からの収益が一定の金額に満たない場合、受託者が、元本からその不足額をうめ合わせる権限を有するかどうかは信託条項によって決められる。信託証書の文言が不明確な場合は、この問題は、その信託証書の文言のもとになっている要素、委託者と年金受取人と残余権を有する受益者との関係、年金の額および信託財産の規模、その信託が、特別な、あるいは一般的な金銭の遺贈によって設定されたのか、残余財産の遺贈 (residuary bequest) によって設定されたのかどうか等により決定される。

受託者が、収益が不十分であっても、年金の支払用として元本に手をつけられない場合、その1年の不足額を、次年度の収益からまかなえるのかどうか、また、受託者が、不時の不足額をうめ合わせるために、ある年に、収益の超過額を適法に留保しておくことができるのかどうかは、信託条項の解釈の問題である。収益を留保し、将来の不足分を補うために積立てておくという信託条項は、法令によって禁止されている利子積立 (accumulation) として無効とされる場合がある。財産権のリステイトメント第445条～第449条参照。

k. 条件

受益者は、停止条件、解除条件に従う。つまり、信託条項によって、受益者は、一定のできごとの発生を条件として収益または元本に対する権限を取得するものと規定できるし、収益または元本に対する受益者の権利は、一定のできごとの発生の時に消滅すると規定することもできる。受益者または第三者の行為に関連する停止条件・解除条件が付されているかを判断する要素については、財産権のリステイトメント第275条参照。

不法の停止条件の場合、受益者は、条件が成就しなくとも受益権を有するかどうか、条件が成就しても、贈与が失効するかどうかは、委託者の意思表示による。第65条注 f、第401条注 n 参照。

不法の解除条件の場合、受益者の権利は、委託者が反対の意思を表示しない限り、条件の成否にかかわらず消滅しない。第65条注 e、第401条注 d 参照。

停止条件、解除条件が違法である場合の効果については、財産権のリステイトメント第275条注 f 参照。

停止条件、解除条件が履行不能の場合の効果については、第11条、第65条の2参照。財産権のリステイトメント第275条注 g、第438条も参照。

また、条件が不確定の場合の効果については、第65条の3参照。

一定の年令に達した時に、ある者への贈与をなすということが、一定の年令を条件とするのか、財産権の享有の延期つき絶対贈与なのかの問題については、財産権のリステイトメント第257条～第259条参照。第33条注 j 以下参照。

第129条 受益者の権利の範囲の確定

受益者の権利の範囲は、永久権禁止則の期間内に確定できるならば、信託設定当時に確定する必要はない。

注：

【第5章】

a. 受益者の権利の範囲が、信託設定当時の諸事実から確定されるべきであるということは、信託の効力の発生にとって必要条件ではない。

b. 将来の権利

受益者の権利は、将来、発生が確定的なものもあるし、また不確定的なものもある。

例：

1. 甲地の所有者Aは、C生存中にCに、甲地の賃料と収益を支払い、Cの死亡に際しては、Dに甲地を引渡すという内容の信託として、Bに甲地を譲渡した。C、Dともに信託の受益者であり、Cは衡平法上の生涯権を有し、Dは、将来、発生が確定している単純封土権についての衡平法上の権利を有する。

2. Aは10万ドルを信託としてBに譲渡し、その信託の内容は、C生存中はCにその収益を支払い、C死亡の際には、Dにその元本を支払い、万一、Cより前にDが死亡したら、Eにその元本を支払うというものであった。C、D、Eは信託の受益者であり、Dは、将来、発生が確定している権利を有し、Eは、不確定的な将来権を有する。

3. Aは、1万ドルをBに信託として譲渡し、その信託の内容は、Bの考えで、Dが彼の習慣をあらため、財産管理ができるようになるまではCにその収益を支払い、Dがそのようになったら、BがDに元本を支払うものとするというものであった。C、Dとも信託の受益者であり、Dは、不確定的な将来権を有している。

c. 権利の範囲

受益者の権利は、その範囲が不確定的なことがある。

例：

4. Aは、信託としてBに10万ドル遺贈し、Cが他の財源から得る収益と合わせて、合計5千ドルになるよう、その信託財産の収益をCに支払うものとした。Cの権利の範囲が不確定的でも、有効である。

5. Aは、Cのために、Cの教育及び養育に必要な額を支払う目的で、信託として、Bに20万ドル遺贈した。Cの権利の範囲は、不確定的だが、有効である。

d. 自由裁量で決められる権利

受益者の権利の範囲は、受託者または、第三者の自由裁量によって決められることがある。

例：

6. Aは、信託としてBに10万ドル遺贈し、その内容は、Bの自由裁量で決めた額を収益からCに支払い、Cが死亡した場合には、Dにその元本と積みたてられた収益を引渡すというものであった。Cの権利は、その範囲については不確定的ではあるが有効である。

7. Aは信託として、Bに10万ドル遺贈し、その信託の内容は、Cあるいは、Cの妻と子供のために、第三者Dの自由裁量によって支払う額が決められ、支払うとすれば、それらの受益者のうちの誰れかに支払われるものとするというものであった。Cの権利は、その範囲について不確定的ではあるが、有効である。

る。

e. 権利が剥奪される場合

受益者の権利は、解除条件の成就によって剥奪されることがある。

例：

8. Aは、Cとその法定相続人のために、信託として、Bに甲地を遺贈した。そして、もし、Cの死亡した時に、生存している相続人がいなければ、Dおよびその相続人を受益者とするという条件がついていた。CもDもその信託の受益者である。Cの権利は、解除条件のついた単純封土権上の権利である。

第130条 受益権の性質

第131条の場合を除き

(a) 信託財産が人的財産権の時は、受益者の権利は人的財産権であり

(b) 信託財産が物的財産権の時は、受益者の権利が、普通法上の権利ならば、人的財産権と認められるほど権利の存続期間が限定されている場合を除き、その受益者の権利は、物的財産権である。

注：

a. 物的財産権 (real property)

物的財産権は財産権のリステイメントに定義されているように、土地および、単純封土権、条件付単純封土権、限嗣封土権、生涯権など、土地に対する他の権利を含む。

例：

1. 甲地の所有者Aは、Cとその相続人のための能動信託として、甲地をBとその相続人に譲渡した。Cの権利は、物的財産権である。
2. 甲地の所有者Aは、Cには生涯権を、Dとその相続人に残余権を与えるという目的の能動信託として、甲地をBとその相続人に譲渡した。CとDの権利は、物的財産権である。
3. 甲地の所有者Aは、Cのための能動信託として、Cに生涯権を与える目的でBに甲地を譲渡した。Cの権利は、物的財産権である。

b. 人的財産権 (personal property)

人的財産権には、債権、非自由保有権 (nonfreehold estates) や、土地に対する非自由保有の権利などが含まれる。

例：

4. 株式の所有者Aは、Bのために、その株式につき自己を受託者とする信託宣言をした。Bの権利は人的財産権である。
5. 甲地の所有者Aは、Cのための信託として、甲地をBに10年間譲渡した。Cの権利は人的財産権である。

C. 衡平法上の非自由保有権

信託として受託者が保有する権利が不動産でも、受益者の権利が、非自由保有権と同じ期間に限定される場合は、人的財産権である。

例：

6. 甲地の所有者Aは、信託として甲地をBとその相続人に譲渡し、その信託の内容は、10年間、Cに賃料および収益を支払い、10年の満期に際し、Dに甲地を引渡すというものであった。Cの権利は人的財産権である。

第131条 衡平法上の財産の転換 (equitable conversion)

(1) 物的財産権が信託として保有され、信託条項によって、受託者にその財産権を売却して、その売上げを信託として保有し、または、それを分配するという義務が課せられた場合は、受益者の権利は人的財産権である。

(2) 人的財産権が信託として保有され、信託条項によって、受託者にその財産権またはその売上げで物的財産権を買う義務が課せられた場合、受益者の権利は、もしそれが普通法上の権利だとすれば、人的財産権と認められる程度に権利の存続期間が制限されない限り、物的財産権である。

注：

a. 衡平法上の財産の転換

本条の規則が適用される場合に、「衡平法上の財産の転換」がある。

b. 信託条項による転換義務

本条は、その義務が特別の指示によって課せられるものであっても、信託条項から推断されて生じるものであっても適用される。

例：

1. Aは信託として、甲地をBに遺贈し、その信託の内容は、その土地を売却し、その売上げを信託として保有し、そこからの収益を、C生存中はCに支払い、Cの死亡に際しては、元本をDに支払うというものであった。Bはまだ甲地を売っていない。CとDの権利は人的財産権である。

2. Aは信託として10万ドルをBに遺贈し、その信託の内容は、土地を買い、C生存中はCに、土地からあがる賃料を支払い、C死亡に際しては、Dにその土地を引渡すというものであった。Bはまだ土地を買っていない。CとDの権利は物的財産権である。

3. Aは、自己の全財産を、子供達の各人に平等の割合で分割して払うことを目的とする信託として、Bに遺贈した。Aの指示が、遺贈された土地を売って、その売上げを分けるという意味を表示したものと適正に解釈されるならば、子供達の権利は人的財産権である。

c. 転換の義務がない場合

本条の規則は、受託者が転換をする義務を有さず、単に自由裁量で行使できる権限をもっているにすぎない場

合には適用されない。

例：

4. Aは、C生存中はCのための信託として、残余権はDのために甲地をBに遺贈した。信託条項によってBには、甲地売却の自由裁量権が与えられ、土地売却の際には、同じ信託にもとづいて、その代金を保有するよう定められていた。Bはまだ土地を売却していない。CとDの権利は、物的財産権である。

d. 将来、転換する義務が課せられている場合

本条に述べられている規則は、受託者が直ちに転換する義務を負わないが、後日、転換すべき場合に適用される。しかしながら、転換の義務が生ずることがないかもしれない出来事の発生を条件としている場合、その出来事の発生までは、本条は適用されない。

例：

5. Aは信託として甲地をBに遺贈し、その信託の内容は、C生存中はCに、賃料を支払い、C死亡に際しては、その土地を売却した代金をDに支払うというものであった。Cの権利は物的財産権であり、Dの権利は人的財産権である。

6. Aは甲地を信託としてBに遺贈し、その信託の内容は、C生存中はCに賃料を支払い、C死亡の際には、Dに甲地を引渡すか、甲地の売却代金を支払うというものであった。信託条項によって、1年の賃料総額が5千ドル以下になった場合は、Bは甲地を売却するよう指示されている。賃料総額が5千ドル以下になるまでのCとDの権利は物的財産権であり、5千ドル以下になってからのCとDの権利は人的財産権である。

e. 信託条項によって転換義務が課せられない場合

本条の規則は、特別な文言で、信託条項に転換義務が課せられないとした場合、あるいは、転換義務が課せられていないことが推断される場合には適用されない。

例：

7. Aは、C生存中はCのため、残余権はDのための信託として甲地をBに遺贈した。事情の変更により、甲地は収益をあげなくなり、裁判所が、Bに甲地の売却を命じた。CとDの権利は、物的財産権である。

f. 特別な目的のためにのみ転換義務がある場合

特別な目的のためにのみ転換義務がある場合、その目的に必要な範囲でのみ衡平法上の転換が認められる。

例：

8. Aは、Cに1千ドル支払い、かつ、Dを受益者とする信託設定をする目的でBに甲地を遺贈した。Cの権利は、人的財産権であるが、Dの権利は、物的財産権である。

g. 再転換

信託受益者が、信託を終了させ、信託とは関係なく、その財産権を保有するために、受託者を強制して、受益者にその信託財産を引渡すようにさせる権限を有している場合、信託条項によって、受託者が、その財産権の転

【第5章】

換を指示されていても、受益者は受託者に信託財産を転換しないで自分に引渡すようにさせることができる。第346条参照。このような場合、受益者から受託者への財産権の転換の禁止命令は、受益者の権利の再転換となる。

例：

9. Aは、甲地を売却し、完全な権利能力を有するCにその売却代金を支払うという内容の信託として、Bに甲地を遺贈した。CはBに、甲地の売却をせずに、自己のために甲地を保有するよう指示した。この指示があった後のCの権利は、物的財産権である。

信託を終了させる受益者の権限については、第337条参照。

h. 復帰信託

信託条項によって転換義務が課せられていたが、その信託自体が、全部または一部失効し、復帰信託が生じた場合、受益権が、物的財産権として復帰するのか、人的財産権として復帰するのかという問題に関しては、第411条参照。

第6章 受益者の権利の移転

第1節 任意的移転

- 第132条 任意的移転の権限
- 第133条 譲渡および譲受の能力
- 第134条 譲渡の意思
- 第135条 約因
- 第136条 受託者への通知と同意
- 第137条 譲受人への通知と承諾
- 第138条 書面
- 第139条 詐欺防止法
- 第140条 遺言による譲渡
- 第141条 変更または取消の理由

第2節 意思によらない移転

- 第142条 受益者の死亡
- 第143条 共同受益者の死亡
- 第144条 寡婦産(clover)
- 第145条 寡夫産(curlsey)
- 第146条 婚姻中の夫の権利
- 第146条の2 生残配偶者の法令による遺産分配
- 第147条 債権者
- 第148条 死亡した受益者の債権者

第3節 任意的および非任意的移転に対する制限

- 第149条 差押からの除外
- 第150条 譲渡による権利に対する制限
- 第151条 元本の譲渡に対する制限
- 第152条 収益の譲渡に対する制限
- 第153条 元本譲渡の制限
- 第154条 扶養信託(trust for support)
- 第155条 裁量信託(discretionary trust)
- 第156条 委託者が受託者を兼ねる場合
- 第157条 権利を主張できる特別な債権者

【第6章】

第158条 浪費者信託の受益者の無能力または死亡

第159条 停止条件としての支払能力

第160条 一身専属的信託(personal trusts)

第161条 不可分受益者

第162条 不特定または不確定受益者(indefinite or contingent interests)

第4節 受益者の二重譲渡(successive conveyance)

第163条 二重譲渡の効果

第1節 任意的移転

第132条 任意的移転の権限

第133条 および第149条～第162条に述べる場合を除き、信託の受益者は、自己の権利を譲渡することができる。

注：

a. 第133条は、受益権を譲渡する場合の受益者の能力について述べている。第149条～第162条は、任意的移転と非任意的移転の際の制限について述べている。

b. 譲渡の租税

本条で述べられている規則は、生前の行為による譲渡にも、遺言による譲渡にも適用される。本条は、受益権の全部の譲渡のみならず、その一部の譲渡にも適用される。また、絶対的譲渡のみならず、担保としての譲渡の場合にも適用される。

c. 譲渡の相手方

受益者は、自己の権利を第三者、共同受益者、あるいは受託者に譲渡できる。受益者が自己の権利を共同受益者に譲渡する場合、共同受益者が信託を終了させることができるか否かの問題については、第337条注k参照。受益者から受益権を受託者に譲渡し、信託が終了する場合の効果については、第343条参照。受益権を譲受けた受託者が受益者との間の信託関係を濫用していた場合の、受託者に対する受益権の譲渡を取消す受益者の権限については第170条参照。

受益者が自己の権利につき信託宣言する場合の効果については、第83条参照。

受益者が受益権を第三者または共同受益者に譲渡するときの受託者の義務に対する効果については第226条参照。

d. 制定法の規定

一部の州では制定法により、受益者が、自己の権利を譲渡することが制限されている。第152条注p参照。

第133条 譲渡および譲受の能力

(1) 信託受益者が、自己の権利を譲渡する能力は、受益者がその権利と同性質の普通法上の権利を譲渡する能力と同じである。但し、妻のための特有財産としての信託に関する法則の適用は妨げられない。

(2) ある者が受益者の権利の譲渡を受ける能力は、その者が、その信託の受益者になる能力と同じである。

(1)項の注：

a. 譲渡の能力

未成年者、心神喪失者、妻、その他の制限的能力者が、普通法上の権利を譲渡するに必要とされる能力については、本リスティメントの範囲外である。能力の意味については、第18条注 a 参照。

b. 妻の特有財産

かつて、普通法では、妻は夫とは別に、自己の普通法上の権利を生前的行為で譲渡する能力を有していなかったが、信託条項によって譲渡が制限されていない限り、妻の特有財産のための信託における自己の権利を、夫とは別に生前行為で譲渡する能力をもっていた。そして、妻が自己の特有財産のための信託における自己の権利を、夫とは別に、遺言によって譲渡する能力を有しているか否かの問題については見解がわかれていた。妻の特有財産のための信託に適用される普通法上の特別の規則については本リスティメントの範囲外である。

c. 生前行為による譲渡の能力

信託の受益者が生前行為によって自己の権利を譲渡する能力は、その者が生前行為によって、その権利と同性質の普通法上の権利を譲渡する能力と同じである。

例：

1. Aは、未成年者Bのための甲地の信託受託者である。Bは、自己の信託上の権利をCに譲渡した。未成年者は土地についての普通法上の権利を譲渡できるが、その譲渡行為が取消しうべきものである場合、Bによる受益権の譲渡は効力を有するが、その譲渡行為は取消しうべきものとなる。
2. Aは、心神喪失者Bのための有価証券の受託者である。Bは自己の権利Cに譲渡した。心神喪失者による普通法上の権利の譲渡が無効である場合、Bによる受益権の譲渡行為は、無効となる。

d. 遺言による譲渡の能力

信託の受益者が、自己の権利を遺贈する能力は受益者が、その権利と同性質の普通法上の権利を遺贈する能力と同じである。

例：

3. Aは、未成年者Bのための甲地とある有価証券の信託受託者である。Bは、19才になった時に、信託における自己の受益権をCに遺贈し、同年死亡した。未成年者は、土地についての普通法上の権利を遺贈する能力を有していないが、18才を超えれば、動産上における普通法上の権利を遺贈する能力を有している場合、甲地におけるBの受益権の遺贈は無効だが、有価証券についてのBの受益権の遺贈は有効となる。

e. 物的財産権と人的財産権

受益者が自己の権利を譲渡するに際し、その権利が物的財産権であるか、人的財産権であるかによって、受益者の能力が決定される場合には、第130条および第131条で述べられている規則が適用される。

f. 浪費者信託

受益者の権利の譲渡についての制限の有効性については、第149条～第162条参照。

(2)項の注：

g. 譲受の能力

信託の受益者となれる者の能力の範囲については第116条～第119条参照。

ある者が、特殊な権利または特殊な目的のための信託の受益者になるべき能力を有している場合は、その者が、受益者としての十分な能力を有さず、他の目的のための受益者にもなれず、また、他の目的のための譲渡も受けられないとしても、特殊な権利または特殊な目的のためにすでに設定されている信託上の受益権をその者に譲渡する行為は有効である。たとえば、法律によって、ある銀行が、他の銀行の株式に対する普通法上の権利、または衡平法上の権利を所有することは禁止されているが、その銀行が、自らの貸付金の担保として普通法上の権利または衡平法上の権利を取得することは許されている場合、その銀行は、株式の信託受益者になる能力も有さず、担保の目的以外の他の目的のためにそのような株式の信託上の受益権の譲渡を受ける能力を有していないが、貸付金のための担保として、他の銀行の株式信託の受益権の譲渡をうけることができるし、貸付金を担保するために設定された株式信託の受益者ともなりえる。

第134条 譲渡の意思

(1) 信託の受益者は、即時に譲渡する意思を表示する場合に限り、自己の権利を生前行為によって任意に譲渡できる。

(2) 信託の受益者が、自己の権利を将来、譲渡する旨の約束は、強制可能な契約の要件を充足する場合に限り、強制することができる。

注：

a. 意思表示

「意思表示」という用語は、黙示の意思と区別される外部に表示された意思を意味する。第2条注c参照。

b. 将来譲渡する旨の意思

受益者が生前行為によって、後日、自己の権利を譲渡するという意思表示は譲渡の効力を生じない。第26条と比較せよ。受益者が自己の権利を将来譲渡しようとする約束は、譲渡としての効力を生じない。そのような約束は、契約の場合と同じに、契約法の要件を充足する場合に限り、強制可能である。第30条と比較せよ。

例：

1. 信託受益者Aは、来たる1月1日に、自己の権利をBに譲渡することを約束した。この約束だけでは、Aの権利の即時の譲渡としても、1月1日の譲渡としても効力を生じない。その約束が契約として強制しうるか否かは、契約法の要件によって決定される。

c. 表示の方法

受益者は、譲渡人、受託者、あるいは第三者に意思を伝えることによって受益者の権利を即時に譲渡する意思

を表示しうるし、もし、受益者の意思の表示が、十分な証拠により確定できるならば、誰れかに伝えなくとも、譲渡の意思表示をすることができる。ただし、受益者が、意思を伝えなかったということは、自己の権利を即時に譲渡する意思のないことの証拠になる。第24条注cと比較せよ。詐欺防止法、その他の法律に別段の定めなき限り、意思表示は口頭でも、書面でも、行為によってでも良い。第138条参照。

d. 信託財産の譲渡を受ける権限の付与

信託財産を受託者から譲受け、それを保有する権限を、受益者が第三者に与えることが、必ずしも、第三者に対し、受益権を即時に譲渡する旨の意思を表示しているものとは限らない。受益者は、そのような権限の付与によって、ただ単に第三者に、受託者に信託財産の移転を請求する権限を与える意図にすぎない場合や、受託者を解任するための権限を与えたにすぎない場合もある。受益者が、自己の権利を即時に譲渡しようとする意思表示としての権限付与の効力如何は、受益者がそれによって、その当時、受託者に対する自己の権利を消滅させ、譲受人に同性質の権利を設定しようとする意思を表示していたかによって決定される。

例：

2. AはBに引渡すために、ある有価証券を信託として保有している。Bは、「これによって、私は、Aが私のために信託として保有している有価証券をAから譲受けるための権限をCに付与する」との証書に署名しCに交付した。Cが証書をAに呈示する前にBが死亡した。Bが有価証券上の自己の権利をCに即時に譲渡する旨の意思を表示したのか、ただ単にAを解任するためにAに有価証券の移転を請求する権限をCに付与するだけの意思の表示したのかについては、事実認定によって決定されるべき問題である。Bが自己の権利をCに即時に譲渡しようとの意思表示をなしたことが判明した場合には、CはAから有価証券の譲渡を受けることができる。それに対し、BがただAを解任するための意思表示であることが判明した場合には、その権限はBの死亡により消滅し、CはAから有価証券の譲渡を受けることができないことになる。

e. 譲渡のために受託者に対してなされる権限の付与または指示

受益者が全部の受益権、あるいは、信託財産の分離できる部分の全受益権（第337条参照）を有している場合、受益者は、受託者に対して、信託財産または、信託財産の一定の割合を第三者に引渡す権限を与えたり、指示したりすることができる。このような権限の付与または指示が、必ずしも受益者の権利を第三者に即時に譲渡する意思を表示しているものとは限らない。受益者は、信託財産を第三者に譲渡することにより、ただ単に受託者に対して、自己に対する受託者の義務を消滅させるために権限を付与したにすぎない場合もあるであろう。受益者が自己の権利を即時に譲渡しようとする意思表示としての権限付与の効力如何は、受益者がそれによって、当時、受託者に対し自己の権利を消滅させ譲受人に同性質の権利を設定しようという意思を表示していたかによって決定される。

例：

3. AはBに引渡すために、ある有価証券を信託として保有していた。BはAに、「私は、あなたが私のために信託として保有している有価証券をCに譲渡するための権限を、あなたに与える」という手

【第6章】

紙を書いた。AがCに有価証券を譲渡する前にBが死亡した。Bが自己の権利をCに即時に譲渡する意思を表示していたのか、それともただ単に、Aにその有価証券をCに譲渡する権限を与える意思を表示していたにすぎないのかは、事実確認によって決定される問題である。Bが、自己の権利をCに直ちに譲渡する意思を表示していたことが判明した場合には、Cは、自分に、その有価証券を引渡すようAに強制することができる。これに対して、Bがただ単にCへ証券を譲渡する権限をAに付与するだけの意思を表示していたことが判明した場合には、Bの権利のCへの譲渡はなかったことになり、Bの死亡によってAへの権限の付与は消滅する。

債権者の債務者に対する指図が、契約上の権利の譲渡となるかの問題については契約のリステイメント第163条参照。

f. 譲渡の意思を示すとと思われる要因

受益者が自己の権利を、第三者に即時に譲渡しようとする意思を表示しているのか否かを決定する場合に、受益者が使用している用語だけでなく、受益者と第三者との関係や、それまでの取引に関する両者間の契約を考慮することが重要である。即時の譲渡が意図されているということを推測させる事情には、取引が即時の約因のためになされているとか、以前に存在した第三者に対する負債のための担保または負債の免除となるよう意図されているものなどがある。あるいは、受益者が譲受人、受託者またはその両者に対して権限の付与または指示を行ったという事情である。

g. 部分的な譲渡

本条でのべられている規則は、受益者の権利の全部の譲渡の場合だけでなく、受益者の権利の部分的な譲渡—たとえば、信託財産の一部または収益の全部もしくは一部の譲渡の場合にも適用させる。

h. 遺言による処分

遺言による受益者の権利の譲渡については、第140条参照。

第135条 約因

信託受益者の受益権の譲渡には約因を要しない。

注：

a. 無償譲渡

信託受益者の権利の譲渡は、ただそれが無償であるという理由だけでは、無効でもなければ、取消しうるものでもない。

b. 部分的な譲渡

本条で述べられている規則は、受益者による受益権の全部の譲渡の場合のみならず、受益権の一部の譲渡の場合にも適用される。

c. 譲渡の約束

信託受益者による自己の権利の将来における譲渡の約束は、契約の設定および契約の強制の要件を充足する場合に限り、強制することができる。第134条(2)項参照。第30条と比較せよ。

d. 受益権が証券に表示されている場合

ビジネス・トラストの場合のように、受益者の権利が譲渡可能な証券に表示されていて、その証券が引渡されていない場合、受益者による自己の権利の無償譲渡の効力の問題については、本リステイトメントの範囲外である。第1条注b参照。

e. 前後参照

契約上の権利の無償譲渡の場合に、譲受人が取得した権利がいかなる事情のもとで、譲渡人によって取消されるのか、また、譲渡人の死亡によって消滅するかどうかの問題については、契約のリステイトメント第158条参照。

将来において、契約上の権利を譲渡する旨の約束の効果については、契約のリステイトメント第166条参照。

第136条 受託者への通知と同意

受益者が自己の権利を譲渡する場合、信託条項に別段の定めがない限り、受託者への通知またはその同意は必ずしも必要ではない。

注：

a. 受益者が自己の権利を譲渡したが、受託者がその譲渡を知らなかったり、その理由をまだ知らない場合に、受託者が受益者との関係で引き継ぎ負う義務に関しては、第226条参照。

受益者が、その権利を順次に譲渡した場合の受託者への通知の効力については、第163条参照。

第137条 譲受人への通知と承諾

受益者がその権利を譲渡する場合、譲受人への通知または譲受人の承諾は必ずしも必要ではない。

注：

a. 譲渡が取消されない場合

受益者による権利の譲渡は、譲受人への通知または譲受人による承諾の前に、受益者が死亡したり、心神喪失したり、破産しても、有効である。受益者による権利の譲渡は、譲受人への通知の欠缺や、譲受人による承諾の欠缺だけでは取消されない。

b. 譲受人による拒絶

受益権の譲受人が、言語または行為によってその権利の引受けの意思を表示しない場合、その者は、拒絶をしているものと推定できる。その者の拒絶により、その権利は、譲渡人に復帰し、溯及効の結果、譲受人は、受益者としての責任を免れる。受益権の譲受人による拒絶に適用される規則は、信託受益者による拒絶に適用される規則と同じである。第36条と比較せよ。

c. 譲受人に通知しないことの効果

受益者が、権利の譲渡を譲受人に通知しないということは、その受益者が自己の権利を現実に譲渡する意思のないことの証拠となる。第134条注c参照。

d. 前後参照

譲受人の同意のない権利の譲渡の有効性については、契約のリステイトメント第159条参照。

第138条 書面

法令に別段の規定がない限り、受益者の権利の譲渡は、書面によることを要しない。

注：

a. 詐欺防止法の要件については、第139条参照。遺言法の要件に関しては、第140条参照。

第139条 詐欺防止法

(1) 法令によって、すべての土地の信託の譲渡に、当時者が作成し、かつ署名をした書面を要求している場合、土地の信託における受益者の権利の譲渡は、以下の場合でなければ、強制することができない。

(a) 法令の規定を充足している時：

(b) 第50条の定める一部履行が、譲受人によってなされた時：

(2) 前項に述べた規定を包含する法令を本章では、詐欺防止法と称する。

注：

a. 法令の規定

ほとんどの州では、土地信託についてだけ、受益者の権利の譲渡に、書面が要求される。どの信託にもとづくものでも、受益権の譲渡には書面を要するという州もある。土地信託にさえ、書面を要しないという州も僅かにある。

b. 詐欺防止法に従う場合の必要条件

受益権の譲渡を適法に示す書面は、譲渡人によって署名がなされていた場合にのみ、詐欺防止法の要件を充足する。譲渡の前に書面に署名がなされた場合、後になされる譲渡について言及されていない限り、譲渡の時点で、譲渡人がそれを採用しない限り十分ではない。書面作成に先立ち、他人にその権利を譲渡しないことを条件に、譲渡後に譲渡人が署名すれば足りる。第41条、42条と比較せよ。

譲渡人の代理人の署名で十分かどうか。もしそうなら、その代理人は書面にその権限ありとすることが書かれてなければならぬという点については、法令の文言と解釈による。代理のリステイトメント2版第30条参照。

c. 書面に記載すべき事項

譲渡された権利や譲受人の同一性を明確にしていない書面は、詐欺防止法の要件を充足にする十分ではない。第46条と比較せよ。

d. 証書として意図されていない書面

譲渡の証書として意図された書面でなくとも、詐欺防止法の要件を充足する。第47条と比較せよ。

e. 数葉の書面からなる証書

証書が数葉の書面からなる場合であっても詐欺防止法の要件を充足する。第48条と比較せよ。

f. 書面の滅失または毀損

書面が滅失または毀損されたとしても詐欺防止法の要件をみたす書面としての効力が失なわれるものではない。第49条と比較せよ。

g. 一部履行

土地の信託についての受益権の譲渡は、詐欺防止法の要件が充足されてなくとも、譲渡人の同意を得て、譲受人が土地の占有を開始得たり、その土地に改良工事を行ったり、あるいは、譲渡をあてにして、その地位を変更した場合、受益権の譲渡は強制可能である。第50条と比較せよ。

h. 詐欺防止法の要件が充足されていないことの効果を受受できる者

詐欺防止法の要件が充足されていなくとも、譲渡人、受託者、または、そのいずれか一方の権利を承継した者以外は、譲渡が強制不可能であることの利益を享受できない。第51条と比較せよ。

第140条 遺言による譲渡

信託受益者は、遺言の有効性に関する法令の要件を充足しない限り、その権利を遺言処分によって譲渡することはできない。

注：

a. 遺言による処分

信託受益者が、権利の処分をするにつき、死亡の時にその効力を発生させる場合、遺言法の要件を充足しなければ、その処分は無効である。第54条、第56条と比較せよ。

例：

1. Aは、Cのための信託として、財産権を遺贈した。Cが死亡。Cの署名はあるが、遺言法の形式により作成されていない手紙がCの貸金庫の中に入っていた。この手紙によれば、Dのための信託として財産権を保有することがBに命じられていた。Dは、受益権を取得する権利を有しない。

2. Aは、Cのための信託としてBに全財産権を遺贈した。Cは、その信託にもとづくCの権利をDに遺贈するという遺言書を作成した。この遺言書は、遺言法の要件に従って証人が立会ったものではない。Cが死亡。Dは受益権を取得する権利を有しない。

b. 生前行為による処分が取消できる場合

信託受益者が、生存中、自己の権利を処分する場合、単に、その者が生涯受益権を留保したり、処分の取消権を留保したからといって、その処分は遺言による処分ではない。第57条と比較せよ。

c. 受託者への通知により受益者を変更する権限

信託証書に、受益者が死亡した際に、その信託にもとづく受益者の権利は、受託者のもとに保存されている記載証書で受益者が指定した者に移転すると規定されており、受益者がそのような証書を提出し、死亡した場合、受益者の権利の処分は、たとえ、遺言法の要件に適合しなくても有効である。たとえば、従業員信託では従業員が受託者に対し通知することにより、自己が死亡した時に自己の権利を承継する者を指定することができる。このような処分は、従業員が自己の生前にいつでも新たな通知をして他の者を受益者とすることができるとしても、有効である。指定された者は通知の時点で受益者となるが、従業員が死亡するまでは利益を享受せず、他の者が受益者として通知されると前に指定されていた者は受益者ではなくなる。

第141条 変更または取消の理由

受益権の譲渡は、普通法上の権利の譲渡の変更または取消の理由と同一の理由にもとづいて、その変更または取消をなすことができる。

注：

a. 信託受益権の譲渡は、たとえば、詐欺、強迫、不当威圧、錯誤というような、普通法上の権利の譲渡の変更または取消の理由となるものと同じ理由にもとづいて変更または取消しうる。生前行為による普通法上の権利の変更または取消の理由を規定する法律は、生前行為による信託受益権の譲渡に適用されうる。遺言処分について、詐欺、強迫、不当威圧、錯誤の効果を規定する法律は、信託受益権の遺言による譲渡に適用されうる。生前行為であれ、遺言によるものであれ、普通法上の権利の譲渡を規定する法律は、本条の範囲外である。第333条と比較せよ。

b. 前後参照

変更または取消を規定する一般原則については、原状回復のリステイトメント第6条～第106条、第163条～第171条参照。

契約の変更、取消を規定する一般原則については、契約のリステイトメント第470条～第511条参照。

第2節 意思によらない移転

第142条 受益者の死亡

信託受益者が無遺言で死亡した場合は、受益者の権利の死亡による移転は、それに対応する普通法上の権利の相続および遺産分配を規定する法則と同一の法則により決定される。

注：

a. 物的財産権および人的財産権

受益権が人的財産権（動産）の場合、受益者の無遺言死亡時に、人的財産権（動産）である普通法上の権利の移転に適用される規定に従って、債務の弁済および最近親者への遺産分配のために、遺産管理人にその権利が移

転する。

受益権が物的財産権（不動産）の場合、受益者の死亡時に、物的財産権（不動産）である普通法上の権利の移転に適用される規定に従って、債権者の請求をうけることがあるとしても、受益者の法定相続人に移転する。

受益権が、人的財産権（動産）の場合、および物的財産権（不動産）の場合については、第130条、第131条参照。

普通法上の権利の死亡による移転に関する規則については、木リステイトメントの範囲外である。

b. 死亡の場合の権利の終了

信託条項に、受益権は受益者の死亡により終了すると規定されている場合、受益者の死亡に際し、受益権は何ら移転しない。例えば受益者の権利が生涯受益権である場合、または受益者の権利が生涯権より大きいとしても、受益者死亡時に生存する受益者がいないことなどの特定の事実が受益者死亡時に生じると、その権利が終了する場合が、これに当たる。生涯受益者死亡前に生じた利益については、受益者に支払われることはない。第235条参照。

c. 移転に関する信託条項

受益者が無遺言で死亡した場合、受益権は、普通法の権利の移転や遺産分配の規定と同一の規定に従うものではないと委託者が規定しても効力はない。

例：

1. AはCおよびCの母方の法定相続人を受益者にし、BとBの法定相続人に甲地を信託として譲渡した。Cが無遺言で死亡した場合、Cの相続人は、その受益権を取得する権限を存する。というのも、衡平法上の財産も普通法上の財産も、ある人およびその者の母方の相続人に限定することはできないからである。

しかしながら、受益者の死亡に際し、受益者の権利は終了し、もし、永久権禁止則あるいは移転制限禁止則というような法則に何ら違反していない場合は、その受益権が他人に帰属するという規定を委託者は信託条項に設けることは有効である。

2. AはCとCの相続人を受益者とするが、Cの死亡時に、Cの母方の相続人が一人も生存していなかった場合は、DおよびDの相続人を受益者とするという内容の信託として、BおよびBの相続人に甲地を譲渡した。Cの死亡時に、Cの母方の相続人が一人もいなかった場合、Dは受益権を取得する権限を有する。

d. 他生涯権 (estate pur autre vie)

財産権が、受益者または受益者とその相続人のための信託として、他の人の生存中、保有され、しかも、受益者が他の人よりも先に無遺言で死亡した場合、受益権の移転は、他の人の生存中の普通法上の権利の移転に適用される規定に従う。

英国では、土地が、他人の生存中、受益者の相続人および、受益者のみのための信託として保有されている場合に、受益者がその他の人よりも先に死亡したならば、受託者はその土地をその他の人の生存中、自己の利益の

ために保有することを認める普通法裁判所の先例がある。この規則は英国では制定法により改正され、合衆国では継受されなかった。

e. 相続人または最近親者なしに無遺言で死亡した場合

信託受益者が相続人または最近親者なしに無遺言で死亡した場合、受益者の死亡にもとづいてそれが終了しない限り、受益権は、州に移転する。

英国では、単純封土権の信託の受益者が無遺言で死亡しかつ相続人がいない場合、受託者が信託財産を自己の利益のために保有することを認める普通法裁判所の先例がある。普通法上の単純封土権者が、相続人となり得る血縁者を有さないこと、または重罪を犯したことを理由に、相続人なくして死亡した場合、その財産権は国王に復帰する。しかしながら信託の受益者は、国王の財産に対する衡平法上の権利を有さなかった。受益者が無遺言でかつ相続人なくして死亡した場合、受託者はその財産権を誰からも奪れることなく保有することが認められていた。この規則は英国では制定法により改正され、合衆国では継受されなかった。

英国では、人的財産については、普通法上の所有権者が無遺言で死亡しかつ最近親者がいない場合、国王がその財産権に対する権原を取得する。同様に衡平法上の所有権者が無遺言で死亡しかつ最近親者がいない場合、国王がその受益権に対する権原を取得する。合衆国では同様の規則が各州に普及している。

委託者またはその遺産のための復讐信託が生じる場合については第411条注 e 参照。

f. 受益者の失踪

いくつかの州の法律によれば、財産権の所有者が失踪し、一定の期間、音信不通の場合は、失踪者の権利は、その者が死亡した場合と同じように移転すると規定されている。これらの制定法は普通法上の権利だけでなく衡平法上の権利にも適用される。一部の州では、明らかに信託者の受益者の権利に適用される、同様の規定がある。

いくつかの州では、連邦生死不明者法により、推定死亡の法定権限を有する合衆国の役人が推定死亡を決めると規定された法令が、第二次大戦後に制定された。

第143条 共同受益者の死亡

(1) 信託が数人の受益者のために設定され、そのうちの1人が死亡した場合、信託財産権の処分は、信託条項による。

(2) 収益は2人以上の受益者に支払われ、元本は、収益受益者の生残者(survivor)の死亡に際し他人に支払われるものとするという内容の信託が設定され、複数収益受益者の1人が死亡した場合、委託者が異なる意思を表示していないときは、最後の生残者が死亡するまで収益受益者が収益をうけることができる。

(1)項の注：

a. 信託証書の解釈

信託が複数の受益者のために設定される場合、信託の収益および基本財産の処分については、信託証書に記載される。信託証書に明示の規定がない場合は、解釈による。複数の受益者が1グループとして扱われるのかどう

か、また、だれがそのグループに入るのかを決定する基準は、財産権のリステイメント第279条～第314条に定められている。他の解釈基準は、財産権のリステイメント第241条～第278条に規定されている。

(2)項の注：

b. 収益に対する交互残余権 (cross-remainders)

信託財産からの収益が複数の受益者に支払われる場合、また、受益者達の生残者の死亡時に他の人への物権移転文句があり、受益者の1人が死亡した場合、死亡した受益者に支払われる収益の処分は、委託者の意思表示による。信託条項にその処分について何らの規定がない場合、問題は、委託者がどのような意図をもっていただかである。通常、その収益は、生残収益者に分配するという意図であることが推測される。複数の受益者が1グループとして（信託証書で）扱われていない場合も同様である。しかしながら、最後の生残者が死亡するまで、その収益は、死亡した受益者の遺産に移転するものと委託者が意図していたということも、状況からあきらかになることもある。また、その収益は、残余権に対する受益者のために、支払われるかまたは積立てられることを委託者が意図していたということを、明らかになることもある。また、委託者が、死亡した受益者の収益分を処分する意図は全くないということも考えられる。このような場合、その収益分は、最後の生残受益者の死亡に至るまで委託者の財産に支払われることになろう。財産権のリステイメント第115条参照。

第144条 寡婦産 (dower)

法令に別段の定めがない限り、土地の信託受益者の寡婦は、受益権につき寡婦産を取得しない。

注：

a. 本規則の理由

寡婦産に関する法が、最初に英国の裁判所で展開された時、寡婦には、夫が土地に対する権利を保有している場合にのみ、寡婦産が与えられた。夫が衡平法上の権利だけを有する場合、夫は土地を占有していない。したがって、土地が夫のユースのために保有されている場合、寡婦には、寡婦産が与えられないと考えられた。17世紀の末までには、衡平法裁判所は、衡平法は普通法に従うという原則を前よりも完全に適用しはじめて来た。この原則により、夫が生きのこった場合、妻が土地を所有している場合に夫がその土地に対し寡婦産を有すると同じ事情で、土地が、妻のための信託として保有されている場合に、夫は、寡婦産を有すると考えられていた（第145条参照）。しかしながら、以前裁判所は、土地が夫のための信託として保有されている場合に、同じように妻の寡婦産を認めはしなかった。同様に、土地が夫のための信託として保有されている場合、その妻は寡婦産を取得しないとかつては考えられていたかもしれないが、そうではなかったと思われる。なぜなら、受益権が寡婦産の対象にならないとするこの規則に従うならば、夫から衡平法上の権利を買った者との間に問題が生じてしまう。妻は夫の同意がなければその権利を譲渡できず、かつ同意した夫は寡婦産に対して請求できなくなって以来、妻から権利を買った者につき同様の問題は生じなくなった。

ユースの場合の初期の法は、論理的に首尾一貫していた。つまり、生き残った夫は、死亡した配偶者のユース

【第6章】

として保有された土地に対し、鰥夫産を有しないし、その逆の場合も未亡人は、寡婦産を有しなかった。初期の法は、衡平法は普通法に従うという後に発展した原則に一致していなかった。従って、ユースにも適用された寡婦産に関する普通法は、近代の信託に関する法へと変化した。しかし、普通法が近代の信託に適用された理由は、既にいわれているように、普通法裁判所が適及的に法を変更したことが買い主に影響を与えたことにある。その他に、寡婦産という妻の未確定権が、婚姻中に夫が取得した土地に付着し、夫が死亡時に有していた土地に限られないとすれば、土地の取引に阻害することになるため、寡婦産に関する法を拡大適用したくないという感情があったのであろう。

とにかく、信託受益者の寡婦が、寡婦産を有しないというのは論理的ではない。但し、この規則は制定法により改正され、信託受益者たる妻が死亡し、生残った夫は鰥夫産を有する。

b. 寡婦産に関する法令の規定

いくつかの州では、土地に関する信託の信託受益者の寡婦が、寡婦産を有するという法令がある。これらの州があるところでは、夫が死亡の際に、収益をうける権利がある場合にのみ衡平法上の財産権に対して寡婦産を有する。その他のところでは、寡婦による寡婦産の放棄あるいは譲渡がない場合、婚姻中夫が権原を有する衡平法上の財産権に対して寡婦産を有する。

c. 法令による遺産分配

多くの州では法令によって、死亡配偶者の財産に対し、生残配偶者は一定の割合の配分をうける権利を有する。これらの法令は、普通法上の権利にも衡平法上の権利にも適用される。第146条の2参照。

第145条 鰥夫産 (curtesy)

妻が土地の信託の受益者の場合、生残した夫は、妻の受益権に対し、その権利に対応する普通法上の権利につき鰥夫産を取得すると同一の条件のもとで鰥夫産を取得する。ただし、妻の特有財産のための信託に適用される法則により制限をうける範囲においてはこの限りではない。

注：

a. 土地の信託の受益者が既婚の場合、その未亡人は、法令に規定がなければ（第144条参照）寡婦産を有しないが、土地の信託の受益者が既婚の女性の場合、生残した夫は、鰥夫産を有する。

b. 既婚婦人の特有財産

信託が、既婚婦人の特有ユースのために設定された場合、妻が受益権を証書または遺言により譲渡した時は、その夫はその受益権について鰥夫産を有しないという先例があり、また、夫が鰥夫産に対する権原を有しないとする信託条項が有効であるとする先例もある。既婚婦人の特有ユースのための信託に適用される特別な法律の規定は、本リスティメントの範囲外である。

c. 法令による遺産分配

多くの州では、法令によって、生残配偶者は、死亡配偶者の財産の一定の割合に対し権利を有するとされてい

る。これらの制定法は、普通法上の権利と同様、衡平法上の権利にも適用ある。第146条の2参照。

第146条 婚姻中の夫の権利

法令に別段の定めがない限り、妻が信託の受益者であるとき夫は、婚姻中、妻の受益権に対し、もしその権利が対応する普通法上の権利であれば享受できる範囲と同一の範囲でこれを享受する権利を有する。ただし、妻の特有財産のための信託ならびに繼承的不動産処分 (settlement) に対する妻の衡平法上の権利について適用される法則の制限をうける場合はこの限りではない。

注：

a. 普通法上の規則

普通法上、妻が土地に対する自由土地保有権を有する場合、その夫は婚姻中、地代および収益に対して権利を有する。妻が土地に対する普通法上の定期不動産権を有する場合、夫は妻の権利を譲渡する権限を有し、妻と死別したとき妻の権利を取得する権限を有する。しかし、もし、夫が妻の権利を譲渡する権限を行使しないで死亡した場合、夫の人格代表者は何らの権利も取得しない。妻が動産保有権を有する場合、その権利は無条件に夫に繼承される。妻が債権を有する場合、婚姻中はいつでも夫はその債権を実現する権限を有する。

b. 法令の規定

ほとんどの州では、法令によって、婚姻中、妻の財産権に対する夫の権利は、なくなっているか、あってもごく限られたものとなっている。

c. 既婚婦人の特有財産と衡平法上の妻子のための繼承的不動産処分

法令がなくなっても、既婚婦人の特有ユースのための信託は設定できる。そのような信託が設定されると、さもなければ取得し得た夫の権利を夫は享受できなくなる。第118条参照。既婚婦人の特有ユースのための信託に適用される法律の特別な規定は、本リスティメントの範囲外である。同様に、受託者は妻のための信託として保有された財産権を夫へ衡平法上、訴訟をもって引渡すよう強制されないという衡平法上の妻子のための繼承的不動産処分に適用される法律の特別な規定は、本リスティメントの範囲外である。

第146条の2 生残配偶者の法令による遺産分配

法律によって生残配偶者は、死亡配偶者の財産権を分配してもらう権限を有するものとされている場合、生残配偶者は、死亡配偶者の遺言によってその権利を奪われることはなく、その財産中の衡平法上の権利も、分配を決定するときに含まれる。

注：

a. 生残配偶者が衡平法上の権利に対し寡婦産または寡夫産の権利を有するかどうかにかかわらず、生残配偶者は、配偶者の死亡時に終了しない彼の衡平法上の権利も含めて、死亡配偶者の全財産に対して法令による遺産分配をうける権利を有する。

【第6章】

死亡配偶者が生存中、信託を設定し、かつ、取消権を留保した場合、生残配偶者が、死亡配偶者の生涯の間信託として保有されている財産権を含め持分の配分を請求する権限を有するのかどうかは、第57条注c、第58条e参照。

第147条 債権者

第149条～第162条の場合をのぞき、信託受益者の債権者は、固有の手続によって受益者の権利を差押え、自己の権利の満足を得ることができる。

注：

- a. 第149条～第162条は、任意および非任意的譲渡に対する制限に関するものである。
- b. 本条に述べられている規定は、契約にせよ、不法行為にせよ、その他のものにせよ、権利の主張に適用される。
- c. 受益者の権利を差押える方法

法令によって修正される場合をのぞき、債権者が、その債権を満足するために受益権を取得できる方法は、差押および受益権の取得のための衡平法上の訴訟手続による。それを債権者訴訟 (creditor's bill) あるいは衡平法上の強制執行と呼ぶ。債権者は、できるだけ受益者の有する普通法上の権利から債権の満足を得ようとすべきであり、それができないときに初めて受益者の (衡平法上の) 権利を差押えることができる。

多くの州では、法令により、直接信託の目的物を差押えるにせよ、受託者に通告するにせよ、強制執行の補充手続によるにせよ、債権者は、法律上の強制執行のいずれかの方法で、受益権を差押えることができるとされている。

債権者が受益者の権利を自己の債権に充当する手続に関する規則はホリスティメントの範囲外である。

d. 受益者の破産

連邦破産法の規定によって、破産管財人は、破産者が、何らかの手段によって申立前に譲渡したか、差押えられたか、あるいは法定の手続によって売却された財産に対しても破産の場合と同様の権限が付与される。また、破産管財人は、強制執行によってまだ満足を得ていない判決債権者と同様の権限を付与される。連邦破産法第70条および第47条a参照。

e. 浪費者信託

信託受益者の権利を、受益者が任意に譲渡できない状況あるいは、債権者が、自己の債権を満足できない状況については、第149条～第162条に述べられている。

f. 前後参照

財産権の所有者が、債権者を詐害する目的で、自分自身のための信託として、財産権を譲渡した場合については、第63条注b参照。

死亡した信託受益者の債権者の権利については、第148条参照。

受贈者によって設定も行使もされない一般指名権の受贈者の債権者の権利については、財産権のリステイトメント第327条参照。

自ら設定した一般指名権を有する者に対する債権者の権利については、財産権のリステイトメント第328条参照。

自ら設定はしていないが、一般指名権を行使した一般指名権者に対する債権者の権利については、財産権のリステイトメント第329条、第330条参照。

破産宣告をうけた破産者である一般指名権者に対する債権者の権利については財産権のリステイトメント第331条参照。

第148条 死亡した受益者の債権者

死亡した信託受益者の債権者は、その受益者に対応する普通法上の権利に対し執行できる範囲で、その受益権に対し執行することができる。

注：

a. 動産信託

動産信託の死亡した受益者の債権者は、受益者の権利を差押えることができる。債権者は受益者が普通法上の権利者である場合と同様の方法で支払を受ける。

b. 不動産信託

死亡した債務者の不動産上の権利を、債権者が差押える場合の普通法上の制限は、ほとんどが法令によってとりのぞかれている。これらの法令は、普通法上の権利と同様、衡平法上の権利にも適用される。

c. 法令による優先権

人数の死者の一定の債権者のために、法令によって認められた優先権は、死者の普通法上の権利と同様、衡平法上の権利にも適用される。

d. 前後参照

基本財産は、受益者の生涯、譲渡されないものとした場合の基本財産移転の制限の無効に関しては、第153条(3)参照。

第3節 任意のおよび非任意的移転に対する制限

第149条 差押からの除外

ある普通法上の権利が、債権者の差押の対象から除外されている場合は、その普通法上の権利に相当する信託受益権は、債権者の差押の対象とならない。

注：

a. 制定法によろうと他の方法によろうと、普通法上の権利が、債権者の差押の対象から除外される場合、それに相応する信託受益者の衡平法上の権利は、差押の対象から除外される。種々の衡平法上の権利は、それに相応

する普通法上の権利が、差押の対象から除外されない場合でも、信託条項、あるいは法令により、差押の対象から除外されることがある。第152条～第162条参照。

b. 法令による差押からの除外

すべての州においては、ある種の財産権につき債権者の差押をまぬがれるという法令の規定がある。これらの免除は、通常、家産、家具、商売道具などのような権利を含む。このような免除を受けている財産権に対する衡平法上の権利を、債権者は差押えることができない。つまり、土地に対する信託の受益者は、債権者から差押をうけない家産を有することができるのである。

c. 受益者の破産

連邦破産法第6条では、州法の規定する差押免除が、認められている。この法律は、普通法上はもとより、衡平法上の権利にも適用がある。また、受益者がその権利を任意に譲渡できる権限を有するか否かは重要でない。

第150条 譲渡による権利の喪失

受益権は、受益者がそれを譲渡したり、または債権者がそれを差押えたり、受益者が破産した場合に終了するものとする、という信託条項の規定は、収益に対する受益権について有効であり、第153条の規定にもとづいて、元本に対する権利の譲渡制限が有効となる範囲内で、元本に対する受益者についても有効である。

注：

a. 収益に対する権利

受益者の権利が、生涯あるいは一定期間、収益を受けるという内容のものである場合、自益信託でない限り、受益者が受益権を譲渡したり、債権者がそれを差押えたり、受益者が破産したときに、受益権が終了するという信託条項は、有効である。財産権のリステイトメント第409条と比較せよ。

例：

1. Aは財産権をBに信託として譲渡し、その内容は、C生存中はCに収益を支払い、C死亡の際には元本をDに渡すというものであった。信託条項には、Cがその権利を譲渡したり、債権者がその権利を差押えたり、Cが破産したりした場合には、その信託にもとづく権利は消滅し、収益は、Cの残余年数、Cの妻に支払われるものとするとして規定されている。Cが破産。信託にもとづくCの権利は消滅する。
2. 事実上、その信託がCによって設定された以外は、上記1の例と同じである。Cが破産した場合、信託が終了するのではなく、破産管財人が、その信託にもとづくCの生涯権に対して権原を取得する。

152条で述べられている規則に基づき収益受益権の譲渡制限を認めない州、または限られた範囲でしか譲渡制限を認めない州においても受益権の喪失は効力を生じる。

b. 元本に対する権利

受益者が元本に対する権利を有している場合、譲渡に関する権利の消滅は、第153条に述べられている規則にもとづき、譲渡に関する制限と同一の範囲で有効である。

c. 譲渡によって裁量信託になる場合

信託条項によって、受益者の生存中はその者に収益の支払をなすよう強制できる受益権は、その権利の任意的あるいは非任意的譲渡にもとづいて終了し、その後、受託者が、さらに受益者に支払うかどうかは、受託者の裁量にまかされると規定することもできる。裁量信託の受益者の譲受人あるいは債権者の権利については、第155条参照。

d. 前後参照

信託とは別の普通法上の権利と衡平法上の権利の譲渡制限の有効性について、財産権のリステイトメント第404条～第417条参照。

第151条 元本の譲渡に対する制限

本条は、第153条と結合されている。

第152条 収益の譲渡に対する制限

(1) 第156条および第157条の場合を除き、信託条項によって、受益者が、生存中または一定期間、信託財産から生じる収益をうける権利を有し、この権利は、受益者が譲渡できないものとし、かつ、債権者が差押できないものと規定した場合、その受益者の生存中、収益をうける権利に対する任意的・非任意的権利移転に対する制限は有効である。

(2) 信託条項または法令によって受益者の権利に対し有効な任意的および非任意的権利移転の制限を課した信託は、浪費者信託 (spendthrift trust) である。

注：

a. 第156条は、委託者が受益者を兼ねる場合に関するものである。第157条は、浪費者信託の受益権に対しても差押が可能な特別な債権者に関するものである。

b. 浪費者信託

「浪費者信託」という用語は、本条で定義されているものに限られる。これは、扶養信託（第154条参照）および裁量信託（第155条参照）とは区別される。

c. 設定には、特別な文言は必要でない

浪費者信託設定には、何ら特別な文言は必要とされない。信託条項によって、委託者のそのような信託を設定する意思が表示されていれば十分である。

例：

1. Aは、C生存中はCに収益を支払うという内容の信託としてBに10万ドルを遺贈し、しかも「その支払いは、便宜な限り直接払いとし、またはCの文書による指示もしくは領収書にもとづいてなされるものとする。どの場合にも、債権者の干渉やコントロールに服さない。期限前の処分は認められない。」

とされていた。元本はDに渡すという物権移転文句がつけられている。浪費者信託が設定されたことになる。

2. Aは、甲地をBに信託として遺贈し、その内容は地代および収益を築め、その金銭をC生存中、「たとえCまたは他人の請求があっても他へ支払うことなく、必ずC自身に」支払い、C死亡に際しては、Dに甲地を引渡すというものであった。浪費者信託が設定されたことになる。

3. Aは、信託としてBに10万ドルを譲渡し、その信託の内容は、Cにその収益を支払い、Cには、前述したような、期限前の処分によって、その権利を売ったり、譲渡したり、質入れたりする権限はないものとする。元本についてはDに渡すという物権移転文句がある。浪費者信託が設定されたことになる。

4. Aは信託としてBに10万ドルを遺贈し、その信託は、C生存中はCに収益を支払い、しかも「その収益は、直接C自身に、またはCの文書による指示もしくは、領収書に対して支払われるものとし、債権者からのコントロールを受けず、期限前の処分も許されないものとする」という内容であった。元本はDに渡すという物権移転文句がある。浪費者信託が設定されたことになる。

d. 任意的譲渡を制限する文言は、非任意的譲渡を制限するという意思表示である場合もある。

例：

5. AはBに甲地を信託として遺贈し、その内容は、「その地代と収益を現金でCに直接払いし、かつ、Cの書面もしくは口頭の指示によっても、または、Cの譲渡や移転によっても支払はなされないもの」とされていた。Cが死亡した場合には、その土地はDに引渡すという物権移転文句がつけられている。Cの債権者は、第157条で述べられている事情のとき以外には、Cの権利を差押えることはできない。

e. 非任意的譲渡を制限する文言が、任意的譲渡を制限する意思表示であることもある。

例：

6. Aは、C生存中はCに収益を支払い、C死亡に際しては、元本をDに引渡すという内容の信託として、10万ドルBに遺贈した。遺言には、「Cの扶養を目的として前記の信託を設定するのが私の遺言の趣旨であり、したがって、それはCの債務の弁済にあてられてはならないものである。」とされていた。Cは第157条に述べられている場合をのぞき、自己の権利を任意に譲渡してはならない。

f. 外部証拠 (extrinsic evidence) は認められない

信託受益者の権利の譲渡を制限する意思是、信託条項から明らかでなければならない。外部証拠は、信託証書中に、その意図が示されていない限り、受益権の任意的および非任意的譲渡を制限する委託者の意思を示すものとしては認められない。

例：

7. Aは、C生存中はCに収益を支払い、C死亡に際しては元本をDに引渡すという内容の信託として、Bは10万ドルを遺贈した。その信託にもとづくCの権利を差押えるために、Cの債権者が提起した訴訟で、Cは、Aが浪費者信託を設定する意図であったという、Aによってなされた供述証拠を提出し

た。また、Cは、Aが遺言をなしたその時にCが支払不能の状態であり、事実上、浪費者であったことをAが知っていたという証拠をあげた。この証拠は認められず、設定された信託は、浪費者信託とはならない。

g. 受益者が能力者であっても制限は有効である

浪費者信託は、たとえ受益者が自分自身の事務を管理する能力を有している場合でも、受益者のために設定できる。

例：

8. Aは、信託としてBに10万ドルを遺贈し、その内容は、Cに収益を支払い、「Cにはその権利を譲渡する制限がなく、かつ、Cの債権者の差押も受けず」、C死亡後は、残余権はDに帰属するというものであった。Cは能力者たる成人で、世間では、一流のビジネスマンである。設定された信託は浪費者信託であって、Cは自己の権利を譲渡することもできないし、Cの債権者がその権利を差押えることもできない。

h. 収益が受託者によって受領されているが、受益者に支払われていない場合

浪費者信託は、受託者によって受領されているが、受益者にまだ支払われていない収益を保護する。

例：

9. Aは、浪費者信託として、Bに10万ドルを遺贈し、その信託の内容は、C生存中、1月と7月の初めに、その収益をCに支払い、C死亡に際しては、元本をDに引渡すというものであった。Cの債権者は、Bが集めて現にその手もとにある収益に対し、Cに支払うべき期限が未到来の場合でも、また支払わずに時期がすぎってしまった場合でも、差押えることはできない。

i. 受益者の指示によって受託者が第三者に収益を支払う場合

受託者が、受益者に支払うべき収益を受領し、受益者の指示にしたがって、第三者にそれを支払われる場合、たとえ信託条項によって受益権が譲渡できないものとされていても、または信託条項により収益は受益者に直接にもしくは受益者の領収書にもとづいて支払われるものとされていたとしても、受託者としては、受益者に対して支払いをすべき何らの責任も負わないことになる。これは、受益者によって指定された銀行に、受益者の預金のために支払いがなされる場合でも、あるいは受益者の債権者または第三者に支払われた場合でも、あてはまる。そのような受益者の指示が、受託者が収益を受領する前に行われていたとしても、その指示にしたがった支払により受託者が責任を負うことはない。受益者の指示が将来生じる収益に対する権利を譲渡する形式であったとしても、受託者は責任を負わない。このような譲渡は譲受人に収益を支払うべき指示があるが、受託者に対して取消可能である。たとえば受益者が譲渡の対価を得ていたとしても、受益者は、自ら受益権の譲渡はなし得ないのであるから、受託者が譲受人に支払をなすまでは、何時でも、受託者の支払権限を取消することができる。譲受人は、受託者が支払権限にもとづき行った支払を受領できる。支払権限なき受託者からの支払を譲受人が保持できるか否かは、その者が善意取得者であるか否かによる。第284条参照。

例：

【第6章】

10. Aは、消費者信託にもとづいてBに10万ドルを遺贈し、その信託の内容は、C生存中はCに1月と7月の初めにその収益を支払い、C死亡に際しては、元本をDに引渡すものとされていた。6月1日に、Cは、その信託にもとづく権利をEに譲渡し、これはEがCになした2万ドルの貸与に対する保証としてであり、その後、Eが貸与総額および利息を受領するに至るまで、Eにその収益を支払うようBに指示がなされた。Bは、7月1日に、Eに2,500ドル支払った。次に支払日の1月1日前に、CはBに対して、Eにそれ以上支払わないよう指示した。Bは、Eに対しての支払いについてはCに何らの責任を負わないが、Eにそれ以上支払った場合には責任を負う。Eは、Eに支払われたものを保持することができるが、それ以上支払うようBを強制することはできない。

j. 受益者に支払われた収益

消費者信託の収益が、受益者に支払われた後は、受益者がそれを譲渡することもできるし、受益者の債権者がそれを差押えることもできる。

例：

11. 事実は、受託者が、収益を銀行預金しているCに分割払いにしていたこと以外は、例9と同じである。Cの債権者は、その預金を差押えることができる。

k. 受益者の人的責任

信託条項によって、受益権の譲渡が制限され、債権者の差押も受けないものとされている場合に、受益者が、対価として、受益権を譲渡することに同意し、あるいは他人にそれを譲渡しようとしたときは、受益者は、相手方に対して契約違反の責任を負う。相手方は信託にもとづく受益者の権利から債権の満足をうけることはできないが、他の債権者の差押えが及ばない範囲で、受益権以外の受益者の財産から債権の満足を得ることができる。

l. 受益者の破産

連邦破産法の規定のもとでは、受益権が受益者によって譲渡できないとされていて、債権者によって差押できないとされている場合には、受益権は破産管財人に移転しない。第147条注d参照。

m. 受益者が受託者を兼ねる場合

本条の規則は、受益者あるいは複数受益者の1人が、複数受託者の1人である場合、または、複数受益者の1人が受託者である場合にも適用される。しかしながら、1人の者が受益者と受託者を兼ねることはできない。第99条、第115条参照。消費者信託の単独受益者が、後に単独受託者になる場合に生ずる状況については第341条注c参照。

本条の規則は、受益者を兼ねる受託者の権利にも適用されるが、受託者としてその者が受けとる報酬に対しては適用されない。つまり、受託者としての報酬に対して、債権者は差押が可能である。

n. 定期不動産権 (estate for years)

信託条項によって、受益者が、一定の期間（死亡によっても終了しない）、信託財産から収益を受ける権限を有し、またその権利は、譲渡を許されず、かつ、債権者の差押をうけないものとされている場合は、その者の生存中に生ずる収益に対する権利の制限は有効であるが、死亡後に生ずる収益に対する権利の任意および非任意

的譲渡の制限は無効である。

例：

12. Aは、20年間はCに収益を支払い、20年の期間満了後は、元本をDに引渡すという内容の信託としてBに10万ドルを遺贈した。信託条項によってCの権利は、譲渡制限に服している。Cは信託にもとづく自己の権利をEに譲渡した。Eは、C死亡前に生ずる収益に対しては権限を有しないが、C死亡後で、しかも、20年の期間満了前に生じた収益に対しては権限を有する。

o. 単純占有権 (possessory interest)

本条の規則は、受益者が、生存中、信託の対象となっている物の占有権を有する場合にも適用される。

例：

13. Aは、C生存中はCが甲地を占有し、C死亡に際してはDに甲地を引渡すという内容の信託として、Bに甲地を遺贈した。遺言によって、Cの権利は、譲渡が制限されている。Cは自己の権利を譲渡できないし、Cの債権者は、その権利を差押えることができない。

p. 法令による譲渡の制限

いくつかの州では、法令によって、受益権の譲渡を制限したり、その権利に対する債権者の差押を制限している。たとえば、一部の州では、土地の賃料および収益に対する信託の受益権は、その受益者を譲渡できない。一部の州では、信託条項に別段の規定がない限り、そのような信託の受益権の譲渡は制限される。一部の州では、また、信託証書により譲渡制限がなされる場合に、制定法もそのような制限を課している。また一部の州では、制定法により、人的財産に対する信託の受益者は受益権を譲渡する権限を制限されている。一部の州では、制定法により受益者の債権者は差押の権限を制限されている。

多くの州では、制定法により受益者（保険金受取人）と保険会社との合意により、保険金の分割払をするために保険金を保険会社に預けておくことができ、かつそのような場合に会社と被保険者の合意により、分割払債権（*installment payments*）を譲渡不可能とし、受益者の債権者が差押えることを禁止することができる。このような制定法の下では本リストメントの対象である信託は設定されない。なぜなら、特定の財産が保険金受取人のために保険会社により保有されてはならないからである。保険金受取人の権利は普通法上の権利であるが、その権利の譲渡を禁止する制定法の規定は、浪費者信託の設定と同じ効果を生ずる。第12条注k参照。

q. 前後参照

浪費者信託の受益者が、信託違反に同意した場合の効果については、第216条注e参照。 受託者が、浪費者信託の受益者に信託された金銭の前貸ないし貸出をした場合の効果については、第255条注f参照。

浪費者信託の受益者が、信託違反に関与した場合の効果については、第256条注f参照。 受益者も兼ねている浪費者信託の受託者がなした信託違反の共有持分権の押収については、第257条注f参照。

信託の目的が達成される前に、浪費者信託の受益者に対し、受託者が、信託財産を譲渡した場合の効果については、第342条注f参照。

信託にもとづくものとは別の、普通法上の財産権および衡平法上の財産権の譲渡制限の有効性については、財

産物のリステイトメント第404条～第417条参照。

第153条 元本譲渡の制限

(1) 第156条、第157条に述べられている場合を除き、信託条項によって、受益者が、将来、元本を取得する権原を有する場合、元本に対して有している受益者の権利の任意的または非任意的譲渡を制限することは有効である。

(2) 受益者が、直ちに元本を自分のもとに譲渡させる権利を有する場合、元本に対して有している受益者の権利の任意的または非任意的譲渡を制限することは無効である。

(3) 受益者生存中は、元本が受益者に引渡されないものとなっている場合、元本に対して有している受益者の権利の任意的または非任意的譲渡の制限は無効である。

(1)項の注：

a. 第156条は、委託者が受益者を兼ねる場合の状況に関連している。第157条は、浪費者信託の受益権を差押えることのできる特別な債権者に関連している。

b. 受益者が、将来、元本をうける権利を有する場合

信託受益者が、将来、元本をうける権利を有する場合、その権利の任意的あるいは非任意的譲渡を制限することは、その間に、その者が収益をうける権利を有しているかどうかにかかわらず有効である。

例：

1. AはBに信託として10万ドルを譲渡し、その信託の内容は、Cが35才に達するまでBがCにその収益を支払い、かつ、35才になった時に元本を引渡し、Cが35才前に死亡した場合にはDに元本を引渡すというものであった。信託条項によれば、Cの収益および元本に対して有している権利は、譲渡してはならず、あるいはCの債権者が差押えることができないとされている。この譲渡の制限は、収益・元本双方について有効であり、Cが35才以前に死亡した場合、Cは、収益および元本に対する権利を譲渡できないし、Cの債権者が差押えることもできない。

2. Aは、C生存中はCに収益を支払い、C死亡に際しては、Dに元本を引渡すという内容の信託として、Bに20万ドルを譲渡した。信託条項によれば、Dの権利は譲渡できないし、Dの債権者が差押えてはならないとされている。譲渡の制限は有効であり、Cの死亡前に、Dは自己の権利を譲渡できないし、Dの債権者はこれを差押えることはできない。

(2)項の注：

一部の州では制定法により、また他の一部の州では制定法によらないが、信託の元本を受領する受益者の権利に対する譲渡制限は無効である。

c. 受益者が、直ちに元本の支払いをうける権利を有する場合

受益者が、直ちに元本の支払いをうける権利を有し、あるいは、いつでもそれを要求できる場合、この権利の

譲渡を制限することは無効である。

例：

3. Aは、信託としてBにある証券を譲渡し、それらを直ちにCに引渡すようにさせた。信託条項によれば、Cの権利は譲渡できないとされ、Cの債権者はそれを差押えることができないとされている。この譲渡の制限は無効であり、Cは自己の権利を譲渡することができるし、Cの債権者は、それを差押えることができる。

4. Aは、Bに甲地を信託として譲渡し、Cのために甲地を保有させ、Cの要求があり次第Cへ甲地を引渡すべきこととした。信託条項により、Cの権利は譲渡できないとされ、Cの債権者はそれを差押えることができない。譲渡に関する制限は無効であり、Cは自己の権利を譲渡でき、Cの債権者はCの権利を差押えることができる。

一部の州では、元本を受領する受益者の権利に対する譲渡制限は有効であり、元本を受益者が受領するまで受益者はその権利を譲渡できないし、受益者の債権者も差押えることはできない。

(3)項の注：

d. 受益者の生存中、元本の支払をうける権利を受益者が有しない場合

受益者自身が元本をうける権利を有せず、受益者の死亡に際してのみ、あるいは、死亡後に受益者の遺産に元本が支払われる場合、元本に対する受益者の権利の譲渡制限は無効である。譲渡の制限は、受益者を保護する場合にのみ有効である。その制限が、受益者の死亡の際の財産権の処分を阻止するというだけのことであれば、無効である。

例：

5. Aは、C生存中はCに収益を支払い、C死亡に際してはCの遺産に元本を引渡すという内容の信託としてBに50万ドル遺贈した。信託条項によれば、収益と元本に対するCの権利は譲渡できず、債権者がそれを差押えられないものとされている。譲渡の制限は、収益に関しては有効だが、元本に関しては無効である。Cの債権者は、適法な手続によってCの元本に対する権利を差押えることができるし、この権利は、裁判所の命令にもとづいて競売され、あるいは担保とされ、その売得金を、Cの債務の弁済にあてることができる。

第154条 扶養信託 (trust for support)

第156条および第157条の場合を除き、信託条項によって、受託者は、受益者の教育または扶養に必要な限度においてのみ信託財産の収益もしくは元本、もしくはその双方を支払い、または受益者のために使用するべき旨が規定されている場合、受益者は、その権利を譲渡できず、受益者の債権者はその権利を差押えることができない。

注：

a. 第156条は、委託者が受益者を兼ねる場合の状況に関連している。第157条は、浪費者信託の受益権を差押え

【第6章】

ることのできる特別な債権者に関連している。

b. 消費者信託とは区別される扶養信託

本条で述べられている「扶養信託」は、消費者信託とは区別される。扶養信託では、受益権の譲渡を制限するというより、むしろ受益権の性質が問題である。本条に述べられている規則は、委託者によって譲渡が制限されているのではない。しかし、譲受人あるいは債権者は、受託者を強制して支払わせることができない。というのは、受益者は、信託条項にかかげられている限定された目的以外の用途に、それをあてるよう強制できないからである。

c. 譲受人あるいは債権者が支払を強制する権限

本条に述べられている規則のもとでは、受益者から譲渡を受けた者、あるいは受益者の債権者は、収益または元本のいかなる部分をも、自分のもとに支払うよう受託者を強制できない。そして、受託者は、受益者の教育または扶養のために必要な額を受益者のために支払っても、譲受人または債権者には責任を負わない。たとえ、受託者が譲渡につき悪意であっても、または債権者による受益権差押の訴訟手続の訴状を送達されていても、受託者は責任を負わない。

d. 限度額が教育および扶養に限られている場合

本条に述べられている規則は、信託条項によって、受益者のために支払われ、使われる額が、実際に、受益者の教育あるいは扶養に必要なものに限られるとされている場合に適用される。本条の適用は、信託条項に書かれた文言の特別な形式によるものではない。

例：

1. AはBに信託として10万ドルを遺贈し、その信託の内容は、Cの快適な生活のために必要な額を、その収益または元本からCに支払い、あるいはCのために使用するというものであった。C死亡の際には、Cの生活費に使われなかった収益および元本は、Dに支払われるものとするという規定がなされていた。Cは、その権利を譲渡できないし、Cの債権者は、それを差押えることができない。

2. Aは、Cの扶養に必要な額を使うための信託として、Bに10万ドルを遺贈した。C死亡の際には、Cの扶養に使われなかった収益および元本をDに支払うものとする規定されていた。Cは自己の権利を譲渡することができないし、Cの債権者がその権利を差押えることはできない。

e. 支払われる額が、教育および扶養に限られない場合

本条に述べられている規則は、たとえ信託条項によって、委託者の設定の動機が、受益者の教育または扶養のためということがあきらかにされていても、受託者によって一定額が支払われたり、受益者の教育および扶養に必要な額に限定されない場合には、適用されない。信託条項により、受託者が受益者に対して支払をなす義務を負い、または受益者のために、収益もしくは元本の全部もしくは特定の部分、または収益もしくは元本から一定額を充てるべき義務を負う場合、収益・元本が受益者の教育と扶養に用いられることは明らかであり、かつ拠出される額が教育と扶養に必要な額しかなかったとしても、受益者は自己の権利を譲渡でき、受益者の債権者は受益権を差押えることができる。但し、第151条、第152条及び153条で述べられている譲渡にもとづく権利喪失の条

項または譲渡制限の条項が有効に課せられている場合を除く。

例：

3. AはBに信託として甲地を譲渡し、その内容は、「Cのより良い生活のために、純益または収益を毎年Cに支払う」というものであった。Cは生存中、収益全部に対して権限があり、その権利を譲渡することができるし、Cの債権者が、それを差押えることもできる。

f. 委託者の動機

受益者の教育または扶養のためという信託設定の動機の表示は、必ずしも受益者による譲渡の制限を意図してはいないが、それがこの意図を示す状況証拠となることがある。さらに、信託条項からそのような意図が明らかであれば、浪費者信託が設定されたことになる。第152条、第153条参照。

g. 元本および積立てられた収益

信託条項によって、受託者は指定された期間、受益者の教育または扶養に必要なだけの収益または元本を支払い、あるいは受益者のためにそれらを使用するものと規定されており、さらに受益者に対して支払われなかったり、使われなかった収益および元本は、最終的には受益者に支払われるものとして規定されている場合には、受益者は、受益者の教育または扶養のために必要でない額について譲渡も可能であるし、受益者の債権者がそれを差押えることもできる。第153条と比較せよ。

h. 受益者の破産

本条で述べられている規則は、受益者が破産した場合にも適用がある。第147条注d参照。

第155条 裁量信託 (discretionary trust)

(1) 第156条の場合を除き、信託条項によって、受託者の自由な裁量にもとづき、適当と思われる範囲の収益および元本、もしくはどちらか一方を受益者に支払い、または受益者のために使うものと規定されている場合には、受益者から受益権を譲受けた者、または受益者の債権者は、受託者を強制して、収益または元本のいかなる部分も支払うようにさせることはできない。

(2) 第152条および第153条で述べられている規定に従って、譲渡に関する有効な制限が課せられていない場合に、受託者が受益権の譲渡を知り、または債権者の受益権差押の訴訟手続の訴状が受託者に送達された後に、受益者に対し収益もしくは元本の支払をなし、または受益者のためにそれを使用した場合には、受託者は、受益権の譲受人または債権者に対して責任を負う。

(1)項の注：

a. 第156条は、委託者が受益者を兼ねる場合に関連している。

b. 浪費者信託とは区別される裁量信託

本条で述べられている信託は、「裁量信託」であり、浪費者信託、扶養信託とは区別される。裁量信託で、受益者の権利の譲渡を制限するのは、譲渡制限条項をつけるというよりもむしろ受益権の性質そのものからくる。

【第6章】

本条で述べられている規則は、委託者による譲渡制限にもとづくのではない。しかし、譲受人あるいは債権者は、受託者に対し、自分のもとに支払うよう強制することはできないのである。なぜなら、受益者が、自分自身に支払うよう、あるいは自分自身のために使用するよう強制することができないからである。

c. 支払が裁量による場合にのみ適用される規則

本条で述べられている規則は、受託者が、自己の絶対的裁量にもとづいて、受益者へのすべての支払と、受益者のための信託財産の利用を拒否できる場合にのみ適用される。

受託者の裁量が支払の時期のみについてであったり、受益者が、信託財産の全部ないし一部について最終的な権原を有する場合には、この規則は適用されない。

信託条項によって、受託者が受益者のために収益あるいは元本の全部ないし一部を受益者に支払い、あるいは受益者のためにそれを使用するものとされているならば、その信託が浪費者信託（第152条、第153条参照）あるいは受益者の扶養信託（第154条参照）でない限り、受益権は、債権者によって差押が可能である。

d. 一定の集団の構成員のための信託

信託が一定の集団の構成員のために設定され、受託者が、裁量でその構成員すべてに権利を与えないこともできる場合は、その構成員から譲受けた者、あるいはその構成員の債権者は、受託者に対し、信託財産のいかなる部分をも支払うよう強制できない。

例：

1. Aは、Bの裁量によってCとその妻、あるいはどちらか一方に収益を支払い、または、CまたはCの妻のためにそれを使用し、C死亡に際して、未払いあるいは未使用の収益および元本をDに引渡すという内容の信託として、Bに10万ドルを遺贈した。Cは、自己の権利をEに譲渡した。EはBに対し信託財産のいかなる部分をも支払うよう強制できない。

e. 支払を強制する譲受人ないし債権者の権限

信託条項によって、受託者の自由な裁量にもとづき、適当と思われる範囲の収益および元本、あるいはそのどちらか一方を受益者に支払い、または受益者のために使い、受益者の死亡後は、未払いまたは未使用の収益および元本全部を他の人に引渡すものと規定されている場合には、受益権の譲受人あるいは受益者の債権者は、信託財産のいかなる部分についても支払をなすよう受託者を強制できない。その結果は、受益者に支払われなかったり、受益者のために使用されなかったもの全てが、復讐信託によって、委託者の財産に戻されるのと同じになる。

例：

2. Aは、Bの自由な裁量にもとづいて、適当と思われる範囲の収益あるいは全収益をCに支払い、またはそれをCのために使用し、C死亡に際しては、未払いあるいは未使用の収益および元本をDに引渡すという内容の信託としてBに10万ドルを遺贈した。Cの債権者はCに対する判決を得て、Cの信託受益権を差押えるために、Bを訴訟当事者として、衡平法裁判所に訴状を提出した。この債権者は、信託財産のいかなる部分もBに支払うよう受託者を強制できない。

f. 受益者の破産

本条で述べられている規則は、受益者が破産した場合に適用される。第147条注d参照。

g. 受益権を差押える手段

受益者の債権者が、自己の債権の満足のために受益権を差押える適法な訴訟手段に関する規則は、本リステイメントの範囲外である。第147条注c参照。

(2)項の注：

h. 受益権の譲渡後の受託者による受益者への支払の効果

裁量信託では、受益権の譲受人あるいは受益者の債権者は、信託財産のいかなる部分をも支払うよう受託者を強制できないのであるが、受託者が、受益者がその権利を譲渡したということを知りながら、あるいは受益権を差押えるための受益者の債権者による訴状が受託者に送達された後に、支払った場合には、受託者は、譲受人あるいは債権者に対して個人的に責任を負う。ただし、第150条、第152条、第153条のように譲渡制限に関する有効な条項が課せられている場合を除く。

例：

3. 事実は例1で述べた通りである。BがEへの受益権の譲渡を知りながらCに信託財産の一部を支払った場合、Bは、そのように支払われた金額についてEに責任を負う。

4. 事実は例2で述べた通りである。Bが債権者の訴訟手続の訴状が送達された後に信託財産の一部をCに支払った場合、受託者はそのように支払われた金額について債権者に対して責任を負う。

i. 受益権の譲渡後に、受益者のために受託者が財産権を使用した場合の効果

受益権の譲渡を受託者が知った後、または受益権を差押えるために債権者がなした訴訟手続の訴状が送達された後に、受託者が受益者のために収益および元本を使用したのであれば、受託者は、受益権の譲受人あるいは受益者の債権者に対して責任を負う。

第156条 委託者が受益者を兼ねる場合

(1) 人が自己を受益者として信託を設定し、その受益権の任意的または非任意的譲渡を制限する条項をつけた場合、その受益権の譲受人または委託者の債権者は、受益権を差押えることができる。

(2) 人が自己を受益者として扶養信託または裁量信託を設定する場合は、その信託の受益権の譲受人または委託者の債権者は、信託条項により委託者のために支払いあるいは使用しうる最大限度の額について差押をなすことができる。

注：

a. 債権者を詐害する意思は必要でない

本条に述べられている規則は、その譲渡が債権者詐害行為とならなくても適用される。委託者兼受益者の権利は、信託設定時に債権者であった者も、その後の債権者も差押えることができ、委託者兼受益者が債権者を詐害する意思のないことは重要ではない。

例：

1. Aは、A生存中は自己に収益を支払い、A死亡後は、元本をCに引渡すための信託として財産権をBに譲渡した。信託条項によって、信託にもとづくAの権利は、譲渡できないし、Aの債権者がそれを差押えることはできないと規定されている。Aはその権利を譲渡できるし、Aの債権者はAの権利を差押えることができる。

b. 制定法による規定

いくつかの州では、債務者以外の者によって設定される信託の場合を除き、債務者のための信託として保有されている財産権を債権者は差押えることができると規定している制定法が存在する。また他のいくつかの州では、ある人が自己を受益者として設定した信託は、その者の債権者に対しては効力を有しないとされる制定法もある。

c. 元本の一般指名権の留保

委託者が自己を受益者として、生存中の権利だけでなく、捺印証書ないしは遺言証書によって、残余権に対する一般指名権を留保する場合、委託者の債権者は、収益のみならず元本も差押えることができる。財産権のリステイトメント第328条参照。

d. 委託者のための扶養信託

委託者が自己の扶養を目的として信託を設定した場合、委託者は、受益権を譲渡することができ、委託者の債権者はその権利を差押えることができる。債権者は、受託者に対し、委託者兼受益者に支払いあるいは委託者のために使用しうる最大限の額を債権者に支払うよう強制することができる。

e. 委託者のための裁量信託

信託条項によって、受託者の自由な裁量にもとづいて決定する額の収益および元本を委託者に支払い、あるいは委託者のために使用するものとされている場合、受益権の譲受人ないし債権者は、受託者が委託者に支払い、あるいは委託者のために使用しうる最大限の額を差押えることができる。

f. いかなる場合に委託者が受益者を兼ねるか

信託が本条にいうものであるためには、受益者自身が信託として保有されている財産権を譲渡する必要はない。受託者が、信託にもとづく譲渡の買受価格を支払っていれば十分である。

例：

2. AによるBへの10万ドルの支払の約因において、Bは、A生存中はAに甲地の不動産賃料と収益を支払い、A死亡後は、Dに甲地を譲渡することを内容とする信託としてCに甲地を譲渡した。Aの要求によって、信託証書に、Aの権利はAによっては譲渡できず、Aの債権者はそれを差押えることができないという条項を入れた。Aはその権利を譲渡できるし、Aの債権者はその権利を差押えることができる。

g. 任意的譲渡

ある人が、自己を受益者として浪費者信託を設定しようとする場合、信託条項に、任意的譲渡を制限することが明白にされていても、その者は、受益権を任意に譲渡できる。

h. 前後参照

ある人が自己を受益者として設定した信託の終了については、第339条参照。

第157条 権利を主張できる特別な債権者

信託が浪費者信託または扶養信託であっても、受益者の権利は、以下のような権利の満足のためには差押えることができる。

- (a) 受益者の妻子の扶養料または妻の離婚後の扶養料 (alimony) の請求権
- (b) 受益者のためになされた必要欠くべからざる労務または受益者に与えられた生活必需品についての請求権
- (c) 受益者の権利を確保し、またはこれに対して利益を与えた労務または物資に関する請求権
- (d) 受益者に対し債権の満足を得るための合衆国または州の請求権

注：

a. 本条の範囲

浪費者信託あるいは扶養信託の受益権を差押えることができる事例を本条であげているが、これらがすべてというわけではない。浪費者信託あるいは扶養信託の受益権は、公序良俗の観点から必要な場合には、本条の列挙の事例以外でも差押えられることがある。また、浪費者信託の受益者に対して不法行為上の権利を主張する者は、信託にもとづく受益者の権利を差押えることも可能である。

(a)項の注：

b. 受益者の被扶養者 (dependents)

信託が浪費者信託ないしは扶養信託であっても、受益者の権利は、その妻あるいは子供によって、その扶養のために受益者に対する強制可能な請求の満足をはかる場合、差押えられる。ある場合には、浪費者条項が、受益者の被扶養者を排斥するものではないと解釈されることもあるが、たとえ、その条項が扶養のため、被扶養者の権利主張に適用しうよう解釈されても、その規定に全面的効果を考えるのは公序良俗に反することもある。受益者は、自己の被扶養者の扶養を拒否しながら、信託にもとづく権利を享受することは許されない。これは、信託にもとづき、どの位収益をその扶養のために使用し、受益者自身はどの位を受領すべきかを判断する管轄権ある裁判所の自由裁量の問題である。受益者の妻が、受益者が一定額の支払を妻にすることを命ずる妻の扶養料のための判決を得たとしても、信託の執行について管轄権を有する裁判所が、受託者が受益者にそのような支払をすることが妥当でないと考えるならば、妻は、受託者に、そのように判決を得た金額の支払いを強制することはできない。このような結論は、信託が受益者のためだけに設定された場合よりも、受益者及びその扶養者のために設定した場合に非常に似ている。

例：

1. AはCのための浪費者信託としてBに10万ドルを遺贈した。Cは妻と子供達の扶養を拒否した。Cの妻と子供達は、自らの扶養のため、信託にもとづくCの権利を差押えることができる。

2. X州に居住するAは、Cのための浪費者信託としてBに10万ドルを遺贈した。Cの妻は、Y州で、Cに対する離婚訴訟を提起し、Y州でCに訴状を送達した。離婚は認められ、年間3,000ドルの離婚扶養料の支払をせよという判決があった。X州の訴訟手続で、Cの妻は、X州の裁判所が合理的と判断する程度の扶養料について、信託にもとづくCの権利を差押えることができる。

(b)項の注：

c. 受益者に与えられた生活必需品に対する請求権

信託が浪費者信託あるいは扶養信託であっても、受益者に与えられた必要な労務または生活必需品に対する強制可能な請求権を満足するために、受益権を差押えることができる。受益権に対する差押えが認められないとすれば、受益者が必要な援助を受けられなくなる恐れがあり、かつ、このような請求を拒否することが受益者の信託に基づく権利の保護に必要ではないからである。

例：

3. Aは、Cのための浪費者信託としてBに10万ドルを遺贈した。Cが突然、病気になり、その時そばにいた医者Dは医療行為を行った。Dは、信託にもとづくCの権利を、その行為に対する支払のために差押えることができる。

4. Aは、Cのための浪費者信託としてBに10万ドルを遺贈した。DはCに必要な食料・衣服・居住を提供した。Dは、信託にもとづくCの権利を、Dの提供したものの支払のために差押えることができる。

しかしながら受託者が、信託受益権から必需品を受益者に供給する用意があったにも拘わらず、必需品を頼まれもせず（*officiously*）供給した者は、その有する債権にもとづき受益権を差押えることはできない。

(c)項の注：

d. 受益権に付与されたもの

信託が浪費者信託ないし扶養信託であっても、受益者の権利を確保し、あるいはこれに対して利益を与える労務または物資についての強制可能な請求権のために、受益者の権利は差押えをうけることができる。もし、これが認められないと、受益者は不当利得したことになってしまうからである。たとえ差押が認められなかったとしても、労務または物資を提供した者は、その労務または物資につき受益者と契約をしている場合、受託者に対する請求権を有する。そして受託者は信託財産に求償することができる。第244条注d参照。例えば受託者との間に契約がなかったとしても、労務または物資に対する支払をせずに受けた利益を保持することが認められるとすれば、信託財産が不当利得をしてしまう。

例：

5. AはCのための浪費者信託としてBに10万ドルを遺贈した。Aの近親者Dが、その遺言の効力を争う訴訟をおこした。その訴訟は、もしDが勝訴すれば信託にもとづくCの権利が消滅してしまう内容のものであった。Cは、弁護士Eを雇い、訴訟代理人とさせ、遺言の効力が確認された。Eは、受益権

の保護のためになした債務に対する支払をうけるために、信託にもとづくCの権利を差押えることができる。

6. Aは、Cのための浪費者信託として甲地をBに遺贈した。甲地上には家屋があり、Cが自己名義で保険に入っている。この建物は火災で焼失し、Cは、それを再建するためにDを雇った。Dは、その支払につき、信託にもとづくCの権利を差押えることができる。

(d)項の注:

e. 政府の請求

信託が浪費者信託ないしは扶養信託であっても、信託受益者に対して債権を有する合衆国あるいは州は、信託にもとづく受益者の権利を差押えることによって、その債権の実現を強制できる。これは、この債権が、信託の管理から生じた場合、たとえば信託にもとづく受益権についての収益税だけにかぎらず、その債権が信託から独立して生じた場合、たとえば受益者の所有する他の財産についての税の徴収の場合にもあてはまる。

f. 敵国人

連邦の制定法によって、合衆国政府は、国内にある敵国人のすべての財産を差押えるものとする規定されている場合、たとえ信託が浪費者信託であっても、その信託受益権を差押えることができる。

例:

7. Aは、Bに10万ドルをCのための浪費者信託として遺贈した。Cは敵国人である。連邦法によれば、その法に基づき選任された敵国人財産管理人は、敵国人の所有する全財産を差押えることができる。敵国人財産管理人またはその承継者としての司法長官は信託にもとづくCの権利を差押えることができる。

g. 任意的譲渡

本条で列挙した者のみが、その権利主張を充足するための司法上の手続きによって受益者の権利を差押えられるのではなく、そのような権利主張を充足するために必要な限度で、受益者が受益権を任意に譲渡することも有効である。

h. 収益管理人 (receiver) の指名

権利を主張する者が、受益権を差押えるために、裁判所によって収益管理人を指名することが認められる。受託者は、その収益を収益管理人に支払うよう強制される。

第158条 浪費者信託の受益者の無能力または死亡

(1) 浪費者信託の受益者が無能力で、自分の財産について後見人が選任されている場合、後見人は、受託者に対し、収益の支払を後見人になすよう要求できる。

(2) 浪費者信託の受益者が死亡したときは、受益者の遺言執行者または遺産管理人は、受益者の死亡当時にすでに発生していて、未だ受益者に支払われていない収益の引渡を求めることができる。

【第6章】

(1)項の注：

a. 受益者の無能力

無能力者である受益者の後見人が、自分に収益を支払うよう受託者に強制できる場合については、第182条注d参照。信託条項あるいは制定法によって、受益権の譲渡制限があるという事実は、そのような制限がなければ、後見人に支払われる収益または元本を、後見人に支払うよう、後見人が受託者に要求することを妨げるものではない。

(2)項の注：

b. 受益者の死亡

受益者の死亡時に生じていた収益を支払うよう受託者に要求できる遺言執行者または遺産管理人の権利の範囲については第235条の2参照。信託条項あるいは制定法によって受益権の譲渡制限があるという事実は、そのような制限がない場合には、支払われることになる収益または元本を、人格代表者に支払うよう、受託者に要求することを妨げるものではない。

第159条 停止条件としての支払能力

信託が委託者自身のために設定される場合を除き、信託条項によって、受益者は、彼が経済的に支払能力を有する場合にのみ信託財産の元本を受領する権限があると規定されているときは、受益者の債権者または破産管財人は、信託にもとづく受益者の権利を差押えることはできない。

注：

a. 受益者に信託財産の元本を譲渡させる受益者の権利の任意的または非任意的移転の制限が無効であろうとなかろうと（第153条参照）、信託条項によって、受益者が経済的に支払能力を有する場合にのみ元本を受領する権限があると規定されているときは、受益者が経済的に支払能力を有する以前には、受益者の債権者または破産管財人は、受益権を差押えることができない。

第160条 一身専属的信託 (personal trusts)

信託受益者の権利が、一身専属的性格を有するものである場合は、受益者はこれを譲渡することができない。また、受益者の債権者もこれを差押えることができない。

例：

1. Aは、一室をCが占有することを許すための信託として、Bに家屋を遺贈した。Cの権利は譲渡できないものであり、Cの債権者は、その権利を差押えることができない。
2. Aは、Cが甲地上で家畜を放牧するための信託として、Bに甲地を遺贈した。Cの権利は譲渡できないものであり、Cの債権者は、その権利を差押えることができない。

注：

a. 放棄による消滅

一身専属的性格の信託の受益権は、譲渡できないけれども、受託者に対する受益者の放棄によって消滅する。
第343条注 i 参照。

第161条 不可分受益権

信託がある人々の集団のために設定され、しかもその集団に属する人々の受益権は、互いに他の人々の権利と分離できない場合には、受益権はその権利を譲渡することができない。また、受益者の債権者は、その受益権を差押えることができない。

例：

1. Aは、Cとその家族のために住居を提供する信託としてBに甲地を遺贈した。Cには妻と2人の子供がいる。Cの債権者は、信託にもとづくCの権利を差押えることはできない。

注：

a. 集団の構成員の1人に権利がある場合

本条で述べられている規則は、委託者が、その信託設定の動機として集団の他の構成員の扶養をしてもらうためであると示しても、その集団の1人を受益者として設定された信託には適用されない。

例：

2. Aは、C生存中はその収益をCに支払い、C死亡に際しては、元本をCの子供達に引渡すという内容の信託としてBに10万ドル遺贈した。遺言書の中で、その遺贈をするのは、Cに、C自身とその家族を養わせるためであるとAは述べている。Cは、収益の全部に対し権原を有し、Cの債権者は、Cの権利を差押えることができる。

b. 集団の構成員が、特定の割合で権利を有する場合

本条で述べられている規則は、その信託が集団の構成員に、受益権を平等または一定の割合で取得させるために設定されている場合には適用されない。

例：

3. Aは、Cとその家族に受益権を平等の割合で取得させるために、信託としてBに10万ドル遺贈した。Cは、2人の子供をかかえた寡夫である。Cの債権者は、信託にもとづくCの権利を差押えることができる。

c. 集団の構成員の1人が剰余金に対して権利を有する場合

本条の規則は、集団の扶養に必要でない剰余金が出た場合に、その剰余金に対して、集団の構成員の1人が権利を有するものとして信託が設定された場合には適用されない。

例：

4. Aは、Cの子供達が成年に達するまでの教育と扶養のためにそれをあて、Cの末の子が成年に達

【第6章】

した時に、元本と積立てられた収益をCに支払うという内容の信託として、Bに10万ドル遺贈した。Cの債権者は、信託にもとづくCの権利を差押えることができる。

d. 前後参照

信託が、人々の集団のために設定された場合の受益権の範囲については、第127条注dおよび第128条注f参照。

第162条 不特定または不確定受益権 (indefinite or contingent interests)

信託受益者の権利が、債権者および受益者のどちらに対しても公正に売却できないほど特定していなかったり、不確定なものである場合には、受益者の債権者は、その権利を差押えることはできない。

注：

a. 本条に述べられている規則が適用されるかどうかは、受益権の性質による。受益者の権利が不確定であるという事実だけが、債権者が自己の債権の満足をはかるため差押えることを妨げるものではない。しかしながら、その受益権が将来、確定されることがかなり遠いことであり、また思わくでしか判断できないため、万一、受益者が、その財産権を享有できるような権原が与えられる事件が生じた場合に、受益者が受領する価値と比較して、競売 (judicial sale) により非常に少額の価格または僅少な価格でしか売ることができない場合には、受益者の債権者は、その権利を差押えることができない。これは程度の問題であり、本条に述べられている規則の適用に際して、はっきりした基準はたてられない。

例：

1. AはBに10万ドル遺贈し、Aの子供達が生存中はAの子供達のために信託としてその金銭を保有し、Aの子供達のうちの誰かが子を産んで死亡したときは、その子が親の持分を取得し、もしAの子供達のうちの誰かが子を産まずに死亡したときは、Aの他の子または子孫がその者の持分を取得するものとされていた。A死亡時に、Aには、C、D、E、F、G 5人の子がおり、CにはHという子が1人いた。Hの債権者は、Hが父親のCより長生きすれば、Hが取得する5分の1の財産に対するHの権利を差押えることができる。しかしながら、Hの債権者は、CがAの他の子供達より先に死亡し、かつAの他の子供達が子孫を残さないで死亡した場合にHが取得できる残りの5分の4の財産に対するHの権利を差押えることはできない。

第4節 受益権の二重譲渡 (successive conveyance)

第163条 二重譲渡の効果

信託の受益者が、受益権を2回以上続けて譲渡をし、各譲渡がそれぞれ有効である場合は、最初の譲受人が、受益権を取得する。

注：

a. 本規則の範囲

本条で述べられている規則は、受益者による受益権の全部あるいは一部の譲渡に適用される。この規則は、譲渡抵当の方法による譲渡および無条件譲渡に適用される。先順位の譲渡が受益権の一部に過ぎなかったり、譲渡抵当の方法によるものである場合には、後順位の譲受人は、先順位の譲受人が利益を受けた後に、受益権の差引残高を受ける権利を有する。

英国およびいくつかの州では、本条で述べられている規則は遵守されていない。これらのところでは、受託者に譲渡通知を最初にした譲受人が、譲渡のなされた順序に関係なく、他の譲受人に対して優先権が与えられる。Dearle v. Hall, 3 Russ. 1, 48 (1828) のリーディング・ケースではこのように解されている。

同じように、契約に基づく同様な権利の二重譲渡間の優先権に関しては、種々の見解がある。契約のリステイトメント 第173条では、債務者に最初に通知をした譲受人に優先権を与えるのではなく、時間的に優先する譲受人に優先権を与えるという規則が採用されている。

b. 先順位の譲受人の禁反言 (estoppel)

不実表示による禁反言は、当事者の権利を変更する他の多くの場合と同じような効果を有することになる。たとえば、先順位の譲受人が、後順位の譲受人に、譲渡はされなかったと表示し、後順位の譲受人がその表示を信頼して、すでになされた譲渡を知らずに、自己に譲渡されたことに対する対価を支払った場合、先順位の譲受人は、禁反言によって、後順位の譲受人より劣位におかれる。

c. 先順位の譲渡が取消または無効とされる場合

先順位の譲渡が受益者によって取消または無効とされ、かつ後順位の譲渡は撤回または無効・取消となったとしても、後順位の譲受人は、先順位の譲受人を除いて、受益権を取得する。

d. 後順位の譲受人が受託者から譲渡をうける場合

対価として受益権の譲渡を受託者から受け、後に、受託者から信託財産に対する普通法上の権原を取得した後順位の譲受人は、受託者から譲渡を受けた時点で、受益者による先順位の譲渡を知らなかった場合に、その財産権を保有することができる。第299条と比較せよ。

e. 受益権が譲渡可能な証書によって表示されている場合

ビジネス・トラストの場合のように、受益権が譲渡可能な証書によって表示されている場合の受益者による受益権の二重譲渡については、本リステイトメントの範囲外である。

f. 土地に関する受益権

土地に関する受益権の場合、本条で述べられている規則の適用は、登記法によって決定される。

第7章 信託の管理

第1節 総則

- 第164条 受託者の義務および権限
- 第165条 不能
- 第166条 不法
- 第167条 事情の変更
- 第168条 収益と元本の期限前処分

第2節 受託者の義務

- 第169条 信託事務処理の義務
- 第170条 忠実義務
- 第171条 自己執行義務
- 第172条 計算書の整備および提出の義務
- 第173条 報告の義務
- 第174条 善良な管理者の注意義務
- 第175条 支配の義務
- 第176条 信託財産の保存の義務
- 第177条 権利主張の義務
- 第178条 応訴の義務
- 第179条 分別管理の義務
- 第180条 銀行預金に関する義務
- 第181条 信託財産の収益をはかる義務
- 第182条 受益者に収益を支払う義務
- 第183条 各受益者に対して公平である義務
- 第184条 共同受託者に関する義務
- 第185条 監督権を有する者に関する義務

第3節 受託者の権限

- 第186条 受託者の権限の範囲
- 第187条 裁量的権限に対する制限
- 第188条 費用負担の権限
- 第189条 賃貸の権限
- 第190条 売却の権限
- 第191条 抵当または質権の設定または金銭借入の権限
- 第192条 和解、仲裁判断および権利放棄に関する権限

第193条 株式に関する権限

第194条 数人の受託者

第195条 残存受託者

第196条 承継受託者

第4節 受益者の救済方法と受託者の責任

第197条 受益者の救済方法の性質

第198条 受益者の普通法上の救済方法

第199条 受益者の衡平法上の救済方法

第200条 受益者以外の者の救済方法

第201条 信託違反の意義

第202条 信託財産の代位物に対する追及

第203条 信託違反によらないで得た利益に対する責任

第204条 信託違反によらないで生じた損失に対する無責任

第205条 信託違反に対する責任

第206条 忠実義務違反に対する責任

第207条 利息に対する責任

第208条 信託財産の売却による信託違反の責任

第209条 信託財産の売却を怠ることによる信託違反の責任

第210条 財産買受による信託違反の責任

第211条 財産買受を怠ったことによる信託違反の責任

第212条 第208条から前条までに述べられた義務の二つ以上に違反した場合の責任

第213条 損益相殺

第214条 数人の受益者

第215条 無能力者の受託者の責任

第216条 受益者の同意

第217条 権利放棄または契約による責任の免除

第218条 追認による免責

第219条 受益者の権利の消滅時効 (laches)

第220条 裁判所の判決による免責

第221条 受託者の破産と免責

第222条 免責約款

第223条 承継受託者の責任

第224条 共同受託者の信託違反に対する責任

第225条 代理人の行為に対する責任

【第7章】

第226条 受益者以外の者に対する信託財産の支払または譲渡の責任

第226条の2 無効な信託のもとでなされた支払または譲渡の責任

第5節 信託資金の投資

第227条 受託者が適法になしうる投資

第228条 損失の危険分散

第229条 売渡抵当による貸付の金額

第230条 不法な投資を処分すべき義務

第231条 後に不適法となる投資

第6節 連続受益者

第232条 連続受託者に対し公平に取扱う義務

第233条 収入および支出の信託財産の元本および収益に対する割合

第234条 収益開始の時期

第235条 収益の分配(apportionment)

第235条の2 生涯受益者の死亡時の収益の処分

第236条 株式より生ずる収益

第237条 支出の分配

第238条 分配期間中における信託の終了

第239条 消耗的財産

第240条 非収益的財産

第241条 売却遅延の場合における割当(allocation)

第7節 受託者の報酬

第242条 受託者の報酬

第243条 信託違反の報酬請求権におよぼす影響

第8節 受託者の費用補償

第244条 正当に負担した費用

第245条 不当に負担した費用

第246条 契約上の責任

第247条 不法行為上の責任

第248条 権利主体としての責任

第249条 受益者から個人的に補償を受ける権利

第9節 受益者の責任

第250条 受託者の個人に対する受益者の責任

第251条 信託財産に対する受益者の責任

第251条の2 遺言者に対する受益者の負債

第252条 受益者の一人が信託に金銭の支払いをなす契約

第253条 受益者の一人による信託財産の不当な処分

第254条 受益者の一人に対する過払い

第255条 受益者の一人に対する信託財産の前払いまたは貸付

第256条 受益者の一人が信託違反に同意または関与した場合

第257条 受託者を兼ねる受益者の責任負担の範囲

第10節 共同受託者間の求償関係

第258条 共同受託者からの求償

第11節 信託事務処理に関する裁判所の指示と計算の承認

第259条 裁判所に対する指示の要請

第260条 計算の承認

序：

本章では、受託者の受益者に対する義務に基づく権限およびそのような義務に基づかない権限の行使について扱い、さらに受益権を主張するために、受託者の義務の履行を強制しまたはその義務違反を予防・排除する目的で受益者が裁判上追及する受託者の責任についても扱う。また本章は、特に投資および連続受益者に対する受託者の義務と責任を扱う。同様に受託者の報酬と、受託者自身を保護するためのその他の権利および権限を扱っている。

信託の終了に際しての受託者の権限と義務は、第344条および第345条で扱われる。

第三者に対する受託者の義務と責任は、第261条から第270条（第8章）において考察される。受益者に対する義務に違反して第三者に信託財産を譲渡する受託者の権限は第283条から第320条で扱われる。

第1節 総則

第164条 受託者の義務および権限

受託者の義務および権限の性質と範囲は、

(a) 第165条～第168条の場合を除いては、信託条項による。

(b) 信託条項に別段の定めがないときは、第169条～第196条に定められている規則に従う。

(a)項の注：

a. 信託条項

信託条項とは、訴訟手続において証明できる方法で表わされた信託に関する委託者の意思表示を意味する。第4条参照。

b. 信託設定時の意思

信託条項を決定する委託者の意思是、信託設定時の意思であり、その後の意思ではない。受託者の義務と権限

f. 生前行為によって口頭で設定された信託

信託が生前行為によって設定され、記載証書によって証明できない場合には、信託条項は、詐欺防止法やその他の法則によって認められている委託者の意思表示の証拠によって決定される。第4条注e参照。詐欺防止法については、第39条～第52条と比較せよ。

信託の設定後になされた委託者の供述についての証言は、証拠法の下では認められない。証拠法の規則は本リステイトメントの範囲外である。

g. 前後参照

受託者による信託条項逸脱についての受益者の同意の効果については、第216条参照。

(b)項の注：

h. 信託関係によって決定される義務

受託者の受益者に対する義務の多くは、委託者の言葉または他の意思表示により、信託条項によって課せられている。しかし、受託者の義務のいくつかのものは、信託条項からではなく、信託関係の性質から生ずる。例えば、受益者に対する受託者の誠実義務（第170条参照）および信託の管理を代理人に委任できないという受託者の義務の存在と範囲は、委託者によって用いられた言葉、あるいは、委託者の言葉の解釈または委託者のその他の意思表示によって、必ずしも決定されるのではなく、他に委託者の異なる意思の証拠がない場合には、受託者の行動を規制する原則や基準によって決定される。第169条～第185条参照。これらの義務は、当然信託条項によって課すことができ、あるいは信託条項によって制限できるし、あるいは排除することもできる。

同様に、受託者の権限の範囲は、通常の場合には委託者の言葉や言葉の解釈、あるいはその他の委託者の意思表示によって決定されるが、このような方法で必ずしも決定されるわけではなく、受託関係の性質によって決定されることもある。受託者の権限については、第186条～第196条参照。

i. 義務を規定する信託条項

受託者の義務と権限に関する規定は、第169条～第196条に述べられている。これらの義務や権限は、それが第166条第(3)項で述べられている規定にもとづき、公序良俗に反するような場合を除き、信託条項の規定によって排斥されたり、制限されたりすることがある。

受託者に与えられる権限の範囲に、公序良俗の見地から課せられる制限については、第187条注と参照。

第165条 不能

(1) 受託者は、履行不能であるか、または合理的にみて不能と思われる行為をなすことを命じてある信託条項につき、受益者に対しこれに従うべき義務はない。

(2) 受託者は、

(a) 履行が不能であることを知り、又は知り得べかりしとき、または、

(b) その履行が不相当な費用を要することを知り得べかりしときには、

【第7章】

は、委託者が信託の取消または修正の権限を留保したり、あるいは信託の管理をコントロールする権限を留保している場合をのぞき、信託の設定以後になされた委託者の指示によって拡大または縮小することはできない。

例：

1. 信託の取消または修正の権限もしくは信託をコントロールする権限を留保することなく、信託証書によって、AはCのための信託として、Bに株式を譲渡した。信託証書の条項によれば、Bは株式を売却する権限を有している。後で、AはBに、株式の売却を禁ずる旨の手紙を書いた。Bは適法に株式を売却することができる。

C. 信託条項の決定

委託者の意思表示は、証拠として認容されるものであれば、書面、口頭、行為いずれであっても信託条項となる。第4条注a参照。

信託条項は、書面または口頭によって明らかにされることもあるし、委託者の言葉または行為を諸事情に照らして解釈し決定されることもある。

信託条項を決定するにつき重要な諸事情は以下の通りである。(1) 委託者、受益者および受託者の事情、たとえば、年齢、性別、能力、身分、財産状態、当事者相互の関係等。(2) 信託財産の評価と性質、(3) 信託設定の目的、(4) 商慣習、(5) 信託が管理される事情、(6) 意思の表示を含むあらゆる文書が書かれるについての要式性あるいは不要式性、注意あるいは不注意等。第4条注a参照。

d. 遺言によって設定された信託

信託が遺言によって設定された場合には、信託条項は、遺言の解釈に関する法の一般原則にもとづき、あらゆる状況に即して解釈される遺言の条項によって決定される。第4条注c参照。

e. 記載証書により生前行為で設定された信託

信託が、生前行為によって設定され、かつ、それが記載証書によって証明されている場合、信託条項は、あらゆる状況に照らして解釈される証書の規定や詐欺防止法、口頭証拠法則、および他の法律の規定にもとづいて認められる委託者の意思に関する証拠によって決定される。第4条注d参照。

詐欺防止法については第39条～第52条と比較せよ。

口頭証拠法則のもとでは、委託者の意思表示が記載されていること、すなわち委託者の意思の完全な表示として承認されている場合には、詐欺、脅迫、錯誤、その他変更または取消の理由がない限り、それを否認したり、変更したりするために、外部証拠を用いることは許されない。書面の意味が不明瞭である場合、その解釈のために状況証拠を用いることが認められる。第38条注aと比較せよ。

例：

2. Aは捺印証書によりBに甲地を譲渡した。同時に、AとBは、Aの生存中はAのために、A死亡後はCのための信託として、Bがその財産権を保有すると規定された信託条項に合意した。合意した条項によれば、Bはいつでもその土地を売却する権限を有すると規定されている。Bが土地を売却しようとした時、Aは、Aの生存中、Bが土地を売却しないことを口頭で合意していることを根拠に、売却を差止める訴訟を提起した。売却は差止められない。

【第7章】

不能の事項を命じている信託条項に従わない義務を受益者に対して負う。

(f)項の注：

a. 遵守の義務がない場合

受託者は、たとえ履行が不能であることを知らないとしても、事実上、不能の事項を命じている信託条項に従う義務を受益者に対して負わない。

例：

1. AはBに信託として金銭を遺贈した。遺言によって、Bは、合衆国第二次自由公債にそれを投資するよう指示されている。この公債は、Bが金銭を投資できる前に償還された。Bはこの公債に投資する義務はない。

b. 信託違反によって生じた不能

受託者が信託違反によって、信託条項に従うことを不可能にした場合には、受託者は、受益者に対して信託違反の結果としての損害賠償責任を負う。第205条参照。

例：

2. AはBに家屋を遺贈した。遺言によれば、Bは家屋を賃貸して、賃料をCに支払うよう指示されている。過失によってBは、家屋を賃貸させることができないほど破損させてしまった。BはCに対して責任を負う。

c. 一時的不能

信託条項によって、履行が一時的に不可能である行為をなすよう受託者に指示があった場合には、受託者は、受益者に対して、不能状態が継続する間は、行為をなす義務を負わない。一時的な不能状態が解消された後は、第167条で述べられた規則に基づき信託条項からの逸脱が認められる状況がない限り、受託者はその行為をなすべき義務を負う。

d. 明白な不能

合理的にみて、履行が受託者にとって物理的に不可能である場合には、そのような履行を命じた信託条項に、受託者は従う義務を負わない。受託者が、その事情のもとで妥当と思われる調査をせず、それが不能だと判断しなければ、履行が不可能であるとする事はできない。

例：

3. Aは全財産をBに遺贈した。信託条項によって、Bは、信託としてBに提供された土地の上に家屋を建てるよう指示されていた。専門家による土壌の性質調査の結果、土壌の性質上、家を建てることは不可能だと判明した。Bは家を建てる義務を負わない。

明白な履行不能がもはや存在しない場合、受託者が行為をする義務を負うかどうかは、事情の変更の効果に関して第167条で述べられている規則によって決定される。

e. 不能に対する疑問

受託者が履行の可能性について疑問をもっている場合、履行が可能であり、その疑問が妥当なものでなければ、

本条に述べられている規則に従って、信託条項から逸脱する権利はない。しかしながら、受託者が第167条の規則に基づき、信託条項から逸脱することはできる。

f. 前後参照

不能原因のために、意図された信託がいつ失効するかという問題については、第335条参照。

(2)項の注：

g. 遵守しない義務

信託条項に従うことが事実上不可能であり、受託者がその不可能であることを知り、または知りうべき場合には、信託条項に従うための費用を支払った場合に責任を負う。

例：

4. 事実は例3で述べられたものである。建てるのが不可能である家を建てるためにBは多額の金銭を消費した。Bはその消費について責任を負う。

h. 履行不能についての疑問

受託者が信託条項に従うことが可能かどうか疑問をもっており、または信託条項の遵守が可能かどうか当然、疑いをもつべき状況にあった場合には、費用の総額、信託条項の効力を失わせる時期、信託に帰属するはずであった収益などを含むすべての事情を考慮して、なお、費用を支払うことが妥当でない場合には、受託者は支払った費用について責任を負う。

i. 裁判所への申立

受託者が、その履行が可能かどうか疑問をもっている場合には、指示を求めるために適当な裁判所へ申立てることができる。第259条参照。裁判所が、信託条項の遵守が不可能であると判断した場合には、裁判所は、信託条項からはなれて行動することを受託者に指示し、それに対して許可を与えることができる。

j. 代理人の義務

同様な状況は代理人の場合にも生じうる。代理のリステイメント第2版 第384条においては「他に別段の合意がなければ、本人の目的を実現することが合理的にみて不可能であると代理人が考える場合、または本人と連絡できない場合には、本人が費用の負担を負うような労務を継続しない義務を代理人は本人に対して負っている」と規定されている。履行不能を理由とする代理権の消滅については、代理のリステイメント第2版 第124条参照。

k. 前後参照

条件の成就が不能の場合については、第65条のA参照。

第166条 不法

- (1) 受託者は不法な信託条項に従うべき義務を受益者に対して負わない。
- (2) 受託者は不法であることを知り、または知りうべき信託条項に従うことにより、犯罪を構成し、受益者の

【第7章】

権利に損害を加え、または受益者の権利が重大な損害をうける危険にさらされるおそれがある場合には、このような信託条項に従わない義務を受益者に対して負担する。

(3) 受託者の義務を排除し、または制限した信託条項が公序良俗に反するときは、その条項は、受託者の義務に影響を及ぼさない。

(1)項の注：

a. 遵守の義務がない場合

受託者は、犯罪または不法行為を行う義務を受益者に対して負っていない。第61条参照。履行時までに犯罪または不法行為を構成するのであれば、信託設定時における履行行為の性質は問題とならない。

例：

1. Aは、収益をCに支払うための信託としてBに金銭を遺贈した。戦争がおり、Cは敵国人となった。敵国人に金銭を支払うことは違法である。Bは収益をCに支払う義務はない。

2. ウィスキー蒸留所をもっているAは、全財産を信託としてBに遺贈した。信託条項によって、Bはその仕事を継続して行くことが指示されている。A死亡後に、アルコール類の製造、販売が法律で禁止された。Bはその仕事を継続して行く義務を負わない。

3. Aは甲地を信託としてBに遺贈した。Bは、信託条項によって、Bは、その土地の上に公共用の駐車場を建てるよう指示されている。甲地は、地域条例によって、そのような駐車場は認められない住宅区域にある。Bは甲地上に公共用の駐車場を建てる義務はない。

4. Aは信託として甲地をBに遺贈した。信託条項によれば、その土地の上で、石鹸工場を経営するよう指示されている。甲地上に石鹸工場をたてると公害をおこす事情にある。Bは、甲地上で石鹸工場を操業する義務を負わない。

信託の不法または信託条項の規定の不法の効果については、第65条参照。

b. 公序良俗に反する履行

受託者は、その行為が犯罪または不法行為とならなくても、そのような行為の履行を強制することが公序良俗に反する場合、その行為を指示している信託条項に拘束されない。第62条参照。同様に、受託者は、その行為を行わないことを強制することが公序良俗に反する場合、その行為を行わないことを指示している信託条項に拘束されない。例えば、受託者は永久権禁止則、永久積立禁止則または譲渡制限禁止則に反する信託条項に拘束されない。第62条注1～u参照。

公序良俗の観点から、その信託条項に従うことが、受益者と同様、共同体にとっても有害である場合には、その信託条項に従う義務はない。第62条注v参照。

例：

5. Aは、信託としてBに土地を遺贈した。信託条項によって、その土地の上に3階建以上の建物を建てること、または1年以上その土地を買貸することが禁止されている。A死亡後、その土地のある場所は市の商業地域の中心となり、もし受託者がその信託条項に従っているとその土地の収益は格段に低い

ものになり、共同体の発展のさまたげになってしまう。信託条項に規定された制限は、この事情のもとでは公序良俗に反するので、受託者は、この信託条項に従う義務はない。

同様に、信託条項が気紛れなものであり、それに従うと受益者を害するような場合、受託者は、その信託条項に従う義務はない。第62条注w参照。

例：

6. Aは、農場を信託としてBに遺贈し、その信託の内容は、そこに塩をまき、それからCに引渡すというものであった。土地に塩をまくという条項は公序良俗に反し、受託者はその条項に従う義務はない。

c. 履行が後に適法になった場合

信託条項によって命じられていることが、信託設定時には違法であったのが、後に適法になった場合、通常は、その後で、信託条項に従うことが受託者に義務づけられる。しかしながら、その信託が違法性のために失効してしまった場合には（第65条）、後に適法になったとしても、受託者は履行の義務を負わない。

(2)項の注：

d. 遵守しない義務

受託者は、信託条項が違法な場合、履行する義務がないだけでなく、通常、履行をしてはいけない義務を負っている。

その履行が重大な刑法上の犯罪となる場合、信託条項に従ったものとして正当化されない。たとえば、例の2で、受託者がその蒸留所を経営することは妥当ではない。

同様に、その履行が受益者を害するような場合、または受益権に不測の損害を与えるおそれがある場合には、信託条項に従うことが正当なこととされない。損害の危険が妥当なものではないかどうかは、危険の範囲、生ずるとと思われる損害の額および信託より生じうる収益によって判断される。たとえば、例3では、駐車場の操業が禁止されているので、駐車場をつくることが正当化されない。同様に、例6では、受託者が土地に塩をまくことが妥当なことではない。

同様に、例5では、3階建て以上の建物を建てまたは1年以上土地を貸すことを禁じる条項がないならば、そのようなことを行わないのは不合理なので、受託者はそのようなことをする義務を負う。

e. 裁判所への申立

受託者は、その信託条項が違法かどうか疑問をもった場合、適当な裁判所にその判定を受けるために申立をすることができる。第259条参照。その信託条項の履行が違法である場合には、裁判所は、受託者にその信託条項から逸脱して行動するよう指示したり、許可を与えたりする。

(3)項の注：

f. 公序良俗に反する義務の規定

第169条～第185条に述べられている受託者の義務は、通常、信託条項の規定によって否定または制限されうる。しかしながら、そのような規定は、公序良俗に反することがある。従って悪意の受託者にそのような行為を許す

旨の信託証書中の条項は無効である。たとえば、信託条項によって、受託者は、受益者にとって最も利益となる場合であれば受益者に信託財産を引渡し、そうでなければ、受益者の死亡時に、第三者にそれを引渡すものとされ、しかも、受益者に引渡すかどうかの決定にあたっては、受託者の全くの自由裁量で、裁判所の指示に従うことを要しないとされている時に、もし受託者が、その財産の受益者への引渡しが受益権にとって最も利益をもたらすことが明らかであるにも拘わらず、受益者に引渡すのを拒むことによって第三者から金銭を收受した場合には、受益者は、信託違反を問うことができる。第62条注 x、第187条注 k 参照。

g. 代理人の義務

同様なケースは代理の場合にも生ずる。他人の代理人として労務を提供している者は、履行の時点でそのような労務が違法の場合、その履行をしないことに責任を負わない。代理のリステイメント第2版第411条、第86条、第116条、第412条参照。契約のリステイメント第498条、第609条参照。

第167条 事情の変更

(1) 裁判所は、委託者の予期しえない事情のため、信託条項を遵守することが信託目的の達成を困難にしたり、実質的に不可能にさせるような場合には、受託者に対し、このような信託条項からの逸脱を命じ、または許可することができる。また、上のような場合、裁判所は、信託目的達成に必要ななら、信託条項に規定されていない行為、または禁止されている行為といえども、それらを受託者に命じ、または、許可することができる。

(2) (1)項で述べられている事情のもとでは、緊急の必要のために、あらかじめ裁判所の許可を得ることができない場合には、受託者は裁判所の許可なくして信託条項から逸脱することができる。

(3) (1)項で述べられている事情のもとでは、受託者がこのような事情の存在を知り、または知らなければならぬにも拘わらず、信託条項から逸脱することについて裁判所の許可を受けることを怠ったときは、受託者は損害賠償の責に任ずる。

(1)項の注：

a. 事情の変更

委託者の予期しえない事情のため、委託者による特定の指示を遵守することが信託目的の達成を困難にしたり、実質的に不可能にするような場合、裁判所は、受託者にその特定の指示を遵守しなくてもよい旨を命じ、または許可する。たとえ、違法な信託の受託者が行う譲渡は完全に無効である旨の制定法の規定があるとしても、このことはあてはまる。

信託全体を損うことはなくても、指示の遵守が、信託目的の達成を実質的に不可能にすることがある。たとえば、特定財産の売却が信託条項によって禁止されていても、その財産を留保しておくことが、信託財産に重大に損失を与えるような場合、たとえ他に、信託目的を達成するに十分な信託財産があったとしても、裁判所は、その特定財産の売却を命じることができる。

本条で述べられている規則は、賃貸借（第189条注 d 参照）、土地あるいは動産の売却（第190条注 f 参照）、譲

渡抵当（第191条注c参照）、投資（注c参照）等に適用される。

信託目的を達成するために、裁判所は、信託条項によって指示されている行為を、受託者にしないことを許可し、あるいは命令することがある。

例：

1. AはBに信託として金銭を遺贈し、Bに、その金銭を帝政ロシア政府発行の公債に投資するよう指定した。ロシアに革命がおり、公債は無効となった。裁判所は、Bにこれらの公債に投資しなくてもよい旨を命ずる。

2. ウイスキーの樽を製造する工場の所有者であるAは、Cを受益者とする信託として、Aの全財産をBに遺贈した。信託条項によってBはAの事業を営むよう指定されている。Aの死亡後、酒類の製造と販売が法律によって禁止された。裁判所はBに、その事業をしないよう命じる。

3. AはBに甲地を信託として遺贈し、1年以内に甲地を売却するようBに指示した。不動産市場の落ち込みのため、重大な損失を払わなければ甲地を売却することは不可能となった。裁判所はBに1年以内に甲地を売却しなくても良いことを許可し、または命じることができる。

4. AはBに信託として金銭を遺贈し、その金銭を鉄道債券にのみ投資するよう指示した。合衆国は戦争状態に入り、敗戦の場合には、その鉄道債券が著しく下落することになる。裁判所は、戦争遂行を可能にするために合衆国が発行する公債への投資をBに許可することができる。

5. AはBに信託として、Aの全財産を遺贈し、信託として保有している土地の特定の部分に家屋を建てるようBに指示した。ところが、その土地の特定部分の地下には流砂があって、家屋を建てるには莫大な費用を要することが判明した。裁判所は、Bに家屋を建てなくて良いことを許可し、または命じることができる。

信託目的を達成させるために、裁判所は、信託条項に規定されていない行為を受託者に許可し、または命じることができる。

例：

6. AはBを受託者として、甲地を信託として遺贈し、その信託の内容は、甲地からの収益をCに支払い、C死亡後は、甲地をDに譲渡するというものであった。甲地からの収益は税金を支払うのに十分なものではなかった。税金を支払わないために競売されることから守るため、裁判所は、Bに甲地を売却することを許可することができる。

7. Aは、店舗と事務所を有する家屋付きの一筆の土地を、信託としてBに遺贈し、その信託の内容は、信託財産からの収益によってAの子供達のうち、一番下の子が21才に達するまで扶養し、子供達の扶養に必要な収益は、土地の一部につけられた売渡担保を減ずるのに用いるというものであった。家屋が火災によって焼失した。裁判所は、耐久的な修繕をする金銭を得るために、当該財産に対する売渡担保の設定をBに許可することができる。

8. Aは、Bに信託としてアパートを遺贈し、その信託の内容は、信託財産からの収益をCに支払い、

【第7章】

C死亡後は、そのアパートをDに譲渡するというものであった。近隣の環境の変化によって、収益をあげられるような家賃を支払う借家人をみつけることは不可能となった。裁判所は、Bにアパートの売却を許可することができる。

9. AはBを受託者として、Aの邸宅を信託として遺贈し、その信託の内容は、Aの未亡人となるCが生存中はその者が住み、C死亡後は、Aの子供達にその邸宅を譲渡するというものであった。邸宅が工場地域の中心地となり、住宅として不向きとなった。裁判所は、Bに対し邸宅の売却を許可することができる。

信託目的を達成させるために、裁判所は、信託条項によって禁止されている行為を受託者に許可し、または命じることができる。

例：

10. Aは、Bに信託としてアパートを遺贈し、信託財産からの収益をCに支払い、C死亡後は、Dにアパートを譲渡するよう指示した。信託条項によって、Bはアパートを売却しないよう指示されている。近隣の環境の変化によって借家人をみつけることが困難となった。裁判所は、Bがアパートを売却するのを許可することができる。

11. Aは、Bに信託として農場を遺贈し、その信託の内容は、C生存中はCにその収益を支払い、C死亡後はDにその農場を譲渡するというものであった。信託条項には農場を売却しない旨が規定されている。農場からの収益は、税金および抵当利子を支払うのに十分ではなかった。裁判所は、Bに農場を売却するのを許可することができる。

12. Aは農場を信託としてBに遺贈し、その信託の内容としては、その農場をそのまま農場として維持し、それからあがる収益をC生存中はCに支払い、C死亡後は、その農場をCの子供達に譲渡するというものであった。信託条項によれば、農場には負担を課してはならないとされている。農場が隣接する市街地の境界内に組み入れられて農場としての価値が減少してしまった。しかし、その一般的価値は実質的に増加した。農場の収益は税金および賦課金を支払うのに十分ではない。裁判所は、Bに対し農場の全部または一部の売却、抵当権の設定または賃貸借を許可することができる。

b. 信託条項から逸脱することが利益にはなるが、必要のない場合

裁判所は、信託条項から逸脱することが、信託条項の遵守より利益があるということだけの理由によって、信託条項に従わないことを受託者に許可は、または命じることができない。

例：

13. AはBに信託として金銭を遺贈し、その金銭は、鉄道債券にだけ投資するよう指示されている。電子科学や工業の発展により、電力会社の社債が鉄道債券よりも安全で収益も多いことが判明した。裁判所は、電力会社の社債に投資するようBに命じ、または許可することはできない。

14. Aは甲地を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに甲地からの収益を支払い、C死亡後はその土地をDに引渡すよう指示した。Bは、甲地売却につき有利な申込をうけた。裁判所はBに対し甲地の売

却を許可し、または命じることはできない。

c. 投資

信託条項によって、投資の範囲が限定されている場合、裁判所は、そうしないと信託目的の達成が不可能となったり、あるいは著しく困難である場合に限って、信託条項の制限から逸脱することを受託者に許可することができる。たとえば、金利の低下、インフレの危険、その他の事情といった信託設定以後の変化によって、信託目的の達成が不可能または、著しく困難である場合には、裁判所は、その投資を許可することがある。信託条項により、受託者に株式への投資が認められていない場合には、その投資が受益者にとって有利であるという理由だけで、裁判所は、その投資を許可することはできない。

例：

15. AはBに信託として5万ドル遺贈し、C生存中はCにその収益を支払い、C死亡後は、元本を特定の公益団体に引渡すことを指定した。遺言の条項によれば、Bは、その金銭を貯蓄銀行に預金することによって、基金投資をするよう指示されている。Aの死亡当時、貯蓄銀行は4%の利息を支払っていた。その後、貯蓄銀行は2%の利息を支払うようになった。収益はCの扶養には十分なものではない。裁判所は、他の適法な信託投資に対する資金投資を認めることができる。

16. Aは、信託としてBに50万ドル遺贈し、C生存中はCにその収益を支払い、C死亡後は、元本を特定の公益団体に引渡すよう指定されている。遺言の条項によれば、Bは、AAAの格付けを持つ公債に限り投資するよう指示されている。Aの死亡当時、その公債は5%の利息を支払っていた。その後、利息が3%となった。裁判所は、たとえ適法の信託投資と認められるものでも、普通株への投資を許可しない。

制定法によって株式への投資が禁止されている場合には、裁判所は、そのような投資を許可できない。事情によって、制定法が不適切であるというだけでは、裁判所が制定法からの逸脱を許可する十分な根拠とはいえない。これは立法の問題である。投資の適否は、信託条項に別段の規定がない限り、信託の設定時ではなく、投資がなされる時点での制定法によって決定される。第277条注b参照。

d. 信託条項が事情の変更を規定している場合

委託者が、事情の変更があった場合に、とくに信託目的の達成を困難にするような事態を防止するのに必要な場合に限り、一定の行為をなすことを受託者に認めるという意味表示をすることがある。この場合には、受託者は、裁判所にその行為をするための許可を申請する必要はない。なぜなら、そのような行為をすることは、信託条項からはずれたことにはならないからである。

(2)項の注：

e. 裁判所の許可なしに信託条項から逸脱する場合

委託者の知りえない、または予測しえない事情のために信託条項の遵守が、信託目的の達成を困難にしたり、実質的に不可能にするような状況のもとで、受託者が裁判所の許可または命令なしに信託条項からはずれた場合、裁判所が後にそのような行為を認容すると、受託者は受益者に対して責任を負わない。

【第7章】

裁判所の許可または命令なしに受託者が信託条項からはずれる場合には、受託者は、その危険負担を負う。信託条項からはずれることの適否が疑わしい場合には、その疑問は裁判所によって解決されるべきものであって、受託者によって解決されるべきものではない。

f. 信託条項の逸脱が事後的に承認される場合

受託者が裁判所に判断を求めずに信託条項から逸脱し、事後的にその行為について承認を求めてきた場合、その適否は、受託者が緊急事態に対応する場合を除き、裁判所の承認が申請された時点において決定される。すなわち、

1. 裁判所は、その行為の時点、およびその行為の適否が裁判所に申立てられた時点で、承認できないものは、承認しない。

例：

17. Aは10万ドルについての受託者である。信託条項によって、Aは第1順位の抵当債権（first mortgage bonds）にのみ投資するよう指示されている。Aは、後に価格の下落する株式に投資する。裁判所はこの投資を認めない。

2. 裁判所は、信託条項から逸脱した時点、およびその行為の適否が裁判所に申請された時点で承認できるものであれば、その行為を認容しうる。

例：

18. AはBのための株式の信託受託者である。信託条項によって、Aは5年間、株式の売却を禁じられている。4年目の終りに、株式の価格が下がると信じて、Aは株式を売却した。株式はすぐに価格が下落し、無価値のものとなった。裁判所は、この売却を承認する。

19. Aは、Bに信託として邸宅を遺贈し、その信託の内容は、Aの未亡人となるCの生存中はCがその邸宅に住み、C死亡後は、Aの子供達にその邸宅を引渡すというものであった。その家が工場地域の中心部に位置するようになり、邸宅としては不向きとなった。Bは、後に価値の下がる邸宅を売却した。裁判所は、その売却を認容する。例9参照。

20. AはBに信託として甲地を遺贈し、甲地を1年以内に売却するよう指示した。不動産市場の落ち込みによって、重大な損失なしに土地を売却することは不可能となった。Bは2年後、1年目の最後に売却する以上の値で、その土地を売却した。裁判所は、受託者の行為を承認しうる。

3. 裁判所は、信託条項から逸脱した行為が、その時点では承認されないものであっても、その行為の適否が裁判所に申し立てられた時点で、裁判所が承認できるものであれば、それを承認しうる。

例：

21. AはBに信託として、ある株式を遺贈した。信託条項によれば、Bは株式を売却できないことになっている。Bが株式を売却した。株式を売却した時点では、その行為が明らかに望ましいものであるという事情は全くない。後に新しい技術が発明され、その会社の事業が停滞し株式の価値が下落した。裁判所は、株式の売却を認めることができる。

4. 緊急の場合を除いて、信託条項から逸脱した行為が、その行為の時点でも、また、その行為の適否が裁判所に申し立てられた時点でも承認されないようなものである場合、裁判所はその行為を承認することはできない。

例：

22. 自転車工場の所有者であるAは、Bに信託としてAの財産を全部遺贈した。信託条項によれば、Bは自転車製造業を営むように指示されている。自転車の需要が大幅に減少したため事業が停滞した。裁判所に判断を求めずに、Bは工場を5万ドルで売却した。その売却の時点では、最も高い価格であった。後に、自動車部品製造者から、工場を10万ドルで買受けるという申し出があった。裁判所は受託者による売却を承認しない。

5. 緊急事態が存在したり、緊急事態が存在すると受託者が判断するのが妥当なような場合で、受託者が、信託条項から逸脱する行為につき、その行為の時点で承認または命令を裁判所に求める機会がないときには、その行為の適否が裁判所に申し立てられた時点では承認されないものであっても、行為の時点なら裁判所が承認したものであるならば、承認することができる。

例：

23. 事実は、例22で述べられたものと同じであるが、5万ドルの申し出につき、他の者によってそれ以上の額の申し出がなされたかもしれないという事情だけでなく、諸般の状況から、裁判所が売却の承認を与える前に申し出の受け入れ、または拒絶をしなければならないという緊急性もそれに加わっていた。裁判所は、この売却を承認することができる。

緊急事態が存在せず、裁判所が、信託条項で認められていない契約、売却、その他の行為を認容できない場合に、受託者が、その行為の責任の危険負担を回避したいと望むならば、その判断を裁判所に託すことができる。

(3)項の注：

g. 信託条項から逸脱する行為の承認を裁判所に求めることを怠った場合の責任

(3)項で述べられた原則のもとでは、受託者が、信託条項から逸脱する行為の承認を裁判所に求めることを怠った場合には、たとえ受託者が信託条項に従っていたとしても、受益者に対して責任を負う。

例：

24. Aは信託としてBにある株式を遺贈した。信託条項によれば、Bは株式の売却を認められていない。事情の変更によって、株式の値が非常に投機的になり、結局は、その株式の価値がなくなってしまった。普通の受託者ならば裁判所に株式売却の承認を求めるはずである。Bは株式を留保して、裁判所に売却の判断を求めなかった。株式の価値がなくなってしまった。Bは受益者に対して責任を負う。

h. 緊急の場合に、信託条項から逸脱する行為をなさなかったことによる責任

委託者の知りえない、または予期できない事情のために、信託条項を遵守することが信託目的の達成を困難にしたり、実質的に不可能にするような場合で、緊急の事情が存在し、裁判所に許可を求める機会がないときに、受託者が、信託条項からはずれた行為をなさなかった場合には、責任を負う。

i. 代理人の義務

【第7章】

同様の事態は代理の場合にも生ずる。代理のリステイトメント第2版第47条では、「別段の合意のない限り、授権の後に不測の事態が発生し授権が無意味となり、代理人が本人と連絡をとることも不可能な場合、代理人は本人の利益保護につき、実質的な損失を防止するために必要と考える行動をとることができる。」と規定している。

第168条 収益と元本の期限前処分

裁判所は、他の受益者の利益を書さない限りは、信託財産の収益および元本を、信託条項によれば、まだその利益を享受する時期に至らない時にも、受益者扶養のため使用することを、受託者に対し許可し、または命じることができる。

注：

a. 収益の期限前処分

裁判所は、信託条項によって、受託者が受益者のために収益を蓄積するよう指示されている場合であっても、受益者が一人であり、その者にとって必要な扶養のために信託財産からの収益を使用するよう受託者に許可し、または命令することができる。

例：

1. Aは、Cが未成年の間は収益を蓄積し、Cが成年に達した後に、元本および蓄積された収益をCに支払うための信託として、Bに金銭を遺贈した。Cには他に資力がない。裁判所は、Cが成年に達する前に、Cの生活にとって必要なだけの収益をCに支払うようBに命じることができる。

b. 元本が、単独受益者の扶養にとって必要である場合

信託条項によって、信託財産からの収益が一人の受益者の扶養または教育のために支払われ、その受益者が一定の年齢に達した時に、元本を引渡し、その者以外の者は、確定的に信託財産からいかなる利益も享受しないことが規定され、しかも、その収益が、受益者の扶養または教育のために不十分な場合には、裁判所は、受託者に、受益者の扶養と教育に必要なだけを元本から支払うよう命じることができる。信託目的が受益者を扶養することであり、しかも、委託者には予測できない事情のために、その収益が、受益者の扶養にとって十分ではない場合には、裁判所は、委託者の本来の目的を達成するために、受益者の扶養に必要なだけの元本の支払いを命じることができる。

例：

2. Aは、Cが未成年の間はCの教育と扶養のために収益を使用し、Cが成年に達した場合には元本をCに支払うための信託としてBに1万ドル遺贈した。C以外には、誰れも信託財産に対して利益を享受しえない。Cには、他に資力がない。A死亡後、生活費が上昇したために収益だけではCの教育と扶養には十分ではなくなった。Cは15才である。裁判所は、Cの教育と扶養のために元本の一部または必要ならば全部を用いるよう命じることができる。

3. AはCに10年間、収益を支払い、10年目の終りに元本をCに引渡すという内容の信託としてBに1万ドル遺贈した。C以外には誰れも、信託財産に対する利益を享受しえない。Cは10年の期間が満了する以前に重病になり、収益だけではCの扶養には十分でなくなった。裁判所は、Cに元本の一部または全部を支払うようBに命じることができる。

c. 元本の取り崩しを承認する場合の事情

収益が、単独受益者の扶養に十分ではなくなった場合に、元本の消費にまで及ぶかどうか、さらに、どの程度までそれを認めるかを判定する際には、裁判所は、受益者の当面の利益だけでなく、将来にわたっての利益をも考慮する。受益者が未成年であり、将来、受益者自身の力で生活をしていけそうな場合は、受益者が、自己の身体または精神的な能力のために、自分で生活をたてていけそうもない場合よりも早い時期に、裁判所は元本の消費にまで及ぶことを許可しうるのであろう。後者の場合は、受益者の死亡前に元本を取り崩してしまい、受益者は何らの扶養の手段なく放り出されてしまうという危険がある。このような場合には、裁判所は、受益者のための年金の取得に、元本の全部または一部をあてることを認めることができる。第334条注dと比較せよ。

d. 元本が生非受益者のために必要とされる場合

信託条項によって収益のみを扶養または教育にあてるとされている時に、一人の受益者の扶養または教育の費用に元本をあてるのが、その者以外の受益者（確定的に受益権が与えられている場合と不確定的な場合とを問わない）の権利を奪ってしまう結果となる場合には、それらの受益者が同意しない限り、裁判所は一人の受益者の扶養または教育の費用に元本をあてることを許可または命じることはない。

例：

4. Aは信託としてBに1万ドル遺贈し、その信託の内容は、Cが未成年の間はCの教育および扶養のために収益を使い、Cが成年に達した時には元本をCに支払い、もし、Cが成年に達するまでに死亡したときには、元本をDに支払うというものであった。その収益はCの教育および扶養のために不十分なものであっても、裁判所は、Dの同意がない限り、Cの扶養のために元本を使うようBに命じることはいない。

受益者の死亡に際し、物権移転文句があっても、遺言書に、受益者の扶養が遺言者の第一目的であると書かれている場合は、たとえ遺言者が、元本の取り崩しができることを明白に許可する文言を入れてなくても、裁判所は、その受益者の扶養のために元本を使用することを認容または命じることができる。第128条注i参照。

例：

5. Aは、Aの未亡人に収益を支払い、未亡人が死亡したときには、その時点で生存しているAの直系卑属に元本を分割するという内容の信託として、Aの財産をBに遺贈した。収益の減少と生活費の増加のため、その収益は、未亡人の扶養には不十分なものとなった。もし、未亡人の扶養が、遺言者の信託設定の第一目的であると判断される場合、裁判所は、未亡人の扶養のために元本の取り崩しを承認することができる。

e. 複数の共同受益者の一人が元本を必要とする場合

受託者による承諾または引受がなくとも信託は設定しうるが（第35条参照）、受託者が引受なければ、その信託事務を処理すべき義務を負わない。受託者が引受けなかった場合は、拒絶できるし、何らの責任も負わない（第102条参照）。ただし、1度引受をしたら、その者が受託者である限り、信託事務の処理について義務を負う。受託者の辞任については、第106条参照。

b. 報酬が無償であっても義務を負う

信託条項によって、受託者が報酬を受けない場合であっても、その信託を引受ければ、信託事務処理について義務を負う。

c. 義務は契約ではない

受託者の職務を引受けることによって、受託者は、信託事務処理の義務を負うが、その義務は本質的に、契約上のものではない。第197条注b参照。

第170条 忠実義務

(1) 受託者は、信託事務の処理にあたっては、もっぱら受益者の利益のためになすべき義務を負う。

(2) 受託者は、自己の計算において受益者と取引をなすにあたっては公正を旨とし、かつ取引に関し受託者が知りまたは知り得べかりしすべての重要な事実を告知する義務を負う。

(1)項の注：

a. 信託関係

受託者は、受益者に対して信託関係にあり、受益者の損失において自らの利益をうけてはならない義務を負い、受益者の同意なしに、受益者と競争関係に入ってはならない義務を負う。但し、それが信託条項または適法な裁判所によって認められた場合は、その限りではない。信託関係の性質については、第2条注b参照。

本条で述べられている原則は、受託者以外の受託者にも適用される。原状回復のリステイトメント第190条～第201条参照。

b. 受託者個人への信託財産の売却

信託財産売却の権限を有する受託者は、たとえ市場価格であってもなくとも、受託者がそれによって利益を受けても受けなくても、受託者自身に売却または競売してはならない義務を負う。受託者が信託財産を購入する時に善意であったこと及び適切な対価を支払ったことは重要でない。

受託者は、たとえ自己がその売却をしなくとも、信託財産を自己のために適切に譲受けることはできない。例えば、抵当物の競売、税金の滞納による財産の公売、あるいは、判決による執行などにもとづいて、信託財産を譲受けることはできないのである。もし、それを認めてしまうと、受託者の個人としての利益が、受託者としての義務と衝突してしまうことになる。受託者としての義務は、できることなら、その売却を阻止することであり、また、その財産が、できる限り高額で売られることを見守ることである。信託財産を売却する際、受託者自身が値を付けることを許されるならば、売却を阻止せず、入札者数と価格をできるだけ低く抑えることが受託者の個

信託条項によって、信託財産からの収益を複数の受益者の扶養または教育にあて、ある時期に、元本がそれらの受益者またはその死亡後は生存者に支払われるとされ、しかも、収益が受益者の扶養には不十分なものである場合、生存者が1人であったとしても裁判所は、受益者の扶養に必要な費用を元本から使用するよう受託者に命じることができる。その費用を元本から支払うことが、生存者によって受領されることになっている受益権を奪うことになるという事実だけでは、裁判所のそのような決定の妨げとはならない。

複数の受益者の経済状態が同一でない場合、または受益者の一人または数人には困窮している者がいない場合に、裁判所は、信託財産から特定の受益者にその受けるべき持分を先払いするよう許可または命じることができる。たとえ、他の受益者が、その前払いの範囲で生存者の権利をうる可能性を失うことになっても、そのことは必ずしも裁判所の命令または許可をさまたげるものではない。ただし、このようなケースでは、裁判所は、他の受益者に対し同額を割りあてるが、困窮していない者には支払われる必要がない。この割当の効果は、この支払が他の受益者の権利を侵害する範囲で、その困窮している受益者の生存者としての権利を放棄させることとなる。

例：

6. AはBに信託として2万ドル遺贈し、その信託の内容は、CとDが未成年の間は、その収益をCとDの教育および扶養にあて、年少の方が成年に達した場合に、元本を二人に等しくわけ、もし、どちらか一方が成年に達する前に死亡した場合は、残りの者が成年に達した時点で元本を支払うというものであった。CとDは、それぞれ15才と13才である。CとDには他に資力がない。A死亡後、生活費の上昇によって、その収益が、CとDの教育および扶養には不十分なものとなった。裁判所は、CとDの教育および扶養のために、元本の一部、または必要なら全部をあてるようBに命じることができる。

f. いくつかの州では、制定法によって、元本に対する不確定な贈与をうけた者が、その使用に同意しなくても、裁判所は受益者の扶養のために元本を使用できるとされている。

第2節 受託者の義務

序：

本節では、信託を管理する際の受益者に対する受託者の義務を扱う。信託終了に際しての受託者の義務については、第344条、第345条を参照。受託者が受益者に対して負っている義務の違反は、信託違反である。信託違反から生じる受託者の責任および受益者の救済については、第4節参照。

第169条 信託事務処理の義務

受託者によって信託の引受がなされた後は、受託者は信託事務を処理すべき義務を受益者に対して負担する。

注：

a. 引受がなければ義務は生じない

【第7章】

人的利益に合致するだろう。たとえば、受託者が信託財産売却の際に可能な限り多くの入札者数を確保し、可能な限り高値をつけ、その額が信託財産の対価として公正なものであったとしても、受託者個人が信託財産を保持することはできない。

受託者が数人いる場合、他の共同受託者は、個人的にその譲受に利害を有せず、その売却に同意したとしても、数人の受託者の一人が、自分自身のために信託財産を譲受けることはできない。

受託者が、個人的に、自分自身のために信託財産を売却した場合の責任の範囲については、第206条注b参照。
c. 受託者がその譲受について個人的な利益を受ける場合

受託者が、個人的に自分自身のために信託財産を買入れる場合だけでなく、その売却を決定する受託者の判断に影響を及ぼすような実質的な意味をもつ譲受で、受託者が個人的な利益をうける場合も、受託者は、受益者に対する義務違反となる。たとえば、受託者が社員となっている会社に信託財産を売却する場合、受託者は義務違反をしたことになる。

d. 法人受託者による信託財産の売却

法人受託者が、信託財産をその企業の一部門に売却した場合、受益者に対する義務違反となる。たとえば、信託会社が信託部門で、受託者として財産を管理している場合、その財産を証券部門や預金部門に適法に売却することはできない。法人受託者は、自己が全株式、支配権または信託財産の売却が受益者の利益のみではなく自己の利益となるような実質的権利を有する関連会社または子会社に対して、信託財産を売却することはできない。売却を受けた会社の株式を法人受託者の株主が保有している場合にも、この規則があてはまる。

法人受託者は、信託財産を適法に、その会社の幹部に売却することはできない。同様に、法人受託者は、同一役員を兼ねている他の企業、または2つの企業の役員の大多数が同一であるような他の企業に信託財産を売却することはできない。これは、実質的に信託受益者の利益よりも、譲受をした企業の利益の方に考慮が払われると考えられるからである。このようなケースでは、その売却の許可申請が、裁判所に対してなされるであろう。注f参照。

e. 第三者に対する売却

第三者に対する売却は、第三者と受託者の間で、その財産を受託者に買戻すことになっていたり、第三者が受託者のために保有するという了解がなされていた場合には、取消することができる。受託者が第三者からその財産を買戻す目的で、第三者に売却した場合、その時点では買戻しについて、受託者と第三者の間で了解がなくても、受託者は信託違反をおかしたことになる。受託者が後で、再取得した場合は、その財産を信託にもとづいて保有することを強制される。第320条参照。しかしながら、もし、その売却が、第三者との間にそのような了解もなく、また、そのような目的もなしに第三者になされたのなら、後日、第三者から受託者が買受けることは、受託者の責任になることではない。後日、受託者が信託財産を買戻すことは、その売却をするについて、受益者の利益だけを考慮して行動しているのではないという情況証拠となる可能性があり、したがって受託者は、信託違反をおかしたことになるのである。

第三者が、受託者の配偶者である場合には、あたかも受託者が、自分自身に売却したのと同様に、その売却は

取消することができるものである。しかしながら、譲受人が受託者の親族であるという事実だけでは、その売却を違法なものとは認められない。ただし、受託者が信託財産を売却するについて、親族または友人関係にあることが不当に影響し、他の人に売却するよりも安く売ったり、あるいは、売却について受託者の有する裁量権を濫用したことが明白な場合には、受託者は信託違反をおかしたことになる。受託者の信託違反にも拘らず、第三者が信託財産の保有を許可されるかどうかは、その者が善意取得者であるかどうかによる。第284条参照。

f. 裁判所の許可を受けた受託者の譲受

受託者は裁判所の許可を得て、自分自身のために信託財産を適法に譲受ることができる。裁判所は、受託者による譲受が、受益者にとって最も利益となる場合に限り、受託者に信託財産の譲受を許可しうる。通常、裁判所は、受託者の申し出た価格と同額で譲受ける者が他にいれば、受託者に、信託財産の譲受を許可しない。

g. 信託終了後の受託者の譲受

受託者は信託終了後、または、受託者を辞任した後、受託者として自己の得た情報を利用したり、あるいは、かつて受託者であった地位を利用して、受益者の利益を害するようなことをしない限り、適法に信託財産を買受けることができる。

h. 受託者の個人財産を、受託者として譲受ける場合

受託者が受託者として自己の個人財産を買受け、または、実質的に受託者が個人的な利害をもっている財産を買受けた場合、受益者に対する義務違反となる。受託者が、その財産を信託のために購入する時に善意であったこと及び適切な対価を支払ったことは重要でない。この規則は、受託者が個人的に所有する財産、自己が社員である会社の所有する財産、または自己が支配権もしくは実質的な利害を有する会社の所有する財産を購入する場合に適用される。

例：

1. AはBの受託者である。Aはまた、債券のディーラーでもある。Aがある債券を買って、受託者としての自分にそれらを売る。Aがそうすることは、信託違反である。
2. AはBの受託者である。Aは、証券会社の社員でもある。Aが受託者として、その会社の所有している債券を買う。これは、信託違反となる。

受託者は、たとえ第三者から、その有価証券を買ったとしても、受託者が個人的な利害を有する同じ有価証券の市場価格を維持する目的で、受託者として、それを適法に買うことはできない。

受託者が、個人財産を受託者として自己に売った場合の受託者の責任の範囲については、第206条注c～g参照。

i. 法人受託者による売却

法人受託者が、受託者として、その企業の一部門から財産を買受けた場合——たとえば、その会社の証券部門または預金部門の所有している証券を受託者として買受けた場合、法人受託者は、受益者に対する義務違反となる。法人受託者は、その会社の子会社、またはその会社がほとんど利益を握っているような従属会社によって所有されている財産を、受託者として適法に買受けることはできない。これは、もっぱら信託受益者の利益を考慮しているのではなく、法人自身の利益を考慮していると考えられるからである。これは、売却する会社の株が、

【第7章】

法人受託者の株主によって保有されている場合も同じである。また、法人受託者は、その会社の役員の一から、受託者として財産を買受けることはできない。

例：

3. Aは信託会社で、Bの受託者である。Aは、その会社の証券部門から受託者として社債を買った。Aの行為は信託違反である。

4. Aは信託会社で、Bの受託者である。Aは、証券を扱う会社Cの全株式を所有している。

Aは受託者としてCから債券を買った。Aの行為は信託違反である。

5. 事実は、Cの株式がAの株主のために信託として保有され、Cの株式に対する受益権は、Aの株式と一緒にのみ譲渡できるという点を除いては、例4と同じである。AがCによって保有されている財産を信託のために買受けることは、Aの信託違反となる。

法人受託者が譲渡抵当参加証書（mortgage participation）に投資できる場合、参加証書をその法人が管理する信託に分配する目的で取得し、すぐに分配するならば、受託者がそれらの信託に自己の金銭を融通した後に、参加証書を分配したとしても、それは違法な自己取引にはならない。投資を分配しなかった場合の効果については、第179条注d参照。

j. 受託者が、信託の対象になっている財産についての権利を個人的に譲受ける場合

(1)項に述べられている規定は、受託者が信託財産を自分自身に買受ける場合だけでなく、信託の対象になっている財産についての権利を自分自身で受ける場合にも適用される。もしも、そのような権利の譲受を受託者に認めるとすれば、信託の運営において自己の利益をはかる機会を受託者に与えることになるだろう。そのような権利を信託のために買受けることが受託者の義務でなかったとしても、このことはあてはまる。

信託財産が、土地または建物の賃借権を包含している場合、受託者が、個人的に自分自身のために、その賃借を更新したときには、受託者は、受益者に対する義務違反となる。この行為に対する受託者の責任の範囲については、第206条注h参照。

信託財産が土地に対する負担である場合、受託者がその負担に対する権利を自分自身のために買受けたときは、受託者は受益者に対する義務違反となる。この行為に対する受託者の責任の範囲については、第206条注b参照。

k. 受託者として買受けることが義務である財産を、受託者が個人として買受けた場合

受託者として買受けることが義務である財産を、受託者が、個人的に買受けた場合、受託者は受益者に対する義務違反をおかしたことになる。この行為に対する受託者の責任の範囲については、第206条注i参照。

1. 信託財産を受託者自身の目的に使用した場合

受託者が、信託財産を自分自身に買受ける場合だけでなく、受託者自身の目的のためにその財産を使用する場合も、受託者は、受益者に対して義務違反をおかしたことになる。たとえば、受託者は、信託財産である金銭を事業に使用したり、自己のためにその金銭を借用したり、信託として保有している土地を自己のために借りることはできない。この行為に対する受託者の責任の範囲については、第206条注j参照。

m. 法人受託者が、その会社の預金部門に預金する場合

信託会社、または信託銀行が、自己の会社の預金部門に、受託者として保有している基金を預金することは、受託者として、個人的に取扱うことになるので、信託違反となる。しかしながら、信託条項によって受託者がそのような預金をすることは、認められている。

いくつかの州では、制定法によって、信託会社または信託銀行が、受託者として保有している基金を、自己の預金部門に預金することができる旨、規定されている。

また、一部の州では、制定法によって信託会社または信託銀行が受託者として保有している基金を自己の預金部門に預金できる場合は、その預金額と市場価格において同額の証券を別個の基金に分離した場合に限られる。

連邦準備法11条(k)項、合衆国法律集12巻 247条(k)項により国法銀行は投資のために信託として保有している基金を別勘定にし、自己の事業に用いてはならない。またはその基金が当初から国債又は連邦準備制度理事会が承認する証券として信託部門に分離しなくてはならない。この規定はレギュレーションF 9条により施行されている。

g. 法人受託者によって、自己の株式に投資がなされた場合

銀行や信託会社は、たとえ第三者から買受けたとしても、受託者として、自己の株式を買受けることはできない。しかしながら他の銀行の同種の株式を買受けることは適法な信託の投資である。信託条項によって明示的または黙示的に認められている場合は、適法である。連邦準備制度理事会レギュレーションF 11条(a)項により国法銀行は、受託者として受領し、保有する基金を、その銀行、その銀行の取締役、役員、従業員、関係者または関連会社の有していた株式、債券または財産に投資してはならない。さらに、統一信託法7条により法人受託者は自己の株式、債券もしくは、その他の証券または関連会社の株式、債券もしくは、その他の証券を信託のために買受けることはできない。

法人受託者は、最初の投資として委託者から譲渡された自己の会社の株式を、適法に保有することはできない。ただし、信託条項または制定法によって、明示的、あるいは黙示的に認められていればその限りでない。受託者が知り、または知りうべき事情のため、株式の保有が妥当なものでなくなった場合には、相当な期間内にその株式を処分することが、受託者の義務となる。第230条、第231条参照。

受託者が自己株式を保有する権限を持たない場合でも、自己株式を売却するにつき合理的な時期を選ぶ権利がある。合理的な時期は状況によって決まる。

h. 特別配当金、手数料および他の報酬

受託者が、信託の事務処理に関してなしたいかなる行為についても、第三者から、特別な配当金または手数料を受けた場合には、受益者に対する信託違反となる。たとえば、受託者が信託財産を売却し、買主からその売却に対して特別手数料を受取った場合は、信託違反となる。

i. 受益者と競争関係になる場合

受託者が、受益者の利益と実質的に競争関係に入る場合、受益者に対する義務違反となる。あるいは、受託者が自己の雇われている保険会社の保険を信託財産に付し、手数料を受けた場合には、その手数料につき責任を負う。もし、その手数料を保持できるとすれば、受益者にとり最も利益にならない場合にも、受託者が雇われてい

【第7章】

る会社の保険を受託者が付すことになりかねないからである。

株式の受託者が株主としての権限を行使して不当な利益を得た場合、受託者は、その利益につき責任を負う。たとえば、受託者が株主としての権限を行使して自己を取締役に選任し、自己の取締役としての業務に対して過大な報酬を得た場合には、受託者は信託違反をしており、責任の範囲は事情によって異なるが、取締役として受け取った報酬の全部または一部につき責任を負う。受託者が取締役として必要な業務を遂行し、その業務遂行につき妥当な額の報酬しか受け取っていなかった場合には、受託者が取締役としての報酬または株式を取得しても必ずしも不当ではない。取得した株式が支配権を有するものであっても同様である。

例：

6. Aは、Cのための信託として、Bにヨット仲買の仕事を譲渡し、Bにその事業を営むよう指示した。この仕事は非常に競争のはげしいものである。その後、Bは自己の資金でヨット仲買業をはじめた。Bの行為は信託違反となり、この競争事業を営むことが禁じられる。

g. 第三者のための行為

受託者は、第三者の利益になるように、信託事務の処理をしない義務を受益者に対して負っている。たとえば、信託財産というよりはむしろ第三者のためを思って、信託財産を第三者に売却することは、受託者としては不適当なことである。

r. 別々の信託に対する受託者の義務

受託者が二つの信託の受託者であって、この二つの信託に関する事務を処理すべき場合、受託者は、それぞれの信託に対して公正な判断をしなくてはならない。一方の受益者の権利が、他方の信託の受益者の権利と衝突して、受託者が、両信託に対して公正に処理できない状況にあるときには、受託者は、裁判所に指示を求めなければならない。

s. 第三者に情報を開示してはならない義務

受託者は、受託者として知り得た情報を第三者に開示することが、受益者の利益に有害となるとわかった場合には、それを第三者に開示してはならない義務を負う。

L. 信託条項

信託条項によって、受託者は、自分自身に信託財産を売ることが認められ、また、受託者として、個人的に受託者自身から財産を買受けることも認められる。また、信託として受託者が保有している金銭を自分自身のために借りることも認められ、あるいは、固有財産で信託財産を取得することも認められる。たとえ受託者自身の計算で信託財産を管理することが、信託条項でいかに広範囲に認められていても、受託者が不誠実な行為をとった場合には、受益者に対する義務違反となる。

u. 連邦準備制度理事会、レギュレーションF

連邦準備制度理事会レギュレーションF11条の規定は以下の通りである。

(a) 受託銀行、その取締役または役員等の義務

国法銀行は、受託者として受領し保有する基金を、その銀行、その銀行の役職員、利害関係人または関連会社

の有していた株式、義務または財産に投資してはならない。

(b) 受託銀行、その役職員に対する信託財産の売却または譲渡

信託財産は、国法銀行、その銀行の役職員、利害関係人または関連会社に対して売却または譲渡されてはならない。ただし、銀行の顧問が書面により、銀行が信託に対して負う偶発的または潜在的な責任から免れたい旨を銀行に助言した場合、取締役会の承認があれば、そのような売却または譲渡を行った場合、その履行完了時に、当該信託に対して金銭その他の妥当な財産を返還しなくてはならない。

(c) 信託勘定の取引

国法銀行は、信託勘定相互間で立替払をしてはならない。但し、立替払をした信託に関する信託証書が、立替払を特定の信託に対して行うことを認めている場合は、この限りでない。

レギュレーションF9条は、投資または分配のための資金を、当初信託部門に担保として証券が引渡されない限り、銀行がその事業遂行に充ててはならない旨、規定している。注mと比較せよ。

v. 前後参照

受託者の忠実義務違反の責任については第206条参照。

(2)項の注：

(1)項で述べられている規則のもとでは、受託者が、受益者の同意なしに、信託財産に対する利益を得ようとした場合、たとえその行為が公正なものでも、受益者はその行為を取消することができる。受託者が、受益者の同意を得て、そのような利益を得る場合、受益者が無能力者でなく、受託者が知り、または知り得べきすべての重要な事実および受益者の普通法上の権利について受益者が知っており、かつ、受託者が、不当威圧または不法な手段によってその取引に入らずその取引が公正で、妥当なものである限り、その取引が、受益者によって取り消されることはない。もし受益者が、自己の普通法上の権利及び重要な事実について知らないと、受託者は合理的には信じないならば、受託者は、この場合受益者に告知しなくてはならない。しかしながらこれらの要件事実がない場合には、受益者は、その取引を取り消すことができる。受託者と受益者との間には、信託関係が存在するので、受託者に必要とされる行為の基準は、そのような信託関係にない者に要求されるものより高度なものである。第2条注b参照。

信託違反に対する受益者の同意の効果については、第216条参照。

第171条 自己執行義務

受託者は、自ら処理するのが相当と認められるべき信託事務については、自己執行義務を受益者に対して負っている。

注：

a. 信託関係

受益者に対し、信託関係にある受託者は、受託者としての義務を自ら履行しなければならない。信託関係の性

【第7章】

質に関しては、第2条注b参照。

b. 辞任

受託者として指名された者は、必ずしもその信託を引受ける必要はなく、拒絶もできるが（第35条、第102条参照）、一度、引受けた以上、信託条項または裁判所により許可されない限り、第三者を受託者として信託財産を譲渡したり、受託者を辞任することができない（第106条、第108条参照）。

例：

1. Aは全財産を信託としてBに遺贈した。Bは、その信託を履行することに同意したCに、信託財産を譲渡した。これは、Bの義務違反である。

c. 管理全部の委任

受託者は、信託条項に別段の定めがない限り、信託の管理一切を、代理人、共同受託者またはその他の者にまかせてしまうことはできない。

例：

2. Aは全財産を信託としてBに遺贈した。Bは、その信託財産に関する包括委任状をCに与えて、Cの信託の管理をまかせた。これはBの義務違反である。

d. 特定の行為の権限の委任

受託者は、信託の管理を委任できないが、信託の管理に際して、ある種の行為の委任をすることができる。

受託者は、通常の思慮深い人が同様の状況下では他人に代理させないような自己の事務管理のために代理権限を授与することは適法ではない。他方、通常の思慮深い人が同様の状況下では他人に代理させるような自己の事務管理のために代理権限を授与することも、受託者については常に適法というわけではない。

受託者は、自らそれをするのが妥当ではない場合に、その行為の履行を委任することができる。ただし、受託者が委任できる行為と、委任できない行為との間に引く明確な線はない。受託者が適法に委任できる行為を考える場合には、以下の状況が重要性をもつ。(1) 受託者の権限に包含されている自由裁量の幅、(2) 財産の価値および性質、(3) その財産が元本なのか収益なのか、(4) 信託の目的物が近くにあるのか遠くにあるのか、(5) その行為の性質—受託者自身がそれに対する専門的な技量を有している場合と有していない場合。

e. 法人受託者

法人受託者は、適法に信託の管理を委任することはできないが、適切な使用人たる社員を通して信託を管理することはできる。

国法銀行の信託業務の遂行については連邦準備制度理事会が公布するレギュレーションFによる規制がある。同レギュレーション6条によると、銀行は別個に信託部門を設けなくてはならず、その部門を取締役によって監督させ、信託投資委員会、経営責任者及び有能な法律顧問を選任しなくてはならない。

f. 助言を得ること

受託者は信託の管理を他人に委任することはできないが、その事項に関して、最終的な決定は、受託者自身が行うならば、他人に相談をし、助言を得ることができる。

g. 売却、賃貸、改良の権限

受託者は、通常、信託財産の売却、賃貸または改良のために代理人を指名することはできない。しかしながら、これらの目的のための契約の申込を確実にするため代理人を雇ったり、あるいは、これらの目的のために、受託者自身で契約をし、または契約の条件を決定する場合に、この取引を完了するために必要な事務的な行為をする目的で代理人を雇うことができる。比較的少額の人的財産を売買する事業、または類似の取引を反復する事業を含む信託の場合、受託者は代理人を選任して価格及び条件を決定し、かつ売買又は取引を遂行する権限を与えることを適法になしうる。

h. 投資をする権限

受託者は、投資先を選定する権限を他人に委任することはできない。

i. 他人と共同する権限

同様な利害をもった人と共同することは、それが慎重になされる限り、共同処理が多数決で決定されるとしても受益者に対する受託者の義務違反とはならない。例えば、有価証券を保護委員会 (protective committee) に寄託することは、個人所有者にとってその寄託することが妥当と認められる状況のもとでは、受益者に対する義務違反とはならない。第193条注d参照。同様に、受託者は、信託財産に関する代表訴訟に参加することができる。その場合、受託者は、その訴訟の運営にしたがうことになる。

j. 信託条項

信託条項によって、受託者は、信託の管理を代理人または共同受託者、あるいはその他の人に委任することが認められていることがある。

信託財産の管理を代理人、共同受託者その他の人に行わせる権限、または信託条項に規定されていない限り委任できない行為を上記の者に行わせる権限を、信託条項により受託者に対して与えることができる。

同様に信託条項により受託者が有する権限を第三者に行使させることもできる。第185条参照。例えば受託者は委託者、受益者または第三者の指図した投資のみをなしうる旨、信託条項に定めることができる。この場合、受託者は投資先を選ぶ権限を持たない。この場合の受託者の義務については、第185条注f参照。

k. 監督の義務

受託者が代理人、共同受託者またはその他の人に委任する場合、その者達の行動に対して、一般的な監督をなす義務を受益者に対して負っている。

共同受託者の行為に対する受託者の義務については、第224条参照。

受託者の雇った代理人の行為に対する責任および代理人の選任について、相当な注意を怠った場合の受託者の責任については、第225条参照。

第172条 計算書の整備および提出の義務

受託者は、信託事務の処理に関する明確な計算書を備え、かつこれを提出する義務を受益者に対して負う。

【第7章】

注：

a. 計算書整備の義務

受託者は、信託財産の性状および額、その管理状態を詳細に示す計算書を備える義務を負う。

b. 計算書の整備を怠った場合の効果

受託者が、適正な計算書の整備を怠った場合、受託者は、適正な計算書の整備を怠ったことから生じる損失に対して責任を負う。

c. 計算書の提出義務

受益者は、適正な訴訟手続によって、信託の管理に関する計算書を、裁判所に提出するよう受託者を強制することができる。多くの州では裁判所の選任した受託者または遺言信託の受託者が、一部の州では全ての受託者が、定期的に裁判所に対して承認を得るために計算書を提出する義務を負っている。計算書に関する規制は多くの州にある。

受託者は、現に収益または元本の支払いを受くべく権利を有している受益者だけでなく、将来、収益または元本の支払いに対して権利を有する受益者からも計算書を強制されることがある。これは、受益者の権利が不確定な場合でも同じである。将来においてのみ享有しうる権利をもっている受益者の懈怠の効果については、第219条注c参照。

d. 信託条項

たとえ、信託条項に受託者が信託の管理に対して何らの責任を負うものではないと規定されていたとしても、受益者は、受託者のおかした信託違反に対するその責任を追及できないことはない。しかしながら、そのような信託証書の文言は、その財産権が信託の制限なしに保有されることを意味している。つまり、そのようなケースでは、その財産権を与えられた者がその受益権者となり、その者がそれをどう使おうと、どう処分しよう何ら責任を負わないという意思表示となろう。第25条、第125条参照。

たとえ信託が設定されたとしても、制定法で禁止されていない限り、正式な計算書は備えなくてもよい場合がある。例えば受託者は裁判所に対して計算書提出の義務を負わないと信託条項で規定することもできる。このような条項は遺言信託に関する一部の州の規制と同様に、制定法により裁判所への計算書提出が要求されている場合は無効である。

信託条項によって、受託者は、ある特定の人—たとえば、受益者の一人—に対して計算書提出の義務を負い、その者の計算書の承認によって、受託者はその責任を免除されるものとする旨の規定が設けられることがある。このような条項は、その第三者が善意で承認し、かつ受託者が信託の管理の計算につき適切な開示を行うならば有効である。

第173条 報告の義務

受託者は、受益者の請求により、相当期間内に信託財産の性質および額に関する完全な報告書を交付し、受益

者またはその代理人が信託の目的物ならびに信託に関する帳簿、受領証およびその他の文書を検査することを認める義務を受益者に対して負っている。

注：

a. 会計上による検査を認める義務

受託者は、受益者の要求があれば会計士が信託証書、帳簿、受領証およびその他の文書を検査することを認容する義務を負っている。

b. 報告する必要のないもの

受託者は、自己の費用で得た情報および自己を守るために得た情報を、受益者に報告しなくてもよい特権が与えられている。たとえば、受託者は、自己の費用で、自己を守るために得た弁護士の見解を受益者に報告しなくてもよい特権が与えられている。

c. 信託条項

信託条項に、受託者が与えなければならない情報の量と回数が規定されていても、受益者は、信託にもとづく自己の権利を実施させるのに必要な情報、あるいは、信託違反を防止または直すのに必要な情報に対しては、常に権限を有している。

d. 受益者による請求がない場合の義務

通常、受託者は、受益者の請求がない場合、受益者に報告する義務はない。帳簿の提出義務については、第17条 参照。しかしながら、受託者が、自己の計算において受益者と取引をなす場合には、取引に関し受託者が知り、または知りうべかりしすべての重要な事実を受益者に報告する義務を負う。第170条第(2)項参照。たとえば、受託者が自己の計算において受益者と取引をする場合でなくとも、受託者が知っていて、受益者の知らない受益権に関する重要な事実、および、受益権に関し、第三者と取引する場合、受益者を保護するために受益者が知る必要のある重要な事実を、受託者は受益者に報告しなければならない義務を負う。例えば受益者が信託にもとづく自己の権利を第三者に売ろうとしており、受益者が考えているより受益権の価値をかなり高める事実につき受益者が知らないことを受託者が知っている場合、受託者はそのような事実を受益者に知らせる義務を負う。

第174条 善良な管理者の注意義務

受託者が信託事務を処理するに際しては、通常人が自己の財産を取扱う場合と同様の注意義務を受益者に対して負う。もし受託者が通常人以上の注意義務を有し、あるいは、通常人以上の注意義務を有することを示して、受託者として指名されたのであれば、受託者は、その注意義務に従って行動しなければならない。

注：

a. 注意義務の基準

受託者に要求される注意義務の基準となるものは、通常人が自己の財産を管理する場合の客観的な基準である。受託者が可能な限りの注意義務に従ったとしても、通常人の注意義務を怠ったことから生じる損失の責任を負う。

【第7章】

他方、受託者が通常人以上の注意能力を有している場合、その者が有する注意義務に従わなかったことから生じる損失の責任を負う。

また、同様に、受託者が通常人以上の注意力をもって受託者として指名された場合には、受託者は、その注意義務に従わなかったことから生じる損失の責任を負う。

b. 注意義務の制定

受託者が行為をするについて注意深いかどうかは、受託者が行為をする時点で自己に明らかな状況に依るものであって、受託者の行為が問題とされる事後の状況に依るものではない。

c. 信託条項の不知

受託者の信託条項の不知は、その責任を免れさせるものではない。受託者が、信託条項および信託財産の性質と状況を熟知していない場合、受託者は、相当の注意を払っていないということになる。

d. 信託条項によって設定された基準

信託事項によって注意義務の要求が軽減、あるいは修正されることがある。信託条項で、受託者に要求される注意義務の基準が、他の場合よりも低く設定されている規定は、厳密に解釈される。

信託条項における免責約款 (exculpatory provision) の効果については、第222条参照。

e. 前後参照

投資をなす際に受託者に要求される注意義務の基準については、第227条参照。

第175条 支配の義務

受託者は、信託財産を支配するために必要な手段を用いる義務を、受益者に対して負う。

注：

a. 動産の占有に関する義務

有体物が信託として保有されている場合、受託者は、通常、それらの占有を保持する義務を負う。信託条項で認められていない限り、受益者は、信託の目的物に対する占有または支配の権原を有しない。信託条項によって、受益者または複数受益者の一人が、占有の権原をもつ場合、受託者は、受益者に占有を移転する義務を負う。たとえば、信託条項により信託として保有されている土地を生涯受益者が占有すべきことをなしうる。同様に動産の場合、受益者が占有する権原を有する旨、規定することができる。

b. 土地の占有に関する義務

土地が信託として保有される場合、受託者がその土地の占有を保持する義務を負うか、あるいは他の者にそれを賃借するのかどうかは信託条項に依る。第189条参照。土地が信託設定時に賃借されていた場合、受託者は、その賃借人に通知し、賃料を受託者に支払うよう要求しなければならない。

c. 証券の占有に関する義務

証券が信託として保有される場合、受託者は、証券の占有を保持し、証券を信託財産として分別管理する義務

を負う。第179条注d参照。

d. 債権に関する義務

信託財産に債権が含まれている場合、受託者は、元本および収益の支払いを確保するために必要な手段をとらなければならない。通常、受託者は信託の債務者に通知し、受託者に支払うよう要求する。債権が、支払期日を経過している場合、受託者は、支払いを強制するために相当な手続をとらなければならない。第177条参照。

e. 代理人への占有の委任

受託者の弁護士、仲立人、銀行あるいはその他の代理人に、信託の目的物の占有を委任することが、受託者にとって相当である場合、受託者は適法にこれをなす。第171条参照。

f. 排他的 (exclusive) な支配

受託者の義務は、単に支配するだけでなく、排他的な支配をなすことである。第180条注e参照。

g. 前後参照

保護委員会 (protective committee) への信託証券の寄託については、第193条注d参照。

第176条 信託財産の保存の義務

受託者は、相当の注意を用いて信託財産の保存をはかる義務を受益者に対して負う。

注：

a. 注意義務の基準

信託条項で規定されている場合を除き、受託者の義務は、通常人が自己の財産を取扱うのと同様の注意を信託財産の保存のために用いることである。受託者が通常人よりもすぐれた注意力を有している場合、受託者は、その注意義務に従わなければならない。第174条と比較せよ。

b. 損失または損害からの保護

損失または損害から信託財産を保護するために必要な注意を払うことは、受託者の義務である。

例：

1. Aは、ある証券についての受託者である。Aは、証券を貸金庫に保存しないで、不注意にも机の中に入れておいた。証券が盗まれた。Aはその損失について責任を負う。

2. Aは農場の受託者である。Aが不注意にも農場の用具一式を風雨のあたるところにさらしておいたため破損してしまった。Aはこの損失に対して責任を負う。

通常人がかける保険は、受託者もかけなければならない。

例：

3. Aは家屋についての受託者である。通常の場合、火災保険がかけられるのであるが、Aは、家屋にも火災保険をかけることを怠った。家屋が火災で焼失した。Aは損失の責任を負う。

通常、信託財産の保護のために必要な行為をなすことは、受託者の義務である。第177条と比較せよ。

【第7章】

例：

4. Aはある動産の受託者である。Bがこの動産を横領した。Bには支払能力があり、通常の受託者ならば、その動産またはその実質的価値を回復するためにBに提訴するにもかかわらず、Aはこれをしなかった。Bは後に支払不能となる。Aは責任を負う。

通常、信託財産の税金や譲渡抵当の利子を支払うことは受託者の義務である。

また、家屋やその他の建物を保存するのに必要な修繕を施すことは、家屋の管理および維持をする受託者の義務である。永続的な改良をなすことは、通常、受託者の義務ではない。第188条注e参照。

c. 保護のための資金がない場合

信託財産の保存に金銭の支払いが必要であるが、その目的のための十分な金銭が信託財産に存在せず、しかも、受託者が抵当、売却またはその他の方法によって信託財産から金銭を得られない場合、その旨、通知してそれに必要な金銭の立替の機会を受益者に与えることが受託者の義務である。しかしながら、そのようにして受益者から金銭を得られなかった場合、受託者は自己の財産から金銭を立替え払いする義務を負わない。

例：

5. Aはある証券の受託者である。Aは証券を横領し、受託者を解任され、Bが後任受託者として任命された。BがAに証券の返還を要求したが、Aはその返還または実質的価値の支払いを拒否した。Bは受益者にその状況を報告せず、Aに対する訴訟のために必要な金銭の立替を受益者に要求もしなかった。Aは、その時点では支払能力があったが、後に死亡して支払不能となった。Bは損失の責任を負う。Bが受益者に報告し、受益者が立替金を拒否したのであれば、Bは責任を負わない。

d. 信託条項

信託条項によって、信託財産の保存に関する受託者の義務が修正されることもある。たとえば、信託条項によって、生涯受益者が土地を占有するのを受託者が許可するよう規定されていることもあり、また、土地の手入れをする義務が免除されることもある。

第177条 権利主張の義務

受託者は、信託財産に属する権利を実現するために必要な手続きをとるべき義務を受益者に対して負う。

注：

a. 義務の範囲

受託者は、前任受託者に対して、受託者として有するあらゆる権利を実現するために必要な手続きをとる義務を受益者に対して負う。第223条参照。また、遺言執行者を相手方とする遺言信託の場合には、移転すべき義務のある財産を受託者に移転すること、および遺言執行者のなした信託違反を是正することを遺言執行者に対して要求する義務を受益者に対して負う。

委託者または第三者が財産権を信託に移転することを契約している場合、その契約を遂行するために必要な手

統をとるのが、受託者の義務である。

第三者が信託財産に対して不法行為をなした場合、その損害を回復するよう第三者に請求するのが、受託者の義務である。また、信託の中に第三者に対する契約上の債権がある場合、その債権を実現するために必要な手続をとるのが、受託者の義務である。

債権が回収不能であると受託者が判断するのが相当である場合、債権を回収するために提訴する費用をまかなう義務を受託者は負わない。

受託者が債権を回収するために提訴したが棄却された場合、受託者は、その状況からみて控訴すべきことが相当である場合のみ控訴義務を負う。

b. 権利が適法な信託投資である場合

信託財産が適法な信託投資である権利を含む場合、担保受託者は、それを継続して保有しうる。何が適法な信託投資であるかに関しては、第227条参照。

信託財産に、適法でない信託投資の権利がある場合、受託者はその権利を実現するか、売却するために必要な手続をとらなければならない。その権利が、たとえば、それを担保するために抵当をつけることによって適法な信託投資となりうるならば、受託者は、そうすることによって、その権利を信託投資として継続して保有しうる。受託者が債権を回収できないか、もしくは投げ売りでなくては売却できない場合、または適切な信託投資をなし得ない場合、債権を実現するために状況に応じた合理的な手段をとってよい。ある状況下で受託者が債権を回収できないか、もしくは投げ売りでなくては売却できない場合、または適切な信託投資をなし得ない場合、第二順位の抵当を債権の担保のために取得することが合理的であることもある。第227条注g参照。

不適法な投資を切り換える受託者の義務に関しては、第230条および第231条参照。

c. 受託者が訴を提起する必要のない場合

訴訟に要する費用、または請求が棄却されたり、もし認容されても被告の支払不能によって回収できないという可能性から判断して、訴を提起しないことが相当である場合には、信託財産の一部である権利を実現するための訴訟を提起することは、受託者の義務ではない。

和解や仲裁に委ねたり、あるいは権利を放棄するという受託者の権限については、第192条参照。

d. 棄却決定による控訴義務

訴訟が受託者によって提起されたが棄却された場合、すべての事情を考慮して控訴するのが相当であるならば、受託者は上級審に控訴する義務を受益者に対して負う。

第178条 応訴の義務

受託者は信託財産に損失を及ぼすおそれのある訴訟に関しては、応訴をなすべき義務を受益者に対して負う。ただし、応訴をすることが相当でないと認むべき事情がある場合はこの限りでない。

注：

【第7章】

a. 控訴義務

訴訟が第三者によって提起され、受託者が敗訴した場合、すべての事情を考慮して、控訴が相当である場合には、受託者は上級審へ控訴する義務を受託者に対して負う。

b. 和解と仲裁

受益者の利益になるとと思われる場合には、受託者は、適法に和解、または仲裁に移すことができる。第192条参照。

c. 強制できない債権の支払い

受託者は、強制できない債権であるようにみえても、争う余地のある債務、例えば課税額の計算に疑義がある納税通知があった場合のように、それに対する防禦に要する費用と危険があるため、争わない方が相当であるようなときは、適法に支払うことができる。

第179条 分別管理の義務

受託者は、信託財産を自己の固有財産と分別して管理する義務を受託者に対して負う。さらに、相当と認められる場合には、信託財産を、その信託に属しない他の信託の財産と分別して管理し、かつ、当該信託財産たることの表示をなす義務を受託者に対して負う。

注：

a. 義務の範囲

通常、(1) 信託財産を自己の財産と分別して管理すること、(2) 信託財産を他の信託に属する財産と分別して管理すること、(3) その信託財産を信託財産としての表示をすることが受託者の義務である。

b. 信託の財産を自己の財産と混同しない義務

信託の財産を自己財産と混同させないことは受託者の義務である。受託者の個人口座に信託金を預けることは適法ではない。第180条参照。

c. 分別された信託の財産を混同しない義務

二つの信託が、別個の委託者によって設定されたか、あるいは同一の委託者によって設定されたかを問わず、ある信託に属する財産を他の信託に属する財産と混同させないことは、受託者の義務である。

例：

1. AはBに信託として1万ドル遺贈し、その信託の内容は、Cの生存中はCに収益を支払い、C死亡後はCの子供達に元本を引渡すというものである。Aは、その他に、Aの残余財産についても信託を設定し、D生存中はDに収益を支払い、D死亡後は、Dの子供達に収益を支払うことを目的として、BにAの残余財産を遺贈した。二つの信託財産を分別して管理するのは、受託者の義務である。

受託者が多数の受益者の資金を管理している場合で、しかも、異なる信託の基金を分別して管理することを受託者に要求することが妥当でなく、いくつかの信託の受益者の利益を保護する目的に役立たない場合は、受託者

が同一の銀行口座に預けることによって、異なる信託の基金を混同しても適法である。たとえば、異なる信託の基金の正確な記録を保存することを前提として、通常、信託会社は、適法に他の銀行の同一信託口座にいくつかの信託基金を預けることができる。信託会社が信託基金を、その銀行部門に預けることについては、第170条注m参照。

複数の信託を引受けている受託者が別個の信託の財産をひとつの抵当に投資できるかについては、第227条注j参照。

受託者が法人である場合、信託財産の投資を合同して行うことについては、第227条注k参照。

d. 信託財産たることを表示する義務

信託財産を、信託財産として特定して表示することは、受託者の義務である。たとえば、受託者によって得られた土地に対する権原は、そのようなものとして、受託者名義で登記される。株券も、受託者名義で発行される。信託として保有されている債券が登録される場合、受託者としての受託者名義で登録されるべきである。信託条項により持参人払式の証券に投資することが禁止されている場合は格別、適法に債券に対して信託投資がされている場合、その債券が持参人払式だという事実だけでは、その投資が不当なものとなることはない。その場合、受託者は、その債券を受託者として自己が保有していることを示す記録を保管すべきである。

銀行への信託金の預け入れは、受託者名義の分別された口座になされなければならない。第180条参照。

信託財産は、通常、単にそれが信託財産であることを示すだけでなく、どの信託にもとづいて保有されているかを示すよう表示されなければならない。たとえば、単に「受託者として」の名義で示すだけでは十分でない。委託者の「遺言にもとづく受託者として」、「ある信託証書にもとづく受託者として」、または「ある受益者のための受託者として」の名義でなされなければならない。

ただし、信託条項によって、受託者は、特定の信託を表示せず、受託者名義で信託財産を保有する権限を付与されることもある。

また、受託者が、個人名義で善意に信託財産に対する権限を行使し、その行為が何らの損失も生じさせない場合には、受託者は信託違反の責任を負わない。たとえば、抵当の受託者が、抵当権設定者から財産の譲渡を受け、混同を防止するために受託者の個人名義でその譲渡を受け、その際、誠実に行動し、その取引に関して唯一の異議が、個人名義でしたことである場合、受託者は、単にその財産権の価値が下がるということだけで責任を負うことはない。このような場合の信託違反は、単なる技術的信託違反であって、そこから何の損失も生じない。しかしながら、受託者が個人名義の権限を、その財産を自分のために使う意図をもって悪意に行使すれば、受託者は抵当と利子の全額について責任を負う。信託とは関係ない財産であるということを根拠に受託者個人の債権者が信託財産から債権の満足を得た場合、受託者は、その損失について責任を負うことになる。第205条注l参照。

e. 第三者名義で権原を取得すること

本条で述べられた規則の下では、信託条項または制定法によって規定されていない限り、受託者は、第三者名義で信託財産の権原を取得しえない。たとえ受託者が第三者名義で財産権を取得するという信託違反を行ったとしても必ずしも受託者が信託財産の価格の下落について損害賠償責任を負うことはない。

【第7章】

信託条項または制定法によって、受託者は、第三者名義もしくは受託者に指定されたグループ名義で信託財産を保有する権限を付与されることもある。そのような場合、受託者は、信託証券を指定された者の名義で登録できる。このような登録の際の会社の義務については、第325条注 e 参照。

f. 信託条項

信託条項によって、受託者は、ある信託の財産と他の信託の財産を混同することが認められることがある。これは、明示的には信託条項に規定されている場合であるが、信託の性質または慣習によってそうすることが適法とされることもある。

受託者が多数の受益者の資金を保有している非定型的信託 (informal trust) の場合には、受益者全部の資金を混同することは適法である。例えば弁護士、取引機関又は競売業者は全顧客の財産をひとつの信託勘定に適法に預金することができる。この場合、受託者は各信託の財産の正確な記録を保存しなくてはならない。

信託条項によって、受託者が信託財産と自己の財産を混同することが認められる場合がある。信託条項に明示的に規定されることもあれば、信託の性質から、そうするのが適切であるということもある。遺言または信託捺印証書によって設定されるような定型的信託 (formal trust) の場合、信託証書の文言によって明示的に認められていない限り、受託者によって信託財産と自己の財産との混同がなされることは不適法である。非定型的信託の場合、当事者の合意または慣習によって認められれば、このような混同は適法である。このような場合、受託者は自ら信託財産の総額を保有するとしても何ら責任を負わない。たとえば、ある証券の購入のために顧客の金銭を受領したり、金銭信託を設定する目的で顧客のために一定の証券の売却をする株式仲買人は、単なる債務が発生したのではなく信託が設定されたという事情にもとづき (第12条注 h 参照) 金銭を銀行の自己の口座に預け入れることが認められる。もし、そうであれば預金が引き落とし等以外の事由で各顧客が権限を有する総額以下になったとしても受託者は責任を負わない。

同一の証書によって異なる信託が設定された場合、受託者は、明示的あるいはその他の方法で、全信託の財産を一括して管理する権限を付与されることがある。第77条注 d 参照。

受託者が債務者となる更改の効果については、第12条注 o 参照。

第180条 銀行預金に関する義務

受託者は、適法に銀行に信託金を預金できるが、預金をなすに際しては、銀行の選択について善良な管理者の注意義務を負い、受託者としての預金であることを表示することが、受託者の受益者に対する義務である。

注：

a. 安全な管理と投資

受託者は、その時々で、経費の支払い、投資または分配のために資金を利用する目的で、銀行に信託資金を預金することができる。これは資金の合理的な管理方法であり、基金を金庫に保管するよりも合理的である。このことは、銀行預金に、連邦預金保険公社 (Federal Deposit Insurance Corporation) によって部分的に保険がか

けられるようになる前でも妥当する。預金は、ある種無担保の消費寄託であったとしても、安全管理の方法としては適切であった。

たとえば、貯蓄口座の預金のように利息のつく銀行預金は、投資信託の方法としては適切と言えよう。このような預金は、部分的にせよ連邦預金保険公社によって預金に保険がかけられる以前においても、多くの銀行で投資としては適切なものと考えられた。若干の州においては、制定法によって、保険のかけられる限度で預金を許容していた。第227条注 i 参照。

b. 受託者の過失

受託者は、支払不能になることを知り、または知りうべき状態にある銀行に信託資金を預金することはできない。これは、信託財産の管理のために、善良な管理者の注意義務に従うという受託者の業務に関し、第176条で示された規則の適用である。

例：

1. AはBのための5万ドルの受託者である。Aは、一般に不健全な状態にあると思われるX銀行に、金銭を預金した。Aは、その噂をきいていたが、銀行も徐々にその状態を改善して倒産することはないと信じていた。やがて銀行が倒産した。Aは、その損失についてBに対し責任を負う。

2. AはBのための2万5千ドルの受託者である。AはX銀行に金銭を預金した。その時点では、その銀行は一般的には健全な状態にあると信じられていたが、Aは、銀行が莫大な回収不能な証券を有し、銀行資本も減少しているとの事実を知っていた。やがて銀行が倒産した。Aはその損失についてBに責任を負う。

c. 個人口座の預金

受託者がその同一口座に受託者自身の金銭を入れているかどうかを問わず、自己の口座に信託金を預金することはできない。これは、信託財産を分別して管理する受託者の義務について、第179条に述べられている規則の適用である。

銀行が倒産した場合の受託者の責任に関する問題については、第179条注 d、第205条注 f 参照。

受託者が、いくつかの信託に属する金銭を同一の信託口座に預金できることについては、第179条注 c および注 e 参照。

d. 過度の預金

受託者は、その時々、経費の支払い、投資あるいは分配のために資金を利用する目的をもって銀行に信託資金を預金できるが、引き落とし又は投資せず不合理なほど長期間にわたって過度の金額を預金した場合、受託者は責任を負うことがある。たとえば、預金が利息付きでなく、投資として妥当でない場合、受託者は投資を怠ったことによって失なわれた利息分について責任を負う。第207条、第211条参照。受託者は、銀行が倒産した場合の元本の損失についても責任を負うことがある。連邦預金保険公社が設立される以前から、銀行が倒産した場合に、元本の損失について受託者に責任を負わせたケースが数多くあった。

e. 預金引出しの制限

【第7章】

かつては、受託者が、定期預金、あるいは保証人の同意なくしては取消のできない預金をした場合には、受託者は銀行の倒産について責任を負わされた。預金は無担保の無償寄託であるから、預金は、投資としてではなく安全な管理方法としてのみ適法であった。しかし、投資についての唯一の制限が慎重人の原則（prudent-man rule）（第227条参照）である州では、銀行へ事前に通知しなくては資金を引出せなくとも、貯蓄銀行への預金は、適法な信託投資となる。

f. 前後参照

自己の銀行部門への信託資金の預金についての法人受託者の責任に関しては、第170条注m参照。

第181条 信託財産の収益をはかる義務

受託者は、信託財産の収益をはかるために善良な管理者の注意義務を受託者に対して負っている。

注：

a. 土地

土地の受託者は、通常、賃貸するか、またはその土地から収益が得られるよう管理する義務を受託者に対して負っている。信託条項によっては、土地の占有を受託者に引渡す義務を負うこともある。また、土地の収益をはかることなく、その土地を維持することだけが受託者の義務であることもある。これは、土地の所有者が、たまたちに、あるいは第三者が支払いをなすと同時に受託者がその者に土地を譲渡するという内容の信託として、受託者に土地を引渡すというような一時的な目的しか有しない信託の場合である。同じように、その土地が賃貸できないような、または、受託者にはそこまでの権限は付与されていないような改良を施さなければ収益をはかれないという未改良の土地である場合、受託者は、土地から収益をはかる義務を負わない。

その信託が継承された受益者のためのものである場合、非収益的な土地を売却する受託者に義務については、第240条参照。

賃貸をなす受託者の権限については、第189条参照。

b. 動産

動産の場合、その動産の占有を受託者に引渡すことが受託者の義務でない限り、売却または賃貸することが、通常、受託者の義務である。

c. 金銭

金銭の場合、通常、収益をはかるためにそれを投資するのが受託者の義務である。受託者が合理的な期間内に、金銭の投資をするのを怠ることによって信託違反を犯した場合は、通常、適切な信託投資から生じる収益の総額について責任を負う。第207条参照。

例：

1. Aは10万ドルを信託としてBに遺贈し、その信託の内容は、その10万ドルを投資し、収益をCに支払うというものであった。Bは投資を怠った。信託投資から生ずる収益の一般的レートは4%である。

Bは金銭を投資すべきであった時点から4%の利益について責任を負う。

d. 前後参照

何が適切な信託投資であるかについては、第227条参照。

第182条 受益者に収益を支払う義務

一定の期間、受益者に収益を支払うことを目的として信託が設定されている場合、受託者は、相当なる間隔において信託財産の純収益を受益者に支払う義務を負う。

注：

a. 何が純収益となるかについては、第233条参照。

b. 留保する権限

受託者は、収益に課される現在の経費、または予想される経費に見合う金額を収益の中から適法に留保することができる。また受託者は、合理的に判断して、受益者に支払うべき金額につき支払えない場合に備えて、収益の中から適法に留保することができる。

c. 信託条項

信託条項によって、受託者は収益の全部または一部を積立てる権限を付与されることがある。このような条項が無効でなければ、積立の権限が付与されている期間、または指定された期間内は、受益者に対して収益を支払う義務を負わない。積立に関する条項の妥当性については、第62条注 t 参照。

信託条項によって規定されている受託者が留保できる自由裁量の限度までは、受託者は、受益者に収益を支払う義務を負わない。第128条注 d 参照。第155条と比較せよ。

信託条項によって、受託者に受益者を扶養するために収益を使う権限が付与されている場合、受託者は、受益者に収益を支払う義務を負わない。第128条注 e 参照。第154条と比較せよ。

d. 受益者が無能力である場合

たとえば受益者が幼児であるとか、禁治産宣告をうけている場合のように、収益を得る権限のある受益者が無能力である場合には、受託者によって収益の処分はいかになされるべきかという問題が生じる。信託条項によって、明示的に、またはその他の方法で、受託者による収益の提供方法が規定されている場合は、受託者はそれに従えば良い。受益者の後見人が指名されていることは必要なく、もし後見人が指名されているならば、受託者は、後見人に収益を支払うべきである。受託者に収益の提供方法が指定され、収益の処分権が与えられているときに、受託者は、後見人に収益を支払うことはできない。なぜなら、これは受託者の義務の委任になってしまい、財産を不必要にも二つの機関の管理下に委ねることになってしまうからである。

信託条項によって、受託者が収益を受益者に支払うよう規定されており、しかも、明示的にも、その他の方法によっても、受益者のためにその収益をつかう権限が付与されていない場合には、収益を受益者に支払うかわりに、後見人に支払うのが受託者の義務である。しかしながら、収益の総額が受益者の生活費として不相応である

【第7章】

場合、受託者は、収益の残高を後見人に支払うかわりに、積立てることができる。

受益者が行為能力を有しており、このため後見人の選任が必要でない場合、例えば受益者が病気で合理的な判断ができない場合、受託者が収益を受益者のために処分するならば、その処分が状況からして妥当である限り、受託者は処分した額を預金口座に入金する権利を与えられる。

e. 前後参照

信託終了に際し、受益者に元本を支払う権限が付与されている受託者の義務に関しては、第345条参照。

生涯受益者の死亡に際しての収益の処分については、第235条、2参照。

第183条 各受益者に対して公平である義務

信託の受益者が2人もしくはそれ以上存在する場合、受託者は各受益者に対して公平である義務を負う。

注：

a. 本条で述べられている規則は、受益者が信託財産の利益を同時に付与される場合にも、連続的に付与される場合にも適用される。

信託条項によって受託者は1人の受益者を他の受益者よりも優先する裁量権を有することもある。裁判所は受託者の裁量権の濫用を防止する以外には、そのような裁量権の行使を監督しえない。第187条参照。

連続的受益者 (successive beneficiaries) については、第232条～第241条参照。

第184条 共同受託者に関する義務

受託者が数人存在する場合、各受託者は信託の管理に参加し、共同受託者の信託違反を防止するために相当な注意を払い、または信託違反に対する救済をするよう共同受託者に要求する義務を負う。

注：

a. 本条の範囲

共同受託者が信託財産を不正に用いることが可能になる管理を認めることは、受託者にとって、通常、信託違反となる。例えば数人の受託者によって信託として保有されている株式は、総ての受託者の名義で登録されなければならない。共同受託者が信託違反を犯そうとしていると疑うに足る根拠を受託者が有する場合、受託者は、共同受託者の信託違反を防止するために必要な手段を講じなければならない。

b. 信託条項

数人の受託者が存在する場合、受託者の1人ないし2人以上の者が信託財産の一部または全部の包括的占有を有し、監督することを信託条項によって許容されることもある。

c. 共同受託者が協力することを拒否する場合

数人の受託者が存在する場合、全員での行動はその者たちに課された権限の行使のために必要である。第194条参照。課された権限を行使するのが受託者の義務である場合に、受託者の1人が権限の行使に関して協力するこ

とを拒否する場合、他の受託者は権限の不行使を黙認することを正当化されない。第185条参照。このような場合、裁判所に説示（instruction）を求めるのが受託者の義務である。

d. 前後参照

共同受託者に対して受託者が委任することについては、第171条参照。

共同受託者に対して受託者が訴を提起する権限については、第200条注 e 参照。

共同受託者が犯した信託違反にもとづく受託者の責任については、第224条参照。

第185条 監督権を有する者に関する義務

信託条項によって、ある者が一定の範囲で受託者の行動を監督する権限を有する場合、意図される権限の行使が信託条項に抵触し、または権限を有する者が権限の行使に際して従うべき信託義務の違反にならない限り、受託者はそのような権限の行使と合致するように行動する義務を負う。

注：

a. 信託証券の条項により、一定の範囲で受託者の行動を監督する権限をある者に付与しうる。監督権限を付与される者は、共同受託者、委託者、受益者ないし信託と利害関係をもたない第三者である。権限の保持者の関係は、権限の性質と範囲を決定する要素でない限り重要ではない。注 c 参照。

b. 受託者の一般的遵守義務

信託条項によって信託の管理に際して受託者が他人によって一定の行為をなすよう指示されている場合には、その一定の行為をなすべきことが指示されるならば、その指示を遵守するのが通常は受託者の義務であり、受託者がそのような行為を怠った場合には原則として責任を免れ得ない。同様に、信託条項によって受託者は指示もしくは他人の同意なくしては、一定の行為をなすえない旨が定められている場合、指示もしくは同意なくして、そのような行為をしないのが通常は受託者の義務である。たとえば、信託条項によって受託者は委託者または第三者が指示した証券に投資し、それを売却することないし委託者または第三者の許可なくして証券に投資し、それを売却してはならないことと定められている場合、受託者は通常このような条項を遵守する義務を負い、遵守した場合には責任を負わない。遵守することを怠ったことによって生じた損害については責任を負う。

c. 権限の保持者が受託者であるか、もしくはそれを自己の利益のために保持している場合

権限は信託の受益者一般の利益のためであってもよく、権限を保持する者、特に受益者の1人もしくは数人ないし第三者の利益のためののものであってもよい。投資専門家である第三者に付与された信託投資を処分・獲得するに際して受託者を監督する権限は、通常、信託の受益者一般の利益のためのものである。寡婦に付与された信託となっている住宅用不動産権の売却を、その同意を拒否することによって阻止する権限は、通常、その寡婦だけの利益のためのものである。

投資を行ない、それを処分するに際して受託者を監督する委託者に留保された権限が、信託の受益者一般の利益のためのものであるか、または委託者1人の利益のためのものであるか、それとも受益者一般と委託者双方の

【第7章】

利益のためのものであるのかは、解釈の問題である。その権限が委託者1人の利益のためのものであることを示すと思われる状況は、委託者が会社株式の半分を信託にし、残り半分を留保したような場合に見られる。なぜなら、委託者の目的は、自己が留保した株式に関する自己の利益を保護することを示しているからである。信託の元本から生涯受益者に一定金額を支払うことを受託者に命じている生涯受益者の母親に付与された権限は、通常、生涯受益者の利益のためのものである。しかし、母親は受益者として権限を有しており、信託条項によって言及されている裁量権の範囲内において行使しうる裁量権を有する。その母親に付与された裁量権を濫用しない限り、受益者としての義務違反にはならない。第187条参照。

権限の保持者の権利、義務、責任の範囲は、総ての事情に依存している。それに関する的確な規則を定めることはできない。

d. 権限が保持者だけの利益となる場合の受託者の義務

権限がそれを保持する者の利益のみに役立つ場合、受託者の唯一の義務は、意図されている権限の行使が信託条項の枠内にあるかどうか、およびその行使が信託条項にもとづいてなされているかどうかを確かめ、それに従って行動することである。

e. 権限の保持者が信託義務を負う場合の受託者の義務

権限が権限保持者以外の者の利益のためのものである場合、権限の保持者は権限の行使に際して信託義務を負う。このような場合、受託者は共同受託者の行為に関する義務に類似した義務を負う。第184条参照。権限保持者がその権限の行使に際して従わなければならない信託義務に違反することを企図していると疑うに足る合理的理由を受託者が有する場合、受託者は遵守しない義務を有し、遵守した場合には責任を負う。権限保持者が受託者の異議にも拘わらず遵守を主張するならば、説示を求めて裁判所へ提訴するのが受託者の義務である。

権限を有する者がその権限を受益者として保持し、権限の行使に際して受益者としての義務に違反している場合でも、その権限保持者が受益者としての義務に抵触することを受託者自身が認識していなければ、受託者は権限に従って行為したことにつき責任を負わない。たとえば、信託条項によって受託者は第三者が指示した証券を購入するように規定されている場合、ただその第三者が一定の証券を購入するよう指示したというだけでは、受託者は責任を負わない。なぜなら、第三者が購入された証券について利害関係を有していたとしても、受託者はそれを知らないからである。このような場合における受託者の責任は、共同受託者の行為に対する受託者の責任と類似のものである。第221条参照。

f. 行為が指示に従うべきであるのに指示が存在しない場合における受託者の義務

受託者は他人の指示を無視して行動してはならないことが規定されている場合、受託者は、通常、そのような指示が与えられるまで何もしないことを正当化される。しかし、他人に課せられた権限の行使をその他人が怠ることが信託条項の違反であり、権限の保持者がその保持に際して従うべき受託者の義務の違反であることを受託者が知り、または受託者による合理的調査ないし取調べによって明らかにしうる場合（注c～e参照）、権限が行使されなければならないことを権限の保持者に示唆するのが受託者の義務である。権限の保持者が受託者の示唆にも拘わらず権限の行使を拒否する場合、裁判所に説示を求めて提訴するのが受託者の義務である。

緊急状態が発生し、受託者に指示する権限を有する者が不在であるか、あるいはその他権限を行使しえない場合、第167条で述べられている規則が適用される。

g. 行為が他人の同意に従う場合にイニシアチブをとるべき受託者の義務

受託者は他人の同意によってのみ行動すべきであると規定されている場合、受託者は同意がなされるまで何もしないことを正当化されず、受託者が行為をなすことを要求するような状況であるならば、受託者は他人の同意を取りつける義務を負う。他人が同意を与えることを拒絶した場合、受託者は通常それ以上何もしないことを正当化される。しかし、他人が同意を与えないことが信託条項違反であり、その他人が従うべき信託義務違反であることを受託者が知り、または受託者による合理的調査ないし取調べによって明らかにしうる場合（注c～e参照）、説示を求めて裁判所に提訴するのが受託者の義務である。

h. 権限保持者の義務

信託条項によって、ある者が受託者の行動を監督する権限を有し、それを受託者として有するのであれば、その者は受託者として義務違反から生じた信託財産のいかなる損失についても責任を負う。その者の責任は受託者の責任と類似のものである。しかし、権限がその者自身の利益のために授与されたものであり、受託者として授与されているのでなければ、その者は権限行使のいかなる責任をも負わない。

i. 前後参照

受益者、受託者または第三者の同意によって信託を無効にする権限を委託者に留保した条項の効果については、第330条注k～m参照。

第3節 受託者の権限

序：

本節では受託者が行使することを認められている権限のみが取扱われるが、その権限は受益者に対する義務違反となることなく行使しうるものである。受託者は受益者に対する義務違反となることなしには行使しえない信託財産に関する名義保持者としての他の権限をも有しうる。信託の終了に関する受託者の権限については、第341条参照。

第186条 受託者の権限の範囲

第165条～第168条で述べられた場合を除き、受託者は適法に以下のような権限のみを行使しうる。

- (a) 権限が信託条項による特別の文言で授与されている場合。
- (b) 権限が信託目的の達成に必要なし適切であり、それが信託条項によって禁止されていない場合。

注：

a. 受託者が「適法に」行為をなしうるといわれているのは、受託者は受益者に対する義務違反とならずに行為しうること、すなわち受託者は行為をなす権限と権利を有するという意味である。

b. 信託条項

信託条項は委託者によって書かれた文言ないし話された言葉から明確にされるか、もしくは総ての事情を考慮した設定者の文言と行動の解釈によって決定される。第164条注 c 参照。「信託条項」という表現は、ここでは本条のリステイメントにおける他の場合と同様に広い意味において使用されており、信託が設定された際の証書の特別な文言に限定されない。

c. 信託条項からの逸脱

第166条で述べられている規則に従って、権限が信託条項によって受託者に与えられていても、信託条項が違法であるならば受託者は権限を適法に行使しえない。

第167条で述べられた規則に従って、裁判所は受託者に信託条項によって授与されていない権限ないし信託条項によって特に否定されている権限を付与しうる。また裁判所は受託者に信託条項によって授与されている権限を行使しないように命ずることもある。

委託者が予期しえなかった事情の変更によって信託目的の達成が、受託者が権限の行使を許可されなければ不能であるか、ほとんど不可能であるという事実のみでは、受託者が裁判所に許可を求める機会がないというような緊急状態が存在する場合を除き、受託者に裁判所の許可を得ることなく行為する権限を与えるものではない。第167条参照。従って信託財産に抵当権を設定する権限が明確な文言ないしはその他の方法により信託条項において受託者に付与されていない場合、事情の変更によって信託財産の損失を防止するために抵当券を設定することが必要となっても、受託者はそうした権限を有していない。このような場合、裁判所は受託者に信託財産に譲渡抵当をつける権限を付与する。第191条注 d 参照。

d. 受託者の権限の一般的範囲

信託条項の明確な文言によって授与される権限のほかに、受託者は信託目的を達成するのに必要かつ適切な権限および明確な文言ないし信託条項によって禁じられていない権限を有する。委託者によって認識され、あるいは予知される事情の下で委託者は、受託者に対して信託目的を達成するのに必要かつ適切な権限の付与を意図していると推論される。

受託者はたとえ明確な文言によって授与されていないとしても、信託証書において用いられている文言から受託者に授与されているだろうと思われる権限を適法に行使することができる。たとえば、信託財産を維持、管理、処分する一般的権能は、さまざまな事情に依じて、物的財産および人的財産双方の売却の権限を付与したものと解釈されうる。

受託者に権限が存在するという事は、信託証書における文言からだけでなく、信託目的の性質からも推論しうる。例えば、土地から生ずる収益を生涯にわたってある受益者に支払い、その者の死亡後は他の受益者に土地を譲渡するために土地が信託として遺贈された場合、受託者は土地を保護・保持し、収益を得るようにし、生涯受益者の死亡後は土地を譲渡するために必要で適切な行為を適法になすことができる。

受託者の権限の範囲は、信託の性質と目的によって異なる。信託がその終了時まで、受託者に信託財産の所有権を保持させるだけの目的しか有していないのであれば、受託者の権限は比較的限定されたものとなる。しか

し今日において一般的なのは、信託の目的が受託者に信託財産の注意義務を順守しつつ維持を委ねることであるが、そのような場合には、受託者の権限はより包括的なものとなる。

受託者は、とくに禁止がなければ受託者が適法に行使できるはずの権限を、信託条項の特定の文言ないしその他の方法で禁止されることもある。なぜなら、さもなければその権限は信託目的達成のために必要かつ適切なものと考えられるからである。委託者が、一定の財産は受託者によって留保されるという意思を表明する場合、受託者はそのような意思の表明がなければ売却権限を有する事情の下であっても財産を適法に売却することはできない。したがって、信託目的達成上必要な支払いにあてるべき金銭を得るために受託者が土地の売却権限を有する場合、そのような権限は信託条項によって委託者が現物で留保しようと思図していると思われる財産には及ばない。

e. 非裁量的権限 (mandatory) と裁量的権限 (discretionary)

受託者の権限は、少なくとも受託者の義務と同じ範囲である。受託者が受益者に対してある行為をなす義務を負う場合、受託者は適法にその行為をなす。受託者が受益者に対してある行為をしない義務を負う場合、受託者はその行為を適法に止めることができる。これらの場合においては、受託者の権限は非裁量的である。

しかし、一定の行為をなす作為義務ないしは不作為義務を負わないで、受託者が行為をなす権限を有する場合においては、受託者の権限は裁量的である。第187条参照。

f. 権限を行使する義務

権限が受託者に授与されている場合であっても、受益者に対する義務違反となる事情、範囲および方法によっては、受託者は適法に権限を行使することはできない。受託者の義務については、第169条～第185条参照。例えば、売却権限が受託者に付与されている場合であっても、受託者は売却を行なうに際して善管注意義務を尽さなければ受益者に対して責任を負う。第174条参照。

g. 条件付権限

信託条項によって、一定の事態が生じた場合にのみ行為をなす権限が付与されているならば、受託者はそのような事態が発生しない限り適法に行為をなすことはできない。

h. 前後参照

裁判所による裁量的権限の行使の監督については、第187条参照。

受託者が合理的錯誤 (reasonable mistake) をなした場合の受託者の責任については、第201条参照。

受託者に付与された権限と合致しない受託者の行為に対する受益者の同意の効果については、第216条参照。

第187条 裁量的権限に対する制限

権限の行使に関して受託者に裁量権が付与されている場合、受託者の裁量権の濫用を防止するとき以外は、権限の行使は裁判所の監督に服さない。

注：

【第7章】

a. 権限が裁量的である場合

権限の行使は、信託条項ないし受託者の義務に適用される法原則によって要求されない限り裁量的である。受託者の義務に適用される法原則については、第169条～第185条参照。

信託条項または受託者の義務に適用される法原則によって、授与された権限を行使するのが受託者の義務となることがある一方、受託者が権限を行使するかどうかの裁量を有することもある。権限を行使するのが受託者の義務であるとしても、受託者は権限行使の時期、方法および範囲について裁量権を有している。

b. 監督の方法

裁判所が受託者による権限の行使を監督する場合、裁判所は、受託者に行為をなすように、または行為をなさないように命令することにより、受託者が既に行為をなしているならばその法律行為を取消し、あるいはその行為または不行為の結果に対する責任を受託者に課するという仕方、その監督を行なう。裁判所は、受託者が授与された裁量権を濫用した場合、受託者を解任したり、受託者の報酬を否定・減額することができる。

c. 裁量的権限の種類

本条で述べられている規則は、明確な文言その他の方法によって受託者に付与されている信託財産の管理に関する権限、および受益者の利益の処分を決定する受託者に授与された権限の双方に適用される。例えば、その権限は信託財産を賃貸、売却したり抵当をつけたりあるいは信託財産を投資する権限に適用されるだけでなく、多数の受益者に収益を分配する権限、受益者の扶養のために必要な金銭の総額を決定する権限、および信託を終了させる権限にも適用される。

収益受益者の利益のために信託財産に適用される裁量的権限については、第128条注i参照。

収入と費用を収益ないし信託財産に振り分ける裁量的権限については、第233条注p参照。

d. 裁量権の濫用が存在するかどうかを決定する要素

受託者が裁量権を濫用したかまたは、その行使を怠ったかどうかの問題を決定するには、以下の事情が関連してくる。(1) 信託条項によって受託者に付与された裁量の範囲。(2) 信託目的。(3) 権限の性質。(4) 受託者の行為の合理性を判断しうる外部的な明確な基準の有無。(5) 権限の行使ないし不行使に際しての受託者の動機。(6) 受益者の利益と衝突する受託者の利益が存在するかどうか。

e. 裁量権の濫用でない場合

権限の行使について受託者に裁量権が付与されている場合、受託者が権限の行使ないし不行使に際して不誠実に行動しない限り、ないしは不誠実ではないとしても不適切な動機によって行動しない限り、ないしは受託者が判断を怠らない限り、または合理的判断の範囲を越える行動でない限り、裁判所は介入しない。裁量権が裁判所に付与されていたならば、裁判所が異った権限行使をただらうという事実のみでは、受託者による権限行使の十分な根拠とはならない。たとえば、受託者が受益者の扶養のために必要とされる金銭を信託財産から支払う権限を付与されている場合、受託者が判断に際して誠実かつ適切な動機によって少なくとも合理的に考えられる必要最少限の金額を支払うならば、裁判所の裁量によって決定することが委ねられており、より多額の金銭が支払われていたとしても、裁判所は受託者が少額しか支払わないことを根拠として受託者の裁量に介入しえない。同

機に、裁判所が許可しうる以上の金額であったとしても、受託者が判断をなすに際して誠実かつ適切な動機をもって通常人が受益者の扶養のために必要とするよりも多くない金額を支払うのであれば、裁判所は受託者があまりにも多額の金銭を支払ったことを根拠として介入しえない。

f. 不誠実

受託者が不誠実に行動する場合、裁判所は権限の行使に関して受託者を監督することができる。たとえば、受託者が権限を行使したりしなかったりすることに関してワイロを受領した場合、裁判所は介入する。

例：

1. AはBが裁量で割合を決定しうるものとしてCとDに分配するための信託として、Bに全財産を遺贈する。CはBをして財産の4分の3をCに、4分の1をDに分割させるために千ドルをBに支払う。Bは指示通り分割する。裁判所は分割を取消す。

g. 不適切な動機

受託者が不誠実ではないにしても不適切な動機、すなわち信託目的から離れた動機から行動する場合、裁判所は権限の行使に関して受託者を監督する。たとえば、受託者が権限の行使および不行使に際して、悪意ないし偏見により、受益者以外の者または自己の利益をはかるために行動するのであれば、裁判所が介入する。通常、裁判所は受託者の動機を調査しないが、受託者の動機が不適切であったり、受託者が適切な動機から行動しなかったことが明らかにされれば、裁判所は介入する。受託者が権限の行使に際して適切な動機から行動しているかどうかの問題を決定する際、受託者は受益者の利益と相反する利益を有しているという事実が考慮されなければならない。

例：

2. Aは信託としてBに甲地を遺贈し、Bの判断によって甲地を売却することが受益者の最大の利益になる場合には甲地を売却するよう、Bに指示する。売却することが受益者の著しい利益となることが明白であるにも拘わらず、購入者がおそらく近隣のB自身の土地の価値の低下を生じさせるような方法で甲地を用いるであろうことを根拠として、Bは土地の売却を拒否する。裁判所は土地の売却を命ずる。
3. Aは信託としてBに10万ドルを遺贈し、Cに毎年2000ドル、受託者を唯一の判断者として、評判の良い女性とCが結婚すれば1年につき、全部の収入をあたえることを指示した。CはDと結婚し、BはCに全部の収入を支払うことを拒否した。Dは欠点のない性格と評判の女性に見え、Bの支払いの拒絶はDがCと異なった宗教の持ち主である事実によるかに見える。裁判所は全部の収入をCに支払うことをBに強制する。
4. Aは信託としてBに6万ドルを遺贈し、Cの生存中はCに収益の半分を支払い、他の半分をDの生存中Dに支払い、Cが死亡した場合には全元本をDに支払うことを指示した。遺言にはBの裁量により、Cの扶養に必要であれば、Dに支払う収益からCに支払うことができると定められていた。生計費の著しい上昇により、財産の半分の収益ではAの死亡時の基準によればCを扶養するのに不十分となる。CはBの同意無しに結婚したという理由のみで、BはCに収益の半分以上を支払うことを拒否した。裁

【第7章】

判所はさらに収益の半分をCに支払うことをBに強制する。

h. 受託者が判断を怠る場合

権限の行使が受託者の判断に委ねられているのに、受託者が判断を怠る場合、裁判所は権限の行使に関して受託者を監督する。たとえば、受託者が重要な事態の認識と調査なしに、または独断的決定の結果として、権限を行使したりしなかったりする場合、裁判所は介入する。

例：

5. Aは、Bが適切と考える収益の一部をCの扶養のために支払い、その残額をDに支払うための信託として、Bに10万ドルを遺贈する。Bは独断をもって全収益をDに支払う。裁判所は、Dに対する支払いの全部または一部を取消す。

6. Aは信託としてBに数種類の有価証券を遺贈し、Bが公平と判断する評価によって、CとDに分配することを指示した。Bは異なった有価証券の価値を調査することなく、額面によって分配する。しかし実際の有価証券の価値は異なっており、Cの取り分はDの取り分より極端に価値が低い。裁判所は全部もしくは部分的に分配を取り消す。

同様に、受託者がその権限ないし義務の範囲に関する誤った見方によって判断を怠った場合、それが法律の錯誤ないし事実の錯誤のいずれであっても、裁判所は介入する。

例：

7. Aは信託としてBに財産を遺贈し、Cが相当に生計を維持できるよう収益から支出することをBに指示して、Bに何が相当であるかの決定権限を与える。Cは精神異常をきたし公立病院に収容される。Bは誤って遺言条項によりその状況下ではCに支払うことを正当でないと信じる。裁判所は相当な生計の維持のためにCに支払うことをBに命じる。

8. Aは信託としてBに10万ドルを遺贈し、Cの病気や災厄のためにBが必要であると判断する額をCに支払うようBに指示した。Cは健康ではあるが家族の病気と死亡による多大な出費によって貧乏である。Bは誤った遺言条項解釈によりC自身が病気でないかぎり支払うことを正当でないと信じている。この理由によりBはCに支払わない。裁判所は適正な金額をCに支払うことをBに命じる。

受託者が判断する代りに、他人の判断によって事務を処理する場合、裁判所は介入する。第171条参照。

i. 受託者の判断の不合理性

受託者の判断の不合理性を検証しうる基準が存在するならば、受託者が合理的判断の限界を越えて行動する場合には、それが信託条項によって規定されていない限り、裁判所は権限の行使に関して受託者を監督する。

本条は信託の管理に関する権限が受託者に付与されている場合に適用される。例えば、受託者が信託の管理に際して適切な注意義務を尽くさなかった場合、裁判所は介入する。第174条参照。投資の選択に関して裁量権が受託者に付与されている場合、受託者は危険な証券に適法には投資しえない。第227条参照。受託者が一定の信託財産の売却を指示されているが、売却を延期する裁量権を付与されている場合、受託者が売却延期の合理的判断の限界を越えてあまりに長期間にわたって売却しないと裁判所は介入する。後任受託者を指定する権限が受託者に

付与されており、受託者が不適切な人物を指定した場合、裁判所は指定された者を解任しうる。

本条は、受託者の判断によってある事情が存在すると認められたときに権限が行使される場合について、適用される。

例：

9. AはCが財産管理能力を持つとBが判断するまでCに収益を支払い、その後、Cに元本を支払うための信託としてBに10万ドルを遺贈した。信託条項により後任受託者は同じ権限を持つことになっている。CはBに元本を支払わせる旨の訴を提起した。訴状ではCは性格良好で十分ビジネス能力があり、法務処理も可能であると主張している。訴状に対する抗弁が認められる余地はあろう。しかしながら、口頭弁論で主張が証明されなくてCが財産管理能力を持つか否かにつき異なる見解があるとすれば、裁判所はCに支払うことをBに命じえない。

10. Aは収益をCに、Cの死亡後は元本をCの子供達に支払うための信託としてBに10万ドルを遺贈する。信託条項によって、BはそうすることがCの最大の利益であると考えられる場合にはCに元本の全部ないし一部を支払う権限を付与されている。Cは大酒のみで金使いが荒い。裁判所は、Cに対して元本を支払わないようBに命ずる。

本条は、受託者が権限行使の義務を負い、その行使の範囲と方法が受託者の判断に委ねられている場合に適用される。例えば、受託者が受益者の扶養のために必要と考える信託財産を支払う権限を有し、受託者が少なくとも受益者の扶養に必要であると合理的に考える最少額の金銭を支払わない場合、裁判所は受益者に対して少なくとも最少額の金銭を支払うよう受託者に命ずる。同様に、受託者が受益者の扶養のために必要と考えられる最高限度額以上の金銭を支払うならば、裁判所は介入する。

例：

11. Aは、BがCの扶養のために必要と考える額の金銭を支払うための信託として、Bに5万ドル遺贈する。Bは、Cに毎月100ドルずつ支払う。毎月150ドルがCの扶養のために合理的に必要とされる最少額であることは、証拠上明白である。裁判所は、Cに毎月150ドルずつ支払うようにBに命ずる。

12. Aは信託としてBに20万ドルを遺贈し、BがCの扶養に必要な金額を支払い収益の残りをDに支払うことを指示した。BはCに1万ドルになる収益の全部を支払うことを提案する。状況からみて4000ドルがCの扶養に必要な最高限度である。Dの訴訟において裁判所はCに4000ドル以上支払はないことをBに強制する。

受託者に付与された権限の性質上、権限の行使ないし不行使に際して、受託者の行動の合理性を判断しうるような基準が信託条項によって指示されていないこともある。このような場合、受託者が不誠実に行動し、または不適切な動機から行動すれば、裁判所は介入する。たとえば、特別な受益者の利益のために収益ないし元本を支払う権限が受託者に付与されている場合、受託者が受益者の必要を考慮することなくそのような選択をなしても、受託者が誠実に行動し適切な動機から行動しているならば、裁判所は介入しない。

例：

【第7章】

13. Aは、Cにその生涯にわたって収益を支払うための信託として、Bに対し10万ドルを遺贈し、併せて、Bの選択によって、Cの生存中その収益から年間1,000ドルをこえない額をDに与えてもよい旨の条項をつけた。Bは、誠実に行動し、適切な動機から、Dに対し全く分与しない。裁判所は、Dに分与するようBに命ずることはない。

j. 裁量の範囲に関する信託証書の解釈

受託者に付与された裁量の範囲は、一次的には委託者の意思の宣言にもとづく。委託者の文言は信託目的を達成するように解釈される。受託者に裁量権が付与されているという事実は、受託者が合理的判断の限界を越えて行動することを正当化しない。しかし、受託者の行動の合理性を判断しうる基準が存在するとしても、委託者は受託者の判断が合理的に行使される必要はないという意味を表明することがある。このことは、受託者は「絶対的な」、「無制限の」または「監督に服さない」裁量権を有するという信託証書の条項によって規定される。これらの文言は文字通りに解釈されるべきではなく、通常、単に合理性の基準を除去したものと解釈される。このような場合、受託者が合理的判断の限界を越えて行動しているという事実は、委託者によって熟慮された意図にもとづいて受託者が行動するであろうと期待されている範囲で受託者が行動している限り、裁判所による介入の十分な根拠とはならない。しかし、受託者が委託者によっては考えられなかった意図にもとづいて行動するならば、裁判所は介入する。たとえば、受託者は不誠実に行動したり、信託目的の実現とは異なる動機から行動したり、あるいは通常の受託者の判断なしに独断的に行動することは許されない。

例：

14. Aは信託としてBに甲地を遺贈し、Bが監督を受けない裁量をもってBが受益者の最大の利益と考えたときに売却することを指示した。明らかに売却は受益者にとって利益の多いものであるがBは売却を拒絶する。隣接するBの土地の価格が下落する方法で買主が使用することが予想されるからである。裁判所は土地の売却を命じうる。

k. 裁量権を付与する委託者の制限の限界

委託者は、受託者の不誠実な行動を防ぐための受益者による訴訟を裁判所が認容しえないような、無制限な権限を受託者に付与することはできない。総ての責任を受託者から免除することを委託者に認めることは、公序良俗に反する。第172条参照。財産の譲受人に付与された権限が信託を設定させず、財産における受益権をも譲受人に与える意図を示すほど包括的であることは、事実上ありうる。第125条参照。しかし、信託が設定され少なくとも受託者の行動の誠実さが問題とされる場合、受託者が裁判所に対して責任を負うということは公序良俗上要求される。

例：

15. Aは、Bが裁判所に対して責任を負うことのない絶対的かつ監督に服さない裁量にもとづいてBが決定しうる割合で、CとDに分割するための信託として、Bに全財産を遺贈する。Cは、BをしてCに財産の4分の3、Dに4分の1を割当てさせるために、Bに1,000ドルを支払う。Bは指示通りに割当てる。裁判所は、この割当てを取消す。

16. Aは末子Cを受益者とする信託として長男Bに農園を遺贈し、信託条項ではCが注意深い男性に成長し、Bが一番良いと判断した場合Cに財産を譲渡すべきことが規定されている。さらにBは裁判所により譲渡の要求をされることはなく、Cの死後Bは自分の利益のために農園を留保できると規定されていた。CはBに農園の譲渡を訴求した。Cが注意深い男性であり、Bの譲渡拒否は正直な裁量権の行使ではないことが明かで単に農園を留保したい希望によるものであった。裁判所はBにCへの農園の譲渡を強制する。

受託者による計算書作成（formal accounting）の必要性を免除する信託条項の規定の効果については、第172条注d参照。

信託条項によって、信託財産の分配に関する問題決定の裁量的権限を受託者に付与することは可能である。最終決定を受託者に委ねることによる訴訟の回避を防止するのは、公序良俗上の問題はない。例えば、何が収益であり何が元本であるかを決定するに際して受託者の決定が最終的なものである、と定めることはできる。

1. 前後参照

信託条項における免責条項に関する受託者の責任の効果については、第222条参照。

数人の受託者が存在する場合の権限に関する裁判所の監督権行使については、第194条参照。

第188条 費用負担の権限

受託者は信託目的の達成のために必要なし適切であって信託条項によって禁止されていない費用および信託条項によって承認されている費用を適法に支払う権限を有する。

注：

a. いかなる費用が適法か

受託者は、受託者としての義務を遂行するために必要なし適切な費用を適法に支払うことができる。たとえば、受託者は信託財産の取立・維持のため、信託財産から収益を得るため、あるいは受託者として有するその他の義務を履行するために必要なし適切な費用を適法に支払うことができる。受託者の権限については、第169条～第185条参照。

同様に、受託者は権限を行使する義務を負わない場合であっても、自己に付与された権限遂行のために必要なし適切な費用を適法に支払うことができる。例えば、受託者は売却の権限を有する場合には信託財産の売却に付随する費用を適法に支払うことができ、賃貸の権限を有する場合には信託財産の賃貸に付随する費用を適法に支払うことができる。

信託目的の達成のために必要なし適切と認められず、受託者にとって適法ではない費用の支払が信託条項によって受託者に許可されることもある。

b. 訴訟手続に関する費用

受託者は、たとえ訴訟に勝訴しないとしても、信託の適切な運用に関する訴訟を維持・防禦するために要する

【第7章】

費用の支払を適法になすことができる。

c. 代理人の雇用

受託者は、信託の運用に合理的に必要であるとされる範囲において、弁護士、仲立人、その他の代理人および使用人を雇用するに要する費用の支払を適法になしうる。しかし、代理人を通じて行動することが受託者の権限ないし義務（第171条参照）の不適法な委任であったり、また代理人を雇用することが不適法な委任でないとしても、代理人の事務が受託者の報酬によってまかなわれている場合、受託者は個人的に遂行する義務を負っている行為をなすために代理人を雇うことに要する費用の支払を適法にはなしえない。

d. 管理費用

受託者は信託財産の管理に必要な費用を適法に支払うことができる。したがって、農場の管理を命じられている受託者は、家畜類、食物、肥料、農場の用具一式等のような農場を維持するために必要な費用の支払を適法になしうる。同様に、受託者が商業を営むことを命じられている場合、商品、備品、配達車の購入および事務員の雇用に要する報酬を適法に支払うことができる。

e. 修繕と改良

例えば受託者は信託の目的物の保管のみを行なうというように、受託者は修繕をしてはならないという委託者の意思表示がない限り、受託者は信託財産の修繕に要する費用を適法に支払うことができる。改良が信託条項によって認められ信託財産から適切に収益を得るため、あるいは信託財産を安全ないし合理的にするために必要とされるという場合のように、信託目的の達成に必要とされない限り、受託者は信託財産を改良するために要する費用の支払を適法にはなしえない。受託者が改良の権限を付与されていなくても、受託者は第167条で述べられている規則の下で裁判所によって改良を許可されたり命令されたりすることもある。

f. 費用の合理性

受託者が費用の支払を認められていても、受託者は通常人が費用の支払に際して用いるであろう善管注意義務をもって行動する義務を負う。第174条参照。たとえば、受託者は代理人の雇用ないし修繕に要する費用を適法に支払うことができるが、当該状況の下で合理的な費用より多くを支払わない義務を負い、さらに代理人の選任および修繕の必要性と性格の決定に関して十分な注意を払う義務を負う。

g. 前後参照

受託者によって適法に支払われた費用に関して、信託財産から受託者に補償する場合については、第244条参照。

適法に支払われた費用にあてるため、信託財産に対して執行できる受託者の権限については、第271条参照。

信託の管理に際して、受託者の負担となった第三者の権利については、第271条参照。

信託が連続受益者のために設定されている場合の費用の配分については、第233条および第237条参照。

第189条 賃貸の権限

信託条項によって別段の定めがない限り、受託者は合理的な期間、合理的な約定によって信託財産を適法に賃

賃することができる。

注：

a. 賃貸する権限

信託財産から収益を得るようにするのは、通常受益者に対する受託者の義務である。第181条参照。しかし、信託条項によって土地の譲渡が要求されない限り、単に土地の権原だけを保持するのが受託者の義務である。このような場合、受託者は土地を賃貸することはできない。信託条項によって受益者が土地を占有することを認めるのが受託者の義務であることもある。この場合、受託者は土地を適法に賃貸しえない。信託条項によって、土地を賃貸することなく維持する義務が受託者に課せられることもある。そこで、農場の受託者は農場を彼自身で管理することを命じられていることもある。この場合、受託者は賃貸しえない。しかし、土地から収益を得る通常の方法は賃貸であるから、土地の受託者は通常適法に土地を賃貸することができる。

例：

1. Aは信託としてBに農場、一戸建住宅、アパート、事務所兼店舗ビルを遺贈し、Cに生涯その純収益を支払うことを指示した。Bはすべてまたは一部の財産を適法に賃貸できる。
2. Aは信託としてBに住居を遺贈し、Cに生涯そこに居住することを許し、Cの死後それを売却し、売却金をDに支払うことを指示した。Bは適法に財産を賃貸できない。
3. Aは信託としてBに農場を遺贈し、Bが農場を経営し、Cに生涯その純利益を支払い、Cの死後それを売却し、売却金をDに支払うことを指示した。Bは適法に農場を賃貸できない。
4. Aは信託としてBに土地の一区画を譲渡し、土地を分筆してビル区画としてそれらを売却することを指示した。Bは売却を妨げる条件となる土地の賃貸を適法にはできない。

b. 賃貸の合理性

賃貸する権限を有する受託者は、あらゆる事情を考慮して合理的である賃貸のみを適法になしうる。賃貸が合理的であるかどうかを決定する場合、とりわけ、以下の要素が考慮される。(1) 信託目的、(2) 信託の一般的継続期間、(3) 受益権の性質と範囲、(4) 財産価値、(5) 財産の性質と財産が有利に運用される方法、(6) 受託者が財産に関して有する他の権限、(7) 財産が存在する所在地において当該財産を取扱う一般的方法、(8) 賃貸の時点に存在する条件。

賃貸するに際して、受託者は通常人が用いるであろう善管注意義務を受益者に対して負う。第174条参照。たとえば、受託者は不合理に低い賃料ないし不合理な条項によっては適法に賃貸しえない。

建築賃借権 (building lease) を設定することは必ずしも受託者にとって不適法とはいえない。建築賃借権とは、賃借人が建物を建築したり当該土地に改良を施す賃借権であり、契約終了の時点で改良された部分が賃借人による費用の支払なしに、あるいは見積り価格相当額を支払うことによって賃借人の財産となるものである。このような賃貸は信託証書の特定の文言によって許容されるか、あるいはこのような賃貸を認める広い権限が受託者に付与される時に認められる。財産の条件ないしその他の事情にもとづいて建築賃借権によって財産の収益をはかることが唯一の手段である場合、そのような賃貸は適法である。

【第7章】

しかし、建築賃借権の設定は、信託期間を越えているために不合法となることがある。注 c 参照。契約終了の時点で、賃貸人は費用を支払うことなく改良の利益を取得できるというように、改良を施すことが賃貸に関する約因の一部分である場合、支払われる賃料が受益者が受領の権限を有する額よりも低く、しかも信託の連続的受益者が存在すれば、賃貸は不合法となるであろう。第232条参照。賃貸終了の時点で、賃貸人によって改良の費用が支払われるべき場合に、改良部分を購入するための信託財産の支払を受託者が認められていないため、当該賃貸が不合法となることもある。第188条参照。

将来において有効となるような賃貸をするという事実だけでは、当該賃貸は不合法とはならない。そこで、信託財産がやがて終了する賃貸の下にある場合、受託者は適法に旧賃貸終了とともに発効する新賃貸をしても、それは適法である。同様に、受託者がただちに始まる賃貸をなすえないような場合には、短期間後に始まるべき賃貸をなすのが適切である。しかし、いかなる事情の場合でも、賃貸を約する時点と賃貸が始まる時点とが不合理に長いと、将来において効力を生ずる賃貸をなすことは受託者にとって不合法である。賃借人がオプションによって物件を購入できる賃貸をなす場合の受託者の権限については、第190条注 k 参照。

c. 賃貸の継続期間

信託が一定の時点で効力を失う場合、通常、受託者は信託の存続期間を越える賃貸を適法にはなすえない。

例：

5. Aは信託としてBに土地を遺贈し、Cに10年間その収益を支払い10年後にはDに土地を譲渡することを指示した。他の状況がない限りBは適法に15年の賃貸をできない。

6. Aは信託としてBに土地を遺贈し、Cが未成年の間には収益を支払い、Cの成年後土地をCに譲渡することを指示した。Cは15歳である。Bは適法に10年間の賃貸をできない。

信託が一定の時点で効力を失う事がない場合でも、受託者は信託の予想存続期間を越えるような賃貸を適法にはなすえない。

例：

7. Aは信託としてBに甲地を遺贈し、Cの生存中はCに収益を支払い、Cの死亡後、土地をDに譲渡することを指示した。Cは70歳である。他の状況がないかぎりBは適法に25年間の賃貸をできない。

信託の中に単純所有権 (fee simple estate) を有する受託者が、信託設定の時に一定時点での失効がない信託の予想存続期間を越えない賃貸をなし、しかもその他の点においても合理的である場合にも、信託が實際上賃貸の終了前に失効しても、その賃貸は適法になされたものとされ、残余権に関して受益者によって取消されることはない。

例：

8. Aは信託としてBに甲地を遺贈し、Cに生涯収益を支払い、Cの死亡後、土地をDに譲渡することを指示した。Bは5年の賃貸をする。その時Cは25歳であり賃貸は合理的である。Cは2年後死亡する。信託違反はなく、Dは賃貸の終了を強制できない。

信託の存続期間を越えているために不合法とみられるような賃貸を受託者がなした場合でも、受益者に対して、

および信託の実際上の残存期間については賃借人に対しても有効であり、超過部分についてのみ取消しうるにすぎない。

受託者が信託の残存期間を越えない期間について賃貸をなし、さらに賃貸を更新することを契約し、しかも更新によって含まれることになる期間が信託の存続期間を越えないものであれば、このような契約は他の異議に対して議論すべき余地がないとして、拘束力を有する。しかし、受託者は信託の存続期間を越える期間については賃貸の更新をなす契約を適法になしえない。

賃貸が信託の存続期間を越えないとしても、当該事情の下では合理的でないとみられるほど長期間存続する賃貸を受託者は適法になしえない。たとえば、信託が20年間継続する場合であっても、あらゆる事情を考慮してみると15年間の賃貸をなすことが不合理であると思われるならば、受託者は15年間継続する賃貸を適法にはしえない。たとえば土地の価格が高騰し、5年ないし10年以内により高い価格での賃貸がなされるであろうような場合である。

d. 賃貸を認める裁判所の権限

委託者の知らない、または予知しえない事情にもとづいて長期間の賃貸が許容されないと信託目的の達成が危ぶまれる場合、そのような賃貸は裁判所の許可によってなしうる。第167条参照。受託者が先ず裁判所の許可を求めることなく、このような賃貸をなしても、裁判所は第167条で述べられている規則にしたがってそれを許可しうる。

例：

9. Aは信託としてBに店舗付ビルを遺贈し、Cに生涯収益を支払い、Cの死亡後土地をDに譲渡することを指示した。Cは80歳である。そのような財産を12年賃貸することは、その区域では通常である。その財産の状況やビジネス上の条件では、12年以下の賃貸で望ましいテナントや十分な賃料をえることができない。裁判所は受託者が12年の賃貸をすることが正当であると判断しよう。

ある事情の下では、非常に長期間の賃貸が裁判所によって許可される。そこで、受託者が長期間の賃貸をしなれば、賃借人を見つけられない場合、賃貸が信託の残存期間を越え、このような長期間の信託が信託条項によって禁じられていても、裁判所は建物を建築するという賃借人の同意のある99年間の賃貸を裁判所は許可しうる。

e. 信託条項

信託条項によって、受託者は信託の残存期間を越える賃貸をなすことを許可されることもある。たとえば、受託者はその裁量にもとづいて賢明に行動しうる任意の期間、任意の文言によって賃貸をなし、あるいは指定期間の賃貸をなすことを認められると規定されることもありうる。受託者が信託証書の特定の文言によって信託の残存期間を越える賃貸をなす権限を付与されていなくても、このようなことを受託者に許容する委託者の意図はあらゆる事情を考慮して解釈される信託証書の使用文言から判断されうる。その際に考慮されるあらゆる事情の中で特に重要なのは、(1) 財産の性質、(2) 当該地域における財産の賃貸の存続期間に関する慣習、(3) 短期間の賃貸がなされた場合、財産の合理的賃料を取得することの不可能性、(4) 信託終了時になされるべき財産の処分、たとえば、財産が売却されるかそれとも現物で分配されるかどうか、また売却される場合ならば、賃貸の継続は

【第7章】

公正な価格での市場性を減ずることになるかどうか、等の要素である。

信託条項によって賃貸をなす受託者の権限が制限・否定されることもある。たとえば、信託の予想存続期間が5年より長い場合であっても、受託者が5年以上の賃貸をなすことを禁止されることもある。同様に、通常、受託者が賃貸をなすのを不適切とするような財産をただちに売却するように命じられていることもある。しかし、このような場合、第167条で述べられている規則にもとづいて裁判所は信託条項からの逸脱を許可しうる。

f. 制定法の規定

多数の州の制定法によれば、受託者は裁判所の許可を求めることなく制定法の規定によって指定された期間の賃貸をなしうる旨、および裁判所は信託財産にとって最大の利益と考える場合には長期間の賃貸をなすことを受託者に命じうる旨が規定されている。

g. 動産

動産については、受託者が動産を売却したり、動産の占有を受益者に許容する義務を負わないで、動産から収益を得るようにする義務を負っている場合、受託者は、動産の賃貸が動産から収益を得る合理的手段であるならば、適法にこのような賃貸をなしうる。

h. 前後参照

信託の終了に際して賃貸をなす受託者の権限については、第344条注 e 参照。

第190条 売却の権限

受託者は、次の場合には、信託財産を適法に売却することができる。

(a) 売却の権限が、特定の文言によって付与されている場合、

(b) 売却が信託条項の特定の文言によって禁止されていないか、または信託条項から判断して財産が信託上現物で保持されるべきものとみられない限り、売却が信託目的を達成するため受託者にとって必要ないし適切である場合。

注：

a. 権限の範囲

アメリカでは、売却の権限は、普通法の下での英国よりも容易に付与されている。その理由は、アメリカでは英国の慣習である世代から世代へと財産を受け継ぐという傾向が存在しないからである。

受託者に信託財産の売却権限を付与するという委託者の意図は、委託者の言葉から明確に判断されるか、それともあらゆる事情を考慮した委託者の言葉ないしその他の行動の解釈によって決定されうる。第164条および注 c と比較せよ。売却権限の存在を決定するに際して重要である事情の中で、とりわけ重要なのは、以下の通りである。(1) 信託証書の文言、(2) 信託目的、(3) 財産の性質、(4) 財産がいかなる方法で受託者に譲渡されるかが遺言ないしその他の証書において特に言及されているかどうか。

b. 信託証書の文言

信託証書に用いられた文言から判断して、売却の権限が受託者に付与されるものであるならば、特定の文言で売却権限が付与されていなくとも、受託者は適法に信託財産を売却することができる。たとえば、信託財産の「投資・管理」、「投資・再投資」、「処分」というような受託者に対する許可・命令は、物的財産と人的財産の双方の売却権限を付与したものであろう。信託証書における規定の意味を決定するに際しては、証書全体と付随的事情が考慮される。

受託者が財産の保持を命令されないが、許可されている場合、受託者は財産を売却しうることが黙示に許可されている。

受託者が特定目的のためにのみ信託財産の売却を認められている場合、受託者はその目的以外には適法に売却しえない。同様に、受託者が一定の事情の下でのみ売却を認められている場合、受託者はそのような事情の下以外には適法に売却しえない。たとえば、売却が受益者の扶養のための金銭を増加させるために必要であり、信託条項によって受託者が信託財産の売却を認められている場合でも、受託者は財産の売却がこの目的のために合理的に必要と判断されない限り適法には売却しえない。

c. 信託目的

信託財産の元本から一定額の金銭を受益者に対して支払う旨の受託者に対する許可または命令は、売却が支払をなすための金銭を増加させるために必要とされる範囲内で、売却権限を付与することになる。同様に、信託条項によって受託者が受益者の扶養と教育を命じられている場合、このことは信託財産の売却権限を付与したものであろう。受託者が受益者間で信託財産を分割するように命じられている場合、規定が現物による分割のみを認めたと解釈されない限り、売却権限は受託者に付与されている。受託者が現物で分割することを要求され、それを適法になしうる事情については、第345条～第347条参照。

d. 信託財産の性格

受託者に売却の権限を付与しようという意図は、信託財産の性格から判断される。通常、信託の第一次的な目的は信託財産を維持し、同時に信託財産から収益を得ることである。それ故に、受託者が信託財産の一部として投機的証券ないし信託投資に不向きな証券を受領している場合、受託者は通常、財産の保持を合理的に確実とするためにそれらの証券を売却する権限を有し、かつ、義務を負うものである。第230条、第231条参照。また、受託者は通常、信託財産から収益を得るために、収益を得られない財産を売却し、収益を投資する権限を有し、義務を負っている。第240条参照。しかし、投機的証券ないし収益を得られない証券の保有を、信託条項によって許容され、または命令されることもある。投資目的のために委託者によって購入された土地を売却する権限を見出すことは、邸宅のように委託者およびその家族（特に受益者が家族の構成員である場合）によって占有されていた土地を売却する権限を見出すことより困難ではない。なぜなら、委託者は邸宅が保持されることをより強く望む傾向にあるからである。

受託者によって購入された財産を売却する権限を見出すことは、委託者によって受領された財産を売却する権限を見出すことよりも困難ではない。なぜなら、委託者は受託者によって購入された財産が保持されることをさほど欲求していないからである。

証券を売却する権限を見出すことは、土地を売却する権限を見出すことよりも困難ではない。なぜなら、委託者は土地が保持されることをより欲求するであろうから。

委託者もしくはその家族構成員によってコントロールされている会社の株式を売却する権限を見出すことは、他の株式を売却する権限を見出すことより困難である。

収益を生まない不動産の場合、受託者は通常その不動産を売却する権限と義務を有する。しかし、不動産の性格からして不動産が保持されることが委託者の意図であると判断される場合、受託者は適法に不動産を売却しえない。例えば、不動産がたとえ収益を生まないとしても、家宝とかその他の精神的価値を有する物のように受益者によって物品のままで使用されることが意図されているような不動産については、受託者は売却してはならない、というのが委託者の意図であろう。

e. 特定財産の記載

信託が宣言されている遺言およびその他の証書における一定財産の特別な記載は、特にその財産が信託財産の全体を含んでいる場合、財産は売却されるべきではなく、そのまま保持されるべきであるとの意図を示したものである。特定財産が収益を生まないものであってもこのことは正当である。第240条注g参照。

f. 売却を許可する裁判所の権限

信託条項によって受託者が信託財産を売却する権限を付与されていないとしても、特に受託者が売却しないよう命令されていても、委託者によっては知りえず予知しえない事情によって財産を売却しなければ信託目的が達成できないか実質的に不可能であるならば、裁判所の許可にもとづいて売却をなしうる。第167条参照。受託者が先ず裁判所の許可を求めることなく売却しても、裁判所は第167条で述べられた規則に従って売却を否認することができる。そのような売却が受益者にとって利益となるであろうとの事実だけでは、許可の充分な根拠とはならない。

例：

1. Aは信託としてBに甲地を遺贈し、Cに収益を支払い、Cの死亡後甲地をDに譲渡することを指示した。甲地からの収益はその他の税を納めるのに不十分である。裁判所はBに税の不払いを避けるために甲地を売却することを許可する。第167条例6参照。
2. Aは信託としてBに邸宅を遺贈し、C（Aの未亡人）に生涯その占有を許し、Cの死亡後Aの子に譲渡することを指示した。家は工場地帯の中心区域となり、住居としては不向きとなる。裁判所はBに家の売却をすることを許可する。第167条例9参照。
3. Aは信託としてBにアパートを遺贈し、その収益をCに支払い、Cの死亡後Dに家を譲渡することを指示した。信託条項によりBはアパートを売却しないように指示されている。隣地の性格の変化によりテナントを見つけることが不可能になる。裁判所はBに家の売却をすることを許可する。第167条例10参照。
4. Aは信託としてBに農場を遺贈し、その収益をCに生涯支払い、Cの死亡後Dに農場を譲渡することを指示した。信託条項によりBは農場を売却しないように指示されている。農場からの収入は税金

と抵当利息を支払うのに不十分である。裁判所はBに農場の売却をすることを許可する。第167条例11参照。

5. 事実関係は例4参照。農場からの純収益が1000ドルであるが、農場が2000ドルでしか売れないと予想される。裁判所はBに農場の売却をすることを許可しない。

g. 売却の時期

受託者が信託財産を特定の期限内に売却することを指示されている場合、受託者は信託条項による別段の定めがなければその時点以後でも適法に売却することができる。もし、その遅滞が信託違反とみられるならば、受託者は売却の際のそのような遅滞によって惹起させられた損失について責任を負う。受託者が特定の時期ないし出来事の後には信託財産を売却するように指示されている場合、受託者は通常特定の時期が到来し、特定の出来事が生じない限り財産を適法に売却しえない。

h. 売却の方法

受託者に信託財産を売却する権限が付与されている場合には、信託条項に別段の定めがない限り、受託者は正当な裁量にもとづいて信託財産を競売または私的取引で、部分的にまたは総てを、一時にまたは数回に分けて売却することができる。

i. 善管注意義務

受託者が信託財産を売却する権限を付与されていても、受託者は売却に際して通常人が用いるであろう善管注意義務を受益者に対して負っている。第174条参照。かくて、受託者は不当に低い価格であるいは不合理な時期には適法に売却しえない。

j. 信用にもとづく売却権限

信託条項によって売却権限が受託者に付与されている場合、抵当が適法な信託投資であるとして、受託者が財産の一部を現金で、他の一部を抵当の形で売却することは適法である。ある状況下では、受託者が信託投資として不適法とされる売買代金讓渡抵当として変更するのも適当である。例えば、通常の信託投資ないし第二讓渡抵当の価値と比較して総額があまりにも大きい抵当は、それが売却を有効にする適切な方法であり、売却がその他の方法では利益とならない事情の下で、適法とされる。なお、受託者が買主の不確実な義務を取得することになるような信用取引によって信託財産を売却することは、適法ではない。

k. 買主に選択権 (option) を付与する権限

信託条項によって売却の権限が受託者に付与されている場合、選択権が付与された時点で売買価格が固定されているかどうかを問わず、あるいは選択権を行使する時点で鑑定によって売買価格が固定されるべきであるかどうかを問わず、受託者が買主に選択権を付与することは、通常適法ではない。その理由は、売却権限が付与されている場合、受託者は売却の時点で裁量権を行使するのであって、その前の時点で行使するのではないと通常考えられているからである。しかし、選択権を付与することが適切であり、売却がその他の方法では利益をもたらさないというような事情の下では、受託者が選択権を付与するのは適法である。

受託者が信託財産を売却・賃貸する権限を有する場合、財産がその他の方法では有利に賃貸・売却しえないな

【第7章】

らば、受託者は賃貸もしくは売買する選択権を付与することもできる。例えば、受託者はこのような事情の下で、賃借人が財産に改良を施し、賃貸終了の時点でそれを買取る選択権を有するという合意をもって賃貸をなすことができる。

l. 売却の相手方

受託者が売却権限を有する場合、売却が総ての点において適法であることを前提として、受託者は受益者の1人に信託財産を適法に売却しうる。信託財産の売却に際して、出来るだけ高価格で売却することが受託者の義務であるから、信託財産を受益者の1人に売却するには、適正価格を下まわることについて他の受益者の合意がない限り、適法には出来ない。なぜなら、これは他の受益者に対する受託者の義務違反となるからである。信託財産を購入する受益者が収益の一部をただちに受取る権限を付与されている場合、受託者は、受益者が売買価格から受取るべき収益の一部を差引いて、残額だけを現金で支払うのを受領しても差支えない。信託財産を購入する受益者が、収益の総てをただちに受取る権限を付与されているならば、売却はその受益者に対しては現金の支払なしに可能である。第347条注e～g参照。

受託者による受託者個人への信託財産の売却の問題については、第170条参照。

m. 交換の権限

信託条項によって売却の権限が受託者に付与されている場合であっても、受託者が引換えに取得する財産を適法に購入しえない限り、受託者は信託財産を他の財産と交換する権限をもつことはできない。

受託者が信託財産を売却する権限を有するという事実だけでは、それを保持するために設立されている会社の株式を交換に受領することによって、信託財産を当該会社へ譲渡することを受託者に認めることにはならない。

信託条項によって受託者が会社を設立し、株式の交換を条件として信託財産を当該会社へ譲渡することを受託者に許可し命ずることもある。そのような規定が存在しない場合には、裁判所は会社の設立を許可しうる。信託条項によって受託者が委託者によって所有されている事業を営むことを継続する許可を与えられている場合（第230条注m参照）、そのような許可は事業を営むために会社を設立することを受託者に命じているものと解される。そして、いかなる場合であっても裁判所は受託者に事業のための会社設立を許可しうる。受託者が事業の継続を許可されないとしても、事業が円滑に売却され、売却が遅滞することによる危険を減少させるために会社設立を許可し事業を営ませることができる。

n. 信託財産の贈与をなす権限

通常、受託者が信託財産を贈与することは不適法である。道路あるいはその他の公共目的のために信託財産の一部を献ずることが信託にとって利益となる場合のように、贈与が信託財産にとって有利である場合、当該贈与は適法である。

o. 前後参照

売却が信託違反である場合の購入者の責任問題については、第284条～第295条参照。

購入費を支払う購入者の義務の問題については、第321条参照。

売却権限の委任に関する受託者の義務の問題については、第171条参照。

信託終了時における受託者の売却権限については、第344条注d参照。

第191条 抵当または質権の設定または金銭借入の権限

(1) 第167条で述べられている場合を除き、信託条項によって抵当または質権を設定する権限を付与されていない限り、受託者は適法に信託財産に抵当権または質権を設定しえない。

(2) 第167条で述べられている場合を除き、信託条項によって権限を付与されていない限り、受託者は適法に信託財産の信用によって金銭を借入れたり、土地債務を負担させることはできない。

(1)項の注：

a. 本条の範囲

(1)項は、受託者が金銭を借入れ、その借入金を保証するために抵当ないし質権を設定する場合と、信託の運用に際して既に受託者によって負わされている負債を保証するために信託財産に抵当ないし質権を設定する場合の双方に適用される。

b. 信託条項

信託財産に抵当ないし質権を設定する権限は信託証書によって特定の文言において付与されうる。このような権限が特定の文言において付与されていないとしても、信託証書で用いられている言葉から権限の付与が意図されていると判断される場合、受託者は適法に信託財産に抵当ないし質権を設定することができる。抵当ないし質権を設定する権限を見出すことは、売却権限を付与する意図を見出すことより困難である。信託財産を売却する権限の付与は譲渡抵当ないし質権を設定する権限の付与と同一ではない。

抵当を設定する権限は、当該権限が信託目的を実現するために委託者によって必要と考えられる場合に付与される。かくて、受託者が土地の売却を命じられ、売却を延期する権限を付与され、一方では改良と修繕をも施す権限を付与されている場合、通常、受託者は信託財産に抵当を設定することによってこの目的に必要な金銭を適法に取得しうる。

抵当を設定する権限が受託者に付与されている場合、それが特定の文言で付与されているかその他の方法で付与されているかを問わず、通常、権限を付与する規定が抵当証書において記入されているならば、受託者は抵当権実行の手続（foreclosure）を経ることなく、抵当が設定された財産を債務不履行（default）の故に売却する権限を抵当権者に付与することができる。

c. 譲渡抵当の付いた財産を購入する権限

受託者に付与された財産を購入する権限は、抵当の設定された財産を購入することを受託者に許容しているものとして通常解されるべきではない。例えば、受託者が土地を購入する権限を付与されている場合、受託者は通常、抵当を引受けないとしても、当該抵当の付いた土地を購入してはならないし、土地の購入に際して購入代金のための抵当を設定してはならない。しかし、受託者が既に自ら保持している財産に抵当ないし質権を設定することを許されていない場合であっても、信託条項によって、受託者は抵当の付いた財産を購入し、抵当を受ける

ことを認められることもある。

d. 抵当を許可する裁判所の判決

信託条項によって、信託財産に抵当を設定する権限が受託者に付与されていない場合、委託者によっては知りえず予知しえない事情のために財産に抵当が設定されない限り信託目的の達成が挫折し、実質的に不可能となるようであるならば、裁判所の許可によって抵当を設定することができる。第167条参照。受託者が先ず裁判所の許可を求めることなく抵当を設定した場合、裁判所は第167条に述べられている規則にしたがって抵当の設定を許可しうる。抵当が受益者にとって有利であるという事実だけでは、当該抵当を設定する十分な根拠とはならない。

例：

1. Aは信託としてBに店舗と事務所のあるビルを遺贈し、Aの末子が21才に達するまでAの子供達を扶養するのに必要な収益を支払い、土地に抵当をつけてまで扶養に必要な収益をえないことを指示した。ビルが火災で損害を受けた。裁判所はBに抵当をつけて半永久的の修理のために金銭を得ることを許す。

2. Aは信託としてBに農場を遺贈し、それを経営し、その純収益をCに生涯、Cの死後、その子に農場を譲渡することを指示した。信託条項により農場は担保設定ができないこととされている。農場は近隣の都市に含まれるようになり、農場としての便益は減少し、一般的な価値は非常に上昇した。収益は税負担に不十分となる。裁判所はBにそれを売却するか、土地の全部または一部に抵当をつけるか、賃貸するかを許可する。

(2)項の注：

e. 保証なしで金銭を借入れる権限

受託者が借入金を担保するために信託財産の一部に抵当ないし質権を設定する場合でなくとも、受託者が信託財産の信用で金銭を借入れることは通常不適法である。

f. 前後参照

受託者が信託財産のために金銭を借入れた場合の受託者の補償金については、第244条および第245条参照。

受託者によって適法に支払われた費用のため信託財産に執行できる受託者の権限については、第270条参照。

第192条 和解、仲裁判断および権利放棄に関する権限

受託者は、善良なる管理者の注意を用いていることを前提として、信託財産に関して適法に和解をなし、仲裁判断に服し、また権利の放棄をなすことができる。

注：

a. 受託者によって決定される権利に関する和解と仲裁

受託者は信託財産の一部についての請求を実現するために合理的とみられる手段を講ずる権限と義務を有する。

第177条参照。ある事情の下で権利を執行するための唯一の合理的な手段が訴訟を提起することであれば、受託者は訴訟を提起する義務を負う。権利に関して和解し、仲裁に委ねることが合理的にみて相当である場合、受託者は適法に和解し、仲裁に委ねることができる。受託者は、合理的判断の枠内で行動するにしても、訴求するか、和解するか、あるいは仲裁に移行させるかの裁量を有する。

b. 受託者に対する請求についての和解と仲裁

受託者は、善良なる管理者の注意を払うことを前提としても、もし相手方が勝訴した場合に信託財産の損失を招かせる主張に対して適法に和解し、仲裁に委ねることができる。そのような主張を妨げる受託者の義務については、第178条参照。

c. 権利の放棄

訴訟が無益でなく、訴訟費用ないし権利の性質からみて訴訟を提起しないことが合理的でなく、受託者が和解、仲裁によって合理的解決を期待しえないのでない限り、受託者は信託財産に関する権利を適法には放棄しえない。

d. 裁判所への申立

受託者が権利に関して和解すべきかそれとも仲裁に移行すべきかについて疑いを抱いている場合、受託者は裁判所の説示を求め、事情によっては裁判所の事後の承諾を求めることもできる。

第193条 株式に関する権限

信託条項に別段の定めがない限り、株式その他の証券の受託者は、そのような株式その他の証券の保持者として議決権を行使し、またその権限を適法に行使することができる。

注：

a. 株式に関して議決する際の受託者の義務

株式の議決権の行使に際して、受益者の利益を増大させるために適切な注意義務を払うのが受託者の義務である。受託者はいかに議決権を行使すべきかの裁量を有し、受託者が裁量権を濫用しない限り、裁判所は議決権の行使に関して受託者を監督しえない。しかし、受託者は差止命令またはその他によって受益者に対する義務を侵害する議決権の行使を制止させられることがある。

受託者自身の利益になる議決権の行使についての受託者の責任に関しては、第170条注o参照。

受託者がコントロールし、または実質上コントロールしうる程に多数の割合の特定会社の株式を受託者として保有しているならば、株式の議決権行使に関する受託者の責任は少量の株式を有する場合よりも大きい。

b. 議決権代理行使

信託の適切な運用のために、受託者が株主総会で個人的判断を用いることが必要である場合、受託者が自ら議決権を行使しないことは信託違反となる。第171条参照。同様に、会社にとって特別に重要な問題に関して信託の最大の利益となるには株式の議決権はいかに行使されるべきかを受託者自身が決定しなければならない場合、受託者が代理人に議決権行使の包括的権限を付与することは信託違反となる。このような場合、受託者が自ら議決

【第7章】

権を行使しえないのであれば、受託者は自分が決定した範囲内で議決権行使の権限を特別代理人に付与すべきである。例えば、受託者によって保持されている株式が会社において大きな利害関係を有し、とりわけそれらが会社をコントロールしうる程の利害関係であれば、受託者は通常自ら議決権を行使すべきであり、少なくとも重要案件に関する議決権行使のような一般的権限を委任することはできない。

統一信託法 (the uniform trusts acts) 第8条によれば、「会社株式を保有する受託者は代理人によって議決権を行使しうるが、いかに議決権を行使すべきかを決定するに際して、および議決権行使に際して善良なる管理者の注意義務を怠ったことによって生ずる受益者のすべての損失について責任を負う。」と規定されている。

c. 再建の同意

受託者が会社の株式ないしその他の証券を保有し、財政状態の故に会社の再建が必要となった場合、当該事情の下でそうすることが相当であることを前提として、受託者は適法に再建の同意をなし、その関係で従来の株式その他の証券と交換される新株式その他の証券を受領しなければならない。これは不適法な和解となるものではなく（第192条参照）、新株式その他の証券への元来の投資が適切な信託投資でないことだけによって不適法とすることはできない（第231条注g参照）。

d. 保護委員会への株式の寄託

受託者は、株主ないし他の証券保持者の利益を保護するために設置されている保護委員会へ、信託に含まれている株式その他の証券を寄託することができる。また、当該事情の下でそれが相当であることを前提として、受託者は信託財産から受託者の持株に相当する保護委員会の費用を支払う。このような寄託は、必ずしもコントロールの委任ないし放棄ではない。第171条参照。しかし、例えば受託者が多量の株式その他の証券の所持者であるために、その状況下で自己独自の判断を行使すべき義務を負っている場合には、委任は不適法である。

e. 前後参照

株式ないし他の証券が信託に保持されている会社について、合併が行なわれる場合の受託者の権限については、第231条注f参照。

株式ないし他の証券を売却したり、それらに抵当ないし質権を設定する受託者の権限については、第190条および第191条参照。

第194条 数人の受託者

2人もしくはそれ以上の受託者が存在する場合、信託条項に別段の定めがない限り、それらの受託者に付与されている権限は、総ての受託者の共同によってのみ適法に行使することができる。

注：

a. 全員一致の必要性

2人もしくはそれ以上の受託者が存在する場合、受託者として課せられた権限を行使するには、総ての受託者による行動が必要である。受託者の1人が権限の行使に際して協力することを拒否する場合、他の受託者は権限

を行使しえない。しかし、このような場合に権限を行使することが信託にとっての最大の利益であると考えられるならば、裁判所は、共同受託者ないし受益者の請求に応じて権限の行使を命ずることができる。受託者が権限の行使に際して協力することを不合理にも拒否する場合、受託者の解任が信託の最大の利益となるならば、裁判所はその受託者を解任しうる。第107条参照。

行為前に他の受託者の合意もしくは裁判所の許可を得ることができず、しかも行為することが信託目的の達成に不可欠であるような緊急事態が存する場合、1人もしくは複数の受託者は適法に付与された権限を行使することができる。第167条と比較せよ。

b. 委任が不適法な場合

受託者が行為の履行を適法に委任できる範囲内でのみ（第171条参照）、他の受託者の合意によって、受託者全員でなくても適法に行為をなすことができる。

c. 共同受託者による追認

1人もしくは数人の受託者が他の受託者の合意なしに行為する場合、追認することが信託にとって最大の利益であるならば、他の受託者はその行為を追認しうる。しかし、追認の時点で、他の受託者が追認することが信託の利益のためであると合理的に判断されなければ、追認することは信託違反となる。

d. 信託条項

信託条項による特別の定めがあれば、受託者に付与されている権限は総ての受託者によって行使される必要はない。例えば、1人の受託者が海外へ行く場合、残りの受託者は付与された権限を行使することができる。同様に、信託条項によって、受託者は他の1人もしくは複数の受託者に権限の行使を委任することを許されることもある。

e. 公益信託

公益信託の受託者に付与された権限は、信託条項に別段の定めのない限り、受託者の多数決によって行使される。第383条参照。

f. 統一信託法

統一信託法第11条によれば、信託条項に別段の定めがなければ、3人もしくはそれ以上の受託者に帰属する権限は受託者の多数決によって行使される。同様の規定を有する他の制定法も存在する。

g. 前條参照

共同受託者に関する受託者の義務と責任については、第184条、第224条参照。

第195条 残存受託者

2人もしくはそれ以上の者が受託者として指名され、その中の1人もしくはそれ以上の者が受託者に就任しなかったり、死亡したり、放棄したり、解任されたり、またはその他何らかの理由で受託者にならなかった場合、信託条項に別段の定めがない限り、受託者に付与された権限は残存する受託者によって適法に行使される。

【第7章】

注：

a. 権限の行使が最初の受託者に制限されている場合

受託者に付与された権限が最初に選任された受託者全員のグループによってのみ行使されるべきことが信託条項から判断される場合、残存する受託者は権限を適法に行使しえない。

b. 権限の行使前に欠員が補充されなければならない場合

受託者に付与された権限が最初に任命された受託者の数と同一の人数の受託者によって行使しなければならないことが信託条項から判断される場合、新しい受託者が任命され欠員が補充されるまでは権限は行使しえない。

c. 前後参照

最初に選任された受託者のみによって権限が行使されるべきであるとの委託者の意図を決定する際に重要な事情については、第196条注 a 参照。

第196条 承継受託者

信託条項に別段の定めのない限り、受託者に付与された権限は、その承継者によって適法に行使される。

注：

a. 一般規則

信託条項は特定の文言において最初の受託者に付与された若干の権限を承継受託者が行使することを許容したり禁止したりできる。

受託者に付与された権限が、承継受託者によって行使されることが信託条項の特定の文言で規定されている場合、権限は最初に選任された受託者のみによって行使されるとの委託者の意図がとくに表明されない限り、権限は承継受託者によって適法に行使される。

信託条項によって付与された権限が最初に選任された受託者のみによって行使されるべきかどうかという委託者の意図を判定するに際しては、以下の事情が重要である。(1) 権限の性質と範囲、(2) 権限が行使される時点、(3) 権限の行使の際の裁量の範囲、(4) 信託目的、(5) 最初に選任された受託者が個人であるのかそれとも会社であるのか、(6) 権限が指名によって受託者に付与されているかどうか、(7) 最初の受託者と委託者ないし受益者との関係、(8) 委託者と受益者の関係。

権限が最初に選任された受託者のみによって行使されるべきことが信託条項から判断されない限り、判決は権限が承継受託者によって行使されうる余地を広く認めようとする傾向にある。

b. 本質的権限

信託にとって本質的である権限ないしは信託の効果的運用に関係する権限は、通常、承継受託者によって行使されうる。したがって、売却権限も、通常、承継受託者によって行使されうるものである。

c. 権限行使の時期

最初に選任された受託者がもはや受託者として行動しない時点で権限の行使を必要とする事情が自然に生ずる

ならば、承継受託者が権限を行使すべきものと委託者が意図していたと推論できる。

d. 非裁量的権限と裁量的権限

権限の行使が裁量的でない場合、権限は承継受託者によって行使されると委託者が意図していたと推論できる。また、受託者に裁量が付与され、裁量の行使の合理性を判断しうる基準が存在するのであれば、同様な推論が可能である。権限の行使が受託者の裁量の範囲内にあり、裁量を判断する基準が存在しなければ、推論は認められない。しかし、最初の受託者に認められている信託がその者に対する人的なものでなければならぬとは信託条項から判断されない限り、通常、権限は承継受託者によって行使されうる。

e. 前払いする権限

受益者に対して元本から生涯にわたって前払いする権限が受託者に付与されている場合、承継受託者が適法に前払いをなしうるかどうかの問題は、委託者の当初の意図が生涯受益者の利益を増進させることにあるのか、それとも残存者のために財産を留保することにあるのかに係わってくる。例えば、生涯受益者が委託者の寡婦ないし子供であり、しかも残存者が遠い親戚であり、あるいは残余権が公益信託のためのものであれば、生涯受益者に前払いをなす権限は承継受託者によって行使されうるとの推論は、残存者が委託者の子供である場合よりも強い。財産からの収益が生涯受益者の扶養のためには不十分である場合、承継受託者が前払いをなす権限を有するとの推論は、収益が充分である時よりも強い。

収益受益者に対して元本から支払いをなす受託者の権限については、第128条注 i、第168条注 d 参照。

f. 委託者と受託者の関係

委託者と最初の受託者との関係は、受託者のみに対して個人的な信頼を置く意図を示すようなものである。最初の受託者が委託者と関係のない者である場合、とりわけ、最初の受託者が会社受託者である場合、権限が承継受託者によって行使されることを委託者は意図しているとの推論を導くことは、受託者が委託者の近い親戚であったり親しい友人である時よりも困難ではない。

g. 統一信託法

統一信託法第10条によれば、「信託証書およびその修正証書に別段の定めがない限り、または裁判所による特別の命令がない限り、受託者の総ての権限は、その職務に付着したものであって、決して人的なものではない。」と規定されている。

第4節 受益者の救済方法と受託者の責任

第197条 受益者の救済方法の性質

第198条で述べられている場合を除き、受託者に対する受益者の救済方法は、すべて衡平法上のものに限定される。

注：

a. 衡平法上の救済方法

【第7章】

衡平法上の救済方法とは、大法官裁判所または、それと同等の権限を所持・行使する裁判所によってなされる救済である。第2条注 e、f と比較せよ。

b. 契約違反

受託者としての義務の履行を怠る受託者は、明示的な契約にかかる普通法上の訴訟において、または普通法上の訴訟形態が廃止されている州の法律にもとづく同種の訴訟において、契約違反に関して受益者に対し責任を負うことはない。信託の設定は、契約であるよりも信託財産に関する受益権の譲渡と考えられている。さらに、信託の管理に関する問題は、常に、普通法上の訴訟よりも衡平法上の訴訟において取り扱われるのが適切であるとみなされうる種類のものであった。そこでは、事実問題が裁判所によってではなく陪審によって判断されるからである。信託を履行するという口頭の約束が受託者によってなされたという事実が存在するだけでは、信託の管理に関する親合的管轄権が普通法裁判所に付与されることはない。

信託を引受け、受託者としての義務の履行に同意しても、受託者は普通法上の訴訟で強制できるような信託を履行する契約を締結したことにはならない。受託者は、契約によって、受託者として引受けている以外の義務をも引受けすることができる。受託者がこれらの義務を引受ける場合、受託者は、その義務履行の懈怠について、普通法上の訴訟で責任を負うことになる。

c. 受益者に占有の権原が付与されている場合

受託者が信託に含まれている土地の占有を受益者に許容する義務を負っているのに、この義務に違反する場合でも、受託者は不動産回復訴訟、侵害訴訟ないしその他の普通法上の訴訟において受益者に責任を負うことはない。

d. 動産の違法な取り扱い

動産の受託者が違法に動産を取り扱ったとしても、第198条(2)項で述べられている場合を除き、普通法上の動産の侵害訴訟、(trespass, trover, detinue, replevin等) またはその他の普通法上の訴訟において受益者に対して責任を負うことはない。

第198条 受益者の普通法上の救済方法

(1) 受託者が受益者に対して金銭を遅滞なくかつ無条件に支払うべき義務を負う場合、受益者は受託者に対して支払いを強制する普通法上の訴訟を提起することができる。

(2) 動産の受託者が受益者に対して動産を遅滞なくかつ無条件に譲渡する義務を負っている場合に、動産を譲渡せず、それが信託違反となるならば、受益者は受託者に対して普通法上の訴訟を提起することができる。

注：

a. 親合的救済方法

本条で述べられているように、受益者は受託者に対して普通法上の訴訟を提起しうるが、衡平法上の救済方法をも有する。第199条参照。

(1)項の注：

b. 金銭を受益者に支払うべき場合

普通法上、金銭の権原を有する者（受託者）は、受益権を有する者（受益者）に対して普通法上の計算訴訟において責任を負っていた。この訴訟形態は、一般に用いられなくなり、衡平法上の訴状、金銭債務訴訟および一般的引受訴訟に取って代られた。これらの訴訟の範囲は、(1)項で述べた状況をもカバーする程に拡大されてきた。これに伴って、金銭債務訴訟、一般的引受訴訟、および訴訟方式が廃止された州における普通法上の同種の訴訟は、現在、受益者に対して金銭を支払うべき受託者の義務を早急かつ無条件に強制しようとする受益者にとって有効である。

例：

1. Aは、金銭を投資し、Cが21歳に達したらCに元本と蓄積された収益を支払うための信託として、Bに1,000ドル支払う。Cが21歳に達した時、Bは手元に元本と蓄積された収益を含む1,500ドルを保有している。CはBに対して金銭債務訴訟、一般的引受訴訟または訴訟方式が廃止された州においては普通法上の訴訟において金銭を取り戻しうる。

2. Aは、1月1日および7月1日にCに収益を支払うための信託として、Bに株式を譲渡する。Bは3月に配当を受領したが、7月1日にその配当をCに支払わない。Bは、Cに対して金銭債務訴訟、一般的引受訴訟または訴訟方式が廃止されている州においては普通法上の訴訟において責任を負う。

3. Aは、Cに蓄積された配当を支払うための信託として、Bに株式を譲渡する。Bによって配当が受領されるが、Bはそれを目的外使用する。Bは、Cに対して金銭債務訴訟、一般的引受訴訟または訴訟方式が廃止されている州においては普通法上の訴訟において責任を負う。

4. Aは、農場を管理し、そこから得た純収益をCに支払うための信託として、Bに農場を譲渡する。Bは種々の費用を支出し、種々の金銭を受領し、Cに支払うべき純収益が1,000ドルを存在することを示す計算書（account）を示す。BはCに対して、金銭債務訴訟、一般的引受訴訟または訴訟方式が廃止されている州においては普通法上の訴訟において責任を負う。

しかし、このことは信託に含まれている金銭を受益者に早急かつ無条件に支払う義務を負っている受託者が、受託者でなくなり、債務者となることを意味するものではない。債務者ではなく、依然として受託者であるから、金銭が信託違反となることなく喪失した場合には（第204条参照）、受託者は責任を負わない。そして、受託者が支払不能であるとしても、受益者は、その金銭またはその代位物が、特定できる限り、受託者の一般債権者の請求に優先して（第202条参照）、衡平法上の権利を有する。

しかし、信託条項ないし当事者の合意によって、受託者が債務者となる更改（novation）が効力を有することもある。第12条注o参照。そのような信託条項ないし合意が存在しない場合、受託者は自己の行為によって受託者としての義務を債務者としての義務へ転換させることはできない。

c. 金銭が早急に支払うべきものでない場合

受託者が早急かつ無条件に金銭を受益者に支払う義務を負っていない場合、受益者は受託者に対して普通法上

【第7章】

の訴訟を提起しえない。

例：

5. Aは、Cの扶養に必要な金銭をCに、またはCの利益のために支払うべき信託として、Bに100,000ドルを遺贈する。CはBに対して普通法上の訴訟を提起しえない。

d. 能動信託

受託者が信託として継続的に保有すべき金銭を目的外使用したとしても、遅滞ない支払いを要求する権限を有しない受益者は、受託者に対する普通法上の訴訟を提起することはできない。受益者の救済方法は、目的外使用された金銭を回復し、それを信託中に保有するかまたは新受託者に移転することを受託者に要求する衡平法上の訴訟である。しかし、まず受託者が解任され、新受託者が選任されるならば、新受託者は目的外使用された金銭を回復する普通法上の訴訟を旧受託者に対して提起しうる。なぜなら、旧受託者は金銭を遅滞なくかつ無条件に新受託者に移転すべき業務を負っているからである。

e. 信託違反の損害賠償金を支払う責任

普通法上の訴訟は、受託者に対して、信託違反から生ずる債務不履行による損害賠償金の履行確保については、提起することができる。信託違反が存するか否かについては普通法上の訴訟は提起しえない。例えば、受託者が過失によって金銭以外の信託の目的物を毀損したり破壊する場合、受託者は普通法上の訴訟において責任を負わない。

(2)項の注：

f. 動産を受益者に譲渡する義務が存在する場合

動産の受託者が動産についての法的権原を有している場合でも、受託者が受益者の要求する時にいつでも動産を受益者に移転すべき義務を負っているのに、要求されている動産の移転を拒否するか、あるいは動産を目的外使用して、その義務の不履行を生じているときは、受益者は受託者に対して普通法上の訴訟を提起することができる。

例：

6. Aは、Bが一定価格で自動車を転売すること、もしその一定価格を獲得できない場合には、自動車をAに再譲渡することという合意を内容とする売却証書にもとづいて、自動車をBに譲渡する。自動車の売却に失敗したBは、負債の支払いに際して自動車を自己の債権者に譲渡した。Bは、動産侵害訴訟または普通法上の同種の訴訟において、Aに対して責任を負う。

第199条 受益者の衡平法上の救済方法

信託の受益者は、

- (a) 受託者としての義務の履行を受託者に請求するために、
- (b) 受託者が信託違反を犯すのを防止するために、

- (c) 信託違反の救済を受託者に請求するために、
- (c) 信託財産の占有を取得してその管理にあたるべき信託財産の管理人を選任するために、
- (e) 受託者を解任するために、

訴訟を提起することができる。

注：

a. 特定の履行 (specific performance).

信託の受益者は、受託者としての義務の履行を受託者に請求するために、訴訟を提起することができる。普通法上の適切な救済方法が存在することは、別に重要ではない。第198条参照。受益者は、適法な訴訟において、訴状を提出し、受託者の義務が何であるかを明らかにし、その義務を強制するよう、裁判所に求めることができる。

b. 差止め命令

受託者が信託違反を犯す恐れがあると認められる十分な事情がある場合には、受益者は、信託違反を防止するために訴訟を提起することができる。

c. 信託違反の救済

受託者が信託違反を犯した場合、受益者は信託違反の救済を受託者に請求するため訴訟を提起することができる。第205条参照。

d. 信託財産の管理人の選任

受益者の利益保護のために必要である場合、信託の目的物の全部または一部の占有を取得し、その管理をなすために、裁判所によって、信託財産の管理人が選任される。

受託者解任のための手続きが開始され、手続進行中は裁判所の監督下に信託管理することが必要または適切と認められる場合には、受託者が解任されて新受託者が選任されるまで、裁判所は信託財産の管理人を選任することができる。受託者が適法に受託者たるものとして裁判所によって決定されるか、または新受託者が選任され信託財産の権限がその者に付与されるならば、裁判所は信託財産の管理人の職務を終了せしめる。

e. 受託者の解任

受託者が非常に重大な信託違反を犯したか、または犯す恐れがある場合、もしくはその他の事情によって受託者として留まることが受益者の利益にとって好ましくない場合には、裁判所は、受託者を解任することができる。第107条参照。

解任された受託者が唯一の受託者である場合、裁判所は、新受託者を選任する。解任された受託者が複数受託者の1人である場合、信託を管理することが残存受託者に許可されるか、または、第108条によって新受託者が選任される。

新受託者は、旧受託者に対して信託違反に関する訴訟を提起することができる。また、類似の訴訟は受益者によっても提起が可能である。第200条参照。

f. 州の裁判管轄権

受益者は、信託の管理に関して管轄権を有する裁判所に対して、本条で述べられている救済を請求することが

【第7章】

できる。土地信託の管理の管轄権に関しては、抵触法リステイメント第243条参照。動産の管理の管轄権に関しては、抵触法リステイメント 第299条参照。このような訴訟は、信託財産中の利益に影響を及ぼす準対物的訴訟(proceeding quasi in rem)になりうるし、また、受託者に人的責任を負わせたり、受託者の信託違反を防止したり、受託者に信託違反の特別補償をなさしめたり受託者を解任する対人的訴訟 (proceeding in personam) にもなりうる。

訴訟が準対物的訴訟である場合、裁判所はその判決によって影響される信託財産に関する管轄権を有していなければならない。受託者には審問を受けるのに必要な通知と機会とを与えなければならないが、受託者個人に関して管轄権が存在する必要はない。判決手続リステイメント第3条、第32条、第75条参照。

訴訟が対人的訴訟である場合、裁判所は受託者個人に関する管轄権を有していなければならない。判決手続リステイメント第1条、第4条参照。受託者が訴訟の提起された州の非居住者である場合、遺言によって受託者として行爲することが認められる以前に、受託者は、自己に対する訴状の送達を享受することのできる居住者または公務員としての資格を付与されなければならない旨が、しばしば制定法によって規定されている。若干の州では受託者は遺言による受託者としての選任を承諾することによって訴状の送達が制定法所定の方法で受託者になされることを条件に、受託者自身個人的に、信託管理の監督権を有する裁判所の管轄に服することになる旨が、制定法によって規定されている。

いかなる場合にも、訴訟に必要な通知と審問の機会が受託者に付与されなければならない。判決手続リステイメント第6条参照。

裁判所が当該信託の管理に関する管轄権を有する州以外では、例えば受託者が信託を否認したり信託財産を他州へ移す場合のような、一定の事情があれば、受益者の受託者に対する訴訟提起が認められることもある。抵触法リステイメント第299条参照。

将来利益を対象とする訴訟手続の当事者については、財産権のリステイメント第180条～第186条参照。

受託者による計算訴訟 (accounting) における裁判所の管轄権については、第220条注 c、d 参照。

第200条 受益者以外の者の救済方法

受益者又は受益者の代理として訴求する者のほか、何人も信託の履行を求め、また信託違反の防止およびその賠償を求めるために受託者に対して訴訟を提起することができない。

注：

a. 信託の履行を請求しうる者

通常、受託者に対して信託の履行を求め、また信託違反の防止およびその賠償を求めるための訴訟は、受益者によって提起される。第197条、第198条、第199条参照。複数の受益者が存在する場合、総ての受益者は訴訟を提起することができる。第214条参照。受益者が無能力である場合、訴訟は受益者を代理する後見人によっても提起することができる。同様に、訴訟は複数の共同受託者の1人によって他の共同受託者(注 e 参照)に対して、あ

るいは、承継受託者によってその前任者（注 f 参照）に対して提起されうる。受益者が受益権を譲渡する場合、譲受人はそのような訴訟を提起することができる（注 g 参照）。同様に、一定の場合、裁判所は職権をもって請求することができる（注 h 参照）。

b. 委託者とその利益の承継人

委託者、その法定相続人、任意代理人は、いずれも信託の履行を求め、また信託違反の防止およびその賠償を求めるために受託者に対して訴訟を提起することはできない。しかし、もし委託者が信託財産についても利益留保しているならば、委託者は当然、その利益を保護するために受託者に対して訴訟を提起することができる。例えば、委託者が同時に信託の受益者であるとか、復帰信託による利益を有するとか、または信託を解除する権限を保持しているような場合ならば、委託者は、その利益を保護するために、受託者に対して訴訟を提起することができる。同様に、委託者が受託者に何らかの契約を締結しているならば、委託者はその契約にもとづいて受託者に対する訴訟を提起することができる。しかし、信託を承諾し受託者としての義務の履行に同意しただけでは、受託者は委託者によって強制されるような信託を履行する契約を委託者と締結したとはいえない。第197条注 b と比較せよ。

c. 付随的に利益を享受する者

信託の受益者ではないが、信託の履行から付随的に利益を享受する者は、信託の履行を強制するための訴訟を提起することはできない。第126条参照。

d. 目的物に利益を有する者

信託の受益者ではないが、信託の目的物に利益を有する者は、信託の目的物に関する利益への侵害を防止するために、受託者に対する訴訟を提起することができる。しかし、これは信託を強制する訴訟ではない。例えば、定期不動産権の受託者が残余権者の権利を侵害するおそれがある場合、残余権者はこれを防止するために訴訟を提起することができる。

e. 共同受託者

複数の受託者が存在する場合、1人もしくは数人の受託者は他の受託者に対して信託の下での義務の履行、信託違反を犯すことの防止、その者によって犯される信託違反の救済を請求する訴訟を提起することができる。受託者自身が信託違反に関与したという事実によって、受託者が訴訟を提起することが妨げられるものではない。なぜなら、訴訟は受益者を代理したものだからである。

そのような訴訟を提起する共同受託者の義務については、第224条参照。

f. 承継受託者

受託者が信託違反を犯し、それ故に受託者を解任させられるか、その他の理由により受託者でなくなり、承継受託者が選任される場合、承継受託者は信託違反を救済するために旧受託者に対して訴訟を提起することができる。

訴訟を提起する承継受託者の義務については、第223条参照。

g. 受益権の譲受人

【第7章】

受益権の譲受人は受益者となり、信託の履行を求め、または信託違反の防止およびその賠償を求めるために、受託者に対して訴訟を提起することができる。同様に、受益権について先取特権（lien）を有する受益者の債権者は、その債権の限度まで受益権を承継した者であり、利益保護のために必要である範囲内において受託者に対する訴訟を提起することができる。同様に受益者の破産により受益権を承継した受託者も訴訟を提起することができる。病気の受益者の任意代理人も訴訟を提起することができる。無能力の受益者の後見人も訴訟を提起することができる。

h. 職権によって審理する裁判所

本条の趣旨は、信託が訴訟継続しているときには、裁判所が職権にもとづいて信託により課せられた義務の履行を受託者に命ずることができる。しかし、受益者が無能力ではなくしかも信託条項の逸脱に同意する場合、裁判所は受託者に信託条項を遵守するよう請求することはできない。第216条と比較せよ。

i. 前後参照

公益信託の履行強制については、第391条参照。受託者が信託違反によって信託財産を減少させ、そのために第三者の請求を満足させるのに不十分であっても、受託者は個人的には責任を負わないという内容の契約を受託者が第三者と締結した場合の受託者の責任については、第263条 3項参照。

委託者および受託者の同意を得てなされる信託の終了については、第338条参照。

第201条 信託違反の意義

信託違反とは、受託者が受益者に対して負っている受託者としての義務に違反することである

注：

a. 本条の範囲

受託者が、故意または過失によってしてはならないことを行わない場合、あるいは、すべきであることを行なっている場合、通常、受託者の信託違反は生じない。換言すれば、受託者に個人的な過失が存在しない限り、受託者が信託違反を犯すことはない。しかし、受託者に個人的な過失が存在しない場合であっても、以下の注で述べられているように、法律の錯誤ないし事実の錯誤にもとづいて行動する場合、信託違反を犯すことになる場合もある。

b. 義務および権限の存在に関する法律の錯誤

受託者が信託違反を犯すのは、受託者が悪意に、善意であっても故意に、あるいは、過失によって義務を懈怠する場合だけでなく、受託者が義務および権限の範囲に関する錯誤の故に義務を懈怠する場合もある。これは、受託者の錯誤が制定法か普通法かを問わず法律に関するものである場合だけでなく、裁判所では信託証書にもとづいて存在しないと判断されるような権限を受託者が信託証書から存在すると解釈する場合にもあてはまる。このような場合、受託者は善意に行動したというだけでは責任を免除されず、また弁護士の助言を信頼したというだけでは責任を免除されえない。第297条注 j と比較せよ。受託者が信託証書の解釈について疑義を有する場合に

は、受託者は裁判所からの説示を得ることによって自己を防衛できる。義務および権限の範囲は、信託証書および適用される法律によって決定されるのであって、信託証書に関する受託者自身の解釈ないし法律に関する自己の信念によって決定されるのではない。

c. 権限の行使および義務の履行に際しての事実の錯誤または法律の錯誤

受託者が信託違反を犯したかどうかの問題は、受託者の権限と義務によって定まるのではなく、受託者が適切な注意 (proper care or caution) をもって行動したかどうかによって定まる。受託者が権限の行使ないし義務の履行に際して事実の錯誤ないし法律の錯誤をしたという単なる事実だけでは、受託者に信託違反の責任を負わせることはできない。このような場合、受託者が過失を犯していれば責任を生ずるが、適切な注意をもって行動していれば責任を負わないことになる。

例えば、受託者は慎重人 (prudent man) が購入するような証券類に信託財産を投資する権限を付与されている場合、実際上、十分な保証のついていない債券であっても、受託者がその事実を知り得ず、しかも知らないことに過失がないならば、受託者の知り得る事実にもとづいて慎重人が投資するであろうような債券に投資しても、受託者は責任を負わないのである。

例：

1. 信託条項によって、受託者は慎重人が投資するような証券に投資する権限を付与されている。適切な調査の結果、譲渡抵当によって十分に保証されているものと合理的に信じ、かつ、そのように保証されているならば適切な信託投資となるはずの債券に受託者が信託財産の一部を投資する。しかし、実際には、抵当は偽造されたものであり、債券も保証されていなかった。受託者は、投資をなしたことについて信託違反の責任を負うことはない。

信託条項によって、受託者の権限が一定の投資に限定されている場合であっても、結果は同様である。

例：

2. 信託条項によって、受託者は第1抵当のみに投資するよう指示されている。受託者は第1譲渡抵当であると信ずるものを購入する。しかし、実際には、それは登記簿に不適法に記載されたものであり、かつ、受託者の相当な注意をもってしても発見しえなかった先順位の先取特権が存在した。受託者は当該譲渡抵当を購入したことについて、信託違反の責任を負うものではない。

受託者の錯誤が、事実の錯誤であっても法律の錯誤であっても、結果は同様である。受託者は過失なく、適切な注意義務をもって行動したのであれば信託違反の責任を負うことはない。

例：

3. 信託条項によって、受託者は第1譲渡抵当のみに投資することを指示されている。受託者は、それが第1譲渡抵当であるとの法律上の資格ある弁護士の見解を得たので、第1譲渡抵当であると信ずる譲渡抵当を購入する。弁護士の見解は、受託者の購入後に変更された連邦最高裁の旧判決にもとづくものであった。受託者は投資について信託違反の責任を負うことはない。

d. 前後参照

信託条項中の免責約款の効果については、第222条参照。

受益者以外の者になされた支払いと譲渡に関する受託者の責任については、第226条参照。

第202条 信託財産の代位物に対する追及

(1) 受託者が信託財産の違法な処分によって他の財産を取得した場合、受益者は、その財産に対して擬制信託 (constructive trust) の成立を主張するか、または信託違反に対する損害賠償請求権を担保するための衡平法上の先取特権 (equitable lien) の成立を主張するかの選択権を持つ。但し、信託財産の代位物が受託者によって保有され、追及できる場合に限る。

(2) 前項の場合を除いては、信託違反による受託者に対する受益者の請求権は、他の一般債権者に優先することはない。

(1)項の注：

a. 擬制信託あるいは衡平法上の先取特権

信託財産の違法な処分によって、以前より価値のある他の財産を受託者が取得した場合、受益者は、そのように取得された財産を差押えその取引から生ずる利益を確保する権限を有する。一方、取得された財産が以前の信託財産よりも価値の低いものであれば、受益者は、信託財産の価額について受託者個人の責任を追及することができ、また、受託者に対する彼の請求権を確保するために、取得された代位物に対し衡平法上の先取特権を成立させることができる。この行為は信託違反となるので、受託者は、利益につき責任を負い、それによって生じた損失に対して責任を負う。

このような信託財産の代位物を追及する受益者のメリットは、それによって、処分から生ずる利益があれば、受益者がその利益を取得できる点、および、利益のあるなしにかかわらず、信託財産の代位物に対し、一般債権者に優先して追及できるという点にある。

信託財産の代位物に対する受益者の衡平法上の権利は、受託者および、善意有償取得者 (bona fide purchaser) 以外の第三者に対して主張できる。第284条参照。受託者の債権者は、善意有償取得者ではない。第308条参照。

受益者が数人ある場合の救済方法の選択については、第214条参照。

(1)項で述べられている規則は、受託者が信託財産を違法に売却した場合、財産の購入に際し、信託された財産を違法に使用した場合、信託財産を他の財産と違法に交換した場合、あるいは、信託された財産を違法に銀行に預けた場合を問わず適用される。詐欺防止法は、土地の収益と交換した動産または債権の口頭信託の受益者が上地へ追及することを妨げない。第52条注 c 参照。

例：

1. Aは、Bのための甲地の受託者である。Aは甲地を売却し、10,000ドルを受領したが、これは信託違反である。Bはその収入に対し擬制信託の成立を主張できるし、あるいは、甲地の価額に対する責任をAに追及でき、その収入に対して衡平法上の先取特権の成立を主張できる。

2. AはBのための10,000ドルの受託者である。Aはその金銭で甲地を購入したが、それは信託違反である。Bは甲地に対し擬制信託の成立を主張できるし、あるいは10,000ドルに対するAの責任を追及し、甲地につき衡平法上の先取特権の成立を主張できる。

3. AはBのための或る債券の受託者である。Aはその債券を或る株式と交換したが、それは信託違反である。Bは株式について、擬制信託の成立を主張できるし、あるいは、債券の価額につきAの責任を追及し、株式に対し、衡平法上の先取特権の成立を主張できる。

4. AはBのための10,000ドルの受託者である。Aは、A個人の財産をもっていない銀行の個人口座にその金銭を預けたが、これは信託違反である。銀行が破産し、1ドルについて50セント支払うことになった。Bは、Aが銀行から受領する5,000ドルに対し権利を有し、10,000ドルの残高については、Aの個人責任を追及することができる。

b. 連続した行爲

(1)項で述べられている規則は、信託財産の違法な処分によって直接取得された財産だけでなく、そのように取得された財産の続いてなされた分によって得られた財産についても適用される。受託者によって保有される財産が最終的に信託財産または、その代位物の違法な処分によって得られるものであることが明らかである限り、続いてなされた行爲であっても、そのような処分によって得られた財産にも適用される。

例：

5. AはBのための甲地の受託者である。Aは甲地を10,000ドルで売却したが、これは信託違反である。Aは甲地の売却によって得た代金のうち5,000ドルで乙地を購入し、残りの5,000ドルで債券を買った。さらにAは乙地を丙地と交換した。Bは丙地と債券について擬制信託の成立を主張することができ、あるいは、甲地の価額に対するAの責任を追及し、丙地および債券に対し衡平法上の先取特権の成立を主張できる。

中間利益または損失に関する受託者の責任については、第213条注1参照。

c. 射倅行爲

(1)項で述べられている規則は、損失の危険と利益の可能性の双方をもつ射倅行爲であっても、受託者が信託財産の違法な処分によって他の財産を取得した場合に適用される。このような場合には利益があれば受益者は、それを追及する権原を有する、そして損失がある場合には受益者は受託者に個人的な責任を追及し、もしあるならば信託財産の代位物に対し、衡平法上の先取特権を成立させることができる。

例：

6. AはBのための1,000ドルの受託者である。Aは競馬に1,000ドルを賭け、10,000ドルを得た。Bは10,000ドルについて、擬制信託の成立を主張できる。

7. AはBの受託者である。Aは、自分自身のために10,000ドルの生命保険に加入し、保険料をすべて信託されていた財産から支払った。2年後Aが死亡。Bは、保険契約上の金額に対して擬制信託の成立を主張できるのであって、保険料の支払いに使われた信託財産の額に対する先取特権に限定されるの

【第7章】

ではない。

d. 債権者の差押えを逃れられる財産の取得

(1)項で述べられている規則は、取得された財産が受託者の一般債権者によって差押えることができない性質のものであっても、受託者が信託財産の違法な処分によって他の財産を取得した場合には適用される。ある財産を債権者の差押えから逃れさせるという立場は、財産が他の財産で違法に取得したものである場合には適用されない。

例：

8. Bの受託者であるAは、信託財産の2,000ドルを違法に取得し、法律によって債権者の差押えの対象、または強制執行の対象とならない家産 (homestead) をその金銭で購入した。Bはその金銭の変形物たる財産を追及して、その財産をBのための擬制信託として保有するようAに強制することができるし、あるいは、その財産に対し衡平法上の先取特権の成立を主張することができる。

9. AはBのための受託者である。Aは自分のために10,000ドルの生命保険に加入し、保険料のすべてを信託財産から支払った。2年後にAが死亡。制定法によれば、生命保険契約上の収益は、保険者の債権者の差押えを免れることができるとされている。Bは保険契約上の収益に対して擬制信託の成立を主張できる。

e. 信託財産の使用にもとづく収益

(1)項で述べられている規則は、違法な売却、購入または交換によって受託者が財産を取得する場合だけでなく、信託財産の違法な使用によって受託者が財産を取得する場合にも適用される。例えば、受託者が違法に信託財産を賃貸した場合、受益者は受託者によって受領される賃料に対して擬制信託あるいは衡平法上の先取特権の成立を主張できる。同様に受託者が違法に信託財産を自己の事業に使用または自己に貸与した場合、受益者が収益を追及できるときには、受益者は、収益に対し擬制信託の成立あるいは衡平法上の先取特権の成立を主張できる。

f. 受託者の個人財産の改良

受託者個人が所有している財産の改良に要した費用を支払うために、違法に信託財産を使用した場合、受益者は、その財産に対して衡平法上の先取特権の成立を主張できるが、その財産を自己のための擬制信託として保有するよう受託者に主張することはできない。なぜならば、財産を取得する際に信託財産が使用されたものではないからである。

例：

10. AはBのための1,000ドルの受託者である。Aは個人として所有している甲地に改良を施すため、この金銭を違法に使用した。Bは甲地について、1,000ドル分の衡平法上の先取特権の成立を主張できるが、甲地についての擬制信託の成立は主張できない。

g. 受託者の個人的債務の弁済

受託者が第三者に対して個人的に負っている債務を弁済するために、受託者が信託財産を違法に使用した場合、

受益者は、その債務の弁済前に債権者が有していた権利に代位できる。衡平法裁判所は、債務が弁済される以前に債権者が有していた地位を受益者に譲渡することによって、受益者に対する救済を図ることになる。

その債務が担保付きの債務 (secured obligation) である場合、受益者は、債権者によって保有されている担保権に対する権利を有することになる。また、受託者の他の債権者に対する優先権つきという性質の債務である場合には、受益者は同種の優先権に対する権原を有することになる。他方、弁済された債務が担保権つきでなく、債権者が優先権を有していなかった場合、受益者は債権者の権利を代位する権利を有しているにもかかわらず、それによって受託者の他の債権者に対し、何らの優先権をえずまた代位による受益者の救済は、信託財産の違法処分による受託者に対する損害賠償請求権の行使と同等である。債権者が信託違反であることを知っていた場合の責任に関する問題は第288条および第304条参照。

例：

11. AはBのための10,000ドルの受託者である。Aは個人として所有する甲地上に設定された10,000ドルの抵当を清算するに際し、信託された金銭を使用した。Bは、抵当権者が、抵当の清算前に有していた権利に代位する。

12. AはBのための5,000ドルの受託者である。Aは個人的に銀行に総額5,000ドルの債務を負担しているが、その債務は、A所有の債券に質権を設定して担保されている。Aはその債務の支払いに信託の金銭を使用した。Bは、銀行が債務の支払い前に有していた担保権に代位する。

13. Bの受託者であるAは、信託された金銭のうち1,000ドルを違法に取得し、それでAに課せられている人頭税 (personal tax) を市に支払った。このような税金は、制定法によって、支払不能となった納税者の財産から、他の債権者の請求に優先して支払うものとされている。Aが支払不能となる。Bは市が有する権利と同一の優先権をもつ。

h. 信託財産と受託者の個人財産との混同

受託者が違法に信託財産と受託者の個人財産を混同し、区別できない集合財産にする場合、受益者はその選択によって、集合財産全体に対し、混同された信託財産の割合に従って擬制信託の成立を主張するか、混同された信託財産の価値を確保するために集合財産に対し衡平法上の先取特権の成立を主張することができる。混同された集合財産の処分がそれ以上なされず、価値も変動しない限り、受益者に対する救済はどちらが実行されようと結果は同じである。

受託者が混同した集合財産と他の財産を交換する場合、受益者は、その選択によって、収益の比例的割合を要求するか、あるいは、賠償請求権を確保するためにその財産に対し衡平法上の先取特権の成立を主張できる。その財産が集合財産よりも価値があがった場合には、受益者はその財産の比例的割合を要求する権原を有し、当該取引から生ずる利益を担保することができる。他方、財産が集合財産ほど価値がなくなるならば、受益者は受託者に対する損害賠償請求権を担保するために、その財産に対し、衡平法上の先取特権の成立を主張できる。

例：

14. Aは1,000ドルについてのBの受託者である。この金銭とA自身の1,000ドルとを合わせてAは甲

【第7章】

地を購入した。Bは、選択によって、甲地に対して二分の一の割合で擬制信託の成立を主張するか、甲地に対し1,000ドル分の衡平法上の先取特権の成立を主張できる。

15. Aは1,000ドルについてBの受託者である。この金銭とA自身の1,000ドルとを合わせてAは株式を買い、後にAはこれを5,000ドルで売った。Bはこの収益の半分を受領する権限を有する。その株式が1,500ドルで売れた場合には、Bはその収益の1,000ドル分につき衡平法上の先取特権の成立を主張できる。

16. AはBの受託者である。Aは自分自身のために10,000ドルの生命保険に加入し、その保険の掛金の半分は信託された金銭から、残りの半分を自分の金銭で支払った。Aが死亡。Bは、保険契約上の収益の半分について権原を有する。あるいは選択によって、信託された金銭で支払われた保険の掛金の額に相当する収益に対し、衡平法上の先取特権の成立を主張できる。

i. 混同財産から預金を引き出した場合の効果

受託者が違法に信託財産と受託者の個人財産とを混同し、区別できない集合財産としたが、後に混同財産から引き出した場合、受益者は、残余部分および引き出した部分の双方について比例的割合で権原を有する。あるいは、受益者の選択によって、賠償請求権を確保するために双方について衡平法上の先取特権の成立を主張できる。受託者が銀行の1つの口座に信託財産と自己の財産を預金し、後に銀行口座から預金を引き出し消費した場合、受益者は銀行にある残高につき口座に預金してあった信託財産分に衡平法上の先取特権の成立を主張できる。信託財産が最初に預金されたか受託者個人の財産が預金されたかという預金の順序がどうであったかは重要なことではない。なぜなら最初に預金された金銭が最初に引き出されるという推定が成り立つわけではないからである。クレイトン事件における引き出しは預金となされたのと同じ順序でなされたものと推定するという規則は、この場合、適用されない。なぜなら預金を引き出すという受託者の違法行為の意思は重要でないからである。受益者の先取特権は預金の一部分に制限されるのではなく全部に及ぶのであって識別できる限り、口座に残存する財産全部または引き出された財産全部に主張することができる。同様に受託者が自己の財産を最初に引き出したという推定は成り立たない。引き出された財産が保有してある、または識別できる場合には受益者は口座に残存する財産がその後消費されたとしても、その財産または代位物に衡平法上の先取特権の成立を主張することができる。

例：

17. Aは1,000ドルについてBの受託者である。Aは自己の1,000ドルを預金してある銀行に、自分自身のために、この金銭を預金した。Aは1,000ドルを引き出し、証券を買った。Bは、その証券の半分と預金してある金銭の半分について権利を有する。あるいは、選択によって、その証券と1,000ドルの預金に対し、衡平法上の先取特権の成立を主張できる。

18. Aは1,000ドルについてのBの受託者である。Aは、自己の1,000ドルを預けてある銀行に、自分自身のためにこの金銭を預金した。Aは預金を引き出し1,500ドルを消費した。Bは、預金の残高に対し、衡平法上の先取特権の成立を主張できる。

19. Aは1,000ドルについてのBの受託者である。Aは、自己の1,000ドルを預金してある銀行に、自分自身のためにこの金銭を預金した。Aは500ドル引き出して証券を買い、続いて、残りの1,500ドルを引き出して費消してしまった。Bは、証券の半分に対して権利を有する。あるいは選択によって、1,000ドル分について、その証券に対する衡平法上の先取特権の成立を主張できる。

j. 預金の引き出しと事後の追加預金の効果

受託者が銀行内の同一口座に信託財産と受託者個人の財産を預け入れ、その後、預金を引き出し、その金銭を費消し、さらにその後で、口座内の個人財産に追加の預金をした場合、受益者は、通常、預金の中間最低残高 (the lowest intermediate balance) に対してしか衡平法上の先取特権を実行することができない。

預金高が、常に預金された信託財産の額と同一か、あるいは超過する場合、受益者は、口座に預金されている信託財産の全額につき、衡平法上の先取特権の成立を主張できる。信託財産を口座に預金した後で、受託者の個人財産の事後の預金がなされる前に、預金が引き出されて完全になくなってしまった場合、預金に対する受益者の先取特権は効力を失う。受益者が引き出された金銭を識別することができない場合には、受託者に対し単なる個人的な請求権を与えられるだけであり、受託者の他の債権者に対する優先権は与えられない。

例：

20. Aは1,000ドルについてのBの受託者である。Aは、この金銭を自分が所有している1,000ドルと一緒に銀行に預金した。Aは1,500ドル引き出し、費消してしまう。後にAは自己所有の1,000ドルを預金した。Bは、中間最低残高である500ドルについて、先取特権の成立を主張できる。

21. Aは1,000ドルについてBの受託者である。Aは、この金銭を自分が所有している1,000ドルと一緒に銀行に預金した。Aは2,000ドル全部を引き出し、費消してしまう。後にAは、自己所有の500ドルを預金した。Bは、その金銭に対して先取特権を主張できない。

22. Aは1,000ドルについてBの受託者である。Aは、この金銭を自己所有の1,000ドルと一緒に銀行に預金した。Aはかなりの額を引き出し、さらに自分自身の金銭も預金した。ただし預金の総額は、1,000ドルを下ったことはなかった。Bは、1,000ドルに対して先取特権の成立を主張できる。

k. 最低残高の投資

最低残高が投資されて収益が得られた場合、受益者は最低残高だけでなく、それによって得られた収益の総額に対しても、衡平法上の先取特権の成立を主張できる。但し受託者によって違法に混同された信託財産の総額を超えてはならない。受益者は選択によって、その財産につき比例的割合に応じて擬制信託の成立を主張できる。

例：

23. Bの受託者であるAは、自分自身の金銭である1,000ドルと一緒に信託された1,000ドルを銀行に預金した。Aが預金を引き出し、1,500ドルを費消してしまう。Aは残りの500ドルを株に投資し、その株を1,500ドルで売却した。Bは、その収益の1,000ドル分について、先取特権の成立を主張できる。もしAがその株を3,000ドルで売却した場合、Bは選択によって、その収益の半分つまり1500ドルに対して擬制信託の成立を主張できる。

【第7章】

1. 引き出した預金を再預金した場合

口座から引き出された全部が費消されず、後で再預金された場合、効果は引き出しがなされなかったのと同じになり受益者の先取特権は中間最低残高に制限されない。

例：

24. Aは1,000ドルについてBの受託者である。Aはこの金銭を自己の1,000ドルと一緒に銀行に預金した。Aは1,500ドルを引き出し、1,000ドルを費消し、残りの500ドルを再預金した。Bは、1,000ドルに対して先取特権の成立を主張できる。

25. Aは1,000ドルについてBの受託者である。Aはこの金銭を自己の1,000ドルと一緒に銀行に預金した。Aは2,000ドル全部を引き出し、これで株式を買い、後にその株式を1,500ドルで売り、売上金を再預金した。Bは1,000ドルに対して先取特権を主張できる。

m. 返還の方法によって事後に追加預金をする場合

受託者が銀行の個人口座に信託財産を預金し、それを引き出した後に費消したが、その後で、個人財産を預け入れ、引き出された信託財産の返還をなす意図を表明する場合、預金に対する受益者の先取特権は、中間最低残高に制限されない。受託者が信託財産と個人の財産を個人の名義ではなく、受託者名義で預金し、個人の財産よりも多い金額を引き出し、その後、口座に個人財産を預金する場合、預金に対する受益者の先取特権は中間最低残高に制限されない。なぜならば、新しくなされた預金はすでに引き出された信託財産の返還という方法によってなされたものとして取り扱われるからである。

n. 複数の信託の混同

受託者として保有している数個の異なる信託にもとづく財産を違法に混同し、混同された集合財産を他の財産と交換した場合、受益者は、取得された財産に対して擬制信託の成立を主張するか、あるいは、比例的に財産を配分する権利を有する。

例：

26. AはBのために信託として保有している1,000ドルとCのために保有している2,000ドルを違法に使用して、3,000ドルで甲地を購入し、後に甲地を6,000ドルで売却した。その収益に対しては、Bは2,000ドル、Cは4,000ドルの権利がある。

27. 事実は上の例26と同じだが、Aが甲地を1,200ドルで売却した点が異なる。その収益に対しては、Bは400ドル、Cは800ドルの権原がある。またBはA個人に対し600ドルそしてCはA個人に対し、1,200ドルにつき責任を追及できる。

受託者が、受託者として異なる信託にもとづいて保有している財産を一つの口座に預金し、後にそれを違法に引き出し、預金の一部を費消してしまった場合、それらの信託の受益者は、預金がどのような順序でなされたかに関係なく預金の残高に対して、比例的に配分する権利を有する。

例：

28. Aは、自分のために、Bの受託者として保有している1,000ドルと、Cの受託者として保有してい

る2,000ドルを、違法に銀行に預金した。Aは預金を引き出し、1,500ドルを費消した。残高について、Bは500ドル、Cは1,000ドルの割合による権利がある。Bは、Aに対して個人的に500ドル、Cは1,000ドルの責任を追及できる。

29. Aは、Bの受託者として保有して1,000ドルと、Cのために保有している1,000ドルを自分のために違法に銀行に預金した。Aは、自分自身の1,000ドルもその口座にもっていた。Aは預金を引き出し、1,500ドルを費消した。残高につき、BとCは750ドル分の権利がある。統一信託法15条では受託者が2またはそれ以上の信託財産を混同し、後に自己の利益、第三者の利益または不明な目的のために引き出すのであれば、そのような引き出しは、まず混同財産の受託者の財産により、次にまだあるのであればいくつかの信託に比例的になされると規定している。原状回復のリステイトメント第213条参照。

(2)項の注：

o. 信託財産追及の必要性

信託違反についての受益者の受託者に対する請求は、本質的には、受託者の一般債権者よりも優先する権利を受益者に与えるものではない。例えば、受託者が信託財産を売却し、その収益を費消した場合、受益者は、受託者の財産に対し、他の債権者に優先する権利を与えられるものではない。受益者が、その収益を追及できる場合にのみ、また、その範囲においてのみ、優先権を与えられるのである。受益者は、受託者がかつて信託財産を有していたことだけでなく、現に、それが信託財産であり、あるいはその収益の一部または全部が信託財産であることを立証しなければならない。今まで述べたように信託財産またはその収益が識別できなく受託者個人の財産と混同しているという事実だけでは、受託者に信託財産を追及し、その部分につき少なくとも受託者の一般債権者に対する優先権をうけることを妨げえない。しかし財産またはその収益が費消されたので代位物がないことが明らかな場合、または受託者が未だ信託財産分を追及できる財産を有していることを受益者が証明できなかった場合には、受益者の請求権は受託者の一般債権者と同一でしかない。受託者が信託の受益者も兼ねる場合には他の受益者は信託違反につき受託者に対する請求を担保するため受託者の受益権につき請求する権利を有する。第257条参照。

o. 前後参照

第三者の手にある信託財産、あるいはその代位物を取得する受益者の権限については、第284条および第326条参照。

違法に処分された財産の代位物を追及する場合の一般規則は、信託財産に限定されてはいない。その他の違法行為者および受託者に対する規定の適用については、原状回復のリステイトメント第202条～第215条参照。

第203条 信託違反によらないで得た利益に対する責任

受託者は、信託事務の処理から得た利益は信託違反の結果生じたものでなくとも、自己の利益にすることはできない。

【第7章】

注：

a. 本条の範囲

受託者が、受益者に対する忠実義務に違反し、受託者自身の利益を得る目的で、信託事務処理をした場合は、第170条に述べられている信託違反となり、第206条にもとづき責任を負う。受託者自身のための利益を得ることを意図しない場合、信託違反にならないが、それによって得た利益を自己のものとするとは認められない。例えば受託者が信託事務の処理に関連してなした行為に対して手数料またはボーナスを受け取った場合、これらを受け取ることが信託違反にならなくとも自己のものとするとは認められない。

b. 信託財産の使用によって生じた利益

信託財産の使用によって利益が生じた場合、信託違反でなくとも、受託者は、その利益を自己のものとするとはできない。例えば農場の受託者が農場において狩猟をなす特権を第三者に与える対価を受取るといったように受託者が信託財産の使用についての支払いを受け取る場合、それを自己のものとするとは認められない。受託者が売却して収益がでた証券についての権限のある投資をなした場合、もちろんその収益を自己のものとするとは認められない。

c. 受託者の個人財産を信託のために売却することによって得た利益

受託者が信託財産のために或る財産を購入した場合、それが受託者に個人的な利益をもたらすものであるが、受託者はそのような利益をもたらすものであることを知らず、また知るべき理由もないために信託違反にならないが、受託者は、得た利益を自己のものとするとはできない。例えば、受託者としての信託会社が仲立人 (broker) にある債券を購入するよう指示し、その仲立人が、受託者の債券窓口から債券を買う銀行に注文を出した場合、信託会社が自社から債券を買うことを知らず、あるいは知るべき理由がないとしても、受託者である信託会社は、売却によって得た利益を自己のものとするとは認められない。このような場合には、受託者の法定レートによる利益または購入による損失に対する責任は自社から購入することを知っていた場合に負うような責任ではない。第206条参照。たとえ、利益が受託者の個人財産の使用により生じ受託者が利益を生じるのに何ら信託違反を犯していない場合でも受託者は、その利益を自己のものとするとは認められない。

d. 受託者の個人財産の使用によって得られた利益

例えば、受託者が信託財産を保護する目的で信託財産上の債務を自己資金で買い上げた場合でも、受託者はそれによって得た利益を自己のものとするとは認められない。

例：

1. Aは、Bに甲地を信託として遺贈した。甲地は10,000ドルについて一番抵当が、5,000ドルについて二番抵当が設定されている。二番抵当の実行をまぬがれるためにBは自己の資金で二番抵当の3,000ドルを買いうけた。一番抵当の実行時に、甲地は16,000ドルで売却された。Bは3,000ドルと売却による売上げから生じる利息に対してのみ権原を有する。第170条注j参照。

e. 信託の管理と関わりのない利益

信託の管理と関わりのない行為を受託者がなした場合、信託財産がそれによって間接的に影響を受けて生じた

利益については、受託者は自己のものとする事ができる。

例：

2. Aは、家屋を信託としてBに遺贈した。その信託の内容は、Aの未亡人となるCが生存中はCをその家に住ませ、C死亡後はDにその財産を引渡すというものであった。信託条項によって、Bが土地を購入する権限は与えられていなかった。C生存中、Bは、その隣接地が、いかがわしい目的のために使われる交渉がなされていることを知る。Bはその隣接地を自己の資金10,000ドルで購入し、5年間所有して、25,000ドルでそれを売却した。Bはその利益を自己のものとする事ができる。

f. 前後参照

信託違反によって、受託者が生じさせた利益に対する責任については、第205条参照。

第204条 信託違反によらないで生じた損失に対する無責任

受託者は、信託違反によらない限り、信託財産に対し生じた損害または価格の低下および得べかりし利益の喪失につき、受益者に対する責任を負わない。

注：

a. 損失あるいは下落

受託者としての義務違反から生じたのでない限り、受託者は、信託財産の価値の損失または下落について責任を負わない。例えば、受託者が信託財産を保有するために相当なる注意義務をつくし、その他の点においても信託違反をしていない場合、受託者は信託財産の損失について責任を負わない。第176条参照。例えば、信託の目的物が過失なしに受託者から盗まれた場合、受託者は責任を負わない。同様に投資をなした財産の価格が下落し、その投資をなした、または継続したことについて信託違反の過失がない場合には受託者は責任を負わない。また、受託者が銀行に預金し、その銀行が倒産した場合、預金をし、それを継続したことにつき信託違反の過失がない限り受託者は責任を負わない。第180条参照。

b. 得べかりし利益の喪失

得べかりし利益の喪失が信託違反とならない場合、受託者は責任を負わない。例えば、受託者が一定の証券に投資する権限は付与されているが、その義務は負っていない場合、証券の価値が上っても、受託者が投資を怠ったことについて責任を負わない。

第205条 信託違反に対する責任

受託者が信託違反をなした場合、受託者は以下について責任を負う。

- (a) 信託違反によって生じた信託財産の損失または価格の低下
- (b) 信託違反によって受託者が得た利益
- (c) 信託違反がなかったならば信託財産に生じていたはずの利益

【第7章】

注：

a. 信託違反に対する選択的救済

受託者が信託違反をした場合、受益者は、次の救済方法について選択権を有する。つまり、受託者が信託違反をなす前の状態に受益者の立場を戻す原状回復を求めるか、受託者が信託違反によって得た利益の返還を求めるか、あるいは受託者が信託違反をしなかったならば当然にあるべき状態に受益者の立場を戻すかの救済方法について選択権を有する。これら三つの救済方法は、必ずしも区別が明瞭ではなく、三つがすべて適用されるわけでもない。さまざまな救済方法が適用できる状況については本条3項の注にて検討する。

b. 受益者が無能力者の場合

受益者の救済方法が選択できる場合で、受益者が無能力者（例えば未成年者）であるときは、どの救済方法が受益者にとって最も有利であり、信託目的の実効にとって最も効果的であるかは裁判所が決定する。例えば、受託者が購入しないのが義務であった財産を信託財産で購入し、その財産が値下がりした場合、裁判所はその購入を排斥して受託者に購入価格を返還させる。他方、その財産の価格があがった場合、裁判所はその財産を売却して収益で適切な信託投資をなすことを命ずる。複数受益者がいる場合については第214条参照。

(a)項の注：

c. 損失または価格低下

受託者による信託違反の結果、信託財産が破損あるいは喪失する場合、受託者は、破損あるいは喪失した財産価値について責任を負う。信託違反の結果、財産価値が低下する場合、受託者は低下した価値のすべてについて責任を負う。

例：

1. Aは現金10,000ドルについての受託者である。Aの過失のために現金が盗まれた。Aは10,000ドルについて責任を負う。
2. Aはその全額を取立てることのできる債権についての受託者である。Aの過失によって債権取立ての手段を講ぜず、その結果、出訴期限法による期限を超過した。Aは債権の全額について責任を負う。
3. AはBに対する1,000ドルの債権についての受託者である。Bは支払能力があり、Aは債権の全額を取立てることができたが、Aは、Bが支払不能になるまで債権取立ての手段を講ぜず、その結果、AはBが支払うべき金銭のうちわずか400ドルしか取立てられなかった。Aは残りの600ドルについて責任を負う。
4. Aは10,000ドルの抵当権の受託者である。抵当の期日が満期にきた時、財産価値が抵当の総額をわずかに超過し、かつ、隣接地域の環境の変化によってその低下が予想されることが明らかであるにもかかわらず、Aは過失によって抵当の実行手続を怠った。Aは後に抵当を実行したが、その土地は6,000ドルで売却された。Aは4,000ドルについて責任を負う。
5. Aは現金10,000ドルについての受託者である。Aは、その銀行が支払不能となることを知りながら、あるいは知りうべきであったにもかかわらず、その銀行に金銭を預け入れた。銀行が破産し、Aは

銀行から4,000ドルしか回収できなかった。Aは損失について責任を負う。

6. Aは家屋についての受託者である。Aは家屋に火災保険をかけないが、このことは信託違反である。家屋が焼失した。Aは損失について責任を負う。

7. Aは家屋についての受託者である。Aは屋根の修繕を怠るが、このことは信託違反となる。その結果、天井が雨でひどく傷ついた。Aは損失について責任を負う。

d. 価値より低い額での売却

受託者に信託財産の売却の権限が付与されている場合に、受託者が本来受領しうる額よりも低額で信託財産を売却し、信託違反となるときは、売却の時点での財産の価値から受託者が受領した額を差し引いた分につき責任を負う。信託違反が、その財産をあまりに安く売りすぎたためだけである場合は c で述べられた規則のもとで財産価値がその後に増加しても財産を売却することにつき権限を付与されていない場合と異なり、受託者はその額につき責任を負わない。第208条参照。

例：

8. AはBのための甲地の受託者である。信託条項によって、Aは甲地の売却を指示されている。Aは甲地を10,000ドルで売却したが、Aに過失がなければ、その土地は12,000ドルで売却できたはずである。Aは2,000ドルについて責任を負う。甲地がその後15,000ドルの価値を有するようになったとしても、Aは2,000ドル以外については責任を負わない。

e. 価値以上での購入

受託者に信託のために財産を購入する権限が付与されている場合に、受託者が必要以上の金額を支払って信託違反となったときは、受託者は、価値を超過して支払った額について責任を負う。信託違反がその財産をあまりに高く購入したためだけである場合は、その後、財産の価値が下落しても財産を購入する権限を付与されていない場合と異なり、受託者は責任を負わない。

例：

9. AはBのための100,000ドルの受託者である。信託条項によってAは土地にその金銭を投資するよう指示されている。Aは25,000ドルで甲地を購入したが、Aに過失がなければ、Aはその土地を15,000ドルの公正価格で購入できたはずである。Aは10,000ドルについて責任を負う。甲地が後に15,000ドル以下の価値になったとしても、Aは10,000ドル以外には責任を負うことはない。

f. 信託違反から生じたのではない損失

(a)項に述べられているように、受託者は、信託違反から生じた損失について責任を負う。従って、問題となるのは信託違反と損失との因果関係である。受託者が信託違反をして損失を生じた場合、信託違反がなくともその損失は生じたのであれば、受託者は損失の総額について責任を負わない。

受託者が信託投資を表示しなかったために信託違反となる場合、受託者は投資をなしたことにより生ずる損失につき必ずしも責任を負わない。第179条注d参照。実際にそのような信託違反を犯さないために絶対的な責任を受託者に負わせる場合を除き、表示しなかったことにより損失が生じた場合、受託者は責任を負わない。受託者

【第7章】

が証券を自己の名で購入し、もし価格が上がれば、証券を自己のものと主張し、価格が下がれば受託者として保有していると主張する地位にある場合には受託者は損失につき責任を負う。たとえそのような目的を心の中に抱いていなくとも、信託財産と表示しないことにより同様の主張をしやすくする立場に受託者がおかれる場合には損失につき受託者は責任を負う。他方、そのような主張が連続的になされる危険がない場合には、投資物を表示しなかったという単なる技術的な問題による信託違反のために投資により生じた損失につき受託者は責任を負わない。

信託違反が1つの証券または1つの種類に大量に投資しすぎたことのみにより生ずる場合には受託者は投資するのに適切であったと思われる量の超過分の投資から生じた損失についてのみ責任を負う。第228条注h参照。

受託者が抵当をとったが、その財産の価値の適正な割合よりも多く金を貸し、しかしその貸付がその他の点では適正な場合、受託者は超過分の損失についてのみ責任を負う。第229条注b参照。

他方、受託者が信託のために自己が個人的に所有している財産を購入し、その財産の価格が下落した場合に受託者は第三者から適正に同様な財産を購入したであろうことと、そのような場合に、受託者が損失につき責任を負わないであろうことは重要なことではない。受託者による自己取引を抑止するために、その結果生じるあらゆる損失につき受託者は責任を負う。第206条注d参照。

信託条項に従わず損失が生じたが、たとえ受託者が信託条項に従っていても損失が生じたような場合の受託者の責任については第213条参照。

その後利益を生じた場合の損失に対する責任の問題については第213条参照。

g. 信託違反を免責する裁判所の権限

統一信託法 (Uniform Trust Act) 第19条は、「適法な管轄権を有する裁判所は、提示された訴訟原因および受益者に対する通知にもとづき、本法によって課せられる義務と制限の一部あるいは全部を受託者から免除する法的救済をするか、あるいは誠実かつ合理的に行動した受託者から本法の条項違反に対する責任を全部または部分的に免責することができる」と規定している。

これと同様のことが1925年のイギリス信託法61条に規定されている。つまり受託者がいかなる信託違反についても個人的に責任を負うように裁判所に思われる場合に「しかし誠実かつ合理的に行動し、信託違反を免責し、そのような違反を犯したことについて裁判所が説示し忘れたことを免責するのを相当とする場合には、裁判所は本法の条項違反に対する受託者の個人的責任の一部または全部を免除することができる」

制定法がない場合には衡平法裁判所は受託者が誠実かつ合理的に行動し、免責されるのを相当とすべきである場合、受託者の責任の一部または全部を免責する権限を有する。

(b)項の注：

h. 利益

受託者は信託財産の不適法な処分あるいは使用によって得られた利益について責任を負う。例えば、受託者が信託財産をつかって権限外の投資をし、それが利益をうんだ場合、受託者はその利益を自己のものとするとは認められない。第210条参照。

例：

10 AはBのための100,000ドルの受託者である。Aは10,000ドルを投機的株式に投資し、後に20,000ドルで売却したが、それは信託違反となる。Aは20,000ドルを自己の利益にすることはできない。

事後的損失がある場合の収益についての責任に関しては、第213条参照。

(c)項の注：

i. 得べかりし利益喪失の場合

受託者は、信託違反をしなかったならば信託財産に得られていたであろう利益についても責任を負う。この規則は受託者が信託違反によって保有するのが義務（第208条参照）である信託財産を売却または処分する場合や信託のために購入するのが義務（第211条参照）である財産を購入しなかった場合にも適用される。

この規則は収益にも元本にも適用される。例えば受託者が信託財産から収益をあげることを怠り、それが信託違反となる場合、受託者は、信託違反をしなければ得られたであろう収益についても責任を負う。第207条参照。

j. 前後参照

受託者の忠実義務違反の責任の範囲については、第206条参照。

保持することが受託者の義務である信託財産を売却して生じた損失、売却することが義務である信託財産を売却しなかったことで生じた損失、および購入しないことが義務である場合に財産を購入し、それによって生じた損失についての受託者の責任に関しては、第208条～第210条参照。

第206条 忠実義務違反に対する責任

前条の規定は、受託者が信託財産を固有財産として買受け、または、固有財産を信託財産とするよう自己に売却し、その他受託者としての忠実義務に違反した場合に適用する。

注：

a. 忠実義務

受託者は、もっぱら受益者の利益のために信託を管理する義務を受益者に対して負っている。第170条参照。忠実義務の性質と範囲については、第170条の注の中で扱っているので、ここでは、忠実義務違反に対する受託者の責任の範囲について扱う。

本条には、第205条で述べられている一般原則が適用される。つまり、受託者が忠実義務に違反した場合、信託財産の損失または価格の低下につき原状回復の義務を負い、あるいは、義務違反によった得た利益を返還する義務を負い、あるいは、義務違反をしなかったならば当然に信託財産に生ずべき利益に対して責任を負う。

b. 信託財産を受託者個人に売却する場合

受託者が、自己に信託財産を売却したり、売却にあたっての受託者の判断に影響を与えるような性質の購入で個人的な利益をうける場合、受託者は受益者に対して負っている義務の違反となる。第170条注b～d参照。

受託者が信託違反をして、自己に信託財産を売却し、その価格が、受託者がそれを買った時よりも低かった場

【第7章】

合、受益者は、その差額を支払うよう強制できる。あるいは、受益者は任意にその売却を取消し、信託財産を取り戻し、もしあれば受託者が、その財産から今まで受領していた収益を自己のものとしないう受託者を強制することができる。但しこの場合、受託者は、その財産を購入するにあたって支払った代金と信託財産が現実を受けた収益の額を信託財産から受け取る権利を有する。また、受益者は、その財産を売却するよう強制し、受託者が支払った額よりも高い価格で売れるような場合には、その超過額を自己のものとしないう強制できる。

受託者がその財産を転売し利益を得た場合には、受益者はその利益を受託者が自己のものとしないう強制しうる。

同様に受託者は財産を個人的には購入しなかったが売却にあたって忠実義務違反をなすような購入により利益を得る場合には責任を負う。いかなる場合に売却が忠実義務違反となるかについては第170条注c参照。

c. 受託者の固有財産を、受託者として譲受ける場合

受託者の固有財産あるいは個人的に利害をもっている財産を受託者として買受けた場合には、受託者は、受益者に対する義務違反となる。第170条注h、i参照。

受託者が信託違反をして、固有財産を受託者として買受け、受託者として支払った金額が、売却時の財産の価格より多かった場合、受益者は、その差額を払い戻すよう強制できる。また、受益者は、任意にその売買契約を取消し、売買代金を払い戻すよう強制できる。但しこの場合、受託者は、その財産と信託財産が実際に受けた収益を信託財産から受け取る権利を有する。

d. 同上-損失を被った場合

受託者の固有財産を受託者として買受けた後に、その財産の価値が下落した場合、たとえその売却が適正価格でなされていたとしても、また、その財産を第三者から買受けたとしたら適法な信託投資である場合でも、受託者は価値の下落について責任を負う。

例：

1. Aは100,000ドルについてのBの受託者である。信託条項によって、Aは鉄道債券に投資するよう指示されている。信託資金5,000ドルで、Aは自己のもっているX鉄道会社の債券を5口買った。売買の当時、その債券は額面価格で売られていた。その後、その債券の価値が下落し、4,000ドルで売却された。Aは、1,000ドルについて責任を負う。

e. 同上-利益を得た場合

信託違反をして、受託者の固有財産を受託者として買受けた場合、受託者は、それによって得た利益に対して責任を負う。

受託者が後に受託者として買受ける目的で第三者から財産を購入し、そのように転売した場合、受託者はその財産につき支払った代金につき信託から受け取る金額の超過分がある場合には、その部分につき責任を負う。

例：

2. Aは100,000ドルについてBの受託者である。信託条項によって、土地を買うよう指示されている。Aは、後に信託財産として買受けるつもりで、甲地を70,000ドルで自己の財産として購入した。そ

の後、Aはそれを100,000ドルで信託財産として買受けた。Aは、30,000ドルについて責任を負う。

f. 受託者としての自分に転売する目的で、受託者個人の購入した財産が、転売の時に、その財産に支払われた価格よりもさらに価値が下がった場合、そのような売却当時の相場につき受託者としての自己に売却した額の超過分を受益者は、受託者に対し責任を追及できる。

例：

3. 事実関係は、転売の時点で、甲地が60,000ドルの価値になったことをのぞいて例2と同じである。Aは40,000ドルについて責任を負う。

g. 受託者が、転売の意図なく財産を取得したが、受託者としての自分にその財産を売却してしまった場合、受託者としての自己に売却した当時の財産価値以上のものを信託財産から受領すると、その額について受託者は責任を負う。

例：

4. AはBのための100,000ドルについての受託者である。1925年に、Aは、自己資金5,000ドルで、自己のために或る株券を買ったが、それを受託者としての自己に転売する意図はなかった。1930年、その株が8,000ドルの時、Aは受託者としての自分に、それらを10,000ドルで売却した。Aは、2,000ドルについて責任を負うのであり、5,000ドルではない。

h. 信託の対象になっている財産についている権利を受託者が個人的に譲受ける場合

受託者が、信託の対象になっている財産についている権利を個人的に譲受ける場合、それが信託の管理にともなう受益者の利益のためだけではないときには（第170条注j参照）、受益者は、受託者が譲受けた権利について擬制信託の成立を主し、受託者がその権利から何らかの利益を得た場合には、その利益を受託者が自己のものとしないうちに強制しうる。

信託財産が土地または建物の賃借権を含んでおり、受託者が個人名義で賃借権を更新する場合、受益者は新しい賃借権につき擬制信託の成立を主張できる。但しこの場合、受託者は賃借権に要した費用の返還を請求できる。受託者が賃借権を売却して利益を得た場合は受託者はその利益を自己のものとする事は認められない。

受託者が、信託財産に存する不動産上の負担（encumbrance）を買受けた場合、受益者は、その不動産上の負担についての擬制信託の受託者として、その者に責任を負わせることができる。そして購入から得た利益を自己のものとしないう受託者に強制しうる。受託者がその債務を額面以下で購入した場合、受託者は額面で信託財産に対して主張することはできず、実際に支払った額と利息のみを受け取る権利を有するだけである。

例：

5. Aは信託として甲地をBに遺贈した。甲地は100,000ドルについて1番抵当が、5,000ドルについて2番抵当が設定されていた。Bは3,000ドルを支払って2番抵当権減となった。抵当債務者が債務を弁済せず、1番抵当の抵当権実行手続時に、甲地は16,000ドルで売却された。Bは売却代金から3,000ドルとそれに対する利息分のみの権限を有する。

i. 受託者として買受けることが義務である財産を、受託者が個人として買受けた場合

【第7章】

受託者として買受けることが義務である財産を、受託者が個人として買受けた場合（第170条注k参照）、受益者は、その財産についての擬制信託の受託者としてその者に責任を追及でき、その財産を信託として保有するよう強制できる。また、受託者がその財産を売却し利益を得ている場合には、その利益に対して責任を追及できる。

例：

6. 宝石店のオーナーであるAは、Cのための信託としてBに自己の全財産を遺贈した。Aの死亡時、その商売はAの借りている店舗でなされていた。信託条項によって、Bがその店舗を買受け、そこで商売を続行するよう指示されていた。Bは信託を受諾した。Bがその店舗を自分自身のために買入れた。Bは、自己の支払った代金を信託財産から返還されるのでCのための信託として、その店舗を保有するよう強制される。

j. 信託財産を受託者自身の目的に使用した場合

受託者が受益者に対する義務に違反して（第170条注1参照）、自分自身の目的に信託財産を使用し、それによって利益を得た場合、その利益に対して責任を負わなければならない。例えば受託者が信託の金銭を自己の事業に使用した場合、または自己に貸し付け自己が信託財産に支払うよりも高い利率で他人に更に貸し付ける場合、受託者はそこから生じた利益につき責任を負う。

例：

7. Aは、100,000ドルについてBの受託者である。信託違反をしているAは、その信託資金100,000ドルを小売商としての自己の商売に使用し、10パーセントの利益を得た。Aは、その利益に対し責任を負う。

8. Aは信託としてBに100,000ドル遺贈した。Bは信託資金の一部を抵当をいれて自己のために借り受け、その資金の一部を投資に使用し、利益を得た。Bは、その利益に対し責任を負う。

k. ボーナス、手数料および他の報酬

受託者が信託違反をして（第170条注o参照）、信託の管理に関連した行為で、第三者からボーナス、手数料、あるいはその他の報酬を得た場合、受託者は、受領した金額を自己のものとするとは認められない。

例：

9. Aは甲地の受託者である。信託条項によってAは甲地を売却するよう指示されている。AはBに甲地を10,000ドルで売却し、BはAにボーナス500ドルを支払った。受益者がその売買を追認した。Aは、その売買の売上金とならび500ドルについても責任を負う。

10. Aは甲地の受託者である。Aは甲地上の建物に、自己が代理店をしている保険会社の保険をかけた。Aは保険会社から保険料の一部を報酬として受領した。Aは保険会社から、その家屋に保険をかけたことによって得た手数料について責任を負う。

l. 受益者と競争関係になる場合

受託者が忠実義務に違反して（第170条注p参照）、受益権と競争関係になり、その結果、信託財産に損失を与えた場合、たとえそのことで受託者個人に利益が生じなくとも、受託者は、その損失について責任を負う。また、

それによって利益を得た場合には、その利益について責任を負う。

例：

11. Aは、ヨットブローカーとしての自己の商売をCのための信託としてBに遺贈し、Bにその商売をするよう指示した。この商売は非常に競争のはげしいものである。Bは、自分のために近くでヨットブローカーをはじめ、その結果、B自身は何ら利益をあげなかったが、信託としてBが保持している商売に損失を与えた。Bはその損失につき、Cに対して責任を負う。

12. AはCのための信託として甲地と多額の金銭をBに渡し、甲地上に石油井戸を掘るよう指示した。Bは自分自身のために隣接地を買い、石油井戸を掘って、甲地上の井戸の石油をからにしてしまった。Bは、隣接地とそこから生じた利益をCのための擬制信託として保有するよう強制される。但し、Bの要した費用は信託財産から払戻される。

第207条 利息に対する責任

(1) 受託者が信託違反をし、それによって一定の金額に利息を付して支払うべき義務がある場合、その利息は法定利息または裁判所が相当と認める利息である。ただし、場合によっては、受託者は現実に受領した利息、あるいは受領すべかりし利息を支払う義務を有する。

(2) 受託者は、以下の場合でなければ利息の賠償については、単利計算によるべきであり、複利計算の責に任ずることはない。

- (a) 受託者が複利で利息を受領したとき
- (b) 受託者の受けた利益を確定できないが、少なくとも複利に相当する利益を得たと推定できる場合
- (c) 受託者が収益で積立てる義務を負担していた場合

(1)項の注：

a. 受領した利息

受託者が受領した額が法定利息または信託投資から生ずる通常利息より多くとも、受託者は、信託資金に関して現実に受領した利息について責任を負う。

b. 受領すべき利息

信託財産を一定の利息のつく証券に投資するのが受託者の義務であったが、受託者がそれを怠った場合、たとえその額が法定利息または信託投資から生ずる通常利息より多くとも受託者はその利息につき責任を負う。

c. 法定利息またはその他の利息

注 a 及び b に述べられている状況以外では、受益者は、法定利息または信託投資の通常利息、あるいは裁判所が相当と認める利息に対して権利を有する。

受託者の負うべき利率を決定するについては、次の状況が重要である。(1) 信託違反が、悪意でなされたかどうか、悪意ではないにしても故意であったかどうか、過失であったかどうか、あるいは、信託条項の解釈の誤り

【第7章】

であったかどうか。(2) 信託違反が受託者の作為または不作為によってなされたかどうか。

信託資金の投資を受託者が怠るとか、信託財産の売却およびその収益の投資を怠るといような信託違反があった場合、受託者は、信託投資額に付される通常の利息について責任を負うのであり、法定利息ではない。

信託財産の違法な売却または、財産を信託として違法に買入れたことが信託違反となった場合、信託投資額が生むべき通常の利息について受託者は責任を負う。但し信託違反が故意になされた場合は受託者は通常法定利息につき責任を負う。

受益者が権原を有する信託財産を、受託者が受益者に支払わないことで信託違反となる場合に受託者が故意に違反したときは、通常、法定利息について責任を負う。しかしながら受託者が支払いとなす義務について合理的な理由のある疑いをもっていただけのために支払いがなされていなかった場合は、自己の義務が争われている間の利息については、この期間中、現実を受託者が受領したか受領すべき利息を除いて受託者は責任を負わない。このような場合には受託者は裁判所が判決したら即刻支払えるよう通常、金銭を投資せず銀行に預金しておくべきである。

(2)項の注：

d. 単利と複利

信託違反をおかした受託者は、通常、複利ではなく、単利計算による利息について責任を負う。

しかしながら、受託者が現実複利計算で利息を受領した場合には、複利計算による利息について責任を負う。

受託者が、信託財産を自己の事業に使用し、いくらもうけたか明らかでない場合、おそらく少なくとも複利計算と同等で信託財産から生じた利息をうけたことを理由として通常、複利計算の利息につき責任を負う。

受託者が受領した利息を再投資し、受益者のためにそれを積み立てる義務を負っているのにそれを怠った場合、受託者は複利計算による利息につき責任を負う。なぜなら受託者が信託違反をしなければ複利計算による利息を受領していたであろうからである。

例：

1. Aは信託としてBに1,000ドル遺贈し、その信託の内容は、その金銭を或る貯蓄銀行に預金し、Cが21歳になるまでそのままにし、その後、元本と積み立てた利息をCに支払うというものであった。Bは預金しなかった。貯蓄銀行は複利計算で3パーセントの利息を支払っている。Bは、3パーセントの複利計算による利息について責任を負う。

受託者が故意に信託違反をしたという事実だけでは受託者に複利計算による利息を支払わせる十分な理由とはならない。しかしながら、いくつかの州では制定法で故意の信託違反の場合には受託者は複利計算による利息につき責任を負うと規定している。

第208条 信託財産の売却による信託違反の責任

(1) 受託者が信託財産を保有すべき義務を有しているにもかかわらず、この義務に違反して信託財産を売却し

た場合、受益者は、次のような救済方法を有する。

(a) 売却当時の価格に利息をつけて賠償させるか、または、

(b) 判決当時の価格に、受託者が売却しなければ生じていた収益を附加して賠償を求めるか、または、その状況のもとで相当と認められる場合は、信託財産の復旧を要求するか、あるいは、

(c) 売却によって得た対価を請求する

(2) 信託財産を保有すべき義務があるにもかかわらず、受託者が信託財産を売却した場合、受益者は、前項(a)および(b)号の場合に認められる請求権について、売却によって得た対価の上に衡平法上の先取特権を行使することができる。

注：

a. 本条の範囲

第208条から第211条では、便宜上、第205条の規則の適用につき、四つの信託処分の方法——つまり、信託財産の売却あるいは購入により損失が生じた場合、売却あるいは購入を怠ることによって損失が生じ信託違反になった場合を扱う。

別に損失がある場合には受託者は更に第205条に述べられた一般規則における損失の額につき責任を負う。

これらの各条においては受託者が各条に規定された義務に違反した場合を扱っている。第208条～第211条に述べられた義務のうち複数の義務に受託者が違反した場合に適用される規則については第212条参照。

b. 本条は、受託者が信託財産を保有する義務を負い、いかなる価格でも、また、いかなる時点でも、またいかなる条件でもその売却を認められていない場合を扱う。それゆえ、本条では、信託財産を売却する権限が与えられていたが、受託者が不当な価格で売却したために信託違反となる場合を含まない。不当な価格の売却に適用される規則については、第205条注d参照。

(a)号の注：

c. 売却当時の価格

信託財産を保有する義務を負っているにもかかわらず、その義務に違反して、受託者が信託財産を売却した場合、受益者は、その財産の売却当時の価格を利息を付して、賠償するよう受託者に請求できる。

例：

1. AはCのための信託として、甲地をBに遺贈した。信託条項によって、甲地の売却は禁じられていた。Bは、甲地をDに10,000ドルで売却した。Bは売却時の価格に利息を付して賠償する責任を負う。

受益者が受託者に本条(a)に述べられた規則のもとで不当に売却された信託財産の売却時の価格を賠償させることとし、受託者が自己の財産からその価格と利息を支払う場合、受託者は売却の対価とそれによって生じた利益を保有する権利を有する。

受託者が売却によって得た対価を信託に組み入れる場合は受託者はその組み入れた額とそれによって信託財産に生じた利益を自己に帰せしむる。

(b)号の注：

【第7章】

d. 判決当時の価格

信託財産を保有する義務に違反して、受託者が、その信託財産を売却した場合、受益者は判決当時の価格に、受託者が売却しなければ当然生じていた収益を付加して賠償を求めることができる。

例：

2. Aは、Cのために信託としてBに株券を遺贈し、その株券の売却を禁じた。Bは、株券を10,000ドルで売却した。CはBを信託違反を理由に訴えた。その株券は12,000ドルの価格であった。Bは12,000ドルと株券の配当金について責任を負う。

受益者が受託者に本条(b)で述べられた規則のもとで不当に売却した信託財産の判決時の価格を賠償させることとし、受託者がその価格と信託財産を売却しなければ得られたであろう収益を自己の財産から支払った場合、受益者は売却の対価とそれによって生じた収益を保有することができる。

受託者が、売却の対価を信託に組み入れた場合、組み入れた額とそれによって信託財産に生じた収益を自己に帰せしむる。

e. 特別な損害の回復

信託財産を保有する義務を負っているにもかかわらず、義務に違反して受託者が信託財産を売却したときは、原状回復が相当と認められる場合に、受託者は、原状回復を強制される。

原状回復が相当であると判断される要因には、(1) 信託の目的となっている特定の財産の重要性、(2) その財産を再度取得できる可能性、または、その価格に比し、不当な価格でなしにその財産と同じものを取得できる可能性、(3) その財産売却に際しての受託者への非難可能性の程度。

例：

3. AはCのための信託としてBに甲地を引渡した。信託条項によって、甲地の売却は禁じられている。Bは、善意有償の第三者Dに甲地を売却した。Dは甲地をBに再び売却した。Cは、自分のための信託として甲地を保有するようBを強制できる。第317条参照。

4. Aは、Cのための信託としてBにX会社の株式100株を引渡した。信託条項による株券の売却は禁じられている。Bは信託違反をして、その株券を善意有償のDに売却した。Bは自分個人のものとしてX会社の株を200株所有している。Cは100株について自分のための信託として、Bが保有するよう強制できる。

5. 事実は、例4と同じであるが、Bは、X会社の株を自分のものとして所有していないが、その株は一般市場に売り出されているところが異なる。Cは、Bにその株券を100株買い、Cのための信託として保有するよう強制でき、Bが受領するはずであった株式の配当金についてもBの責任を追及できる。

受託者にそのような原状回復を強制するのが妥当でない場合には、原状回復を強制することはできない。

例：

6. AはCのための信託としてBに甲地を遺贈した。信託条項によってBが甲地を売却するのは禁じられていた。Bは、善意有償の第三者Dに甲地を売却した。Dは甲地の売却を望んでいない。Cは、B

に対し原状回復を強制できない。

7. 事実は例6と同じだがDが甲地の売却を望んでいるが、その価格が非常に高いため、受託者に甲地を買受けさせることが妥当でない点が異なる。Cは、Bをして原状回復を強制することはできない。

c号の注

f. 対価に対する責任

信託財産を保有する義務に違反して、受託者が信託財産を売却した場合、受託者は、その対価について責任を負う。対価が受託者の手元にある場合においては、その対価と受領された収益を信託として保有することを受託者に強制させられる。受託者が対価を費消した場合は対価の額とその利息につき受託者は責任を負う。

例：

8. AはCのための信託としてBに、株券を遺贈した。信託違反をしてBは、その株券を10,000ドルで売却した。Cは、Bにその売却の対価を信託として保有するよう強制できる。Bがその代金を費消してしまった場合は、Bは対価と同額について責任を負う。

受託者が、売却の対価で他の財産を買入れた場合の受益者の権利については、第212条参照。

g. 受任者

(c) に述べられている規則は、第202条で十分扱われている。それは受託者と同様に他の受任者にもまた受任者でない者にも適用される。

信託財産またはその代位物を第三者から返還してもらう受益者の権利については、第291条～第293条参照。

(2)項の注：

h. 衡平法上の先取特権

(a)、(b)で述べられているように受託者が違法に売却した信託財産の価値に対して責任を追及する場合、受益者は、自己の請求権を担保するために、受託者の手に渡っている代位物の上に衡平法上の先取特権の成立を主張できる。第202条参照。

例：

9. AはCのための信託としてBにX会社の株式を遺贈した。義務に違反して、Bはその株式を10,000ドルで売却し、Y会社の株式を買った。CはBに売却時または判決の時のX会社の株式の対価を支払うよう強制でき、自己の請求権を担保するために、Y会社の株式の上に、衡平法上の先取特権の成立を主張できる。

注：

i. 受益者が無能力者の場合

信託財産を保有する義務に違反して受託者が信託財産を売却したが、受益者が無能力者であるため、効果的な救済措置をとれない場合には、裁判所が、受益者にとって最も有利な救済措置を命ずることができる。複数の受益者がいて同意しない場合、またはそのうちに何人かが無能力者の場合については第214条参照。

第209条 信託財産の売却を怠ることによる信託違反の責任

(1) 受託者が信託財産を売却する義務を負いながら、この義務を履行しない場合には、受益者は、その財産を売却すれば得るはずである金額に利息を付して受託者に請求できる。

(2) 受益者は、自己の請求を担保するために、信託財産の上に衡平法上の先取特権の成立を主張できる。

注：

a. 本条の範囲

本条では、受託者が一つの義務に違反した場合を扱っている。第208条から第211条までの義務のうち、複数の義務に違反した場合については、第212条参照。

b. 責任の範囲

信託義務に違反して、信託財産の売却を怠った場合、受益者は売却を怠ったことによって生ずる損失については、受託者に請求できる。財産の価格が下落した場合、受益者は受託者に自己の義務に従って売却していたならば得られたであろう額を要求することができる。但しこの場合に受託者に属している信託財産に対して受益者の請求を担保するために先取特権の成立を主張できる。

例：

1. AはBに株式を遺贈し、6カ月以内にそれを売却するよう指示した。義務に違反し、Bは、株式を売却しなかった。6カ月以内なら、Bは、その株式を10,000ドルで売却できたはずである。Bは、10カ月後に、その株式を4,000ドルで売却した。Bは、10,000ドルと、4カ月間の利息分について責任を負い、4000ドルと4カ月間の収益を自己に帰せしむる。

2. 事実は例1と同じだが、Bがまだ株式を売却していない点が異なる。株式は4,000ドルの価値になっている。Cは、選択として株式が売却されれば得たであろう10,000ドルに利息を付した金額についてBに責任を追及できる。この場合、Bはその株式と、そこから生じる収益を保有できるが、それはCの請求を保全するための担保となる。

受託者が義務に違反して信託財産の売却を怠ったが、その後、財産の価値が上がったため、何らの損失も受けない場合は、受託者は特別な責任を負わない。

c. 前後参照

不適法な投資を処分する義務については、第230条、231条参照。

第210条 財産買受による信託違反の責任

(1) 受託者が購入しないことを義務づけられている財産を信託財産で購入したときは、受益者は次のような救済方法を有する。

(a) 購入に消費した信託財産およびその利息の支払を請求すること

(b) 購入した財産を自己のものとはしないよう請求すること

(2) 受託者が、購入しないことを義務づけられている財産を信託財産で購入し、受益者が購入に要した費用を請求する場合、受益者の請求権を保全するために、受託者が購入した財産の上に衡平法上の先取特権を行使しうる。

注：

a. 本条の範囲

本条は、受託者が一定の財産を購入しないことを義務づけられている場合のみを扱う。したがって受託者が購入する権限は有しているが不当な価格で購入したことにより信託違反となる場合を含まない。不適正価格での購入に適用される規則については、第205条注e参照。

本条では受託者が本条で規定されている違反をなした場合を扱っている。受託者が第208条～第211条の義務のうち複数違反した場合に適用される規則については第212条参照。

b. 購入を否認また追認する受益者の選択

受託者が、購入しないことを義務づけられている財産を信託財産で購入する場合、受益者は、その選択にもとづいて、当該購入を否認あるいは追認できる。

受益者が購入の否認を選択する場合、受益者は、受託者に購入に要した費用および利息を返還するよう要求できる。受託者が購入の費用と利息を返還するまで、購入価格と利息につき受益者の権利を保全するため、購入財産は先取特権の対象となる。この先取特権つきで受託者は購入した財産につき権限を有する。

例：

1. AはCのための信託としてBに100,000ドル遺贈し、その金銭を債券のみに投資するよう指示した。Bは株式に10,000ドルを投資した。Cがその購入を否認すれば、CはBに対して、10,000ドルと利息を請求でき、自己の請求権の担保のため株式についての先取特権の成立を主張できる。先取特権つきで、株式はBに帰属している。Bが10,000ドルと利息を返還し、その後で株式を売却し利益を得た場合は、Bはその利益を享受しうる。

受託者が購入しないことを義務づけられている財産を信託財産で購入する場合、受託者が受益者に購入する旨を伝え、受益者が否認しない限り、購入価格と利息を返還し、購入した財産または売却から生じた利益を自己のものとして保有することはできない。

例：

2. AはCのための信託としてBに100,000ドル遺贈し、その金銭を債券のみに投資するよう指示した。Bは株式に10,000ドルを投資した。株価が上昇した。Bは、購入価格と利息を返還し、その後、12,000ドルで株式を売却した。Bは、売却によって得た利益を自己のものとする事は認められない。

受託者が購入しないことを義務づけられている財産を、信託財産で購入する場合、受託者は、受益者に通知せずには違法に購入した財産を売却でき、もし財産を保有していたら生じていたはずの利益については責任を負わなければならない。しかし、再売却によって生じた利益を自己のものとする事は認められないし損失については責任を負わなければならない。

例：

3. AはCのための信託としてBに100,000ドルを遺贈し、その金銭を公社債のみに投資するよう指示した。Bは10,000ドルを株式に投資する。BはCに知らず、その株式を8,000ドルで売却し、信託財産には、その金額と残高2,000ドル、および10,000ドルについての利息を返還した。株価はその後12,000ドルになった。Bは、それ以上の責任を負わない。

受益者が購入の追認を選択する場合、追認の時点での財産価値が、購入時の価格を上回っても、その超過分については、受益者は受託者の責任を追及しえない。

例：

4. AはCのための信託としてBに100,000ドル遺贈した。信託条項によりBはその金銭を債券のみに投資するよう指示された。Bは甲地購入のために10,000ドルを用いた。Cが甲地購入を追認したときは、10,000ドルと、追認の時点での甲地の価格との差額について、CはBの責任を追及しえない。

しかし、受託者が、財産の購入についてだけでなく、差額の支払いについても信託違反をした場合には、受益者は、購入を追認し、支払われた差額についても受託者の責任を追及できる。

例：

5. AはCのための信託としてBに100,000ドル遺贈し、その金銭を債券のみに投資するよう指示した。Bは10,000ドルを、購入の時点で8,000ドルの価値しかない株式の購入費にあてた。CはBに株式の売却を要求し、差額の2,000ドルと、対価が10,000ドルを超えていてもその収益についてBの責任を追及しうる。

受益者が、購入を追認しても、受益者は、その財産を直ちに売却することや収益を適法な信託投資に投資するよう受託者に請求しうる。受益者が能力者であり受託者にその投資物を保有する根限を与えた場合、受託者は後に価格がさがっても責任を負わない。第216条参照。

c. 受益者が無能力者の場合

受託者が購入しないことを義務づけられている財産を信託財産で購入したが、受益者がその購入を否認あるいは追認する際に、適切な選択をする能力を有していない無能力者である場合には、裁判所が、受益者の利益と信託目的の効果的な遂行という見地から、購入を否認または追認できる。購入した財産の価格が下落すれば裁判所は通常購入を否認し、受託者に購入に要した信託財産の額に利息を付して責任を負わせる。財産の価格が上がった場合は裁判所は通常、購入を追認する。裁判所が購入を追認した場合には、普通、受託者に対し、その財産の売却が要求される。なぜならそれは適正な信託投資をなすべきことが受託者に対して要求されるのである。

複数の受益者の同意がないまたは受益者のうち何人かが無能力者である場合については第214条参照。

第211条 財産買受を怠ったことによる信託違反の責任

受託者が特定の財産を買受ける義務を負っているにもかかわらず、買受を怠った場合、受益者は判決時の価格

および受託者が購入していれば生じていた収益について、受託者の責任を追及しうる。また、その状況からみてその財産を買受けることが相当である場合には、適法に購入した場合に支払うはずであった金額相当を信託財産から支払ってその財産を購入し、信託財産として保有することを請求することができ、さらに、適法に購入した場合にその財産から生じるはずであった収益について責任を追及することができる。

注：

a. 本条の範囲

本条では、受託者が本条で定められている義務に違反していることが前提で、第208条から第211条までに規定されている義務のうち複数の義務に違反した場合は、第212条参照。

b. 責任の範囲

受託者が購入することを義務づけられている財産の購入を怠る場合、受益者は受託者が購入すべきであった時点で購入していれば生じていたはずである状況、あるいはそれに近い状況にさせる権利を有する。第205条(c)参照。

c. 購入から生ずべき利益に対する責任

信託条項によって特定の財産を購入するのが受託者の義務であるにもかかわらず、それを怠り、信託違反となった場合、受託者は、購入から生ずべき利益およびその財産から受託者が受領すべき収益について責任を負う。但し、受託者が投資すべきものとして受領した金銭につき現実に得た収益がもしあればそれは控除されるべきである。

例：

1. AはCのための信託としてBに100,000ドルを遺贈し、直ちにX会社の株式を投資するよう指示した。BはX会社の株式を、1株100ドルで1,000株購入できるはずであったのに購入を怠った。判決の時点で、X会社の株式は、1株125ドルの値になった。BはCに対して25,000ドルと、Bが購入すべきであった時点から支払われるはずであった配当の総額について責任を負うが、その間に100,000ドルについて受領した収益は支払額から控除される。

d. 購入から利益が生じない場合

購入することが受託者の義務である財産の価値が下落し、現実の価値が、投資すべきであった額と現に受領した収益の総額を超えない場合は、受託者は、購入を怠ったことにつき、受益者に対し特別の責任を負わない。

例：

2. X会社の株価が判決当時、1株90ドルであることおよび、それに対して配当が支払われていないこと以外は、事実は例1と同じである。Bは購入を怠ったことについてCに責任を負わない。

e. 複数の証券の中からの選択

信託条項によって複数の指定された証券の一つまたは二つ以上に投資することが受託者の義務であるにもかかわらず、それを怠る場合、本条の規則の適用は、元本と収益の双方を考慮して、証券の中で最も利益の少ないものによって決定される。

例：

3. AはCのための信託としてBに100,000ドル遺贈し、X会社またはY会社の株式に直ちに投資するよう指示した。Bは投資を怠った。Bは両社の株式を1株100ドルで購入できるはずであった。判決当時、X会社の株式は125ドル、Y会社の株式は110ドルであり、両社とも配当を支払っていなかった。Bは10,000ドルにつきCに対して責任を負う。

4. Y会社の株価がたった90ドルにすぎないことを除き、事実は例3と同じである。収益の損失を除き、購入を怠ったことについてBはCに対し責任を負わない。

f. 適法な信託投資を選択する場合

適法な信託投資としていずれかの証券投資ができるにもかかわらず、どの証券にも投資しなかった場合、受託者は、適法な信託投資から通常生じる収益の総額について責任を負う。第181条注C参照。しかし、証券市場の価値の通常の上昇によって、信託投資から生ずべき利益が損失をこうむっても、受託者は責任を負わない。

g. 購入義務の特別な強制

特定の証券に一定額の金銭を投資するのが受託者の義務であるにもかかわらず、受託者がそれを怠り、信託違反となった場合、その状況のもとで相当と認められるときには、受益者は受託者の証券購入を強制することができる。証券の価値が上昇していた場合には、受託者は信託財産から指定された総額を支払い、受託者の固有財産から差額を補足することによって、特定の証券を購入しなければならない。そして受託者は証券を購入すべきであった時に購入したならば生じたであろう収益の額につき責任を負う。投資すべきであった金銭につきその間に現実に受領した収益がもしあればそれを自己に帰せしむる。

例：

5. AはCのための信託としてBに100,000ドル遺贈し、X会社の株式の購入に10,000ドル投資するよう指示した。Bは投資を怠った。BはAの死亡後1年以内に1株あたり100ドルでX会社の株を購入できるはずであった。その後、株価が上昇し、現在の株価は125ドルである。Cは、信託財産から10,000ドルを使用し、差額をBの固有財産から支払わせてX会社の株式を100株購入することをBに強制し、Bが購入すべきであった時点から支払われた配当金の総額についても支払いを強制しうる。

指定された証券の価値が下落した場合、証券を購入するのが未だ相当であるならば現在購入するのに十分なだけのものに指定された金銭を投資するのが受託者の義務である。第167条参照。

特定の証券の一定数量を購入することが受託者の義務であるにもかかわらず受託者がそれを怠り、信託違反となった場合、その状況で相当と認められるときには受益者に証券の一定数量の購入を強制できる。証券の価値が上昇していた場合には受託者は信託財産から指定された総額を支払い受託者の固有財産から差額を補足することによって証券の特定数量を購入しなければならない。そして受託者は証券を購入すべきであった時に購入したならば生じたであろう収益の額につき責任を負う。投資すべきであった金銭につき、その間に現実に受領した収益については自己に帰せしむる。

例：

6. AはCのための信託としてBに100,000ドル遺贈し、X会社の株式を100株購入するよう指示した。Bは投資を怠った。BはAの死亡後1年以内に1株あたり100ドルでX会社の株を購入できるはずであった。その後、株価が上昇し、現在の株価は125ドルである。Cは信託財産から10,000ドルを使用し、差額をBの固有財産から支払わせてX会社の株式を100株購入することをBに強制し、Bが購入すべきであった時点から支払われた配当金の総額についても支払いを強制しうる。

指定された証券の価値が下落した場合、証券を購入するのが未だ相当であるならば（第167条参照）、証券の指定された量を購入し、信託財産の残額を信託として保有するのが受託者の義務である。

第212条 第208条から前条までに述べられた義務の二つ以上の義務に違反した場合の責任

(1) (4)項で述べられている場合を除き、受託者が保有すべき義務のある信託財産を売却し、その対価で他の財産を購入することにより信託違反となった場合、受益者は第208条および第210条で述べられている救済方法の一つを行使することができる。

(2) (4)項で述べられている場合を除き、受託者が購入すべきでない財産を信託財産をもって購入し、購入すべき義務のある特定の財産の購入を怠ることにより信託違反となる私合、受益者は、第210条および第211条で述べられている救済方法の一つを行使することができる。

(3) (4)項で述べられている場合を除き、受託者が支払義務のある信託財産の売却を怠り、かつ、その収益で購入すべきである特定の財産の購入を怠ることにより信託違反となった場合には、受益者は、第209条および第211条で述べられている救済方法の一つを行使することができる。

(4) (1)項、(2)項、(3)項で述べられている状況のもとで、受託者が善意で信託条項の遵守を怠り損失を生じさせることで信託違反になる場合、受託者は、信託条項を遵守しても生じていた損失までは責任を負わない。

注：

a. 本条が規定する状況

受託者が信託財産またはその収益に関して第208条から第211条に規定されている義務の二つ以上に違反するには、三つの場合がある。(1) 受託者が信託財産を保有するよう指示されているにもかかわらず、それを売却し、その対価の財産を購入することによって、第208条および第210条の義務に違反する場合、(2) 受託者が一定の財産の購入を指示されているにもかかわらず、それを怠り、他の財産を購入することによって第210条および第211条の義務に違反する場合、(3) 受託者が信託財産を売却し、その収益によって他の財産を購入するよう指示されているにもかかわらず、そのいずれをも怠ることにより第209条および第211条の義務に違反する場合。

(1)項の注：

b. 違法な売却および違法な購入

本項は、受託者が保有すべき義務のある財産を売却し、その対価で他の財産を購入する場合を規定する。受託

【第7章】

者が保有すべき義務のある財産の価値が上昇する場合、受託者は判決時の財産価値について責任を負う。第208条参照。受託者が購入した財産の価値が上昇する場合、受託者は利益について責任を負う。第210条参照。双方とも価値が上昇した場合、受益者は有利な方を選択できる。受託者が購入した財産の価値が下落した場合、受託者は損失について責任を負う。しかし受託者は保有することを指示されていた財産の保有により生じたであろう損失の範囲で相殺することができる。

例：

1. Aは、X会社の株についてBのための受託者である。信託条項によってAは、その株を保有しているよう

指示されていた。Aは信託違反をして、その株を売却し、その対価でY会社の株を購入した。

- (1) X会社の株価が上昇した場合、Aは判決当時のX会社の株価からY会社の株価を差し引いた額につき責任を負う。
- (2) Y会社の株価が上昇した場合、Aは判決当時のその株価につき自己のものとするとは認められない。
- (3) Y会社の株価が下落した場合、Aは判決当時のX会社の株価の損失を差し引いた損失について責任を負う。

(2)項の注：

c. 違法な購入および購入を違法に怠った場合

本項は、受託者が購入すべきでない財産を信託財産をもって購入し、かつ、購入を指示されている特定の財産の購入を怠ることにより信託違反となった場合を規定する。受託者が購入すべきであった財産の価値が上昇した場合、受託者は判決当時の財産価値について責任を負う。第211条参照。受託者が購入した財産の価値が上昇した場合、受託者は利益について責任を負う。第210条参照。双方とも価値が上昇した場合、受益者は、より利益のある方を選択する権原を有する。受託者の購入した財産の価値が下落する場合、受託者は損失について責任を負う。しかし受託者は購入することを指示されていた財産の購入により生じたであろう損失の範囲で相殺することができる。

例：

2. Aは10,000ドルについてのBの受託者である。信託条項によって、Aは金額をX会社の株に投資するよう指示されていた。Aは信託違反をして、金額をY会社の株に投資してしまった。

- (1) X会社の株価が上昇した場合、判決当時のX会社の株価からY会社の株価を差し引いた額につき、Aは責任を負う。
- (2) Y会社の株価が上昇した場合、Aは判決当時のY会社の株価につき自己のものとするとは認められない。
- (3) Y会社の株価が下落した場合、判決当時のX会社の株価に対する損失についてAは責任を負う。

(3)項の注：

d. 売却の違法な懈怠と購入の違法な懈怠

本項は、受託者が特定の財産を売却して、その対価を他の特定の財産に投資する義務があるにもかかわらず、売却すべき財産を保有して信託違反となる場合を規定する。受託者が購入すべきであった財産の価値が上昇した場合、受託者は判決時の財産価値について責任を負う。第211条参照。受託者が売却すべき財産の価値が上昇した場合、受託者は、その利益について責任を負う。第209条参照。双方とも価値が上昇した場合、受益者は有利な方を選択する権原を有する。受託者が売却すべきであった財産の価値が下落する場合、受託者は、損失について責任を負う。しかし受託者は購入することを指示されていた財産の購入により生じたであろう損失の範囲で相殺することができる。

例：

3. AはX会社の株についてBの受託者である。信託条項によって、Aは、その株を売却し、対価でY会社の株を買うよう指示されていた。Aは信託違反をして、X会社の株の売却を怠り、また、Y会社の株の購入を怠った。

- (1) Y会社の株価が上昇した場合、Aは判決時のY会社の株価からX会社の株価を差し引いた額につき責任を負う。
- (2) X会社の株価が上昇した場合、Aは判決時のX会社の株価につき自己のものとするとは認められない。
- (3) X会社の株価が下落した場合、AはY会社の株価の損失を差し引いた、損失について責任を負う。

注：

e. 信託違反をしなくとも、損失が生ずる場合

受託者が信託違反をしなくとも、必然的ではないが通常、損失が生ずる場合、受託者は信託違反から生ずる損失について責任を負うかというのは問題である。例えば、受託者が信託財産を売却する義務を有しているにもかかわらず、信託財産を保有し、信託違反となり、かつ、財産の価値が下落したとする。この場合に、受託者が財産を売却し、その収益を証券に投資しても、証券の一般市場の下落のために、同一の損失が生ずるとき、受託者は免責されるかという問題である。信託投資として適正に証券に投資することが義務である受託者が信託違反として権原のない証券に投資し、その価値で下落した場合にも同様の問題が生じる。証券の一般市場の下落のために同一の損失が生ずるときに受託者は免責されるかという問題である。

このようなケースでは、信託違反によって現実に生ずる損失についての責任を受託者が免れるということは考えられない。信託違反が証券の価値があがっており、危険の変化がなかったので受託者が売却すべきであった法定信託の証券を売却することを単に怠ったためである場合、その対価で購入したであろうと同様の証券における平均損失があったならば受託者は免責されるであろう。

受託者が投資したならば得られたであろう利益に対する責任については第211条注f参照。

第213条 損益相殺

受託者は、ある信託違反についての損失を、他の信託違反によって得た利得で償うことはできない。ただし、二つの信託違反が異なるものでない場合は、受託者は、そほ信託違反の責任として、単に純利益を計上し、または、純損失を賠償すれば足りる。

注：

a. 信託財産の異なる部分に関する異なる信託違反

信託財産のある部分に関する信託違反によって生じた損失について責任を負う受託者は、信託財産の他の部分に関する他の異なる信託違反によって生じた利益を差引くことによって、その責任を軽減させることはできない。

例えば、受託者が、違法に信託財産の一部をある証券に投資し、さらに、信託財産の他の一部を違法に他の証券に投資し、前者については売却によって利益を得るが、後者については損失を生じる場合、受益者は、利益を得る行為を承認し、損失の生じる行為を否認することができる。受益者は、前者の証券の利益を計上させ、かつ後者の証券の損失について受託者の責任を追及することができる。

例：

1. Aは10,000ドルについてBの受託者である。信託条項によって、Aは公社債に金銭を投資するよう指示されている。Aは、5,000ドルをX会社の株に、残りの5,000ドルをY会社の株に投資した。X会社の株は、無価値になり、Y会社の株価が値上りした。Aは10,000ドルでY会社の株を売却した。Bは、X会社の株を購入したという信託違反の点で5,000ドルと利息についてAの責任を追及し、またY会社の株の収益について計上するようAを強制することができる。

同様に、受託者が当初、信託財産の一部として、信託投資の対象としては、違法である証券を受領し、その証券を売却する義務を負っていたが（第230条参照）、売却しなかったため一部は値上りしたが、一部は値下りした場合、受益者は値上りした証券の利益について権利を有し、値下りした証券から生じた損失について受託者に責任を追及できる。

例：

2. AはCのための信託としてBに全財産を遺贈した。信託条項によって、Bは、遺言者が所有していたすべての証券が売却し、その収益で公社債に投資するよう指示されていた。信託財産の中には、X鉄道会社の株とY石油会社の株が含まれている。Bは、数年間、株の売却を怠ることで信託違反をおかし、最終的にはX会社の株を売却して損失をうけ、Y会社の株を売却して利益を得た。CはX会社の株の損失についてBの責任を追及し、またY会社の株の売却から生じた利益について計上するようBを強制することができる。

b. 受託者が信託財産の一部に関する信託違反によって生じた損失について責任を負う場合、信託財産の他の部分に関して信託違反とならない行為によって生じた利益を相殺することによってその責任を軽減させることはできない。

例：

3. Aは10,000ドルについてBの受託者である。信託条項によって、Aは、その金銭を公社債に投資するよう指示されている。Aは、5,000ドルは適法に投資したが、残りの5,000ドルを株に投資し信託違反となる。公社債は、その後売却され2,000ドルの利益を得、株は3,000ドルの損失となった。Aは公社債の2,000ドルの利益を計上すべきであり、かつ株の3,000ドルの損失について責任を負うことになる。

c. 信託財産の一部について連続的な行為を含む異なる信託違反

信託財産の一部に関する信託違反によって生じた損失について責任を負う受託者は、信託財産の同一部分に関して生じた利益あるいは他の異なる信託違反による収益を差引くことによってその責任を軽減させることはできない。

例えば、受託者が信託に違反して信託財産の一部を購入する予約権 (option) をある者に与えたが、その予約権は行使されなかったということがあった後に、信託に違反して信託財産の同じ一部を不適正な価格で売却した場合、受託者はこの売却から生じた損失について責任を負い、手付金を差引くことはできない。

同様に、受託者が信託に違反して財産を購入したが、後にその財産を売却して利益を得て、その利益を信託のために適法な信託証券に投資し、その売却益を信託に違反して投資し、その投資により損失が生じた場合、受託者はその損失につき責任を負い、それ以前の信託違反から生じた利益を差引くことはできない。

例：

4. AはCのための信託としてBに10,000ドルを遺贈した。Bは適法な信託投資でない公社債の購入に金銭を投資し、信託違反となる。Bは15,000ドルでその証券を売却し、その収益を適法な信託投資である公社債の購入にあてた。後にBは、これらの証券を15,000ドルで売却し、その収益で投機的な株を購入、これを12,000ドルで売却した。Bは、12,000ドルを計上し、かつ3,000ドルの損失について責任を負う。

同様に、受託者が信託に違反して、財産を購入かつ売却して損失を生じ、その代金を信託のために適切な信託投資をして利益を得た場合、受託者はその利益を計上し、かつその損失については責任を負う。

例：

5. AはCのための信託としてBに10,000ドルを遺贈した。Bはこの金銭を適法な信託投資でない公社債の購入にあて信託違反となった。Bは6,000ドルでこの公社債を売却し、その収益を適法な信託投資である公社債の購入にあてた。後にBはこれらの証券を6,000ドルで売却し、その収益で投機的な株を購入し、それを8,000ドルで売却した。Bは8,000ドルを計上し、かつ以前の4,000ドルの損失について責任を負う。

d. 信託違反が異なるものでない場合

同じ信託違反によって、受託者が利益を得、同時に損失を生じた場合、受益者は、損失額を差引かないで利益額だけを計上させる権利はなく、また利益額を差引かないで損失額について受託者の責任を迫及することはできない。

e. 信託違反が異なるものであるかどうかを決定する要素

二つの信託違反が異なるものであるかどうかを決定するについては、以下の要素が重要である。(1) 信託違反が信託財産の同一部分に関連するのか、異なる部分に関連するのか。(2) 信託違反が同一財産あるいはその収益についての連続的行為から生じているのか。(3) 二つの信託違反の間に経過した時間。(4) 二つの信託違反の間に精算があるのかどうか。(5) 受託者が二つの信託違反の間に信託財産あるいはその収益をどのように処分したか。(6) 受託者が信託財産の私用を意図していたのかどうか、あるいは、信託違反を意図していたのかどうか。(7) 信託違反が、受託者側の一貫した投資政策の結果であるのかどうか。

これらの要素間に優劣をつける規則は存在しない。二つの信託違反が異なるものかどうかという問題に関し、これらの要素の中で決定的なものはない。ただし、信託違反が信託財産の異なる部分についてなされていれば、それは、同一財産あるいはその収益の連続的な処分行為から生ずるといよりは、異なる信託違反によるといえよう。二つの信託違反の間に経過した時間が長ければ長い程、二つの信託違反は異なるものと考えられる。特に、信託違反を犯した後、次の信託違反を犯す前に受託者が精算を行った場合、または信託違反を犯した後、次の信託違反を犯す前にその財産を信託とし、信託条項に従って処理した場合がそうである。受託者が信託財産の私的流用を意図して信託財産またはその収益の連続的処分行為をした場合、信託財産の私的流用を意図していなかった時よりも異なる信託違反であると考えられる。

注 f から j までは、異なる信託違反が存在しない場合の例である。注 f および g は、2つ以上の異なる利益および損失が、ひとつの信託違反から生じる場合の例である。

f. 受託者が一括して財産を購入して信託違反となり、後にその財産を部分的に異なる価格で売却する場合、受託者は純利益だけを計上するか、または純損失について責任を負う。

例：

6. Aは100,000ドルについてBのための受託者である。信託条項によってAは鉄道債券にその金銭を投資するよう指示されている。信託された金銭の5,000ドルでAは土地を購入し、その土地を10区画に分筆した。Aは1区画600ドルで4区画、残りの6区画を400ドルで売却した。Aは200ドルの純損失について責任を負う。

7. Aは100,000ドルについてBのための受託者である。信託条項によってAは、その金銭を鉄道債券に投資するよう指示されている。信託された金銭の5,000ドルでAは土地を購入した。土地の半分が公用収用 (eminent domain) され、Aは3,000ドルを受領した。残りの土地をAは1,500ドルで要売却する。Aは500ドルの純損失について責任を負う。

受託者がある会社の株を購入して信託違反となった場合、後にその株を売却し、一部は利益を得、一部は損失を受けたとき、受託者は純利益だけを計上するか、または、純損失について責任を負う。

信託違反が同一であるという理由により、収益と損失を相殺すべき他の事柄もある。例えば、受託者が信託に違反して、投資対象として同じ性質を有する数種の株式を一度に購入した後、売却によって一部からは利益が他の一部からは損失が生じた場合、受託者は純利益だけを計上するか、または純損失について責任を負う。同様に、

受託者が信託に違反して、投資対象として同じ性質を有する株式、例えば、数社の火災保険会社の株式を保持し、最終的には売却益を得た場合、受託者は一部の株の売却により生じた損失につき責任を負わない。

g. 受託者が株を購入することで信託違反を犯したが、その株について無償新株の配当がなされる場合、受託者は、純利益だけを計上するか、または純損失について責任を負う。

例：

8. Aは100,000ドルについてBのための受託者である。信託条項によって、Aは、鉄道債券にその金銭を投資するよう指示されている。Aは4,000ドルを1株100ドルの株40株の購入に投資した。その後すぐに、その会社が100パーセントの無償株の配当を行なった。Aは新株を1株60ドルで40株売却した。その後Aは元の40株を1株50ドルで売却した。Aは400ドルの純利益についてのみ責任を負う。

9. Aは100,000ドルについてBのための受託者である。Aは信託基金の10,000ドルでX会社の株を1株100ドルで100株購入したが、これは信託違反であった。その後、Aは1,000ドルで売却できるX会社の新株を引受ける権利を取得した。その後、Aはその株を5,000ドルで売却した。Aは4,000ドルの純損失についてのみ責任を負い、5,000ドルについては責任を負わない。

h. 受託者が売却すべき義務のある証券を違法に保存し、そのかわり他の証券を購入したところ、前者の証券の売却が利益を生じ、後者の証券の売却が損失を生ずる結果となった場合、受託者は、純利益または純損失についてのみ責任を負う。

例：

10. Aは信託としてBに全財産を遺贈した。財産の中には信託投資に適切でない株が含まれている。Bはその株を保有し、そのかわりに子会社の社債を購入し、信託違反となった。その社債は、後に売却され損失を生じたが、株は売却によって利益を得た。受託者は純利益または純損失について責任を負う。株の方の利益を差引くことなしに社債の損失だけに責任を負うということはない。

i. 受託者が、株の清算取引の証拠金担保のために、仲立人に信託財産を動産質として提供するという信託違反をおかし、株の一部は売却によって利益を得、他の株は売却によって損失をうけた場合、受託者は、純利益または純損失のみについて責任を負う。

例：

11. AはBのための証券の受託者である。信託の利益のために、投機目的で仲立人に口座を開設し、証拠金として仲立人に信託財産の証券を差入れ信託違反をおかした。Aは仲立人を介して、種々の証券を購入し、売却した。それらの一部は10,000ドルの利益を得、一部は5,000ドルの損失をうけて売却されたが、証拠金として差入れた証券は仲立人からAに返却された。Aは、5,000ドルの損失を10,000ドルの利益と相殺することができ、5,000ドルの純利益について計上すべきである。

12. 利益が5,000ドルで、損失が10,000ドルであることを除き、事実は例11で述べたものと同じである。Aは個人財産から仲立人に5,000ドル支払い、証拠金として差入れた証券を仲立人からAに返却された。Aは5,000ドルの利益について責任を負うことはない。

【第7章】

j. 受託者は、遺言者の事業を継続して営むことで信託違反をおかし、一時は利益を得たものの、期間の終りには若干の利益をのこすだけで損失を受けた場合には、受託者は、最終的利益についてのみ責任を負う。

例：

13. Aは、1年以内に事業を譲渡するという内容の信託として、Bに事業の経営を遺贈した。Bは2年間事業を継続し、2年目の最初の6カ月に5,000ドルの利益を得、次の6カ月に4,000ドルの損失をうけた。Bは1,000ドルについて計上すべきである。

同様に、受託者が、期間の前半に損失をうけ、後半に利益を得る場合、受託者は最終的な利益についてのみ責任を負う。

どのような場合でも、受託者は事業の譲渡を怠るという信託違反から生ずる損失について受益者の選択により責任を負い、事業が適法に譲渡されていれば受領したはずである額および利息について責任を負う。第209条参照。

k. 受託者が、後で値が上がり、また値下がる財産を購入して信託違反となった場合には、受託者は、中間最高価格について責任を負わない。なぜなら、財産の購入の信託違反と、その財産の売却を怠ることの信託違反は異なるものではないからである。

しかしながら違法に購入した財産を受託者が売却すべき義務を負い、その理由が違法な購入を行ったこと以外である場合、その購入が適法であったとしても売却すべき義務を課すのに十分な根拠となる。例えば、財産が非常に投機的になり、購入と売却という2つの信託違反が別個のものと考えられて、受託者が当初の購入価格のみならず、売却すべきだった時点での財産の価格についても責任を負う。これは、第209条で述べる通りである。

反対に、違法に購入された財産の価値が下落した後に上昇した場合、受託者は購入の際に違法に支出した額と中間最低価格との差額につき責任を負うことはない。

l. 受託者が違法に財産を購入し、後にそれを売却し、その収益で他の財産を購入して信託違反となる場合、受託者は純利益についてのみ計上すべきである。

例えば、受託者が、信託財産を土地購入に投資できると誤信し、農場を買入れ、その後、その農場が売却して利益を得、その利益で直ちに他の農場を買って、それを売却して損失をうけた場合、受託者は、純利益のみを計上するか、または、純損失について責任を負うことになる。反対に、第1の農場の売却で損失が生じ、第2の農場の売却で利益が生じた場合、受託者は純利益のみ計上するか、純損失のみについて責任を負う。

m. 信託財産の売却、およびその収益で他の財産を購入することを怠り、それが信託違反となる場合の受託者の責任の範囲については、第212条第3項参照。

第214条 数人の受益者

(1) 数人の受益者が存在する場合、各受益者は、自己の権利に関して単独で、受託者に対し信託上の義務の履行を求め、または信託違反の差止あるいはこれに対する賠償を求めよう提訴することができる。

(2) 数人の受益者が存在する信託で、受託者が信託違反をおかし、これに対する救済方法が二つ以上選択的に認められる場合、下記の方法による。

- (a) 各受益者が何れも行為能力者で、全員の意見が特定の救済方法に合致した場合には、その意見による。
- (b) 受益者の一人または数人が無能力者であるか、または全員の意見が一致しない場合には、裁判所がその裁量に従い信託目的の達成に最も有効であると考えられる救済方法による。

(1)項の注：

a. 各受益者による訴訟

本条で述べられている規則は、共有者もしくは合有者としての、または相続による複数の受益者のために財産権が保有されている場合に適用される。本条は、権利が確定している受益者にも、権利が不確定な受益者にも適用される。

信託の受益者が胎児である場合（第112条注d参照）、受託者の義務を強制するための訴訟を、訴訟後見人または後見人が提起できる。例えば、受託者が信託財産を棄損または費消しそうであるならば、受益者として指名されたが胎児のために、受託者を差止る訴訟が提起されうる。

特定の集団から1人ないし複数人を受益者として選ぶ裁量権を受託者が有しているならば（第120条参照）、受益者が確定する以前でもその集団のメンバーは受託者に対して訴訟を提起することができる。例えば、信託が生涯受益者の子供達のうちから選んだ者に対して、信託財産を譲渡するように受託者が指示されており、生涯受益者の生前に受託者が信託財産を費消しそうな場合、生涯受益者の子供達は受託者を差止る訴訟を提起できる。

受託者が、収益を特定の受益者に支払うか、または他の受益者のために積立てるかどうかについて裁量権を有する場合、受託者が裁量権を行使する以前は、どちらの受益者も訴訟を提起できる。

b. 受益者の利益に関するものでない時は訴訟を提起できない。

ある特定の受益者は、自己に対する義務違反にならない信託違反について訴訟を提起することができない。例えば、信託違反の内容が生涯受益者に対する収益の支払いの懈怠のみである場合には、元本に対して権限を有する受益者は、信託違反を追及する訴訟を提起しえない。また同様に、信託違反が元本には関係なく、単に収益性の問題だけである場合には、残余権者ではなく、生涯受益者が訴訟を提起しうる。

(2)項(a)の注：

c. 全受益者が同意する場合の救済の選択

受託者が信託違反をおかす場合、受益者は、第205条から第212条までに述べられている信託違反についての受託者に対するいくつかの救済方法の中から選択しうる。各受益者が何れも行為能力者で、全員の意見が特定の救済方法に合致した場合には、その意見による。

例えば、受託者が信託財産を用いて、購入する義務を負わない財産を購入した場合には、複数受益者は売買を取消してその対価および利益を請求するか、売買を承認して、その財産を信託として保有させるか、または売却してその収益を得ることもできる。

(2)項(b)の注：

d. 全受益者が同意しなかった場合、または受益者の中に無能力者がいる場合の救済の選択

数人の受益者がある場合で、その中の一人または複数の者が無能力者であったり、あるいは、全受益者の同意が得られない場合、裁判所は、受託者に対する救済方法の中から、信託目的の達成に最も有効なものを選択し、それを強制することができる。裁判所の決定に際しては、以下の要素が重要である。(1) 信託目的、(2) いくつかの救済方法のうち信託財産に最も金銭的利益をもたらすもの、(3) 各受益者の利益の性質、(4) いくつかの救済方法の実際的な効用、(5) 各救済方法の採用によって生じる信託条項からの逸脱の程度。

受益者が行為能力を有し、他の救済方法をとることに同意しない限り、ある救済方法と他の救済方法の違いが、信託財産にもたらす金銭的利益の点だけである場合、裁判所はより多く金銭的利益をもたらす救済方法を強制する。例えば、受託者が購入すべき義務を負わない財産権を信託財産を用いて購入し（第210条参照）、その後、利益をもって売却した場合、裁判所はその利益を計上することを強制し、その財産購入のため信託財産から支出された額を請求する方法はとらないであろう。反対に受託者が購入すべき義務を負わない財産権を信託財産を用いて購入し、その後売却して損失が生じた場合、裁判所は購入に費された信託財産の額を受託者に請求し、単に利益を計上するよう強制する方法はとらないであろう。

同様に、受託者が購入してはならない義務を負う財産権を購入かつ保持していたところ、裁判所は受託者に対し売却してその利益を計上することを要求し、信託財産から費消した額を請求する方法はとらない。他方、購入した財産権の額が下落した場合、裁判所は信託財産から費消した額を受託者に請求し、購入した財産権の額で単に計上する方法はとらないであろう。

受託者が保持すべき義務を負う信託財産を売却した場合、受託者は売却時の価格もしくは判決時の価格につき責任を負うか、または売却による利益を計上すべきであり、裁判所は通常、信託財産に最も金銭的利益をもたらす救済方法を強制するのである。売却された信託財産が不代替物で、受託者に再取得を要求することが合理的である場合、裁判所は1人ないし複数の受益者が望む限り、再取得を受託者に強制するのである。第208条注e参照

救済方法が複数ある場合に、特にある救済方法が信託目的の達成により有効である限り、受益者は裁判所に対してより金銭的利益が信託財産に生じない救済方法を強制すべきことと主張できない。

受益者が保持する能力を有しかつ保持する権限を有さないならば、裁判所は通常、受託者が購入または保持すべき義務を負わない財産を信託として保持する権限を与えないであろう。例えば、受託者が信託に違反して、売却すべき信託財産を売却しない場合（第209条参照）、または受託者が購入すべきでない財産権を購入して保持する場合（第210条参照）、受益者がその財産権を保持する能力を有し、保持することに合意するのでない限り、裁判所は受託者にその財産権を継続して保有する権限を与えないであろう。しかしながら、裁判所は直ちに売却することが賢明でないと考えた場合、一時的に保有する権限を与えることがある。

第215条 無能力者たる受託者の責任

無能力者たる受託者が信託違反について責任を負うかどうかは、受託者の無能力の程度と信託違反の性質によ

って決定される。

注：

a. 未成年者、心神耗弱者、ある場合の既婚女性というような無能力者の信託違反に対する責任については、本リスティメントでは扱っていない。

第216条 受益者の同意

(1) (2)項および(3)3項で述べられている場合を除き、受託者のなした作為または不作為による信託違反行為につき、その行為の前、または行為当時に受益者が同意を与えた場合、受益者は、受託者に対しその責任を追及することができない。

(2) 以下の各号の場合には、受益者が同意を与えたときでも、受託者の責任を追及することができる。

- (a) 受益者が同意を与えた当時、または信託違反行為があった時点で、受益者が無能力者である場合。
- (b) 受益者が同意を与えた当時、受託者が知り、または知り得べく、しかも受益者が知っているとは受託者が考えていない違反行為に対する受益者の権利およびその違反行為に関する重要な事項を受益者が知らなかった場合。
- (c) 受益者の同意が受託者の違法な行為によって惹起された場合。

(3) 受託者が取引上、相反する利益を有する場合、第2項で述べられた事情の下だけでなく、受益者が同意を与えた取引行為が不公平で合理的でない売買を含む場合のときも、受益者は受託者の責任を追及することができる。

(1)項の注：

a. 要求および同意は、異議をとなえないこととは異なる。

本条は、受託者の作為または不作為が受益者によって要求されている場合にも、単に受益者がその行為に同意を与える場合にも、適用される。しかし、受益者が信託条項の逸脱に異議をとなえていないという事実は、その行為に同意を与えたことを意味しない。

本項に関する例では、第2項で述べられている事実は存在しないことが前提とされている。

例：

1. Aは100,000ドルについてBのための受託者である。信託条項によって、Aは公社債のみに投資するよう指示されている。BはAに株式に投資するよう要求し、Aはそれに従った。株価が下落した。BはAの信託違反の責任を追及できない。
2. Aが株式への投資を示唆し、Bがそれに同意したことを除き、事実は、例1で述べられているものと同一である。BはAの信託違反を追及できない。
3. AはBのための甲地の受託者である。信託条項によってAは甲地の売却を禁じられている。Bの同意によりAは甲地を売却する。BはAの信託違反の責任を追及できない。

4. AはBのための家屋の受託者である。Bの要求によってAは家屋に保険をかけなかった。家屋が焼失する。BはAの信託違反の責任を追及できない。

b. 受託者自身の計算にもとづいてなされる取引

本条は、受託者が相反する利益を有し、そのため、受益者の同意がなければ取消される取引行為に適用される。第170条参照。受託者が受益者の同意の下に、信託財産を受託者自身に個人的に売却する場合、(2)項および(3)項で述べられている事情が存在しない限り、受益者は受託者の信託違反を追及できない。

c. 信託条項逸脱前の同意の撤回

受益者が、受託者の信託違反行為の前に同意を撤回した場合、受益者は、受託者の責任を追及することができる。

例：

5. Aは100,000ドルについてBのための受託者である。信託条項によって、Aは公社債のみに投資するよう指示されている。BはAに株式を購入するよう要求したが、Aの購入前にBはその要求を撤回した。Aは株式を購入し、その価値が下落した。Bは、株式の購入に関する信託違反についてAの責任を追及できる。

d. 信託条項逸脱後の同意の撤回

受益者が信託条項の逸脱に同意した場合、信託条項逸脱について受託者の責任を追及できないが、同意を撤回し、受託者が逸脱を継続する場合の受託者の責任は追及できる。例えば、受益者が、信託違反である投資に合意した場合、受託者がそのような投資をしたことにつき受益者は責任を追及できないが、受益者が投資を信託に違反しない投資へ変更するよう要求することは禁止される訳ではなく、そのように要求した後も、受託者が投資を変更しない場合責任が追及される。

例：

6. Aは100,000ドルについてBのための受託者である。信託条項によってAは公社債のみに投資するよう指示されている。Bの同意によってAは株式に投資した。Bはその後、Aにその株式を売却し、公社債を購入するよう指示した。Aはその指示に従わず、株価が下落した。Bは、株式購入に関するAの信託違反の責任を追及できないが、株式売却を怠ったことに対する信託違反の責任は追及できる。

e. 消費者信託の受益者による同意

受益者の権利が自ら譲渡できるものでなく、または自己の債権者の請求権の対象とされないものであっても、(2)項の場合を除き、受益者が同意していれば、受託者の信託違反の責任を追及することはできない。例えば、受益者の承諾によって、受託者が信託条項で権限が付与されていない投資をする場合、あるいは、受託者が信託条項で売却することを指示されている信託財産を保有する場合、それが消費者信託であっても、受益者は受託者の信託違反の責任を追及できない。

例：

7. Aは、公社債に投資し、Bの生存中はBに収益を支払い、Bの死亡後はCに元本を支払うことを

内容とする信託として100,000ドルを保有している。Bの権利は、Bによって譲渡できないこと、およびB自身の個人的債務の支払いにあてられない旨が信託条項によって規定されている。Bの要求によりAはその金銭を株式に投資する。BはAの信託違反の責任を追及できない。

f. 受益者の権利譲渡後の受益者による同意

受益者がその権利を譲渡した後、譲受人が同意をすれば、譲受人は受託者の信託違反の責任を追及することはできない。権利譲渡後、受託者によってなされた信託条項逸脱に対する譲渡人たる受益者の同意がある場合、受託者が権利譲渡の事実を知らなかったときだけは、譲受人は、受託者に対する信託違反の責任を追及できない。第226条注cと比較せよ。

g. 複数の受益者

受益者が複数存在する場合、その中の一人が信託条項の逸脱に同意しても、他の受益者の利害に関する限り、他の受益者は、受託者に対する信託違反の責任を追及できる。

例えば、2人の共同受益者の1人が信託違反に対して同意を与えたとしても、もう1人の受益者は受託者の信託違反の責任を追及できる。

例：

8. Aは、金銭を公社債に投資し、その収益をBとCに同比率で支払い、5年後には、元本をBとCで等分することを内容とする信託として、100,000ドル保有している。Bの同意を得て（Cの同意はない）、Aは金銭を株式に投資する。5年後、Aは株式を80,000ドルで売却した。Bは株の損失についてAの責任を追及しえないが、CはAの責任を追及できる。

9. Aは、甲地を50,000ドル以上で売却し、BとCでその収益を分割することを内容とする信託として甲地を保有している。Bの同意によって（Cの同意はない）、Aは50,000ドルで売却できるはずであった甲地を40,000ドルで売却した。Cは5,000ドルの責任を追及できるが、BはAの責任を追及できない。

同様に、連続的受益者がいる場合、信託違反に対してその1人が同意したとしても、他の受益者は受託者の信託違反の責任を追及できる。

反対に、不適法な投資について、残余権者は同意したが、生涯受益者は同意しなかったときに損失が生じた場合、受託者に対し損失額を填補し、それを適法に投資して、その収益を自己に支払うよう要求しうる。しかしながら、生涯受益者の死亡により受託者は、そのように支払われた額の元本につき権原を取得する。ある信託が一人の生涯受益者のために設定され、他の受益者は残余権者であり、生涯受益者が適法でない信託投資に同意し、残余権者が同意しない場合で損失が生じたとき、受託者は、残余権者に対して不適法な投資を処分し、損失を補填する義務を負う。しかし、受託者は、生涯受益者の生存中は、補填された損失の総額に対して受領した収益を保有する権原を有する。

例：

10. Aは公社債に金銭を投資し、Bの生存中はBに収益を支払い、Bの死後はCに元本を支払うことを内容とする信託として100,000ドルを保有している。Bの同意によって（Cの同意はない）、Aは金銭

【第7章】

を株式に投資した。株価が下落し、売却して損失を受ける。CはAに対し損失総額を補填し、それを適法な信託投資をすることを要求しうる。AはBの生存中はこれらの投資からの収益について権原を有する。Bの死亡により、Cは元本に対する権限が付与される。

Bの死亡により、Aは元本につき権原を取得する。

例：

11. 投資がBではなくCの同意によってなされたものであることを除き、事実は例10で述べられたものと同じである。BはAに損失分を補填し、それを適法な信託投資にあてるよう要求できる。Bは生存中、これらの投資から生ずる収益について権限を有する。

同様に、信託に違反して、売却することが受託者の義務となっている信託財産を売却しなかった場合、保持することが義務となっている信託財産を売却した場合、または購入することが義務となっている財産権を購入しなかった場合に、2人の承継受益者の1人が同意をしていたとしても、もう1人の受益者は受託者の信託違反の責任を追及できる。

同様に、一般的指名権を有する受益者がその権限を行使しなかったとしても指名を受けなかった者達は、受益者が信託違反に同意すると、受託者の責任を追及することはできない。

指定の集団に対する指名権を有する者が同意した場合、被指名者も指名を受けなかった者たちも受託者の責任を追及することはできるだろう。

b. 一般的指名権を有する受益者による同意受益者が一般的指名権を有する場合、それが遺言によってのみ指名できる権利であっても、受益者が信託違反につき同意すれば、受益者が指名した者が受託者の信託違反の責任を追及することはできない。

i. 撤回可能信託の委託者による同意

委託者が信託を撤回する権限を有する場合、委託者が信託違反に対し同意すれば、受益者は受託者に対する信託違反の責任を追及することはできない。

(2)項(a)の注：

j. 受益者の無能力

受益者が未成年者、心神耗弱者あるいは何らかの理由で行為能力がない場合、信託条項逸脱に同意をしても、受託者に対する信託違反の責任を追及できる。

例：

12. Aは100,000ドルについて、未成年者Bのための受託者である。信託条項によって、Aは金銭を公社債に投資し、その収益をBが21歳になるまでBに支払い、その後は元本をBに引渡すよう指示されている。Bが18歳に達したとき、BはAに金銭を株式に投資するよう要求し、Aは株式に投資をする。株価が下落した。BはAに対して信託違反の責任を追及できる。

(2)項(b)の注：

k. 受益者による事実および権利の不知

受託者は受益者に対し信託関係にあるので、受託者が知り、または知りうべき事実の範囲内で、信託条項の逸脱である取引行為に関連するような権利および事実について受益者に告げなければならない。受益者が、その取引は信託条項から逸脱しているということ、及び受託者に対して信託条項に従って信託を管理するよう要求する権限があることを理解していない場合、受益者は同意したとしても、信託違反の責任を受託者に対して追及できる。受託者は自己が知っていることを全て受益者に知らせる必要はないが、取引の性質を理解し、適否を判断できる程度に情報を提供しなくてはならない。例えば、受託者が、信託条項によって認められていない投機的な証券への投資を企図する場合、受託者は、それが適法な信託投資でないことを告知するだけでなく、その投資が有する危険性についても却けなければならない。しかしながら、受益者は完全に理解しているかのように、受託者が誤認させられた場合、受益者が完全には理解していなかったとしても、受託者は責任を負わない。

例：

13. Aは100,000ドルについてBのための受託者である。信託条項によって、Aは金銭を株式に投資するよう指示されている。AはBに、X会社への投資を希望するかどうかたずねた。Aは、X会社の株がきわめて投機的性質を有することを知り、Bがこの事実を知らないにも拘らず、Bにこの事実を告げなかった。Bは投資に同意した。BはAの責任を追及しうる。

(2)項(c)の注：

1. 受託者の不適法な行為

受託者の信託条項逸脱を受益者が同意した場合でも、その同意が、詐欺、強迫、不当威圧によってなされ、または信託関係の濫用ないしは受益者を圧迫する不当な行使によってなされたものであるときは、受益者は受託者に対する信託違反の責任を追及できる。

m. 限定的な理解力と経験しか有しない受益者が未成年者でなくとも、多くの理解力と経験を有せず、その者に受託者が投機的証券への投資を同意させる場合、受益者は損失について受託者の責任を追及できる。例えば、受益者が丁度成年に達したばかりであったり、取引について十分な経験のない場合、または受益者が事業経験のない老齢の寡婦である場合、同意は無効となりうる。

(3)項の注：

n. 受託者が相反する利益を有し、取引が適正かつ合理的になされない場合

受託者の個人的利益と受益者のそれとが相反する取引に受益者が同意する場合で、その取引が適正かつ合理的になされない場合には、受益者は、その取引行為を取消し、さもなければ信託違反に対する受託者の責任を追及できる。第170条(2)項参照。この要件は、(a)、(b)及び(c)の要件に追加される。

例：

14. AはBのための甲地の受託者である。信託条項によってAは甲地の売却を指示されている。Bの同意によってAは、A個人に甲地を10,000ドルで売却した。売却時の甲地の価値は10,000ドルをかなり上回っている。BはAの信託違反の責任を追及できる。

しかし、なされた取引が適正かつ合理的であり、(a)から(c)まで述べられている要件のすべてが満足されてい

【第7章】

る場合、取引が後に受託者にとって都合の良いものであるという事実だけでは、受益者の取消の根拠とはならない。例えば、受益者が、受託者による信託財産の購入に同意し、支払われた価格がその時点で適正かつ合理的であれば、例えば、近くに鉄道が通り、後にその財産の価値が上がったというような事実だけでは売却を取消す根拠とはならない。

さらに、第(3)項は、取引というよりはむしろ贈与の性格を有する行為を受益者がなすことを禁じているものではない。例えば、(a)から(c)までに述べられている事情が存在しなければ、受益者は受託者に信託財産の贈与をなす。取引行為が適正かつ合理的でないゆえに受益者によって取消されるのは、それが受益者と受託者との取引という性格を有する場合である。

ρ. 前後参照

受益者の一人が同意しただけでなく、信託違反に関与した場合、他の受益者に対する当該受益者の責任については、第256条参照。

第217条 権利放棄または契約による免責

(1) 受益者は、信託違反に対する受託者の責任につき、権利放棄または契約によって免責をしたときは、受託者の責任を追及できない。

(2) 権利放棄または契約は、次の場合には免責の効力を生じない。

(a) 権利放棄または免責の契約をなした当時、受益者が無能力である場合

(b) 受益者が、違反行為に対する自己の権利およびその違反行為に関する重要な事項を知らず、しかも受託者はそのことを知りまたは知りうべく、かつ受益者がこれを知っていると信ずべき正当な事由がない場合

(c) 権利放棄または免責の契約が、受託者の違法な行為にもとづいてなされたものである場合

(d) 適正かつ合理的でない受託者との取引行為を含む場合。

注：

a. 同意は、権利放棄または契約と区別される。

本条で考えられる状況は、第216条とは異なる。本条では、受託者の信託違反行為が受益者によって同意されているのではなく、受益者が、事後的に、すでになされた受託者の信託違反につき受託者の責任免除に同意するという状況である。

(1)項の注：

b. 権利放棄または契約

受託者への信託違反の責任を免責する受益者の権利放棄または契約の効力を決定する規則は、契約の義務違反について補償しなければならない約諾者の責任につき、受約者がなした権利放棄または契約による免責の効力を決定する規則と同様である。

契約法リステイトメント第385条～第453条と比較せよ。

(2)項の注：

c. 権利放棄または契約による免責が有効でない場合

信託条項逸脱に対する受益者の同意に関する第216条第2項および第3項の注で述べられているのと同様の規則が、信託違反についての受益者の権利放棄または契約による免責にも適用される。契約法リステイトメント第498条参照。

信託違反による責任を受託者が負う場合、受託者は免責を得るときに自己の利益のために受益者と取引している。したがって、両者間の行為が、取引行為を含む場合は、その取引が第170条第2項の範囲で受益者にとって、公正で合理的でない限り、受益者の権利放棄または契約による免責は有効でない。

d. 浪費者信託

浪費者信託の受益者による権利放棄または契約による免責の効果は、浪費者信託の受益者による同意の効果と同一である。第216条注e参照。

e. 前後参照

受益者によって権利放棄された信託財産中の受益者の権利については、第343条参照。

第218条 追認による免責

(1) 本条(2)項の場合を除き、受託者が信託違反をおかし、受益者がかかると見られる行為を否認または追認する選択を有する場合に、受益者がその行為を追認したときは、受益者は、それ以後、その行為を否認できず、受託者の行為によって生じた損害の賠償を求めることはできない。

(2) 受益者が追認をなくしても、その追認の当時、次の各号に該当する事実があるときは、受益者は、受託者にその責任を追及することができる。

(a) 受益者が無能力者である場合

(b) 受益者が違反行為に対する自己の権利およびその違反行為に関する重要な事項を知らず、しかも受託者はそのことを知り、または知りうべく、かつ受益者がこれを知っていると信ずべき正当な事由がない場合。

(c) 追認が受託者の違法な行為によりなされた場合

(d) 行為が受託者との適正かつ合理的でない取引を含む場合

(1)項の注：

a. 受益者が盲者と追認の選択権を有する場合

受託者が購入すべきではない信託財産を購入した場合、受益者はその選択にもとづいてその購入を否認も追認もできる。第210条参照。

信託違反の内容が、受託者が購入すべきでない財産権を購入したことであり、受益者がこの購入を追認した場

【第7章】

合、受益者は以後追認を取消し、受託者の責任を追及することはできない。但し、(2)項の事情あるときは別である。

(1)項に関する以下の例では、(2)項で述べられている事実はないものと考えられている。

例：

1. Aは100,000ドルにつきBの受託者である。信託条項により、Aは公社債にのみ投資するよう指示されている。Aは一部を株式に投資した。事後的にAは投資についてBに知らせた。その時点で、株価は上昇していた。Bは投資を追認した。株価はその後下落した。Bは損失につきAに責任を追及できない。

受益者が事後的に同意を取消すならば、受託者はその財産を保持することはできない。同様に、状況が変化し、財産権を保持することが賢明でなくなった場合、受益者が保持に同意しない限り、受託者は、その財産権を処分する義務を負う。

受託者が不適法に購入した財産権の価値が上昇した場合、受益者はその購入を追認できるが受託者にその財産権の売却を強制できる。

受益者の追認の方法は、受託者に対する意思表示で行うこともできるが、受託者の行為を取消さずに、全くの事実と自己の権利について知った上で受託者の行為から生じた利益を受領して行うこともできる。

例：

2. 投資について追認するかわりに、Bが受託者から投資より生じた配当を受け取り、その投資を取り消さなかったことを除き、事実は例1と同様である。Bは損失につきAの責任を追及できない。

受託者が信託財産で購入する義務のない財産権を購入したが、購入価格が適正で、かつ受益者がその購入を追認した場合、受益者の追認の時点ですでに損失が生じていたとしても、第2項で述べられている事情が存しない限り、受託者は責任を追及されない。

例：

3. Aは100,000ドルにつきBの受託者である。信託条項により、Aは公社債にのみ投資するよう指示されている。Aは一部を株式に投資した。事後的にAは投資についてBに知らせた。その時点で株価はわずかに下落していた。Bは全事実を知りつつ、その投資を追認した。Aの購入価格とB追認時の株価との差額につきBはAの責任を追及できない。

しかしながら、購入する義務のない財産権を購入するだけでなく、受託者が信託違反して実際の価値よりも多額の代金を支払っていた場合、受益者はその購入を追認したとしても、余計に支払った額につき受託者に責任追及ができる。この場合の損失は追認後ではなく、追認時に生じている。

例：

4. Aは100,000ドルにつきBの受託者である。信託条項により、Aは公社債のみに投資するよう指示されている。Aは、8,000ドルの価値の株式に、10,000ドルを投資した。Bはその購入を追認し、かつ、2,000ドルにつき受託者の責任を追及できる。

受託者が適法な購入をしたが過分に代金を支払った場合の受益者の権利については、第205条注e参照。

b. 不適法な売却

本条は、受託者が保有すべき義務のある信託財産を売却した場合に適用される。第208条参照。その場合、受益者は、その選択にもとづいて売却時または判決時の財産価値について受託者の責任を追及するか、あるいは売却の収益を支払うよう要求できる。受益者が、売買を追認し、売却の収益を受領した後は、受益者は売買を取消して、信託違反の売買につき受託者の責任を追及できない。

例：

5. Aは甲地の受託者である。信託条項によりAは甲地の売却を禁止されている。Aは善意取得者でないCへ甲地を売却した。Bがその売買を追認する。その後BはAに対してその売買を取消すよう強制したり、信託違反の売買につき責任を追及することはできない。

6. Aは、甲地につきBの受託者である。信託条項により、Aは甲地を売却するよう指示されている。

Aは甲地を自己に売却した。Bがその売却を追認する。その後、Bはこの売却を取消すことはできない。

c. 不適法な賃貸借

本条は、受託者が信託財産を適法に賃貸借する場合に適用される。第189条参照。

d. 否認または追認の選択権がない場合

本条で扱われるのは、受益者が行為を否認または追認する選択権を有している場合に限定される。いかなる場合にこのような選択権が存在するかについては、第205条～第212条参照。受託者が信託違反をなし、受益者に、その行為を否認または追認する選択権がない場合、受益者が単なる事後的承認をしても、本条の下での信託違反の責任を追及することはできる。これは、受託者が過失によって信託財産を紛失したり盗まれたり、過失によって信託財産に保険をかけておらず、それが焼失した場合、あるいは信託財産を横領しかつ浪費してしまった場合などである。このような場合、受益者による事後的免除があっても、本条の下での信託違反の責任を追及することができる。ただし、受益者は、第217条により、権利放棄または契約による免責をすれば、受託者の信託違反に対する責任を追及できない。あるいは、219条の消滅時効(laches)により、責任追及を禁止される。

(2)項の注：

e. 追認が効力のない場合

受益者の同意に関して第216条で述べられているのと同様な規則が、受益者による追認にも適用される。

第219条 受託者の権利の消滅時効(laches)

(1) 受益者が、受託者に対する信託違反の責任追及を長期にわたって怠り、かつ、当該事情の下では、受益者が受託者の信託違反の責任を追及することが衡平の觀念に反するという場合には、受益者は受託者に対し、信託違反の責任を追及することができない。

(2) 受益者は、単なる時の経過によるだけでは信託の履行を強制する権利を失うことはないが、受益者が信託

【第7章】

の履行を拒絶し、しかも、受益者がこれを知りながら何等の行為もなさない時は、消滅事項の法理により信託の履行を強制する権利を失う。

(1)項の注：

a. 消滅事項の内容となるもの

大部分の州では衡平法上の請求権に出訴期限法は適用されないが、衡平法上の請求権は消滅時刻にかかることがある。

受益者が、消滅事項によって受託者に対する信託違反の責任を追及する権利を失うかどうかを決定する際、裁判所は、以下の要素を考慮しなければならない。(1) 信託違反から出訴までの間に経過した時間、(2) 受益者が信託違反を知っていたか、あるいは知るべき理由があったか、(3) 受益者が無能力者であったかどうか、(4) 受益者の権利が現在の時点で享受するものであったのか、将来においてのみ享受するものであったのか、(5) 受益者が信託違反を訴えたかどうか、(6) 受益者の出訴が遅れた理由、(7) 受託者側の地位の変更（第三者に対する権利の喪失を含む）、(8) 証人あるいは当事者の死亡、(9) 訴訟法上の救済が与えられない場合に受益者が受ける打撃、(10) 訴訟法上の救済が与えられた場合に受託者が受ける打撃。

b. 受益者の追及を遮断するために必要な時間

受益者の受託者に対する信託違反の責任追及をしゃ断するために必要な時間は、事情によって異なる。特別の事情がない限り、類似の状況に適用される出訴期間法の期間の経過が目安となる。

c. 受益者が信託違反を知らない場合

受益者は、通常、消滅事項によっても、自己の知らない信託違反について、受託者に対する責任追及の権利を失うことはない。

d. 受益者が無能力の場合

受益者は、無能力である間は、懈怠の法理によって権利を失うことはない。しかしながら、受益者が信託違反を知りながら、無能力者でなくなった後も、相当な期間内に出訴しない時には、通常、消滅事項にかかる。

e. 受益者が、将来権を有する場合

将来においてのみ権利を受ける受益者が、信託違反を知りながら、権利を現に受けられるようになってから後も、相当な期間内に出訴しない場合には、懈怠ありとされる。しかしながら、権利が現に享受されるようになる前に出訴を怠ったとの理由で消滅事項にかかることとされることもある。例えば、1人の受益者のために生涯にわたって収益を支払い、その受益者の死亡後は他の受益者に元本を支払うという内容の信託が設定され、前者の受益者の生存中、受託者が信託違反をおかし、後者の受益者がその事実を知っているにもかかわらず、長年出訴しない場合、前者の受益者の死亡後ただちに出訴しても、消滅事項によって権利を失うことがある。

生涯権者と残余権者のために信託が設定され、信託違反にもとづく受託者に対して生涯権者の有する損害賠償請求のみが時効消滅した場合、受託者は損害額と信託に支払う義務を残余権者に負うが、生涯権者の生存中は、その額から生じる収益に対する権原は受託者が有す。第216条注g参照。

f. 他の要素

受益者が、信託違反を知りながら何ら訴訟手続きをとらない場合は、通常、訴訟手続きをとっていた場合よりも短い期間で権利を失う。

信託違反の救済を受託者と約束したために出訴が遅れた場合には、そのような約束がない時よりも、より短い期間で権利を失うことはない。受託者側の地位に変更があった場合には、その他の事情が付加されなくても、受益者の権利が消滅時効することがある。

証人または当事者が信託違反と提訴との間に死亡した場合、そのような事情がない場合よりも短い期間で権利を失う。なぜならば、そのような事情の下では、受益者の出訴の遅れの理由としての事実を探究し、判断を行なうことが困難となるからである。

(2)項の注：

g. 信託を終了させる消滅事項の効果

受益者が受託者の信託違反の責任追及の権利を失うとしても、受益者が、時間の経過故に信託財産に対する利益を失うことはない。しかし、重要なことは、受託者が信託の履行を拒絶し、受益者がそれを知っているながら出訴しない場合、消滅時効によって、受益者は信託を強制する権利を失う。信託の履行拒絶は、言葉で明示される必要はなく、信託に反する受託者の行為によっても成立する。

第220条 裁判所の判決による免責

受益者の受託者に対する信託違反の責任追及の権利は、裁判所の判決によって、その行使が妨げられることがある。

注：

a. 本条の範囲

受益者の計算書を処理する管轄を有する裁判所での計算書の清算は、現実には争いがあるであろうが、計算に既判事項の性格を与える。受託者が計算書の提出または裁判所による許可の取得について不実表示 (misrepresentation) または隠匿の責任がある場合、計算が継続される。本条は、最終計算書だけでなく中間計算書にも適用される。

b. 前後参照

受託者による信託条項の逸脱を裁判所が許可する場合については、第167条参照。

c. 州の管轄権

信託が、ある州の裁判所の監督の下に管理されている場合、当該裁判所は、信託の管理に関して、居住、非居住を問わず、すべての請求者の権利を決定する管轄権を有する。それらの裁判所は、信託財産に対する受益者の権利を決定するだけでなく、もし存在するなら、信託の管理上、受託者が受益者に対し負う責任の範囲を決定する管轄権をも有する。受託者による清算時に、裁判所が、受託者は計算書訂正の責を負わず、受益者は適切な通知を受けかつ受ける機会を有していたと判断した場合、その裁判所の判決は他の州においても、法の適正な過程

【第7章】

(due process of law)の要件を満たし、十分な信頼と信用を与えられる。

例えば、法人受託者が共同信託基金（第227条注j参照）を自社の管理する信託に投資し、その信託の所在地の州法に従って共同信託基金の管理の計算をする場合、当該共同信託基金に関与するすべての受益者は、自己が個人としてそて州の法律の管轄に属するかどうかを問わず、その基金の管理に関する信託違反の責任の有無について裁判所の判決に拘束される。ただし、受益者が清算につき事前に十分な通知を受けていた場合に限る。

土地信託の管理に対して管轄権を有する州については、抵触法リステイメント第243条参照。動産信託の管理に対して管轄権を有する州については、抵触法リステイメント第299条参照。将来権に関する訴訟手続の被告の決定については、財産法リステイメント第180条—第186条参照。

d. 聴聞の通知と機会

聴聞の通知がなく、また、その機会が利害関係人に与えられていない場合には、決定は効力を持たない。

判決手続リステイメント第6条参照。信託違反にもとづく責任を決定するために受託者が提起した清算手続において、受益者は居住者が非居住者らに関係なく、合理的な方法で通知がなされ、かつ聴聞の機会が与えられない限り、その判決に拘束されない。このような通知と機会を与えることが、第14次修正法の下の法の適正な過程の要件である。

何が充分な通知となるかは事情による。一定の状況下では充分な通知方法であっても、状況が異なれば、他の方法で受益者に訴訟について通知する方が明らかによかったと考えられ、不十分な通知方法となりうる。判決手続リステイメント第6条注b参照。公告送達 (service of publication)は、他の通知方法が不可能である場合は充分な通知方法となるが、受益者が生存し、その名前と住所を受託者が知っている場合は、不十分な通知方法となる。他方、郵便送達 (service by mail) は受益者が居住者のときも非居住者のときも充分な方法である。

第14次修正法の下の要件に加えて、法廷地法により要求される方法も充分である。

第221条 受託者の破産と免責

受託者が破産した場合は、受託者が、合衆国破産法 (national bankruptcy act) により免責を受ける範囲で、受益者は、受託者への信託違反を責任を追及する権利を失う。

注：

a. 本条の範囲

信託違反によって生じた受託者に対する受益者の追及権は、破産の場合に請求権行使が不可能とされるものではないが、受託者の破産にもとづく免責によって妨げられることはない。いかなる権利が破産の場合に請求できるかについては、合衆国破産法第63条参照。

合衆国破産法17条によれば、破産者は全ての債務から破産にもとづき免責される。但しある種の債務、例えば役員または受託者として行為している間に行った詐欺、横領等 (fraud, embezzlement, misappropriation, defalcation) から生じた債務については、この限りでない。

履行すべき債務と、役員または受託者として行為している間の詐欺・横領等から生じた債務とを区別する基準は、本リスティメントの範囲ではない。

受託者の破産に際しては、信託財産に対する権原は、破産した受託者に属するものではない。さらに、破産における受託者の免責は、信託財産に対する受益者の権利に影響を及ぼすものではない。第307条参照。

第222条 免責約款

(1) 本条(2)項および(3)項の場合を除き、受託者は信託条項における免責約款により信託違反に対する責任の免除を受けることができる。

(2) 信託違反が悪意または故意にもとづいてなされ、もしくは受益者の利益を無視してなされた場合には、信託条項中の免責約款は、信託違反に対する受益者の責任、または、信託違反から生じた利益に対する受益者の責任を免除する効力をもたない。

(3) 信託条項における免責約款が、受託者の委託者に対する信託関係の濫用によって挿入されたものである場合、当該約款は無効である。

(1)項の注：

a. 厳格に解釈される免責約款

信託条項に、受託者の信託違反の責任を免除する約款を入れることができる。この約款は厳格に解釈され、受託者は責任を免除される。例えば、信託条項によって、受託者は「故意による 懈怠または重過失を除いて」責任を負わないと規定されている場合、受託者は軽過失については責任を負わないが、受託者の故意による作為、不作為、あるいは、受益者の利益を無視した作為、不作為について受託者は責任を負う。

(2)項の注：

b. 公序良俗 (public policy) に反する免責約款の範囲

信託違反に対する責任を免除する約款があっても、悪意または故意によってなされた信託違反および受益者の利益を信託に反して無視した場合については、受託者は責任を負う。いかなる免責約款をもって、信託違反により受託者が利益を受けた場合の責任額を、利益の全額まで免除することはできない。そのような免責約款は、公序良俗に反して無効である。

c. 免責約款と受託者の義務を制限する約款との区別

信託条項によって、受託者の義務となるべき行為が約款により免除される場合、その約款が公序良俗に反して無効とならない限り、受託者は、その行為によって信託違反となることはない。しかしながら、そのような趣旨の約款が信託条項中にないか、または、そのような約款が公序良俗に反して無効であるという理由から、受託者が義務を免れることができない場合、受託者は信託違反の責任を負わない旨の信託条項の規定は、注bの範囲で公序良俗に反する。

受託者に要求される注意義務の基準に関する信託条項の効果については、第174条注d参照。

【第7章】

受託者に課せられている権限の行使に際して、受託者に付与されている裁量の範囲に関する信託条項については、第187条参照。

(3)項の注：

d. 違法に挿入された免責約款

信託設定時に受託者と委託者との間に存在した信託関係が濫用されて当該約款が信託証書に挿入されたことを理由に、受託者の免責約款が無効であるかどうかを決定するには、以下の要素が重要である。(1) 信託設定以前、例えば受託者が委託者の後見人であったというように、受託者と委託者の間に信託関係があったかどうか。(2) 信託証書が受託者によって書かれたものか、あるいは、受託者の代理人によって書かれたもの。(3) 委託者が当該信託証書の約款に関するアドバイスを受けたかどうか。(4) 委託者が、経験豊かな判断力を有しているか、事業に不慣れな者か。(5) 約款の挿入が不当威圧あるいは、受託者側の他の違法な行為によるものかどうか。(6) 約款の範囲と合理性。

受託者が信託証書を書き、受託者の責任を免除する約款を入れることを提言したいという事実だけでは、約款を無効とすることにならない。例えば、弁護士である息子に、父は、自分のための遺言の作成を依頼する。その遺言によれば、息子が父のための受託者として行動し、過失にもとづく信託違反の責任を免除する約款を入れているが、事業経験を持つ父が、その約款に同意している場合、このような約款は有効である。

第223条 承継受託者の責任

(1) 受託者は、前任受託者によってなされた信託違反について責任を負うことはない。

(2) 受託者は、以下の場合には信託違反として受益者に対して責任を負う。

(a) 受託者が前任受託者のなした信託違反行為を知り、また知るべかりし場合に、その状態を放任し、継続させたとき

(b) 前任受託者に対し信託財産の引渡を求めたことを怠ったとき

(c) 前任受託者によってなされた信託違反行為に対する賠償を求める適当な措置をとらなかったとき。

注：

例：

a. 本条の範囲

前任者が信託違反をなしたという理由だけで、承継受託者が責任を負うことはないが、第2項で述べられている3つの事情があることで、承継受託者自身が信託違反の責任を負う場合もある。

(2)項(a)の注：

b. 承継受託者が信託違反の継続を放任した場合

前任受託者が、購入権限のない証券を購入し、承継受託者がそれを受領し、処分すべき義務に違反して相当な期間を超えて保有し続ける場合、承継受託者は、信託違反の責任を負う。第230条、第231条参照。

例：

1. Aはある証券を信託としてBに遺贈した。信託条項によって、その時々信託財産を構成している証券を売却する権限が受託者に与えられ、A死亡時にAに属している証券を保有する権限が与えられていた。Bは証券のいくつかを売却し、その代金を適切でない信託投資に投資した。Bが受託者を辞任し、Cが裁判所によって受託者に指名された。Cは相当な期間を超えてBの買入れた証券を保有していた。その際Cはその証券をBが買入れた証券であることを知り、または知りうべき状態にあった。Cは責任を負う。

前任受託者が売却する義務を負う財産権を売却せず、承継受託者がその財産権を受領し、売却すべき義務に違反して相当な期間を超えて保有しつづける場合、承継受託者は信託違反の責任を負う。第230条、第231条参照。

(2)項(b)の注：

c. 承継受託者が、前任者に信託財産の引渡請求を怠った場合

受託者は受益者のために信託財産を管理するのに必要な手段をとる義務を負っているから（第175条参照）、承継受託者が前任者に信託財産引渡を要求しない場合は、受託者は信託違反の責任を負う。承継受託者は、そのような手段をとらなかったことから生ずる損失の範囲内で、損害についても責任を負う。

例：

2. Aは信託としてBに証券を遺贈した。Bが受託者を辞任し、裁判所はCを受託者に選任し、裁判所はCを受託者に選任し、Cはそれを受諾した。数年間、CはBの信託財産保有を放任し、Bはそれを悪用した。Cは信託違反の責任を負う。

(2)項(c)の注：

d. 承継受託者が信託違反に対する賠償請求を怠る場合

受託者は受益者のために信託財産の一部となる権利を実現する義務を負っている（第177条参照）から、承継受託者が、前任者のなした信託違反に対する賠償を求めるについて適当な措置をとらない場合、承継受託者は信託違反について責任を負う。

例：

3. Aは、信託としてBに証券を遺贈した。Bはその証券のいくつかを横領した。Bは受託者を辞任し、裁判所はCを受託者に選任し、Cはそれを受諾した。Bが横領したことを知っているCは、Bが破産者になるまで、Bの信託違反に対する訴訟上の措置を何もとらなかった。Cは信託違反の責任を負う。

第224条 共同受託者の信託違反に対する責任

(1) (2)項で述べる場合を除き、受託者は他の共同受託者のなした信託違反について、受益者に対して責任を負わない。

(2) 以下の場合においては、共同受託者の信託違反につき、受託者は責任を負う。

【第7章】

- (a) 共同受託者の信託違反に関与した場合
- (b) 信託事務の処理を不当に他の共同受託者に委任した場合
- (c) 他の共同受託者の信託違反行為を承認または黙認し、もしくは隠した場合
- (c) 自己の信託事務処理に関し善良な管理者の注意を怠ることによって、他の共同受託者が信託違反をなすことを容易にさせてしまった場合
- (e) 共同受託者の信託違反に対する賠償を求めるにつき、適当な措置をとらなかった場合。

注：

例：

a. 本条の範則

複数の受託者が共同でなした信託違反、あるいは、共同受託者の1人がなした信託違反につき、第2項で述べられている条件のもとに他の受託者も責任を負う場合、共同受託者は各自連帯して信託違反について受益者に対する責任を負う。

(a)の例：

- 1. AとBは共同受託者である。信託条項によって、公社債のみに投資することは認められている。AはBに信託基金の一部を株に投資するよう助言し、Bはそうした。AもBも信託違反の責任を負う。

(b)の例：

- 2. AとBは共同受託者である。Aは、Bに、自分に相談せずに信託基金を投資するよう指示した。Bは株に投資し、信託違反をおかした。Aは、その信託違反の責任を負う。

(c)の例：

- 3. AとBは共同受託者である。Bは違法な投資をし、そのことをAに告げた。Aは、その投資を承認した。Aは信託違反の責任を負う。

(d)の例：

- 4. AとBは共同受託者である。Aは違法に、Bに信託財産の単独管理と処分をまかせ、Bの行動を何ら調べなかった。そのためにBは信託財産を売却し、その売上げを横領できた。Aは信託違反の責任を負う。

(e)の例：

- 5. AとBは共同受託者である。AはBが信託財産の一部を横領したのを知っていたが、原状回復させるために何らの措置もとらなかった。Aは信託違反の責任を負う。

b. 前後参照

共同受託者に関する受託者の義務については、第184条参照。

受託者の行為を支配する権限が他に人に与えられている場合の受託者の義務については、第185条参照。

共同受託者の負担部分または求償権については、第258条参照。

第225条 代理人の行為に対する責任

(1) (2)項で述べる場合を除き、受託者は信託事務の処理に関し選任した代理人のなした行為につき、受益者に対して責任を負わない。

(2) 以下の場合において、受託者は、代理人のなした行為で、もし受託者自身がなしても信託違反を構成する行為につき、受益者に対し責任を負う。

- (a) 受託者が代理人にその行為を命じ、またはこれを許可したとき
- (b) 受託者が代理させえない行為の履行を代理人にさせたとき
- (c) 代理人の選任または留任に対し、受託者が善良な管理者の注意を払わないとき
- (d) 代理人の行為に対し受託者が相当な監督を行わないとき
- (e) 受託者が代理人の行為を承認、または黙認もしくは隠すとき
- (f) 受託者が代理人に対し違法行為の賠償をさせるために相当な措置をとらないとき。

注：

a. 受託者によって雇われた代理人

信託の事務処理につき代理人を雇う受託者は、受託者の権限内でまたは表見的な権限内で代理人が第三者となした契約について第三者に対して責任を負い、雇用期間内に代理人によってなされた第三者への不法行為について責任を負うが（第262条、第264条参照）、代理人の違法な行為から生じた損失について、受益者に対して責任を負うことはない。

受託者自身は、(2)項で述べられている事情の下で信託違反の責任を負う。

b. 法人受託者の役職員

法人受託者は、雇用期間内における役職員の過失または懈怠について受益者に対して責任を負う。職員は本条の意味における信託事務処理において雇われた代理人ではない。本条は、信託事務の処理との関連で雇われ、その報酬が信託財産から支払われる代理人にのみ適用される。

例：

1. Aは、信託としてアパートをB信託会社に遺贈した。アパートの管理をする信託会社の役職員が、屋根の修繕を放置しておいたため、雨で天井が破損した。B会社は、信託違反の責任を負う。
2. B会社が適切な注意を払ってアパートの管理人を雇い、その者の過失で天窓があげ放しの状態になっていたため天井が破損した。B会社は、信託違反の責任を負わない。

第226条 受益者以外の者に対する信託財産の支払または譲渡の責任

信託条項により信託財産の全部または一部を受益者に支払い、または譲渡する義務を受託者が負う場合、受託者が、受益者以外の者、もしくは受益者または裁判所がその支払を是認した人以外の者に支払いまたは譲渡したときは、受託者は責任を負う。

注：

a. 本条の適用

本条は、収益および元本の支払に適用される。本条は、支払または譲渡が、信託終了以前、あるいは信託終了時になされても適用される。

b. 法律ないし事実の錯誤

受託者が法律ないし事実の錯誤にもとづき支払または譲渡をなしても責任を負う。受託者が支払または譲渡をなすべき者につき疑いを持った場合、裁判所に指示を求めることができる。その指示に従う限り受託者はいかなる者に対しても訴訟上責任を負うことがない。

しかし、自己が支払いまたは譲渡をした相手方が受益者であると信じるのが合理的であったとしても、または受益者もしくは信託条項により支払ないし譲渡が認められまたは指示されていると信じるのが、合理的であったとしても、受託者は責任を負う。

例：

1. Aは、収益をCに、Cの死亡後は元本をDに支払うための信託としてBに100,000ドルを遺贈した。EはBに、Eへ収益の支払をなすよう指示したCの署名のある偽造の命令書を提示した。Bはそれを真正なものと思い、Eに収益を支払った。BはCに対して責任を負う。

本条が適用されるのは受託者が残余権者に元本として支払または譲渡すべき金銭またはその他の財産を、生涯受益者に収益として支払いまたは譲渡した場合、および生涯受益者に支払いまたは譲渡すべき金銭またはその他の財産を残余権者に支払いまたは譲渡した場合である。

信託違反に対する受託者の責任に関する法律ないし事実の錯誤の効果については、第201条注bおよびc参照。

c. 受益権の譲渡

受益者がその権利を譲渡し、その譲渡を知らない受託者が信託条項に従って譲渡人たる前受益者に支払または譲渡をした場合、受託者は譲受人に対して責任を負わない。

受益者が権利を譲渡し、受託者がその事実を知りながら譲渡人たる前受益者に支払または譲渡した場合、受託者は責任を負う。

例：

2. Aは、収益をCに、C死亡後はDに元本を引渡すことを内容とした信託としてBに100,000ドル遺贈した。Cは受益権をEに譲渡した。EはBに譲渡を知らせる手紙を書いた。Bはその手紙を受領したが、十分な調査をせずにCに収益を支払った。BはEに対して責任を負う。

受益権の譲渡可能性については、第132条参照。

d. 受益権の二重譲渡

受益者が自己の権利をある者に譲渡し、さらにそれを別の者に譲渡する場合、受託者が第一譲渡を知らずに第二譲受人に支払または譲渡をした場合、受託者は第一譲受人に対し責任を負わない。

受益者が自己の権利を二重譲渡し、受託者がその事実を知りながら第二譲受人に支払または譲渡をした場合で、

かつ、第一譲受人が受益権の権原を有する場合、受託者は第一譲受人に対して責任を負う。

受益権の二重譲渡で、どちらが権利を付与されるかについては、第163条参照。

e. 受益者の債権者

債権者が適正な手続きにより受益権の先取特権を取得している（第147条参照）場合、受託者が先取特権の設定を知りつつ受益者に支払または譲渡をなせば、受託者は債権者に対し責任を負う。

受託者が受益者の同意を得ずに、受益権上の先取特権を取得していない受益者の債権者に支払をなした場合、信託条項によって受託者にそのような支払の権限例えば信託財産を受益者のために運用する権限が付与されていない限り、受託者は受益者に対して責任を負う。

例：

3. Aは、Bに信託として100,000ドル遺贈し、その収益をCの生涯にわたって支払よう命じた。CはDに対し1,000ドルの借金をしている。Cの同意なしにBは収益のうち1,000ドルをDに支払った。Bは支払われた1,000ドルについてCに対して責任を負う。

4. Aは、Bの裁量でCのために収益を運用することを内容とした信託として、Bに100,000ドル遺贈した。CはDに1,000ドルの負債がある。Cの同意なしにBは収益のうち1,000ドルをDに支払った。Bは支払われた1,000ドルについてCに対する責任を負わない。

f. 裁量信託

信託が裁量信託（第155条参照）であっても、受託者が受益権の譲渡を知りながら、前の受益者に支払をすれば、受託者は受益権の譲受人に対して責任を負う。

例：

5. Aは、Bの裁量で適当と思われる額を収益からCに支払い、C死亡後は元本と蓄積された収益をDに支払うことを内容とする信託として、Bに100,000ドル遺贈した。Cは信託にもとづく自己の権利をEに譲渡した。Bはその譲渡を知りながら、収益のうち1,000ドルをCに支払った。Bは1,000ドルにつきEに対して責任を負う。

g. 浪費者信託

浪費者信託の受益者の指示にもとづいてなされた支払に対する受託者の責任については、第152条注i参照。同様に、第342条注f参照。

第226条の2 無効な信託のもとでなされた支払または譲渡の責任

受託者が、信託条項によって権原を付与されている者に信託財産の全部または一部を支払い、あるいは譲渡し、信託が後に全部または一部無効となった場合、受託者が支払あるいは譲渡をなした時点で、信託が無効であることを知り、または信託の有効性を疑うに相当な理由がある場合に限り、受託者は、信託財産に対する権原を有する者に対して責任を負う。

【第7章】

注：

a. 本条は、第226条よりも厳格ではない。第226条では、受託者は委託者によって支払の権限を与えられていない者に支払をなすのであるが、本条においては、受託者は委託者によって指示された者に支払をなす場合である。

b. 無効の根拠

信託が全部または一部無効となるには、さまざまな根拠がある。委託者の無能力（第18条～第22条参照）、詐欺、強迫、不当威圧あるいは錯誤にもとづく信託の設定（第333条参照）。債権者の詐欺、または不法な約因、不法な目的のために設定された信託（第62条～第65条参照）。永久権禁止則に触れる場合（第62条注1～r参照）。適法に指定された受益者が存在しないために信託が消滅する場合（第112条、第122条、第123条参照）。

c. 財産に対して権原を有する者

財産の所有者が無償で財産を譲渡し、譲受人がその財産を信託として保有することを宣言したが信託が消滅した場合、譲渡人が復帰信託の設定のないことを意思表示していたか、意図された信託が違法のために消滅した場合をのぞき、譲受人は、譲渡人または譲渡人の財産のための復帰信託にもとづいて信託財産を保有する。第411条参照。

生前信託設定のために財産権が譲渡されたが、その信託が消滅した場合、受託者はその財産権を委託者のために、または委託者死亡時には委託者の財産のために、復帰信託にもとづき保有する。

遺言信託設定のために財産権が譲渡されたが、その信託が消滅した場合、受託者はその財産権を、遺言者のために、復帰信託にもとづき保有する。すなわち、債務および管理の費用を支払った後に、残余があれば受遺者のために、受遺者がいないならば遺言者の相続人のために保有する。

財産権の所有者が、生前行為によって無償でその財産権のある信託目的のため譲渡したが、確定した、または確定しうべき受益者が指定されていないために、その信託を強制できない場合においても、譲受人は、その財産権を運用する権限が譲渡人により撤回され、または譲受人の死亡または無能力のために終了するまで、指定された目的のために財産権を運用することができる。第419条(1)項参照。

例：

1. Aは、Bの裁量で慈善または公益のためにその金銭を使う目的でBに10,000ドル贈与した。Bは前記の目的も含め色々な目的のために5,000ドル使用した。AはBの権限を撤回し、Bにその金銭をAのもとに返すように命じた。Bは消費した金額についてAに責任を負わないが、残高についてはAのための復帰信託にもとづいて保有することになる。

譲渡人が譲受人の権限を撤回した場合は、譲受人は、財産権を譲渡人のための復帰信託にもとづいて保有する。第419条(2)項参照。本条の規則によれば、権限が撤回された後でも、譲受人が、信託の無効につき悪意であったか、または信託の有効性を疑う相当の理由がない限り、譲受人が信託目的に従って財産を運用したことにつき、譲渡人に対して責任を負わない。

e. 委託者が死亡した場合

財産権が信託として遺贈され、受託者が遺言の条項に従って信託財産の支払または譲渡をなくし、後にその信

託が無効であることが明らかになった場合、受託者が信託の無効を知らず、また、その有効性について疑うべき相当の理由がないときは、受託者は復帰信託を強制する権限のある者に対して責任を負わない。

例えば、遺言者が詐欺または不当威圧によって信託の設定を強いられたという事実のように、受託者の知らない事実によって信託が無効となる場合、受託者は無効の理由を知った後になされた支払には責任を負うが、それ以前になされた支払には責任を負わない。

他方、信託が無効であることを受託者が知り、またはその有効性を疑うに相当な理由がある場合には、受託者は、その支払に責任を負う。受託者が信託の有効性に疑いを持つ場合、受託者は支払をなす前に、裁判所に説示を求める権限を有し義務を負う。

信託が後に無効となる根拠が遺言の文面に表われているという事実は、受託者が信託の効力に疑いを持たない限り、受託者によってなされた支払についての責任を必ずしも生じさせないものではない。ことことは、受託者が信託証書の解釈に関し錯誤をなした場合にも、受託者が法律の錯誤をなした場合にもあてはまる。

信託が生前行為で設定され、委託者が後に死亡する場合にも同様の原則が適用される。信託が無効ならば、受託者は委託者の死亡前になされた支払について責任を負わないが、受託者が信託の無効を知りながら、さらに支払を続ける場合、受託者は利害を有する委託者の承継人に対して責任を負う。

〔 支払を受けた者からの返還 〕

信託の無効によって財産権の権原を有する者は、支払を受けた者が善意取得者でない限り、またはその財産権もしくはその価格の返還を受けることが衡平の観念に反するような事情の変更がない限り、その者から財産権またはその価格の返還をうける権限を有する。第284条、第292条参照。

第5節 信託資金の投資

第227条 受託者が適法になしうる投資

信託資金の投資をなすに際しては、受託者は、受益者に対して、次のような義務を負う。

- (a) 信託条項または法令に別段の定めがない限り、相当の思慮を有する人 (prudent man) が自己の財産につき、その保全と、相当の収益を規則的にあげることが考慮して投資する。
- (b) 信託条項に別段の定めがない場合は、受託者投資に関する法令に従う。
- (c) 第165条ないし第168条に定められている場合を除き、信託条項の定めに従う。

注：

a. 本条の範囲

信託条項に別段の定めのない限り、受託者は、信託財産を保持し (第176条参照)、信託財産から収益を得る (第181条参照) ために、相当なる注意を払う義務を受益者に対して負う。本節では、受託者が投資をする場合に、これらの義務をいかに履行すべきかを扱う。

本条で述べられている規定は、いわゆる「慎重人原則」(prudent man rule) であり、この原則は、はじめマサチューセッツの裁判所で採用され、次第に多くの州で採用されるようになった。この原則は、いくつかの州では、

【第7章】

制定法により、幾分制限されている。

(a)の注：

b. 注意義務 (care) の要求

受託者が投資の安全性および投資から生み出される適正収益に関する調査をしない場合、受託者は、投資をする際に当然払うべき注意義務を用いていないことになる。この注意は、通常、取引会社で慎重人が情報確認する方法によることを意味する。受託者は、弁護士、銀行家、ブローカー、その他、助言を受ける価値ある者の助言を考慮しうが、そのような助言を受け入れたことでは正当化されず、彼自身の判断をなさなければならない。

c. 熟練注意義務 (skill) の要求

受託者が可能なすべての注意義務を履行したとしても、通常人 (man of ordinary intelligence) としての注意義務を果さなかったことから生ずる損失につき、受託者は責任を負わなければならない。また、受託者が通常人以上の注意義務をなしうる場合に、それを怠ったことから生じる損失にたいしても、受託者は責任を負う。第174条参照。

例えば、受託者が、法人受託者あるいは専門家たる受託者として、通常人よりも高いレベルの注意義務をおこなうことで指名されたのであれば、そのような専門的注意義務をはたさなかったことから生じる損失について責任を負う。第174条参照。

d. 法人受託者

受託者が銀行または信託会社である場合、受託者が投資の選択について有する能力を用いるべきであり、また個人受託者に通常予想される以上の徹底した調査をなすことが要求される。

e. 慎重性 (caution) の要求

投資する際に、受託者は注意義務 (care and skill) を履行するだけでなく、慎重性 (caution) を用いる義務も負う。信託条項または法令に別段の定めがない限り、受託者が適法になしうる投資とは、慎重人が、財産を投資する場合に、元本の安全性を確保し、定期的に収益をあげることを考慮してなすものと同一のものである。

しかし、いかなる投資においても危険は常に存在するので、損失が生じることもありうる。危険性というのは程度の問題である。損失の危険が、利得の機会と均衡を失っている場合、通常人は財産を投資しない。そのような処分は、妥当な信託投資とはいえない。なぜならば基金の保持を第一の考慮点とする処分ではないからである。

最も安全で、最も確実な証券にだけ投資することが、必ずしも受託者の義務というわけではない。例えば、国債は最も安全で確実な証券であるが、利回りが他の証券より低いことを考えると、信託財産をそのような証券だけに投資することは、必ずしも受託者の義務とはならない。理由は以下のとおりである。注意義務を尽くして、投資というものはより多い収益を通常期待し、元本の損失を予想するものではないからである。

f. 投資の種類

通常、受託者が国債や社債に投資することは適法である。しかしながら、投資が適法かどうかを決定するのは、具体的事情である。どんな場合でも、投資が慎重なものでないときには、その投資は適法ではない。注o参照。

信託条項に別段の定めのない限り、以下のような投資は不適法である。(1) 投機を目的とした証券の購入、例

例えば、思惑による株式の購入 (purchase of shares of stock on margin) または、満期に支払われるかどうか不確定であるため、かなり割引されて売られている社債の購入など。(2) 新設されたばかりで、経験の浅い企業の株式の購入、(3) 商品取引や事業買収に信託財産を使用すること、(4) 再売却する予定で土地やその他の物を購入すること。

例：

1. AはBに信託として100,000ドルを遺贈した。Bは、健全な財政状況になく、配当の支払いの遅延が予想されるX会社の額面価格6,000ドルの株を購入するのに信託財産の3,000ドルを使用した。これは適法な投資ではない。

2. AはBに信託として100,000ドルを遺贈した。Bは航空機の新しい機種を製造するために新しく設立された会社の社債を購入するために、10,000ドルを使用した。これは適法な投資ではない。

3. AはBに信託として100,000ドルを遺贈した。Bは食料雑貨店を買収するために、信託財産の10,000ドルを使用した。これは適法な投資ではない。

4. AはBに信託として100,000ドルを遺贈した。Bは後日、建物の区画にわけて売却する目的のために、信託財産の10,000ドルで広い土地を買った。これは適法な投資ではない。

g. 再売却するための財産の取得

受託者が、再売却する目的で財産を購入することが適法ではないとしても、受託者が信託として譲渡抵当を保有し、その譲渡抵当が受戻権を喪失しているものである時は、受託者は、受戻権喪失売買にもとづいて、その財産を買入れることができる。第231条注h参照。そして受託者は債権が回収不能な時に不動産もしくは動産を買入れることも妥当である。第192条参照。

h. 後順位抵当権 (junior mortgages)

通常、第二、あるいはそれ以降の後順位抵当は適法な信託投資ではない。しかし、それが、債権を確保するための合理的な方法であり (第177条、第192条参照)、または、受託者が土地を売却する権限を有し、かつその売却が指示されているときに、土地の売却を可能にするために第二抵当権を取得することが必要であるならば、後順位の抵当権を取得することも適法な投資でありうる。第190条注j参照。

i. 無担保の貸付

信託基金を無担保で貸付けることは、慎重さを欠くために、不適法となる。しかしながら、そのような貸付けでも、必ずしも常に慎重さを欠くものというわけではない。例えば、受託者が、安全な保管の方法として、信託資金を銀行に普通預金として預けておくことは適法である。第180条参照。

j. 投資をなす際の信託資金の結合

投資をなす際に、ある信託の信託資金が、受託者の管理する他の信託の信託資金と結合するという事実は、他の点において適法であることを前提とすれば、投資を不適法なものにしない。例えば、利子かせぎのために複数の信託資金を、受託者が保有している1個ないし複数の土地の抵当に投資することは、抵当そのものが適法な信託投資である限り、適法である。

【第7章】

法人受託者が管理している信託財産を抵当取得にふりわけける目的で、法人受託者がまず自己の金銭を出して抵当を取得するという事実だけでは、その投資が、その他の点で適法である限り、抵当の取得と、信託財産をそれによりわけける間に短い間隔がある場合には、違法な自己取引には該当しない。第170条注i参照。

このような投資の分別については、第179条注d、第205条注f参照。

k. 共同信託基金 (common trust funds)

ほとんどすべての州の制定法によって、法人受託者は、共同信託基金に信託基金を投資することが認められている。基金は州の規制を受ける。1936年、連邦所得税法では共同信託基金は組合もしくは社団として徴税を免れる。

1. 州外投資

信託の管理がなされている州以外での投資は、州外ということが慎重になされたかどうかを判断する1つの要素とはなるが、通常、不適法ではない。旧判例では裁判所は国外・州外投資に否定的であった。今日では事情は一変している。州外での投資の情報は簡単に入手できるため、それらの情報を慎重に判断した上での投資であれば、適法である。例えば、州外の土地の抵当への投資、その州では法人化されないため他州に事業を移す法人の有価証券への投資、あるいは他州や外国の公社債への投資は、通常、不適法ではない。

iii. 株式

規則的に収益をあげ、かつ安定配当をしている会社の株式の購入は、慎重人が安全を考慮して、そのような株式に投資するのが通常である場合には、適法な信託投資である。株式が議決権がない事実だけでは投資を不適法にしない。

ii. 投資信託

いくつかの州では、一定の制約のもと、受託者が会社型投資信託の株式または他の有価証券に投資することが認められている。多くの州法では、その投資会社は個人であるか法人であるかを問わず、1940年連邦投資会社法により認可を受けなければならないとされている。

法規とは別に、次のような投資を受託者がすることは妥当であろう。投資が慎重で受託者に授権が必要ない場合である。

o. 投資を選択する場合に考慮すべき要素

受託者は、適法に特定の有価証券に投資しうが、どれに投資するかを選ぶにあたっては注意義務(care)、熟練注意義務(skill)および慎重性(caution)が課せられている。あたえられた投資の選択については、投下資金の安全性または収益の額と安定性の他、受託者は以下の要素を考慮しなければならない。(1)証券の市場性、(2)投資期間の長さ、例えば、満期、償還請求可能性など、(3)信託の予想存続期間、(4)信託の終了時に投資が、分配目的のために金銭化しなければならない場合のその投資の価値についての市場条件の見込み、(5)ある投資が満期に達した場合、再投資についての市場条件の見込み、(6)信託財産の全体的価値と他の投資の性質、(7)収益の総額に対する受益者の要求、(8)稼働財産を含めた受益者たちの他の財産の状況、(9)課税に対する義務の増加あるいは減少が、投資にいかん影響するか、(10)インフレの見込み。

受託者が投資をなすに際して適法に行動したかどうかは投資がなされた時点の事情により、後から発生した事情によるものではない。受託者が投資をなす時点で、それが慎重人が行なうような投資であれば、後に投資の価値が減少しても、受託者は責任を負わなくてよい。

通常、一定期間の経過の後、あるいは、指定された者が一定年齢に達した時というように定められた時点で信託が終了する場合には、受託者は、信託終了の時点で、簡単に売却できず、現金化がむずかしい投資をなすべきではない。例えば、信託が1年または2年以内に終了する場合、譲渡担当を簡単に売却できないことが予想されるときは、受託者は、信託終了後、満期までは相当な期間のある譲渡担当には投資すべきではない。

(b)号の注：

p. 制定法

多くの州で、受託者による投資を規定する制定法があり、また、本条で述べられている慎重人原則が制定法に採用されているいくつかの州では、国債、土地の抵当およびある種の公社債への投資だけを認めるというように厳格に定めている制定法がある。

いくつかの州では、行政が受託者に私的な会社の社債や株式の投資をすることを許可するのを禁じる実定法上の規定や、適法な投資を指示する憲法上の条項がある。別の州では、特定の適法な投資を規定することなしにある種の証券の投資を受託者が行うのを許すこともある。また別の州では、信託条項に規定していない限り、特定の法定証券にのみ投資することを許している。

制定法で、受託者の投資を一定の種類のものに制限している場合、委託者が制定法に指定されていない投資をなす権限を受託者に付与することを妨げるものとは解さない。

信託条項によって投資に関する裁量権が受託者に与えられている場合、委託者が制定法の下で許容される投資の枠を拡大する意図を有していたかどうか、もしそうだとした場合、どの範囲まで拡大する意図を有していたかどうかは解釈の問題である。制定法によって、受託者の投資は一定の種類のものに限定されるが、信託条項によって、受託者が「法的信託投資以外」(other than legal trust investments)の証券にも投資してもよい場合、適法な投資の範囲は拡大され、慎重人原則が採用されている(a)の要件をみたしている証券投資であれば適法とされる。結果は大体同じである。もし、受託者が投資に裁量権をもっていたり、投資が彼にとって好都合で、説明可能なものであれば、信託条項に規定があれば、(a)で、不適法とされる投機的もしくは不適法な投資も可能である。しかしその条項は投資拡大については厳格に解釈される。一定種の証券の投資の許可は、すべてのその投資を合法とするわけではない。受託者は注意義務を尽くして選択しなければならない。投資の合法性は投資時の法による。

(c)の注：

q. 信託条項

一般に、受託者は、信託条項によって認められている投資を適法になしうが、信託条項で禁止されている投資をなすことはできない。しかし、投資をなすに際して、遵守することが不可能である信託条項(第166条)または、違法な信託条項(第166条)に、受託者が従う義務はない。

【第7章】

受託者は裁量権がある時や裁判所がみとめた時、委託者が知りえない状況にある場合、信託条項に従う義務はない。その投資が不適法で財産をそこなうとわかった時は、その状況では受託者は、信託条項から離れるべき責任を負う。第167条参照。

r. 投資を制限する条項

信託条項によって、本条 (b) や (a) の規定のとおり、もし、その信託条項がなければ適法になしうる投資を、制限することができる。例えば、制定法によって、受託者が鉄道の社債または公益事業の社債に投資することが認められていても、信託条項によって、それらの投資を禁止することができる。

例：

B. Aは信託としてBに100,000ドル遺贈した。遺言の条項によって、Bはその金銭を鉄道の社債購入にのみあてるよう指示されている。Bは、金銭の一部で、国債を購入した。Bは信託違反をおかしたことになる。

s. 投資緩和条項

他方、信託条項によって、投資の枠が拡大されることがある。例えば、制定法によって、受託者が国債または土地の一番妥当のみ投資することが認められている場合、信託条項によって、受託者が私的会社の社債または株式へ投資すること、あるいは、制定法によって認められていない他の投資をすることが認められることがある。注p参照。同時に制定法がなく、一定種への投資が不適法な時に信託条項によって、受託者はある種の債券を投資することが許される。投資が別の点から不適法となる危険性があっても。

t. 許容的信託条項と義務的信託条項

投資に関する信託条項は、許容的である場合と強制的である場合とがある。つまり、受託者に一定の証券に投資する権限が単に与えられる場合と、その証券に投資することが命じられる場合がある。単に受託者に、投資をなす権限が付与されたのであれば、受託者は投資の権限を有するが義務は負わない。他方、受託者が、投資するよう命じられているのであれば、受託者は、その義務を負う。

u. 信託条項の解釈

信託条項によって、投資に関する裁量権が受託者に付与されている場合、委託者が、許容される投資の枠を拡大する意図を有したかどうか、あるいは、どの範囲まで拡大する意図を有したかは、解釈の問題である。信託条項によって、受託者の「裁量にもとづいて」投資をなす権限が与えられている場合、そのような権限は、通常、(a)に述べられている慎重人がなしうるものではない。しかし、信託条項によって、投機的な、または、(a)によると不適法である証券に投資することが認められることもある。信託文書の条項は通常許容される投資の拡大については (a) で許される以外は厳格に解される。

たとえ、信託条項によって、受託者が無制限な裁量権を与えられ投資する権限があっても、個人的利益のために信託資金を借りたり、証券を購入することはできない。170条、206条参照。証券への投資を許す条項は通常、株式や債券投資も含むと解される。しかしながら、その許す条項は、受託者が、自己の財産について慎重人による処分を行い、収益の正確性と安全を保持することを第一の要点とすることに反するような、行為をする

権限を受託者に与えるものではない。

v. 信託条項によって、特定の証券に投資する権限があたえられている場合、その種類の証券に投資することが、常に適法なものであるということの意味するわけではない。受託者は、証券の選択について、注意義務をはたさなければならない。例えば、信託条項によって、受託者が鉄道の社債に投資する権限を付与されている場合でも、会社の財政状態のために、慎重人ならば投資しないはずである鉄道の社債に受託者が投資した場合、受託者は信託違反の責任を負う。

信託条項によって、一定の種類に投資する裁量権が与えられている場合に、その濫用については受託者は責任を負う。第187条参照。 このように、もし受託者が、裁量によって証券投資を許されていても、周囲の状況からみて投資が合理的とはとてもいえない場合、責任を負うのである。

w. 信託条項によって、受託者が特定の有価証券に投資する権限が与えられ、またはそうするよう命じられている場合でも、委託者が知りえず、また、予知しえない事情のために、その投資をなすことが、信託目的の実現を不可能にしたり、実質的に害を及ぼすようなときには、第167条に述べられている規定にしたがって、受託者は投資について責任を負う。例えば、信託設定時には健全な財政状態にあったが、その後、財政困難におちいっている会社の株式への投資の権限が、信託条項によって受託者に付与されている場合、受託者がこれらの株式に投資すれば、責任を負わなければならない。

x. 口頭による略式信託 (informal trust)

ある者が、彼のために投資をするよう金銭を他の人に手渡す略式信託の場合、投資の義務および投資物件の適法性は、すべての事情を考慮して解釈される当事者の言語および行為によって示される当事者の意思から判断される。第164条注f参照。信託が遺言や 検印証書といった要式証書によって設定されたかどうかを問わず、投資をなす場合、受託者は本条で述べられた規則に従わなければならない。

しかし、口頭による信託の状況はもっと自由に投資をする範囲を認めるように解せることもあるし、投資を禁ずる意図を示すこともある。信託が遺言や検印証書で作成された場合、信託文書は不適法な証券投資の範囲を明示しなければならない。第164条と比較せよ。

y. 連続受益者

信託が連続受益者のために設定されている場合、ある投資をすることが、他の受益者の犠牲のもとで、不当に一人の受益者の利益をはかることになるならば、そのことがなければ、信託投資として不適法ではない投資も、不適法となる。第232条参照。

z. 受託者の一般的義務

投資をする際、信託の管理に関する他の事項と同様に、受託者は受益者の利益のためにのみ行動する義務を負う。第170条参照。投資に際し、受託者が個人的に所有している財産を購入することは、受託者の信託違反となる。第170条、第206条参照。

投資に際し、信託の管理に関連する他の事項と同様、受託者が個人として行動することが要求される行為の履行を他人に委任してはならない義務を負う。第171条参照。

【第7章】

受託者として行なった投資であることを明確にしなければならない義務については、第179条参照。

第228条 損失の危険分散

信託条項に別段の定めがない限り、受託者は、投資の種類を適度に多様化させることによって、損失の危険を分散させる義務を受益者に対して負う。但し、事情によって、このような考慮をする必要のないときは、この限りでない。

注：

a. 投資を分散する義務

受託者は大きな損失の危険を最少にするために、投資を分散する義務を受益者に対して負うものであり、したがって、受託者は、特定の有価証券に信託財産の不当に多くの部分を投資すべきではない。各々の投資が、第227条に述べられている原則に従って適法であることだけでは十分ではない。

b. 考慮されるべき要素

投資を分散するに際して、受託者は、特に以下の要素を考慮しなければならない。

(1) 信託目的、(2) 信託財産の総額、(3) 金融や産業の状況、(4) 譲渡抵当、公社債、株式というような投資の種類、(5) 地理的位置に関する分散、(6) 各種産業への分散、(7) 満期の期日。

c. 分散が要求されない場合

本条で述べられている規定は、第227条の一般的原則の適用であるから、受託者が投資の分散を免除される特別事情も存在しうる。例えば、信託財産が非常に少ない場合、その全部を一つの有価証券に投資することは受託者にとって適法である。具体的にいえば、信託財産が1,000ドルまたは2,000ドル程度であれば、全額を一つの抵当に投資することは適法である。同様に、恐慌や財政不安定の時に、国債のような単一種類の証券に信託財産の大部分または全部を投資しても適法である。いかなる場合にも、すべての事情を考慮して、受託者の行為が慎重人のなす注意義務をはたしているのであれば、受託者が信託条項ないし適用可能な制定法の規定に従う限り、責任を負わない。

d. 単一の証券

受託者は、信託財産の全部または相当部分を、通常、単一の証券に投資すべきではない。

例：

1. AはBのための50,000ドルの受託者である。彼は25,000ドルをX鉄道会社の社債に投資する。そのような投資は信託違反となる。

c. 証券の種類

通常、受託者は、信託財産の全部または不当に多い部分を、一つの企業の成功に依存する証券、あるいは、ある場所の条件に依存する証券に投資することはできない。なぜならば、その結果、損失の危険を大きくさせることになるからである。つまり、受託者に企業の株式に投資する権限が付与されている場合でも、受託者は、特定

の産業に関与している会社の株式にのみ、不当に多額の信託財産を投資すべきではない。また、受託者が、不動産の抵当に投資する場合、特定地域の譲渡抵当にのみ、信託財産の不当に大きな部分を投資すべきでない。

f. 信託条項

信託条項によって、投資を分散することが免除される場合もありうる。これは、信託財産の全部または一定部分を、特定の証券または特定の種類の証券に投資するようにとの受託者に対する義務的な指示、または、そのようにしてもよいとの許可が与えられることによってなされる。

義務的な指示がある場合、受託者はそれに従った投資については、第165条～167条規定の場合に限っては、責任を負わない。与えられた裁量権を濫用したり（第187条参照）慎重性を欠いた行動をとった場合（第227条参照）をのぞいては、受託者に投資の許可がある場合も、それに従った投資の責任を負わない。

例：

2. AはBに100,000ドルとX会社の1,000株を遺贈した。遺言の条項によって、BはX会社の株の購入に、その金銭を投資するよう指示されている。Bはその株の購入に50,000ドルを投資した。それ以外の事情が存在しなければ、Bは、株の購入について信託違反の責任を負わない。

g. 分散の要求が信託条項によって免除されるかどうかは解釈の問題である。受託者の裁量にもとづいて投資するという権限が彼に与えられているという事実だけでは、投資を分散させる義務を免除させるものではない。

h. 責任の範囲

信託違反が、あまりに多額な信託財産を単一の証券または、単一の種類の証券に投資したことだけで構成されている場合、受託者は、適法に投資しうる額を越えた超過分について生ずる損失についてのみ責任を負う。

例：

3. AはBのための50,000ドルの受託者である。AはX鉄道会社の社債に20,000ドルを投資した。当該事情のもとで、そのような社債に5,000ドルを投資するのは、慎重人の注意義務にかなうが、それ以上を投資することは不道法である。X会社は支払不能となり、社債は20,000ドルで売却された。AはBに対して7,500ドルについて責任を負う。

i. 前後参照

信託設定時、信託財産に属していた投資物件を売却する受託者の義務については、第230条注j参照。

第229条 抵当による貸付の金額

信託条項に別段の定めのない限り、受託者は、不動産抵当の設定をうけて信託資金の貸付をなす場合には、その抵当権の目的である不動産の価格に比べて相当なる割合以上の貸付をなすことはできない。

注：

a. 適法に貸付けをなしうる額

多くの州では、不動産価格のどの位の割合が、受託者によって抵当に貸付けできるかにつき、制定法に規定さ

【第7章】

れている。制定法が存在しない場合、その額は当該事情による。具体的な事情のなかで特に重要なのは、土地の性格それが改良されているか否か、都市にあるか、土地の市場性、価値が変動しているか安定しているか、その場域における不動産の価値、財産から得られる収益等である。

その財産が性格上投機的であり、価値が大きく変動する場合、その財産の抵当に貸付けるのは不適法である。

一般に、受託者は、抵当財産の価値の2分の1から3分の2を越える額を、適法に貸付けることはできない。

b. 責任の限度

不動産の抵当に信託資金を貸付ける場合、受託者が適法な割合以上に貸付けたときは、受託者は超過分の損失について受益者に対し責任を負う。

例：

1. Bのための受託者であるAは、貸付けの時点で1,000ドルの価値のある甲地の抵当に1,000ドルを貸付けた。受託者が適法に貸付けうる最高限度は、約600ドルである。抵当が競売され、500ドルが得られた。Aは400ドルについてBに対し責任を負う。

c. 適法となる不適法な抵当

受託者が、十分な担保のない財産の抵当に信託資金を貸付けたが、後に十分に担保のある別個の、または追加の財産を受領した場合、受託者は、財産が後に価値が減少し損失が生じたことだけのために責任を負うことはない。

第230条 不適法な投資を処分すべき義務

信託条項に別段の定めのない限り、受託者は、信託設定時、信託財産に属していた投資で、本来、受託者のなすべき投資としては不適法なものが存在するときは、信託設定後、相当の期間内にこれを処分する義務を受益者に対して負う。

注：

a. 処分の義務

信託設定当時、信託財産に、第227条によれば不適法な投資となる財産が属している場合、それを不適法としているものが投資の種類であれ、特定の事項に関するものであれ、信託条項に別段の定めのない限り、受託者はそのような財産を処分する義務を受益者に対して負う。

例：

1. AはBに対し、信託として、彼の全財産を遺贈した。死亡の時点でAは、投機的な株を有していた。株を売却し、適法な投資にその売却代金をあてることがBの義務である。
2. 食料雑貨小売業を営むAは、信託としてBにその全財産を遺贈した。その事業を売却し、適法な信託投資にその売却代金をあてることがBの義務である。注m参照。
3. AはBに対し、信託として彼の全財産を遺贈した。その財産は、甲地上の10,000ドルの抵当を含

んでいる。Aの死亡の時点で、抵当は満期に達している。甲地の価値は12,000ドルに下落し、当該事情のもとでは、隣接地の性格の変化により、その価値がさらに下落することが予想された。Bは、競売または売却によって、抵当の金額を得ることができたにもかかわらず、抵当権に基く競売の手段をとらなかった。甲地の価値は下落し、8,000ドルしか得られなかった。Bは損失について責任を負う。

b. 処分の時期

信託財産を処分する義務がある場合に、その処分は、信託設定後、相当期間内になされなければならない。通常、1年以内なら相当と判断されうるが、事情によっては異なる。例えば、財産のための手近な市場が存在する場合、通常、1年以上売却がおくれることは適法ではない。しかし、手近な市場があっても、財産が投売りでしか処分できないときは、1年以上処分がおくれても適法でありうる。売却のおくれについて、受託者が、注意義務を果たしたかどうかの問題である。

例：

4. 食料雑貨小売業を営むAは、信託としてBにその全財産を遺贈した。Bは、その事業を処分しようとしたが、市場の状況から2年間は投売りをしなければ処分できない状態である。Bは、2年間、事業を処分しないことについて責任を負わない。注m参照。

c. 信託設定後、設定者が生存中、あるいは遺言により同一の信託に財産を付加し、その付加した財産を処分することが受託者の義務である場合、財産が付加された後、相当期間内に処分しなければならない。

d. 受託者は、処分すべき財産につき、売却遅延の許可を裁判所に求めることができる。第167条参照。

e. 慎重でない売却に対する責任

受託者が慎重に行わなかった場合、処分すべき財産の売却の遅延について責任を負うだけでなく、売却に際して、慎重性を欠いていたことで責任を負う。例えば、それが適法な投資でない場合、それが、適法な投資であるか、売却の権限が与えられていた場合、受託者がその財産を処分する際に慎重人の原則にてらし不必要な犠牲を払って売却した場合には、受託者は責任を負う。

財産の売却の後に、その価値が上昇したという事実、結果的に売却を遅らせるのが有利であるとわかったことのみでは、受託者に賠償の責任ありとすることはできない。問題は、受託者が開題の状況からみて、各々のケースで財産売却につき、慎重に行動したかどうかである。

f. 後に適法となる不適法な投資

適法な投資でないために受託者が処分すべき義務を負う投資が、受託者が処分する前に適法な投資となる場合、受託者はもはやそれを処分する義務を負わない。しかし、それによって、財産が適法な投資となった時点より前に財産の処分を怠ったことから受託者がすでに負っている責任が免除されることにはならない。

g. 信託条項

信託条項によって、信託設定当時、信託財産に属していた投資物件を、受託者が保育することを指示されている場合、受託者は、第166条および第167条の場合をのぞき、その投資物件を保有することについて責任を負わない。

【第7章】

信託条項によって、受託者がその財産を処分すべき時期が短縮されたり、延長されたりすることがある。もし、受託者が財産を保持することが認められるが、義務づけられていない場合、その裁量権を濫用しない限り、その保持につき責任を負わない。特定の証券につき、受託者に保持を認めることは、ある状況下で、その保持が濫用になる時に、受託者の行動を正当化するものでない。第187条参照。

信託条項により売却期限が短縮・延長しうることもある。受託者によって、早期の売却を指示されたり、延長を認められる。売却期限の長さについては、解釈の問題である。

h. 信託条項によって、特定の証券に適法に投資できるならば、それらを保有する権限が明示的に付与されていようとなかろうと、信託財産の一部として受託者が受領したそれらの証券を保有することができる。なぜならば、受託者がすぐに再購入できる投資物件を処分せよと受託者に要求するのは不合理だからである。

例：

5. Aは信託としてBに彼の全財産を遺贈した。遺言によって、Bは法定の信託投資以外のものに投資する権限が付与されていた。Bは、もしそのような遺言がなければ、その投資は適法な信託投資とはいえない場合でも、信託条項にもとづいて、その会社の社債に投資する権限が与えられている限り、受託者はAの所有していた当該社債を売却する義務はない。

i. 信託条項によって、受託者が与えられた証券に適法に投資できない場合、その証券の保有が信託条項によって権限づけられていない限り、受託者は、信託財産の一部として委託者から受領した証券を適法には保有しえない。

信託文書が明快でない時でも、証券の保持の許可の有無がはっきりしない場合、その判断は受託者に同種の証券を投資することの許可の有無を判断するよりは簡単である。というのは委託者が自ら購入した証券を保持する意図は新たに、受託者に同種の投資をさせる意図より強いからである。

遺言やその他の文書で、特定の財産に言及している場合、特にその財産が信託財産の大部分を占める場合は、委託者はその保持を指示していると言えよう。第190条(e)参照。生存者間の信託の設定の場合は、より財産保持の意図が強い。

j. 分散

信託条項に別段の定めのない限り、受託者は、信託設定当時、信託財産に属する投資で、適当に分散していないために不適法である投資物件を処分することによって損失の危険を分散する義務を受益者に対して負う。第228条参照。例えば、遺言者が、その全財産を信託として遺贈し、その財産の半分以上が特定の鉄道会社の社債で構成されている場合、受託者は通常、それらの社債の一部を売却し、その売却代金を他の証券に投資することによって、信託財産につき、一つの会社の証券だけが不当に大きな割合を占めないようにする義務を負う。

しかしながら、信託条項によって、信託財産の大部分を同一会社の証券で保有することを認める場合もある。例えば、遺言信託で、受託者が遺贈されたすべての証券を適法に保有できる旨が、遺言に規定されることがある。

信託設定当時、信託財産に属する投資を保有するという権限が、分散の要求を免除するかどうかは解釈の問題である。通常、分散の要求を考慮せず、投資を保有することができると解してもよい。あるいは分散の要求に

従う時に限って保有を許されると解する。

分散の要求が免除されるかどうか、どの範囲まで免除されるかどうかを決定するに際して重要な要素のうち、特に以下のものをあげることができる。(1) 設定者が投資物件の保有を指示したのか、すすめたのか、それとも、その権限を付与しただけなのか、(2) 保有の権限が、信託設定当時、信託財産に属している投資の全部に適用されるのか、特定の証券、または特定の種類の証券にのみ適用されるのか、(3) 信託財産の性格と信託の目的。

k. 制定法の規定

多くの州で、受託者は、受託者がなした投資を、誠実義務と相当なる裁量権を行使しつつ継続して保有しうることを、制定法により規定されている。

l. 前後参照

不適法に信託財産の処分を怠ったことに対する受託者の責任の範囲については、第209条参照。

信託が連続受益者のために設定されている場合、非生産的で収益を生まない財産を売却する受託者の義務については、第239条および第240条参照。

信託が連続受益者のために設定されている場合、財産の売却の遅延の効果については、第241条参照。

m. 遺言者の事業を解散する義務

遺言者が信託としてその財産を指定遺言執行者に遺贈し、その財産のなかに、遺言者によって営まれていた事業に用いられた財産がある場合、遺言条項に別段の定めのない限り、指定遺言執行者および受託者は、事業を適法に継続することはできない。事業が収益を生むものであれば、受託者は、もちろん、収益に対して責任を負うが、事業の継続によって信託財産に生じた損失についても責任を負う。

信託条項により、受託者は遺言者が保ってきた事業を継続したり、ある期間は継続したりすることが許される。そのケースでは受託者は受益者に信託条項に従った経営についての損失には責任を負わない。もちろん受託者は受益者に精算の責任を負う。事業経営の許可は信託文書の解釈による。投資の許可や単なる裁量権の付与は、それにはならない。信託文書に、事業経営が禁止されている場合、受益者が経営を許可した場合第216条により、受託者は賠償の責を負わない。事業経営が禁止されていても、企業としての売却が可能となるまで受託者が経営することを裁判所は許可できる。

事業の継続によって生じた経費についての受託者の賠償に関しては、第244条注 i 参照。

事業の継続に関し、受託者が責任を負う債権者については、第268条注 g、第270条参照。

第231条 後に不適法となる投資

受託者がこれを取得した当時は、適法な投資であったが、その後、不適法な投資になる財産を保有する場合、受託者は、信託条項に別段の定めのない限り、相当なる期間内にこれを処分すべき義務を受益者に対して負う。

注：

a. 処分の義務

【第7章】

受託者が信託設定時にその投資を取得した時、第227条にてらし適法な投資であったが、後の事情の変化によって、その投資が適法なものではなくなった場合、受託者は、継続して投資を保有することはできない。つまり、受託者が適法に保有していた社債または株式が、事情の変化のために投機的になった場合、受託者は相当な期間内にそれらを処分する義務を負う。

受託者が、信託財産中に、土地の譲渡抵当を適法に保有している場合、譲渡抵当の満期に土地の価値が下落し投資として保有することが不適法となった場合は、抵当権に基いて競売をする義務を負う。

例：

1. Aは信託としてBに100,000ドルを遺贈した。Bはその時点で、20,000ドルの価値のある甲地の抵当に10,000ドルを投資した。抵当の満期に、甲地の価値は12,000ドルに下落し、当該事情のもとでは、隣接地域の性格の変化のために甲地の価値がさらに下落することが予想された。Bは、競売および売却によって抵当の総額を得ることができたにも拘らず、競売の手段をとらなかった。甲地の価値が下落して8,000ドルしか得られなかった。Bは、損失について責任を負う。価格の低落が激しいために、競売によっても損失なしに、抵当土地が売却できなかった受託者の義務については注h参照。

b. 受託者の注意義務

受託者は、株式相場に注目し、受託者が信託財産中に保有する財産に関する情報を熟知すべき注意義務を負う。

c. 処分の時期

受託者が信託財産中に保有している財産の処分についての義務は、信託のために財産を購入する場合の義務とは必ずしも同一のものではない。その証券を購入することが不適法であるようなものになれば、通常、受託者はそれを処分する義務を負うことは事実であるが、受託者が不当に長い期間、売却を怠ったのでなければ、受託者は信託違反の責任を負わない。

受託者は、財産に対する適正価格を得ることができないために売却が遅れた場合、その遅延について責任を負うことはない。例えば、手近な市場のない不動産または他の財産の場合、受託者が、適正価格であると考えられる価格での売買の申込みを受けるまでは、受託者は、適法にその売却を遅らせることができる。

証券の価値が、受託者が合理的と考えるより低落した時は、株式市場に流通している証券でも売却する義務はない。一方、不当な損失を被らないで売却する注意義務を負う。

受託者は証券が流通可能で、価格低下がなくても必ずしも売却の義務を負わない。後は好機を熟慮することが許されている。

後にいって不適法となった信託投資の財産の売却をなすべき相当な期間は、当該事情によるが、以下の要素が重要である。(1) 財産の性格と保有することによる危険性、(2) 受託者が即時の売却で受領できる額（その資産の本来的価格と比較して）、(3) 財産が信託財産の一部となった時点での財産価値と、受託者が即時の売却で受領できる額との比較、(4) 全体としての信託財産の本来的価値、(5) 市場の一般的状態、(6) 再投資のために利用できる機会、(7) 課税の問題、(8) 信託目的、およびそれに対して投資から生ずべき損失が及ぼす効果。

売却が遅れた資産の売却代金の処分については第241条参照。

d. 株式の分割

受託者がある法人の株式を適法に保有でき、しかもその法人が株式による配当と宣告している場合、受託者がその時点で同株式への投資を適法になしえなかっただけのために、受託者が新株の処分をはかる義務を負うことはやい。

e. 株式の引受権

受託者が法人の株式を適法に保有し、その法人が株主に新株の引受権を与える場合、信託条項によって、受託者が、そのような株式に新たな投資することが適法とならないときであっても、受託者は、通常、株式の一部を売却することによって保有の権利を行使するに十分な資金を確保しうる範囲まで、新株を引受ける権利を行使することができる。第227条により、受託者は他の信託基金を使用して新しい投資が許可されている場合、新しい別の株式を取得するために、権利を行使できる。そして、新しい株式の取得が許されていない場合でも、議決権の割合を保持する状況などがある時には新しい株式を取得しうる。

f. 合併

受託者が信託財産の一部として適法に保有しうる会社の株を所持し、その会社が他の会社に合併される場合、受託者は、旧株と交換に発行される新株を適法に受領し保有することができる。ただし、(1) その当時、彼が第227条の原則にてらして適法にその新株に投資できる場合、または、(2) 新株が実質的に旧株と同価値の場合には、合併の結果として企業の性格が変わるといのでない限り、受託者は、同新株を保有することについて、慎重者を欠くことにはならないであろう。そうでない場合に、受託者が受益者に対し、新株を拒否して可能な限りの現金を得るか、または新株を受領してすみやかにそれを処分する義務を負うかは、その当時に存する事情のもとで、どちらが慎重な方法であるかによることである。もし、受託者が旧株式を保持することを指示され、新株式が実質上旧株式と同一である時には、受託者は通常新株式を取得する義務を負う。

g. 再組織

受託者が会社の証券を適法に保有しているとき、その会社が財政困難になり、再組織に際し、旧証券にかわって新証券が発行される場合、第227条の慎重人原則を前提として、受託者は、新証券を適法に受領して保有し、必要ならば彼の権利を保持するために賦課金を支払うこともできる。

証券を保護委員会に寄託する受託者の権限については、第171条注iおよび第193条注d参照。

h. 抵当権に基づく競売

受託者が信託財産中に不動産の抵当を適法に保有し、抵当が競売される場合、受託者に不動産の購入への投資権限が与えられていないときでも、損失を避けるために妥当であるならば、受託者は、その財産を適法に購入することができる。受託者が不動産抵当を所持していて、弁済期に債務が履行されず、かつ不動産価格が低落して損失なしに、競売することができない時には、競売を遅延する方が合理的と判断すれば、受託者は処分の義務を負わない。債権額を競売によって全額、弁済できない場合、受託者は、損失を覚悟して競売にかけてもいいし、自ら購入することも可能である。債務者が元来は支払えないが利息を支払うことは可能でモーゲージ市場で損失なしには売却できない場合、新たな抵当権購入はできないとしても競売の遅延が可能である。受託者が全く競

売をしないことも状況によっては、合理的である。

抵当権に基く競売に関する経費と損失の配分については、第233条注■、第240条、第241条参照。

i. 分散

受託者は、有価証券が信託財産の大きな割合を占めるほどに価値が上昇したことだけで、その証券を売却する義務を負うことはない。

第6節 連続受益者

第232条 連続受益者に対し公平に取扱う義務

連続受益者のある信託においては、受託者は連続受益者のそれぞれの権利に対し、適切な考慮を払って行動する義務を負う。

注：

a. 本条は、複数の受益者がいる場合、受託者がそれらの受益者を公平に取扱う義務を有するという第183条の趣旨を拡張したものである。

b. 連続受益者のそれぞれに対する義務

信託条項によって、一定の期間、受益者に収益を支払い、その期間満了後は、元本を他の受益者に支払うということが指示されている場合、受託者は、前者の受益者のために信託財産を維持するだけでなく、彼のために相当なる収益が入るよう積極的に管理し、かつ、後者の受益者のために、信託財産を維持できるよう管理する義務を負う。

受託者が受益者のために多大な収入を得るため元本保障を危くする権限を与えられていないとしても、彼は元本保障の義務を負う。受託者は生涯受益者のために非収益的財産や平均より収益の低い財産を購入しない義務を負う。たとえそれらが上昇の可能性のあるものにしても。一方、価格低下の明らかな財産の購入は禁止されている。

c. 信託条項

非収益的財産または消耗的財産であるために適法にはその購入や保有が認められない場合でも、信託条項によって、そのような財産の購入や保有が認められることがある。第239条、第240条参照。

d. 本条の適用がある義務

本条で述べられている規定は、受託者の次のような義務に適用される投資の義務、信託財産の一般的な管理義務、補償および返還義務、収入と支出を信託財産の元本および収益に割当てる義務。

このルールは、受益者に一定期間で報酬が支払われるか、不定期間例えば生涯受益者の生存中に支払われるかを問わずあてはまる。このルールは受益者が連続的に複数存在する時もあてはまる。

e. 前後参照

本条で述べられている趣旨の特別適用は、第233条から第241条に示されている。

第233条 収入および支出の信託財産の元本および収益に対する割当

(1) 信託条項に別段定めがない限り、ある財産権が信託として保有され、その収益を一定期間、ある受益者に支払い、その後、元本を他の受益者に引渡すように定められている場合には、

(a) 収益を受ける受益者は、その期間中の純収益 (net income) についてのみ支払いを受ける権利を有する。

(b) 元本を受ける受益者は、その期間終了後その元本に対する権利を有する。

(2) 純収益に組入れられる収入から収益の負担となるべく支出を差引くことにより確定される。

注：

a. 通常収入

信託財産の元本にもとづいて受託者により取得される金銭その他の財産による通常収入が、収益である。

非収益的財産と消耗的財産（239～241条参照）からの収益分配によれば以下のとおりである。不動産・動産の使用の対価として受領した金銭や財産が収益である。会社の分割した株式については 236条参照。信託条項に別段の定めのない限り、受託者は受益者に適当な間隔をおいて適法な支払をなすことができる。

b. 他の収入

非収益的または消耗的財産（第239～241条参照）からの収入の割当によるもの、および注cに述べられるものを除いて、信託財産の元本の売却または交換の対価として受託者により受取られる金銭その他の財産は、元木である。同様に買収の際の信託財産の処分金は元木である。火災やその他の災害で財産が滅失した時の保険金は元本である。

非収益的財産を消耗的財産からの収益分配のルールによれば、(c)、(d)を除いて信託財産の売却金や交換対価や価格上昇額は元本に分配され、収益ではない、同様の損害については、元本に分配される。

c. 事業からの収入

信託財産の全部または一部が事業である場合には、その事業経営から生じた純利益が収益である。例えば、小売りの食料雑貨店を経営している者が、その事業を信託として受託者に遺贈し、その事業から生じる収益を、ある受益者の生存中は彼に支払い、その後は、元本を他の受益者に引渡すという内容で、受託者にその事業経営を継続するよう遺言で指示した場合、前者の生涯受益者は、取引上から生じる純利益に対して権限を有する。

d. 利益配当のない証券

受託者が、利益配当のない証券を保有したり、購入することは、必ずしも不道法ではない。

例としては、短期国債や、貯蓄債券などである。それらは収益はないように見えても、実際は割引されて売られ出されていて、額面と実際価格に差額があるからである。弁済期が到来した時は信託財産の受益者は満額の弁済を受けるのである。貯蓄債券の場合、途中で売却した場合、受益者は一定額を額面からひいた金額を受領する。

e. 通常の支出

信託の管理に関する通常支出は、ふつう、収益から支払われる。これらの中には、税金、水道料金、火災やそ

【第7章】

の他の災害に対する保険金、抵当等に対する利息、通常の修理費などが含まれる。年間の収益を平均化するため、受託者は収入に応じた支出の留保をするため、前払の費用を見積ることができる。そして収入から費用を合法的に引いておくことができる。例えば、一時期にかかる修繕の費用などがあてはまる。同様に受託者が収入からさしひける不測の費用支出があった場合、何年間かにその支出を配分することができる。もしそのケースで受益者が死亡したり、受益が終了した場合、残りの費用は元本から差し引ける。第237条参照。これは、受益者が利益を受領し残っていたので、残余権者が利益を受領するわけで、公平である。

f. 他の支出

経常支出以外の支出は、通常、元本から支払われる。例えば、元本の一部の売却、交換、あるいは取得などにかかる費用は、元本から支払われる。

g. 訴訟の費用

信託財産の元本を守るために受託者がおこした訴訟または応訴にかかった費用は、元本から支払われる。ただし、収益だけを守るためにおこした訴訟または応訴にかかった費用は、収益から支払われる。元本と収益の双方を守るための訴訟費用は、元本と収益に割当てられる。

例：

1. Aは、自己の財産をすべて信託としてBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、Cの死亡後はDに元本を引渡すよう指示した。Eが、その財産に含まれている土地の一部が自己のものであると主張し、Bを相手に訴訟をおこした。Bはその訴訟に勝訴したが、弁護士費用に1,000ドル支払った。この支出は、元本から支払われるもので、収益からではない。

2. Aは、自己の全財産を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、Cの死亡後はDに元本を引渡すよう指示した。Bは、信託財産の一部である土地をEに貸し、Eは賃料の支払いを怠った。BはEを相手に賃料の支払いを求める訴訟をおこし、弁護士費用に100ドルかかった。この支出は、収益から支払われる。

3. Aは自己の全財産を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、Cの死亡後は、Dに元本を引渡すよう指示した。この財産の中に9,000ドルの約束手形が含まれていた。その後、約束手形の振出人が、利息の支払いを怠った。Bは、元本と1,000ドルの利息を取戻すために手形訴訟をおこした。Bは勝訴したが、弁護士費用に300ドルかかった。この支出は、元本と収益に割当てられ、収益から30ドル、元本から270ドル支払われる。

h. 受託者の報酬

元本に関する受託者の手数料は、通常、信託開始時または終了時に支給され、元本から支払われる。受託者は通常、収入に応じた毎年の報酬を受ける権限がある。しかし法令などで元本から報酬を受けることもある。

受託者が元本の受益者に対するサービスの報酬を受ける時には、それは元本のみから支払うことが可能である。そのサービスは元来の信託財産の管理には関連がないし、元本受益者に利益があるからである。収益に利益となる場合、受託者への報酬は元本から支払われたり分配されたりする。報酬の額については、第242条参照。

i. 修繕費用

受託者が譲受けた時に修繕がなされていない家屋に住めるよう修繕をほどこすのにかかった費用は、元本から支払われる。

j. 改良費用

元本の一部として保有している財産に、住みやすく改良する費用は収益から支払われるべきだが、受託者によって、信託財産から適切なる収益を得るためになされた改良の費用は（第188条注e参照）、元本から支払われる。

k. 永久的な改良

改良がその性質上永久的なものである場合、その効果は単に元本の外形が他のものになるにすぎなから、元本自体の価値の向上といえる。したがってその改良の費用は元本から支払うのが正当である。

例：

4. Aは信託としてBに残余財産を遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後はDに元本を引渡すことを指示した。残余財産の一部である土地の上に、古くて、住めないビルがあり、Bはそのビルをこわし、その場所に新しいビルを建てた。その費用は10,000ドルかかった。この支出は、元本から支払われる。

5. Aは彼の残余財産を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後はDに元本を引渡すよう指示した。市が、信託財産の一部である家屋につながった下水道の架設を受託者に割当てた。この費用は元本から支払われる。

l. 一時的な改良

改良が永久的なものではなく、存続期間が限られる場合、その改良の費用は、最初は元本から支払われるが、受託者は、償却の費用を収益からとりわけておく義務を受託者に対し負担する。

例：

6. Aは、彼の残余財産を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は、Dに元本を引渡すよう指示した。残余財産の中にアパートが含まれている。Bはそのアパートに浴槽と冷蔵庫をそなえつけ、費用が10,000ドルかかった。この改良の耐久年数は、10年である。この費用は元本から支払われるが、受託者は、Cがその期間生存していれば、毎年1,000ドルずつ10年間、収益から償却費を控除すべきである。

7. Aは残余財産を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後はDに元本を引渡すよう指示した。市は、信託財産の一部である家の前にれんがの歩道をつくるために受託者に1,500ドルを賦課した。歩道の耐久年数は15年である。この賦課金は元本から支払われるが、受託者は、Cが生存中、毎年100ドルずつ15年間、収益から償却費を控除すべきである。

m. 非収益的財産

非収益的財産に関する通常支出も特別な支出も、信託条項に別段の定めがない限り、元本から支払われる。例えば、非収益財産である土地に対する税金その他の経費は、たとえ、信託財産中に、収益をもたらす他の財産が

【第7章】

あっても、信託条項に別段の定めのない限り、元本から支払われる。

信託財産に抵当権が含まれていて、債務不履行になった時は、競売費用は元本から支払われ受託者が抵当不動産を競売で購入して収入とならなかった時、それが再売却されたり利益を生むようになるまで、経費は元本から負担する。

n. 消耗的財産

消耗的財産に関する受託者の権限と義務については、第239条参照。

o. 収益に対する連続受益者

本条に述べられている規定は、一定の期間内に、収益に対して複数の受益者が連続的に権利を有する場合にも適用される。つまり、信託が第一の生涯受益者に収益を支払うように設定され、その死後は別の者に支払うように設定され、さらにその死後は他の第三の受益者に支払うように設定されている時は、収益に配分される費用は各々の収益の期間に割当てられる。

p. 信託条項

信託条項によって、生涯受益者が、信託財産の純利益以上のもの、またはそれ以下のものに対して権限を有すると規定できるし、また、残余権者が元本以下のもの、またはそれ以上のものに対して権限を有すると規定することもできる。

例えば、受託者の裁量で、生涯受益者に元本の一部または全部を支払うことができると規定している場合には、受託者は、適法にそのような支払いをなすことができる。

受託者に、収入または支出の割当てを収益または元本に振りわけの裁量権が与えられることもある。

信託条項によって、収益の一部または全部を積立てるよう規定されることもある。そのような積立てが認められる期間の問題については、第62条注t参照。受託者は収入と費用の収益と元本への割当てについて裁量権を与えられる場合もある。その裁量権の範囲は信託文書の解釈の問題である。裁量権もどの範囲の収入と費用の収益と元本を割当えるのが合理的なのか、事実と法律に従って限定される。あるいは信託文書の付与の範囲にもよる。裁量権は濫用のある場合以外は裁判所の支配を受けない。第187条参照。

q. 元本および収益に関する統一法 (uniform principal and income act)

どの収入が収益および元本に割当てられるか(注 a、c 参照)に関しては元本および収益に関する統一法(以下、法と略す)第3条に規定されている。

事業で使われた元本からの収入の割当てに関しては(注 c 参照)、同法第7条に規定されている。

支出の割当てに関しては(注 e から n 参照)、同法第12条に規定されている。

信託条項の効力については(注 p 参照)、同法第2条に規定されている。

r. 税

どの位の収入が収益として税の対象になるかは、本リストイメントの範囲外である。

第234条 収益開始の時期

ある信託財産から生ずる収益を、一定の期間、ある受益者に支払い、その期間経過後は元本を他の受益者に引渡すという内容の信託がなされたときは、信託条項に別段の定めがない限り、収益を受ける受益者が、その収益を享受する始期は次の通りである。

- (a) 信託が遺言によって設定されたときは、遺言者の死亡の日より、第一の受益者は収益を享受する権利を有する。
- (b) 信託が生前行為によって設定されたときは、第一の受益者は信託設定の日から収益を享受する権利を有する。

注：

a. 遺言信託

信託が遺言によって設定され、信託条項によって、一定の期間、受益者に収益を支払うよう指示されている場合、遺言に別段の規定がない限り、受益者は、遺言者の死亡の日から収益に対する権限を取得する。この規定は包括遺贈、特定遺贈、残余財産のいずれにも適用される。

b. 特定遺贈

信託財産が、遺言で個別に指定された財産である場合、遺言者の死亡の日から遺言執行者または受託者によって受領されるそこからの収益が、収益に対する権限を有する受益者に支払われる。

例：

1. Aは、アメリカ鉄鋼会社の株式を100株、信託としてBに遺贈し、C生存中はCにその収益を支払い、C死亡後は、株式をDに引渡すよう指示した。A死亡後、上記会社が、株式に対し利益配当を発表し、一定の配当を支払った。その後Aの遺言執行者は、株式とともに配当もBに引渡した。Cは、その配当に対して権限を有する。

c. 一般的な金銭遺贈 (pecuniary legacy)

遺言に別段の規定がない限り、一般的な金銭遺贈が即金でなされた場合、受遺者は、遺言者の死亡から遺産管理の完了前まで（ほとんどの州では、遺言者の死亡の日から1年とされる）、収益に対し権限を有しない。ただし、その後は法定の割合に従った収益に対し権限を有する。しかしながら、遺言によって、収益が遺贈されている場合には、遺言に別段の定めがない限り、遺言者の死亡の日から、受遺者は収益に対して権限を有する。もし、信託財産が金銭であり、受益者が一定金額ばかりでなく、遺言者の死亡時から生じた一定の割合の返戻金を受領できるのであれば、収益は受託者に支払いうる。遺産管理の期間や、遺産の払渡しの前に遺言執行者が、財産から5%の収益を得た時に、執行者は受託者を通じて収益の受益者にその利息分を支払いうる。執行者と受託者が同一人でも結果は同じである。

例：

2. Aは信託としてBに100,000ドル遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は、Dに元本

【第7章】

を引渡すよう指示した。遺言者が死亡した後の1年間、遺言執行者は、全財産につき5%の割合で収益を得た。その期間満了後、Aの財産の遺言執行者は、Bに100,000ドルと5,000ドルの収益を給付した。

Cは、この収益に対し権限を有する。

d. 収益のない場合

遺言執行者が管理し、受託者に遺贈の給付をなす間に何らの収益もなかった場合、遺言執行者は受託者に収益を給付する義務はなく、受益者も遺産管理の間の収益についての権限はない。

e. 遺贈の給付を遺言執行者が遅滞した場合

遺言執行者が、遺産の管理期間満了の時に受託者に遺贈の給付をなさなかった場合、受託者は、遺言執行者が現実に受領した収益の総額には関係なく、法定利率による利息分について権限を有する受益者も、この利息分について権限を有する。この点は、遺言執行者の過失によると否とにより変わることはない。遺言執行者と受託者が同一人の場合も、同じである。

f. 残余財産の遺贈

信託の目的物が、遺言者の全財産または残余財産である場合、遺言に別段の規定がない限り、遺言者の死亡の日より、遺言執行者または受託者が現実に受領した収益に対し、受益者は権限を有するただし、第235条から第241条に述べられている場合は、この限りでない。

g. 負債や費用の支払いにあてられた財産の収益

信託の目的物が遺言者の残余財産である場合、遺産の管理期間中、負債や費用の支払いにあてられた財産から生じた収益も含め、遺言執行者が受領した収益は、受託者に給付すべきものであり、かつ受託者に給付された時に、受益者は、その収益を享受する権限を有する。

例：

3. Aは30,000ドルをBに、残余財産を信託としてCに遺贈し、D生存中はDに収益を支払い、D死亡後はBに元本を支払うよう指示した。A死亡時のAの財産価値は100,000ドルであった。A死亡後の期間に遺言執行者が受領した収益は5,000ドルであった。遺産管理期間満了時、遺言執行者は、30,000ドルをBに支払い、またAの負債と遺産の管理費10,000ドルを支払った。Dは、収益として5,000ドルについて権限を有する。

h. 残余財産の共有

信託の目的物が、遺産の残余財産をごく少額ずつ共有する形になっている場合、遺産の管理期間中に生じた収益は、複数の信託受益者とその残余財産に対し権限を有する他の者に一定の割合で分配される。

例：

4. Aは、遺産の2分の1を彼の息子Bに遺贈し、2分の1は、信託としてCに遺贈し、彼の娘Dが生存中はDに収益を支払い、D死亡後は、彼女の子供達に元本を引渡すよう指示した。Aは死亡時の遺産は900,000ドルの価値を有していた。遺産の管理期間中、遺言執行者は、純収益45,000ドルを受領した。この収益につき、遺言執行者は、Bに22,500ドル、Cに22,500ドルを支払うべきである。Cはこれ

をDに支払うことになる。

i. 信託条項

信託条項によって受益者は、信託設定から一定期間に生じた収益に対し、権限を有しないと規定することもできる。

(b)の注：

j. 生前行為による信託

信託が生前行為によって設定され、信託条項によって一定期間、収益が受益者に支払われることになっている場合、信託条項に別段の定めがない限り、信託設定の日から純収益に対し、受益者は権限を有する。

第235条 収益の分配 (apportionment)

信託条項に別段の定めがない限り、信託財産の収益を一定の期間、ある受益者に支払い、その期間満了後、元本を他の受益者に支払うという場合、受託者が受領した収益のうち、地代、年金、株式の配当金を除き、その他の収益で、以下の一定の期間内に全部が生じるものではないときには、

- (a) 一定の期間内に発生した部分は収益として分配され、
- (b) 一定期間内に発生しなかった部分は元本に加えられる。

注：

a. 本条の範囲

本条で述べられている規定は、請求があり次第支払わなければならない債務の利息のような、毎日生じる収益や、社債の場合のように定期的に生じる収益にも適用される。

普通法では、地代や年金は分配できない。普通法上の信託の場合でも衡平法上の信託の場合でも、そのように考えられている。委託者が地代や年金が、利息のように分配していると明確に意思表示した場合は、受託者は分配の義務を負う。多くの州では制定法で年金が分配しうることを規定している。

b. 本条で述べられている規定は、受託者が、信託設定後に受領した収益が、一部、信託設定前に生じていた場合にも適用される。

例：

1. Aは、信託としてBに、全財産を遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は、Dに元本を引渡すよう指示した。Aの財産の中には、1月1日と7月1日に利息が支払われる金銭債務証書 (note) が含まれていた。Aは1930年7月1日に、Bは600ドルの利息を受領した。このうち200ドルは元本で、400ドルは収益である。

2. Aは信託としてBに全財産を遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後はDに元本を引渡すよう指示した。Aの財産の中には10,000ドルの利付社債 (corporate coupon bond) が含まれていて、1月1日と7月1日に250ドルの利息が支払われることになっていた。Aは1930年4月1日に死亡

【第7章】

した。このうち125ドルは元本で、残りの125ドルは収益である。

c. 信託の終了

本条で述べられている規定は、一定の期間の終了後に受領した信託財産からの収益が、一部、期間満了前に生じていた場合にも適用される。第235条の2参照。

d. 売買

本条で述べられている規定は、信託設定後、収益支払日の中間の時期に受託者が証券を買ったり、売ったりした場合にも適用される。

例：

3. Aは信託としてBに全財産を遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後はDに元本を引渡すよう指示した。1930年12月1日に、1,000ドルの金額につきプラス25ドルの利息込みで、Bは1月1日と7月1日に利息が支払われる6%社債を買った。1931年1月1日、Bは、この社債の利息として30ドルを受領した。このうち5ドルは、Cに支払われるべきである。

4. 事実は例3に述べられているのと同様である。1931年12月1日1,000ドルにつきプラス25ドルの利息込みで同社債を売却した。この25ドルは、Cに支払われるべきものである。

e. 連続的生涯権

本条で述べられている規定は、一定の期間内に、複数の受益者が連続的に収益に対し権限を有する場合にも適用される。

例：

5. Aは、全財産を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は、Dが生存する限り、Dに収益を支払い、D死亡後はEに元本を引渡すよう指示した。Cの死亡にもとづき、Cの相続人が、信託設定からC死亡の前までに生じた収益について権限を有する。Dまたは彼の相続人は、C死亡後からD死亡までに生じた収益につき権限を有する。

f. 信託条項

信託条項によって、収益を分配しないことを規定することもできる。

g. 元本および収益に関する統一法

元本および収益に関する統一法第4条に、収益の分配について規定されている。

第235条の2 生涯受益者の死亡時の収益の処分

信託条項に別段の規定がない限り、信託財産の収益を、ある受益者の生存中は彼に支払い、彼の死亡後は、他の受益者に元本を引渡す場合、受託者が受領している収益、または生涯受益者が死亡する前に生じ、まだ彼に支払われていない収益は、彼の相続人に支払われる。

注：

a. 本条の範囲

信託条項に別段の規定がない限り、生涯受益権者の死亡前に発生した収益は、彼の相続人に支払われる。このことは、受益者の権利が譲渡不能で差押にかからない場合にもあてはまる。158条参照。235条の収益の分割の基準があてはまる。

b. 信託条項

信託条項によって、受益者への最後の支払いから彼の死亡までに生じた収益を、元本に組入れるよう規定することもできる。

第236条 株式より生ずる収益

信託財産たる株式より生ずる収益を、一定の期間ある受益者に支払い、期間終了後は他の受益者に元本を引渡すという内容の信託においては、信託条項に別段の規定がない限り、以下の規定が適用される。

- (a) (c)および(f)に述べられている場合を除き、通常配当および特別配当の両者共、現金または、その会社の株式以外の財産で支払われる配当は、それが、一定の期間内の特定の日の株主名簿に記載されている株主に支払われるときは、収益である(もしそのような日が指定されていないならば、その期間内のある日に配当が発表されたときにあたる)。
- (b) その会社の株式で支払われる配当は、元本である。
- (c) 受託者が、配当を受取るにあたって現金またはその会社の株式のどちらかを選択する権利を有している場合、受託者がどちらかを選択しようとも、その配当は収益である。
- (d) 当該会社の株式その他の証券を引受ける権利、およびその権利を売却した売却代金は元本であるが、他の会社の株式を引受ける権利は収益である。
- (e) 一定の期間内においてなされた会社の一部または全部の清算によって、分配金が支払われるとき、その清算がなされる前に配当が発表され、その配当が現金で支払われるとき、または、優先株もしくは保証株の配当の遅滞金として支払われる額は収益である。会社の資産の分配にもとづいて、会社の株式につき支払われたものは、元本である。
- (f) 会社資本の償却として分配されたもので、会社の事業所得の分配ではないものは、元本である。
- (g) 一定の期間、会社によって分配されない事業所得は、収益ではない。

注：

a. 本条の範囲

本条で述べられている規定は、信託財産の一部として最初から受託者に引渡された株式、およびその後受託者が取得した株式にも適用される。受託者は、複数受益者に公平に行為する義務を負う(183条参照)。そして株式分割のある、もしくは予想される株式を購入する時は、一人の受益者にのみ利益にならないように、または、元来の信託財産があったか、後に購入したかを問わず、株式を売却する時は、裁判所は不公平にならないように株

【第7章】

式を分配しなければならない。非収益的財産の売却における受託者の義務について、利益の収益と元本への分配の遅延がある場合は、第240条、241条参照。

b. 信託条項

信託条項によって、本条に述べられている原則を排除することができる。例えば、信託条項によってすべての配当を収益として処理することができる。

株式の配当が信託条項によって、収益に扱われるべきと規定されている時は、しかしながら、株式の分割（stock split）には適用されるが、受託者の裁量によって収益と元本に配分しようと信託条項によって規定されていることもある。その時は濫用のない限り、裁量権は裁判所のコントロールを受けない。第187条参照。

(a)の注：

c. 普通株における通常配当

配当が通常配当か特別配当かどうかは具体的事由による。通常配当であることを決定する重要な事由は以下の通りである。(1) 過去に、規則的に同様な配当がなされたかどうか、(2) その配当が、経常所得から規則的に支払われたかどうか、(3) そのような配当が発表された頻度、(4) 信託設定時の株式の市場価格に関連した配当の大きさ、(5) もしあれば、その配当になされた会社の代表者の指示、(6) 配当がなされた所得の山所。

d. 通常配当は、連続受益者には分配されない。会社の稼働期間を基準としても配当の時期を基準とするにしてもである。配当は一定期間の収益なのである。たとえ、利益配当としてされても、株式の分割としてされても同様である。(注x参照)

e. 例えば、株式が信託として保有され、その収益をある受益者の生存中は、彼に支払い、その後は、他の受益者に引渡すという指示がなされている場合は、生涯受益者は、信託期間中に発表され支払われる通常配当に対して権限を有する。

例：

1. Aは全財産を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は、その財産をDに引渡すよう指示した。その財産にはX会社の株式が含まれている。Aの死亡後1カ月経って、X会社は、年4回、2%の通常配当の支払いを発表した。この配当は、A死亡前に全部または一部が生じたX会社の事業所得から支払われるとしても、収益である。

f. 逆に、生涯受益者は、彼の死亡前に生じた事業所得から支払われる配当であっても、彼の死亡後は、その配当に対して権限を有しない。

例：

2. 事実は、X会社が、Cの死亡後に、通常配当の支払いを発表したことを除き、例1と同じである。この配当は、たとえその全部または一部が、Cの死亡前に生じたX会社の事業所得から支払われるとしても、元本に属する。

g. 配当支払日の中間の時期に受託者が株式の取得または売却をした場合は、たとえその取得または売却の際の株式の価値が、会社が事業所得をあげたことによって高くなっていたとしても、その際の通常配当の分配はあり

えない。

例：

3. Aは、全財産を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は、Dに元本を引渡すよう指示した。信託条項によって、Bに株式に投資する権限を与えられている。Aの死亡直後、BはX会社の株を購入し、その後、X会社は2%の通常配当を発表した。この配当は、Bがその株を購入する前に生じたX会社の事業所得から支払われるとしても、収益である。

4. 事実は、BがC生存中にその株式を売却し、その売却後に配当が支払われたということを除き、例3と同じである。株の売却代金は、一切収益とはならない。

h. 信託期間中に、通常配当の発表があり、かつ支払われた場合、その配当は収益である。信託終了後に通常配当の発表があったときは、その配当は収益ではない。配当が信託設定の前に発表され、信託設定後に支払われた場合、あるいは、信託終了前に配当が発表され、信託終了後に支払われた場合、その配当が収益に属するのか元本に属するのかは会社によって権限ある株主と指定された日付による。もしそのような日付の指定がない場合、配当の発表された日付による。

i. 配当が信託設定の前に発表され、信託設定前に株主名簿に記載された株主に支払われる場合は、現実の支払いが信託設定後であっても、収益ではない。

例：

5. 1930年3月1日、X会社は、4月1日に株主名簿を閉鎖し、その時の株主に5月1日に通常配当を支払うと発表した。4月15日にAが死亡し、AはX会社の株も含め、全財産を信託としてBに遺贈し、C生存中は、Cに収益を支払い、C死亡後はDに元本を引渡すよう指示した。5月1日に支払われた配当は元本で、収益ではなく、Cは、この配当に対し権限を有しない。

j. 信託設定前に配当が発表され、信託設定後の日付で株主名簿に記載されている株主に配当が支払われる場合、この配当は収益である。

例：

6. 事実はAが3月15日に死亡したこと以外、例5と同一である。5月1日に支払われた配当は収益であって、元本ではない。Cはこれに対し権限を有する。

k. 信託の期間中に配当が発表され、信託終了前に株主名簿に記載されている株主に支払われる場合、信託終了後に配当が支払われても収益である。

例：

7. 1930年1月1日、Aは死亡し、X会社の株も含め、Aは全財産を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後はDに元本を引渡すよう指示した。3月1日、X会社は、4月1日に株主名簿を閉鎖し、その時の株主に、5月1日に通常配当を支払うことを発表した。4月15日にCが死亡した。5月1日に支払われた配当は収益で、Cの相続人がそれに対して権限を有する。

l. 配当が信託期間中に発表され、信託終了後、株主名簿に記載されている株主にそれが支払われる場合、収益

ではない。

例：

8. 事実は、Cが3月15日に死亡したこと以外は例7と同一である。5月1日に支払われた配当は元本であって、Cの相続人はそれに対し権限を有しない。

m. 配当がある日付で発表され、後日に支払われることになっているが、配当に対して権限を有する株主を決定する日付を会社が特定しない場合、その配当が収益か、元本かを決定するのは、配当が発表された日付による。

例：

9. 1930年3月1日、X会社は5月1日に配当を支払うことを発表し、その配当に対し権限を有する株主を決定する日付を発定しなかった。4月1日、Aが死亡し、X会社の株も含め全財産を信託としてBに遺贈し、AはBに、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後はDに元本を引渡すよう指示した。5月1日に支払われた配当は元本で、Cは権限を有しない。

10. 事実はAが1930年1月1日に死亡し、Cが同年4月1日に死亡したこと以外、例9と同一である。5月1日に支払われた配当は収益であって、Cの相続人がそれに対し権限を有する。

信託終了後の配当の発表の効果については注y参照。

n. 優先株式への配当

本条で述べられている規定は、普通株と同様、優先株になされた定期的な配当にも適用される。

例：

11. Aは、全財産を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに収益を事払い、C死亡後はDに元本を引渡すよう指示した。信託財産には、X会社の6%の累積的優先株(cumulative preferred shares)が含まれている。信託設定時、これらの株式に対する配当が、3年間、18%の額につき不払いとなっていた。

Cの生存中、会社は累積した配当を支払った。この配当は収益であって、Cはこれに対し権限を有する。

o. 逆に、C死亡まで、この配当の支払いがなされなければ、生涯受益者は、この配当に対し権限を有しない。

例：

12. 事実は、信託終了後まで、その配当が発表されなかったこと以外は、例11と同一である。その後支払われた配当は、元本に属する。

p. 同様に、受託者が、未払いの配当が累積している優先株を購入または売却しても、分配はなされない。

例：

13. 事実は、会社が累積配当を支払う前に、その株を受託者が売却したこと以外は、例11と同一である。売却代金は収益ではない。

q. 現金による特別配当

(a)で述べられている規定は、現金による特別配当、および、その会社の株以外の財産で配当が支払われる場合にも適用される。

(b)の注：

r. 株式による配当

当該会社で支払われる配当は、信託設定前に生じた所得から出されようと、信託設定後のものであろうと、元本に属する。

s. 通常株による配当

株による配当は、元本に属する。

例：

14. Aは全財産を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後はDに元本を引渡すよう指示した。その財産には、X会社の株も含まれていた。X会社は、数年間、その株に対し、2%の配当をX会社の株で支払う方針であった。A死亡後1カ月経ってから、X会社は、株式で2%の配当を支払った。その配当の支払いの全部または一部が、A死亡の後に生じたX会社の事業所得からなされたとしても、この配当は元本に属する。

t. 特別株による配当

会社が、株によって配当を支払う場合は、その配当は元本に属する。ここに述べられている趣旨は、時として、「マサチューセッツ・ルール」とよばれ、「ペンシルヴェニア・ルール」と区別されている。

(c)の注：

u. 現金または株で配当を受領する選択権が与えられている場合

受託者に、現金または当該会社の株で配当を受領する選択権が与えられている場合、受託者がどちらを選択しても、その配当は収益に属する。

(d)の注：

v. 株式引受権

ある会社の株が信託として保有され、一定の期間、ある受益者に収益が支払われ、その後、他の受益者に引渡される場合、前者はその会社の新株または他の証券を引受ける権限を有しない。但し、信託条項に別段の定めがあれば、この限りでない。

(e)の注：

w. 清算による分配

信託期間中に、会社の一部または全部の清算がなされ、清算前に発表された現金による配当として支払われたもの、あるいは、優先株の配当の遅滞として支払われたものは収益に属する。会社の資本から支払われた他のもは元本に属する。

(f)の注：

x. 資本の償却

株式が、一定期間、ある受益者のために信託として保有され、その後、他の受益者に引渡される場合、前者は、資本から支払われた会社の分配に対し、権限を有しない。

当初の会社資本のあらわれである財産価値が自然に増加しただけでなされた配当は、元本である。

【第7章】

(g)の注：

y. 分配されない事業所得

株が一定の期間、ある受益者のために信託として保有され、その後、他の受益者に引渡される場合、会社が株主に分配しない事業所得に対し、前者の受託者は権限を有しない。

第237条 支出の分配

信託条項に別段の定めがない限り、信託財産の収益を、一定の期間ある受益者に支払い、その後は、元本を他の受益者に引渡す場合、その一定の期間内に全部が生じていれば、その全部が収益の負担になるべき支出が、一定の期間内のその部分の期間に生じたときは、その支出は、分配して収益の負担になる。

- (a) 一定の期間に関して生じた部分は、収益の負担であり、
- (b) 一定の期間に関して生じたものではない支出は元本の負担になる。

注：

a. 通常支出

本条で述べられている規定は、債務の利息、税金、水道料金など、期間に関連して生じる通常支出に適用される。

b. 分配が必要な状況

本条で述べられている規定は、信託開始前に始まったり、信託終了後に終わるといような支出で、信託期間中に、取得したり、売却したりする信託財産に関するものに適用される。

例：

1. Aは、1920年3月1日に死亡し、甲地を含む全財産を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後はDに元本を引渡すよう指示した。甲地には10,000ドルの抵当が設定されていて、1月1日と7月1日に300ドルの利息を支払うことになっていた。1920年7月1日にBは、抵当にもとづき利息を支払った。このうち100ドルは元本の負担であり、200ドルは収益の負担となる。
2. 事実は、Cが、1920年11月1日に死亡したこと以外は、例1と同じである。1921年1月1日に、Bは、抵当の利息を支払った。このうち200ドルは収益の負担であり、100ドルは元本の負担となる。
3. Aは、1920年に死亡し、甲地を含む全財産を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後はDに元本を引渡すよう指示した。1930年4月1日、甲地への固定資産税に先取特権が付された。税金は、10月1日まで支払われなかった。1930年7月1日、Cが死亡。1930年10月1日、Bは、甲地に対する税金1,000ドルを支払った。このうち500ドルは、収益の負担であり、あとの500ドルは元本の負担となる。

c. 収益に対する連続受益者

本条で述べられている規定は、一定の期間に、収益に対し、複数の連続受益者がいる場合にも適用される。

例：

4. Aは、1920年に死亡し、全財産を信託としてBに遺贈し、C生存中は収益をCに支払い、C死亡後は、Dにその生存中、収益を支払い、D死亡後は、Eに元本を引渡すよう指示した。その信託財産には、10,000ドルの抵当が設定され、1月1日と7月1日に300ドルの利息を支払うこととなっている土地が含まれている。1930年5月1日にCが死亡。7月1日にBは、利息を支払った。この利息のうち、200ドルは、Cに支払われるべき収益の負担で、100ドルは、Dに支払われる収益の負担となる。

d. 信託条項

信託条項により、支出の分配を上記のようにしないことも可能である。

e. 元本および収益に関する統一法

同法第12条(3)項参照。

第238条 分配期間中における信託の終了

(1) 信託条項において、収益または一定の割合の収益をある一定期間中、一定の時間的間隔において受益者に支払うものと定められている場合には、その一定期間が、一定の時間的間隔の中間に終了するときでも、信託条項に別段の定めがない限り、当該受益者またはその相続人は、第235条に定められている法則に従って、収益として割当てられる純収益のうち、上記期間の終了前に生じた部分については、権限を有する。

(2) 信託条項によって、一定の金額を一定の期間中、一定の時間的間隔において受益者に支払うものと定められている場合、一定の期間が、一定の時間的間隔の中間に終了するときは、受益者またはその相続人は、上記期間が終了しなければ、当然に支払いを受けられる部分の金額についても、以下の場合でなければ、その支払いを受ける権利を有しない。

- (a) 受益者が、信託設定者の残存配偶者であり、信託の約款が、寡婦財産 (dower) または寡夫財産 (curtesy) または法律上の財産分与に代わるものとして定められたとき
- (b) 信託約款が、受益者の扶養のために定められたとき
- (c) 信託条項に別段の定めがあるとき

(1)項の注：

a. 一定の時間的間隔において支払われない収益

信託条項によって、受益者の生存中、いつ収益が支払われるのか定められていない場合、受託者は、相当なる期間において収益を支払うことができる。生涯受益者が、その支払い期間の中間で死亡した場合、彼の相続人は、最終の支払いの日から彼の死亡の日までに生じた純収益に対し権限を有する。

b. 一定の時間的間隔において支払われる収益 信託条項によって、一定の時間的間隔において、受益者の生存中、収益を支払うと定められ、その受益者が、一定の時間的間隔の中間で死亡した場合でも、彼の相続人は、最終の支払いの日から受益者の死亡の日までに生じた純収益に対し権限を有する。但し、信託条項に別段の定めがある

【第7章】

場合は、この限りではない。

例：

1. Aはある証券を信託としてBに遺贈し、その収益を、C生存中はCに、1月、4月、7月、10月のはじめに、年4回、支払うよう指示した。Cは、2月1日に死亡した。彼の相続人は、1月1日から2月1日までに生じた純収益に対し権限を有する。
2. Aはある証券を信託としてBに遺贈し、Cがその日に生存していれば、毎年1月1日に、Cに収益の半分を支払うよう指示した。Cは、7月1日に死亡した。彼の相続人は、1月1日から7月1日までに生じた収益に対し権限を有しない。

(2)項の注：

c. 年金

制定法がない場合、(2)項で述べられている状況を除き、年金は分配されない。

例：

3. Aは、1930年1月1日死亡し、全財産を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに毎年2,000ドルを収益から支払い、残りの収益はDに支払い、C死亡後は、Dに元本を引渡すよう指示した。1931年1月1日、Bは2,000ドルをCに支払った。Cは、1931年1月1日、Bは2,000ドルをCに支払った。Cは、1931年7月1日に死亡。Cの相続人は、それ以上支払うよう請求する権限はない。

d. 残存配偶者への年金または年金受給者の扶養

年金が受益者に支払われ、その受益者が信託設定者の残存配偶者で、それが、寡婦財産または寡夫財産もしくは法律上の財産分与にかわるものとして支払われる場合、あるいは、受益者の扶養のために支払われる場合は、年金は分配される。

第239条 消耗的財産

信託条項に別段の定めがない限り、信託財産から生ずる収益を一定の期間、ある受益者に支払い、その期間終了後は、元本を他の受益者に引渡すという内容の信託が設定された場合、その信託財産が消耗的性質を有する財産であるときは、受託者は元本の受益者に対し、

- (a) 元本価値維持の積立 (amortization) の準備をなすか
- (b) その財産を売却するか

いずれかの方法をとるべき義務を有する。

注：

a. 消耗的財産とは何か

消耗的財産とは、その権利の本質上、または権利の目的物の性質上、時間の経過によって、権利が消滅または価値が減少するというものをいう。例えば、定期賃借権、著作権使用料、特許権、採掘権、機械や農場の用具の

使用の権利などがある。

b. 売却または積立

受託者が消耗的財産から収益を受領していて、しかも一応適当な信託投資になっている場合、その財産の減価償却の費用を収益からとりわけておくことができ、または、受託者に売却の権限が与えられている場合には、彼はその財産を売却することもできる。

c. 信託財産に、当初から消耗的財産が含まれている場合

本条で述べられている規定は、信託設定時に、消耗的財産が信託財産の一部となっている場合にも適用される。

例：

1. Aは全財産を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は、Dに元本を引渡すよう指示した。その財産の中には、Aの書いた本の著作権使用料、および採石権の10年間の賃借権が含まれていた。Bは、減価償却にみあうだけの額をとりわけておくか、またはそれを売却する義務をDに対して負っている。

d. 消耗的財産を、後日、受託者が取得した場合

本条で述べられている規定は、消耗的財産を、後日、受託者が取得した場合にも適用される。

例：

2. Aは、全財産を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は、Dに元本を引渡すよう指示した。その財産には森林地を買う権限が与えられていた。Bは他の森林地を買い、そこから木をきり、木材を売却した。Bは、森林地の木がなくなることを考慮して償却のために必要な額をとりわけておく義務をDに対して負っている。

e. 信託条項

信託条項によって、受託者に消耗的財産を保有し、その財産から現に受領するものをすべて生涯受益者を支払うよう指示することができる。

信託設定者にそのような意図があるかどうかは、信託約款の条項から、具体的事情に即し解釈される。そのような意図を示す事情には次のようなものが考えられる。(1) その財産に関する証書に特別な意図が示されている。とくに、その財産が消耗的財産であることを信託設定者が知っていたし、信託財産の全部が消耗的財産である場合。(2) その財産から受領したものに關し何らの規定もなされていない場合でも、証書にその財産の保有が指示されていたり、その保有が許可されている。(3) 信託財産の全部とくらべ、その消耗的財産が比較的少額るとき、(4) 信託財産全部からの収益にくらべ、消耗的財産からの収益が比較的少額るとき、(5) 信託設定者と受益者の関係も含めた信託の目的、(6) 信託設定前に、設定者がその財産からの収益をいかに扱っているか。

これらの状況は変わっている。信託設定前に委託者が収入として収益をとり扱ったという事実だけでは、処分前の収益全部が生涯受益者に支払われるべきであるとするには足りない。受託者が処分を延期することが認められていることのみでも同様である。

信託条項で設定の際に、信託財産保持の一般権限が与えられている時、消耗的財産を処分できるかは解釈の問

題である。その時に収益全部を生産受益者に支払うかも解釈の問題である。そのような一般権限は単にその危険性より投資として妥当でない投資に認められるわけで、消耗財産だからというだけで処分権限を認めているわけでない。また、償却のための処分は許されず、保持だけが、消耗財産に認められることもある。また、受託者が元本保持を考慮せずに収益全部を生産受益者に分配しようと解することもある。

f. プレミアム付きで購入した証券

受託者は、証券の額面価格および発生利息よりも多額の購入代金を支払っても、適法に証券を購入することができる。しかしながら、満期まで証券を保有すれば額面しか支払われないので、その証券は、ある程度、消耗的投資である。それゆえ、受託者はその証券から受領した利息の全部を、収益について権限を有する受益者に支払う必要はなく、その証券の満期に際して受託者の支払ったプレミアム分を割当てるのに必要な範囲で収益の相当額を取りわけておくことができる。受託者が取り分けの義務があるか否かは、受益者たちに平等にあるべき義務を負担するかによる。第183条参照。プレミアムが多額の場合、プレミアム付で購入した証券に大部分を投資することは平等義務に反する。プレミアムが少額の場合で他の証券も安価で購入した場合は必ずしも、割当の手続をしなくても平等義務に反しない。

プレミアム金額が取り分けられていたら割当方法はどのようなやり方でもよい、中途売却されてそれが原価より大きい時も元本に割り当てる。

信託設定時にプレミアム付証券を含んでいる時は、委託者は割り当てを予定していないことになる。多くの州の制定法や、統一元本収益法6条では、この割当が廃止されている。

g. 鉱山、石油井戸、採石場

相次受益者のために信託として遺贈された財産に、鉱山、石油やガスの井戸、採石場が含まれている場合、信託条項に別段の定めがない限り、そこからの収入は、収益と元本に分配される。

これらの財産が設定時に存在していたとしても、委託者が分配を否定したいとはいえない。また設定後に取得されたとしても分配が否定されることもない。特別の意図が定められていない限り、元本価値を保持する留保がされるべきである。

信託条項によって分配が否定されてすべて元本もしくは収益に割り当てられることがある。意図決定の要素は以下の通りである。

(1) 財産が信託設定前に開かれたか、(2) 委託者が鉱業権の存在を知っていたか、(3) 委託者が採掘を許可したか否か、(4) 委託者が土地の保持を指示したか許可したか、(5) 土地が採掘により他の方法による方が収益的であるか否か、(6) 財産価格に採掘権が含まれているか、(7) 当事者の関係、(8) 信託の目的である。

h. 建物

本条で述べられている規定は、建物にも適用される。建物は通常、時の経過により、価値が減少する。受託者が収益の一部を減価償却のためにとりわけておけるかどうかは、事情による。それらの事情の重要なものは、以下の通りである。(1) 建物使用の目的、ビジネス用か、住宅用か、その他か、(2) その建物が、信託設定時に信託財産の一部となっていたか、受託者が後日その建物を取得したのか、(3) 信託条項によって、受益者が建物の

占有権を有しているか、あるいは、建物が収益を生じていたかどうか、(4) 建物の価値の減少の可能性。

建物が商業用財産であれば、通常収入は、ビジネスの慣習に従って、留保する義務を受託者は負う。信託設定後建物が建築されたり改良された場合は、費用は元本から支払われるし、償却分は留保される。233条注1参照。建物を購入した場合も同様である。

建物が商業用でない時は、明白な条項のない限り、分配の義務はない。例えば、委託者や受益者の住居になっている時などである。

建物が修理さえ加えれば減耗の非常に少ないものである場合は分配の必要はない。

i. 元本および収益に関する統一法

同法第9条に、木材、鉱泉、石油、ガスなどを含む天然資源の処分について規定されている。

同法第10条には、賃借権、特許権、著作権などの消耗について規定されている。10条は次のように規定している。受託者が割当の義務を負わない時には、総収入が収益となる。しかし割当の義務がある時は、元本が発生した時の価値に対応して、もしくは後の再購入価格を考慮して収益と元本に割当てられる。

j. 鉱山、石油井戸の採石場、または森林地を所有している会社の株の配当に関する受託者の義務については、第236条注x参照。

売却がおくれ、受託者が償却の手段をとっていない場合の消耗的財産の売却代金の分配については、第241条参照。

第240条 非収益的財産

信託財産から生ずる収益を一定の期間、ある受益者に支払い、その期間終了後は元本を他の受益者に引渡すという内容の信託で、その信託財産が何らの収益も生ぜず、または、通常の信託投資の場合の収益率よりも非常に低い収益しか生じない性質で、しかも、その非収益性または低収益性が継続する見込みがある場合、信託条項に別段の定めがない限り、受託者は、この信託財産を相当なる期間内に売却する義務を収益の受益者に対して負う。

注：

a. 非収益的財産とは何か

本条で述べられている規定は、非収益的な土地、動産復帰権 (reversionary interest)、収益を生じない動産、収益を生じない担保に適用される。処分の義務は収益について権利のある受益者にあり、元本について権利のある受益者に対してはない。但し、他の観点から投資が危険で投機的な性格に対して、財産が処分されるべき時はこの限りでない。

b. 信託財産が、通常の信託投資の場合の収益率よりも非常に低い収益しか生じない場合、受託者は、その財産を売却し、売却代金を投資する義務を生涯受益者に対し負担する。しかし、通常の収益率より低い収益しか生じないという事実だけでは財産売却の義務を受託者に発生させない。義務は、収益率の差が大きくて財産を保持することが生涯受益者にとって不公平な場合に発生する。

c. 当初から信託財産に非収益的財産が含まれている場合

【第7章】

本条で述べられている規定は、信託設定時に、信託財産の一部であった財産に適用される。

例：

1. Aは全財産を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は、Dに元本を引渡すよう指示した。その財産には借り手のいない土地が含まれていた。Bは、その土地を売却し、その売却代金を、収益を生む財産に投資すべき義務をCに対して負担する。

d. 財産が、後日、非収益的になった場合

本条で述べられている規定は、その財産が、後日、非収益的になった場合にも適用される。この規則は、受託者が収益のある賃貸ができない土地・建物、利子を生まない抵当権や証券一錠売できない時に限る一に適用される。同様に、精算会社の精算金が支払われないか、いつ支払われるかわからないのが妥当な時にその会社の株式を売却する時にもあてはまる。

例：

2. 事実は、収益を生じていた土地が、後日、賃貸できなくなったことをのぞき、例1と同一である。Bは、Cに対し、その土地を売却する義務を負っている。

e. 元本からの欠陥の補填

受託者は、非収益的財産を売却するかわりに、彼が信託として保有している他の財産の元本から収益を補なうことはできない。

f. 非収益的財産の売却の遅れが不当ではないとき

あらゆる事情から、非収益的財産の売却の遅れが、不当に長い時間でない限り、受託者は信託違反の責任を負わない。

売却の遅延の期間の規定については231条参照。その要素の検討については231条注c参照。非収益的財産売却の利益の分配で売却が遅延した際、受託者の信託義務違反については231条注c参照。

g. 信託条項

信託条項によって、受託者が、非収益的財産の保有を指示または許可されることがある。

受託者が非収益的財産を保有することを指示する委託者の意思は、諸般の事情に照らし解釈される信託条項から読みとれる。そのような意図があると思われる事情には以下のものがある。(1) 財産の証書における特別な記載、とくに、信託設定者が、その財産が非収益的であることを知っている場合、また、とくに非収益的財産が、信託財産のすべてを占めている場合、(2) 信託財産全部とくらべて、非収益財産の価額が比較的少ない場合、(3) 委託者と受益者との関係を含めた信託の目的。

信託設定の際に含まれる信託財産の保有の許可が、信託条項にある時は、非収益的財産の保有まで許すかは解釈の問題である。そのような一般条項は、投資の保持の危険性がない時に許可するものと解され、単に、収益を生まない理由だけで保持が許さないことはない。一方、信託財産が適正な利益を生むべきであるという通常要求には拘束されず、信託財産の保持が許されるとも解釈される。

h. 割引き価格で取得した証券

もし受託者が証券を割引き価格、すなわち満期に予想されるのよりも安く買付けた場合、一応適当な信託投資であるが、受託者は、その証券の満期、売却その他の換金に先立って、収益に権限をもつ受益者に、元本からその差額を適法に支払うことはできない。たとえ、証券が満期まで保有され、そこで支払われれば、元本の増加となるであろう場合でもそうである。もし、受託者がある証券を高額で他を割引価格で取得した時、差額をどのように割りつけるべきかを決定する際に、たとえ割引部分と高額部分の金額が正確に同じでなくても、他の証券を割引きで取得したことを考慮に入れることができる。注 f 参照。たとえ割引で取得した証券が満期になって支払われても、受託者は収益の受益者に証券の値上がりによって得た利益を支払う義務は無い。

しかし受託者は、信託の元本が増加するという理由で信託財産の相当部分を割引価格の証券に投資することはできない。というのは収益受益者に通常より低い利率の信託投資で収入減をもたらすからである。受託者は受益者間で公平に振舞う義務がある。183条参照。

信託設定時に割引価格の証券が存在している場合、受託者は、収益受益者に証券の利息以上のものを支払うことはできない。但し委託者が異なる意思表示をした場合、この限りではない。このような場合には委託者は収益受益者に証券に支払われる利子のみを受ける意図があるとされる。この規則は無利息証券にはあてはまらない。233条注 d 参照。

統一元本、利息法6条によれば、満期時の損益は元本に加入すべきと規定している。この規則は高額プレミアム証券、割引価格証券の取得にあてはまる。239条参照。高額プレミアム証券について、239条注 f 参照。

第241条 売却遅延の場合における割当 (allocation)

(1) 信託財産から生ずる収益を一定の期間、ある受益者に支払い、その期間終了後は、元本を他の受益者に引渡すという内容の信託において、受託者がその信託財産を売却すべき義務を負っているとき、または、その信託財産が何らの収益も生じない、もしくは、通常の信託投資の場合の収益率よりも非常に低い収益しか生じない性質のものであるとき、または、消耗的財産であるか、もしくは通常の信託投資の場合よりも非常に高い収益を生ずる性質で、しかも、受託者が直ちにこれを売却しないときは、信託条項に別段の定めがない限り、受託者はこの売却をなしたとき、その売却代金を(2)項に定めるところに従って分配することを要する。

(2) 信託財産の売却により得た純収入は次の方法により元本と収益とに分配する。すなわち、信託財産を売却すべき義務が発生した時から現実に売却した時までの期間につき、ある金額に対する通常の信託投資において生ずべき利率で計算した利息を付した額が、信託財産の売却によって得た純収入の額と同額になる金額を確定し、この金額を元本とし、純収入からこの金額を差引いた残額を収益とする。

(3) 純収入とは、純売却代金に、売却までに信託財産の管理によって得た純収入を付加したものまたは失なった純損失を差引いたものをいう。

注：

a. 売却の遅延が、適法な場合、不適法な場合本条で述べられている規定は、売却の遅延が信託違反になる場合

【第7章】

も、信託に不当な損失をもたらさないために、売却の遅延が違法とならない場合にも適用される。

b. 売却の義務が生じる時

本条で述べられている規定は、信託財産の一部として、受託者が最初に受領したときから売却の義務を負っている場合（第230条参照）にも、後に、売却の義務が生じた場合（第231条参照）にも適用される。この場合、受益者は、売却義務が生じたの当初からの収益を得る権利がある。不当な損失なしに迅速に売却ができなかったため、売却を遅延した場合もである。そこで信託財産が配当がなくなったり、賃貸がされなくなったりした時、受託者は、生涯受益者のために売却義務を負い、生産的な財産に投資する義務を負う。売却される時、本条にある規則に従って売却義務を生じた時よりの収益について、受益者は分配される。

売却義務は財産が非収益的になった時に生じ、受託者がそれを知った時ではない。例えば抵当権の利息が先立って支払われることが不能になり、期限となっても利息が支払われないならば財産は利息の最後の先払い時に非収益的となり、売却の義務が発生する。

c. 信託条項

信託条項によって、非収益的の財産を受託者が保育することを指示することも（第240条注g参照）、または売却代金を元本と収益に分配せず、全部、元本に割当てるようにすることもできる。

受託者に、非収益的の財産を保持することを指示もしくは許可する設定者の意図は、もし売却義務が生じたとしても、売却金は元本と収益に分配されるのではなく、元本に組入れられるとの意図は、情事情を考慮した信託文書から、うかがいうる。そのような意図は(1) 委託者が信託財産が非収益と知っていてそれが信託財産の大部分を占めている時、(2) 非収益的の財産の割合が比較的少ない場合、(3) 委託者、受託者間の関係を含めた信託の目的である。

本条では財産が非収益的であれば、分配するのに十分である。いくつかの州では委託者所有の財産が信託設定時に所有されていた時は、本条であてはまらないとされている。但し、信託文書に明示もしくは黙示で規定されている場合はこの限りでない。

d. 非収益的財産の種類

本条で述べられている規定は、例えば、収益を生じない借り手のない土地、抵当の不履行、社債の不払など、さまざまな種類の非収益的財産に適用される。

抵当権への適用については、信託財産中の譲渡抵当の利息の支払が不履行で、最終的に競売され、元利合計の満額が支払われない場合、売却金額は本条の規則に従い、元本と収益に分配される。いくつかの州では裁判所は異なった規則を適用し、売却金を収益と元本に振り分けている。裁判所が当該抵当権の利率に従って分配し、一般の信託投資の利率に従って分配しないならば、結果は同様である。

本条の定めは社債や株式の不履行の場合にもあてはまる。また相当の時間の経過の後でない売却しない絵画のコレクションが財産である場合にも適用される。

本条の定めは復帰権が価値を失くしたり売却される時にも適用される。注c参照。

裁判所は時々、非収益的財産の占める割合が少く、委託者は周囲の状況から分配を望んでないとの理由で、本

条の適用を拒否する。

本条の規則は、財産全部が非収益的である場合ばかりでなく、通常の収益率より実質上低い収益しかあがないない時にもあてはまる。信託財産が空地を含み、駐車場として使用され、年1,000ドルの収益を計上し、年間の税額が900ドルの場合などである。

e. 消耗的財産

本条で述べられている規定は、受託者が、減価償却のための基金として収益から一部をとりわけていない場合、消耗的財産にも適用される。第239条参照。

消耗的財産のケースでは、それによって受益者の権利を調整する3つの方法がある。第1に、その財産を直ちに売却し、その代金を投資する。第2に、減価償却のために、受託者が収益の一部をとりわけておくこと。第3に、財産が売却され、本条に述べられている規定に従って分配されること。

遺言者が保険代理人であって、手数料や更新料の権利がある場合で、連続的受益者に信託として財産を残している時には、各手数料は本条の規則に従って収益と元本として返されるべきである。

委託者は、しかしながら分配をせずに収益が元本の一方にのみ、割り当てられると意図を示すこともある。

f. 過剰収益的財産

本条で述べられている規定は、その財産が危険性を含んでいるため、受託者が売却の義務を負っている場合で、その売却が遅延し、その後、受託者が非常に多額の収益を受領した場合にも適用される。

g. 売却で利益を得る場合と損失を被る場合

本条で述べられている規定は、売却によって得た金額が、信託設定当時の財産の価値よりも多い場合にも、少ない場合にも適用される。

h. 収益の付加および支出の控除

受託者が売却すべき義務を負っている財産の売却代金に、もしあれば、受託者の受領した信託財産からの純収益をプラスし、または、売却前に信託財産の管理上生じた純損失を差引いた額が、固定元本 (permanent principal) と、通常の信託投資において生ずべき利率による元本の収益とを含むものとして取扱われる。

純収益が売却の前に生涯受益者に支払われた場合、その額は、売却金から受けるべき金額から差し引かれるべきである。逆に収益から経費が支払われた時は、生涯受益の受取金額に付加されるべきである売却金から支払われる。

i. 規則を適用するための公式

各受益者が享受すべき額を決めるために、以下の式が用いられる。

x を固定元本 (permanent principal) とする。 a を転売の義務が生じた時から売却代金の受領までの経過期間とする b を通常の信託投資において生ずべき年利率とする。 c を売却代金に、現実に受領した収益を付加し、損失を差引いた額とする。

この等式は $x + a b x = c$ 故に $x = c / 1 + a b$ となる。

例：

【第7章】

1. 遺言者が、彼の全財産を信託として、相次的受益者のために残したが、その財産には、1年後に22,000ドルで売却し、運用費用に1,000ドルかかる非収益的土地が含まれている場合、21,000ドルは、固定元本と1年間の利息が含まれることになる。通常の信託投資において生じる利率が5%である場合、固定元本は、21,000ドルを割る1.05引く20,000ドルで、残りの1,000ドルが収益として生涯受益者に支払われる。その売却が2年遅れ、その財産が、24,000ドルで売却され、運用費用に2,000ドルかかったとすれば、純収入は、22,000ドルであり、固定元本は、22,000ドル割る1.10で確定され、20,000ドルが固定元本となり、2,000ドルが収益となる。

2. Aは全財産を、C生存中はCのための、C死亡後はDのための信託としてBに遺贈した。その財産には借り手のない土地が含まれていた。その年の終りに、Bは、その土地を20,000ドルで売却した。通常の信託投資において生ずる利率は、4.5%であった。この20,000ドルは、19,138.75ドルが元本、861.25ドルが収益に分配される。

3. Aは全財産を、C生存中はCのために、C死亡後はDのための信託としてBに遺贈した。その財産には、収益を生じない借り手のない土地が含まれていた。その年、Bはその土地につき、500ドルの税金を支払った。その年の終りに、Bはこの土地を20,000ドルで売却した。通常の信託投資において生ずる利率は、5%であった。売却代金から税金を差引いてから、公式にあてはめると、18,571.43ドルが元本、928.57ドルが収益に分配される。

4. Aは、C生存中はCのために、C死亡後はDのための信託として、100,000ドルをBに遺贈した。Bは、10,000ドルを甲地上の譲渡抵当上の利息の支払いを怠り、Bは、受戻権喪失とし、受戻権喪失売買で、信託のために甲地を買受けた。その後、Bは甲地を9,000ドルで売却した。売却前に甲地の運用費として1,000ドルが支払われ、収益はなかった。この8,000ドルが、CとDに分配されることになる。譲渡抵当に対して最後の利息が支払われてから売却まで2年間あり、通常の信託投資において生じる利率は5%であるとすれば、8,000ドルは、7,272.73ドルが元本に、727.27ドルが収益に分配される。

5. Aは、全財産を、C生存中はCのために、C死亡後はDのための信託としてBに遺贈した。この財産には、年間1,000ドルの収益を生ずる10年間の賃借権が含まれている。その年の終わり、Bはその賃借権を7,000ドルで売却した。通常の信託投資において生ずる利率は5%である。8,000ドルは、7,619.05ドルが元本に、380.95ドルが収益に分配される。

6. Aは、全財産を、C生存中はCのために、C死亡後はDのための信託としてBに遺贈した。この財産には、組合に対するAの権利が含まれていた。1年後、その組合が解散し、Bは、10,000ドルの収益とともに、100,000ドルを受領した。通常の信託投資において生ずる利率は5%である。総計110,000ドルは、104,761.91ドルが元本に、5,238.09ドルが収益に分配される。

j. 連続的生済権

本条で述べられている規定は、一定の期間、複数の受益者が連続的におり、最初の受益者の期間が終了するまで売却がなされない場合にも適用される。

例：

7. Aは、全財産を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は、Dの生存中、Dに収益を支払い、D死亡後はEに元本を引渡すよう指示した。その財産には、収益を生じない借り手のない土地があった。A死亡の3カ月後、Cが死亡した。A死亡後1年経って、その土地が22,000ドルで売却され、その諸経費が1,000ドルかかった。通常の信託投資の場合の利率は5%である。純収入の21,000ドルのうち、1,000ドルは収益に分配される（例1参照）。この1,000ドルにつき、Cの相続人が250ドル、Dが750ドルに対し権限を有する。

k. 遺産分配後の売却

本条で述べられている規定は、遺産分配後に売却される場合にも適用される。

例：

8. Aは、全財産を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後はDに元本を引渡すよう指示した。その財産には、収益を生じない借り手のない土地が含まれていた。A死亡から3カ月後、Cが死亡した。A死亡から1年経過した時、その土地が22,000ドルで売却され、諸経費に1,000ドルかかった。通常の信託投資における利率は5%である。総収入の21,000ドルのうち、Cの相続人は250ドル、Dは20,750ドルに対し権限を有する。

1. 元本および収益に関する統一法

同法第11条に、財産の売却が遅れた場合の非収益的財産の売却代金の分配について規定がある。

本法に定める規則は本条で述べた多数の州の規定とはいくつかの点で異なる。

- (1) 本法において1%以下の割合の収益しか発生しない財産以外は、分配がいらないとされる。第241条では、通常の信託財産の現在の収益率より低い時と定めている。
- (2) 本法では受益者は非収益的財産が保持された最初の一年は収益を受け取らないとしている。第241条では売却義務が発生した時から収益受領の権限があると定めている。
- (3) 本法では利率は5%とされている241条では信託投資の現在の利率によるとしている。
- (4) 本法では利益を計上して非収益的財産売却した場合以外、売却金の分配はないとしているが、第241条では、利益・損失にかかわらず、売却金の分配を定めている。

第7節 受託者の報酬

第242条 受託者の報酬

第243条の場合を除いて、信託条項に別段の定めがない場合、または受託者が報酬を辞退もしくは放棄しない限り、受託者は、信託財産から、受託者としての自己の職務につき報酬を取得する権限を有する。

注：

a. 本条の規則は、個人受託者および法人受託者の双方に適用される。

【第7章】

b. 報酬の額

いくつかの州では、制定法によって、受託者の報酬の額が定められている。そのような州では、信託財産の収益および元本のある一定の割合というように決められているのが普通である。制定法で受託者の報酬が決まった割合で定められている州では、注dで述べられている特別な職務の場合を除いて、受託者は、たとえ自己の職務がそれ以上の価値ある場合であってもその割合でしか権利を有しない。いくつかの州では制定法によって、ある一定の割合以上を受け取ってはならないと規定しているが、その場合には受託者は、制定法上の割合を超えてはならず裁判所が相当と認める報酬を受け取る権利を有す。また、いくつかの州では、法律によって、受託者は、裁判所が相当と認める報酬の額を受け取る権利を有すると規定されている。

多くの州では、受託者の報酬に関する制定法はない。そのような州では、受託者は、自己の職務について相当な報酬を受ける権限があり、受託者の受領する報酬額と時期は、裁判所の許可または承認による。裁判所は、報酬の額と時期を決定するについて自由裁量権があるが、通常は、その決定は、絶対なものではないが、多くの事例で適用され、その州に確立している規則や慣習に照らして判断される。

受託者の報酬の額を決定する明確な規則が制定法にない場合、通常の処理は、毎年の収益と元本との割合から斟酌される。ただし、以下の事情のもとではその割合が多少異なり、裁判所は、その変更を認めることができる。報酬の額を決定するについて考慮される事情とは次のものである。(1) 信託財産の額および性質、(2) 受託者のリスクおよび責任の範囲、(3) 受託者の果した職務の性質、(4) 信託の処理の難易度、(5) 信託処理上の受託者の能力および成果、(6) 遺言執行者や遺産管理人に対する報酬の法定の率。

受託者の報酬が割合を以て、決定される限り、収益に応じた報酬は、通常、受託者が受け取る収益の総額によるのであり、元本に応じた報酬は、通常、報酬決定時における元本の正味の価格によるものである。信託財産に抵当が付着している場合は、受託者の報酬額は通常、抵当額を除いた財産の価格に基づく。多くの州では、受託者の年間報酬は、一部分元本の割合にもとづいて決定され、元本から支払われる。第233条注h参照。

c. 事業信託

事業を営む信託の場合、受託者は、事業の純収益にもとづく報酬を受けとる権利はない。受託者の報酬が、収益の一定割合とされる制定法があるときは、通常、事業の純収益のそのような一定割合に限り、受託者は権利を有する。受託者の報酬額を決定する制定法がない場合は、事業経営上受託者の果した職務に相当する額につき権利を有する。

d. 特別な職務

受託者の報酬の額を決定する明確な規則を有する制定法がない場合、受託者が、信託の管理だけにとどまらず、例えば、弁護士 (attorney) または不動産譲渡の代理人 (real estate agent) というような専門的または他の職務をなすときには、受託者は、そのような専門的な職務に対する特別な報酬を受け取ることができる。そのような報酬額を決定するにつき、裁判所は一切の事情を斟酌して、当該職務の公正な価格を受け取ると規定する。制定法は、たとえ受託者がその職務を果たすために他の者を雇用する場合には、受託者はその者に、信託財産から報酬を支払うことができるとしても、特別になした専門的あるいは他の職務につき特別な報酬を受け取れるとは

解されない。

e. 報酬に対する先取特権

受託者は、収益について取得できる報酬額を差引かないで、収益を支払う必要はなく、また、元本について取得できる報酬額を差引かないで、元本を支払う必要はない。この範囲において、受託者は、彼の報酬額につき、信託財産上に担保された権利を有する。

報酬額を差引かずに支払いをなした場合の効果については、注j参照で

f. 信託条項

信託条項によって、受託者としての職務遂行に対する報酬として一定の額が定められている場合、受託者は通常その額を取得でき、また別段の定めがない限り、通常、受託者はその額だけを取得できるのである。もし信託条項によって定められた報酬額が非常に不十分であって、その規定された報酬額では、十分に資格のある人物が受託者として行動するのを欲しない程度のものであるならば、裁判所は、より多い報酬を許可することができる。なぜならば、そうでなければ信託の目的は効力を失うか、又は実質上阻害されるからである。第167条参照。

いくつかの州では制定法により、遺言でもって定められていても、受託者には信託の引受けはするが遺言により定められた報酬を拒絶することができ、制定法に定められた報酬をえることができるとされている。

受託者と委託者の間に、信託設定当時存在する信認関係又は信頼関係を濫用されることにより、委託者が受託者に相当な報酬以上の報酬をうけさせるよう信託条項に規定させられた場合には、受託者は信託条項に規定された報酬をえることはできず、単に相当と認められる額を得るにとどまる。第222条注dと比較せよ。

受託者がある一定の金額を報酬として受ける旨の信託条項の規定が、委託者によって任命された最初の受託者に限って適用されるのか、又は後任の受託者にも適用されるのかは、解釈の問題である。もし後任の受託者にも適用されるならば、そのような受託者は、より多い報酬をえることはできない。ただし裁判所がそのような報酬では、受託者として行動することを欲する十分に資格のある人物を捜すのが不可能であるということを決めた場合は別である。そのような人物がみつからない場合には裁判所は後任受託者を選任するにあたって、信託条項に定められた報酬額よりも多い報酬を与えることを指示できる。なぜならそうしないと信託の目的は効力を失うか又は実質上阻害されるからである。第167条参照。

信託条項によって、受託者が「相当な」報酬を受けるものとすると規定されている場合、裁判所は、一般的に法定されている報酬額と異なる額を裁定することができる。

信託条項により受託者は、受託者としての職務につき報酬額を受け取らないと規定されている場合には、受託者は通常、何ら報酬をえることができない。

遺言で信託が設定され、あわせて受託者に遺贈がなされた場合、受託者としての通常の報酬に加えて遺贈がなされたのか、そのような報酬のかわりに遺贈がなされたのかは解釈の問題である。またその遺贈が無条件に、その受託者になされたのか、又は受託者たる資格においてなされたのか、又は受託者の義務を完全に履行することによりなされたのかも解釈の問題である。反対の意思がない場合には、受託者の通常の報酬としては別個なものとして遺贈がなされたのであって、受託者たる資格又は受託者の義務の履行を条件としてなされたものではない

【第7章】

と推定すべきである。

例：

1. AはBに10,000ドルを遺贈した。Aは自己の残余財産をBに信託として遺贈した。他の証拠がない場合、Bは遺贈をうける権利があり、その信託を引受け、管理をした場合には、受託者としての彼の職務に対する報酬を受領する権利も有する。

2. AはBに10,000ドルを遺贈した。Aは、自己の残余財産を信託としてBに遺贈した。遺言によって、受託者としての資格が与えられた場合にのみ、Bは10,000ドルの遺贈をうける権利があると定められている。Bは受託者としての職務につき何ら報酬を受けないことと規定されている。Bは遺言にもとづき受託者としての資格が与えられた。Bはその遺贈を取得することができるが、受託者として報酬を受ける権利はない。

3. AはBに10,000ドルを遺贈した。Aは彼の残余財産を信託としてBに遺贈した。遺言によって、Bは受託者の義務を履行した場合にのみ、Bは10,000ドルの遺贈を受ける権利を有するものとし、また、その遺贈を受ける権利を有するものとし、また、その遺贈は、受託者としての通常の報酬に加えて与えられるものであると定められている。Bが、受託者としての義務を適正に履行した場合は、10,000ドルの遺贈と、受託者としての報酬を受ける権利を有する。

4. AはBに10,000ドルを遺贈した。Aは自己の残余財産を信託としてBに遺贈した。遺言によって、Bは遺言にもとづく受託者の義務を履行した場合にのみ、10,000ドルの遺贈を受ける権利があるものとし、その遺贈は、受託者としての彼の職務に対する報酬のかわりに与えるものと定められている。Bが受託者の義務を適正に履行した場合、遺贈については権利を有するが、他の報酬については権利を有しない。

g. 受働信託、口頭による信託、ビジネストラスト

その信託が、受託者が積極的な義務を負わないものであったり、非公式的な信託であったり、ビジネスの目的のために設定された場合に、受託者は報酬を受けるべきものであると当事者が意図していたとみられる事情があれば、受託者は報酬を受ける権利を有する。受託者の報酬を規定した制定法は、この種の信託には適用がないものと解せられている。もし報酬をうける場合には、報酬額は、当事者の明示した意思又はなされた職務の性質、商慣習、当事者間の関係によって決定する。例えば無報酬で行動する意思は、家族関係又は友人関係の存在、又は当事者の取引上の関係により決定される。口頭による信託のさまざまな型については、第12条で扱っている。

例：

5. Aは、自己の息子Bに、信託として甲地を譲渡し、Aの妻にその土地を引渡すよう指示した。Bは報酬は受けられないと推定できる。

h. 委託者との合意

信託の設定前に、受託者としての行動に対し、ある報酬額を委託者と受託者の間で合意していた場合は、たとえ、信託条項に報酬額についての規定がなくても、受託者はその合意した報酬額だけは取得することができる。

i. 受益者との合意

受託者が受領できる報酬額は、受託者と受益者間の合意によって増額され、または減額されることがある。しかしながら受託者の報酬を増額するという合意は受益者が無能力の場合、又は受託者が自己の知り又は知りうべかりし事情であって、合意に影響するすべての事情を告知しなかったか又は、その合意が受益者に対して不公平なものである場合には、受益者を拘束しない。第170条参照。複数受益者の場合には、そのような合意は、合意した受益者のみを拘束する。

j. 権利放棄 (waiver)

受託者が報酬を受ける権利を有していても、受託者は、任意にその請求権を放棄することができる。

例えば、収益から報酬を受ける権利があるのにその報酬額を差引かずに、受託者が受益者に収益を支払い、その際、報酬に対する請求を何らしめないという意思表示をした場合、受託者はその報酬を受益者に支払ってくれるよう請求もできないし、後日に生じた収益に対し、その報酬額を請求する権利も有しない。将来的な報酬請求権までも放棄するというのではない。

受託者が、その収益に対して報酬を受ける権利があるのにもかかわらず、その報酬額を差引かずに収益を支払ったが、その収益に関する報酬の請求権を放棄する意思も表示していない場合は、後の収益から報酬額を差引くことができ、または同じ受益者に支払われる元本から報酬額を差引くことができる。ただし、収益を受領した受益者の状態の変化によって、受託者に報酬額を差引きを認めることが衡平に反する場合はこの限りではない。

受託者は、ある一人の受益者に対してなした支払いに関する報酬を他の受益者に対して支払うべき信託財産から差し引くことはできない。

k. 二重の報酬

遺言執行者および受託者が、裁判所で相当と認める報酬を受ける権利を有する州では、遺言執行者であつ受託者としての任務を行なう者は彼のなすべき義務のすべてを考慮し、相当と思われる報酬を受けることができる。その者が双方の立場で行動するというこのために、職務がより面倒なものになっているときに受ける報酬よりも、額が多くなる。

遺言執行者の報酬が制定法によって規定されているが受託者の報酬は、裁判所が許可又は認可するところに従うという州においては、遺言執行者および受託者として行動する者は、裁判所が事情に従って許可又は認可する受託者としての報酬に加えて、遺言執行者としての制定法上の報酬をうることができる。裁判所は受託者の報酬を遺言執行者としての報酬をうける故をもって他の場合よりも低くすることができる。

制定法によって遺言執行者と受託者は、財産の元本に対する一定の比率をうけることができる州においては、遺言を以て同一人が遺言執行者と受託者ともに任命されている場合に、二重の報酬をうけるべきかについて規則は多様である。いくつかの州では、二重の報酬を否定されている。他の州では、二重の報酬は許容されている。また別の州では二重の報酬は、遺言において受託者の職務が遺言執行者の職務と明瞭に区別されていなければ許容されていない。また相当な報酬の規則が両者の資格を兼ねて行動する者のすべての義務を考慮して適用されるとする州もある。

1. 複数の受託者

複数の共同受託者がいる場合、信託条項、または制定法に別段の定めがない限り、報酬額の総額は通常、同一である。

当事者間の合意、信託条項の規定、制定法による規定がない場合には、受託者は、平等の割合をもって報酬をうけることができる。しかしながら共同受託者のうちの1人が他の受託者よりも大なる職務をなす場合には、裁判所が決定するところに従って、その職務の価値に関連して報酬が分配される。

iii. 連続受託者

受託者の死亡、辞任または解任により、受託者が完全な信託事務処理をすることができなかった場合、受託者または受託者の人格代表者は、信託事務を完全に履行した場合に受けるべき報酬額は取得できない。受託者のなした任務につき裁判所が相当と認めて決定した額について権利を有する。裁判所が、報酬額を決定する場合に考慮する事情は、次のとおりである。

- (1) 信託の期間および受託者が辞めるまでの期間
- (2) 信託の終了までに必要と思われる受託者の任務と比較した場合の受託者の現に行なった任務
- (3) 受託者としての彼の任務の終了原因。

第243条 信託違反の報酬請求権におよぼす影響

受託者が信託違反をなしたときは、裁判所は、その裁量にしたがい、受託者の報酬の全部を否定し、またその額を減じ、または、全額を認めることもできる。

注：

a. 一般規則

受託者が信託違反をなした場合、受託者はそれによって生じた損失につき、受益者に対し責任を負う。第205条参照。本条は、もし、受託者が信託違反をしなかったら受領できる報酬の全部または一部を剥奪できるかどうかの問題を扱う。受託者の報酬が減らされ、または否認される時、その減額または否認は、信託違反に対する付加的罰という性質のものではなく、報酬が支払われるべき職務が適切になされたためである。

b. 損失を報酬と相殺すること

受託者が信託財産に損失を与える信託違反をなした場合、たとえ受託者が報酬を受ける権利を有していても、自己の報酬請求権は、損失に対する責任と相殺され、受託者がその損失を補填しなければ、報酬の全額を受領する権利はない。

c. 裁判所の裁量

信託違反をなした受託者が、報酬の全額を受領できるか、減額または否認されるかは、裁判所の裁量の範囲である。裁判所が裁量権を行使する場合、次の要素が考慮される。

- (1) 受託者が善意かどうか

- (2) 信託違反が故意または過失でなされたか、あるいは無過失か
- (3) 信託違反が、信託全部の管理に関わるものか、信託違反の一部だけに関わるものなのか
- (4) 信託違反が損失をもたらしたかどうか、受託者が補填をなした損失があったかどうか
- (5) 受託者の職務がその信託に価値のあるものであったかどうか

d. 報酬の否認

受託者が信託の履行を拒んだり信託財産を目的外使用したとき、あるいは、受託者が、故意または過失で、全部の信託の管理を誤った場合、通常、その受託者は、何らの報酬も受けることはできない。

e. 報酬が制定法に規定されている場合

制定法または信託条項によって、信託の適切な管理に対する報酬額が定められていても、本条の規則は適用される。

f. 複数受託者

共同受託者の一人が信託違反をなし、他の受託者はそれに関与せず、したがって受益者に対して何らの責任も負わない場合（第224条参照）、信託違反を犯していない受託者は、自己の職務につき報酬をうける権利を有する。

g. 免責条項

信託約款に、信託違反の責任に対する免責条項があっても、受託者は、信託違反のために、報酬の全部または一部が否認されることがある。

第8節 受託者の費用補償

第244条 正当に負担した費用

受託者は、信託事務処理に関し、正当に負担した費用については、信託財産から補償を受ける権原を有する。

注：

a. 受託者の費用支出の権限に関しては、第188条参照。

b. 免除 (exoneration) または償還による補償

受託者の信託事務処理に関し正当に債務が生じた場合、受託者がそれを弁済するのに自己の個人財産を使わなくてすむように、債務の履行に信託財産を使用することによって責任の解除を得るか、あるいは、受託者が債務の履行に個人財産を使用してしまった場合は、信託財産から弁済を受けるという償還の方法をとるか、どちらかの方法で、受託者は、信託財産から補償を受ける権利を有する。

c. 補償に對する先取特権

受託者は、補償を受ける権利を有する範囲において、信託財産上、担保権を有する。受託者は、信託事務処理に関し正当に負担する費用について、彼に弁済がなされるまでは、信託財産を、受益者、または、受益権の譲受人もしくは、承継受託者に引渡すよう強制されない。

通常、受託者は補償を受ける権利を有し、かつそれについて信託財産に先取特権を有するのであるから、補償

【第7章】

をうけるのに適当な方法をとることができ、ただちに受託者に補償を与えることが、信託目的を実質的にそこなわない場合には、補償の実行を延期することを強制されない。

信託財産の中に、その目的に使える金銭があれば、受託者は、正当な信託事務処理に関し生じた債務の履行にその金銭を使用することができる、又は受託者が債務を自己の個人財産で弁済した場合には、その金銭でもって払い戻してもらうことができる。信託財産中に、その目的に使用できる金銭がないが、受益者に、正当に負担する費用の弁済のために、信託財産を売却または抵当に供する権限が与えられている場合には、受託者は、売却または抵当設定によって、補償に必要な財産を正当に確保することができる。受託者に売却の権限（第190条参照）、または抵当設定の権限（第191条参照）がない場合、裁判所が、受託者の信託事務処理に関し正当に負担した費用の補償のために、信託財産の売却または抵当の設定を受託者に認めることができる。

しかしながら、もし信託財産の中に、その目的に使える金銭がなく、ただちに売却又は抵当に供するようなことをすれば、信託目的の達成に反したり実質上阻害する場合には、受託者は補償の実行を延期するよう強制される。例えば受託者が信託として所有する家屋を修繕又は改良して適正に費用を負担し、自己の財産から支払った場合に、その家屋を抵当にすることが不可能であり、それを売却すれば信託目的に反することになるし、その信託につき、他の財産がないときに、裁判所は受託者に対し、収益を時々受けることにより、償還を命じるか又は何ら収益がない場合には、単にその財産が後日、売却した際に、売却代金から償還されるべきであり、償還に関する請求権は売却までは担保権にすぎないことを命じることができる。

d. 浪費者信託

信託がたとえ浪費者信託であっても、受託者の信託事務処理に関し正当に負担した費用について、受託者は補償を受ける権利を有する。第157条注d参照。

e. 受託者の債務不履行

受託者が、補償を受けられる費用を正当に負担したが、同時に信託違反もおかした場合、債務の額は補償額と相殺される。すなわち補償をうけることができる額は、信託違反による責任額の範囲で減額され、そのような責任額がうくべき補償額と同等または超過する場合には、受託者は信託違反により生じた損失を填補しない限り、費用の償還を全く否定される。

例：

1. Aは、ある社債の受託者である。Aは過失で、40ドルの利札を失なった。Aは固有財産から報酬として100ドルを支払った。Aは、信託財産から60ドルの範囲で償還をうける権利を有する。
2. Aはアパートの受託者である。Aは、管理人としてBを雇い、Bに500ドル支払うことを契約した。その後、Aは、信託財産の1,000ドルを横領した。Aは、管理人に固有財産から500ドルを支払った。Aは、信託財産から償還をうける権利を有しない。
3. Aは事業の受託者である。事業の経営に際して取引債権者に900ドルの債務を負った。Aの犯した信託違反の結果、Aは信託財産に対し400ドルの債務不履行となっている。Aは、500ドルの範囲で、信託財産から償還を受ける権利を有する。

f. 複数受託者の一人による債務不履行

共同受託者の一人が信託違反をおかし、他の受託者はそれに関与せず、受益者に対し何らの義務も負担しない場合（第224条参照）に、受託者が正当な信託の事務処理に関し、第三者に債務を負うときは、信託違反をしていない受託者は、第三者に対する債務につき信託財産から補償を受ける権原を有する。信託違反をなした受託者は、信託違反の責任の範囲において補償が否認される。

例：

4. AとBは農場の受託者である。農場の木を伐る際に、雇人の一人が過失によってCを傷つけ、CはAとBに対し、1,000ドルを請求できる判決を得た。Aは、以前に、その信託の金銭を1,200ドル目的外使用したが、そのことに対しBは何らの責任もなかった。BはCに判決の額を支払った。Bは信託財産から償還を受ける権利を有する。

g. 受託者または複数受託者の一人が補償を受けたために、信託財産から弁済を受ける債権者の権利に対して債務不履行が生じた場合の効果に関しては、第268条注eおよび注f参照。

h. 複数受託者の一人が不当に負担した債務の責任

二人の共同受託者によって第三者に対し債務が生じ、しかもその債務については、受託者の一人だけに過失がある場合、無過失の受託者は、第三者に対する債務につき信託財産から補償を受ける権利を有するが、過失で第三者に債務を負担した受託者は補償を受ける権利が否定される。第245条参照。

例：

5. AとBは、家屋の受託者である。BではなくAの過失のために、歩道に氷を積み、行人のDがすべってけがをした。制定法により、無過失でも、土地の所有者は歩道の条件が原因で生じた損害に対し責任を負うとされている。Bは、信託財産から補償を受ける権利を有するが、Aには認められない。

6. AとBは、農場の受託者である。両者はCと農場用トラックの運転契約を結んだ。Aは、Cが資格のない運転手であることを知りながらCと契約したという過失をおかした。Bはその点につき無過失である。トラックを運転中Cは過失でDをひいてしまい、DはAとBを相手どり、1,000ドルの損害賠償の判決を得た。Bは、信託財産から補償を受ける権利を有するが、Aは認められない。

i. 信託条項による制限

信託条項によって受託者の補償が、信託財産の特定の部分に限られることがある。例えば、遺言者が信託として財産を遺贈し、その財産の中には、受託者に経営継続の権限または指示が与えられた事業が含まれているが、別に他の財産は、その事業には使われない又は関係ないものとされている場合、信託条項に別段の定めがない限り、事業の危険を負担するのは、その事業に使用されている又は関係のある財産だけであり受託者は事業の経営上生じた債務につき、他の財産から補償を受ける権利を有しない。

事業の危険を信託財産の全部に負担させ、事業に使用し、又は関係のある財産についてのみ負担させるものではないとする委託者の意思は、特定の言葉で述べられていなくても認められうる。

例：

【第7章】

7. Aは、全財産をCのための信託としてBに遺贈した。Aの財産には事業が含まれていて、AはBにその経営を指示した。また、Aの財産には事業とは関係のない財産もあった。事業の経営上、Bは卸売業者から食料雑貨品を買入れた。この債務を負担するのに事業用の財産だけでは十分ではなかった。委託者の別段の意思を表示する証拠がなければ、Bは事業以外の財産から補償を受ける権利はない。

8. Aは全財産を信託としてBに遺贈した。その財産には事業が含まれていて、遺言書に、Bがその事業を継続して行くよう指示されていた。遺言書には、信託としてBに遺贈された財産のどれでも事業に使って良い旨記載されていた。事業の経営上、BはCから商品を買入れた。事業がうまく行かず、事業に供されている財産ではCの債権額を満足できない状態にある。BはCにその額を支払った。Bは、事業に使用される財産だけでなく、信託財産の残余部分からも補償をうける権利を有する。

j. 前後参照

受託者の補償のために、信託財産から介済を受ける債権者の権利に対して、債務不履行が生じた場合の信託条項による制限の効果については、第268条注g参照。

連続受益者のために設定された信託の場合、費用の支出を元本と収益に分配することについては、第233条参照。第246条、247条、248条は本条に述べられている規則の特別適用である。

第245条 不当に負担した費用

(1) 本条(2)項および(3)項の場合を除いては、受託者は、信託事務の処理に関し、正当に負担したのではない費用については、信託財産から補償を受ける権利を有しない。

(2) ある費用が、信託事務の処理に関し正当に負担したものではない場合でも、受託者にかかる費用につき補償を与えることが衡平であるという事情がある限りは、受託者がそれについて信託財産に利益を与えた範囲においては、信託財産から補償を受ける権利を有する。

(3) ある費用が、信託事務の処理に関し正当に負担したものではない場合でも、その費用に生じた取引が、受益者が、これを否認または承認する選択権を有するもので、かつ受益者がこれを承認した場合には、受託者は費用の全額につき信託財産から補償を受ける権利を有する。

(1)項の注：

a. 何らの利益も生じない場合

受託者が、自己の権限をこえて費用を負担し、しかもそれによって信託財産に何らの利益ももたらさない場合は、受託者は補償を受ける権利がない。

例：

1. Aは甲地の受託者である。Aには甲地を売却する権限が与えられていなかったが、Aはその権限があると信じて、売買の申込みをうけるために不動産仲介人のBを雇った。Bは売買の申込みを受け、Aは、Bの報酬として100ドルをBに支払った。その売買は、成立しなかった。Aは、信託財産から償還

を受ける権利はない。

2. Aは全財産を信託としてBに遺贈し、彼にその財産を指示した。信託財産の中には、Aが経営していた洋服屋が含まれている。Bは、信託違反をおかし、この事業を数年間続けた。Bは、Cから布地を買い、Bの固有の財産からその代金をCに支払った。その布地は、火事で焼けてしまったが、それは、保険に入っていなかった。Bは、信託財産から補償を受ける権限はない。

b. 受託者自身が負担すべき費用

受託者自身がなすべき行為または自分自身で支払わなければならないことに代理人を雇い、それに対して支払われた費用については、受託者は償還を受けられない。第188条注C参照。

c. 信託条項

信託条項によって、受託者が、ある費用の支出について権限がなくとも、善意で費用を支出した場合は、信託財産から補償を受ける権限があると規定されている場合は、受託者はその費用につき、補償を受ける権利がある。但し、悪意または、受益者について過失によって知らなかった場合を除く。第222条比較。

(2)項の注：

d. 利益をもたらす場合

受託者が権限をこえて費用を支出し、それにより信託財産に利益をもたらされた場合、通常、受託者は、利益の生じた範囲において補償を受ける権利を有する。そのような補償が許容されていないならば、受益者は受託者の支出した費用をもって、不当に利益をうることになるからである。

例：

3. Aは甲地とある証券の受託者である。Aは信託財産のために金銭を借入れたり、信託財産を担保に入れる権限はなかった。Aは、銀行から4,000ドルを借入れ、担保として証券を買入れた。Aはその金銭を甲地上の抵当の解除に支払った。その後、Aは自分自身の金銭で銀行に返済した。Aは、信託財産から償還を受ける権利がある。

4. Aは家屋の受託者である。Aには、その家屋の増築の権限はなかったが、あると信じて、家屋の増築のために、大工のBに1,000ドル支払った。Aは、その家屋の売却の権限にもとづいて、家屋を売却したが、増築した結果、増築前よりも750ドル高く売れた。Aは、750ドルの範囲で償還を受ける権利がある。

e. 利益は、売却価額の増加と同様、信託財産の賃料の増加によっても生じる。

例：

5. Aは、家屋を賃貸し、賃料をBに生涯支払うという内容の信託として、家屋を保有している。Aは同家屋を改良する権限を有してはいない。Aは同家屋の増築のために自己の金銭で5,000ドルを支払った。増築がなければ、同家屋の賃料は1,000ドルである。増築によって、1,500ドルで賃貸している。Aは、償還が得られるまで、賃料の増加額を控除する権利がある。

f. 信託財産を保全しなければ価値が減少する場合、保全によって利益は生じる。

例：

6. Aは、その全財産を、Cのための信託としてBに遺贈した。その財産には、二番抵当権が含まれている。二番抵当権に全部損失をもたらす一番抵当権の実行手続を防止するため、Bは銀行から金銭を借入れ、それをもって一番抵当権のために支払った。その結果、その土地は、両方の抵当権価額に充当できる程度に売却された。Bは、一番抵当権の額の範囲について補償を受ける権利を有する。

g. 補償を認めることが衡平に反する場合

受託者が自己の権限を超えて費用を支出し、その結果、信託財産の価値が増した場合でも、受託者に補償を認めることが、受益者に衡平ではないという事情があれば、受託者は補償をうける権利を有しない。受託者に補償を認めることが衡平かどうかを決定する重要な事情とは、次のようなものである。

- (1) 受託者が、その費用の支出について悪意であったかどうか
- (2) 受託者が、その費用の支出の権限がないことを知っていて行動したかどうか
- (3) 信託財産を保全するための費用の支出の必要があると受託者が信じるのが相当であったかどうか
- (4) 利益が金銭の形で現実化されたか、または現実化できるかどうか
- (5) 信託目的の効力を失わせる、又は阻害することなく補償が可能かどうか

受託者が権限をこえて費用を支出し、それによって信託財産の価値が増した場合、価値の増加が、売却その他の処分により、代金を受領することにより、又は収益の増加により現実化されるまで、受託者が補償をうけることを延期するよう強制される。例えば、受託者が、信託として保有している家屋改良の権限がないにもかかわらず、改良のために自己の財産から費用を支払った場合、受託者は家屋が売却されるまで、補償を受けることを延期するよう強制される。

例：

7. Aは信託として家屋を保有し、その信託の内容は、B生存中はBがその家屋に住み、B死亡後は、家屋を売却して、その代金をCに支払うというものであった。Aには家屋を改良する権限はない。Aは自己の金銭 5,000ドルを費して、その家屋に増築を加えた。家屋の売却価値または賃貸価値が増加しただけなので、Aはただちに補償をうける権利はない。

(3)項の注：

h. 受益者が選択権を有する取引で、受益者がその取引を承諾した場合

受益者が、拒絶または承諾の選択権を有している取引で、かつ、受益者が承諾した取引に関し、受託者が自己の権限を超えて、費用を支出した場合、信託財産に利益がそこまで生じなくとも、受託者は支出した全額につき補償を受ける権限を有する。この場合、受益者による承諾は費用の負担について受益者が前もって同意を与えた場合と同一の制限と効果に服する。第216条参照。

例：

8. AはBのための甲地の受託者である。Aは甲地の売却につき権限がないにもかかわらず、あると信じて、売買の申込みをうけるために、不動産仲介業者Cを雇った。Cは売買の申込みをうけ、AはCに

報酬として100ドル支払った。Bはその土地の売却を承諾した。Aは信託財産から100ドルを償還することができる。

9. AはBのための甲地の受託者である。Aは甲地上に建物を建てる権限がない。Aは1,000ドルを費して、甲地上に移動式住宅を設置した。Bはその購入を承諾した。Aは信託財産から1,000ドルを償還することができる。

10. Aは、Bのための100,000ドルの受託者である。信託条項によって、その金銭を土地購入に投資することは認められていない。Aは信託財産の10,000ドルで甲地を買ひ、甲地上の建物の修理に自己の1,000ドルを費した。Bはその土地の購入を承諾した。Aは1,000ドルについて償還を受けることができる。

i. 選択権を有する取引で受益者が拒絶した場合

受託者が権限をこえて費用を支出し、それによって信託財産に分離可能な利益が生じたが、受益者がその利益の享受を拒否した場合、受託者は、支出した費用の償還を求めることはできないが、利益を取得する権原はある。

例：

11. AはBのための甲地の受託者である。Aは甲地上に建物を建てる権限がないが、あると信じて、Cから移動式住宅を買って甲地に設置した。Aは、その家屋のために1,000ドルを支払った。BはAにその移動式住宅を移動させるよう指示した。Aは信託財産から償還をうける権利はないが、その家屋を取得することはできる。

第246条 契約上の責任

第244条および第245条に定められている規則は、受託者が信託事務の処理につき負担した契約上の責任に対し適用する。

注：

a. 償還および免責

受託者は、通常、信託事務の処理に関し締結した契約につき個人的に責任を負う。第262条参照。その責任が、正当に負担したものであれば信託財産から償還を受ける権原を有する。受託者が、固有財産をもって債務を履行した場合は、信託財産から償還を受ける権原を有する。もし受託者が債務を履行しないならば受託者は、信託財産から免責することができる。つまり、受託者は債務を履行するのに正当に信託財産を使用することができる。

例：

1. Aはアパートの受託者である。Aは、管理人としてBを正当に雇った。AがBの給料を固有財産から支払った場合、信託財産から償還をうける権利がある。AがBに支払っていなければ、AはBに信託財産から正当に支払うことができる。

2. Aは受託者である。BがAを相手どって信託財産に関する訴訟を提起した。Aは、応訴するため

に弁護士Cを正当に雇った。Aが固有財産からCに支払っている場合、信託財産から償還を受ける権利を有する。もしCにまだ支払っていないならば、受託者は、信託財産からCに支払うことができる。

3. Aは、小売業を信託としてBに遺贈し、その商売を続けるようBに指示した。信託の適切な事務処理上、Bは卸業者のCから商品を仕入れ、売買代金を自己の手形でCに支払った。Bは信託財産から補償を受ける権原を有する。

4. Aは信託としてBに農場を遺贈し、その農場の経営をBに指示した。農場の正当な経営上、Bは農場用具と肥料を買い、固有財産から支払った。Bは信託財産から補償を受ける権利を有する。

b. 契約上の責任が、正当なものではない場合の受託者の補償については、第245条参照。

c. 信託財産に利益が生じた場合

信託事務の処理上、受託者が締結した契約を受託者が遵守せず、それによって、受託者が債務不履行の責任を問われても、その結果、信託財産に利益が生じている場合は、その範囲において受託者は補償を受けることができる。例えば、受託者が信託財産を売却する契約を締結し、その後、もっと良い条件の申込みがあり、その財産を売却した場合、受託者は、代金の増加額の範囲で契約上の責任に対する補償を受けることができる。

第247条 不法行為上の責任

第244条および第245条に定められている規則は、受託者が信託事務の処理につき負担した不法行為上の責任に適用する。

注：

a. 償還および免責

受託者は、信託事務の処理に関して第三者になした不法行為については、個人的責任を負う。第264条参照。信託事務の適正な処理上、債務が生じた場合で、その債務につき過失がないときは、受託者は信託財産から補償を受ける権利を有する。もし、受託者が固有財産から債務を履行した場合は、信託財産から償還をうけ、まだ債務の履行をしていないときは、受託者は、その債務の履行に信託財産を正当に使用できるという免責の権利が認められる。

b. 受託者が無過失の場合

第三者に対する不法行為が、受託者が信託事務処理上、適正に雇った代理人または使用人の過失でなされ、受託者自身の過失がない場合は、受託者は第三者に対し責任を負うが、信託財産から補償を受ける権利を有する。

例：

1. Aは食料雑貨業の受託者である。Aは食料雑貨を運ぶためにBを雇った。Bが運転資格をもつ人であるとAは信じ、それには過失がない。Bが自動車で食料雑貨を運送中、Bの過失でCをひいてしまった。Aは、Cに対する責任の範囲で、信託財産から補償を受ける権利を有する。

2. Aは農場の受託者である。農場の適正な管理上、Aは、農場の木を伐るためにBを雇った。Bが

木を伐採中に、過ってCに倒してしまった。Aは、Cに対する責任の範囲で、信託財産から補償を受ける権原を有する。

代理人の行為によって生じた受益者に対する受託者の責任に関しては、第225条参照。

c. 第三者に対する責任が受託者の行為によって生じたが、それについて受託者に過失がない場合は、受託者は信託財産から補償を受けることができる。

例：

3. Aは甲地の受託者である。信託条項によって、Aは、甲地上にアパートを建てるよう指示されていた。アパートの基礎をつくるため土台を掘っている途中、隣接のB地が、それによって沈下してしまった。Aはその沈下につき過失がない。AはBに対する責任の範囲で、信託財産から補償を受けることができる。

d. 受託者に過失のある場合

受託者の過失で責任を負担した場合は、補償を受ける権原を有しない。

例：

4. Aは洋服屋の受託者である。Aは過失により床の破損を放任していた。客のBは、その床の穴に落ち、腕を折ってしまった。AはBに対し責任を負うが、信託財産から補償を受けることはできない。

5. Aはアパートの受託者である。制定法によって、アパートの所有者は、火災の時の避難場所の設置が義務づけられている。Aは、過失によって、火災の時の避難場所を設置していなかった。その家屋が火事で焼け、避難場所がなかったためにBが火事で負傷をした。AはBに対して責任を負うが、信託財産から補償を受けとることはできない。

6. Aは食料雑貨業の受託者である。Aは食料品の運搬のためにBを雇った。Aは、Bが無資格の運転手であることを知っていた。Bが自動車で食料品を運搬する途中、Bの過失でCをひいてしまった。AはCに対して責任を負うが、信託財産から補償を受けることはできない。

e. 保険加入を怠った場合

受託者が責任保険をかけるのを怠ったことで信託違反の責任を負う場合（第176条参照）、受託者が受けるはずであった保険金額につき、補償を受けることができない。

f. 受託者が、信託事務の処理につき、適正に行動しなかった場合

不法行為の当時、受託者が、信託事務の処理につき、適正に行動していなかった場合、不法行為が、受託者自身の過失によるものではなくとも、信託財産から補償を受ける権利がない。

例：

7. Aは家屋の受託者である。信託条項によって、Aは、その家屋を取り壊して新しい家屋を建てる権限は与えられていない。Aはその家屋を取り壊し、新しい家屋の基礎をつくるために土台を掘っている途中、隣接のB地を沈下させてしまった。その沈下についてAには過失がない。AはBに対して責任を負うが、信託財産から補償を受ける権利はない。

【第7章】

8. Aは食料雑貨業の受託者である。信託条項によって、Aはその事業を売却するよう指示されていた。信託違反を犯し、Aはその事業を継続した。Aは食料品の運搬のためにBを雇った。自動車で食料品を運ぶ途中、Bの過失でCをひいてしまった。AはCに対して責任を負うが、信託財産から補償を受ける権利はない。

g. 不法行為が信託財産に利益を生じた場合

受託者が故意に不法行為をなしたが、その不法行為をすることで、信託財産に利益を生ずることを意図し、結果として、信託財産に利益を生じた場合、第245条(2)項に規定されている規則にもとづき、利益の範囲内で、受託者は、信託財産から補償を受ける権利を有する。

例：

9. Aは店舗の賃借権と在庫品の受託者である。Aは賃貸借契約期間満了後、在庫品を売却するために、なお1日そこを明渡さなかった。地主は、Aを訴え、100ドルの請求をしている。受託者の行為によって、在庫品を移動する費用が100ドル以上節約された。Aは、地主に支払った100ドルについて、信託財産から補償を受けることができる。

h. 信託条項

信託条項によって、受託者の過失による不法行為の場合でも、信託財産から補償を受けられると規定されているときは、悪意または受益者を無視して受託者が責任を負担したのではない限り、信託財産から補償を受ける権利を有する。第222条比較。

信託条項によって事業を行うのに必要なといったように、信託財産の一部からのみ受託者は補償を受けることができると規定できる。

第248条 権利主体としての責任

第244条および第245条に定められている規則は、受託者が信託財産の権利主体であることによって負担する責任について適用する。

注：

a. 受託者は、信託財産をもって補償を受ける限度においては、第三者に対する信託財産の権利主体としての責任につき、個人的に責任を負う。第265条参照。

b. 財産が適正に保有されている場合

受託者が適正に信託財産を保有し、正当に債務を負担した場合は、受託者は信託財産から補償を受ける権利を有する。

例：

1. Aは甲地の受託者である。Aは、甲地に課せられた税金を個人的に支払っている。Aは信託財産から補償を受ける権利を有する。

2. AはB銀行の株券と他の財産の受託者である。信託条項によって、その証券は、A個人の名で保有されていた。B銀行が倒産した。Aは、制定法上の二重責任を負う。Aは、信託財産から補償を受ける権利を有する。

c. 不当に責任を負担した場合

受託者が適正に信託財産を保有しているが、不当に責任を負った場合、信託財産から補償を受ける権利を有しない。

例：

3. Aは甲地の受託者である。A個人として甲地上の税金が課せられた。Aは、税金の支払いにあてられる信託財産の金銭をもっていたが、Aの過失で税金の支払を怠り、罰金が課せられた。Aは、罰金の額については、信託財産から補償を受ける権利を有しない。

d. 財産が適正に保有されていない場合

受託者が、信託違反をして財産を取得したり、財産を保有している場合は、受益者が、その財産の取得を承諾しない限り、権利主体として負担した責任につき、信託財産から補償を受ける権利を有しない。第245条(3)項参照。

例：

4. Aは100,000ドルについてBのための受託者である。信託違反を犯し、Aはその金銭で甲地を購入した。Aは甲地上に課せられた税金を負担している。Bが、甲地を購入した受託者の行為を承諾した場合に限り、受託者は甲地に課せられた税金につき、信託財産から補償を受ける権利を有する。

第249条 受益者から個人的に補償を受ける権利

(1) 信託財産が受託者の信託事務処理により正当に負担した費用を補償するに十分でない場合でも、受託者と受益者との間に、受益者が受託者に補償すべき旨の明示の意思表示その他の方法による合意がない限り、受託者は、受益者に対し補償を請求する権利を有しない。

(2) 受託者が、信託事務処理により負担した費用につき信託財産から補償を受ける権利を有する場合に、その補償を受くべき費用の額を差引かずに信託財産を受益者に譲渡したときは、受託者が補償を与えることが衡平に反する程度に受益者の状態が変化する場合でない限り、受託者は、その譲渡した財産の限度において受益者に対し補償を請求する権利を有する。

(1)項の注：

a. 受託者に対する補償について受益者の同意がない場合

遺言信託の場合、および、通常の生前行為による信託設定の場合、受益者の同意がない限り、受託者は受益者から個人的に補償を受ける権利を有しない。

例：

【第7章】

1. AはCを受益者とする信託として甲地をBに遺贈した。Bに過失はないが、土地に欠陥があり、Dがそのために負傷をした。DはBを相手方として1,000ドルの損害賠償の判決を得た。甲地は200ドルの価値しかない。Bは、Cから個人的に補償を受ける権利を有しない。

b. 受託者に対する補償について受益者の同意がある場合

受益者が、受託者に補償を与えることに同意している場合、受託者は、受益者から個人的に補償を受ける権利を有する。そのような同意は、信託条項に規定されたり、諸般の事情から推定される。このような合意を示すと思われる事情としては、委託者が唯一の受益者であるか、受益者の一人である場合、受託者の義務が単に信託財産の管理をなすだけでなく、受託者側に相当な危険を負担させる事業を行う場合、信託財産が株式の価値を超えて義務や税を負担するおそれのある株式である場合である。

受益者が受託者に対して補償するという合意がある場合、そのような合意は、通常、信託事務処理により正当に負担した責任についてのみ補償する合意として解釈される。すなわち244条で述べられた規則に基づいて受託者は、信託財産から補償をうけることができるのである。

c. 受託者が、受益者の代理人でもある場合、代理のリステイトメント第2版第439条に定める規則により、原則として代理人としての受託者は、本人としての受益者から補償を受ける権利を有する。

受託者が、受益者の代理人である場合については、受益者によって自己の行為を監督することになるので、第8条注h参照。

d. 受託者に対する補償について委託者の同意がある場合

委託者が、明示的または黙示的に、受託者の信託事務処理につき正当に負担した費用を補償することに同意する場合がある。

e. 信託財産が受益者に引渡された場合

通常、受託者は、信託事務処理上、負担した費用につき、受益者から個人的に補償を受ける権利はないが（(1)項参照）、第244条から第248条に述べられている場合には、信託財産から補償を受ける権利がある。受託者が信託財産から補償を受ける権利があるときに、その補償を受くべき費用の額を差引かず、信託財産を受益者に引渡した場合には、受託者は、引渡した財産の限度において、受益者に対し個人的に補償を請求することができる。しかし、受託者が受益者に信託財産を引渡すときに、補償の請求権を放棄する旨の意思表示をした場合は、受益者から補償を受ける権利を有しない。第242条注jと比較せよ。また、財産を受領した後に受益者の状態が著しく変化し、受託者の補償を認めることが衡平の観念に反するという場合には、受託者の受益者に対する補償の請求はできなくなる。

例：

2. Aは全財産を信託としてBに遺贈し、Cが21歳に達したときに、その財産をCに引渡すよう指示した。その財産には事業が含まれており、遺言によって、Bはその事業の経営を継続するよう指示されていた。その事業の経営上、Bは正当にDに対して責任を負担した。Cが21歳になり、Bは信託財産をCに引渡したが、誤って、Dに対する責任に相当する額を留保しておかなかった。その後BはDに債務

額を支払った。Bは、衡平法上の訴訟手続により、Cに引渡した信託財産の額を限度として、BがDに支払った額をCに支払うよう請求することができる。第278条例1と比較せよ。

f. 前後参照

受託者が信託事務処理上負担した債務に対する債権者が、受益者に対する受託者の請求権を差押える権限に関しては、第278条参照。

第9節 受益者の責任

第250条 受託者個人に対する受益者の責任

受益者が、受託者に対し、信託事務の処理に関係のない責任を負う場合、受託者は、その責任の履行を確保するための担保権を、信託財産上の受益権につき取得することはない。但し、受益者が、その担保権を受託者に与えることを約した場合はこの限りでない。

注：

a. 適用範囲

受益者は、例えば、受益者の受託者に対する不法行為や、契約違反などのように、信託の管理に関しないことで、受託者個人に対し責任を負うことがある。このような場合、受託者は、自己に対する受益者の責任を確保するために、受益権上に担保権を取得することはできない。すなわち、受託者は、受益者に支払うことが信託上の義務である金銭から受益者の債務額を控除することも、相殺することもできない。受託者の権利は、受益者に対する他の担保権のない債権者の権利より何ら大きいものではない。

b. 受益者による譲渡

受益者が、信託の管理に関係なく、受託者個人に対し責任を負っている場合に、任意にまたは強制的に受益権を第三者に譲渡したときは、譲受人は、受託者に対する受益者の債務額を控除することなくその受益権を取得することができる。

c. 受託者による受益者への貸付

受託者が自己の金銭を、信託財産から返済を受けるという合意なしに、受益者に貸付けた場合には、受託者は、受益権からその金銭の返済を受けることはできない。つまり受託者は、信託財産について何ら担保権を有しない、または受益者に対する請求権につき相殺する特権を有しない。

例：

1. Aは、信託として100,000ドルをBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は、Dに元本を引渡すよう指示した。A死亡前に、CはBから5,000ドル借りていた。Cは信託財産から生じた収益を受ける権限があり、Bは、Cが取得した収益からBに返還させる権利はない。
2. Aは信託として、100,000ドルをBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は、元本をDに引渡すよう指示した。その後BはCに、5,000ドルを貸し、Cは、自己の信託財産上の権利から借り

【第7章】

た金額を支払うという合意はしていない。Cは、信託財産から生じた収益を受領する権利があり、BはCが取得した収益からCに返還させる権利はない。

受託者が信託財産からより超過して支払ったり、前渡しした場合については第254、255条参照。

d. 受託者に担保権を与える合意

受益者が受託者個人に対し責任を負う場合に、受益者が、信託財産からその債務の支払いをなすことを受託者に合意した場合、受託者は、信託財産上の受益権から返還を受ける権利を有する。そしてもしそうでなければ受益者に支払うのが信託上の義務となる金額からこれを差引き又は相殺することができる。しかし、このような合意は、受益者が無能力である場合、または、受益権が譲渡性を有しない場合には効力がない。注 e、注 f 参照。受益者が信託財産から債務の支払いをなすという合意は、文言をもって表現されることを必要としない。例えば受託者が自己の財産から受益者に前渡しした場合、すなわち未だ受益者に支払う時期が到来していない信託財産からの支払いを見越して受益者に対し支払う場合、受益者が無能力か受益権者が譲渡性を有しないものでない限り、受託者は、信託財産上の受益権から補償をうけることができる。

例：

3. Aは信託としてBに 100,000ドルを遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は、元金をDに引渡すよう指示した。Cの要請で、Bは、収益が生じた場合にはBに払戻すという了解のもとで、信託財産から収益が生じる前に、B自身の財産から 1,000ドルをCに前払いした。Bは、C生存中に生じる収益から返還を受ける権利を有する。

e. 受益者の無能力

受託者が自己の財産から例えば未成年者といった無能力者である受益者に前払いした場合、受益者が同意しても、受託者がなした前払いが扶養料のためでない限り、受託者は信託財産上の受益権から、その返還を受けることはできない。

f. 浪費者信託

受益権が譲渡できない性質のものであるとか、債権者が差押えをできないものであるような場合、受託者のなした前払いが、受益者の扶養料である場合を除き、受託者は、自己の財産から受益者に支払った前払いにつき、受益権から返還を受けることができない。第157条 b号参照。しかしながらもし受益者が無能力者でないならば受託者は、受益者個人から返還をうけることができるが、その権利は担保権のない債権者の権利と同一である。

g. 受益権の譲渡

受託者が、受益者に対し、貸付または前払いをなし、受益権からその金額の返還を受けることができる場合に、受益者が任意にまたは強制的にその権利を第三者に譲渡したときは、譲受人は、その貸付額または前払いした額につき受託者の担保権のついた権利を取得する。受益権の譲渡後に、受託者の貸付または前払いがなされた場合には、受託者がその貸付または前払いをなしたときに受益権が譲渡されていることを知らなかった場合に限り、譲受人は、担保権付きの権利を取得する。第226条注 c と比較せよ。

第251条 信託財産に対する受益者の責任

受益者が受託者に対し信託関係において負担する責任がある場合には受益権は、その責任のための担保となる。
注：

a. 受益権上の担保権

第三者が信託関係上金銭を支払う責任を負う場合には、その責任は、その第三者を相手とって受託者により提起される訴訟手続または受託者が通常、当事者となる受益者により提起される訴訟手続によって強制できる。第280条ないし第282条を参照。その責任を負う者が信託の受益者の一人である場合には、受益権に対して強制することができる。その受益者は、自己の責任を履行しなければ、信託財産上の自己の持分を受領できない。このことは数人がある財産に対して権利を有している場合に、その内の1人がそれに参加していると同時に、同一財産に対し、出捐をなすべき義務を負っている場合に、義務を果たさなければ利益を受け取ることができないという一般規則の適用である。

b. 受益権上の担保権はいかに強制されるか

受益権が負担を負っている場合、受益者の責任額を差引かなければ、受託者は、受益権に対応する金額の支払いを適法に拒むことができ、また、受託者が個人財産からその金額を補填しない限り、他の受益者のために受託者は、その支払いを拒む義務を負っている。

c. 受益権の譲渡

受益権が担保権つきの場合、その担保権は、その受益者に対してだけでなく、任意に又は強制的に受益権を譲渡した譲受人に対しても当該譲受人が善意有償の取得者であっても強制できる。例えば、受益権を譲渡された者、衡平法上の執行や別の方法で受益権にかかろうとする債権者、破産した場合の受託者に強制できる。

d. この規則の適用

本条で述べられている規則は、受益者が遺言者に対して債務を負っている場合（第251条のA参照）、複数受益者の一人が、その信託に金銭を支払うことを約した場合（第252条参照）、複数受益者の一人が、目的外使用その他の方法によって、信託財産を不当に処分し、他の受益者に損害を与えた場合（第253条参照）、受託者が複数受益者の一人に対し余分に支払いをなした場合（第254条参照）、受託者が、受益者に対し信託財産を貸付けたり、前渡しをした場合（第253条参照）、複数受益者の一人が、利益を得る受託者の信託違反行為に同意し、または他の受益者に損害を与える信託違反に関与した場合（第256条参照）、受託者が複数受益者の一人を兼ねる場合に信託違反をなしたとき（第257条参照）に適用される。

第251条の2 遺言者に対する受益者の債務

遺言者が遺産を信託に供し、信託の受益者が遺言者に対して債務を負っている場合、その債務を免除する旨の意思表示、または受益者が債務を支払わなくても受益権を享受できる旨の意思表示を遺言者がしない限り、信託財産上の受益権は、債務額の限度で負担を負う。

【第7章】

注：

a. 適用範囲

遺言者が別段の意思表示をしない限り、遺言者に対して債務を負う受益権は、債務額の限度で負担を負う。遺言者は、たとえその権利が譲渡可能でも、また、受益者の債権者の差押え可能であっても、受益者が、このような負担なしに受益権を享受する旨の意思表示をすることができる。

b. 浪費者信託

遺言のなかに、受益権が、債権者の請求の対象とならないこと、また、受益者による譲渡ができない旨が定められている場合には、受益者が債務を支払わなくても、受益権を享受できる旨を意図していたものと推定される。しかし、この推定は、反対の意思を示す証拠がある場合はくつがえされる。そこで、例えば、遺言者が全財産を平等の割合で数人の子に残したが、そのうち一人の持分はその子のための浪費者信託として保有されるべき旨を定めた場合に、もしその子を含む数人の子が遺言者に対して債務を負っているときには、それぞれの子の債務額はその持分から控除され、かつ、浪費者信託の設定を受けた子も、自己の債務額を控除することなしにはその遺産の持分を受けることができない、という結果になる。

第252条 受益者の一人が信託に金銭の支払いをなす契約

複数受益者の一人が、信託財産として保有されるべき金銭を受託者に支払うことを約しながら、その支払いを怠ったときは、その受益者の受益権は、その支払責任額のための担保となる。

注：

a. 受益権が担保となる場合

自己および他人を受益者とする信託のために財産を提供した者が、同じ信託として保有されるべき追加額を受託者に支払う契約をしながら、その支払いを怠った場合、その受益者の受益権は、自己の債務不履行の金額の限度で担保となる。その受益者は、債務を履行するか、その持分から債務額を控除しなければ、信託財産上の持分を享受することはできない。

例：

1. 夫Aと妻Bとの間の別居契約で、Aはある証券を信託としてCに交付し、B生存中はBに収益を支払い、B死亡後はAに元本を引渡すよう指示した。Aは、1年以内に同じ信託のために10,000ドルを受託者であるCに支払う契約をなした。Aは4年間、その支払いをなさなかった。Bが死亡。Bの人格代表者は、Aが債務を履行すれば得られるべき額につき、信託財産上に担保権を取得できる。

b. 受益権の譲渡

受益者の債務不履行が生じた後に、任意又は強制的に受益者が第三者に受益権を譲渡した場合、譲受人は、その負担を負った権利を取得することとなる。受益者の債務不履行が生ずる前に受益権を譲渡した場合には、譲受人が対価を払って取得し、かつ受益者の契約について善意である場合を除き、譲受人は、その負担を負った権利

を取得する。

c. 浪費者信託

本条で述べられている規則は、受託者に支払う契約をしなから、その支払いをなさない受益者の権利が、譲渡できないとされている場合、または債権者の請求の対象にならないものであっても適用される。但し、委託者が別段の意思表示をしたときは、この限りでない。第152条参照。

第253条 受益者の一人による信託財産の不当な処分

複数受益者の一人が信託財産を目的外使用その他の方法で不当に処分して他の受益者に損害を与えた場合には、その受益者はその損害額につき個人的に責任を負い、その受益権は、その責任の履行のための担保となる。

注：

a. 受益権が担保となる場合

複数受益者の一人が信託の目的物を不当に処分した場合、その受益者は個人的に第三者が不当に処分した場合と同様の責任を負う。不当な処分により損害を引き起こした者の受益権は他の受益者に与えた損害の担保の目的となる。その受益者は損害を賠償し、または、自己の持分からその損害額を控除しなければ、信託財産上の自己の持分を享受することはできない。

例：

1. Aは、ある社債を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は元本をDに引渡すよう指示した。Cが、その社債のいくつかを盗み、それを売却し、売却代金を費消してしまった。Bは、Cの生存中、その損失額の賠償を得るまで、収益を適法に保有することができ、また、DはBに対してそれを強制することができる。

2. Aは、Bに信託として家屋を遺贈し、Cの生存中は、賃料および収益をCに支払い、C死亡後は、その家屋をDに引き渡すよう指示した。Cの過失で家屋が被害を受けた。BはC生存中、その損害を賠償する額になるまで収益を保有することができ、またDはBにそれを強制することができる。

b. 受益権の譲渡

受益者が、信託財産を不当に処分した後、任意又は強制的に信託財産上の自己の権利を第三者に譲渡した場合には、譲受人は、その負担を負った権利を取得する。

c. 浪費者信託

本条で述べられている規則は、信託財産を目的外使用し、その他の方法で不当に処分した受益権が、譲渡できないものであったり、債権者の請求の対象とならないものである場合にも適用される。但し、委託者が別段の意思表示をしたときはこの限りでない。第152条参照。

例：

3. 事実は例1と同じであるが、信託条項によってCの権利はCによって譲渡できず、またはCの債

権者の請求の対象にならないものである点が異なる。Bは、C生存中、損害を賠償するまでは、収益を保有でき、DはBにそれを強制することができる。

第254条 受益者の一人に対する過払い

受託者が、複数受益者の一人に対し、その受益者が享受できない利益を信託財産から支払ったときは、その受益者は過払いを受けた金額について返還の個人的責任を負い、その受益権は、その金額の返還のために担保となる。ただしその受益者の事情が非常に変化したために返還を強制することが衡平の観念に反する場合はこの限りではない。

注：

a. 受益権上の担保

受託者が、錯誤その他の理由によって、他の受益者に支払われるべき額が、複数受益者の一人に支払われた場合、その支払いを受けた受益者はその支払額の返還について個人的に責任を負い、その受益権は、その支払額の返還のための担保となる。例えば、もし受託者が収益のみを享受できる受益者に対し、元本を支払ったならばその受益者は、支払われた額につき責任を負い、その後、その者に生じた収益からその額を控除することができる。

例：

1. Aは自己の財産を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は、Dが生存している限りDに収益を支払うよう指示した。Cが死亡したとき、受託者が誤ってDに支払ってしまった額で、当然Cが受けるべきものがあった。Bはその後、その額をCの代理人に支払った。Bは、Dへの過払い額の返還がなされるまで、Dへの収益の支払いを留保することができる。

b. 受益権の譲渡

受益者が過払いを受けた後に、任意又は強制的に受益権を第三者に譲渡した場合、譲受人は負担を負った権利を取得する。

c. 消費者信託

本条で述べられている規則は、過払いを受けた受益権が、譲渡できないものであったり、自己の債権者の請求の対象とならないものである場合にも適用される。但し、委託者が別段の意思表示をした場合は、この限りでない。第152条参照。

例：

2. 事実は例1と同じであるが、信託条項によってDの権利が譲渡できないものであるとされていたり、自己の債務の支払いとは関わりのないものとされている点が異なる。この結果は、例1と同様である。

d. 事情の変化

受託者が錯誤またはその他の理由により受益者に過払いをした場合、その受益者が過払いを受けたことを知ら

ず、しかも、その受益者に返還されることが、あらゆる条件を考慮しても衡平の觀念に反するほど受益者の事情が変化したときは、受託者は、受益者個人または信託財産上の受益権から、過払いされた額を返還させることはできない。受託者の返還請求を認めることが衡平の觀念に反するかどうかを決める重要な事情とは、以下のものである。(1) 受益者に過払いされた額を受益者がどう処分したか。(2) 過払いされた金額。(3) 受託者の錯誤の性質、過失があるかないか。(4) 過払いされてからどの位の時間が経過したか。例えば、もし受託者が、収益の受益者に対して元本から多額の金額を収益として支払い、自己の財産からの金額を受託者に返還させることが困難であり、将来生ずべき収益から留保すると長期間収益が得られないことになる事情があるならば、受託者は、その返還を求め得ないものとするか又は裁判所が受託者に対し、受託者がその返還を受け得るまで、その後時々その受益者に対して生じた収益の一部を保有することを許容することができる。

e. 受託者および共同受益者の権利

受託者が複数受益者の一人に過払いをした場合、受託者は過払いを受けた受益者を相手どって訴訟を提起できると同時に、過払いした額について、信託財産上の受益権を担保することができる。その上、受託者は、自から他の受益者に賠償するか、または、過払いした額を個人的に信託財産に支払うしかなかった限り、このような訴訟を提起し、または、このような担保権を実行する義務を他の受益者に対して負う。第226条参照。受託者が過失で過払いをなしたという事実は、受託者がそのような訴訟を提起すること、またはそのような担保権を実行することを妨げない。そのようなことをすることにより、受託者は、他の受益者に利益を与え、それによって個人的な責任を免れることになるので、受託者自身も利益をうけることになる。たとえ受託者自身が過払額を填補した場合でも受託者は通常、そのような訴訟を提起すること、又はそのような担保権の実行を妨げられるものではない。

しかしながら信託財産から受益者のうちの1人に過払いをなした受託者が過払い額を回復し、又は受益権に対して担保権を実行することは、他の受益者に代わって行うことができるが、受託者自身の利益のためにできない場合が2つある。まず第1に、受託者が不正の目的をもって過払いをなし、かつ受託者がその過払いを填補し、又は填補する能力があるので自己の財産から填補した場合、受託者はそれを受け取った受益者から過払い額の返還を求める、又は受益権につき担保権を実行することは許されない。ただし受託者が悪意で支払った場合でも、過払い額を填補しないか又は填補する能力のない場合には、他の受益者に代わって、そのような返還を請求したり、担保権を実行することを妨げられない。第2に、たとえ受託者が善意で過払いをなした場合でも、過払いを受けた受益者の事情の変更によって受託者が返還を請求し、又は受益権について担保権の実行を妨げられることがある。ただし受託者が過払い額を填補し、又は填補する能力がある場合にかぎる。受託者が填補をなさず、填補する能力がない場合には、受益者側の事情の変更があっただけでは他の受益者に代わって返還を請求したり、または担保権を実行することを妨げるのに十分ではない。

第255条 受益者の一人に対する信託財産の前払いまたは貸付

【第7章】

受託者が信託財産である金銭を受益者に前払い、または貸付けた場合、その受益者の受益権は、前払金または貸付金の返還のために担保となる。

注：

a. 受益者への貸付

信託違反であるかどうかを問わず、受託者が信託財産を受益者の一人に貸付けた場合、その受益者は貸付額について個人的に責任を負うだけでなく、その受益者の受益権は、貸付額の返還のために担保となる。

例：

1. Aは、100,000ドルをBに信託として遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は元本をDに引渡すよう指示した。Bは信託財産の10,000ドルをCに貸付けた。Cの受益権は、貸付金の返還のための担保となる。Bは、その貸付金が返還される額になるまで、C生存中の収益をBのもとに留保することができ、またDは、Bに対してそれを強制することができる。

2. Aは、100,000ドルをBに信託として遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は、元本をDとEに平等の割合で引渡すよう指示した。Bは、信託財産10,000ドルをDに貸付けた。Cが死亡。Dの受益権は、その貸付金の返還のための担保となる。Bは、Dに支払われる額からその貸付額を適法に保有でき、EはBに対しそれを強制することができる。

b. 受益者への前払い

受託者が信託財産から受益者に前払いをする。すなわち、信託条項に定められた時期より前に支払いがなされた場合、信託財産上の受益権は、前払い金の返還のための担保となる。

例：

3. Aは、信託として100,000ドルを保有し、その金銭を社債に投資し、B生存中はから年に3,000ドルを支払い、B死亡後は、元本と収益の残余財産をCに支払うよう指示されている。Bの希望で、Aは一年間に収益から5,000ドルをBに支払った。Aは、Bのために生じるその後の収益のうち2,000ドルを留保する権原を保有する。

c. 受益者の個人的責任

受託者が、信託財産からこのような貸付または前払いを受益者に対して行なった場合、別段の合意がない限り、受益権が、その金額を返還するのに十分でない時には、受益者は、その貸付または前払い金について個人的に責任を負う。

例：

4. Aは100,000ドルを信託として保有し、B生存中はBに収益を支払い、B死亡後はCに元本を引渡すよう指示されている。Bに収益を支払った上にさらに5,000ドルを収益からBに前払いした。Bが死亡。Bの人格代表者は5,000ドルについて責任を負う。

d. 受益権の譲渡

受益者が信託財産から貸付または前払いを受けた後に、任意又は強制的に受益権を第三者に譲渡した場合、譲

受入はその貸付または前払い金のための担保つきの権利を取得する。受益権を譲渡した後に、受託者が受益者に対し貸付または前払いをしたときは、受託者がその譲渡を知らなかった場合に限り、譲受人は、その担保つきの権利を保有することになる。第226条注cと比較せよ。

例：

5. Aは、100,000ドルをBに信託として遺贈し、Cが30歳になるまでCに収益を支払い、その後は、もしCが生存していればCに元本を引渡し、Cが死亡していれば、Dに元本を引渡すよう指示した。Cが30歳になる前に、BはCに対し信託財産から25,000ドルを前払した。Cはこの受益権をEに譲渡した。Cが30歳になった時、EはBに100,000ドル要求した。Eは、75,000ドルに対してのみ権原を有する。

e. 無能力の受益者

受託者が無能力者（例、未成年者）である受益者に信託財産から前払いをなした場合、その前払いが生活扶養料のためになされたのでない限り、その受益者はこの前払いについて個人的責任を負わないし、受益権もそのための担保とならない。そのような前払いを許容または指示する裁判所の権限については第168条参照。

f. 浪費者信託

受益権が、譲渡できないものであるとか、債権者の請求の対象とならないものである場合でも、委託者が別段の意思表示をしない限り、その受益権は、信託財産からなされた前払いのための担保となる。第152条参照。たとえ浪費者信託の受益者でも合意を与えて受託者の行為につき受託者に責任を負わせることができないという一般規則については第216条注e参照。

信託目的が十分に達成される前に受託者が浪費者信託の受益者に信託財産を譲った場合については第342条参照。

第256条 受益者の一人が信託違反に同意または関与した場合

(1) 本条(2)項、(3)項および(4)項の場合を除き、複数受益者の一人が、受託者の信託違反行為の実行に同意を与え、その違反行為のために他の受益者に損害が発生しても、同意を与えた受益者は、この損害につき責任を負わない。

(2) 複数受益者の一人が、受託者の行為が信託違反であることを知りながら、この行為の実行に同意を与え、その違反行為のために他の受益者に損害が発生したときは、同意を与えた受益者は、その信託違反行為によって自己が利益を得た限度において個人的に責任を負い、その受益権は、その責任のための担保となる。

(3) 複数受益者の一人が受託者の信託違反行為の実行に同意を与え、その違反行為のために他の受益者に損害が発生した場合に、その受益者が、この損害に対し責任を負うことを受託者または他の受益者に対して承諾したときは、その損害につき個人的に責任を負い、その受益権は、その損害額の支払いのための担保となる。

(4) 複数受益者の一人が、受託者の信託違反行為に関与し、その違反行為のために他の受益者に損害が発生したときは、違反行為に関与した受益者は損害の生じた範囲で個人的に責任を負い、その受益権は、その損害額の

支払いのための担保となる。ただし信託条項に別段の定めがある場合にはこの限りではない。

(1)項の注：

a. 同意した受益者に利益が生じない場合

複数受益者の一人が、受託者による行為が信託違反であることを知りながらその実行に同意したという事実だけでは、その信託違反から生じた他の受益者の損害についてその受益者に責任を負わせるには十分でない。その際 第216条で述べられている規則に従い、その受益者みずからが、その信託違反から受けた損害について受託者に責任を負わせることはできない。受託者の信託違反行為の実行に同意した受益者が、その違反行為から利益を得ることなく、その信託違反によって他の受益者に生じた損害について責任を負う旨の承諾をすることなく、かつ、その信託違反行為に関与していなかった場合には、その受益者は、その信託違反によって他の受益者に生じた損害について責任を負うことはない。

例：

1. AはBに信託として100,000ドル遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後はDに元本を引渡すよう指示した。Cの同意を得て、Bは10,000ドルで投機的な株を買った。その株の配当は全くなかった。その株は5,000ドルで売却された。Cはその損失について責任を負わず、その損失額がCに支払われる収益から控除されることはない。

2. Aは、C、D、Eを平等の割合で受益者とした信託として30,000ドルをBに遺贈した。BがCに6,000ドルをある株に投資する旨を伝えた。Cは、その株が投機的なものであることを知っていた。株価が下がった。C、D、Eは、信託財産からそれぞれ8,000ドルについて権原を有する。Cは、同意したので、自己の2,000ドルの損失分をBに対して個人的に請求できないが、D、Eの4,000ドルの損失分をCの持分から控除することも、Cがこの損失分につき個人的に責任を負うこともない。

3. AはBに信託として10,000ドル遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は元本をDとEに平等に分配するよう指示した。BはDに信託財産を株に投資することを告げ、Dはその株への投資が投機的なものであることを知っており、かつ、その投資が信託違反になることを知りながら同意を与えた。その後まもなくCが死亡し、Bはその株を6,000ドルで売却した。DとEはそれぞれ3,000ドルについて権原を有する。Dは、同意を与えたことにより、Bに対してD自身の損失である2,000ドルにつき個人的責任を問うことはできないが、Eの損失分について、Dの持分から控除されることはないし、D個人がその損失について責任を負うこともない。

(2)項の注：

b. 同意を与えた受益者が利益を得る場合

信託違反であることを知って同意を与えた受益者が、それによって利益を得た場合は、その受益者は信託違反によって生じた他の受益者の損失について責任を負い、その受益者の受益権は、損失の返還のための担保となる。例えば収益の受益者が、受託者が大きな収益をあげるために信託違反となる投機的な証券に投資することを知りながら、その投資に合意を与え、大きな収益が支払われたが、損失をこうむって売却された場合、収益の受益者

は、その損失を填補するため、信託投資の場合における通常の収益率以上に支払いを受けた収益額について責任を負い、この額は後日、受益者に生じる収益から控除されることとなる。

例：

Aは信託としてBに100,000ドル遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は元本をDに渡すよう指示した。Cの同意を得て、Bは、10,000ドルで投機的な株を購入した。Cはこれが信託違反であることを知っていた。Bはこの株から通常の収益率以上の1,000ドルの配当を受領し、Cに支払った。この株は5,000ドルで売却された。Cは1,000ドルについて責任を負い、この金額はCに支払われるべき信託の収益から控除される。

c. 複数受益者の一人が、信託違反であることを知らずに受託者の行為に同意した場合、その行為に同意なかった場合と同様に信託違反から生じた損失について他の受益者に対し責任を負うこともないし、その損失を賠償するためにその受益者の受益権が担保とされることもない。但し、その信託違反によって、同意を与えた受益者に過払いがなされたり（第254条参照）、その者に貸付または前払いがなされたとき（第255条参照）は、この限りでない。受託者がある証券に投資することを希望するか受益者の一人に問い、受益者が、その投資が信託違反であることを知らずに同意した場合、同意した受益者が、その信託違反の結果として利益を得たとしても、その投資によって他の受益者につき生じた損失の責任を負れない。

例：

5. Aは、信託としてBに100,000ドル遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は元本をDに引渡すよう指示した。信託条項によって、Bには株に投資する権限が与えられている。BはCに信託財産の一部をX会社の株に投資するこれを告げ、Cはこれに同意した。Cは、その株が投機的なものであり、そのような株の購入が信託違反になることを知らなかった。その後2年間は、X会社は10%の配当を出し、その配当金はCに支払われた。X会社は倒産し、株の売却で損失を受けた。Cはその損失について責任はなく、したがって損失額がCに支払われるべき信託の収益から控除されることはない。例5で述べられた状況において受託者が、受け取った配当が、信託違反において過大に生じた収益であっても、受託者において収益の受益者に正当に支払われる。しかしながら、その投資が滅耗的なものである場合、得た収入は部分的に元本に配分されるべきものであるから（第239条参照）、収益受益者に対する支払いは過払いであり、たとえ過払いであることを知らなかったとしても、第254条に述べた規則に従って責任を負う。

(3)項の注：

d. 受益者が賠償の合意をした場合

複数受益者の一人が信託違反の実行に同意し、かつ、その信託違反から損害が生じた時には受託者の責任を免除する旨の合意をした場合、損害が生じたときには、その受益者は、信託財産上の自己の権利に生じた損害の責任を受託者に負わせることができなければならず（第216条参照）、他の受益者の損害について個人的に責任を負い、受益権は、その損害のための担保となる。

例：

6. Aは、C、D、Eを平等の割合の受益者とする信託として15,000ドルをBに遺贈した。CはBをそそのかし、信託の投資として適法でない証券に、7,000ドルを投資させ、Bの他の受益者への責任を免除することに同意した。その証券は、無価値となった。信託終了時に、Bは、不足を補うために自己の財産から2,000ドルを使って、DとEにそれぞれ5,000ドルを支払った。Cは自己の持分の損失をBに請求できないばかりでなく、2,000ドルについてBに対し責任を負う。

(4)項の注：

e. 受益者が信託違反に関与した場合

受益者が単に受託者による信託違反の行為に同意するだけでなく信託違反に関与した場合、その受益者は信託違反に関与した第三者が責任を負うのと同様に信託違反によって生じた損害につき、他の受益者に対して責任を負う。第326条参照。信託違反に関与した受益者が、そのような関与につき責任を負うだけでなく、その者の受益者も他の受益者に負わされた損失の額につき、担保される。信託違反に関与した受益者は自己が関与した信託違反により生じた損失を填補しなければ信託財産上の自己の持分を受け取ることはできない。

信託違反の実行の同意に加えて、受益者のいかなる行為が信託違反への関与となるかは、程度の問題である。受益者が信託違反に関与したかどうかを決定する重要な要素は、以下のものである。(1) 受益者自ら信託違反を構成する行為をしたかどうか。(2) 受益者が受託者を買収して、信託違反をさせたかどうか。(3) 受益者が受託者を強迫したかどうか。(4) その他の方法で受益者が受託者をそそのかして信託違反をさせたかどうか。(5) 受益者が、信託違反によって自分は利益を得るだろうが、他の受益者はおそらく損害を被るであろうことを知っていたかどうか。

例：

7. Aは、C、D、Eを平等の割合の受益者とする信託として、Bに30,000ドル遺贈した。Cは、Bをそそのかして、投機的であることを知っている証券に5,000ドルを投資させた。その証券は無価値となった。DとEはそれぞれ10,000ドルずつ権原があるが、Cは、信託財産の5,000ドルについてのみ権原を有する。

8. Aは、信託としてBに10,000ドル遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は、元本をDとEに平等の割合で分配するよう指示した。DはBをそそのかして、投機的であることを知っている株に信託財産を投資させた。その後まもなくC死亡。Bはその株を6,000ドルで売却した。Eは、その売却代金の5,000ドルに対し権原を有し、Dは1,000ドルしか権原がない。

f. 浪費者信託

本条で述べられている規則は、委託者が別段の意思表示をしないう限り、信託違反に関与した受益者の権利が譲渡できないものであったり、債権者の請求の対象とならないものであっても適用される。第257条注fと比較せよ。

第257条 受託者を兼ねる受益者の責任負担の範囲

受託者が複数受益者の一人を兼ねる場合に、その受託者が信託違反をなしたときは、他の受益者は受益者に対する信託違反についての請求に関し、受託者の受益権を担保とすることができる。但し、委託者が別段の意思を表示したときは、この限りでない。

注：

a. 受託者が最初から受益者を兼ねる場合と、後に受益者となる場合

本条で述べられている規則は、受託者が信託の当初から受益者の一人であった場合だけでなく、信託設定後に受益権を取得した場合にも適用される。

例：

1. Aは、BとCに信託として100,000ドル遺贈し、B生存中はBに収益を支払い、B死亡後は、元本をDに支払うよう指示した。Bが違法な投資をして10,000ドルの損害を受けた。Bは、その損害の賠償をするまで、収益を受領する権利がない。

2. Aは、100,000ドルを信託としてBとCに遺贈し、D生存中はDに収益を支払い、D死亡後はBに元本を支払うよう指示した。Bが違法な投資をして収益に被害を与えた。Dが死亡、Bは、Dの遺産に対し、収益の損失分を補填するに至るまでは、元本を受領する権利を有しない。

3. Aは、B、C、Dを平等な割合の受益者とする信託としてBに30,000ドル遺贈した。Bは信託財産の5,000ドルを目的外使用した。C、Dはそれぞれ10,000ドルずつ権利を有するが、Bは、信託財産の5,000ドルしか権利がない。

4. Aは、C、D、Eを平等な割合の受益者とする信託としてBに30,000ドルを遺贈した。BはEの権利を買取った。Bは信託財産の5,000ドルを目的外使用した。CとDは、それぞれ信託財産の10,000ドルずつ権利があるが、Bは5,000ドルについてだけ権利を有する。

b. 受益者が受託者を兼ねている場合の債権者

受託者を兼ねる受益者の債権者は、その受益者が有するよりも有利な地位に立つことはなく、債権者がその受益者の有する受益権を差押える訴訟をし、債権の満足をはかるとしても、他の受益者の担保権は強制可能である。

c. 受託者を兼ねる受益者の権利の信託違反後の観測

受託者を兼ねる受益者の持分に対する受益者の担保権は、受託者が信託設定当初から受益者を兼ねていても、設定後に受益権が与えられた場合でも、信託違反の後にその受託者によって行なわれた受益権の譲渡によって影響を受けることはない。

例：

5. Aは、B、C、Dを平等な割合の受益者とする信託として、Bに30,000ドル遺贈した。Bは、信託財産の5,000ドルを目的外使用した。Bは、その目的外使用を知らないEに自己の権利を譲渡した。CとDはそれぞれ信託財産の10,000ドルに対して権原を有し、Eは5,000ドルについてのみ権利を有す

【第7章】

る。

6. Aは、C、D、Eを平等な割合の受益者とする信託として、Bに30,000ドル遺贈した。Eは、自己の権利をBに譲渡した。Bは信託財産の5,000ドルを目的外使用。Bは、自己の受益権をBの目的外使用を知らないFに譲渡した。CとDは、それぞれ信託財産の10,000ドルに対して権利を有するが、Fは5,000ドルについてだけ権利を有する。

d. 信託設定当初から受益者であった受託者の権利の、信託違反前になされた譲渡

受託者に信託設定時に受益権が与えられた場合には、受託者兼受益者の持分に対する他の受益者の担保権は、受託者による自己の受益権の譲渡によって、それが信託違反の前になされた場合でも、影響を受けない。

例：

7. Aは、B、C、Dを平等な割合の受益者とする信託としてBに30,000ドルを遺贈した。Bは、自己の受益権をEに譲渡した。その後、Bは信託財産の5,000ドルを目的外使用した。CとDは、それぞれ、信託財産の10,000ドルについて権利を有するが、Eは、5,000ドルについてだけ権利を有する。

e. 信託設定後に受益権を取得した受託者兼受益者が、信託違反の前にその権利を譲渡した場合

受託者が信託設定後に受益権を取得し、これを信託違反の前に譲渡した場合には、他の受益者は譲渡された権利につき担保権を主張することはできない。

例：

8. Aは、C、D、Eを平等の割合の受益者とする信託としとBに30,000ドル遺贈した。Cは、自己の権利をBに譲渡し、BはこれをFに譲渡した。Bは信託財産の5,000ドルを目的外使用した。D、E、Fは、残りの25,000ドルの3分の1ずつにつき権利を有する。

f. 浪費者信託

本条で述べられている規則は、委託者が別段の意思表示をしない限り、受託者兼受益者の権利が譲渡できないものであったり、債権者の請求の対象とされないものである場合でも適用される。第152条参照。受託者兼受益者の通常の債権者は、その受益権を差押え、自己の請求の満足に供することはできないが、他の受益者に受託者兼受益者が信託違反によって生じた責任を填補するため、この者の受益権を差押えることができる。ただし委託者が別段の意思表示をした場合には、この限りではない。この規則は制定法上の浪費者信託にも適用される。

しかしながら、委託者が、受託者兼受益者の権利は、信託違反による他の受益者の損害の賠償をするために差押えられることはないという意味を表示した場合には、差押えできない。他の受益者に受益権を与えた委託者は、受託者兼受益者によってなされた信託違反を填補するために、その者の受益権にかかっていくことを他の受益者に対して否定することにより、その者たちの権利を限定することができる。このことは公序良俗により通常の債権者が受益権にかかっていくのを妨げている州においてもそうである。委託者がそのような意思を表示したかどうかという問題については、さまざまな要因が関連してくる。例えば信託違反の性質が故意なのか過失なのか、委託者と受託者兼受益者の関係といった要因がある。あらゆる事情に照らして委託者が、通常の債権者の請求からだけでなく、信託違反による他の受益者の請求からも受託者兼受益者を守りたかったかどうかの問題である。

信託条項による、受託者の信託違反の責任の免除については、第222条参照。受託者兼受益者は、その者の受益権を差押えることを主張できないだけでなく、信託違反につき、個人的な責任を問うこともできない。

第10節 共同受託者間の求償関係

第258条 共同受託者からの求償

(1) 本条(2)項の場合を除き、二人の共同受託者が受益者に対し信託違反の責任を負う場合には、各受託者は、互いに他の受託者に対し求償をする権利がある。但し、次の場合はこの限りでない。

(a) 受託者の一人が他の受託者に比べて過失の程度が大きい場合、その受託者は他の受託者に対し求償することができない。これに反し他の受託者はその受託者に対し求償をすることができる。

(b) 受託者の一人が信託違反により利益を受けたときは、他の受託者はその利益の範囲内において、その受託者に求償をすることができる。それ以外の範囲の責任については、受託者の過失の程度が同等である限り、互いに求償をする権利がある。

(2) 不正の利益を得る目的で信託違反をなした受託者は、共同受託者に対し求償をする権利を有しない。

注：

a. 連帯責任を負う受託者

複数の受託者が共同で信託違反をなした場合、または、複数受託者の一人が信託違反をなした場合、それらの受託者は、連帯して信託違反の責任を負う。

(1)項の注：

b. 受託者の過失の程度が同等の場合

二人の受託者が信託違反に関与した場合、通常は、信託違反の賠償をなしたどちらか一方の受託者が、彼の支払った2分の1について他の受託者に求償することができる。

例：

1. AとBは、Cのための受託者である。彼らは共同して、適法でない信託投資である証券を購入して信託違反をなし、その証券は後に1,000ドルの損失を受けて売却された。AがCに1,000ドル支払った。AはBから500ドルの返還を受ける権利を有する。

2. 事実は例1と同じであるが、信託違反に関与した受託者が4名であった点は異なる。Aは、各受託者に対し250ドルの返還を請求できる。

c. 注bに述べている事実のもとでは、ある受託者が現実に支払った信託違反の賠償額につき求償をすることができるだけでなく、共同受託者に対し、信託違反の賠償額につき彼の責任額を支払うよう強制することができる。

例：

3. AとBは、Cのための受託者である。信託違反をなして、彼らは信託財産の一部である家屋に保険をかけることを怠った。その家屋は火災で損害を被った。Aは損害額の半分を支払った。AはBに対し

【第7章】

し、残り半分を支払うよう強制できる。

d. 受託者の過失の程度が同等でない場合

信託違反がなされたときに、二人の受託者のうちの一人の過失の方がはるかに大きい場合、その信託違反について双方が責任を負うが、その損失は、究極的には過失の大きい受託者がもたらしたものである。それゆえ、その者が信託違反の損害を賠償した場合、その者は他の受託者に分担額を請求した場合には、過失の大きい受託者に対し求償をすることができる。

一人の受託者が実質上過失の割合が大きいと決定する要素は以下のものが考えられる。(1) 彼が他の受託者を欺して信託違反に参加させた。(2) 彼が故意に信託違反を犯し、他の受託者は過失による。(3) 彼の経験が豊富で他の受託者をコントロールできる。例えば一人が弁護士で、他の者は実務経験がなく、弁護士の判断を信じることを常としている。(4) 彼が単独で信託違反を実行し、他の者は関しの注意義務違反、もしくは差止の注意義務を怠った。244条参照。

例：

4. AとBは、Cのための受託者である。BはAに信託の単独管理を認めた。Aは適法な投資でない証券を購入した。Bはこれを知らず、あるいはその購入に同意しなかった。その証券は1,000ドルの損失を受けて売却された。Aがその損害を賠償した場合には、Bから何らかの返還を受ける権利はない。Bがその損害を賠償したときには、Aから1,000ドルの返還を受けることができる。

e. しかし、一人の受託者が他の受託者よりも過失が多かったとか、信託違反の実行により多く関与していたという事実だけでは、分担額の請求ができない程の過失があるとはいえない。

信託違反に加わらなかったという事実だけでは信託義務違反がないということはいえない。

f. 一人の受託者が利益を得た場合

二人の受託者のうちの一人が、信託違反から利益を得た場合は、他の受託者はその利益の範囲で彼に対し求償をすることができる。

例：

5. AとBは、Cのための受託者である。Bは違法にも信託の管理をAにまかせた。Aは信託財産の1,000ドルを着服した。Aが損害の賠償した場合には、Bから何らかの返還をうけることはできない。Bがその損害を賠償したときには、Aから1,000ドルの返還をうけることができる。

6. AとBは、Cのための受託者である。Aは信託財産の1,000ドルを着服した。Bはその後Aの着服を知ったが、Aから返還を受けることをしなかった。Bはその損害の賠償を強制された。BはAから1,000ドルの返還を受ける権利を有する。

7. AとBは、Cのための受託者である。AとBは共同してA個人から10,000ドルで甲地を買った。その際、受益者をだますつもりはなかった。甲地は購入のとき8,000ドルの価値であり、その後8,000ドルで売却された。AとBは、連帯して2,000ドルについて責任を負う。AはBに対して求償をすることはできないが、BはAに対し求償をすることができる。

8. AとBは、Cのための受託者である。AとBは共同して、Aに権利のない特別報酬を支払った。AとB双方は、受益者に対して責任を有するが、AはBに対し求償をすることができない。一方、BはAに対し求償をすることができる。

(2)項の注：

g. 不正の利益を得る目的でなされた信託違反

不正の利益を得る目的で信託違反をなした受託者は、その共同受託者に対し求償をすることはできない。

第11節 信託事務処理に関する裁判所の指示と計算の承認

第259条 裁判所に対する指示の要請

受託者は信託事務の処理に関し、受託者としての義務または権限について疑義が生じたときは、裁判所に指示を求めることができる。

注：

a. 受託者に、裁判所の指示を求める権限がある場合

受託者は、信託証書の解釈、受託者の義務および権限、誰が受益者なのか、受益権の性質および範囲、元本と収益の分配、収益を受ける者または信託終了時に信託財産を受ける者は誰か等の事項に関し、裁判所の指示を求めることができる。

裁判所の指示を求めるための費用は信託財産から支払いうる。但し、申立が明らかに無用なもので費用を償還するのが不適当な時はこの限りではない。

b. 受託者が裁判所に指示を求めることができない場合

受託者が、彼の権限や義務について相当な疑義がない限り、その権限や義務について裁判所の指示を求めることができない。

c. 裁判所は、将来生ずることがありえない疑義、または将来生ずる可能性はあるが、現在まだ生じていない疑義については、指示を与えることはない。例えば、信託財産の利益分配の時期が到来する前に、その分配について受託者に指示を与えることはない。

d. 受託者の裁量にまかされている事項に関しては、通常、裁判所が受託者に対し裁量の実現の仕方を指示することはない。

e. 指示の効果

受益者が受託者の信託違反責任を追及するのを阻却する裁判所の指示の効果に関しては、既判事項および訴訟手続に関する法律の一部であり、本リスティメントの範囲外である。第220条参照。

f. 前後参照

信託条項からの逸脱の許可または指示をする裁判所の権限に関しては第167条参照。

第260条 計算の承認

受託者は、裁判所に対し、事務処理の計算につき検査を為し、かつ、これを承認することを求めることができる。

注：

a. 信託の事務処理の計算書を管理・報告する受託者の義務については、第172条参照。

b. 受益者が受託者の信託違反責任を追及するのを阻却するような、裁判所による受託者の計算書の承認については、既判事項および訴訟手続きに関する法律の一部であり、本リステイトメントの範囲外である。第220条参照。

RESTATEMENT OF THE LAW

Second

TRUSTS 2D

by THE AMERICAN LAW INSTITUTE

AT WASHINGTON, D. C.

May 23, 1957

AMERICAN LAW INSTITUTE PUBLISHERS (1959)

この翻訳は1980年 (2nd reprint)を底本としました。

(非売品)

(禁無断転載)

平成8年3月30日印刷

平成8年3月30日発行

米国信託法リステイトメント (第2版)

【上】

報 告 書

発 行 財団法人 トラスト60
東京都中央区八重洲2-3-1
住友信託八重洲ビル内
Tel. 03-3286-8100(代表)

印刷: (株)ディグ